平成30年 第４回 沖縄県議会（定例会）会議録

平成30年6月12日　開会
平成30年7月６日　閉会
} 25日間

沖　縄　県　議　会

平成30年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（６月12日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 14
１．欠　　員 …… 14
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 14
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 15
１．開　　会 …… 15
１．新事務局長（平田善則君）の紹介 …… 15
１．諸般の報告 …… 15
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 15
１．日程第２　会期の決定 …… 15
１．日程第３　議会運営委員の辞任の件 …… 15
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 16
１．日程第４　乙第１号議案から乙第19号議案まで …… 16
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 16
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 17
１．日程第５　陳情第37号、第38号、第44号の５、第44号の６、第48号の４及び第55号の付託の件 …… 17
１．委員会付託 …… 17
１．日程第６　請願平成28年第４号の取り下げの件 …… 17
１．採　　決 …… 17
１．日程第７　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー：沖縄開催） …… 17
１．採　　決 …… 17
１．休会の議決 …… 17
１．散　　会 …… 18

○第２号（６月19日）

１．開議年月日時 …… 21
１．議事日程 …… 21
１．本日の会議に付した事件 …… 21
１．出席議員 …… 21
１．欠　　員 …… 22
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 22
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 22
１．開　　議 …… 22
１．諸般の報告 …… 23
１．日程第１　議会運営委員の辞任の件 …… 23

１．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 23
１．日程第２　特別委員の辞任の件 …… 23
１．日程追加　特別委員の選任の件 …… 23
１．一括議題 { 日程第３　議員提出議案第１号　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書 / 日程第４　議員提出議案第２号　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議 } …… 24
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 24
１．採　　決 …… 24
１．議員派遣 …… 24
１．日程第５　代表質問 …… 24
　島袋　　大君 …… 25
　仲田　弘毅君 …… 39
　大城　一馬君 …… 49
　照屋　大河君 …… 55
　崎山　嗣幸君 …… 62
１．散　　会 …… 73

○第３号（６月20日）

１．開議年月日時 …… 75
１．議事日程 …… 75
１．本日の会議に付した事件 …… 75
１．出席議員 …… 75
１．欠　　員 …… 75
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 75
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 76
１．開　　議 …… 76
１．日程第１　代表質問 …… 76
　赤嶺　　昇君 …… 76
　瑞慶覧　功君 …… 85
　西銘　純恵さん …… 92
　上原　　章君 …… 104
１．散　　会 …… 112

○第４号（６月21日）

１．開議年月日時 …… 115
１．議事日程 …… 115
１．本日の会議に付した事件 …… 115
１．出席議員 …… 115
１．欠　　員 …… 116
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 116
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 116
１．開　　議 …… 116
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 116
１．一般質問・質疑 …… 116

山川　典二君 …… 117
新垣　　新君 …… 123
具志堅　透君 …… 130
中川　京貴君 …… 138
座波　　一君 …… 148
座喜味一幸君 …… 156
又吉　清義君 …… 164
１．散　　会 …… 171

○第５号（６月25日）

１．開議年月日時 …… 173
１．議事日程 …… 173
１．出席議員 …… 173
１．欠席議員 …… 173
１．欠　　員 …… 173
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 173
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 174
１．開　　議 …… 174
１．諸般の報告 …… 174
１．副知事（謝花喜一郎君）の発言 …… 174
１．延　　会 …… 174

○第６号（６月26日）

１．開議年月日時 …… 177
１．議事日程 …… 177
１．本日の会議に付した事件 …… 177
１．出席議員 …… 177
１．欠　　員 …… 178
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 178
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 178
１．開　　議 …… 178
１．諸般の報告 …… 178
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 178
１．一般質問・質疑 …… 178
糸洲　朝則君 …… 179
金城　　勉君 …… 186
金城　泰邦君 …… 192
次呂久成崇君 …… 201
上原　正次君 …… 207
瀬長美佐雄君 …… 212
仲村　未央さん …… 221
１．散　　会 …… 227

○第７号（６月27日）

１．開議年月日時 …… 229
１．議事日程 …… 229
１．本日の会議に付した事件 …… 229
１．出席議員 …… 229
１．欠席議員 …… 230
１．欠　　員 …… 230
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 230
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 230
１．開　　議 …… 230
１．諸般の報告 …… 231
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 231
１．一般質問・質疑 …… 231
　当山　勝利君 …… 231
　玉城　　満君 …… 239
　亀濱　玲子さん …… 245
　比嘉　瑞己君 …… 251
　親川　　敬君 …… 260
　渡久地　修君 …… 267
１．散　　会 …… 275

○第８号（６月28日）

１．開議年月日時 …… 277
１．議事日程 …… 277
１．本日の会議に付した事件 …… 277
１．出席議員 …… 277
１．欠　　員 …… 278
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 278
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 278
１．開　　議 …… 279
１．諸般の報告 …… 279
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 279
１．一般質問・質疑 …… 279
　西銘啓史郎君 …… 279
　末松　文信君 …… 287
　花城　大輔君 …… 296
　照屋　守之君 …… 303
　翁長　政俊君 …… 313
　當間　盛夫君 …… 320
　大城　憲幸君 …… 327
１．委員会付託 …… 335
１．日程第３　乙第20号議案 …… 335

１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 335
１．委員会付託 …… 335
１．日程第４　陳情第60号及び第70号から第75号までの付託の件 …… 335
１．委員会付託 …… 335
１．休会の議決 …… 335
１．散　　会 …… 335

○第９号（７月６日）

１．開議年月日時 …… 337
１．議事日程 …… 337
１．本日の会議に付した事件 …… 338
１．出席議員 …… 340
１．欠　　員 …… 341
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 341
１．開　　議 …… 341
１．諸般の報告 …… 341
１．日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案 …… 341
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 341
１．採　　決 …… 342
１．日程第２　乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案 …… 342
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 342
１．採　　決 …… 344
１．日程第３　乙第７号議案 …… 344
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 344
１．採　　決 …… 344
１．日程第４　乙第15号議案から乙第19号議案まで …… 344
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 345
１．採　　決 …… 345
１．日程第５　乙第20号議案 …… 346
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 346
１．採　　決 …… 346
１．日程第６　乙第14号議案 …… 346
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 346
１．採　　決 …… 347
１．日程第７　乙第９号議案から乙第13号議案まで …… 347
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 347
１．採　　決 …… 348
１．日程第８　議員提出議案第５号　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書 …… 348
１．瑞慶覧　功君の提案理由説明 …… 348
１．採　　決 …… 349
１．議員派遣 …… 349
１．日程第９　議員提出議案第６号　地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書 …… 349
１．狩俣　信子さんの提案理由説明 …… 349
１．採　　決 …… 349

１．一括議題 { 日程第10　議員提出議案第７号　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書
日程第11　議員提出議案第８号　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議
日程第12　議員提出議案第９号　ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議 } …… 350
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 350
１．採　　決 …… 350
１．議員派遣 …… 350
１．日程第13　議員提出議案第３号　2025年国際博覧会の誘致に関する決議 …… 351
１．大城　憲幸君の提案理由説明 …… 351
１．討　　論 …… 351
　　比嘉　瑞己君 …… 351
１．採　　決 …… 352
１．日程第14　議員提出議案第４号　非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書 … 352
１．宮城　一郎君の提案理由説明 …… 352
１．質　　疑 …… 352
　　照屋　守之君 …… 352
１．採　　決 …… 357
１．議員派遣 …… 357
１．日程第15　陳情第63号 …… 357
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 357
１．採　　決 …… 357
１．日程第16　請願平成29年第１号、請願第２号、陳情第34号、第36号、第44号の３及び第51号 …… 357
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 357
１．採　　決 …… 358
１．日程第17　陳情平成29年第12号の２、同第20号の３、同第64号、陳情第29号、第39号から第41号まで及び第48号の３ …… 358
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 358
１．採　　決 …… 358
１．日程第18　陳情平成29年第85号、同第86号、陳情第３号から第５号まで、第13号、第37号、第38号及び第71号から第75号まで …… 358
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 358
１．採　　決 …… 358
１．日程第19　陳情平成29年第125号、陳情第55号及び第60号 …… 358
１．委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長） …… 358
１．採　　決 …… 359
１．日程第20　議員派遣の件（平成30年度沖縄県議会議員海外派遣） …… 359
１．採　　決 …… 359
１．日程第21　閉会中の継続審査の件 …… 359
１．採　　決 …… 359
１．閉　　会 …… 359

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 361

1．議員提出議案 …… 387
1．諸般の報告 …… 397
1．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 401
1．議案付託表 …… 403
1．委員会審査報告書 …… 405
1．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 415
1．議会運営委員辞任一覧表 …… 429
1．議会運営委員選任一覧表 …… 431
1．議員派遣の件 …… 433
1．請願・陳情文書表 …… 435
1．議案等処理一覧表 …… 467

平成30年第４回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期25日間　自 平成30年６月12日
至 平成30年７月６日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	６月12日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（議会運営委員の辞任の件） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	13日	水	議案研究	
3	14日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	15日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	16日	㊏	休　　会	
6	17日	㊐	休　　会	
7	18日	月	議案研究	
8	19日	火	本 会 議（代表質問）	
9	20日	水	本 会 議（代表質問）	
10	21日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（常任委）
11	22日	金	休　　会	請願・陳情提出期限（特別委）
12	23日	㊏	休　　会	慰霊の日
13	24日	㊐	休　　会	
14	25日	月	本 会 議	※延会手続
15	26日	火	本 会 議（一般質問）	
16	27日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
17	28日	木	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
18	29日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	30日	㊏	休　　会	
20	７月１日	㊐	休　　会	
21	２日	月	委 員 会（常任委員会）	
22	３日	火	委 員 会（特別委員会）	
23	４日	水	休　　会（予備日）	
24	５日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	６日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

（注）　６月25日に予定されていた一般質問が延会となったことから、議会運営委員会の協議に基づき、一般質問の日程を順次繰り下げ、６月28日に予定されていた常任委員会の日程を一般質問に変更した。それに伴い、常任委員会の審査期間を２日間に短縮し、６月29日及び７月２日の両日とした。

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君	又　吉　清　義　君
赤　嶺　　昇　君	末　松　文　信　君
瀬　長　美佐雄　君	渡久地　　修　君
玉　城　武　光　君	玉　城　　満　君
親　川　　敬　君	仲　村　未　央　さん
新　垣　光　栄　君	照　屋　大　河　君
次呂久　成　崇　君	仲宗根　　悟　君
宮　城　一　郎　君	崎　山　嗣　幸　君
大　城　憲　幸　君	金　城　　勉　君
金　城　泰　邦　君	具志堅　　透　君
西　銘　啓史郎　君	島　袋　　大　君
新　垣　　新　君	中　川　京　貴　君
座　波　　一　君	座喜味　一　幸　君
比　嘉　瑞　己　君	嘉　陽　宗　儀　君
西　銘　純　恵　さん	新　垣　清　涼　君
平　良　昭　一　君	瑞慶覧　　功　君
上　原　正　次　君	狩　俣　信　子　さん
当　山　勝　利　君	比　嘉　京　子　さん
亀　濱　玲　子　さん	大　城　一　馬　君
當　間　盛　夫　君	糸　洲　朝　則　君
上　原　　章　君	照　屋　守　之　君
山　川　典　二　君	仲　田　弘　毅　君
花　城　大　輔　君	翁　長　政　俊　君

平成30年６月12日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　１　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成30年６月12日（火曜日）午前10時開会

議　事　日　程　第１号

平成30年６月12日（火曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議会運営委員の辞任の件
第４　乙第１号議案から乙第19号議案まで（知事説明）
第５　陳情第37号、第38号、第44号の５、第44号の６、第48号の４及び第55号の付託の件
第６　請願平成28年第４号の取り下げの件
第７　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー：沖縄開催）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第４　乙第１号議案から乙第19号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
　乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
　乙第９号議案　工事請負契約について
　乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第13号議案　訴えの提起について
　乙第14号議案　仲裁について
　乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
　乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
　乙第19号議案　専決処分の承認について
日程第５　陳情第37号、第38号、第44号の５、第44号の６、第48号の４及び第55号の付託の件

日程第６　請願平成28年第４号の取り下げの件
日程第７　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー：沖縄開催）

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉　君	22番	又吉清義　君
副議長	赤嶺　昇　君	23番	末松文信　君
1番	瀬長美佐雄　君	25番	渡久地　修　君
2番	玉城武光　君	26番	玉城　満　君
3番	親川　敬　君	27番	仲村未央　さん
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	33番	具志堅　透　君
9番	西銘啓史郎　君	34番	島袋　大　君
10番	新垣　新　君	35番	中川京貴　君
11番	座波　一　君	36番	座喜味一幸　君
12番	比嘉瑞己　君	37番	嘉陽宗儀　君
13番	西銘純恵　さん	38番	新垣清涼　君
14番	平良昭一　君	39番	瑞慶覧　功　君
15番	上原正次　君	41番	狩俣信子　さん
16番	当山勝利　君	42番	比嘉京子　さん
17番	亀濱玲子　さん	43番	大城一馬　君
18番	當間盛夫　君	45番	糸洲朝則　君
19番	上原　章　君	46番	照屋守之　君
20番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
21番	花城大輔　君	48番	翁長政俊　君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志　君	土木建築部長	上原国定　君
副知事	富川盛武　君	企業局長	金城　武　君
副知事	謝花喜一郎　君	病院事業局長	我那覇　仁　君
政策調整監	吉田勝廣　君	会計管理者	伊川秀樹　君
知事公室長	池田竹州　君	知事公室秘書防災統括監	前原正人　君
総務部長	金城弘昌　君		
企画部長	川満誠一　君	総務部財政統括監	宮城　力　君
環境部長	大浜浩志　君		
子ども生活福祉部長	大城玲子　さん	教育長	平敷昭人　君
		公安委員会委員	與儀弘子　さん
保健医療部長	砂川　靖　君	警察本部長	筒井洋樹　君
農林水産部長	島尻勝広　君	労働委員会会長代理	宮尾尚子　さん
商工労働部長	屋比久盛敏　君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫　君	人事委員会委員長	島袋秀勝　君

代表監査委員　當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田　隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽　孝君
議事課長	平良　潤君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成30年第４回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

この際、御紹介いたします。

前事務局長知念正治君が去る３月31日付で退職し、その後任に平田善則君が就任いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案19件並びに平成29年度繰越計算書、平成30年５月末現在の平成30年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情23件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため本日、19日、20日、26日及び27日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、19日及び26日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、20日及び27日の会議に同委員会委員知念公男君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、19日から21日まで及び25日から27日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理宮尾尚子さん、19日から21日まで及び25日から27日までの会議に同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

26番　玉城　満　君　及び

33番　具志堅　透　君

を指名いたします。

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から７月６日までの25日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から７月６日までの25日間と決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第３　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

〔議会運営委員辞任一覧表　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　５月31日、又吉清義君外２人から、お手元に配付の議会運営委員辞任一覧表のとおり、それぞれ都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

又吉清義君外２人の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員辞任一覧表のとおり、又吉清義君外２人の議会運営委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま又吉清義君外２人の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要

があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

―――――――――――――――――――――

〔議会運営委員選任一覧表　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、お手元に配付の議会運営委員選任一覧表のとおり、西銘啓史郎君外２人をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員選任一覧表のとおり、議会運営委員に西銘啓史郎君外２人をそれぞれ選任することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第１号議案から乙第19号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成30年第４回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案の御説明の前に御報告を申し上げます。

このたび、私の体調の面で、県議会議員を初め沖縄県民の皆様に大変御心配をおかけいたしました。手術も成功し、現在は再発や転移を抑える治療を行っているところであります。引き続き、公務に全力で取り組み、私に与えられました知事としての責任を全うしたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成30年第４回沖縄県議会（定例会）に提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案８件、議決議案６件、同意議案４件、承認議案１件の合計19件であります。

まず初めに、乙第１号議案から乙第８号議案までの条例議案８件のうち、その主なものについて御説明申し上げます。

乙第２号議案「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、県たばこ税の税率改定等の必要があるため条例を改正するものであります。

乙第３号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務に係る規定を整備する等の必要があるため条例を改正するものであります。

乙第７号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例」は、本県の観光及び地域の振興に寄与する、国営沖縄記念公園の首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設の設置及び管理に関する事項を定める必要があるため条例を制定するものであります。

乙第８号議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」は、県立図書館の移転整備に伴い、県民の多様なニーズに対応する施設の設置及び管理に関する事項を定める必要があるため条例を制定するものであります。

次に、乙第９号議案から乙第13号議案までの議決議案５件は、工事請負契約や県営住宅の明け渡しに係る訴えの提起等について議決を求めるものであります。

乙第14号議案「仲裁について」は、「水産海洋技術センター取水管復旧工事」の請負契約に関する紛争の解決を図ることを目的に、沖縄県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するため議決を求めるものであります。

乙第15号議案から乙第18号議案までの同意議案４件は、人事委員会委員、収用委員会委員、収用委員会予備委員、公安委員会委員及び教育委員会委員の任期満了等に伴い、その後任を選任しまたは任命するため同意を求めるものであります。

最後に、乙第19号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部改正に伴う沖縄県税条例の改正について、平成30年３月31日付で専決処分を行ったた

めその承認を求めるものであります。
以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。
慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。
ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥ　ミーファイユー。
○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。
ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。
人事委員会委員長。
〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕
○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。
ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し述べます。
乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い引用条項を整理するための改正を行うものであり、適当であると考えます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　陳情第37号、第38号、第44号の５、第44号の６、第48号の４及び第55号の付託の件を議題といたします。
お諮りいたします。
ただいまの陳情６件のうち、陳情第37号及び第38号の２件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第44号の５、第48号の４及び第55号の３件については公共交通ネットワーク特別委員会に、陳情第44号の６については子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第６　請願平成28年第４号の取り下げの件を議題といたします。
お諮りいたします。
本請願については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、請願平成28年第４号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。
本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。
ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明６月13日から18日までの６日間休会といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、明６月13日から18日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
次会は、６月19日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。　　午前10時17分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月19日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成30年６月19日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

平成30年６月19日（火曜日）
午前10時開議

第１　議会運営委員の辞任の件
第２　特別委員の辞任の件
第３　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第１号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第４　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第２号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第５　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第２　特別委員の辞任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第３　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書
日程第４　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議
日程第５　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	5　番	次呂久　成　崇　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	6　番	宮　城　一　郎　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	7　番	大　城　憲　幸　君
2　番	玉　城　武　光　君	8　番	金　城　泰　邦　君
3　番	親　川　　敬　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
4　番	新　垣　光　栄　君	10　番	新　垣　　新　君

11番	座波　一君	29番	仲宗根　悟君
12番	比嘉瑞己君	30番	崎山嗣幸君
13番	西銘純恵さん	31番	金城　勉君
14番	平良昭一君	33番	具志堅　透君
15番	上原正次君	34番	島袋　大君
16番	当山勝利君	35番	中川京貴君
17番	亀濱玲子さん	36番	座喜味一幸君
18番	當間盛夫君	37番	嘉陽宗儀君
19番	上原　章君	38番	新垣清涼君
20番	山川典二君	39番	瑞慶覧　功君
21番	花城大輔君	41番	狩俣信子さん
22番	又吉清義君	42番	比嘉京子さん
23番	末松文信君	43番	大城一馬君
25番	渡久地　修君	45番	糸洲朝則君
26番	玉城　満君	46番	照屋守之君
27番	仲村未央さん	47番	仲田弘毅君
28番	照屋大河君	48番	翁長政俊君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	金城　武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇　仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城　亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田　敦君
議事課長	平良　潤君	副参事	奥野英明君
課長補佐	佐久田　隆君	主幹	中村　守君
主査	嘉陽　孝君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きま　　す。

日程に入ります前に報告いたします。

６月14日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第１号「米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日から21日まで及び25日から27日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

６月14日、瑞慶覧功君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

瑞慶覧功君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、瑞慶覧功君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま瑞慶覧功君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、上原正次君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に上原正次君を選任することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　特別委員の辞任の件を議題といたします。

６月14日、西銘啓史郎君から公共交通ネットワーク特別委員を、具志堅透君から子どもの未来応援特別委員をそれぞれ都合により辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

西銘啓史郎君及び具志堅透君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、西銘啓史郎君及び具志堅透君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま公共交通ネットワーク特別委員の西銘啓史郎君及び子どもの未来応援特別委員の具志堅透君の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により公共交通ネットワーク特別委員に中川京貴君を、子どもの未来応援特別委員に又吉清義君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、公共交通ネットワーク特別委員に中川京貴君を、子どもの未来応援特別委員に又吉清義君をそれぞれ選任することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第３　議員提出議案第１号　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書**及び**日程第４　議員提出議案第２号　米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　おはようございます。

提案を申し上げたいと思います。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び第２号の２件につきまして、６月14日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げたいと思います。

提案理由は、米軍Ｆ15戦闘機墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げたいと思います。

〔米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で、県内所在関係機関、抗議決議の宛先で、第18航空団司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際、提出者から県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から21日まで、及び25日から27日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　**日程第５　代表質問**を行いま

す。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党を代表して、通告に従い質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

翁長知事を支えるオール沖縄の足元がぐらついてきた中、翁長知事自身の健康に深刻な不安が出てまいりました。報道によれば、膵臓がんが見つかり、４月末に膵臓腫瘍部の切除手術を行い、回復に向けリハビリ、抗がん剤治療を行っているということであります。知事という重責を担っているとはいえ、病状が病状で重いだけにここは無理することなく、治療に専念してほしいとの思いでありました。

しかし、去る５日の議会運営委員会で、知事の本会議対応が示されました。治療を担当している医師から、公務を徐々にふやすよう指示されたとして、４項目の条件つきで本会議に出席するというものであります。知事の何としても公務を全うしたいという責任感は理解できますが、４条件をつけてまで出るというのは、知事に質問する会派や議員等に対する配慮を欠いたものであります。議会運営委員会でも、４条件をつけてまでも出る理由は何か、職務代理者を指名して副知事に任せるべきだ、出るからには我々としても厳しい対応をしなければならないとして、知事に思いとどまるよう主張しましたけれども、知事は開会日の本会議に出席しました。あの知事の様子を見て、我々はびっくりし、幾ら何でもこれまでのような厳しい応酬ができるとは思えず、各派代表者会で再度、議会出席を見合わせてほしい旨を議長にお願いしたのでありますけれども、知事の意思はかたいようであります。願わくば、与党会派の皆さんが先立って出席を控えるよう説得すべきはなかったかと、残念でなりません。11月の知事選への思惑もあるような捉え方もされておりますけれども、我々にはそのような思惑は全くありません。

我々は翁長知事就任以降から、知事と厳しく、激しく議論を闘わせてきており、中には双方激高し、議会が中断したこともたびたびあったことは御承知のとおりであります。今現在、リハビリ、治療を受けている知事に対し、これまでのような議論ができるのか、また、厳しく迫っていいのか、県民から批判を受けないか等々ちゅうちょしているのであります。会派内でも、知事が出るにしても、これまでのように本当に議論ができるのかとの声もありました。我々は県政野党として、執行部、知事に対し、県政運営のあり方、とりわけ普天間飛行場の返還問題、沖縄振興問題等、まともな議論を闘わせたいだけであります。我々の真っ当な申し出を拒否しこの本会議に出席したからには、我々としても厳しく対応しなければならず、また、遠慮することは知事に対し失礼に当たると考えております。

以上のことを念頭に質問をしていきたいと思っております。

知事は、医師が公務をふやすことを指示したとして、議会出席を決断したとしているが、４条件をつけなければならないなら、職務代理者を置いて療養に専念したほうが質問をする会派や議員に対する配慮ではないか、伺いたい。

知事に対して撤回を迫る圧力は日々大きくなっています。撤回を表明するからには、知事自身が前面に出て全て対応しなければならないが、ここに来て知事の健康面の不安が出てきております。撤回はやるのか、その時期はいつか伺いたい。

知事はさきの訪米で、ある面談相手から代替案の提示を勧められたというが、そのような話があったのか。また、どのような代替案を勧められたのか伺いたい。

県は、新たな10年間の沖縄振興計画の策定や沖縄振興特別措置法の延長に向け検討を始めておりますけれども、翁長知事の県内外で国批判を続けるかたくなな対決姿勢、国との信頼関係を軽視した政治姿勢が調整・協議に影響していないか伺いたい。

知事に重大な健康問題が浮上したが、来る11月に予想される県知事選挙には、知事の再出馬を前提とする動きもあります。知事は再出馬についてまだ語っておりませんけれども、率直な考えを伺いたい。

うるま市で起きた米軍属による暴行殺人事件で遺族への補償について、日米で日米地位協定の解釈をめぐり難航している。我が会派は小野寺防衛大臣に面会を求め早期解決を要請しました。その結果もあり、特例で支払うことで日米で調整が進んでいるようであります。知事も政治力を発揮するべきではないですか。伺いたい。

県は、離島住民割引運賃を支援する沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業を保留するとしております。地元からは事業の継続を強く求められておりますけれども、知事はどう考えているのか伺いたい。

内閣府の2018年度子供の貧困緊急対策事業で12億円の交付が決定しましたけれども、実施される事業と県として今後どのように事業を拡大していくか、知事の考えを伺いたい。

嘉手納基地所属のF15戦闘機が沖縄本島の南の海上に墜落した。操縦士は重傷を負ったが救出されたようであります。知事は、抗議しても解決するものかなと思うなど、不快感を示していますけれども、事件・事故について、これまで知事としてどのような抗議や対応をしてきたのか伺いたい。

去る６月12日、シンガポールで米朝首脳が史上初めて会談し、朝鮮半島の完全非核化などが共同声明に盛り込まれて署名されております。今後、東アジア情勢や日本の安全保障、沖縄の米軍基地問題への影響を知事はどのように考えているか伺いたい。

２、沖縄振興策の推進についてであります。

県経済が自立する上で重要な自主財源の確保に向け、課税自主権の行使や徴収対策の強化、使用料及び手数料の見直し、県有財産の有効活用などに努めておりますけれども、47％程度の自主財源の確保には、新税の創設など思い切った対策が必要ではありませんか。考えを伺いたい。

一括交付金の減額や国主導の施策増など、県と国との信頼関係が崩れている中で、沖縄振興特別措置法の延長について、県はどのような方針で国との事前調整や協議を進めるのか伺いたい。

2019年５月に期限切れとなる酒税減税措置の延長について、業界は５年延長を求めています。前回の反省を含め県の戦略を伺いたい。

2019年度沖縄振興予算の確保についてであります。翁長県政で予算減額が続いている原因の検証と総括を踏まえ、どのような基本方針で臨むのか伺いたい。

次期沖縄振興計画の策定に向け準備を進めていますけれども、中間報告９項目の課題や検討事項は、いずれも国の支援を前提としている。翁長県政の自民党敵視の姿勢や国との信頼関係が崩壊している状況で、今後10年の振興策がなぜ必要かの理論構成・戦略をどう築くか伺いたい。

ソフト一括交付金の減額により、県の継続事業にも影響を及ぼしております。今年度、継続ができなかった事業や縮小した事業等について、具体的な事業名を伺いたい。

本県における物流の取り扱いは、那覇空港が３％であるのに対し97％が那覇港で取り扱われ、観光産業や情報通信産業を含めた産業は、海事関連産業の海上輸送により必要物資が輸送され、経済を下支えしております。海事関連産業が抱える各種課題への対応について伺いたい。

沖縄振興調査会及び美ら島議連において、自民党の国家戦略としての骨太方針に沖縄振興推進の方向性を盛り込むための議論がなされております。県の要請事項と盛り込まれる内容について、見通しについて伺いたい。

３、県内空港の整備促進についてであります。

知事は、県経済団体が提案する、那覇空港第２滑走路の完成を見据え、現滑走路との間を埋め立てて新たなターミナルビルの建設について、前向きな考えを示しておりますけれども、今後どのように取り組むのか伺いたい。

本県の空港は、経済の発展や観光客の増加に伴いますます重要度が増しております。今後とも乗客数の飛躍的な伸びや貨物取り扱いの拡大、海外からの航空機の乗り入れなど、ますます空港の果たす役割は増大する中で、県内空港の増設や整備のあり方について、県の基本的な考えを伺いたい。

国は、訪日観光客増を図るため、訪日誘客支援空港として地方空港への支援を計画、本県は那覇空港と下地島空港が対象となっております。支援の内容と効果について伺いたい。

下地島空港及び周辺用地の利活用に関し、実施事業者も決まり本格的な事業計画が動き出しておりますけれども、県は、経済効果をどのように試算しているのか、また、県全体への波及効果についてどのようにつなげるのか伺いたい。

４、観光振興についてであります。

本県は、観光客数ではハワイ等に追いついておりますけれども、消費額や滞在日数でははるかに及んでおりません。観光客の数値目標に偏っていないか、ハワイ等と何が違うのか伺いたい。

国際観光旅客税法が成立し、2019年１月から導入されますが、県は、観光税導入を検討したようだがどうなったか。また、ハワイで導入されている宿泊税は観光振興財源として大きな成果を上げているようだが、内容について伺いたい。

外国人観光客増に伴い、急な病気や事故などで病院に駆け込む外国人がふえているようであります。その際の通訳や医療費の未払い等について、現状と県の取り組みを伺いたい。

県は、国と美ら海水族館と首里城公園などの県移管の協定を締結したようだが、使用料を支払う管理運営を選択した理由と大幅な改修等が生じた場合、費用負担はどうなるのか伺いたい。

５、農林水産業の振興についてであります。

内閣府は、県が申請した国家戦略特区での外国人就農支援人材の受け入れ事業計画を決定しておりますけれども、受け入れ区域計画の内容と対象人材、これに

より県内農業の課題解決は図られるのか伺いたい。

県水産海洋技術センターの調査で、県内周辺海域の遊漁者の釣り漁の量が県全体の漁業者の年平均漁獲量の13％に達することがわかっております。調査の内容と浮き彫りとなった問題点、海洋資源保護に向けたルールづくりについて伺いたい。

県は、一括交付金を活用して農林漁業の産出増に取り組んでいるが、2016年は特に林業産出額が増加しているようであります。その地域別内訳と県内消費及び移出額について伺いたい。

日台漁業協定について、一部操業ルールが見直されたようでありますけれども、もともと日本側が自由に操業していた水域での交渉に県内水産関係者からは不満が出ております。今後の県の取り組みを伺いたい。

６、県内社会資本の整備についてであります。

国の石垣新港地区旅客船ターミナル整備事業における海上工事に関し、県は、岩礁破砕行為を伴うものと認識しているとし、今後の対応については慎重に判断するとしております。どのような判断ですか。伺いたい。

北部12市町村は、北部地域の道路網の整備促進を求めているが、現在進行中の事業、中長期計画の事業等、取り組みの状況を伺いたい。

国は、名護東道路と沖縄自動車道を接続し自動車専用道路とする名護東道路工事の加速、また、延伸に向けた調査も開始したようだが、現状について伺いたい。

沖縄本島は少雨傾向が続き、県管理ダムの貯水率が平均値を下回ったようであります。台風が来てふえたみたいでありますけれども、夏場に向かい県民の生活用水の使用増や観光客増による使用増が見込まれるが、心配はないか伺いたい。

観光客の１日の水使用量は、県民の平均使用量の2.5倍に達するということであります。観光客1200万人誘致目標に対応する水源確保計画は万全であるか伺いたい。

県は、県環境影響評価条例の改正は特定の事業を想定してなく、本改正により、より環境に配慮した事業が行われる、本県の自然環境保全に資するものとしております。前条例のもとで環境に配慮を欠いた事業、自然環境保全に欠いた事業があったのか、具体的に示していただきたい。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

島袋大議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、療養に専念することについてお答えをいたします。

議会において、県政運営について説明を行うことは、知事の重要な務めであると考えております。一方、主治医からは、公務は徐々にふやすようにとの指示があることから、議会運営委員会において了解を得て、議会に出席することといたしましたので、議員の皆様には、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、知事の政治姿勢について１の(2)、埋立承認の撤回についてお答えをいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。辺野古に新基地はつくらせないとの私の決意は、みじんも揺らぐことはなく、日々の国の動き等あらゆる状況を想定して検討し、環境保全措置などについて看過できない事態となれば、私は、ちゅうちょすることなく、撤回を必ず行います。

次に１の(5)、知事選への再出馬についてお答えをいたします。

今は、しっかりと病気の治療を行いながら、一日一日公務を着実にこなしていき、県民からの私に対する負託に応えたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　答弁の前に御挨拶を申し上げます。

４月１日付で知事公室長を拝命しました池田でございます。基地行政はもとより、危機管理及び消防防災体制の強化に向けて、各部局と連携を図りながら誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、島袋大議員、１、知事の政治姿勢について(3)、訪米における代替案の提示について。

辺野古新基地については、これまでに有識者から複数の代替案が提案されてきておりますが、平成30年３月の訪米時に開催したワシントンＤＣでのシンポジウムでは、そうした代替案について検討すべきとの提案がなされました。その他に具体的なやりとりはなかったものと認識しております。

同じく１の政治姿勢の(6)、米軍属による暴行殺人事件の補償について。

被害者等への迅速かつ十分な補償を図るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で損害を

補塡する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えております。このため、平成29年９月、公務外に損害を与えた場合に賠償を請求できる対象者を、現在の被用者からコントラクターの被用者を含む軍属等にまで拡大することなどを内容とした日米地位協定の見直しを要請したところであります。

県としては、引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し、粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

同じく知事の政治姿勢の(9)、事件・事故における県の対応について。

県は、事件・事故が発生するたびに、米軍を初め関係機関に対し強く抗議し、原因の究明や再発防止について万全を期すよう、強く求めてきたところであります。また、事件・事故が発生した際、政府が調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえ、その意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みとして、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする協議会の設置を要請しました。さらに、ワシントン駐在を通じて、米国側の理解と協力を求めてきたところであります。

同じく知事の政治姿勢の(10)、米朝首脳会談の影響について。

去る６月12日に、これまで厳しく対立していた米朝において、史上初めてとなる首脳会談が開催されました。

沖縄県としましては、平和に向けた新しい米朝関係の構築、朝鮮半島の完全な非核化に向けた取り組みなどを含む合意文書が発出されたことは、東アジアにおける緊張緩和につながるものであると考えております。在沖米軍基地への影響については、現段階では明らかではありませんが、沖縄県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(4)、次期振興計画策定等に向けた国との関係についての御質問にお答えいたします。

政府は、骨太の方針において、沖縄が日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとしております。県においては、次期振興計画に向けて、今年度から沖縄振興の成果や課題を整理する総点検の作業に着手しており、この結果を踏まえ、次期振興計画のあり方を総合的に検討し、国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

同じく１の(7)、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用保留についての御質問にお答えいたします。

県では、離島住民の負担軽減を図る同事業の実施に当たり、当日購入可能な運賃が競争状態になく、かつ新幹線並み運賃を上回っていることを適用条件としてまいりました。那覇―石垣路線については、本年７月１日から新たに低運賃の航空会社が就航し、事業の適用条件を満たさなくなることから、適用保留の通知を行ったところであります。しかし、ＬＣＣの離島路線への参入という事業環境の変化に対応し、政策目的に沿った事業実施を図るには、適用条件の見直しが必要と考えております。

県としては、新幹線並みの運賃の実現という政策目的をできる限り安定的に継続できるよう、関係機関との調整、法的な検証を含め速やかに検討を進めてまいります。

次に２の(2)、沖縄振興特別措置法延長に向けた国との協議についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄振興特別措置法の延長を視野に入れ、今年度から沖縄振興の成果や課題を整理する総点検の作業に着手しております。これらの結果を踏まえ、次期振興計画のあり方を総合的に検討しながら、沖縄振興特別措置法の延長に向けて、国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

次に同じく２の(5)、次期振興策の必要性についての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、離島の条件不利性の克服などの固有課題の解決も図る必要があることから、一括交付金などの財政措置や各種優遇制度等の沖縄振興策は引き続き必要であると考えております。このため、県では、これまでの沖縄振興計画等の総点検作業に着手したところであり、沖縄を取り巻く社会経済情勢や政策課題等を検証しながら、次期振興計画のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(8)、骨太の方針に係る県の要請事項等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成30年４月24日に、骨太の方針に沖縄振興の記述が盛り込まれるよう、政府等に要請を行いました。具体的には、駐留軍用地の跡地利用の推進、子供の貧困対策、大型ＭＩＣＥ施設の整備、国際

クルーズ拠点、那覇空港の機能強化などの産業インフラの整備拡充の推進、沖縄鉄軌道の導入に向けた取り組みの推進などを要請いたしました。平成30年６月15日に閣議決定された骨太の方針には、沖縄の地理的特性などの優位性と潜在力を生かし、日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが明記されました。このように、政府において、沖縄県の要請内容をおおむね御理解いただいたものと認識しております。

次に３、県内空港の整備促進についての中の(1)、那覇空港の将来の姿についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は、国内外及び県内離島と沖縄本島を結ぶ拠点空港として、人や物資の輸送を担うなど、本県の県民生活や産業活動を支える極めて重要な社会基盤であります。このような那覇空港の重要性を踏まえ、県といたしましては、空港エリアの拡張による機能強化など、中長期的な観点から那覇空港の将来のあり方について、県内経済界と連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、３の県内空港の整備促進についての中の(3)のア、那覇空港への訪日誘客支援についての御質問にお答えいたします。

訪日誘客支援空港制度は、観光立国の推進と我が国の経済発展を図るため、訪日誘客の拠点として期待できる地方空港を国が認定する制度です。同制度は、ボーディングブリッジや手荷物搬送システム整備への補助等、国際線受け入れ環境の高度化に資する支援を重点的に行うものとなっており、拡大支援型・継続支援型・育成支援型の３つの区分で認定されることとなります。那覇空港においては、那覇空港ビルディング株式会社と沖縄県で構成する協議会から国土交通大臣宛て申請し、昨年７月に継続支援型空港として認定を受けております。

県といたしましては、同社と連携して同制度の活用を図り、那覇空港の機能強化に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　おはようございます。

４月１日付で子ども生活福祉部長を拝命しました大城と申します。子供の貧困対策を初め、県民生活を支える分野を担うことを肝に命じまして全力で取り組んでまいります。

御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いします。

それでは答弁させていただきます。

１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えいたします。

今年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業につきましては、市町村事業では、子供の貧困対策支援員が29市町村に122人の配置、子供の居場所が26市町村に138カ所の設置を予定しているほか、沖縄市に若年妊産婦の居場所が新たに設置される予定となっております。また、県事業では、事業成果分析等のためのアンケート調査等を実施するほか、高校内の居場所を昨年度の１校から５校に拡大する予定です。今後の事業のあり方につきましては、事業の成果や市町村の意見も踏まえながら、さらなる質と量の拡充に向け、国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　おはようございます。

４月１日付で総務部長を拝命しました金城弘昌でございます。引き続き県勢発展のため精神誠意取り組んでまいります。

議員各位の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは島袋議員の御質問にお答えします。

２、沖縄振興策の推進についての御質問の中で(1)、自主財源の確保についてお答えします。

多様化する県民ニーズに対応するためには、財政基盤の安定につながる自主財源の確保が重要であります。このため、県においては、課税自主権の行使、徴収対策の強化、使用料及び手数料の見直し、県有財産の有効活用など、さまざまな観点から自主財源の確保に努めているところであります。また、県有施設へのネーミングライツ導入、広告収入の拡充に取り組むとともに、観光振興を目的とする新税の導入について、可能な方策を検討し、その実現に向けて取り組むこととしております。中長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進により税源の涵養を図ってまいります。

次に(4)、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

平成30年度の沖縄振興予算は、国として使途を定めている予算について優先して所要額を計上する一方で、沖縄振興一括交付金が減となったことから総額として減額となっております。平成31年度は、沖縄振興計画の総仕上げに向けて取り組みを加速させる重要な時期と捉えております。このため、沖縄振興予算の確保に

向け、市町村や関係団体等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

次に２の(6)、ソフト交付金事業についてお答えします。

ソフト交付金を活用した県の事業について、平成29年度が調査研究等の終期に当たり、終了した事業は28事業ありましたが、いわゆる継続事業を廃止した事例はありません。また、平成30年度事業と平成29年度事業を比較すると、事業費が増となったのは42事業、減となったのは181事業、同額の事業は５事業、新規事業は10事業となっております。事業費が減となった主な事業は、今年度で整備終了予定の那覇港人流・物流拠点施設などの施設整備事業のほか、プロモーション経費を縮小した沖縄観光国際化ビッグバン事業や、ノンステップバスの整備進展に伴い購入費補助を縮小した公共交通利用環境改善事業等となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄振興策の推進についての２の(3)、酒税軽減措置延長に対する対応についてにお答えします。

泡盛業界については、前回の調整を踏まえ、経営状況を公表し、経営改善に向けた取り組みを行っているところであります。酒税軽減措置については、その廃止による影響等を考慮すると、継続が必要と考えております。県では、経営基盤強化に向けた経営改革プランの策定支援や、出荷量増加に向けた商品開発及びブランド力強化に対するハンズオン支援等を実施しているところであります。

引き続き、酒類業界や関係団体と連携するとともに、同措置の必要性や有効性等を整理し、延長の実現に向けて取り組んでまいります。

次に同じく２の(7)、海事関連産業が抱える各種課題への対応についてにお答えいたします。

県内の海運や港湾運送、倉庫事業者等においては、船員、作業員、ドライバー等の人手不足や港湾エリア内での用地確保など、多岐にわたる課題を抱えていると聞いております。

県としましては、これらの課題解決に向けて、国や庁内関係部局の連携により対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　ハイサイ、おはようございます。

私は、去る４月１日付で土木建築部長を拝命いたしました上原国定でございます。沖縄21世紀ビジョンで示された県民の描く将来像の実現に向けて、社会資本の整備と管理にスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは島袋議員の御質問にお答えいたします。

３、県内空港の整備促進について３の(2)、空港の整備のあり方についてお答えします。

島嶼県である本県において、離島空港は、各離島の経済、産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。そのため、県としては、航空ネットワークの拡充や離島振興などの観点から、引き続き必要な離島空港の整備を推進するとともに、国際拠点機能の強化も図っていきたいと考えております。

次に３、県内空港の整備促進について３の(3)のイ、下地島空港への訪日誘客支援についてお答えいたします。

下地島空港は、平成29年７月に訪日誘客支援空港の育成支援型の認定を受けております。本認定により、下地島空港においては、手荷物コンベアの整備に関する補助や国による国際航空商談会でのＰＲなど、訪日誘客実現に向けた支援が受けられることとなっております。これらの支援により、空港の認知度が向上し、誘客及び就航促進に一定の効果があるものと考えております。

同じく３、県内空港の整備促進について３の(4)、下地島空港の利活用事業についてお答えいたします。

現在、進めております２つの利活用事業の実施により、国内外からのパイロット訓練生の受け入れや、国際線等の観光客の増加による宮古島市への入域客数の増大、さらには、世界的に地名度の高いリゾートホテルの進出のほか、新たな事業の展開による雇用創出などの効果が見込めるものと考えております。このうち、国際線などの就航による経済波及効果は、事業者の平成34年度の年間入り込み客数19万人の需要予測をもとに県が試算した結果、年148億円となっております。

次に４、観光振興について４の(4)、首里城及び沖縄美ら海水族館等の国有財産使用料及び大規模修繕の費用負担についてお答えいたします。

県は、首里城や沖縄美ら海水族館等について、施設取得費等の財政負担がないよう、施設の所有は国に残し、都市公園法第５条第１項に基づく許可を受けて管理することとしております。両施設の国有財産使用料については、指定管理者の入場料収入等から所要額を県へ納付させ、当該額を県から国へ支払うこととしております。また、大規模修繕については、首里城正殿等は施設の所有者である国が行い、沖縄美ら海水族館等は指定管理者が入場料等の収入により行うこととしております。

次に６、県内社会資本の整備について６の(2)、北部地域の道路網整備の取り組みについてお答えいたします。

現在、北部地域においては、国の事業で名護東道路、恩納バイパス、恩納南バイパス、金武バイパスの４カ所、県においては国道449号など７路線９カ所で整備を推進しております。また、中長期計画として、名護東道路の延伸や宜野座恩納線（仮称）、スマートインターチェンジ等を検討しているところであります。

県としては、今後とも、産業及び観光振興など北部地域の活性化に資する道路整備に取り組むこととしております。

同じく６、県内社会資本の整備について６の(3)、名護東道路の整備促進と延伸についてお答えいたします。

名護東道路は、名護市伊差川から数久田までの延長6.8キロメートルの地域高規格道路であり、自動車専用道路として国において整備が進められ、名護市世冨慶から数久田間については、平成33年夏までに暫定２車線で開通予定とのことであります。名護東道路数久田―許田間については、北部地域の特性や課題等について調査を行っているとのことであり、また、伊差川から先の延伸については、平成30年度に北部地域全体の振興に資する道路網のあり方について検討を実施するとのことであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光振興についての御質問の中の(1)、消費額や滞在日数におけるハワイ等との違いについてにお答えいたします。

平成29年暦年の入域観光客数は、沖縄がハワイを初めて上回る結果となりましたが、観光客１人当たりの消費額は、沖縄の７万5763円に対し、ハワイは約20万円、平均滞在日数は、沖縄の3.74日に対し、ハワイは8.95日となっております。これをもとに算出した観光客１日当たりの消費額は、沖縄は２万257円、ハワイは約２万2300円とほぼ同水準と推計され、滞在日数の差が観光客１人当たりの消費額の差に影響しているものと考えております。

県としましては、平均滞在日数の延伸及び観光消費額の増加に向けて、引き続き国内外からの誘客とともに、沖縄観光の質の向上に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、観光目的税導入の検討結果及びハワイの宿泊税の内容についての御質問にお答えいたします。

県では、平成22年度から25年度にかけて、観光にかかわる新たな法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について検討を行い、税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。ハワイ州における宿泊税は、全ての宿泊施設で課税され、税率は朝食代金等のサービス料を除いた室料の10.25％となっており、市場別の誘客戦略の策定及び実行、観光商品の開発や自然資源の保全等、ハワイ州における観光促進のために活用されております。

同じく４の(3)のア、外国人観光客の病院における通訳等の現状と県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

外国人観光客の急増に伴い、急病やけがで医療機関を訪れる外国人が増加しており、受診の際に言葉の違いによる医療費や診察等における説明の難しさ、文化や医療環境の違いによるトラブル等の問題が生じていると聞いております。このため県では、今年度、新たに24時間365日多言語対応、Be.Okinawaインバウンド医療通訳コールセンターを開設するとともに、受け付けからの一連の手続等に精通した外国人患者受け入れ医療コーディネーターの養成研修を行います。これらの取り組みにより、医療現場におけるさまざまな問題の軽減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、４の観光振興についての御質問の中の(3)のイ、外国人観光客の医療費未払い問題についての御質問にお答えします。

沖縄県医師会の調査によりますと、平成27年度の外国人観光客の医療費の未払いは、５つの医療機関で21件、826万9934円発生しているとのことであります。また、平成29年６月に琉球華僑総会から、外国人観光客の医療費支援に活用してほしいとの寄附の申し出を

受け、平成29年８月に、県、観光及び医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を立ち上げたところでございます。今後は、同協議会において、未収金が発生している医療機関に対し、支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、国家戦略特区における農業支援外国人受入事業についてお答えいたします。

本事業は、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を希望する農業経営体に派遣する制度となっております。本県は、６月14日に国が開催した諮問会議において、区域計画の認定を受けたところであります。本事業の活用により、県内の農業現場における人手不足の改善に寄与することが期待されております。

県としましては、関係機関等と連携し、速やかに適正受入管理協議会を設置するなど、本事業の円滑な実施に向け、必要な措置を実施してまいります。

同じく(2)、遊漁に関する調査、資源保護に向けたルールづくりについてお答えいたします。

県水産海洋技術センターは、平成27年度に、県内において、遊漁による水産資源の採捕量を調査しました。その結果、遊漁による採捕量は、海面漁業全体の約13％、沿岸性の漁獲対象種の約40％に相当すると推定されております。沿岸性の漁獲対象種は、資源の減少が懸念されているものも多いことから、県は、漁業者の自主的な資源管理の取り組みである体長制限や禁漁期間の設定等のルールづくりを支援するとともに、遊漁に対しても、ルールの遵守について協力を求めてまいります。

同じく(3)、林業算出額の地域別内訳と県内消費及び移出額についてお答えいたします。

2016年の林業産出額の地域別内訳は、北部地域が９億2900万円、中部地域が２億3900万円、南部地域が２億1600万円、宮古地域が5600万円、八重山地域が8900万円、合計で約15億3000万円となっております。キノコ類、木炭などの特用林産物、木材及び緑化木等については、ほとんどの品目が県内で消費・利用されておりますが、県産キノコの一部は、県外の市場等に出荷され、約1600万円の出荷額となっております。

同じく(4)、日台漁業取り決めに関する今後の県の取り組みについてお答えいたします。

日台漁業取り決めが発効した平成25年以降、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてまいりました。ことし３月に開催された日台漁業委員会においては、水産庁を初め、沖縄の漁業者等の関係者が粘り強く台湾側と交渉を行った結果、４年ぶりに操業ルールが見直されたところであります。具体的には、昼夜交代制から操業水域を分けるという操業ルールに見直されたことにより、安全に操業できる水域が確保されたところであります。今回の協議結果に対して、多くの関係者が一定の評価をする一方、一部には不十分という意見もあります。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、操業ルールのさらなる見直しについて、台湾側と粘り強く協議を行うよう、国に対し強く求めてまいります。

次に６、県内社会資本の整備についての質問の中の(1)、石垣新港地区旅客船ターミナル整備事業に係る対応についてお答えいたします。

沖縄総合事務局石垣港湾事務所は、平成29年３月14日付水産庁文書を根拠として、同事業に係る岸壁及び防波堤の施工区域においては、既に漁業権が消滅しているため、岩礁破砕等許可申請を行わないとしております。しかしながら、当該水産庁見解は、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性を欠くものであり、県としては、今回の水産庁見解を採用できないとしております。そのため、県は、同事務所に対して、許可期間満了後、当該区域で岩礁破砕等行為を行うためには、改めて許可手続が必要である旨行政指導を行ってきたところであります。同事務所から提出された同事業に係る進捗状況報告等の内容から、岸壁及び新港防波堤整備における海上工事については、岩礁破砕等行為が伴うものと認識しております。

県としましては、同事務所に対し、引き続き工事の進捗状況について報告を求め、岩礁破砕等許可が必要であることを指導するとともに、今後の対応については、慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　去る４月１日付で企業局長を拝命いたしました金城でございます。引き続き議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、県内社会資本の整備についての御質問の中の(4)、今後の水道用水の確保についてお答えをいたします。

企業局水源の全11ダムの貯水率は、昨年７月以降

の小雨の影響により、６月14日時点で44.3％と平年値を34.8ポイント下回る状況にありましたが、先週末からの降雨により回復をし、６月18日時点で68.7％と平年値に比べマイナス12.0ポイントとなっています。今後も降雨状況等を注視し、国、市町村等関係機関と連携しながら、必要に応じて対策をとってまいりたいと考えております。

次に(5)、観光客1200万人に対する水源確保計画についてお答えをいたします。

企業局の給水区域である沖縄本島においては、現在、日量61万7400立方メートルの水源水量を確保しており、それに見合う供給能力は、１日最大送水量58万3000立方メートルとなっております。平成29年度の１日最大送水量は、45万7000立方メートルとなっており、今後、観光客数が1200万人に達した場合においても増加する水量は、約１万5000立方メートルであり、今後の人口増加に伴う水需要の増加分を加味したとしても、十分対応は可能と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６、県内社会資本の整備についての御質問の中の(6)、環境影響評価条例の一部改正についてお答えします。

改正前の条例では、対象事業種として規定されているゴルフ場建設事業やスポーツレクリエーション施設建設事業と同等の開発規模にもかかわらず、対象事業とはなっていない事業により、貴重動植物の消失や景観、赤土等の流出による環境への影響が懸念されておりました。そのため、沖縄県環境審議会からの答申も踏まえ、社会状況の変化や平等性、比例原則の面から検討し、土地の造成を伴う事業を対象事業に追加したところであります。

以上であります。

○島袋　　大君　ちょっと済みません。確認したいのがあります。聞き逃したのがあるかもしれません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　再質問を行いたいと思っています。

知事の政治姿勢の１番であります。

知事は、大変体調的な面できついと思いますけれども、しっかりと知事が全力で今議会頑張っていくということでありますので、ひとついろんな面で我々もこの議場の中で激論を交わしながら沖縄県勢の発展のために議論をしていきたいと思っていますが、そこで職務代理者を置かないんですかということでありますから、そこを職務代理者を置くのか置かないのかを明確に答弁お願いしたいと思っています。

理由は８月にも概算要求が来ますし、これからいろんな面で税制の調整もあるわけでありまして、いろんな面でこの新たな沖縄振興策もある中で、知事がこれだけ体調が厳しい中に職務代理者も置かない中でそういうふうにできるのか、そういう１点と、昨日大阪のほうで地震がありました。予期せぬ出来事というのは多々ある、出てくることでありますので、そういった場合の緊急防災そういったものを含めて、知事に対し、知事がすぐ陣頭指揮をとれるかと言ったら非常に厳しい状況だと思っているんですよ。そこを県としたら職務代理者をしっかり置いてやるべきなのが私は姿だと思っているんですよ。こういうのもしっかりと議会に報告しながら、知事がそういった状況だけれども職務代理者も緊急の場合置いて、その対応に当たっていきたいというのが我々議会人に対して説明する義務だと思っております。その辺が沖縄県の対応はどうなっているかというのを伺いたいと思っております。

２番目であります。

撤回問題でありますけれども、知事は今までずっとこの撤回のことに関しましての答弁は、今回の答弁も一緒でありましたけれども、私が聞きたいのは、この撤回はいつするんですか。その中で、環境の手続もろもろ含めて、精査して議論して判断をしていきたい。必ず撤回をしますからねと、きょうもまた必ず撤回をしますと。この県議会の議場の場で明確に言っているわけですよ。そこで確認したいのは、環境手続もろもろがそういった形でしっかりとこれはもう問題ないですとなれば、あるいは法的根拠は問題ないというふうになれば、知事はじゃ撤回しないってことですか。ここが大きな重要な点であって、今精査しているけれども環境もしっかりとクリアされている、そして法的根拠も全然問題ない。であれば知事として行政の長としたら撤回はできないんですよ、どう見えても。だからそこを知事が考えているのはやはり両サイドにいる副知事でありますから、これは一人一人確認したいと思っています。富川副知事は、前任は基地担当の副知事でありましたから明確にその辺の考えも述べてください。謝花副知事は、前任は知事公室長であり今は基地担当の副知事でありますから、お二人の意見を別々に確認したいと思っておりますからその辺の答弁もお

願いしたいと思っております。イコールそれは知事の答えと一緒だと認識していますので、その辺の答弁もお願いしたいと思っております。

次であります。

離島住民割引運賃を支援する石垣の問題でありますけれども、企画部長からも話がありましたけれども、唐突に、これはできませんよと、７月からもう補助は切りますよと言ったら、これ沖縄一県民として八重山島民に対して失礼ですよ。これは、やはり知事みずから離島をくまなく回っていないからこういうことも問題に出てくるんですよ。離島の皆さん、県民の皆さん、本島もみんな一緒ですよ県民は。これを前もって沖縄県がこういう事情でこうなんですという丁寧に説明しないといけない中を議会がみんな慌てて、市も慌ててこういった形で要請に来る。これは、しっかり沖縄県庁としてみずから出向いて、石垣のほうでいろんな面でヒアリングするとか、そういった意見交換をするとかが大事だと思っています。これは企画部長一人では行けませんよ。これは担当の副知事は富川副知事だと思っていますから、こういったことを考えて知事がこういう状況だったら副知事みずから担当部長も引き連れて、担当職員も引き連れて、その地元に足をついていろんな面で語って、いろんな面で議論するのが私は県政のあるべき姿だと思っていますよ。これはどう考えているんですか。確認したいと思っております。

戻りますけれども、その知事の政治姿勢の(3)番の訪米でありますけれども、知事公室長は、先ほどの答弁では面談してからは代替案は提示されていない。そしてパネリスト、このシンポジウムの中でパネリストが出てきた。何じゃこれですよ。何のために訪米に行っているんですか。何のために多額の予算がついているんですか。血税ですよ、これ血税。この場に来て我々の成果も議会の中で知事の訪米の成果を議会に示されていない。いろんな面で。こういう質問をしたら、いやいやいや面談相手からは何も聞いていません。シンポジウムから代替案が出ました。行く必要ないでしょう、じゃ。こういったことを毎回訪米するたびにはぐらかされてこうする。これが今翁長県政の実態ですよ。だからこういったことを明確に、じゃ訪米の成果じゃないじゃないですか。しっかりとその辺答弁していただきたいと思っております。（発言する者あり） そういうことになるでしょうね。

次、内閣府の2018年度の子供の貧困事業でありますけれども、これは国の直轄事業であります。平成28年は10億、29年は11億、30年は12億でありますけれども、このちょっと気になるのは、これ３年間の見通しで今回見直し時期に来るわけですけれども、その中で10分の10という真水の事業でありました。これが通常の10分の８になりますと市町村から持ち出ししなくちゃならない。そうなったら県は、多分答弁では、国と市町村が直轄でやっているから県は把握していませんということになったら大変なことですよ。県は、その辺は市町村とヒアリングも受けて、市町村がどういった形でこれから動いていけばいいのか、これ国と体制どういうふうに設置を議論をしていくのかというのが、音頭をとるのは、間に入るのは沖縄県だと思っていますよ。その辺は沖縄県としての対応はどう考えているんですかということで聞きたいと思っております。

次、一括交付金の減額、この施策等でありますけれども、沖縄振興特別措置法の延長についてということでありますけれども、あと３年ですよ。あと３年。我々復帰っ子が49歳になったら沖縄振興予算は終わるんですよ。これから10年後どうするべきかですよ。ここを沖縄県はどう考えていくかです。これは担当の副知事は富川副知事だと思っていますから、どういった形でこれからの沖縄のあるべき姿の振興予算としっかりと組んで、国に対して協議をしていくかですよ。その辺の答弁もお願いしたいと思っています。

次、2019年５月に期限となる酒税の措置でありますけれども、今商工労働部長からありましたけれども、やはり前回私も同席しましたけれども、指摘を受けた宿題は、新たなブランドの構築とそして販路拡大だと思っております。これは前回宿題として国から言われたことでありますから、その辺は沖縄県どういう音頭で――各酒造メーカー四十幾つかありますけれども、沖縄県の四十幾つかの酒造メーカーというのは、家族ぐるみでやっている酒造所もあるんですよ。これが切れたら皆飛びますよ、吹っ飛ぶ。だから沖縄県としての国から言われた宿題も、酒造組合も言われたのは、新たな販路拡大と新ブランドの構築ですよと言われています。その辺は、この団体の皆さん方とヒアリングをして、沖縄県としてどういうふうな形で動いていくのか、その辺の確認事項もしていきたいと思っております。

次であります。

2019年の沖縄振興予算の確保についてでありますけれども、いろんな面で部長は、国といろいろ議論していくと言っていますけれども、関係団体と連携をとっていきたいと言いますけれども、じゃ今の状況で沖縄県は関連関係をするという形の連携するのは誰と連携をとっているんですか、誰と。国と連携をとるために

誰を使って今までやってきたんですか。共産党ですか、社民党ですか、公明党ですか、自民党ですか、維新の党ですか、どこですか。この辺を明確に県民の皆さん方に言わないと、この翁長県政の来る４年間、どういった形でこの予算の要請をするときにはどの政党、誰を使ったかというのは明確に答弁していただきたいと思っています。そしてこれからは、誰にお願いするのか。県政与党がどうやっているのか。そういったものを明確に答弁していただきたいと思っています。

次であります。

沖縄県の物流の取り扱いであります。

庁内的な連携をとっていくという商工労働部長からありましたけれども、この海事産業というのは、幾つの部署にも分かれているんですよ。企画も商工労働も、そして海事関連の産業を構築するために皆さん方は、どこに要請していってほしいかということなんですよ。今たらい回しの状態ですよ。どこがヘッドなのかがわかっていない。どこに行ってもたらい回しになっている。そこで私たちが提案したいのは、これは商工労働部の中に置くかわかりませんし、企画部の中に置くかもわかりませんけれども、海事関連産業プロジェクトチームなのか、班なのか、課なのかわかりませんけれども、窓口を一つにすることによっていろんな面で意見交換ができて、いろんな細かい問題もクリアできると思っております。これをすることによって、今空の便での貨物をいろんな面で沖縄県は施策としておりますけれども、これだけ九十何％の海を使った物流というのは重要なポイントになりますから、ここは早急に、部長がこれ以上答弁できないと思いますから、担当副知事は富川副知事でありますから副知事のアジア戦略とうたっている中でも、この窓口を一本化しないと私は前に進まないと思っていますから、県の考えはどうですか、その辺を聞きたいと思っております。

次であります。

外国人観光客に伴いということでの病院に駆け込む外国人が通訳、医療費の未納のもろもろですけれども、私は、ハワイを超えたというふうに観光客が来たと言っておりますけれども、じゃ外国人が来て、脳梗塞や心筋梗塞になった場合、この窓口は病院に行った場合には誰が通訳使ってやるかが大きな課題なんですよ、沖縄県の。リピーター率を上げるのもしかり、だからこれ、今24時間のコールセンターみたいな形でやっていると言っていますけれども､これじゃなくて、各病院に語学ができるような職員を置くようなシステムを一括交付金もろもろ活用して、沖縄県が独自で育成していくっていう政策に僕はシフトしないといけないと思っているんですよ。そういうことをこれからの沖縄の新たなビジョン、そしてこれだけの観光客をふやすというときには、こういったイメージもしっかりと考えないと僕はできないと思っていますから、ひとつ答弁をお願いしたいと思っています。

そこで砂川部長がこの間自民党の沖縄政調会のほうにお越しになって医師会の皆さんと来たときに、通訳は領事館での手続を一手に引き受けるワンストップの窓口をつくってほしいというふうに部長は、自民党の政調部会で答弁したと思っていますけれども、そこで部長にもっと答弁欲しかったのは、今全国、国も観光立国と言っていますよ。部長も国が観光立国だから国がやってほしいということも言ったみたいですけれども、沖縄県の今の現状、沖縄県の現状と沖縄県の政策はこう思っているんだということも言っていただいて、そうしないと国ももろもろ動きませんよ。だからせっかく足を運んで提言したという、話されたと、いいことかもしれませんけども、もっときめ細かく沖縄県はこうやっていきたい、ハワイのこれだけ観光客も超えた、だからこうやりたいんだという沖縄のビジョンを語ってやっていくべきだと思っていますから、これからそういった会合にも出られるときがありますから、そういった答弁も含めてどうお考えなのか答弁お願いしたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　４月１日付で副知事を拝命しました謝花でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

島袋大議員の再質問１の(2)、承認撤回について、要は、法的な手続がしっかりされていれば撤回しないのか明確に答えてもらいたいという趣旨の御質問だったと思います。

埋立承認には、実は留意事項が付されてございます。この留意事項には、事前協議、これをしっかりやるようにということでございます。しかしながら、沖縄防衛局は、その留意事項に基づいて、我々当局が求めた事前協議には応じないまま工事が行われているということです。そこにまずは問題があるわけですが、留意事項をどういった趣旨でやっているかといいますと、やはり環境保全措置などがしっかりされているか、そういったことを確認するために工事を一旦停止して、県と協議を行って、環境保全措置等についても丁寧に調査を行ってもらいたいという趣旨のものなんですが、そういったことがなされないまま工事が行わ

れているということです。

そういったことで、県としては、留意事項を遵守して、工事を停止して事前協議に応ずるよう行政指導を何度も行っているところですけれども、こういった状態をいつまで放置できるかというような観点がございます。そういったことから、沖縄県としては、法律に基づく行政の原理から、国の状況等を踏まえて、ありとあらゆる状況を踏まえまして、やはり環境保全措置などについて看過できないような状態があれば、翁長知事がちゅうちょすることなく撤回を行うと、そういうような答弁をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　島袋大議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に、次の振計に向けたビジョンに関する質問かと理解しております。

これに関しましては、新沖縄発展戦略の中でも議論しておりますが、次の振計を政府に要請するに当たっては、沖縄の持つ役割が変わったというふうに認識しております。沖縄振興基本方針の中にも、沖縄の潜在可能性が顕在化すれば、日本経済の再生に役立つという文言がうたわれております。実際に、今、事象・現象もそれに近くなっておりまして、そのことでこれからは沖縄だけの振興計画ではなくて、日本全体のアジアへのジャンプ台、ビジネスのジャンプ台という位置づけで、ぜひ日本全体にとって沖縄の次の振計が必要であるということをこれからも訴えていきたいと思っております。

それから、海事産業の窓口に関する御質問についてお答えをいたします。

これは議員御指摘のとおりでございまして、検討窓口となる所轄部局が中心となって、庁内関係部局が連携して、関係団体も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　島袋大議員の再質問のうち、知事の政治姿勢のうち、職務代理を置くのかについての御質問にお答えします。

職務代理者の規定につきましては、地方自治法の152条に規定がございます。その際の置くか否かの判断基準の例といたしまして、普通地方公共団体の長がその職務につき、みずから意思を決定し、かつその事務処理について有効に職員の指揮監督をなし得るか否かが一つの判断基準とされております。知事は、今職員から随時報告を受け、また、判断も示されておりますので、今のところ職務代理者を置くことは考えておりません。

続きまして、訪米につきまして、訪米の成果につきましてお答えします。

これまで４回訪米し、徐々に知事の考えが米国の政府関係者や連邦議会議員、有識者などに伝わってきていると考えております。さきのシンポジウムにおきましては、ペリー元国防長官を初めハルペリン元国防次官補など、安全保障の有識者を招き、変わりゆく東アジアの安全保障体制と沖縄、在日米軍のあり方の再考をテーマとした深い議論が行われたことは、今後の沖縄の米軍基地を考える上で大変意義があったものと考えております。また、シンポジウムに参加した多くの有識者やジェームス・リッシュ上院議員や米国国務省、国防総省の関係者にも、沖縄県の過重な基地負担の現状、沖縄の基地負担の歴史的経緯、また、基地負担の固定化につながる辺野古新基地建設に反対していることなど、知事の考えを正確に伝えることができたと考えております。あわせて、沖縄県及びグアムの州政府は、在沖海兵隊のグアム移転を強力に支持しているが、米国におけるＨ２Ｂビザの政策転換に伴うグアムの労働力不足が、在沖海兵隊の受け入れ先の一つであるグアムにおいて支障となっていることを米国政府関係者に説明し、理解と協力を求めたことも大きな成果であったものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　子供の貧困緊急対策事業に関する再質問についてお答えいたします。

支援員の配置や子供の居場所づくりは、子供の貧困対策の重要な柱となっており、今後も継続していく必要があると考えております。モデル事業期間後の平成31年度以降の事業につきましては、補助率も含め、現時点ではまだ未定というところではございますが、市町村とも意見交換を行っているところでありまして、市町村の御意見も踏まえ、事業の継続的な実施ができるよう、しっかりと国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の再質問にお答えいたします。

適用保留の事例は過去にもあるわけでございますが、今回のことは、ＬＣＣとＦＳＣをそのまま比較していいのかという疑問がございますので、事業の目的であるところの航空便の新幹線並み運賃が安定的に継続できるよう、独禁法の趣旨でありますとか、その他のことについて検討して、継続できるように今検討しているところでございます。地元の方についても、丁寧に意見を交換して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　泡盛の酒税軽減に関する再質問にお答えいたします。

新たなブランドの構築やそれから販路拡大につきましては、沖縄県酒造組合との共催によりまして、平成29年６月に泡盛振興協議会を設置しております。その中で、具体的な取り組みといたしまして、琉球泡盛マーケティング支援事業などでその内容を取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　沖縄振興予算の確保に向けた取り組みということの再質問にお答えいたします。

平成31年度の沖縄振興予算につきましては、現在、市町村、また関係団体等と十分意見交換を行いながら、御意見をいただいて、いろいろな御提言をいただいているところでございます。

県としましては、県選出の国会議員並びに県議会議員各位の御支援を賜りながら、知事を先頭に、内閣府沖縄担当大臣、官房長官、国政与党、国政野党など関係要路に対しまして、丁寧にこういった沖縄の声を県の考え方としてお伝えいたしまして、所要額確保に向けて御理解と御協力が得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　急増する外国人、インバウンド観光客の病院現場での対応について、特に通訳を中心とした再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁で申し上げました24時間365日のコールセンター以外に、県といたしましては、通訳といたしまして、医療機関の従事者、それから観光関連の従事者、英語、中国語通訳の訓練をしております。そうした方々をその後、アフターケアといいますか、実際にそういう病院に派遣してもらったり、させたり、そして病院に実際採用された方もいらっしゃいますので、そういった形で病院の窓口現場での通訳対応もきちっとしっかりしていきたいなと思っているところでございます。加えまして、現場では言葉だけではなく、いろいろコーディネートもろもろ、これまでと、日本人と違う外国人のお客様への対応ということで、そういったこともサポートする必要があるのではないかということで、県といたしましては、受け入れ体制を中心的に担う外国人患者受け入れ医療コーディネーター養成研修も実施しておりまして、これは病院から実際の現場の看護師さんとか派遣してもらって、そして研修してまた現場に戻すという形で、その現場の層を厚くするという形の取り組みをしております。

それから、先ほど申し上げましたインバウンド、その医療通訳コールセンターの中では、言葉の対応ではなくて、医療費の請求とか手続とか、そういった事務に関しましても、電話で現場の医療機関の御質問にお答えするような対応もしております。そういった形で、通訳とそのほかの手続等に含めましても、急増するインバウンドへの対応をしっかりとこれからもしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　再質問にお答えします。

去る３月23日に、自民党本部で行われました外国人観光客に対する医療ＰＴ会議に出席してまいりました。そのとき、出席議員の方のお一人から、外国人観光客が急増していろいろ問題が出てきているけれども、そういった問題の項目を見ると、県行政側がコントロールタワーとなって、市町村の火葬の問題とか、航空会社、それから領事館へつながる役割を担う必要があるんじゃないかというような御意見がございました。それに対して、私のほうで沖縄県の医師会の要望というのは、一つの部署に連絡をすれば領事館とのつながりとか、通訳、それからもろもろのものを担ってくれる機関が欲しいということだと理解していると。外国人といってもいろんな言語があって、きめ細かく対応するためには、各都道府県で担ってくださいとなった場合、効率性の面でいかがなものかと考えてい

ると。その上で、外国人観光客をふやすというのは国家の戦略でもありますので、ワンストップでできる機関は国のほうで設置したほうがいいんじゃないかというような意見を申し上げたところでございます。

沖縄県としてどういうビジョンがあるのかというお話でございますけれども、我々今考えているのは、医療圏ごとに救急告示病院を中心とした１ないし２つの医療機関、これを拠点機関としてそこで外国人観光客に対応してもらおうと、医療提供体制してもらおうと。そういった拠点機関には通訳とかいろいろな支援を手厚くしていくと。かつその上で、未収金が発生した場合は、そこに対して一定の支援をすると。こういうものは、今回新たに観光旅客税というのが創設されるという情報を得ていましたので、去る５月18日に、この外国人観光客の問題は、省庁で言えば内閣官房の健康医療戦略室とか、あるいは国土交通省の観光庁、それから厚生労働省の医政局のほうが担っていますので、そこに担当課長を派遣しまして、こういったことを考えているという県の考え方を伝えているところでございまして、今後とも引き続き機会を見て、県の考え方は説明していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　２点だけです。

公室長が今言っていましたけれども、知事の職務代理者は置かないというふうに言っております。僕は、県が置かないと決めたというんだったら、それなりに置かないということで動くかもしれませんけれども、144万県民のリーダーの今知事がしっかりと公務に出ているのは理解できますけれども、きのうのこの大阪の天災地変の災害とか緊急事態が起きた場合、こういったこと、後でたられば論になって、置いておけばよかったねって、これ話になりませんよ。行政のリーダーとしてしっかり県民の生命財産を守るんだったら、仮に知事がこういう状況なんですから、大変きつい中かもしれませんけれども、であれば、知事も出るなら出る。だけど職務代理者も置いて、緊急体制に応じた体制を県はしっかりとるべきだと私は思っていますよ。これは、我々議会議員として、ほとんどの皆さん方が認識できると思っています。その辺は、県はどういうふうに考えているのかお答えを願いたいと思います。再度聞きたいと思っています。

次、撤回の問題でありますけれども、翁長県政の悪いところ、知事の悪いところは、いまだに国が協議に応じないから俺たちはできないんだよと。そうじゃなくて、もう撤回は、あの時点で、知事が当選したときに撤回するか､そして砂利が投入されるときに撤回か、名護市長選の前に撤回か、この３つしかなかったんですよ。もう土砂が入るんですよ、８月には。そういったことを考えれば、沖縄県は、やるならやると明確に言ったらいいですよ。どうぞ、どうですか。（発言する者あり）　時期よ、時期。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　島袋議員の再々質問にお答えいたします。

まず職務代理の件ですが、地方自治法の観点からは、先ほど公室長からの答弁があったとおりでございます。

昨日のような、いわゆる大地震が起こった場合の対応ということについて、じゃどうするんだということですが、沖縄県には危機管理監というのが置かれてございます。それは、知事公室長が対応しています。あわせまして、防災危機管理課が事務局になってございますし、両副知事しっかり、また各部局がそれぞれ対応するということで、そういった危機管理体制もしっかりやるということになってございます。また、平成19年に仲井眞前知事が軽い脳梗塞で議会に出席できませんでしたけれども、その当時にも職務代理者は実は置いてございませんでした。そういったこともございまして、沖縄県、しっかり翁長知事は意思判断できる状態ですので、しっかりと災害等についても対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、撤回につきましては、先ほども答弁さしあげたとおりですけれども、やはり撤回というのは、これまでやったものを覆すわけですから、法的な観点からの丁寧な検討、これは不可欠だと考えております。こういったことを踏まえまして、沖縄県としましては、日々の国の動きなど、全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討しているところです。県としてしっかり、放置できないような事態があれば、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党、仲田です。

代表質問を行います。

１、普天間飛行場移設問題関係について。

沖縄防衛局が2017年４月に辺野古移設工事に係る埋立区域の護岸建設に着手してから１年が経過し、本格的な土砂投入に向け準備は着々と進んでいるようであります。このような現状の中、知事の各支援団体からは早急な撤回を求める声が強まり、必ずやると明言しながらこれまで引き延ばしてきた知事も無視できない大きな圧力になっていると考えております。撤回をめぐっては、知事サイドだけではなく支援団体等にも焦りの色が見られ、知事自身の健康上の問題が起きたことで、県内政局が混沌としてきております。

また知事は、これまでオール沖縄からの候補として２期目の出馬は既定路線であったはずであります。聞くところでは、知事は意欲満々とのことですが、立場の違いはあれ、関係なく、無理をしてはほしくないというのが私の偽らざる心境であります。知事は任期中に埋立承認の撤回をやる決意であると思いますが、撤回すれば議会での対応、県民への説明、訴訟等の対応など知事みずから正面に立たなければならないと考えており､それだけ撤回というのは重いものであります。

以上のことを述べて質問を行います。

(1)、辺野古移設問題について。

ア、知事は、辺野古移設を阻止することが普天間飛行場の早期返還につながるとしていたが、現状では、知事は埋立承認を追認し、国の辺野古移設工事推進にお墨つきを与えた。もはや普天間飛行場の早期返還を図る手法は行き詰まっているのではないか伺いたい。

イ、県民投票の署名集めが始まっている。今回の県民投票は、知事の撤回の決断を後押しするものであり、政治的に偏った一方的な主張に利することを狙ったものである。事前説明もなく、市町村の準備等への配慮もない。県民投票の結果は知事の撤回にどう影響するか。また、仮に実施されるとなった場合の予算措置と額、市町村への協力依頼はどのように行われるか伺いたい。

ウ、県は、環境保全措置の変更承認や工事停止を求めるなど、沖縄防衛局に対し、行政指導、通知等を連発しているが、今後の撤回に向けた理由づくりではないか伺いたい。

エ、沖縄防衛局は、本格的な土砂投入に向け、県条例に基づく事前の手続を行っているようですが、手続の状況と県の対応について伺いたい。

オ、サンゴ類の移植に必要な特別採捕許可を申請しているが、県の許可がおくれている。一度許可を受けた申請と目的・方法は同じであり、さらに県の指摘を踏まえた申請である｡なぜおくれているのか伺いたい。

カ、名護市辺野古東海岸で新たな漁協・組合設立認可の再申請が出されたようでありますが、県は認可ありきで対応しているのではないか伺いたい。

キ、県は、奥港からの石材の積み出しや護岸を使った海上搬入は環境保全図書の変更に当たるとして変更承認を求めている。今後奥港の使用申請は拒否するということか、前回許可したのは県のミスであったということか伺いたい。

(2)、大規模返還用地の跡地利活用について。

ア、西普天間住宅地区への普天間高校移転について、県は、正式に移転断念を表明した。用地取得の見込みがないことが理由のようであるが、そもそも当初、移転計画に消極的で交渉がおくれたことが原因ではないか。また、今後の計画について伺いたい。

イ、国は、西普天間住宅地区の利活用について、沖縄振興策を国家戦略の骨太方針に盛り込むとしているが、利活用に向けた財政支援等への県の取り組みを伺いたい。

ウ、米軍牧港補給基地などからキャンプ・ハンセンへ倉庫群の移設計画を金武町が受け入れた。普天間飛行場を除く大規模基地返還の現状について伺いたい。

２、県内産業の振興について。

2017年度の県内倒産状況は前年度比8.5％減の43件で、1975年度に統計が始まって以来、最少を記録したようであります。県内企業活動が活発で県経済が好調に推移していることがよくわかると思います。一方、県は、製造業を中心に企業の立地・誘致を進めており、その結果平成28年度末現在、企業立地数は76社となっておりますが、県の目標には届いていないのが現状であります。また、うるま地区を中心とする企業立地が好調な情報通信産業については、ＩＴ投資の増加に伴いＩＴ人材の不足が懸念されており、高い資格を持つ人材の多くが県外企業へ流出していることが指摘されております。そのためには、県内企業の経済基盤の強化、経営力の向上と魅力ある企業の育成を図り、スキルの高いハイレベルなＩＴ環境の整備が必要であると考えております。

そこで伺います。

(1)、県経済の持続的発展を図るには、観光関連事業の企業規模拡大や情報通信関連産業のさらなる活性化、臨空・臨港型産業集積の迅速化などが求められているが、県の取り組みの状況を伺いたい。

(2)、県は、海外事務所の展開や委託駐在員の配置

を進めているが、設置・配置の状況、基本目標や将来計画は策定されているか伺いたい。

(3)、泡盛の出荷量の減少がとまらない。若者や女性の泡盛離れ、他のアルコール類との競合の激化など要因が指摘されているが、根本の原因はどこにあると考えるか伺いたい。

(4)、泡盛業界は、個々の企業の経営規模の拡大や統合の推進など、底辺の底上げ等が進んでいないと言われ、ブランド化の強化や新製品開発等に向けた業界全体の取り組みに課題があると言われる。県の認識と支援策を伺いたい。

(5)、2017年度の県内倒産状況は、統計が始まって以来最少を記録し、企業活動・経済は好調に推移しているが、一方では技術職など人材不足は深刻であり、企業活動にも影響が出ている。県の対策について伺いたい。

(6)、沖縄ＩＴ津梁パークは、５号棟の建設が始まり整備が進んでいるが、これまでの整備の状況と今後の計画について伺いたい。

３、離島・過疎地域の振興について。

本県は我が国唯一の島嶼県であり、その分布する海域の範囲はおよそ本州の３分の２に匹敵し、その海域には沖縄本島を除く39の有人離島が存在しております。地域不利性の解消のため県離島振興協議会及び県過疎地域振興協議会は、地域住民の生活負担の軽減や離島医療の充実強化、離島運賃の低減、水道事業の広域化、情報通信の格差是正など離島・過疎地域の振興に関する99項目をことしも県に要請しております。このように離島・過疎地域においては地理的・社会的特性に起因する各種不利性を乗り越え、住民が落ちついて子供を産み育て、高齢者が住みなれた島や地域で安心して暮らせる生活環境の整備が急がれております。離島の過疎地域の振興・活性化を図ることが人口減少に歯どめをかけ、若者の定住につながるものと考えております。

そこで質問します。

(1)、那覇―粟国線が運休している問題で、航空側と協議が不調に終わり、沖縄撤退も懸念されている。県としての離島航空路確保の基本方針とこの問題への対応・対策について伺いたい。

(2)、離島・過疎地域では、人口減少による児童生徒の激減で学校の統廃合が進んでいる。現状と地域の生活にどのような変化が生じているか。また、統合によりどのようなメリットや効果が生まれたか伺いたい。

(3)、改正離島振興計画に基づく教育文化の振興について、人口減少や若者の流出が続く離島・過疎地域では、文化の継承者・後継者不足が大きな課題となっている。効果的な具体策について伺いたい。

(4)、離島における定住条件の整備については、割高な交通・生活コストの低減を図ることが重要であります。改正離島振興計画で住民の負担軽減に向けて具体的な施策展開をどのように図るか伺いたい。

(5)、離島における農林水産業の振興について、各離島の特色を生かした品目等の生産振興を図るとしているが、台風被害や大雨被害、干ばつ等に強い農林水産業の育成が求められている。取り組みを伺いたい。

(6)、伊平屋・伊是名架橋の整備及び伊平屋空港の整備について、計画の現状と今後の取り組みについて伺いたい。

４、子ども・子育て支援について。

県内における待機児童の解消が問題となっている中、県は待機児童数ゼロを目指し各種施策を展開しておりますが、依然解消にはほど遠いのが現状であります。適正な受け入れ計画を策定し、保育所整備を進めながらも肝心な保育士の十分な確保ができず、受け入れ枠はありながら入所できない児童が生じていることも事実であり、実態であります。那覇市においては120カ所の園の総定員が9777人であるにもかかわらず、入所児童数は9240人、537人の受け入れ枠がありながら入所できず、待機児童となっている報告もあります。待機児童の根本的な解消には施設の増設や拡大を図るだけでなく、保育を支える保育士の確保が前提であり、そのためには保育士の待遇改善が必要であります。県の外部監査でも県内保育士の待遇は全国下位の水準との指摘もあり、早急な待遇改善が待機児童解消につながるものと考えております。本県の保育園問題は全国に比べ底が深く、要因の一つとして認可外保育園が多いという実態があります。また1947年の児童福祉法の制定が米軍統治下の沖縄では適用されず、民間による保育の業がなされ、認可園の整備が大きくおくれた背景もあります。

そこで伺います。

(1)、市町村は、出生数などから就学児童数を見込み、保育所等の増設等を勘案し、保育ニーズを適切に見込んだ上で整備計画の見直しを行っている。それにもかかわらず待機児童の解消につながらないのはなぜか伺いたい。

(2)、国は、2020年度から全面実施する幼児教育・保育の無償化に向け、認可外保育所に子供を預ける世帯の補助制度の考えをまとめたようである。本県は、認可外が多いことから、県としてどのような対応を求められるか伺いたい。

(3)、県は、保育士の確保に向けさまざまな支援策を実施しているが、市町村における保育士不足は依然深刻であります。那覇市においては､75人も不足し30の園で児童293人の受け入れ枠に対応できないと言われている。県として思い切った対応策を検討する必要があるのではないか伺いたい。

(4)、学童クラブに関し、平成29年５月１日現在、848人の学童待機がいるようだが、解消が遠くなると子供たちや両親への影響が避けられない。県の対応、取り組みを伺いたい。

(5)、乳幼児の発達時期における幼児教育の重要性が高まっているが、黄金っ子応援プランに基づく、質の高い乳幼児期の教育・保育はどのように行われているか、具体的施策とその成果について伺いたい。

(6)、2017年、県内の児童虐待件数は、過去10年で最多となっているが、相談等の内容と虐待防止に向けた県の取り組みについて伺いたい。

５、地域福祉・医療の充実強化について。

2008年ごろから地方における医師不足や診療科の偏在が深刻となり顕著になったことで、国においては大学医学部の入学定員数増を図るなど対策を講じてきましたが、医師の偏在問題は根本的解決に至っておりません。本県においても、県立病院の医師不足は慢性化しており、平成30年２月現在、５カ所の病院で外来診療の休止が続き、特に北部病院では外科と産婦人科で診療の一部を制限しているとの状況があります。県は医師不足のため、例年全国を飛び回り奔走しておりますが、今後は地方勤務を希望する都市圏大病院や大学病院の若手医師を呼び込み、受けとめる仕組みづくりの構築、そして働きやすい環境づくりをいかに進めていくかが重要であります。一方、高齢化の進展で老老介護が深刻の度を増しております。特別養護老人ホームの待機者や在宅介護においても、肝心な介護士不足は介護する人の精神的・肉体的負担を想像以上に苛酷なものにしており、対策が求められております。

そこでお聞きします。

(1)、北部地区の基幹病院整備計画について、北部12市町村のうち、名護市や本部町、金武町など９市町村が費用など地元負担のあり方に難色を示しているようだが、経営形態や費用負担等の地元の求めにどう応えていくか伺いたい。

(2)、厚労省は、女性医師の働きやすい環境づくりに向け、2018年度の診療報酬改定で常勤医師の配置基準を緩め、非常勤医師の配置ができるようにしたようであります。女性医師の家庭との両立が図られるものと考えておりますが、県の対応を伺いたい。

(3)、県立病院において、医師不足により５つの診療科で外来診療を休止しており、また、北部病院では、外科、産婦人科で診療の一部制限が行われているようであります。県は、県内外大学等への医師派遣やネットワークを活用した医師確保に努めているとしておりますが、現状と見通しについて伺いたい。

(4)、緩和ケアの認定看護師育成教育が開設されておりますが、その目的と必要性について伺いたい。

(5)、北部基幹病院設立に向け検討が進められておりますが、北部看護学校の存続について、県の考えを伺いたい。

(6)、県は、はしか流行に関し終息宣言を行ったが、学級閉鎖や観光客のキャンセルなど影響が出た。今回の流行では医療機関での感染もあり、予防接種の必要性が浮き彫りとなった。今後の対策と対応について伺いたい。

(7)、県内薬剤師不足の解消を図るため、県内の国公立大学への薬学部・学科の設置が求められているが、県の認識と設置に向け取り組む考えがあるかお聞きしたい。

(8)、軽度介護サービスが市町村の事業に移行され、介護保険から切り離されたことで、事業から撤退する自治体が出ているようでありますが、本県の状況と利用者への影響について伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

国際社会がグローバル化し、さまざまな情報が瞬時に受け取れる便利な社会になりました。国際的に豊かな人材育成が必要になり、学校教育においても国際社会に対応したグローバル教育を推進していくことが求められております。本県児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成するため、児童生徒が主体的に問題を見つけ、対話を通じて問題解決を図る授業に転換していく必要があると言われております。

県においても、学力向上推進プロジェクトをもとに、主体的・対話的で深い学びとするアクティブラーニングの視点から授業改善を推進しておりますし、具体的には、小学校での英語教育を18年度から先行実施し、聞く・話す中心の外国語教育を３年生から６年生まで行うとしております。一方、内閣府と与那国町では、高校進学のため島を離れる、いわゆる十五の春を解消するため、琉球大学と連携し３年間の情報通信技術（ＩＣＴ）を活用したモデル事業の実証実験が開始されました。今後は、通信制高校の設立に向け、高校卒業資格認定なども検討されており、多くの課題もあると思いますが、県教育委員会として積極的なかかわりや支援が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、沖縄県教育振興基本計画が策定され７年が経過した。みずから学ぶ意欲を育む学校教育の充実について、どの程度達成されたと考えるか伺いたい。

(2)、本県において幼児教育を進める上で、幼稚園での３歳児保育の少なさや教員不足が課題とされるが、現状と背景、また幼児教育無償化が実施された場合、３歳児受け入れ増加に備えた体制整備はできているか伺いたい。

(3)、児童が下校時に事故や事件に巻き込まれる事例が各地で起きている。社会環境の変化や地域で子供を見守るという連帯が薄れている中、子供の登下校における安全対策はどのように指導しているか伺いたい。

(4)、県教育委員会は、いじめ防止対策として、県いじめ対応マニュアル等を活用し取り組んでいる。実態は増加傾向にあり、いじめが原因で自殺に追い込まれる事例も起きている。いじめの初動対応の徹底が必要ではないか伺いたい。

(5)、2019年度から中学校で使用される道徳の教科書は、いじめに関する内容を多く扱っているが、いじめ防止の観点から道徳の授業の必要性について見解を伺いたい。

(6)、夜間中学珊瑚舎スコーレへの支援は昨年で打ち切られたが、支援の継続を求める声で一転して支援継続が表明された。一貫性のない行政運営は信頼を欠くが、打ち切りを決定した理由と継続を決めた理由等について伺いたい。

(7)、新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画は、平成30年度で期限が切れるが、５年間で実施した主な施策と成果について伺いたい。

(8)、政府は、奄美・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録推薦を取り下げたが、取り下げに至った理由と今後に向けた取り組みについて伺いたい。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えをいたします。

県内産業の振興についてに関する御質問の中の２の(1)、観光関連産業、情報通信関連産業及び臨空・臨港型産業の振興に向けた取り組みについてお答えをいたします。

観光関連産業では、滞在日数の長い欧米客や消費単価の高い富裕層の誘致を初め、修学旅行やプロ野球キャンプ誘致等による平準化、離島周遊観光の推進、観光人材の育成・確保等により、観光関連産業の経営安定化及び企業規模拡大の促進に引き続き取り組んでまいります。情報通信関連産業では、ＡＩやＩｏＴなどの先端技術への対応や、観光産業、農林水産業など他の産業との連携促進を図る必要があり、県においては、一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを設立し、先端技術への対応支援や、ＩＴ産業と各産業とのマッチング促進などに取り組んでまいります。臨空・臨港型産業では、税制優遇措置等をインセンティブとしたプロモーション活動等を実施しており、今年度は、航空関連産業クラスターの集積に向け、誘致活動に取り組んでまいります。

次に２の(6)、沖縄ＩＴ津梁パークのこれまでの整備状況と今後の計画についてお答えをいたします。

沖縄ＩＴ津梁パークは、これまで全体の53.8％が整備済みとなっており、平成30年４月末現在、９棟の施設に合計29社が入居し、2191人が就業しております。企業集積施設については、５号棟に加え、平成31年度には６号棟の建設も予定しております。

県としましては、企業集積施設のほか、アジアと日本企業の連携・協業拠点となるアジアＩＴビジネスセンター（仮称）などの整備を進め、アジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成を目指してまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についてに関する御質問の中の３の(5)、離島の農林水産業の振興と自然災害への対策についてお答えをいたします。

離島の活性化のためには、基幹産業である農林水産業の振興が重要であると考えております。具体的な取り組みとしては、農業用機械や施設整備による農作物の安定生産対策、畑地かんがい、漁港施設など生産基盤の整備、農林漁業者の担い手育成・確保などの諸施策に取り組んでおります。また、台風など自然災害への対策として、災害に強い栽培施設の整備、農地防風林の整備、強風や干ばつに強いサトウキビ品種の育成などに取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、今後とも、離島の農林水産業の振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　仲田弘毅議員の１、普天間飛行場移設問題関係の(1)のア、普天間飛行場の早期返還についてお答えします。

県は、普天間飛行場の早期返還及び５年以内の運用

停止を含む危険性除去を政府に対し繰り返し強く求めているところです。

県としましては、ことし２月に全会一致で可決された５年以内運用停止の期限を待たず、直ちに運用を停止することを求めた県議会決議も踏まえ、今後も引き続き普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

同じく１の(1)のイ、県民投票の撤回への影響、市町村への協力依頼についてお答えいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。一方、公有水面埋立法に違反していることを理由として撤回をするという知事の判断は、県民投票の時期やその結果に縛られるものではないと考えております。条例制定請求がなされた場合には、県民投票に関する事務を市町村に移譲することについて、地方自治法の規定に基づき、市町村長と協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、平成８年に実施された県民投票における予算は、決算額で約４億4000万円となっております。

同じく１の(1)のウ、沖縄防衛局への行政指導についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、公有水面埋立法に基づく埋立承認に付した留意事項に違反して辺野古新基地建設工事を進めております。留意事項に付した事前協議の趣旨は、最終的な実施設計及びそれに基づいて詳細検討した環境保全対策等の実効性を確認するものであります。そのため、沖縄県としては、法律による行政の原理のもと、留意事項違反の状態を放置することはできないことから、沖縄防衛局に対して、留意事項を遵守し、工事を停止して沖縄県との事前協議に応じるよう、行政指導を行っているところです。

同じく１の(2)のウ、大規模基地返還の現状についてお答えいたします。

ＳＡＣＯ最終報告及び再編に基づく統合計画で示された返還予定面積5438ヘクタールのうち、これまで、北部訓練場、読谷補助飛行場、ギンバル訓練場、瀬名波通信施設、楚辺通信所など約4450ヘクタールが返還されております。また、統合計画において、牧港補給基地やキャンプ瑞慶覧の移設先とされているトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・ハンセンにおけるマスタープランが日米合同委員会で合意されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、普天間飛行場移設問題関係についての質問の中の、条例に係る手続状況と対応についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業においては、６月12日に、沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて事業行為通知書が提出されました。提出された通知書に対しては、条例で定める施設基準及び管理基準への適合を確認するとともに、専門家の意見を聞くこととしており、必要に応じ協議を求めるなど、厳正に審査してまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、世界自然遺産登録推薦の取り下げ理由と今後の取り組みについてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの評価報告書によれば、延期勧告の主な理由として、１、分断された小規模な区域が複数あること、２、北部訓練場返還地が推薦地に含まれていないことの２点が示されております。これらの課題に対応することで、世界自然遺産登録の可能性が十分にあるとしていることから、国において、確実な登録を実現するために、推薦を一旦取り下げ、早期に推薦書を再提出し、再度審査を受けることが最適な方法と判断したとのことであります。

県としましては、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産登録に向け、国や地元関係団体と連携しながら、示された課題にしっかりと対応し、確実かつ可能な限り早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の(1)オ、オキナワハマサンゴに係る特別採捕許可申請への対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局から平成30年３月20日付で提出されたオキナワハマサンゴ１群体に関する特別採捕許可申請については、申請内容の妥当性などを判断する必要から、５月18日付文書により、当該サンゴにおける食害対策などに関して説明を求めたところであります。その後、沖縄防衛局から、５月28日開催の第15回環境監視等委員会において指導助言を受けた回答書が、６月６日付で県に提出されております。現在、当該回答内容を含めて、本件申請の審査を行っているところであり、今後も沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

同じく(1)カ、名護市東海岸地域の新たな漁協設立

認可の申請についてお答えいたします。

名護市東海岸地域において、新たな漁業協同組合を設立する手続が進められております。名護市内で、平成30年４月20日に開催された創立総会では、認可申請に必要な定款、事業計画等が議決され、５月９日に設立認可申請書が県に提出されております。

県としましては、水産業協同組合法にのっとり、厳正かつ適切に審査しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、普天間飛行場移設問題関係について(1)のキ、奥港の使用許可についてお答えいたします。

港湾施設の使用許可については、港湾関係法令等に基づき処理するものとしており、昨年９月上旬に行った奥港の使用許可についても、関係法令等に基づき適切に処理したものであります。

次に３、離島・過疎地域の振興について(6)のア、伊平屋・伊是名架橋の取り組みについてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。今年度は、調査検討の精度向上を目的に、昨年度に引き続き、追加のボーリング調査を行う予定であり、建設工事費の縮減等、課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく(6)のイ、伊平屋空港整備に関する取り組みについてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、伊平屋・伊是名両村の住民などを対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ、潜在需要などの確認・検証に取り組んでいるところであります。今後は、気象観測調査を継続するとともに就航会社の確定や需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１の(2)のアの(ｱ)、西普天間住宅地区跡地における普天間高校移設に向けた取り組みの経緯についての御質問にお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地への普天間高校の移設については、昨年８月末に取り組みを開始して以降、先行取得事業による土地の買い取りを初め、現高校用地との換地まで手法の幅を広げて取り組んでまいりました。しかしながら、平成30年２月から宜野湾市と共同で行った個別ヒアリングにおいて、地権者の多くが、高校の移設自体には賛成されているものの、同跡地内での土地の自己活用を希望しており、移設に必要な高校用地の確保は極めて厳しいことが確認されました。このため、西普天間住宅地区跡地全体の円滑な利用促進を勘案し、普天間高校の同跡地への移設を見直すこととしたものでございます。

次に同じく(2)のイ、西普天間住宅地区跡地の利活用に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、西普天間住宅地区跡地の利活用に向けた取り組みとして、国、宜野湾市、琉球大学、市地主会等と連携しながら、跡地利用計画の策定や沖縄健康医療拠点の形成に向けた協議を行ってまいりました。また、宜野湾市及び琉球大学との３者により、国に対し、同地区の跡地利用に係る財政支援等を要請するなど、関係機関等との連携のもと、同地区の跡地利用に向け取り組んでいるところであります。

次に３、離島・過疎地域の振興についての中の(1)、那覇―粟国航空路線への対応についての御質問にお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため、県では離島航空路線を確保、維持するため、運航費や航空機購入費に対し、国等と協調して支援を行っております。那覇―粟国航空路線については、就航可能な航空会社の確保に向けて、関係機関と連携して取り組むこととしております。また、航空会社や関係市町村で構成する沖縄県離島航空路線確保維持協議会において、小規模離島の航空路線の持続的な運航のための方策等について、具体的に検討していきたいと考えております。

同じく３の(4)、離島における交通生活コストの低減についての御質問にお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や割高な生活コストを低減する離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施しております。

県としましては、引き続き離島における交通コスト及び生活コストの低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の普天間飛行場移設問題関係についての御質問で(2)のアの(ｲ)、今後の普天間高校の整備計画についてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地への普天間高校の移転については、用地の取得状況から、かなわないこととなりました。

県教育委員会としましては、普天間高校の良好な教育環境の整備については、関係機関と連携しながら、さまざまな観点から今後も検討していく必要があると認識しております。

次に、３の離島・過疎地域の振興についての御質問で(2)、学校統廃合の現状、効果等についてお答えいたします。

平成30年度までの過去10年間の離島・過疎地域における学校統廃合の状況につきましては、小学校で新設１校、廃止９校、中学校で新設１校、廃止８校となっております。特に、離島地域における学校は、地域コミュニティーの核として住民の集う場となっている地域もあるため、学校の持つ地域的意義が都市地区に比べ高くなっております。また、学校の統廃合の利点としましては、複式学級の解消や集団学習の実施、専門教科教員の配置などによる教育環境の充実が挙げられます。

次に、６の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(1)、教育振興基本計画についての質問にお答えいたします。

「自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実」については、沖縄県教育振興基本計画の主要施策の一つに掲げ、心の教育の充実や確かな学力の確立、健やかな心と体を育む教育の充実などに取り組んでまいりました。これまでの成果については、全国学力・学習状況調査において、小学校が飛躍的に向上したことや、高校卒業時の進路決定率及び大学等進学率が向上したことが挙げられます。児童生徒の不登校など課題も残されておりますが、目標値の達成に向け、おおむね順調に推移しているものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、沖縄の次代を担いグローバルに活躍できる人材を育成するため、教育の振興に取り組んでまいります。

次、同じく６の(2)で、幼児教育の現状と課題等についての御質問にお答えいたします。

県の実態調査において、公立幼稚園で３歳児を受け入れている園数は、平成28年度は８園、平成29年度は15園、今年度は23園となっております。平成31年10月から全面実施される幼児教育の無償化により、公立幼稚園への入園希望者の大幅な増加が見込まれます。このような中で、３歳児保育の受け皿確保には、保育室や教員の確保等の課題が挙げられます。

県教育委員会としましては、設置者である市町村に対し、３年保育の実施に向け、体制整備への理解が得られるよう努めてまいります。

次に同じく６の(3)、登下校時における安全対策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、各学校、市町村教育委員会に対し、「児童生徒の通学時の安全確保について」を通知し、実効性のある安全対策を依頼しているところであります。各学校においては、ＰＴＡや地域・学校安全ボランティア、警察等が連携し、通学路や横断歩道での立哨活動等を通して登下校時の安全確保に努めているところであります。今後とも学校、地域、警察など、関係機関と連携を図り、登下校時における安全対策に努めてまいります。

次に、同じく６の(4)、いじめの初動対応の徹底についての御質問にお答えいたします。

本県のいじめ認知件数の増加は、いじめの定義がより一層周知され、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず、積極的に認知したことが主な要因と考えられます。また、各学校においては、アンケート調査や教育相談の実施、いじめ対策委員会の設置など、未然防止・早期発見・早期対応を図っております。

県教育委員会としましては、研修会等による教職員の指導力の向上、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めております。

次に６の(5)で、いじめ防止と道徳の授業の必要性についての御質問にお答えいたします。

今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめ問題への対応であります。児童生徒がよりよい学校生活を送るためにも、道徳教育を充実させることは重要なことだと考えております。児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められております。

県教育委員会としましては、このような経緯を踏まえ、道徳の授業を通して心の教育を推進してまいります。

次に同じく６の(6)、珊瑚舎スコーレについての御質問にお答えいたします。

戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事

業は、平成23年度から実施してまいりましたが、支援者数等事業の目的がおおむね達成できたと判断し、平成29年度をもって終了したところであります。県教育委員会では、平成28年度に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を踏まえ、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、夜間中学のあり方等について検討を行っており、戦中戦後の義務教育未修了者についても、その検討を踏まえて対応することとしておりました。しかしながら、検討委員会におけるさまざまな課題の整理に時間を要することが想定され、また、今年度も珊瑚舎スコーレに新たな入学者や継続して学びたい意向を示す方がいるなどの状況があります。このようなことを踏まえ、県教育委員会としましては、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者について、早期に支援が行えるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、県内産業の振興についての(2)、海外事務所及び委託駐在員の設置・配置状況と基本目標、将来計画についてにお答えいたします。

県では、公益財団法人沖縄県産業振興公社を通じ、北京、上海、香港、台湾及びシンガポールの５カ所に県職員を駐在員とする海外事務所を設置しております。また、タイやマレーシアなどに委託駐在員を配置し、県産品の販路拡大や観光誘客など、経済交流促進に向けてさまざまな取り組みを展開しております。

県としましては、今後も、県内企業の海外展開促進や国際ネットワーク形成のため、沖縄21世紀ビジョン基本計画やアジア経済戦略構想に基づき、海外事務所等の機能強化を図り、さらなる経済交流を推進してまいります。

同じく２の(3)、泡盛の出荷量減少の根本の原因についてにお答えいたします。

泡盛出荷量の減少につきましては、若者や女性の泡盛離れや他のアルコール類との競合の激化、消費者嗜好の多様化の要因に加え、経営改善に対する取り組みが十分でなかったこと等が根本的な原因であると考えております。

同じく２の(4)、泡盛業界の課題に対する県の認識と支援策についてにお答えいたします。

泡盛業界については、経営規模による企業特性や離島など地域の実情に合った取り組みに加え、経営基盤の強化のための対策など、個別酒造所の抱える課題への対応が十分ではなかったものと認識しております。そのため、県では、泡盛振興協議会及び推進部会を設置し、異業種と連携した幅広い支援体制を構築して、経営状況に応じた総合的な支援策を展開しております。具体的には、経営基盤強化に向けた経営改革プランの策定支援や、出荷量増加に向けた商品開発及びブランド力強化に対するハンズオン支援等を実施しているところであります。

同じく２の(5)、人手不足の対策についてにお答えいたします。

雇用情勢が着実に改善する中、建設、保育、介護、看護、宿泊・飲食などの分野において、人手不足が顕著になっております。要因としましては、地域間や職種間、労働条件などのミスマッチが挙げられます。そのため、県においては、働きやすい環境づくり、正規雇用化の促進、キャリア教育などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。また、各業界の取り組みを促進するため、関係部局等による連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(3)、離島・過疎地域における文化継承等についてにお答えいたします。

沖縄県の離島・過疎地域は、多様で豊かな文化資源を有しており、その保存・継承を図っていくことは大変重要であると認識しております。そのため、県立芸術大学において、離島・過疎地域を含めた県内の伝統芸能を学べるカリキュラムを実践しているほか、講演会、講座などを中心とした移動大学を毎年度開催しております。また、八重山地域の伝統芸能等の人材育成を目的とした民間団体の取り組みに対して支援を実施しているほか、離島・過疎地域などの文化の現状・課題を伝えるシマでシンポジウムや、伝統芸能の魅力を発信する特選沖縄の伝統芸能の開催などにより、地域の伝統文化への関心を深める環境づくりにも努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、保育所等整備

計画の見直しと待機児童解消についてお答えいたします。

市町村においては、待機児童解消を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の整備を行っております。しかしながら、潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりを受け、平成31年度までに待機児童解消を図る計画の見直しを行ったところであります。

県としましては、市町村の保育所整備等が着実に実施されるよう、必要な予算を確保し、引き続き市町村と連携して、平成31年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

同じく４の(2)、保育の無償化における認可外保育施設についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化については、全ての子供に質の高い幼児教育・保育を保障するため、その拡充を図ることは重要であると考えております。５月に示された国の検討委員会の報告書では認可外保育施設は、保育の必要性が認められる３歳から５歳児の世帯に３万7000円、ゼロ歳から２歳児までは住民税非課税世帯に限り４万2000円を上限にそれぞれ補助し、無償化の対象要件である指導監督の基準を満たすことについては、５年間の猶予期間を設けることとしております。

県としましては、国の動向を注視しながら情報収集に努めるとともに、引き続き市町村とも連携し、質の確保・向上に取り組んでまいります。

同じく４の(3)、保育士確保の取り組みについてお答えします。

県においては、修学資金の貸し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の費用補助、また潜在保育士に対する就職準備金の貸し付けや復職支援などにより保育士の確保に努めております。保育士の処遇改善については、公定価格における賃金改善要件分が確実に保育士賃金に反映されていることを確認するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得の支援事業などに加え、今年度から新たに休憩取得の支援を実施しており、引き続き処遇改善の取り組みを強化してまいります。

同じく４の(4)、放課後児童クラブの待機児童に対する県の対応についてお答えします。

放課後児童クラブ実施状況調査の速報値によると、平成30年５月１日現在の登録できなかった児童数は760人となっており、前年度と比較して88人減少しております。県は、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から29年度は9199円に低減しております。引き続き、市町村と連携し、登録できない児童の解消及び児童の健全育成に取り組んでまいります。

同じく４の(5)、質の高い乳幼児の教育・保育の施策とその成果についてお答えします。

乳幼児期は、豊かな人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育が提供されることが重要であると考えております。具体的な施策としましては、県教育庁と連携し、初任者の実践的指導力の育成及び中堅教諭等の資質向上を目指した研修を実施しております。また、保育士等の専門性の向上を図るため、乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育等の専門分野についてキャリアアップ研修を実施しております。さらに、乳幼児期に育てたい資質・能力を確保するため、各施設の手引書となる編成要領の作成に取り組んでおります。

同じく４の(6)、児童虐待の内容と虐待防止の取り組みについてお答えいたします。

平成28年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は713件となっており、その内訳は、心理的虐待が一番多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっています。本県においては、居住実態が明確でない児童に関する調査や市町村が実施する各種健診等により、支援を必要とする家庭や子供の早期の把握に努めています。さらに、児童相談所や警察等が参加する要保護児童対策地域協議会において、情報の共有並びに必要な支援につなげることにより、児童虐待の未然防止に取り組んでおります。

次に５、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(8)、軽度介護サービスの状況と利用者への影響についてお答えします。

介護保険での従来の予防給付のうち、要支援１と２の訪問介護及び通所介護について、県内市町村は全て総合事業に移行しております。県が市町村に対し行った調査では、利用者がサービスを受けられなくなるなどの影響は、特に報告されておりません。

県としては、介護が必要な人に必要なサービスが提供できるよう、市町村と連携し取り組んでまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(7)、発達障害児（者）支援体制整備計画の施策等についてお答えします。

県では、新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画の５年間での主な施策として、発達障害児（者）に対する相談支援や人材育成、普及啓発活動等を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センター運営事業、市

町村での支援体制整備を促進する市町村発達障害者支援体制サポート事業、地域の医療機関等の対応力向上を図るかかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業などを実施し、着実に地域での支援体制の整備が進展しているものと考えております。

県としましては、引き続き、発達障害児（者）が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、今年度中に新たな計画を策定することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） まず初めに、５の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(1)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、これまで３回協議会を開催し、統合に当たって整理すべき課題に関する県の考え方について北部地区医師会及び北部12市町村へ説明を行い、それに対する意見を聴取したところであります。その中で、北部地区医師会及び北部12市町村からは、経営形態についても議論する必要があるとの意見がありましたので、次回協議会において、医師及び医療従事者の確保、経営の自由度及び効率性、雇用に与える影響などの経営形態ごとのメリット・デメリットを整理した上で議論することとしております。また、市町村からは、地元負担の考え方を整理する必要があるとの意見がございましたので、県としましては、地元負担の必要性及び妥当性を整理した上で、引き続き協議していきたいと考えております。

次に、(2)の2018年度の診療報酬改定についての御質問にお答えします。

今般の診療報酬改定では、医療機関が小児科、産婦人科、精神科、リハビリテーション科、麻酔科等にかかる特定の診療報酬を審査支払い機関に請求する際の要件となる各科の常勤医師配置基準が緩和され、複数の非常勤医師を組み合わせて常勤換算することが可能となったところであり、医師とりわけ女性医師の柔軟な働き方の実現に資するものと認識しております。

次に、(4)の緩和ケアの認定看護師育成教育についての御質問にお答えします。

緩和ケア認定看護師の育成は、がん患者と家族に対し、心と体の痛みを緩和できる実践力の高い看護師の育成を目的としております。県は、これまで感染管理、皮膚排せつケア分野の認定看護師教育を支援してきましたが、がん罹患者数の増加等に伴い、緩和ケア認定看護師も積極的に育成する必要があると考えたところであります。このため、県内で緩和ケアの教育課程を開講する沖縄県看護協会や、県外の教育課程に看護師を派遣する医療機関に対して補助を行い、その育成を図っているところであります。

次に、(5)の北部看護学校についての御質問にお答えします。

現在、北部市町村会の役員、学校関係者及び有識者で構成される検討委員会が設置され、北部看護学校の存続方法についての検討が行われております。北部看護学校は本県の看護師養成の一翼を担っている養成校でありますので、県としましては、関係者から相談等がありましたら、適切に対応していきたいと考えております。

次に、(6)の今後のはしか対策についての御質問にお答えします。

今回のはしかの流行は一旦終息することができましたが、今後も同様な事例が発生することが十分考えられます。そのため県では、関係機関と連携し、定期予防接種実施率の向上に向けた対策強化及び定期予防接種未接種者に対する接種の推奨に引き続き取り組んでいきたいと考えております。さらに、感染するリスクが高い医療従事者、幼児や児童に接触する機会が多い職員、外国人観光客と接する機会が多い職業の方への予防接種の推奨にも取り組んでいきたいと考えております。また、予防接種が１回しか受けられなかった世代に対する対策についても、今後の課題として検討していきたいと考えております。

次に、(7)の薬学部・薬学科の設置についての御質問にお答えします。

県内の国公立大学に薬学部または薬学科を設置することは、沖縄県の薬剤師不足を解消するための一助となる可能性があると考えております。

県としましては、沖縄県薬剤師会、県内関係団体の動向を注視しているところであり、あわせて、同学部または同学科を設置する場合、どのような課題があるのか、そのための対応策はいかにあるべきかなど基本的な検討課題の洗い出しを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君） ハイサイ　グスーヨー　こんにちは。

私は、この４月に病院事業局長を拝命しました我那覇仁と申します。県立病院は、子供から大人まで県民の命を守るとりでとして健全な経営と良質な医療を目指し、全力で取り組みたいと思います。

議員の皆様の御指導、御助言をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、５、地域福祉・医療の充実強化についての中の(3)、県立病院の医師確保の現状と見通しについての御質問にお答えいたします。

平成30年４月１日現在、県立病院において、医師不足による外来診療を休止している診療科は、北部病院、中部病院及び八重山病院の眼科、南部医療センター・こども医療センターの泌尿器科、合わせて４診療科であります。昨年度末までに外来診療を休止していた宮古病院の眼科については、平成30年４月から外来診療を再開しております。また、診療の一部を制限している診療科は、北部病院の外科、産婦人科、腎臓内科となっております。診療科偏在や地域偏在により医師不足と全国的に言われている中で、医師の確保が課題となっておりますが、病院事業局においては、引き続き、県内外の大学病院等への医師派遣要請、ホームページ及び民間求人サイトを通じた医師募集など、医師確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　再質問を行います。

その前に、項目は６の(3)、登下校における安全対策について、教育委員会教育長の御答弁もありましたけれども、ありがとうございました。

再質問を行う前に、御案内のように昨日午前７時58分、大阪北部地域において地震が起こりました。その中で、(3)で登下校時の子供たちの安全対策はどうなっておりますかという質問を行いましたけれども、４名お亡くなりになって、多数の方々が負傷、被災をされたと。その皆さんにまずもってお見舞いを心から申し上げたいと思います。残念ながらこの４名お亡くなりになった方の中で９歳の小学校４年生がおります。これは、学校施設の塀が倒壊して亡くなられたということですから、見守りの安全対策以外に学校施設の通学路における施設のチェックも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　仲田議員の再質問にお答えいたします。

去る６月18日早朝発生いたしました大阪の北部地震におきましては、議員が御発言のとおり、通学中の小学４年生の児童が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。学校施設につきましては、設置者の管理のもと常に点検を行うなど事故防止に努めているところではございます。

県教育委員会としましても、これまで市町村に対して既存の学校施設の維持管理につきまして周知を行っているところでありますが、今回の件を踏まえまして、市町村に対して、また県立学校もそうですが、ブロック塀を含む学校施設の適切な耐震点検等、早急な対策を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城　一馬君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

社民・社大・結連合を代表して質問をさせてもらいたいと思います。

最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

翁長知事就任から３年半となりました。知事は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱に据え、基地問題を初め経済、文化、教育、福祉など誇りある豊かさを実現すべく全力で取り組んできたことを高く評価するものでございます。この間、膵臓がん摘出手術もありましたが、手術も成功し、本定例会冒頭において公務継続に強い意欲を示しました。また12日の記者会見では、改めて埋立承認撤回を明言するなど２期目に向けた決意と私どもは認識しており、多くの県民からも翁長知事への期待が大きいと確信をいたしております。

質問いたします。

知事選挙での公約達成状況についてお伺いいたします。

知事就任後の新たな主要施策と実績についてお伺いいたします。

秋の知事選挙まであと５カ月余となりました。術後の回復も順調で、県政運営において気力も充実していると思っております。次期知事選挙への出馬の決意をお伺いいたします。

大きい２、アジア経済戦略構想推進計画について。

戦略構想は、沖縄の地理的優位性と沖縄の持つソフトパワーを生かし、日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市としての発展と県経済の著しい成長拡大の経済戦略であり、知事自身も就任以来、アジアの国・地域を訪問してトップ交流、トップセールスを積極的に取り

組んできました。

(1)、戦略構想推進計画の重点戦略、産業成長戦略、推進機能の実施計画の取り組み状況と成果についてお伺いいたします。

去る４月23日、県は戦略構想推進計画の改定案を発表しましたが、改定案の特徴についてお伺いいたします。

大きい３です。新沖縄発展戦略（中間報告）について。

2022年度以降の沖縄振興計画を見据えた新たな発展戦略として、アジアのジャンプ台の役割を担う新沖縄発展戦略を発表いたしました。

(1)、新沖縄発展戦略の目的と位置づけ・役割についてお伺いいたします。

(2)、発展戦略の基本的な方向、ビジネスのジャンプ台、事象・現象の変化への対応、フロンティアとして期待される展開の方向について説明を求めます。

(3)、９項目の課題及び検討項目の概略と取り組みについてお伺いいたします。

４番、観光振興についてでございます。

2017年度入域観光客数957万9000人、うち外国人客269万2000人と５年連続過去最高を更新して観光関連産業の経済波及効果は１兆円を超えました。入域観光客数はハワイを抜きましたが、宿泊日数、消費額は半分以下と課題があります。2018年度は1000万人達成を目指していますが、空港・港湾・交通網等の整備、医療対策等解決が急務であります。

(1)、世界水準の観光地形成に向けた展望と取り組みについてお伺いいたします。

(2)、空港や港湾の混雑解消の取り組みについてお伺いします。

(3)、交通渋滞対策の取り組み状況についてお伺いいたします。

(4)、３月のはしか流行は沖縄観光に不安と懸念が広がりました。感染症の防止策、水際対策等の環境整備の取り組みについてお伺いします。

(5)、クレジットカード、電子マネー等キャッシュレス化の対応についてお伺いいたします。

次に、大型ＭＩＣＥ施設整備についてでございます。

台湾を初めアジアでのＭＩＣＥの需要は旺盛であり、アジアのダイナミズムを取り込む必要があります。また、現在でも大型案件を取り逃がしており、機会損失が生じている状況にあることから、大型ＭＩＣＥ施設の整備は急務であると考えます。一括交付金の早期決定に向けて、県は国に対して十分な説明を尽くしていると考えますが、国の対応はどうなっているかお伺いいたします。

(2)、中城湾港マリンタウン地区で整備する大型ＭＩＣＥ施設については、東海岸地域の振興のみならず、21世紀ビジョンに盛り込まれているように県土の均衡ある発展と県経済の将来を担う重要な施策・事業であり、これまで同様知事を先頭に経済団体、関連市町村等や各部局が綿密に連携を強化して取り組む必要があると考えます。改めて決意をお伺いいたします。

６番目、公共交通政策についてでございます。

(1)、鉄軌道導入について。

県計画検討委員会で那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村、名護市を経由するルート案が決定されましたが、鉄軌道は移動利便性、地域経済の活性化、県経済・観光振興に寄与する一大事業であります。

事業着手に向けた課題についてお伺いいたします。

用地確保や駅位置等、今後の計画段階の取り組みとスケジュールをお伺いいたします。

フィーダー交通整備計画の取り組みについてお伺いいたします。

ＬＲＴ（次世代型路面電車システム）導入について質問いたします。

大型ＭＩＣＥ施設関連の交通インフラ整備と人々のにぎわいのあるまちづくりの観点から、那覇―与那原間のＬＲＴ導入が必要と考えております。去る２月定例会の我が会派の仲宗根悟議員の代表質問において、川満企画部長は新たな交通需要への対応について、特に検討を行う必要がありますと、非常に前向きな答弁がありました。

質問いたします。

那覇―与那原間のＬＲＴ導入可能性調査を早急に実施して実証ルートの走行に取り組むことを伺います。

那覇市、南風原町、与那原町、西原町では新たな公共交通システム導入に向けた協議会を設立する予定ですが、地元から沖縄県も加わっていただきたいとの強い要望があります。対応をお伺いいたします。

那覇―中部間の基幹バス導入の進捗状況についてお伺いいたします。

７番です。土木行政について。

国道329号と与那原交差点の慢性的な交通渋滞解消策としてバイパス工事が着手され、また、与那原町、西原町に大型ＭＩＣＥ施設誘致が決定しており、近隣市町村への道路網の早期整備が必要であります。

質問します。

(1)、国道329号与那原、南風原バイパスの全面供用開始について進捗状況をお伺いいたします。

(2)、県道糸満与那原線を補完する道路新設について取り組みをお伺いいたします。

(3)、国道58号と国道329号の東西を連結する県道浦添西原線の整備状況についてお伺いいたします。

次に、文化振興についてでございます。

知事はかねてからウチナー文化の普及継承は沖縄の未来を築いていくために重要であると位置づけて施策を展開してきました。

質問いたします。

(1)、沖縄文化の基礎、根源でありますしまくとぅば普及推進の取り組み状況についてお伺いいたします。

(2)、昨年３月には空手発祥の地・沖縄を世界に発信する拠点として、沖縄空手会館が開館いたしました。また、空手の目指すべき将来像を描く沖縄空手振興ビジョンがことし３月に決定されましたが、ビジョン実現の具体的計画となるロードマップ（仮称）策定の取り組みについてお伺いいたします。

(3)、ことし８月１日から８日まで第１回の沖縄空手国際大会が開催されます。準備状況についてお伺いいたします。

最後に(4)でございます。

伝統芸能を志す子供たちが急減していると言われています。琉球舞踊、三味線等伝統芸能の普及及び継承の取り組みについてお伺いいたします。

よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　大城一馬議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(3)、次期知事選への出馬についてお答えをいたします。

今はしっかりと病気の治療を行いながら、一日一日公務を着実にこなしていき、県民からの私に対する負託に応えたいと考えております。

次に、観光振興についてに関する御質問の中の４の(1)、世界水準の観光地形成に向けた展望と取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄観光の目指す将来像を世界水準の観光・リゾート地とし、洗練された観光地としての基本的な品質を確保するとともに、独自の観光価値を発揮することにより、世界中に広く認知され評価される観光地を目指しております。

沖縄県としましては、国際的な質の高い沖縄観光ブランドの確立や、消費額の高い国内外の富裕層の誘致を初め、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受け入れ体制の整備、観光人材の育成・確保等を展開することにより、沖縄観光の質的転換に取り組んでまいります。

次に、文化振興についてに関する御質問の中の８の(1)、しまくとぅば普及の取り組み状況についてお答えをいたします。

沖縄県では、しまくとぅばの普及・継承を推進するため、県民大会や語やびら大会の開催、民間団体等の活動に対する支援、普及功労者の表彰、民話データベースの作成などを実施しているほか、関係機関等においても、講演会やシンポジウムが開催されております。また、しまくとぅば普及の中核的機能を担うしまくとぅば普及センターにおいて、地域住民や学校の子供たちを対象とした講座を実施しているところであり、昨年度は延べ3086名が受講しております。

沖縄県としては、今後も同センターを中心とした、民間団体との連携による実効性のある普及活動を展開してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　３、新沖縄発展戦略（中間報告）についての中の(1)、新沖縄発展戦略の目的と位置づけについてお答えいたします。

県では、次期振興計画の検討に向け、沖縄の現状を多方面から分析するとともに、時代変化を踏まえ、中長期的な観点から重要性の高い課題や施策を抽出し、新沖縄発展戦略を取りまとめることとしております。新沖縄発展戦略については、今年度から実施している総点検の結果とあわせ、今後の次期振興計画に向けた検討につなげていくこととしております。

同じく３(2)、基本的な方向についてお答えします。

新沖縄発展戦略の検討に当たっては、アジア経済の見通しや新技術・イノベーションの動向、人口減少などの事象の変化を踏まえることが重要と考えております。そのため、基本的な方向として、ビジネスのジャンプ台、事象・現象の変化への対応、フロンティアとして期待される展開の方向を位置づけております。また、これらに基づく細項目として、アジアの橋頭堡の機能強化やソフトパワーの機能強化、人口減少対策、生産性及び所得の向上、労働力の確保等の12項目を位置づけております。

同じく３(3)、課題及び検討項目についてお答えします。

新沖縄発展戦略の中間報告では、課題及び検討項目として、那覇空港の機能強化等を見据えた世界水準の

拠点空港化を初め、国際的なクルーズ拠点の形成や鉄軌道の導入、駐留軍用地の跡地利用、東海岸サンライズベルトの発展戦略、国立自然史博物館の設立、海底資源の開発拠点形成、人材育成の促進、子供の貧困対策を位置づけております。今後、引き続き、課題及び検討項目の充実に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の(1)、公約の達成状況、(2)、知事就任後の新たな主要施策と実績については関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

知事公約については、その実現に向けて、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から取り組んでいるところです。知事就任後の新たな施策としては、沖縄県アジア経済戦略構想の策定、子供の貧困問題の解消に向けた基金の設置、県の提案による全国知事会の米軍基地負担研究会の設置などがあります。

公約の達成状況と実績として、まず経済発展については、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などを強化するとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。生活充実については、離島地域の活性化なども積極的に推進しております。平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に取り組んでおります。このような取り組みにより、平成29年度の入域観光客数は約958万人となり、５年連続で過去最高を更新しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の売上高は4200億円、農業産出額は1000億円を達成するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は、平成29年度が3.6％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録するなど、県政運営の成果は着実に上がっているものと考えております。

次に６、公共交通政策についての(1)のア、鉄軌道の事業着手に向けた課題についての御質問にお答えいたします。

沖縄への鉄軌道導入に関する国の調査においては、費用便益比や採算性などが課題として示されております。このため、県としては、費用便益比を初め、社会に与えるさまざまな効果・影響に関する評価方法など、幅広く検討してまいります。また、県としては、採算性を確保し鉄軌道の持続的な運営を図るためには、駅舎やレールなどのインフラ部分を公共が整備・保有し、運行事業者は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式による整備スキームが必要と考えております。このため、同様の制度である全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。

同じく６の(1)のイ、計画段階の取り組みとスケジュールについての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年度から沖縄鉄軌道の計画案づくりに取り組み、ことし５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、県としての考えを取りまとめました。次の計画段階においては、具体的なルートや駅位置、交通システムなどを決めることになりますが、そのためには、整備スキームや整備主体等が決定される必要があります。その後、事業の可否が判断され、概略設計や各種法手続を経て着工となります。

このため、県としましては、早期の計画段階への移行について、国に働きかけてまいりたいと考えております。

同じく６の(1)のウ、フィーダー交通の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、利便性の高い公共交通の実現のためには、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通の充実が重要であると考えております。このため、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、今年度から、各地域における交通の現状と課題等を踏まえた公共交通の充実について、沖縄本島内を複数のエリアに分けた議論の場を設定する等、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めてまいります。

次に６の(2)のア、那覇―与那原間のＬＲＴ導入の可能性と(2)のイ、新たな公共交通システムの導入に向けた協議会につきましては関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、今後の開発に伴う那覇―与那原間の新たな交通需要への対応を検討するため、公共交通が分担すべき需要に対する路線バスの対応能力について確認するとともに、新たな公共交通システムの導入が必要となった場合の影響・課題の調査を行ったところです。この結果、路線バスが分担すべき交通需要については、おおむね現況の供給量で対応が可能であるとの調査結果が得られました。しかしながら、大規模イベント終了時間帯等は、自動車交通量の時間変動などを考慮した検討が必要となることが確認されました。また、複数の新たな公共交通システムについて検討したところ、ＬＲＴを導入した場合は、車線減少による自動車交通への影響等が課題となることが確認されました。

今年度は、これらの課題等について、より詳細な検討を行ってまいります。また、新たな公共交通システムの導入に向けた協議会への参加については、関係市町村から協議会の設立趣旨等が示され次第、県のかかわり方について検討してまいりたいと考えております。

次に６の(3)、基幹バス導入の進捗状況についてお答えいたします。

県では、平成24年度以降、基幹バスの導入に向けて、乗降性にすぐれたノンステップバスの導入支援や国道58号におけるバスレーンの区間延長、急行バスの実証事業、運行ダイヤの検討など、関係機関と連携して各施策に取り組んでおります。これらの取り組みにより、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時・速達性が高く、多頻度で運行する基幹バスの走行環境が整いつつあります。

県としては、平成31年度の運行開始に向け、引き続き各施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略構想推進計画についての２の(1)、取り組み状況と成果についてにお答えいたします。

県では、重点戦略として、国際競争力のある物流拠点の形成や、世界水準の観光・リゾート地の実現、国際情報通信拠点スマートハブの形成等に取り組んでおります。また、産業成長戦略では、農林水畜産物の輸出拡大、推進機能としては、グローバル人材の育成等に取り組んでおります。その結果、海外からの航空便やクルーズ船寄港回数、ＩＴ関連産業の売上高、農林水産物や食品の輸出額等が増加するなど、着実に成果があらわれております。

同じく２の(2)、改訂計画の特徴についてにお答えいたします。

県では、アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言等を踏まえ、ことしの４月に推進計画を改訂しております。今回の改訂では、国際物流特区那覇地区の機能強化や展示会等のＭＩＣＥ誘致体制の強化、観光・金融・ＩＴ産業の連携によるキャッシュレスの促進、細胞培養加工施設を核とした再生医療拠点の整備などを新たに盛り込んでおります。

県としましては、今後もアジア市場を取り込む新たな産業の創出や既存産業のさらなる発展に向けて、構想関連の取り組みをスピード感とスケール感を持って推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光振興についての御質問の中の(2)、空港や港湾の混雑解消の取り組みについてにお答えいたします。

国内観光客の約６割、外国人観光客の約３割がレンタカーを利用することから、那覇空港では送迎バスによる混雑などの課題が生じております。また、クルーズ客数が好調に推移する中、県内複数の港湾においてはタクシーを利用する個人客の混雑などの課題が生じております。そのため県では、昨年度、那覇空港からレンタカー営業所がある豊崎までの区間における路線バスの実証実験を実施し、ことし４月から民間事業者の独自運行につなげたところであります。また、那覇港においては今年度、立ち入りについて制限のある区域において、タクシーの入構を認めるようにした結果、乗客のスムーズな移動が実現したところであります。

同じく４の(5)、キャッシュレス化の対応についての御質問にお答えいたします。

本県を訪れる観光客の滞在中の消費を促すためには、クレジットカードや電子マネー等の決済に対応したキャッシュレス環境の充実が重要と考えております。このため、県では、ことし３月に、県内事業者等を対象としたキャッシュレス導入のメリット等を紹介するキャッシュレスセミナーを開催しました。当日は多くの事業者が参加し、改めてキャッシュレスに対する関心の高さを感じたところであります。今年度も引き続き、離島を含めたセミナー等を開催することにより、県内のキャッシュレス化を推進し、観光客の利便性向上や県内消費の拡大につなげていきたいと考えております。

次に５、大型ＭＩＣＥ施設整備についての御質問の中の(1)、大型ＭＩＣＥ施設に関する国との調整状況についてにお答えいたします。

県は、昨年度から、政府与党や内閣府等に対し、国が課題とする需要収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見通しについて合計22回の説明等を重ね、168件の国からの質問についても全て回答しております。現在は、内閣府において、県が提出した資料を精査している状況と認識しております。

同じく５の(2)、大型ＭＩＣＥ施設に係る地元市町村や関係団体との連携についての御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、産業振興に資する施設として経済界から要請書が出されており、また、85％の県民が期待しているとの調査結果も得ていることから、県

では、早期の供用開始に向けて積極的に取り組んでおります。国が課題とする需要収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見通しにつきましては、十分な根拠のある資料を作成し丁寧に説明を重ねており、県内経済団体や関係市町村等からも資料の精度について高い評価を得ているところです。

県としては、国が指摘する課題は整理済みとの認識であり、基本設計の早期の交付決定に向け、引き続き地元市町村や関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

次に８、文化振興についての御質問の中の(2)、沖縄空手振興ビジョンロードマップ（仮称）の策定についてにお答えいたします。

県では、前年度に引き続き、空手関係者、文化・教育関係者、観光産業を初めとする経済界等で構成する委員会と、各部門で専門的に検討する保存・継承、普及・啓発、振興・発展の３部会を設置するとともに、今年度においては、ビジョンで示した20年後を担う30代から40代の次世代空手家による部会を新たに設置し、これまでにない視点からの意見等も踏まえながら検討することとしております。現在、委員会等の開催に向けて準備を進めており、７月から来年３月にかけて議論を重ねてロードマップの策定に取り組んでまいります。

同じく８の(3)、第１回沖縄空手国際大会の準備状況についての御質問にお答えいたします。

県では、平成29年１月に知事を会長とする実行委員会を設置し、これまでに総会等の会議を67回、審判講習会を７回実施する等、開催に向けた準備を進めてまいりました。また、昨年度までに、空手発祥の地・沖縄にふさわしい大会となるよう独自の審判基準を策定するとともに、国内外の空手愛好家を中心とした広報活動を実施しております。大会には、50の国と地域から、競技大会に約1200人、沖縄空手セミナーに延べ約2300人が参加する予定となっており、現在は、開閉会式等の式典プログラムや通訳などの受け入れ体制の整備等、大会運営の最終確認を行っているところです。

同じく８の(4)、琉球舞踊等の普及・継承の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、琉球舞踊や三線などの継承を図るため、県立芸術大学において人材育成を実施しているほか、これらの伝統文化や沖縄芝居などの普及や若手の育成等を目的にかりゆし芸能公演に対して支援を行っております。また、県内文化団体が実施する地域の伝統文化の保存継承を図るための取り組みに対して支援しているほか、地域の文化の現状や課題を伝えるシマでシンポジウムの開催や、各地の伝統芸能の魅力を発信する特選沖縄の伝統芸能の開催などにより、地域の伝統文化への関心を深める環境づくりにも努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、観光振興についての御質問の中の(3)、交通渋滞対策の取り組みについてお答えいたします。

那覇市内における平日混雑時の平均旅行速度は約16キロメートルと全国最低の水準で、交通渋滞が慢性化している状況であります。このため国と連携し、交通容量拡大策として２環状７放射道路の整備を進め、経路の分散として、国道58号、沖縄自動車道及び国道329号の３本の南北軸を東西に連結するはしご道路の整備を推進しております。また、短期対策として、国と連携し主要渋滞交差点において、右折帯設置などの渋滞ボトルネック対策に取り組んでおり、引き続き交通渋滞緩和に資するハード対策に取り組んでまいります。

次に７、土木行政についての御質問の中の(1)、国道329号与那原、南風原バイパス整備の進捗状況についてお答えいたします。

国道329号与那原バイパス及び南風原バイパスについては、国において整備が進められており、平成29年度末の進捗率は、事業費ベースで与那原バイパスが約68％、南風原バイパスが約47％となっており、全面供用の時期については、完成に向けた円滑な事業環境が整った段階で確定予定であるとのことであります。なお、両バイパスとも、一部区間を平成30年度に暫定供用予定とのことであります。

同じく７の(2)、糸満与那原線を補完する道路整備についてお答えいたします。

県道糸満与那原線の与那原町字与那原から、南城市を結ぶ区間の道路整備については、平成28年度から調査を行っております。昨年度は概略ルート等を検討しており、今年度も引き続き費用対効果等の調査・分析を進めてまいります。

同じく７の(3)、県道浦添西原線の整備状況についてお答えいたします。

県道浦添西原線は、沖縄本島の東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークを構築する路線であり、道路事業、街路事業等により整備を推進しております。そのうち浦添西原線の港川道路は、去る３月に暫定２車線で供用を開始し、前田―翁長工区、嘉手苅―小那覇工区

は、平成31年度に一部供用を開始する予定であります。また、その他の工区につきましても鋭意整備を推進し、交通の円滑化、渋滞緩和及びＭＩＣＥ施設整備が予定されているマリンタウン地区へのアクセス強化に努めることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは４の観光振興についての御質問の中の、感染症の水際対策についての御質問にお答えします。

感染症の水際対策につきましては、国が国際空港及び港湾において入国者に対し、検疫質問票による健康状態の自己申告、サーモグラフィーによる発熱者の監視及び検査を行い、エボラ出血熱など検疫の対象となる感染症の国内侵入防止対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城　一馬君　知事、御答弁ありがとうございました。

私は、最初の質問で秋の県知事選挙への決意をお伺いいたしました。知事の答弁で県民の負託に応えたい、応えていく、至極当然であり、そのとおりであると思っております。知事は、この今議会でも午前中からの代表質問におきましても、辺野古の埋立承認を撤回する、明言をいたしました。そして、辺野古に新基地はつくらせない、みじんの揺るぎもない、明確にいたしました。

私ども社民・社大・結連合、与党の立場で翁長県政をしっかりと支えて、秋の知事選挙もしっかり翁長知事とともに戦っていく決意を申し上げて、私の代表質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時18分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　こんにちは。

社民・社大・結連合、照屋大河です。

通告に従い代表質問を行います。

大きい１番目、辺野古新基地問題について。

(1)、工事の進捗状況と埋立承認撤回について。

沖縄防衛局が県赤土等流出防止条例に基づき、辺野古新基地建設現場への土砂投入着手の期日を８月17日と明記した通知書を県に通知いたしました。通知されました、県は。護岸は７月中にも接続し、囲い込みが完了する見通しの中、辺野古に新しい基地をつくらせないことを県政運営の柱に掲げる翁長県政にとっても重大局面と言えます。

以下、質問します。

ア、護岸工事の進捗状況、今後想定される工事のスケジュール感について県の見通しを伺います。

イ、環境保全措置、設計概要の変更、留意事項違反、活断層や軟弱地盤への対応など、承認撤回に向けた問題点に対する県の検証・検討の取り組み状況はどうなっているのか。撤回に踏み切れる状況は整っていると言えるか、県当局の見解について伺います。

(2)、高さ制限問題について。

辺野古新基地周辺で米軍が設定する建造物高さ制限で、国立沖縄高専の校舎や学生寮、沖縄電力の送電鉄塔や携帯電話各社の鉄塔などが制限基準を超えていることが判明いたしました。

ア、辺野古新基地建設現場周辺で、米側の統一施設基準に定める高さ制限を超える建物は、国立沖縄高専や鉄塔以外にもあるのではないか。県の分析状況について伺います。

イ、高さ制限に抵触する鉄塔が防衛予算で撤去・移転されるにもかかわらず、国立高専や辺野古弾薬庫の一部、辺野古区と豊原区の一部集落などは、日米間の調整結果によって高さ制限の適用対象外となったようであります。本件については、県は沖縄防衛局からどのような説明を受けているのか、二重基準ではないか、見解について伺います。

(3)、県民投票について。

去る５月23日、「辺野古」県民投票の会による辺野古新基地建設工事の賛否を問う県民投票の実施を目指す署名活動が始まりました。伺います。

ア、署名活動に対する県の受けとめと評価、また、県民投票が実施される場合の意義について県の見解を伺います。

イ、県は、承認撤回は県民投票に縛られるとの立場ですか。県民投票と撤回の連関性に対する県の見解について伺います。

ウ、法定署名を満たし、県条例が制定された場合、どのような投票事務の課題が想定されるか。市町村は知事から委任された投票事務を拒否できると考えるのか、県の認識について伺います

大きい２番、基地問題について。

(1)、南北会談、米朝会談について。

去る４月27日と５月26日、韓国と北朝鮮による南北首脳会談が板門店で開催されました。また、６月12日には、シンガポールで米朝首脳会談が開かれました。朝鮮半島の非核化や東アジアの平和構築、沖縄の基地問題解決に向けた歴史的転換点となり得るか、今後が注目されます。両会談に対する知事の受けとめと沖縄の基地問題に与える影響予測について、県の見解を伺います。

(2)、嘉手納基地関連。

ア、去る６月11日、嘉手納基地所属のＦ15戦闘機が那覇市の南約80キロの海上に墜落しました。復帰後49件目となる米軍機墜落事故と飛行停止すら求めない日本政府の対応に怒り心頭であります。また、事故原因については一切言及しないまま、事故発生からわずか２日後の飛行再開は到底容認できるものではありません。県は在沖米軍に対し、飛行中止を強く要求すべきであります。伺います。

イ、沖縄防衛局が2017年度に実施した米軍嘉手納基地と普天間飛行場の全機種を対象にした飛行調査の結果が明らかになりました。調査結果に対する県の見解について伺います。

ウ、外来機の飛来、暫定配備が繰り返され、事実上常駐化している。年間どれだけの期間、外来機が暫定配備されているのか、県の把握状況について伺います。

エ、嘉手納基地へのＦ22暫定配備の事前通告が飛来直前となり、また、同基地へのＣＶ22オスプレイの飛来が事後通告となるなど、沖縄防衛局による関係自治体への連絡体制が機能していません。米側からの要請との理由は到底受け入れられるものではないが、県の対応と対策について伺います。

オ、嘉手納基地におけるジェット燃料などの有害物質の流出事故についても、通報するかの判断は米軍の裁量に委ねられている実態が米軍の内部資料から浮かび上がりました。同資料によると、2016年１月から2017年までに同基地からの有害物質流出事故が少なくとも95件あったにもかかわらず、沖縄防衛局が把握するものはゼロ件、１件もなかったということであります。ブラックボックスと化している基地の現状に対する県の受けとめと事実関係の把握状況について伺います。

カ、嘉手納基地の旧海軍駐機場の暫定使用はＳＡＣＯ合意違反であり、いかなる理由があろうとも断じて認められません。騒音軽減イニシアチブの趣旨に従い、整備場・倉庫としてのみ使用を厳守させるべきだが、県の見解と対応について伺います。

(3)、普天間基地関連について伺います。

昨年12月７日発生の緑ヶ丘保育園への米軍機部品落下事故、12月13日発生の普天間第二小学校への米軍ヘリ窓枠落下事故から半年が経過しました。

以下、伺います。

ア、緑ヶ丘保育園への部品落下事故を事件として立件することを県警は困難視しているようですが、捜査の進捗状況について伺います。

イ、ことし２月13日の普天間第二小校庭の全面使用再開後、米軍機接近を理由に児童が校庭から避難した延べ回数及び１日当たりの最大避難回数について県の把握状況と避難実態に対する受けとめについて伺います。

ウ、米海兵隊のネラー総司令官が５月２日の国防総省での記者会見で、米軍普天間飛行場について「建設当初の写真を見ると数キロ以内に住む人はいなかった。今は飛行場周辺の市街地がフェンスのすぐ近くに広がる」と述べたようだ。発言は、国際法であるハーグ陸戦条約に違反し村役場や国民学校があった民間地を奪って建設された普天間飛行場の形成過程を無視する、許しがたいものであります。宜野湾市議会が去る６月８日、発言撤回と謝罪を求める抗議決議を全会一致で可決しているが、県はネラー総司令官の発言をどのように受けとめたか伺います。

エ、2013年に日米両政府が合意した統合計画では、普天間基地の返還について、緊急時の民間空港の使用など８項目の条件が付されている。辺野古新基地が建設されても８つの項目が満たされなければ普天間飛行場が返還されないと、昨年６月に当時の稲田防衛大臣が国会答弁した件について、県は国に照会するとしていたが、民間空港がどの空港を指すのかなど国の回答について伺います。また、８項目のうち条件が満たされているものはあるか。現状について伺います。

大きい３番、子供の貧困対策について。

(1)、県が出した子どもの貧困関連指標によると、34の指標のうち23が改善され、後退が６となっています。改善の進捗状況等について伺います。

(2)、子供の貧困問題について、教育庁として学校をプラットホームとした総合的な対策の展開を行っているが、成果と課題を伺います。

４番、子育て支援について。

(1)、この３年間における待機児童解消の実績を伺います。また、現在の待機児童数は何名か、今後の解消計画を伺います。

(2)、待機児童がいる中で保育士不足による保育園

では定員割れが起こっています。保育士確保計画について伺います。

放課後児童クラブの整備のこれまでの実績と今後の計画について伺います。

先日、５歳児の虐待死事件がありました。もうお願い、許してください。東京目黒区で父親から虐待を受けて死亡したとされる少女がノートに書き残していた言葉です。すがりたい親におびえながら、許してくださいと書いた、あるいは書かされた少女を思うと胸が締めつけられます。少女をめぐっては、救えたはずの命。しかし結果、なぜ救えなかったのか。救えたはずの命ではないかという指摘もあります。しかしなぜ救えなかったのか。子供たちを虐待から守る本県の防止体制について伺います。

５番、教育環境の充実に向けた取り組みについて。

本県独自に実施している少人数学級の実績と今後の計画について伺う。また国に少人数学級の実現を要望する考えはないか伺います。

教職員の働き方についての認識と改善策について伺います。

大きい６番、ハンセン病問題。

(1)、ハンセン病市民学会の第14回総会・交流集会が県内で７年ぶりに開催された。市民学会の成果と議論を通じて見えてきた課題について県の所見を伺います。

(2)、沖縄県は、ハンセン病回復者の方々が全国で最も多く生活しています。去る５月に沖縄ハンセン病回復者の会から、知事へ要望書が提出されております。県はどのように受けとめているのか伺います。中でも、社会生活を円滑に続けられるよう、県が主体となり当事者を含めた関係機関による協議会を設置してほしいとの要望について対応を伺います。

ハンセン病問題の啓発活動などを行う県ゆうな協会と療養所退職者がつくる沖縄楓友の会が開く定例会議に県職員が参加し、意見交換したと承知しています。膝を交えて現場の声に耳を傾ける県当局の姿勢を高く評価するものであります。意見交換に参加した感想と議論を通じて見えてきた今後の課題について伺います。

沖縄２園（沖縄愛楽園、宮古南静園）の将来構想、特に地域と共生する施設へ向けて、県の考えについて伺います。

７番、強制不妊問題について。

(1)、旧優性保護法下での強制不妊問題が全国的な社会問題となっているが、県内で本人同意なしで不妊手術を行った事例は存在するか、県の把握状況について伺います。

去る５月16日、ＮＰＯ法人県自立生活支援センター・イルカが県に対し、実態把握のための調査などを要請しています。要請に対する県当局の受けとめと実現に向けた検討状況について伺います。

大きい８番、宮森事故の記憶継承について。

うるま市宮森小米軍ジェット機墜落事故の悲劇を語り継ぐＮＰＯ法人石川・宮森630会が米国立公文書館などの資料を収集し、翻訳作業を進めています。630会は事故から60年の節目となる2019年に、米国の資料をまとめた資料集の発刊を目指しています。沖縄における戦後最大の米軍機事故という負の歴史継承の観点からも、県としても積極的な支援が期待されるが、見解について伺います。

９番、県民栄誉賞について。

ことし９月で引退を表明している県出身歌手の安室奈美恵さんに県民栄誉賞が贈られました。スポーツ部門以外での受賞は安室さんが初めてであります。栄誉賞を贈られた知事の思い、表彰式での安室さんの印象などについて知事に伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋大河議員の代表質問にお答えをいたします。

辺野古新基地問題についてに関する御質問の中の、県民投票の評価と意義、撤回との連関性についてお答えをいたします。１(3)アと１(3)イは関連しますので一括してお答えをいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。また、県民投票については、県民が主体となって議論がなされることが重要であると考えております。政府が辺野古新基地建設を強行する中で、米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、今回の県民投票は意義があるものと考えております。一方、公有水面埋立法に違反していることを理由として撤回をするという判断は、県民投票の時期やその結果に縛られるものではありません。

辺野古に新基地はつくらせないとの私の決意は、みじんも揺らぐことはなく、日々の国の動き等あらゆる状況を想定して検討し、環境保全措置などについて看過できない事態となれば、私は、ちゅうちょすることなく撤回を必ず行います。

次に、子供の貧困対策についてに関する御質問の中

の、子供の貧困対策の進捗状況についてお答えをいたします。

沖縄県では、昨年12月、子どもの貧困対策計画に基づく重点施策の進捗状況を点検したところ、34の指標のうち、放課後児童クラブ平均月額利用料など23の指標が改善しております。一方、小中学校の不登校率など後退している指標もあるため、引き続き対策を強化する必要があります。今年度においては、こども医療費助成事業における窓口完全無料化、県立高校への居場所の拡充、ひとり親の高校生等のバス通学費支援など、子供のライフステージに即した総合的な施策を実施することとしております。

次に、県民栄誉賞についてに関する御質問の中の９の(1)、安室さんの県民栄誉賞についてお答えをいたします。

安室奈美恵さんは、メジャーデビューから25年間、常に音楽界の第一線で活躍され、平成の歌姫として、日本のみならず世界の多くの人々を魅了し続けています。また、2000年の九州・沖縄サミットでは、各国首脳の前でイメージソングを披露する大役を務めていただきました。そのような安室さんの活躍は、県民に大きな夢と感動を与えるものであり、県民栄誉賞を今回授与することとなりました。県民栄誉賞の表彰式では、安室さんはとても緊張している様子でしたが、大変喜んでいただき、私も大変うれしく思っております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、辺野古新基地問題についての御質問の中の(1)のア、埋立工事の進捗状況等についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後18カ月目に当たる時期には、23の護岸に着手する予定と考えられます。一方、現在、着手が確認できる護岸は、Ｋ１、Ｋ２、Ｋ３、Ｋ４、Ｋ９、中仕切り護岸、Ｎ５及びＮ３の７護岸であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、辺野古新基地問題について(1)のイ、埋立承認の撤回についてお答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。県は、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議やサンゴ類の移植を初めとした環境保全措置などについて、沖縄防衛局への行政指導等を行っていることも踏まえ、日々の国の動き等全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

１の(2)のアとイ、辺野古新基地周辺の高さ制限超過と沖縄防衛局の説明についてお答えします。１の(2)のアと１の(2)のイは関連しますので一括してお答えします。

辺野古新基地が建設された場合、その周辺における建築物等が米国防総省の統一施設基準の高さ制限を超過することについて、去る４月16日に沖縄防衛局から県に対し説明がありました。その中で、鉄塔については移動に向け調整を行っていることや、水平表面の高さ制限については個別に協議をすれば法令違反というわけではない等の説明がありました。県は、日米両政府による統一基準の適用除外の理由が明確でなく、辺野古新基地が建設された際の航空機の運用に当たり安全性が確保されるのか疑義があることから、事実関係についてさらに把握するため、沖縄防衛局に対し、高さ制限の対象になる建築物等や適用除外の理由などについて照会しているところであります。

１の(3)のウ、県民投票の課題等についてお答えします。

県民投票を実施するためには、投票資格者名簿の調製を初め、投票所及び投票機材の確保、投票に係る周知作業、投票及び開票事務などの各種事務を行う必要がありますが、県としましては、これらの事務の実施には、市町村の協力が不可欠であると考えております。

そのため、県としましては、地方自治法の規定に基づき、県民投票に関する事務を市町村に移譲したいと考えております。なお、県条例で市町村に事務を移譲した場合には、市町村長は当該事務を処理する義務を負うものと考えております。

２の(1)のアの(ｲ)、米朝首脳会談等の在沖米軍基地への影響についてお答えいたします。

沖縄県としましては、南北首脳会談及び米朝首脳会談が行われたことは、東アジアにおける緊張緩和につながるものであると考えております。在沖米軍基地への影響については現段階では明らかではありませんが、沖縄県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

次２の(2)のア、Ｆ15戦闘機墜落事故への対応についてお答えします。

県としては、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、去る６月12日に、外務省特命全権大使及び沖縄防衛局長に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止などを米軍に対し働きかけるよう要請したところです。また、翌13日、同機種の飛行再開を受けて、米軍及び日本政府の一連の対応及び米軍の飛行再開に強く抗議する旨の知事コメントを発表したところです。

２の(2)のイ、防衛局が実施した離着陸等回数調査についてお答えいたします。

沖縄防衛局が行っている24時間目視調査によると、嘉手納飛行場における離着陸等の回数は、昨年度１年間で５万8066回、うち騒音防止協定により飛行が制限される夜間・早朝の離着陸等は、1525回となっております。普天間飛行場においては、１万3581回、うち夜間・早朝の離着陸等は、569回となっております。両飛行場では訓練移転が実施されていますが、昼夜を問わない訓練や外来機のたび重なる飛来等があり、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

２の(2)のウとエ、外来機の暫定配備の状況及び自治体への連絡についてお答えします。２の(2)のウと２の(2)のエは関連しますので一括してお答えします。

嘉手納飛行場においては、外来機のたび重なる飛来に加え、昨年も５月からＦ16戦闘機12機が約３カ月間、10月からＦ35Ａ戦闘機12機が約６カ月間暫定配備され、先月下旬からはＦ22戦闘機14機が配備されており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県はこれまで、米軍及び日米両政府に対し、強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならないと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、早期の通報や航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

２の(2)のカ、嘉手納基地旧海軍駐機場の使用についてお答えします。

県は、昨年７月７日に三連協と連携し、外務大臣及び防衛大臣に対し要請を行うなど、これまで、日米両政府に対し、旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止するよう強く要請してきました。しかしながら、去る６月４日、旧海軍駐機場においてＰ３Ｃがエンジンをかけ自走し騒音を発生させるなど、騒音軽減イニシアチブの趣旨がないがしろにされております。

県としては、旧海軍駐機場の運用はＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って行われるべきであると考えており、引き続き三連協と連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

２の(3)のウ、米海兵隊ネラー総司令官の発言についてお答えします。

宜野湾市が作成した資料によると、米軍上陸前年の宜野湾村は人口が約１万4000人で、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置されるなど、沖縄本島中部の中心地でありました。また、村の中心は、現在の普天間飛行場の中にあり、もともと役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店が並び、幾つもの集落が点在する地域でした。今回のネラー総司令官の発言は、このような状況を正しく理解しておらず、残念に思っております。

県としましては、沖縄の米軍基地問題を正しく理解していただけるよう努めてまいります。

２の(3)のエ、普天間飛行場の返還条件についてお答えします。

普天間飛行場の返還条件の一つである民間施設の使用の改善について、平成29年８月に防衛大臣との面談の中で知事が確認し、また、同年９月開催の普天間飛行場負担軽減推進作業部会において具体的な説明を求めたところ、政府からは、現時点で具体的に決まったことがあるわけではない旨の回答がありました。その他の返還条件については、ＫＣ130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化が完了しております。

県としては、普天間飛行場の返還条件については、政府において、県民に対し丁寧に説明すべきであると考えております。

８、宮森事故の記憶継承について、宮森小事故資料集発刊に対する支援についてお答えします。

現在、ＮＰＯ法人石川・宮森630会は、米国の資料をまとめた資料集の発刊を目指し、米国立公文書館などの資料収集、翻訳作業を進めているとのことであります。県は、これまでも同会が毎年、事故発生日にあわせて開催しているパネル展示について、協賛してきたところであり、引き続き、ワシントン駐在の支援を含め、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、基地問題についての御質問の中の(1)ア(ｱ)、南北首脳会談及び米朝首脳会談についてお答えいたします。

県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、朝鮮半島の完全非核化を確認・約束した板門店宣言及び米朝首脳会談における合意文書が、東アジアの平和構築につながることを期待するものであります。

次に４、子育て支援についての(1)、待機児童解消の取り組み実績等についてお答えいたします。

沖縄県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成29年度末までの待機児童解消を図るため、平成27年度からの３年間で建設中を含め約１万8000人分の保育所等の整備を行ったところです。本県における待機児童数は、平成30年４月１日時点の速報値によると1884人となっており、前年に比べ363人の減少となっております。今後の待機児童解消の計画については、平成30年度からの２年間で約7000人の保育の量を拡大し、待機児童の解消に向け取り組むこととしております。

同じく(2)、保育士確保の計画についてお答えいたします。

県では、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までの待機児童解消に取り組むこととしております。待機児童解消に必要な保育士数は約１万200人と見込んでおり、その目標を達成するには、平成29年度から31年度までの３年間で約1600人の確保が必要となっております。

同じく(3)、放課後児童クラブ整備の実績と今後の計画についてお答えいたします。

放課後児童クラブについては、平成27年の337カ所から、平成30年５月１日現在452カ所へと増加しております。また、平成30年５月１日現在の登録できなかった児童数は760人となっており、前年度と比較して88人減少しております。県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに486カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、引き続き市町村と連携して、放課後児童クラブの整備及び登録できない児童の解消に取り組んでまいります。

同じく(4)、本県の児童虐待防止体制についてお答えいたします。

本県においては、居住実態が明確ではない児童に関する調査等を通じて、支援を必要とする家庭や子供を早期に把握し、要保護児童対策地域協議会において情報の共有並びに必要な支援につなげることにより、児童虐待の未然防止に努めております。また、おきなわ子ども虐待ホットラインにおいて24時間365日虐待通告を受けており、通告を受けた際には、48時間以内に調査及び安全確認を行っております。緊急性があると判断した場合には、県の基準に基づく警察への情報提供を行いながら、一時保護を実施するなど、迅速・適切な対応に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、基地問題についての御質問の中の(2)のオ、基地環境の現状と県の対応についてお答えします。

米軍基地の環境保全対策は、日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）に従って行われることとされていますが、現状では、その運用実態が十分に把握できておりません。今般報道されております流出事故について、米軍から通報がなかったことは、まことに遺憾であります。そのため、県は、米軍、国に対してＪＥＧＳの運用実態に係る資料の提供を求めているところでありますが、現在も得られていないことから、新たな入手方法の検討も含め、事実関係の把握に努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　２の(3)、普天間基地関連の御質問のうちアの緑ヶ丘保育園において発見された物件に係る県警察の対応状況についてお答えをいたします。

県警察におきましては、平成29年12月７日の事案発生時、直ちに所轄の宜野湾署員が現場に赴き、発見状況の確認、関係者からの事情聴取等を行ったほか、関係機関と連携し必要な事実確認を行っているところでありますが、御質問の部品が米軍機からの落下物であるか否かについて確認できておらず、また、現時点、刑罰法令に該当する事実は確認されておりません。

県警察といたしましては、引き続き関係機関とも連携をし、必要な調査を行ってまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の基地問題についての御

質問で(3)のイ、普天間第二小学校における避難実態等についての御質問にお答えします。

普天間第二小学校では平成30年２月13日に運動場の使用を再開したところであり、再開後の避難回数につきましては、６月８日現在527回となっております。また、１日当たりの最大避難回数は３月６日の23回となっております。授業中等の避難につきましては、万が一、米軍機墜落等の事故が発生した場合に備え、やむを得ず実施しているものと理解しております。学校において、児童の安全・安心の確保は最も重要なことであり、米軍機墜落事故等は決してあってはならないものと考えております。

次に、３の子どもの貧困対策についての御質問で(2)、学校をプラットフォームとした対策等についてお答えいたします。

県教育委員会では、関係部局と連携して、総合的な子供の貧困対策に向けて、学校教育による学力の保障、学校を窓口にした福祉関連機関との連携、経済的支援を３つの柱として取り組んでおります。学校を窓口にした福祉関連機関との連携においては、スクールソーシャルワーカーと子供の貧困対策支援員との合同研修会を今年度から開催し、連携を強化、支援の充実に努めております。また、学校訪問等を行い、教職員に貧困対策について理解を深めてまいりました。引き続き支援が必要な児童生徒に気づき、支援が受けられるよう、組織体制づくりに取り組んでまいります。

次に、５の教育環境の充実に向けた取り組みについての御質問の(1)、少人数学級の実績等についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成20年度から小学校１年生で、また平成21年度から小学校２年生で30人学級を実施しております。平成24年度からは小学校３年生で、平成26年度からは中学校１年生で35人学級を実施しております。平成28年度からは少人数学級の対象を順次拡大し、今年度までに小学校全学年で少人数学級が実施されております。今後の取り組みについては、市町村教育委員会の意向等を踏まえ検討してまいります。また、少人数学級の実施に伴う教職員定数の改善については、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいりたいと考えております。

次に同じく５の(2)、教職員の働き方についての御質問にお答えいたします。

公立学校教職員を対象に実施した平成29年度実態調査では、「業務量が多い」、「どちらかというと多い」と感じている教職員の割合が小中学校で59.7％、県立学校では54.6％となっており、県教育委員会としては、教職員の働き方改革の必要性を強く認識しております。県教育委員会では、県立学校及び市町村教育委員会に対する業務改善に向けた提言や、調査・報告書の簡素化・縮減などさまざまな取り組みを行っております。引き続き、学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、６のハンセン病問題についての御質問の中の(1)、ハンセン病市民学会の成果と課題についての御質問にお答えします。

去る５月19日と20日に、第14回ハンセン病市民学会総会・交流集会が７年ぶりに沖縄県で開催されました。全国のハンセン病回復者や支援者らが一堂に会し、差別のない平和で豊かな世界を目指し、ハンセン病問題における現状と課題について意見交換が行われたことは大変有意義なことであったと思います。また、回復者の高齢化により、回復者に対する医療及び福祉について、適切なサービスをいかに提供していくかが今後の課題であると考えております。

次に、(2)のハンセン病回復者の会からの要望についての御質問にお答えします。

回復者の会からは、医療・介護等回復者が安心して受診できる体制の整備、相談支援体制の整備、啓発事業の強化、ハンセン病の後遺症である末梢神経麻痺等を考慮に入れた介護認定制度についての国への働きかけ及び療養所の将来構想への取り組みなどの要望がありました。

県としましては、回復者の会と十分な意見交換を行い、要望について真摯に検討していきたいと考えております。また、協議会の設置につきましては、回復者と意見交換をしながら、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、(3)の退所者とゆうな協会の定例会議についての御質問にお答えします。

県は、同定例会議に、退所者の具体的な要望の内容を伺う目的で、担当班長及び担当者を参加させたところであります。

県としましては、回復者が抱える要望について、いかにすればそれを的確に理解し、具体的に実現していくことができるのか、今後検討していくことが課題であると考えております。

次に、(4)のハンセン病療養所の将来構想について

の御質問にお答えします。

沖縄県では、将来構想の実現に向けて検討会議を設置し、関係機関と意見交換を行っているところであります。今後とも、入所者の意向を十分に踏まえ、両園や地元自治体等関係機関と連携し、将来構想の実現に向け協力して取り組んでいきたいと考えております。

次に、７の強制不妊問題についての御質問の中の(1)、同意なしの不妊手術についての御質問にお答えします。

沖縄県衛生統計年報によりますと、旧優生保護法下による本人の同意なしでの不妊手術を行った事例は、昭和54年の２件となっております。

次に、(2)の自立生活センターの要請についての御質問にお答えします。

自立生活センター・イルカは、県に対し実態調査と被害者の救済措置等を国に求めるよう要請しておりますが、県としましては、遺伝性疾患等を理由に不妊手術を受けられた方に対しては、記録の有無にかかわらず、一定の要件のもとで補償する制度を早急に構築すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○崎山　嗣幸君　では、社民・社大・結連合会派を代表しまして質問をします。

まず、平和行政についてでありますが、(1)、沖縄全戦没者追悼式について。

ことしも６・23沖縄全戦没者追悼式が近づいてきました。戦後73年が過ぎた今日でも沖縄戦の傷跡が残る沖縄の現実があります。翁長知事は、全戦没者追悼式でどのような平和のメッセージを発しようとしているか決意を伺います。

(2)番、「各論編６　沖縄戦」県史について。

この県史は、悲惨な沖縄戦を受けとめ、次世代に継承し、平和創造の一助として活用されることを期待していますとしております。県は、この県史の特徴と意義をどう捉えているか伺います。また、学習資料として､内外に広く活用させていく考えはないか伺います。

(3)、全学徒戦没者の刻銘板について。

沖縄県は糸満市の県平和祈念公園内に全学徒隊の碑を建立しました。元全学徒の会は、学業半ばに無念にもとうとい若い命を奪われた全学徒戦没者の数を刻字することにより、沖縄戦の未曽有の深刻、悲惨な実相をより広く知らしめる思いから、刻字板の設置を求めています。

以下、伺います。

ア、県は、戦場に動員された21校学徒隊の実相をどのように知らしめる取り組みをしているか伺います。

イ、県は、全学徒隊の碑に戦没者数を刻字できない理由は何か伺います。

大きい２番、基地問題について。

(1)、日米地位協定見直しについてであります。

以下、伺います。

ア、環境補足協定の効果と影響、並びに軍属に関する補足協定では、犯罪防止を強調したがその実績はどうか。何らかの解決につながっているか伺います。

イ、日米両政府は、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応しようとしているが、抜本的見直しを強く求めるべきです。渉外知事会の動向など、県当局の取り組みを伺います。

(2)番、在沖海兵隊の県外・海外への撤退についてであります。

在沖米軍基地の７割を占有し、兵力は６割を占める海兵隊は、ヘリの墜落、不時着、窓枠落下、事故、軍人・軍属の凶悪犯罪等を立て続けに起こしています。海兵隊は、沖縄に常駐する必要性も何の合理的根拠もありません。沖縄県議会は、2016年に海兵隊撤退の決議と意見書を可決しており、翁長知事も海兵隊の県外・海外への撤退を求め、大規模な基地返還アクションプログラムを策定したらどうか伺います。

大きい３番、沖縄県人口増加計画について。

沖縄県の人口は、2025年をピークに144.3万人から減少に転じると言われており、人口増加計画は、県民生活の子育て環境、健康長寿、定住条件等の施策の展開が重要であります。県の人口増加計画の意義、目的、施策の展開等、目指すべき社会の内容を伺います。

４番、環境問題について。

(1)、世界自然遺産登録について。

沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が延期されました。一番の理由は、米軍北部訓練場の跡地が生物多様性の重要な地域であるにもかかわらず対象から外したことや米軍北部訓練場があることとされています。この米軍北部訓練場跡地は、防衛局が環境調査を終えたとしていますが、米軍が廃棄した強い毒性の農薬が検出され調査の不十分さが浮き彫りになっています。

以下、伺います。

ア、返還跡地と米軍基地内の汚染問題をどう解決するのか伺います。

イ、延期の理由とその対応策を伺います。

ウ、返還跡地をなぜ対象から外したのか伺います。

エ、次回は、競合地域があり、ますます厳しくなるようだが、登録に向けての取り組みを伺います。

(2)番、産業廃棄物処分場問題について。

倉敷環境（沖縄市）の不法投棄問題が発生し、大量のごみ、産廃物の処分が大きな問題となっています。

以下、伺います。

ア、ごみ山残量と今後の改善計画の進捗を伺います。

イ、海上輸送に補助する廃棄物適正処理の内容を伺います。

ウ、地下水汚染の現状と解決方法はどうしていますか伺います。

エ、県の産廃管理型処分場は2019年供用開始だが、県内容量、長期見通しを伺います。

大きい５番、東洋のカリブ構想について。

県は、東洋のカリブ構想を2016年沖縄クルーズ戦略策定事業報告書の分析結果を受けて策定しています。

以下、次のとおり伺います。

(1)、目的と意義を伺います。

(2)、那覇港初め県内の受け入れクルーズバースの現状と体制を伺います。

(3)、官民連携の国際クルーズ拠点及び港湾の整備状況を伺います。

(4)、南西諸島周遊クルーズの誘致・推進の計画内容を伺います。

(5)、航空路線を活用した取り組みの計画を伺います。

(6)、発着港、拠点港、母港化の取り組みと完成時期はいつか伺います。

(7)、世界のクルーズ船社、旅行社、港湾関係者の評価と期待度はどうか伺います。

大きい６番、農林水産業について。

(1)、サトウキビの生産振興について。

沖縄県の基幹作物サトウキビの生産量が今期76万8674トン、前期比18％（16万8848トン）減になっています。減少の要因は何か。また、生産性の向上、農家経営の安定化、担い手の育成等、サトウキビ生産振興を図る取り組みを伺います。

(2)番、ＴＰＰについて。

米国を除く11カ国によるＴＰＰの承認案、関連法案が去る参院本会議で可決されました。米国離脱により、日本の対米輸出メリットが大幅に薄れる反面、農産物の関税削減、撤廃水準は維持されており、農業に深刻な打撃を与えます。沖縄県にどのような影響を与えるか対策を伺います。

(3)番、高度衛生管理型市場の建設について。

沖縄県の水産業の拠点である泊魚卸売市場は、老朽化が激しく市場用地、停泊地の狭隘化が問題となっております。近年、全国的には、衛生管理型施設を備え、各地の産地間競争が激しくなっており、沖縄県の生鮮マグロ、カジキ、ソデイカ等は、県外、アジア、海外から人気のブランドを、安全に安定的に供給する体制の構築が求められています。そのため、県は、泊卸売市場を糸満に移転し、衛生管理型施設を整備し、泊に消費地市場を整備する構想を進めています。

以下、伺います。

ア、県は、国の５カ年漁港漁場整備長期計画（平成29年から平成33年まで）に基づく事業を推進していますが、その進捗と見通しを伺います。

イ、県は、高度衛生管理型市場を糸満に、消費地市場は泊に計画しています。その根拠を伺います。

ウ、全国の衛生管理型市場の実情を伺います。

エ、事業進捗に当たって、問題点と課題は何か。そしてその解決方法を伺います。

(4)番、沿岸漁業の振興について。

沖縄県の水産業は、埋め立て、開発による漁場環境の悪化や乱獲等による資源の減少に加え、日台漁業取り決めにより厳しい経営環境にあります。特にマグロ類が６割近くを占める反面、アジ科、ブダイ科等の沿岸漁業は、漁獲量も減少傾向であります。

以下、伺います。

ア、魚種別生産量、生産額の推移を伺います。

イ、漁業就業者の推移を伺います。

ウ、沿岸漁業の魚種別漁獲量の推移を伺います。

エ、課題と問題点は何か伺います。

(5)番、日台漁業協定について。

2018年の操業ルールを決める日台漁業委員会が台北市で開かれました。争点となっていた八重山地方の三角水域を区切り、日本と台湾の操業ルールをそれぞれ適用することで合意しました。沖縄の漁業者は、苦渋の決断だと述べています。この漁場は、もともと沖縄の漁業者が自由に操業できた水域であり、好漁場を政府による協定締結によって一方的に奪われたのであります。しかも、沖縄県民の頭越しに強行されたのです。

以下、伺います。

ア、県は現行協定の改定を積み上げながら、協定破

棄を求めるべきではないか伺います。

イ、この水域での漁業の漁獲高の推移を伺います。

大きい７番、首里城公園等県移管について。

県は、首里城公園、美ら海水族館等の移管を2019年２月をめどに実施協定を締結しています。今６月議会に管理に関する条例も上程され、入館料、使用料、財政負担が取り決められています。ついては、現状の収支状況の分析は、今後の運営に重要なことであります。

以下、伺います。

(1)、両公園の来客数と入館料収入の実績、また収支状況を伺います。

(2)、移管後の収入見込み、国への使用料、指定管理者への管理料等収支計画を伺います。

(3)、県のメリット・デメリットを伺います。

大きい８番、健康長寿の取り組みについて。

(1)、健康・長寿おきなわ推進について。

県は、平成30年度の県政運営の重点テーマ５項目の中で掲げ、健康長寿おきなわの復活を力強く推進し、寿命日本一復活の取り組みと長寿健康食の普及・掘り起こしを目指しています。その取り組みを伺います。

大きい９番、労働問題について。

(1)、働き方改革一括法案について。

政府は、今国会を働き方改革国会と名づけ、裁量労働制の対象拡大は断念したものの、高度プロフェッショナル制度を盛り込んだ一括法案を成立させようとしています。

知事の見解を求めます。

(2)番、臨時・非常勤職員等の処遇改善について。

2015年５月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たに会計年度任用職員制度が新設されました。

以下、伺います。

ア、法改正の趣旨と意義は何か伺います。

イ、沖縄県職員の該当する実態数を伺います。

ウ、雇用の継続と正規職員との均等待遇は図れるか伺います。

エ、沖縄県は、法改正を受けて、条例制定の時期はいつか伺います。

(3)番、沖縄県内でも違法残業のブラック企業が問題となっています。労基法関係法令違反の実態と県の対応策を伺います。

(4)番、高齢者・障害者の雇用機会の創出・拡大を図る取り組みについて伺います。

(5)番、地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定する公契約条例制定後の取り組みを伺います。

10番、離島振興について。

(1)、那覇―久米島間の航空運賃を小規模離島並みの割引率に拡充することを伺います。

(2)、2012年から実施している沖縄離島住民等コスト負担軽減事業は、定住条件の厳しい離島に航空運賃を低減するものであります。これまでの実績と問題点を伺います。

(3)番、港湾、空港整備関連について。

ア、北大東の小型船舶用船だまり場及び南大東の亀池港船だまり場の整備はどうなっているか伺います。

イ、粟国港の静穏度が悪化し、フェリー等欠航が多く、住民生活に支障を来しています。早期改修はどうなっているか伺います。

ウ、渡嘉敷港のしゅんせつ、防舷材、フェリーバース新設整備はどうなっているか伺います。

エ、伊平屋・伊是名架橋、伊平屋空港建設の進捗を伺います。

オ、粟国―那覇間の航空路の運航再開のめどはどうなっているか伺います。

以上でありますが、再質問は後ほど行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　崎山嗣幸議員の代表質問にお答えをいたします。

平和行政についてに関する御質問の中の１(1)のア、沖縄全戦没者追悼式における平和宣言についてお答えをいたします。

ことしの沖縄全戦没者追悼式においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄の心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を強く宣言したいと考えております。

次に、基地問題についてに関する御質問の中の２の(1)のイ、日米地位協定の見直しに向けた取り組みについてお答えをいたします。

県においては、昨年９月に日米両政府に対し、地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、ドイツ及びイタリアの現地調査を初めとして、他国の地位協定調査を実施しているところです。今後調査を進め日米地位協定の問題点をさらに明確化し、パンフレット等でわかりやすい形で示すことにより、県の要請内容に対する理解が国内外に広がるよう取り組むとともに、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携し

ていきたいと考えております。また、来月開かれる全国知事会議において、地位協定の見直しについて各知事の理解が得られるよう、直接訴えてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県人口増加計画についてに関する御質問の中の３の(1)、計画の意義、施策展開等についてお答えをいたします。

沖縄県人口増加計画は、本県の人口が増加基調にある段階から、人口増加につながるさまざまな施策を展開し、地域の活力と成長力を維持・発展させることを目的としております。同計画では、１、安心して結婚し出産・子育てができる社会、２、世界に開かれた活力ある社会、３、バランスのとれた持続的な人口増加社会を目指すべき社会像として掲げております。具体的な施策として、子育てセーフティーネットの充実や健康長寿おきなわの推進、雇用の創出と多様な人材の育成・確保、離島・過疎地域における定住条件の整備などを推進しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の平和行政についての御質問で(2)のア、沖縄県史についてお答えいたします。

「沖縄県史各論編６　沖縄戦」は、これまで余り取り上げられてこなかった障害者、戦争トラウマ、不発弾等について、住民の視点から記述しており、沖縄戦に係る新たな視点を開くものとなっております。また、若手研究者に執筆してもらうことで沖縄戦研究を次世代につなぐことも意図しております。この県史は県内全ての小・中・高等学校・特別支援学校、大学、公立図書館、及び県外の各都道府県立図書館等に配付しております。沖縄戦の体験の継承と、よりよい将来を創造する力の育成に資するものと考えており、学校における平和教育等で活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、平和行政についての御質問の中の(3)ア、学徒隊の実相を伝える取り組みについてお答えいたします。

県では、沖縄戦において10代の多くの生徒が戦場に動員されたという学徒隊の歴史的事実を次世代へ継承するため、平成29年３月に平和祈念公園内に21校の学校名等が刻銘された全学徒隊の碑を建立いたしました。また、21校の学徒隊の動員、撤退、解散の状況や学徒が体験した証言記録等の動画をインターネットで配信するなど、学徒隊の実相を伝える取り組みに努めております。

同じく(3)のイ、全学徒隊の碑への戦没者数刻字についてお答えします。

全学徒隊の碑は、戦場に動員された学徒隊の歴史的事実を継承するために建立したものであります。学徒隊については、動員数及び戦死者数が明確でない学校があるとされており、現状では正確な数の把握は困難な状況にあると考えております。

県としましては、学業半ばに無念にもとうとい若い命を奪われた学徒隊の悲惨な実相をより一層広く知らしめるため、どのような方法があるのか検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、基地問題についての御質問の中の(1)のアの(ｱ)、環境補足協定の効果と影響についてお答えします。

平成27年９月に環境補足協定が締結され、日米地位協定になかった環境条項が明文化されたことについては、一定の評価をしております。しかしながら、従来行われていた文化財調査の円滑な実施、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と立ち入り、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立ち入りの実現などに課題があるものと考えております。

県としましては、今後とも軍転協、渉外知事会による要請などあらゆる機会を捉え、国に対し、環境補足協定の実効性のある運用を求めてまいります。

次に、環境問題についての御質問の中の(1)のア、北部訓練場跡地等の環境汚染問題についてお答えします。

北部訓練場跡地から検出されたＤＤＴ類などについては、戦後間もなく、マラリアを媒介する蚊の防除のために、県内各地で米軍によって散布された記録があります。北部訓練場跡地では、その一部が残留していた可能性もあると考えられますが、今回検出された値は微量であり、人体に与える影響は低いものと考えております。

県としましては、返還実施計画策定の際に沖縄防衛局に対し、引き渡し後に埋設廃棄物など何らかの支障が認められた場合は、調査、対策等を講ずるよう求めているところであります。

同じく４の(1)のイ、世界自然遺産登録の延期の理由とその対応策についてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの評価報告書によれば、延期勧告の主な理由として、１、分断された小規模な区域が複数あること、２、北部訓練場返還地が推薦地に含まれていないことの２点が示されており、これらの課題に対応することで、世界自然遺産登録の可能性が十分にあるとしていることから、国において、確実な登録を実現するために、推薦を一旦取り下げ、早期に推薦書を再提出し、再度審査を受けることが最適な方法と判断したとのことであります。

県としましては、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産登録に向け、国や地元関係団体と連携しながら、示された課題にしっかりと対応し、確実かつ可能な限り早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(1)のウ、返還地が推薦区域に含まれていないことについてお答えします。

推薦区域については、国において、有識者から成る科学委員会からの助言や、県、地元町村、関係者等地域との合意形成のもとに設定しており、遺産としての普遍的価値を当該推薦区域で十分に説明できるものと考えておりました。しかしながら、ＩＵＣＮの勧告では、返還地を推薦区域に含めることが求められているため、現在、国において推薦区域の拡張に向け、返還地のやんばる国立公園への編入手続が進められております。

同じく４の(1)のエ、競合地域があり厳しくなる中での登録に向けた取り組みについてお答えします。

来年以降の推薦案件は、自然遺産と文化遺産で１カ国当たり１件に限られると国からは聞いており、遺産の推薦については、他の遺産との調整が必要となるものと認識しております。

県としましては、これまで以上に国や地元関係団体との連携を緊密にし、関係機関一丸となって、ＩＵＣＮから示された課題にしっかりと対応し、ヤンバル地域及び西表島の確実かつ可能な限り早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(2)のア、ごみ山の残量及び改善計画についてお答えします。

ごみ山の残量は昨年末時点で約42万6000立方メートルとなっており、これらの廃棄物は事業者の責任において処理することが基本であると考えております。事業者は、焼却炉等を新会社へ賃貸し、新会社と協力してこれらの廃棄物の処理を進めるとしており、現在、両社で改善計画の策定作業を行っているところであります。

県としましては、今後の改善が適切に進むよう、事業者の監視指導等を強化してまいります。

同じく４の(2)のイ、海上輸送費への補助についてお答えします。

産業廃棄物処理業者の許可取り消しに伴い、建設現場から排出される木くずや廃プラスチック類の混合廃棄物、自動車整備工場から排出される廃油など一部の産業廃棄物について、県内での処理が滞っており、県外で処理することが必要となっております。このことから、県外へ輸送する際の海上輸送費の２分の１を補助する県内処理困難物輸送費支援事業を実施することとしております。

同じく４の(2)のウ、地下水汚染の現状と解決方法についてお答えします。

現在、事業者は、処分場の表層に不透水性のシートを設置し雨水の浸透を防止することや、地下水をくみ上げることにより拡散を防止するなどの対策を行っております。一方、県が平成30年３月13日に同処分場の内外11地点で実施した地下水調査では、カドミウムが４地点、鉛が１地点、ヒ素が５地点で、地下水の環境基準を超過しております。

県としましては、今後も地下水モニタリングを継続するとともに、昨年９月に設置した廃棄物、地質、土壌、水質等の専門家を委員とする会議において、事業者の対策の評価及び新たな対策の必要性などについて検討し、地下水の改善を図ってまいります。

同じく４の(2)のエ、県内の残余容量及び公共関与最終処分場供用開始後の長期見通しについてお答えします。

県内最終処分場の残余容量は、平成29年３月末時点で３万8000立方メートルとなっております。来年度に供用開始予定の公共関与管理型最終処分場は、埋立容量９万立方メートルとなっており、本施設の稼働により、2034年までの15年間、安定的な最終処分が可能となるものと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、基地問題について(1)アの(ｲ)、軍属に関する補足協定についてお答えします。

日米両政府は、平成29年１月の軍属に関する補足協定の締結により、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接つながるものか明らかではありません。

県は、平成29年９月に行った日米地位協定の見直しに関する要請の中で、同補足協定に関して、定期的な報告等の内容に関する情報の公表、米軍構成員の総数等や軍種別、市町村別の内訳等の詳細な情報の提供等を求めたところです。

同じく２の(2)のア、基地返還アクションプログラムの策定についてお答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　５、東洋のカリブ構想についての御質問の中の(1)、東洋のカリブ構想の目的と意義についてにお答えいたします。

県が平成28年度に実施したクルーズ戦略策定事業の調査の結果、県においては、国内外の環境変化や地理的ポテンシャルを生かすとともに、沖縄の自然、独特の歴史文化、異なる魅力を持つ離島の観光資源を最大限に活用し、東アジアにおけるクルーズ拠点を目指す東洋のカリブ構想を策定したところであります。

県としましては、同構想により沖縄の将来ビジョンを国内外に発信し、沖縄の認知度の向上やさらなるクルーズ市場の獲得につなげていきたいと考えております。

同じく５の(2)、県内クルーズバースの現状と体制についての御質問にお答えいたします。

現在県内では、主に那覇港、石垣港、平良港、中城湾港、本部港の５つの港でクルーズの受け入れを行っております。那覇港においては、２カ所でそれぞれ15万トン級までと22万トン級までのクルーズの受け入れが可能で、昨年の寄港実績は224回です。同様に、石垣港は７万トン級まで受け入れが可能で、寄港実績は沖に停泊し小型船で上陸する沖泊を含め132回です。平良港においては、２カ所で各５万トン級まで、沖泊を含め寄港実績は130回です。中城湾港は16万トン級まで、寄港実績は15回です。本部港は４万トン級まで、寄港実績は５回です。各港湾では、地元市町村を中心に構成するクルーズ促進協議会において、臨時観光案内所の設置を行う等クルーズ客の満足度の向上を図っております。

同じく５の(4)、南西諸島周遊クルーズの誘致・推進の計画内容、(5)、航空路線を活用した取り組み、(6)、発着港、拠点港、母港化の取り組みについては関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

東洋のカリブ構想においては、本県のコバルトブルーに代表される亜熱帯の美しい海や、さまざまな魅力を持つ離島間を周遊するクルーズの就航が、沖縄海域の独自性や優位性を発揮でき、沖縄が世界から選ばれるクルーズデスティネーションとなるとの考えのもと、本部港、中城湾港、那覇港などの沖縄本島の港湾から、平良港、石垣港に至る南西諸島周遊クルーズの誘致及び推進を図ることにしております。また、県内における宿泊施設での前後泊を伴い、県内観光地の周遊やリゾート地での滞在を促すフライ＆クルーズについては、より一層の経済効果が見込まれることから、今後、空港と港湾が近接するというメリットを最大限活用できる那覇港や平良港等において、民間事業者の商品造成への支援などを実施し、フライ＆クルーズの推進に取り組んでいきたいと考えております。

県としましては、このような沖縄を発着するクルーズ船の増加を促進することにより、沖縄で多くの観光客が乗降するとともに、船内で使用する食料や関連物資等の積み込みを伴うクルーズ拠点港の形成につなげ、さらなるクルーズ観光の振興や県内経済の活性化につなげていく所存であります。

同じく５の(7)、東洋のカリブ構想へのクルーズ船社等、関係者の評価と期待についての御質問にお答えいたします。

県では、東洋のカリブ構想を世界に向けて発信することにより、クルーズ関係者などの沖縄への関心を喚起し、さらなるクルーズ船の寄港につなげていきたいと考えております。ことし３月に実施した東洋のカリブ構想発表時の記者会見では、平良港での官民連携による国際クルーズ拠点整備に参画しているカーニバル社の副社長から、沖縄のクルーズエリアとしての魅力を語っていただきました。沖縄の地理的ポテンシャルや自然、独特の歴史文化等については、船社から高い評価を得ており、県としては、これらの優位性や独自性を生かすとともに、インフラ整備を着実に進め、クルーズ関係者の期待に応えていきたいと考えております。

次に８、健康長寿の取り組みについての御質問の中

の(1)のアの(ｲ)、長寿健康食の普及の取り組みについてにお答えします。

本県の伝統的な食文化は、地理的特性や歴史的過程を経て醸成された独特なものであり、先人たちによって育まれた医食同源の思想等、将来にわたって保存、普及、継承されるべき大切なものであると考えております。しかし、近年の食生活の欧米化などを背景として、ライフスタイルの多様化や伝統行事食の簡略化等により、伝統的な食文化が失われつつあるなど、県民の食を取り巻く環境は大きく変化しております。このため、県では平成28年度に沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画を策定し、琉球料理を基盤とした本県の伝統的な食文化の担い手の育成や情報発信等に取り組むことにより、県民の健康長寿に資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、東洋のカリブ構想についての御質問の中の(3)、官民連携による国際クルーズ拠点についてお答えいたします。

本部港及び平良港は、平成29年１月に官民連携による国際クルーズ拠点に選定されました。本部港において、県はことし３月に、ゲンティン香港社との間で法定協定を締結し、現在、20万トン級の大型クルーズ船に対応した岸壁等の整備に取り組んでおります。平良港においては、現在、国により14万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備に取り組んでいるとのことであります。那覇港においては、国が実施する官民連携による国際クルーズ拠点の第３次募集に向け、連携する船社の選定に着手したとのことであります。

次に７、首里城公園等県移管についての御質問の中の(1)、入館者数及び入館料収入の実績や収支状況についてお答えいたします。

無料区域を含む国営沖縄記念公園の平成29年度における入園者数は首里城地区が約286万人、海洋博覧会地区が約500万人となっております。また、有料施設の入館者数は、首里城正殿等が約181万人、沖縄美ら海水族館等が約378万人となっております。入館料収入や収支状況については、現管理者の経営に関する情報であることや、法人間の契約に係る事項が含まれることから公表されておりません。

同じく７の(2)、移管後の収支見込み等についてお答えいたします。

首里城及び沖縄美ら海水族館等の管理に当たっては、入場料等の収入により、国有財産使用料を含めた管理費を賄うこととしております。収支見込みについては、現状の管理運営状況をもとに県として試算しており、管理の許可を受けた後も安定的なサービスの提供、施設の魅力向上及び利用促進に努めることで、両施設の収益性を確保できるものと考えております。

同じく７の(3)、県のメリット・デメリットについてお答えいたします。

沖縄の歴史・文化の象徴である首里城や豊かな自然を象徴する沖縄美ら海水族館等は、沖縄の観光振興の重要な拠点施設であり、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく観光施策等を展開する上で、その役割はより一層大きなものになると考えております。県が両施設を管理することで、当該施設を活用した観光・文化施策を主体的に進めることができることから、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。なお、県としては、独立行政法人都市再生機構の後を受けて、現在の管理手法に準じた形で両施設を安定的に管理できるものと考えております。

次に10、離島振興についての御質問の中の(3)ア、南北大東港の船だまりの整備についてお答えいたします。

北大東港（北地区）及び南大東港（亀池地区）における船だまりの整備については、現在整備が進められている南大東漁港（北大東地区）及び（南大東地区）の利用状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。

同じく10の(3)のイ、粟国港の整備についてお答えいたします。

粟国港の港内静穏度向上対策については、平成23年度より専門家等から成る委員会を設置し調査検討を進め、平成26年度に産業用岸壁の移設、消波護岸の設置、船尾岸の改良等の対策方針を取りまとめました。これらの対策方針に基づき、実施設計、地元との調整、環境調査及び公有水面埋立免許の取得等を経て、ことしの５月に工事着手したところであります。引き続き早期整備に向け、取り組んでいきたいと考えております。

同じく10の(3)のウ、渡嘉敷港の整備についてお答えいたします。

渡嘉敷港は、南東からのうねりの影響や台風の余波等によって、フェリーの接岸や荷役作業に支障が生じる状況にあります。県は、平成29年度から、港内静穏度の向上を図るための調査を始めたところであり、調査の過程において、フェリーバースの移設も含め対策を検討していきたいと考えております。また、フェリーバースの防舷材の改良については、平成29年度に

完了しており、港内のしゅんせつについては、水深を調査する等検討していきたいと考えております。

同じく10の(3)エの(ｱ)、伊平屋・伊是名架橋の進捗についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。今年度は、調査・検討の精度向上を目的に、昨年度に引き続き、追加のボーリング調査を行う予定であり、建設工事費の縮減等課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく10の(3)エの(ｲ)、伊平屋空港建設の進捗についてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、伊平屋・伊是名両村の住民などを対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ、潜在需要などの確認・検証に取り組んでいるところであります。今後は、気象観測調査を継続するとともに、就航会社の確定や需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、農林水産業についての御質問の中の(1)ア、平成29年産サトウキビの減産要因と生産振興対策についてお答えいたします。

平成29年産サトウキビの生産量は、干ばつや台風等の影響により、県全体で約77万トンと、前年と比較すると18％の減産となる見込みです。県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村、ＪＡ等関係機関と連携し、圃場整備等の生産基盤の整備、早期高糖性等の品種の育成・普及、ハーベスタ等の導入による機械化促進、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策などの各種支援に取り組んでおります。また、さとうきび増産基金を活用した、種苗の確保や病害虫防除の薬剤助成、土づくりなど、増産に向けた取り組みも実施しております。

同じく(2)ア、ＴＰＰ11の影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ等経済連携協定により、本県農林水産業に、長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため、県では、平成29年度補正予算、30年度当初予算において、農林水産分野におけるＴＰＰ対策予算を措置したところです。

県としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し時期を逸しないよう適切に対応してまいります。

同じく(3)ア、国の漁港漁場整備長期計画についてお答えいたします。

国の漁港漁場整備長期計画においては、今般の水産業を取り巻くさまざまな課題に的確に対応する観点から、重点課題を設定しております。このうち、重要課題である水産業の競争力強化と輸出促進の実現に向け、県では、水産庁の補助事業である水産流通基盤整備事業を活用し、糸満漁港における集出荷機能の強化や高度衛生管理体制の構築を図るための荷さばき施設等の整備を検討しているところであります。

県としましては、引き続き糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体などとの協議を継続し、事業化に向けて取り組んでまいります。

同じく(3)イ、糸満漁港と泊漁港の機能分担についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけし、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。

県としましては、引き続き糸満漁港における新市場整備及び消費地市場としての機能を強化した泊漁港の再整備について、漁業関係団体等との協議を継続し消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

同じく(3)ウ、全国の衛生管理型市場の実情についてお答えします。

国が定める漁港漁場整備長期計画では、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港約160港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、平成28年度の24％から33年度におおむね50％に向上させるとされております。衛生管理に配慮した市場の整備は、震災からの復興が進む東北各県を中心に、全国的に推進されております。

県としましては、引き続き、糸満漁港における高度衛生管理型の新市場整備の早期実現に向けて取り組んでまいります。

同じく(3)エ、事業実施の問題点と解決方法についてお答えいたします。

県は、糸満漁港における新市場の整備に向けて、関係団体との協議を重ねているところであります。計画を推進するためには、関係者の合意形成を図る必要がありますが、泊の生産団体の合意が得られていない状況であります。そのため、平成30年２月５日及び５月14日に泊漁港再開発推進委員会と、泊漁港及び泊魚市場の再整備について意見交換会を開催したところであります。

県としましては、引き続き泊漁港再開発推進委員会などと意見交換を継続しながら、合意形成に努めてまいります。

同じく(4)ア、魚種別生産量と算出額の推移についてお答えいたします。

本県の漁業生産量は、平成24年から28年の５年間、３万2000トン前後で推移しております。また、漁業産出額は24年以降５年連続で増加し、28年が195億円となっております。主な魚種について見ると、マグロ類の生産量は過去５年間9000トン前後で推移しており、産出額が需要の高まりによる単価の上昇から増加し、28年は72億円となっております。また、ソデイカを主としたイカ類の生産量は24年以降2100トン前後で推移しており、産出額が近年の全国的なイカ不漁の影響による単価の上昇から増加し、28年は21億円となっております。

同じく(4)イ、漁業就業者数の推移についてお答えいたします。

本県の漁業就業者数は平成15年は4283人、20年は3929人、25年は3731人で推移しております。25年は20年に比べて198人、約５％の減少となっております。

同じく(4)ウ、沿岸漁業の魚種別・漁獲量の推移についてお答えいたします。

本県の沿岸漁業を代表するアジ類やブダイ類等の漁獲量は、平成24年が2759トン、25年が2776トン、26年が2911トン、27年が2809トン、28年が2736トンとなっております。

同じく(4)エ、沿岸漁業の課題と問題点についてお答えいたします。

本県の沿岸漁業は、漁場環境の悪化や乱獲などによる資源の減少、魚価の低迷、高齢化による漁業従事者の減少などにより、厳しい漁業経営が続いており、諸課題の解決に向けた取り組みが急務となっております。県では沿岸海域の水産資源の増大を図るため、漁業者が主体となった資源管理型漁業や漁場の環境保全の普及・啓発を進めるとともに、つくり育てる漁業の推進に取り組んでいるところであります。

県としましては、これらの取り組みに加え、平成29年７月に策定した沖縄県水産業振興計画に基づき、おきなわブランド魚介藻類の生産拡大や沿岸魚介類の生産供給体制の強化に取り組み、沿岸漁業の振興に努めてまいります。

同じく(5)ア、日台漁業取り決めの改定、破棄についてお答えいたします。

日台漁業取り決めが発効した平成25年以降、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてまいりました。ことし３月に開催された日台漁業委員会においては、水産庁を初め沖縄の漁業者などの関係者が粘り強く台湾側と交渉を行った結果、４年ぶりに操業ルールが見直されたところであります。具体的には、昼夜交代制から、操業水域を分けるという操業ルールに見直されたことにより、安全に操業できる水域が確保されたところであります。今回の協議結果に対して、多くの関係者が一定の評価をする一方、取り決め自体に反発する意見も残っております。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、操業ルールのさらなる見直しについて、台湾側と粘り強く協議を行うよう国に対し強く求めてまいります。

同じく(5)イ、日台漁業取り決め適用水域における漁獲高の推移についてお答えいたします。

日台漁業取り決め適用水域内における本県漁船の漁獲量は、平成26年度は約75トン、27年度は約116トン、28年度は約122トン、29年度は約137トンと増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、８の健康長寿の取り組みについての御質問の中の(1)のアの(ｱ)、平均寿命日本一復活のための取り組みについてお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を目指し、重点的に特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的な取り組みとしましては、健診及びがん検診の受診や適正飲酒などを促すためのテレビ等での広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及びその活用に取り組んでいるところであります。また、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成

団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

昨年12月に公表されました沖縄県の平均寿命は男性が80.27年、女性が87.44年であり、５年前より男性は0.87年、女性が0.42年延伸しましたが、全国順位では男性が30位から36位、女性が３位から７位へと順位を下げており、さらなる対策が必要であると考えております。平成30年度におきましては、課題である働き盛り世代を対象とした健康行動実践モデルの市町村での展開、市町村における食育推進計画の策定、健康づくりボランティアの養成や活動支援等市町村と連携した取り組みをさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　労働問題についての９の(1)のア、働き方改革関連法案についてにお答えします。

平成30年４月に国会に提出された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案では、時間外労働の上限規制の導入や高度プロフェッショナル制度の創設、同一労働同一賃金に関する規定の整備といった内容が盛り込まれています。同法案については、現在、国会で審議がなされているところであり、国会での議論を注視してまいりたいと考えております。

県としましては、長時間労働の是正を含め、働きやすい環境の整備は重要と認識しており、引き続き沖縄労働局等と連携してさまざまな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に同じく９の(3)、県内の労基法関係法令違反の実態と県の対策についてにお答えいたします。

平成28年の沖縄労働局管内における定期監督等の実施状況によると、監督実施事業場数1357件のうち84％の事業場に労働基準関係法令に関する何らかの違反が認められたとのことです。内訳としまして、労働時間に係る違反が331件と最も多く、次いで割増賃金に係る違反が247件、労働条件明示に係る違反が201件の順となっております。沖縄県では、労働関係法令の周知・啓発を行うセミナーを開催するとともに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、労基法関係法令違反の疑いがある相談事例については、労働基準監督署を紹介するなど連携を図っております。

次に同じく９の(4)、高齢者や障害者の雇用機会の創出・拡大に向けた取り組みについてにお答えいたします。

高齢者雇用につきましては、高齢者の就業機会の拡大を図るため、沖縄県シルバー人材センター連合及び新設シルバー人材センターへの運営費補助を行っております。また、障害者雇用につきましては、障害者就業・生活支援センターにおいて企業開拓と定着支援を行うほか、企業向けセミナーの開催や職場適応訓練などを行っております。今後とも、関係機関と連携を図りながら、高齢者や障害者の雇用機会の創出及び拡大に向けて取り組んでまいります。

次に同じく９の(5)、公契約条例制定後の取り組みについてにお答えいたします。

公契約条例については、これまでの検討経過を踏まえ、理念型の条例として沖縄県の契約に関する条例を制定し、平成30年４月１日に施行したところです。今年度は、外部有識者で構成される沖縄県契約審議会の意見を聞きながら、基本理念に沿って県が取り組むべき具体的な施策を県の取り組み方針として取りまとめ、公表することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　９、労働問題についての御質問の中の(2)ア、会計年度任用職員制度の趣旨と意義についてお答えします。

一般職の非常勤職員については、法律上採用方法や任期等が不明確であったことから会計年度任用職員に関する規定を設け、適正な任用の確保を図ることとして地方公務員法の改正がなされました。また、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となるよう、規定が整備されたところです。これにより各地方公共団体によって異なった取り扱いを統一し、臨時・非常勤職員制度の適切な運用が図られるものとされております。

同じく(2)のイ、ウ、エ、本県における会計年度任用職員制度に係る実態等についてお答えします。９の(2)のイから９の(2)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

会計年度任用職員に移行予定の一般職非常勤職員数は、平成29年度の知事部局において、延べ1456名となっております。会計年度任用職員の任用は、一会計年度を任期として採用される職となっており、その任用に当たっては、正規職員と臨時・非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら、役割に応じた勤務条件のもと業務を推進していくこととしております。また、

給与については、常勤職員の給料を基礎として、職務の内容や責任、国や他都道府県の状況を踏まえて検討してまいります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日が平成32年４月１日となっておりますので、来年度中には必要な規程の整備を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　10、離島振興についての(1)、久米島路線の航空運賃低減についての御質問にお答えいたします。

県では、離島住民の方々を対象に航空運賃を約４割低減しており、さらに小規模離島については、交流人口に対しても約３割の低減を行っております。久米島においても、他の小規模離島と同様に人口減少が続いている状況にあること等から、平成27年度から29年度までの間、交流人口を対象とした実証事業として、約1.5割の運賃低減を行ったところであります。この結果、旅客数増加などの効果が認められたことから、県事業を本格実施するとともに、今年度から久米島町も0.5割の運賃低減を行うことにより、合わせて２割の運賃低減が実現しております。

県としましては、今後とも離島住民等の交通コストの負担軽減のために取り組んでまいります。

同じく10の(2)、離島住民等交通コスト負担軽減事業の実績と課題についてお答えいたします。

同事業の平成29年度の実績は、航路において利用件数が約65万6000件で負担軽減額が約３億1000万円、航空路においては利用件数が約48万3000件で負担軽減額が約19億7000万円となっております。

県としましては、同事業を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えており、今後とも引き続き離島住民等の交通コストの負担軽減のため取り組んでまいります。

同じく10の(3)のオ、粟国―那覇間の航空路線についての御質問にお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため県では粟国―那覇航空路線を就航可能な航空会社の確保に向けて、関係機関と連携して取り組むこととしております。また、航空会社や関係市町村で構成する沖縄県離島航空路線確保維持協議会において、小規模離島の航空路線の持続的な運航のための方策等について具体的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　２点だけ再質問をさせてもらいます。

休憩する時間になったのでお願いします。

１の(3)の全学徒の戦没者の刻銘でありますが、先ほど答弁の中で戦没者の実数の把握が難しいということでありました。どのような方法にするのか検討したいということでありましたが、教育庁が出した県史、それからひめゆり平和祈念資料館、証言等で21校の戦没者が明らかになっておりますので、若干精査中ということもありますが、約2000名ということでありますから、ぜひ県史、それから全学徒の会の資料等を精査して、補足版が実現できるようにお願いしたいと思います。その件は要望にとめておきたいと思います。

それから７番の首里城公園の移管についてでありましたが、先ほどの答弁で有料施設の首里城の正殿が約181万人、29年、美ら海水族館378万人ということでした。考えるとこの入館料、相当な収益だと想定されますが、収支状況が公表できないということでありました。私たち議員は現状の収支状況がどうなっているのかと分析をしたり、それから今後移管されたらこの計画の収支が健全なのか、あるいは県民の文化価値、観光拠点となり得るのかどうかについての審議をする役割が私は議会にはあると思います。その議会に公表できないということについては、執行部だけ知って計画を我々が追認するということは、私はよくないと思いますので、なぜこの情報の開示ができないのか、当方の関係するところとそれなりの根拠と理由があるのかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　首里城等の県への移管についての収支状況についての情報がなぜ示せないのかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

両施設の収支に関する情報は公表されていないため、県では現管理者へ秘密保持を制約した上で当該情報を得て、両施設の収益性や管理のあり方等を検討してきたところであります。そのため、両施設の収支に関する情報を示すことはできませんが、県としては入場料等の収入により、施設の管理費を賄うことができると考えております。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月20日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成30年６月20日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第3号

平成30年６月20日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	22番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	23番	末松文信君
1　番	瀬長美佐雄君	25番	渡久地　修君
2　番	玉城武光君	26番	玉城　満君
3　番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4　番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5　番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6　番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7　番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8　番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9　番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	翁長雄志君	政策調整監	吉田勝廣君
副知事	富川盛武君	知事公室長	池田竹州君
副知事	謝花喜一郎君	総務部長	金城弘昌君

企画部長	川満誠一君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	総務部財政統括監	宮城力君
保健医療部長	砂川靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	島尻勝広君	公安委員会委員	知念公男君
商工労働部長	屋比久盛敏君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城武君		
病院事業局長	我那覇仁君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　おはようございます。

きのうはワールドカップで日本が勝って大変喜んでおります。実は、私ブラジル生まれで11歳までブラジルにいたものですから、このワールドカップのときのブラジルの騒ぎというのは大変なもので、みんな仕事しないんじゃないかなと思うぐらいサッカーに夢中になっている。ところが今日本も近年は野球も人気なんですけれども、それを上回るぐらいのサッカー人気で、きのうの勝利は厳しいと言われている中でよくも勝ってくれたなと今日本中が喜んでいるんじゃないかなと思っております。この調子でぜひとも決勝進出、決勝トーナメントに進んでいただきたいなと思っております。

それでは、会派おきなわを代表して質問を行います。

１番、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設阻止への取り組みについて伺います。

(2)、県民投票について所見を伺います。

(3)、北朝鮮情勢について所見を伺います。

(4)、北朝鮮の脅威について所見を伺います。

(5)、朝鮮南北首脳会談について所見を伺います。

(6)、米朝首脳会談について所見を伺います。

(7)、北朝鮮情勢と本県の米軍基地の整理縮小について伺います。

(8)、モノレール延長事業の進捗状況とさらなる延伸計画について伺います。

(9)、鉄軌道、ＬＲＴ等の導入について伺います。

(10)、一国二制度に対する考え方について伺います。

２番、翁長県政の４年間の主な経済政策の実績について。

(1)、県内生産について。

(2)、１人当たり県民所得について。

(3)、入域観光客数について。

(4)、観光収入について。

(5)、クルーズ船の実績と見込みについて。

(6)、アジア各地との間の直行便数について。

(7)、那覇空港の国際貨物取扱量について。

(8)、完全失業率について。

(9)、有効求人倍率について。

(10)、沖縄へ立地した情報通信関連企業の雇用者数について。

３番、知事公約の達成状況について伺います。

４番、教育行政について。

(1)、小・中・高のいじめの課題について。

(2)、小・中・高の不登校の課題について。

５番、福祉行政について。

(1)、待機児童の課題について。

(2)、学童保育の課題について。

(3)、児童虐待の課題について。
６番、医療行政について。
(1)、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の課題について。
(2)、県立病院の課題について。
７番、土木建築行政について。
(1)、地元企業優先発注の状況について。
(2)、技術者不足の課題について。
(3)、県発注工事の不調・不落について。
(4)、入札制度の課題について。
８番、文化観光スポーツ行政について。
(1)、観光客レンタカーの課題について。
(2)、東京オリンピック・パラリンピックへの対応について。
９番、商工労働行政について。
(1)、駐留軍離職者対策センターの課題について。
(2)、商工労働行政の課題について。
10番、農林水産行政について。
(1)、農林行政の課題について。
(2)、水産行政の課題について。
11番、公安行政について。
(1)、観光客増に伴う公安行政の課題について。
(2)、違法薬物の課題について。
12、那覇空港について。
(1)、那覇空港の課題について。
(2)、那覇空港の民営化について。
13、ＭＩＣＥについて。
(1)、進捗状況と見通しについて伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

赤嶺昇議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(2)、県民投票についてお答えをいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識をしております。また、県民投票については、県民が主体となって議論がなされることが重要であると考えております。政府が辺野古新基地建設を強行する中で、米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、今回の県民投票は意義があるものと考えております。

次に、翁長県政の４年間の主な経済政策の実績についてに関する御質問の中の、入域観光客数と観光収入の実績についてお答えをいたします。２の(3)、２の(4)は関連しますので一括してお答えをいたします。

平成29年度の入域観光客数は957万9900人で、平成25年度と比べて299万9600人、45.6％の増となっております。また、平成28年度の観光収入は6602億9400万円となり、平成25年度と比べ2124億2600万円、47.4％の増となっており、順調に推移しております。

次に、完全失業率、有効求人倍率についてお答えをいたします。２の(8)と２の(9)は関連いたしますので一括してお答えをいたします。

沖縄県の雇用情勢については、好調な観光需要の増加等による県内景気の拡大に加え、産業振興や企業誘致などに取り組んだ結果、年平均の完全失業率は平成25年の5.7％から平成29年の3.8％、有効求人倍率は平成25年の0.53倍から平成29年の1.11倍と着実に改善をしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古新基地建設阻止の方法についてお答えします。

県としては、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議が調った後でなければ工事への着手は認められないことから、直ちに工事を停止し、事前協議を行うよう求めているところであります。撤回については、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議やサンゴ類の移植を初めとした環境保全措置などについて、沖縄防衛局への行政指導等を行っていることも踏まえ、日々の国の動き等全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

同じく１の(3)、１の(4)及び１の(7)、北朝鮮情勢と在沖米軍基地への影響についての御質問は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

平成29年版防衛白書によると、北朝鮮の核兵器・弾道ミサイルの開発や運用能力の向上は、新たな段階の脅威となっているとしております。一方で、４月と５月に南北首脳会談が開催され、去る６月12日には米朝首脳会談が開催されるなど、緊張緩和に向けた動きが見られるところです。在沖米軍基地への影響については、現段階では明らかではありませんが、沖縄県としては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につな

がることを期待しております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)と(6)、南北首脳会談及び米朝首脳会談についてお答えいたします。１の(5)と１の(6)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。
県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、朝鮮半島の完全非核化を確認・約束した板門店宣言及び米朝首脳会談における合意文書が、東アジアの平和構築につながることを期待するものであります。
次に５、福祉行政についての(1)、待機児童解消の課題についてお答えいたします。
本県における待機児童数は、平成30年４月１日時点の速報値によると1884人となっており、前年に比べ363人の減少となっております。待機児童の解消を図るための課題としては、保育ニーズの高まりによる保育所等の受け皿整備、保育士の確保と処遇改善、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどがあると認識しております。
同じく(2)、放課後児童クラブの課題についてお答えいたします。
放課後児童クラブ実施状況調査の速報値によると、平成30年５月１日現在の登録できなかった児童数は前年度と比較して88人減少しているものの、760人となっております。登録できなかった児童数が多い市町村は、沖縄市、宜野湾市、那覇市、うるま市、嘉手納町の順となっております。県は、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、引き続き、市町村と連携し、登録できない児童の解消に取り組んでまいります。
同じく(3)、児童虐待の課題についてお答えいたします。
児童虐待につきましては、近年の虐待相談件数の増加や児童及び家庭をめぐる問題の複雑化・多様化、また、それらに対応するための児童福祉法等の改正に伴い、児童相談所の役割の重要性が増しております。このことから、児童相談所の体制の充実や市町村の相談体制の強化等が課題であると考えており、県としても、引き続きこれらの解決に向けて取り組んでまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
〔土木建築部長　上原国定君登壇〕
○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)のア、モノレール延長事業の進捗状況についてお答えいたします。
沖縄都市モノレール延長整備事業については、平成29年度末の事業費ベースで、約79％の進捗となっております。ことし８月末までに延長区間全ての軌道桁が連結する見込みであり、今後は自由通路工事などを進めてまいります。また、沖縄都市モノレール株式会社においては、電力設備等のインフラ外工事を進めており、順調に進めば平成31年１月から車両走行によるシステム総合試験を開始する予定とのことであります。延長区間の開業につきましては、平成31年夏ごろを予定しております。
７、土木建築行政についての御質問の中の(1)、地元企業優先発注の状況についてお答えいたします。
土木建築部発注工事において、平成29年度は発注件数481件、約351億6000万円のうち地元業者は468件、約327億8000万円を受注しており、地元業者の受注率は件数で95.9％、金額で93.2％となっております。
同じく７の(2)、技術者不足の課題についてお答えいたします。
沖縄労働局によると、平成30年３月の県内における建築・土木・測量技術者の新規求人倍率は3.46倍となっており、人手不足が生じていると思われます。県は、技術者不足の対策として、技術者の兼任要件の緩和や余裕期間の設定など、配置技術者の要件を緩和し、また、社会保険料個人負担分の適正加算、週休２日工事の試行など、労働環境改善や生産性向上などに取り組んでおります。さらに、建設現場体験親子バスツアーやおきなわ建設フェスタへの出展、建設業に特化した合同企業説明会開催への協力など、建設業界の魅力発進にも取り組んでいるところであります。
同じく７の(3)、県発注工事の不調・不落についてお答えいたします。
土木建築部発注工事における入札不調・不落の状況について、平成27年度開札件数833件のうち、不調・不落が187件で全体の22％、平成28年度開札件数835件のうち、不調・不落が172件で全体の21％、平成29年度開札件数605件のうち、不調・不落が124件で全体の20％となっております。

同じく７の(4)、入札制度の課題についてお答えいたします。

土木建築部が発注する工事における入札制度の課題としては、不調・不落発生率がここ数年20％台で推移しており、配置技術者の不足等がその要因と考えております。その対策として、主任技術者等の兼任要件の緩和や専任で配置を要しない余裕期間の設定など、入札要件の緩和を講じているところであります。今後も引き続き課題の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(8)のイ、モノレールの延伸計画についての御質問にお答えいたします。

本県における交通政策の基本方向等を示した沖縄県総合交通体系基本計画においては、中南部圏域における陸上交通の課題として、公共交通の利便性向上による適正な交通機関分担の実現、観光需要の増加への対応と観光客の受け入れ体制の整備などを挙げ、各施策を実施してきたところであります。しかし、県民の自動車保有台数の増加や入域観光客数の急激な増加等、陸上交通を取り巻く状況は大きく変化しており、今後、さらなる交通渋滞等の発生も予想されます。このため、県としては、これら課題に対応すべく、多様な交通手段について幅広く検討を行う必要があると考えており、都市交通であるゆいレールの延伸の可能性等についても今年度から調査してまいりたいと考えております。

同じく１の(9)、鉄軌道、ＬＲＴ等の導入についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年度から沖縄鉄軌道の計画案づくりに取り組み、ことし５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、県としての考えを取りまとめました。県としては、今後、鉄軌道導入に向けた機運醸成を図るとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。また、ＬＲＴを含めた将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における交通の現状と課題等を踏まえた公共交通の充実について、沖縄本島内を複数のエリアに分けた議論の場を設定する等、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めてまいります。

同じく１の(10)、一国二制度に対する考え方についてお答えいたします。

沖縄県においては、企業誘致や投資の促進等を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区・地域制度が設けられております。同制度においては、10年間40％の所得控除や４年間の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、ほかに例のない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開することで我が国経済再生の牽引役となっていけるものと考えております。

次に、２の翁長県政下の県内総生産と１人当たり県民所得についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県の経済は、翁長知事在任中の全ての期間で拡大を続けております。また、日銀の業況判断ＤＩも全期間でプラスとなっており、全国と比べても好調に推移しております。こうした中、平成27年度の名目県内総生産は４兆1416億円となり、平成26年度と比べて1863億円、4.7％の増加となっております。また、平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円となり、平成26年度と比べ７万8000円、3.7％の増加となっております。

県としては、今後も観光分野を中心に経済情勢は好調を維持すると見込んでおり、県内総生産及び１人当たり県民所得も順調に伸びていくものと考えております。

次に３の(1)、知事公約の達成状況についてお答えいたします。

知事公約については、その実現に向けて、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から取り組んでいるところです。経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想を推進し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などを強化するとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。生活充実については、子供の貧困問題の解消に向けて基金を設置して取り組んでいるほか、離島地域の活性化なども積極的に推進しております。平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に取り組んでおります。このような取り組みにより、平成29年度の入域観光客数は約958万人となり、５年連続で過去最高を更新しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の売上高は4200億円、農業産出額は1000億円を達成するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は、

平成29年度が3.6％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録するなど、県政運営の成果は着実に上がっているものと考えております。

次に12の(1)、那覇空港の課題についての御質問にお答えいたします。

現在、那覇空港は時間帯によって過密な発着状況となっており、第２滑走路の供用開始後はさらなる航空需要の増大が見込まれることから、駐機スポットの確保や旅客ターミナルの拡張などの課題に対応していく必要があります。

県としましては、本県の県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である那覇空港の機能強化に向けて、関係機関や関係事業者と連携し、取り組んでまいります。

次に12の(2)、那覇空港の民営化についての御質問にお答えいたします。

国においては、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の運営を民間に委託する取り組みを進めています。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内７空港で手続が進められています。

県としましては、このような他空港の状況の把握に努めるとともに、県内経済界等とも連携しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、翁長県政の４年間の主な経済政策の実績についての御質問の中の(5)、クルーズ船の実績と見込みについてにお答えいたします。

沖縄へのクルーズ船の寄港実績については、県内港湾の全体で2013年に126回であったものが、2017年に515回まで増加しております。港湾別に2013年と2017年を比較しますと、那覇港は56回から224回へ、石垣港は65回から132回へ、平良港は１回から130回へ、中城湾港はゼロから15回へ、本部港は１回から５回へ、それぞれ大幅な増加となっております。2018年は県全体で662回の寄港が予定されており、中国クルーズ市場の成長やクルーズ受け入れ港湾の整備に伴う受け入れキャパシティーの拡大により、今後さらなる寄港の増加が期待できるものと考えております。

同じく２の(6)、アジアとの直行便数についての御質問にお答えいたします。

沖縄県とアジア各地との直行便数については、平成25年度末で週78便であったものが、平成29年度末では週210便まで増加しております。国・地域別に、平成25年度末及び平成29年度末の便数を申し上げますと、台湾からは週30便から週71便に、韓国からは週17便から週62便に、中国本土からは週13便から週35便に、香港からは週18便から週32便に、それぞれ大幅に増加しております。さらに、平成25年度末当時には直行便がなかったバンコクからは、平成29年度末で週７便、シンガポールからは週３便がそれぞれ就航しております。

次に８、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の(1)、観光客のレンタカー利用の課題についてにお答えいたします。

国内観光客の約６割、外国人観光客の約３割がレンタカーを利用することから、那覇空港では送迎バスによる混雑などの課題が生じております。また、外国人観光客のレンタカー利用については、本国との交通ルール及び標識の違いなどの理由により、日本人と比較して事故率が高い傾向があります。

県では、昨年度、那覇空港から豊崎までの区間における路線バスの実証実験を実施し、ことし４月から民間事業者の独自運行につなげたところであります。また、沖縄県レンタカー協会においては、多言語での安全運転マニュアルを作成し、利用者へ周知を図っているところであります。

同じく８の(2)、東京オリンピック・パラリンピックへの対応についての御質問にお答えいたします。

県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を本県のスポーツコンベンションを飛躍的に拡大させる絶好の機会と捉え、本大会で活躍できる県出身選手の育成や聖火リレーの実施に向けた取り組み等を行っているところであります。また、事前キャンプについては、平成29年にニュージーランドの空手競技とソロモン諸島の水泳競技の誘致を実現し、現在も数カ国と新たな誘致に向けて調整しているところであります。

県としては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続きこれらの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に13、ＭＩＣＥについての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設の進捗状況と見通しについてにお答えいたします。

県は、昨年度から、政府与党や内閣府等に対し、国が課題とする需要収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見通しについて合計22回の説明等を重ねてきま

したが、現時点において交付決定の見通しは立っておりません。

県としては、国が指摘する課題は整理済みとの認識であり、県内経済団体や関係市町村等からも資料の精度について高い評価を得ております。今後とも、基本設計の早期の交付決定に向け、地元市町村や関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、翁長県政の４年間の主な経済政策の実績についての(7)、那覇空港の国際貨物取扱量についてにお答えいたします。

平成29年度の国際貨物取扱量は約18万トンで、平成25年度の約16万トンと比較すると、約１万9000トンの伸びとなっており、成田、関空、羽田に次ぐ国内第４位の貨物取扱量となっております。

次、同じく２の(10)、情報通信関連産業の立地企業の雇用者数についてにお答えいたします。

県が行った情報通信関連企業へのアンケート調査によると、平成29年１月１日現在で、国内外から立地したＩＴ関連企業数は427社、雇用者数は２万8045人となっており、平成26年１月１日時点と比較して126社、3176人の増となっております。

次に、商工労働行政についての(1)、駐留軍離職者対策センターの課題についてにお答えいたします。

同センターが現在入居している県立駐留軍従業員等健康福祉センターが老朽化しており、安全面が懸念されることから、同センターの移転先の確保が喫緊の課題となっております。

県としましては、移転先に関する情報提供等を行っているところです。

同じく９の(2)、商工労働行政の課題についてにお答えいたします。

商工労働部のこれまでの取り組みにより、情報通信関連産業がリーディング産業に成長するとともに、完全失業率が大幅に改善するなど一定の成果が出ております。今後のさらなる産業振興に向けた課題としては、情報通信関連産業の高度化・多様化の促進や人手不足への対応、雇用の質の改善などがあると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての御質問で、小・中・高のいじめ、不登校の課題についてお答えいたします。４の(1)と４の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

文部科学省の調査によりますと、平成28年度本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校１万513件、中学校961件、高等学校173件、特別支援学校８件の合計で１万1655件となっており、前年度比9438件の増となっております。また、不登校については小学校686人、中学校1681人、高等学校1455人の合計で3822人となっており、前年度比363人の増となっております。

県教育委員会では、沖縄県いじめ防止基本方針などの活用を通して、いじめ防止や不登校対策の取り組みが効果的に行えるよう支援するとともに、生徒指導体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、６の医療行政についての御質問の中の(1)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

県立北部病院と北部地区医師会病院の統合に際しましては、医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、職員の身分取り扱い、北部基幹病院の機能、北部12市町村の協力のあり方、さらに第３回協議会で北部地区医師会病院等から提案のありました経営形態などの課題があると考えており、これらの課題について、関係者間で合意形成を図ることが最も重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　６、医療行政についての中の(2)、県立病院の課題についての御質問にお答えします。

県立病院は、各地域の中核病院として、救急医療、小児・周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療等を担っております。現在、診療科偏在や地域偏在により医師が不足していると全国的に言われている中で、病院事業局においても医師の確保が課題となっております。また、経営面では、消費税率の改正による控除対象外消費税の増や法定福利費の算定方法の変更による費用の増などの外的要因により、平成27年度から収支が悪化しております。平成29年度も時間外勤務手当の支給基準の見直し等により厳しい決算になることが見込まれるなど、収支の改善が課題になっており

ます。

病院事業局においては、引き続き、保健医療部等と連携を図り、医師の確保及び経営の改善に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　10、農林水産行政についての御質問の中の(1)、農林行政の課題についてお答えいたします。

本県の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化、台風や干ばつによる農作物被害、農業用水源の確保やかんがい施設の整備など、多くの課題を抱えております。そのため県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、１、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、２、担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、３、亜熱帯・島嶼性に適合した基盤整備など７つの基本施策に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興を図ってまいります。

同じく(2)、水産行政の課題についてお答えいたします。

本県の水産業を取り巻く環境は、魚価の低迷、資源の減少、外国漁船との漁場の競合、高齢化による漁業従事者の減少や漁業環境整備など、多くの課題を抱えております。そのため、県としましては、平成29年に策定した沖縄県水産業振興計画に基づき、１、水産物の生産供給体制の強化や販路拡大、２、沖合漁場の安全操業確保、３、担い手の確保・育成、４、水産業の基盤整備などの各施策に取り組み、水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　11、公安行政についての御質問のうち(1)、観光客増に伴う公安行政の課題についてお答えをいたします。

良好な治安は、社会経済の発展の礎であり、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現のためにも、また、当県が観光立県として一層の発展を遂げるためにも犯罪の起きにくい、安全で安心な沖縄県の実現は重要な課題であります。県内の犯罪情勢につきましては、平成14年に刑法犯認知件数が２万5641件と復帰後最多を記録したこと等踏まえ、平成16年４月にちゅらうちなー安全なまちづくり条例が施行され、県、教育庁、県警察、県民、地域社会が一体となり、県民総ぐるみによるちゅらさん運動などの犯罪抑止活動に取り組んだ結果、刑法犯認知件数は15年連続で減少し、平成29年中はピーク時の約３分の１の8047件となっております。良好な治安の確保は、ひとり警察のみによって達成できるものではありません。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体や地域社会と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心な沖縄県の実現のため、各種取り組みを推進してまいる所存であります。

次に同じく11、公安行政についての御質問のうち(2)、違法薬物の課題についてお答えをいたします。

県内における過去５年間の違法薬物事犯検挙人員は、その総数と大部分を占める覚醒剤と大麻について見てみますと、平成25年は100人でうち覚醒剤は72人、大麻は24人、平成26年は総数125人でうち覚醒剤は61人、大麻は41人、平成27年は総数167人で覚醒剤が80人、大麻が57人、平成28年は総数が175人で覚醒剤が75人、大麻が79人、平成29年は総数188人で覚醒剤が112人、大麻が67人となっております。覚醒剤については、横ばいないし増加、大麻については増加傾向にございます。

県警察といたしましては、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、暴力団等の密売組織の徹底した取り締まりによる供給元の遮断、税関等関係機関と連携した水際対策、薬物乱用防止教室等による若者を初めとする県民に対する広報啓発活動等の薬物事犯総合対策に取り組んでいるところであります。

特に、入域観光客の増加に伴いまして、密輸入事犯の対策は重要な課題と考えており、一昨年には大型クルーズ船利用客による覚醒剤密輸入事件や、ヨットを利用した覚醒剤600キロの密輸入事件等を摘発しておりますが、今後とも同種事案の発生が懸念されることから、他府県警察や税関、海上保安庁、麻薬取締支所など関係機関と緊密に連携をし、水際対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　まず知事の政治姿勢の(1)番の辺野古新基地建設阻止への取り組みについてなんですけれども、６月16日の朝日新聞の記事で、同新聞社の航空写真で沖縄防衛局が名護市辺野古の新基地建設を進める埋立予定海域内で、同局が未確認としている２つの大型サンゴが存在しているという可能性が判明しました。日本自然保護協会によると、航空写真によって生きているサンゴがいる可能性が格段に高いということ

がわかったと。こんな大きなものを見逃すほど国の調査がずさんだと指摘しております。この件について県の見解と対応をお聞かせください。

それから、県として防衛局への調査のやり直しと、県による米軍に立入調査を求めるべきではないかということで、これはできたら謝花副知事のほうから答弁をお願いします。

それから北朝鮮についてなんですけれども、今回、去年と打って変わってかなり情勢が変わってきている中で、今度日本政府も日朝会談に向けて前向きということは、これは我が沖縄県にとっても大変大事なことだと思っております。拉致問題の解決も大事なこともありますし、ここに来て日朝会談が成功し願わくば日本と北朝鮮の国交正常化に向かっていくということは、我々日本を含め沖縄の平和につながるものじゃないかなと思っております。

そこで北朝鮮の非核化と平和に向けた行動と在沖米軍基地の整理縮小に関連していくことは、大変大事なことだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

続いて、翁長県政のいわゆる経済政策の答弁をいただきましたが、大変実績が大きいなと率直に感じております。やはりこの４年間、基地問題でかなり忙殺されてきている中において、経済政策を着実に進めてきたことは大変私も、点高く評価しております。いろいろと指標がどんどん上がっていく中において、特にクルーズ船の見込みについてさっき答弁あったんですけれども、平成24年が125回ですよね。30年が662回ということは約６倍くらいクルーズ船の見込みがふえたということは、これはすごい実績じゃないのかなと。しかも那覇港のみならず中城、本部、宮古、八重山含め今後さらなる離島もクルーズ船寄港に向けても、離島を輝かせるような施策もこれからもしっかりと取り組んでいただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

それから教育問題についてなんですけれども、小・中・高のいじめ問題で特に気になることは、平成27年から28年にかけて小学校のいじめが７倍以上伸びております。これ恐らく小さなことでもいじめをしっかりとチェックしていこうということだと思うんですけれども、数が伸びたからといって必ずしも悪いとは言いません。いじめ問題がかなり今深刻化している中において、子供たちによる自殺等も出ている中において、全体的に意識を上げることは大変いいことだと思っていますので、引き続き県教育委員会としてもこのいじめ問題についてしっかりと学校現場も含めてきめ細かく対応していただきたいということを要望しておきたいと思っています。

それから小中学校の不登校についてなんですが、27年から28年にかけて小学校の不登校もちょっとふえているんですね。このあたりの対策をどう考えているか。中学校とかわって高校もふえておりますので、この２点、どう対応するかということについてお聞かせください。

福祉行政についてなんですけれども、皆さんから1884名の待機児童がいるということを答弁いただいているんですけれども、一方で潜在的待機児童の問題があります。例えば浦添でいうと、ホームページで出ている待機児童は64名なんです。ところが電話して、何名今待機で入れないかというと、一番直近でおとどい電話したら277名が待機児童なんです。潜在的待機児童がいるということは、そこにも注目しておかないと待機児童のカウントの部分を皆さんがチェックしてもらわないと、第２、第３希望を書かないとか、どこでもいいということを書かなければ待機児童からはじくということは、結果的に待機児童の解消に影響するんじゃないかなと私は思っていますので、そこでお聞きします。

潜在的待機児童の数と、それから今国に公表している待機児童の数と潜在的待機児童の合計数をお聞かせください。この合計数を合わせた数に対応していかなければ待機児童の解消につながらないんじゃないかなと思いますけれども、この件についてもお聞かせください。

それから保育士不足についてなんですけれども、さまざまな対策を講じておりますけれども、資格を持ちながら保育士をやっていない保育士が約１万人いるということで、この件についてもしっかりと潜在的な保育士の対策を処遇の面も含めて対応していただいて、これは要望にとどめたいと思っております。

それから児童虐待についてなんですけれども、最近また本当に幼い子供が命を落としたということで大変痛ましいことなんですけれども、沖縄県でも起きたりしておりますので、気になるのが児童相談所の体制なんですね。最近当局とやりとりをしたら、１人当たりのケースというのが大体40件ということだったので、以前は100件ぐらいケースを持っていたりして職員が大変なんです。要するにいろんなケースがあって、半分親からおどされながら仕事をしているということもあったりして、この児童相談所の職員体制についてはいま一度この件についてもしっかりと補強して職員の体制をやって、なおかつ児童虐待について――市町村

も今頑張って窓口になっているんですけれども、児童虐待の未然防止も含め対応していただきたいということを要望しておきたいなと思っております。

それから県立病院なんですけれども、赤字が重なっているこの問題については、我々としてはこの県立病院というのは、本県において６県立病院は大変大事な沖縄県民の最後のとりでと言われているぐらい大きな役割を果たしておりますので、この件についても行革も大事なんですけれども、職員体制、看護師の体制もしっかりとやっていただきたいなと思っております。

最後なんですけれども、離対センターの件ですが、アスベストの問題を初め駐留軍離職者対策センターについては大変大きな役割を担っておりますので、この役割と責任について改めて担当副知事から答弁をお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　赤嶺昇議員の再質問にお答えをいたします。

日朝会談これが今前向きに検討されているのではないかという中で、普天間を含め新辺野古基地等々との関係についての御質問でございます。

この数カ月本当に目まぐるしい、二転三転といいますか、米国も北朝鮮もそれ以外の国も本当に動いているような状況がございます。きょう言ったことがあした変わったりしますから、確定的な話はなかなかしにくい部分がありますけれども、ただはっきりしているのは去年あれだけミサイルを打ち上げながら、大変な膠着状態だったものが本当にダイナミックに柔軟に物事が動いていったなという感じだけは強く感じております。方向性を含め、その辺は多くの方々、識者がいろいろ評論しておりますけれども、私なりにも思いはありますが、これだけ動きが激しいとなかなかではありますけれども、そこではっきりしているのが、私はペリー元国防長官もことし３月ワシントンでお会いしましたし、去年の９月に沖縄においでのときにもお話しましたが、辺野古の基地に関しましては、20年ぐらい前に決定をするときから北朝鮮の存在が大きいんだと。北朝鮮の存在があって辺野古基地というようなものは抑止力を含め重要なんだというような話が２度ほどございました。しかし、前県政において承認をしたところからその動きがとまったというような話もございましたけれども、この数カ月の動きを見ていると、日本国以外が大変ダイナミックに、そして迅速にいろんな行動を起こしておりますけれども、日本国政府の動きが見えない。特に沖縄からしますと、辺野古基地が20年前に決まりまして、なおかつ今日あと10年以上もかかるような工事を先の見通しがこれだけダイナミックに国際情勢が変わっている中で、何らそれに関係することなく着々とつくっていくというような状況は、私は今の東アジアの安全保障という面からしましても、大変日本政府の動きが心配でございます。特にきょうなどは、米韓合同演習が中止ということがほぼはっきりしております。こんなことが数カ月前に考えられるような話じゃありませんし、これが実施されると日本の米軍基地はどうなるんだ、沖縄の米軍基地はどうなるんだ。あと10年以上、１兆円近くかけてつくられる辺野古基地は何のためにつくられるのか。こういったこと等の議論もないまま、このような形で物事が進んでいることについて、やはり早目に日本政府がしっかりとその方向性を出していただきたいなと思います。

また、日朝会談が前向きに開催される場合には、沖縄県としてもこの過重な基地負担の軽減に向けて、しっかりと対応策等を申し上げていきたいなとそのように思っております。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　赤嶺昇議員の再質問、駐留軍離職者対策センターの位置づけについてお答えいたします。

県としては、駐留軍離職者に対する再就職支援や、アスベスト健康被害に関する相談支援事業を実施している同センターの果たす役割は重要と認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　赤嶺議員の再質問にお答えします。

辺野古新基地建設阻止への取り組みの関連で、６月16日の朝日新聞に掲載された大型サンゴの存在についての御質問、私のほうへは調査のやり直しと立入調査を求めるべきではないかという御質問であったと思います。お答えいたします。

沖縄防衛局は大型サンゴ類については、単独でありましても直径が１メートルを超える群体を移植対象としているところでございます。この件について、担当する部局のほうでしっかり対応していただけると思いますけれども、そういったことが確認できた際には、県としてもしっかりサンゴ類の調査のやり直し、これ

を求める必要があるというふうに考えているところです。

また、防衛局に対しまして現地の状況を確認するために、県の立入調査これを認めるよう求めていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　再質問にお答えいたします。

辺野古新基地建設阻止への取り組みについての御質問で、埋立予定海域内の２つの大型サンゴが存在する可能性の報道についての県の対応についての質問にお答えいたします。

埋立予定海域内において、航空写真が２つの大型サンゴが存在する可能性があることが報道されたことは承知しております。埋立予定海域内において、長径１メートルを超えるサンゴ群体が存在した場合には、移築すべきと考えられます。

県としては、報道された２つの大型サンゴの存在について沖縄防衛局に照会したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　小学校の不登校の増加についてどう考えているか、その対策はという再質問にお答えいたします。

小学校の不登校の増については、非常に深刻に受けとめております。

不登校につきましては、さまざまな要因が考えられます。特に小学校の場合は、主な要因として挙げられるのが漠然と体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しないなどのケースが挙げられております。対策としましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また小中アシスト相談員といいまして、登校を促すために実際に出向いて行ってさまざまな働きかけをする相談員もございます。また不登校対策リーフレット等も活用して、学校における指導体制の、支援体制の充実を図るということ、さらに家庭、地域等とも連携をする必要があるかと思います。

教育委員会では「家～なれ～」運動というものがありますけれども、家庭教育力の向上ということですが、なかなか地道に取り組まないといけない話なのですけれども、いろんな基本的な生活習慣であるとかそういうもの等も確立していきながら、さまざまな方面からの働きかけによって地道に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　潜在的待機児童数についての再質問についてお答えいたします。

国の待機児童数の調査におきまして、認可保育所等に入所できない児童のうち、待機児童から除外されている潜在的待機児童数は、平成30年４月１日時点の速報値で1487人となっております。平成30年４月１日時点の待機児童数1884人と潜在的待機児童数1487人を加えた数は、3371人となっております。

それから、潜在的待機児童数も含めた待機児童解消の取り組みを行うべきではないかという御趣旨の質問にお答えいたします。

県におきましては、潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりを受け、平成31年度までに潜在的待機児童数を含めた待機児童解消を図るため黄金っ子応援プランを見直したところでございます。

県としましては、同プランに基づき市町村の保育所整備等が着実に実施されるよう必要な予算を確保し、引き続き市町村と連携して平成31年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの瑞慶覧功です。

質問に入る前に所見を述べたいと思います。

今まさに日本の政治、社会はうそが蔓延しています。国会では森友・加計、自衛隊の改ざん、隠蔽、捏造、セクハラ問題で国会は空転し、スポーツ界ではアメフトやレスリング、相撲協会の問題が相次いで発生しました。どちらにも共通しているのは、組織権力の一極集中です。強権と腐敗の構造です。その先頭に立っているのが安倍総理であることは間違いありません。

去る２月17日衆議院予算委員会においての安倍総理の森友問題をめぐる発言、私も妻も一切この認可にも国有地払い下げにも関係ないわけでありまして、私や妻が関係していたということになれば、これはまさに私は間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということははっきり申し上げておきたいと言いました。この安倍総理大臣が発した言葉につじつまを合わせるた

めに佐川前国税庁長官は、国有地売却の交渉記録は破棄したとうそをつき、近畿財務局は、総理夫人の関与が記述された公文書改ざんにまで手を染めたのです。本来ならこれだけでも安倍総理は公言どおり辞任すべきです。セクハラや日大アメフト部の問題を見ても、うそをつき通し立場の弱い人たちを泣かせています。安倍総理は子供たちに道徳教育を強いる前にみずから道徳や道理、正義について学ぶべきだと思います。

質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

第二次世界大戦、太平洋戦争で住民の４人に１人が亡くなり、二十万余のとうとい命が失われました。悲惨な沖縄戦から73年が経過し、ことしも慰霊の日が近づいてきました。

(1)、６・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式典での平和宣言に込める思いについて伺う。

(2)、去る３月下旬に天皇皇后両陛下が来県しました。天皇は、皇太子時代から11回目の訪問となりました。現在の天皇は、これまで沖縄県民に寄り添う姿勢で、日本として記憶しなければならないこととし、６月23日の沖縄の戦いの終結の日に、この日には黙禱をささげて、平和のありがたさをかみしめ、平和を守っていきたいと思っていますと述べ、さらに、沖縄はいろいろな問題で苦労が多いことを察しています。その苦労があるだけに、日本全体の人が皆で沖縄の人々の苦労をしている面を考えていくということが大事ではないかと思っていますともおっしゃっております。

果たして今、日本政府、国民はどう受けとめているんでしょうか。正直に言って、私は去る戦争の昭和天皇の責任は重いと思っております。そして、昭和天皇の沖縄に対する天皇メッセージは情けないと思います。現天皇は、天皇、皇室に対する県民感情をいい意味で変えたと思っています。しかし、現在、天皇の思いとは裏腹に、安倍自公政権は、戦争のできる国づくりを進めています。来年、現天皇は退任されますが、次の天皇になる皇太子も今の天皇の意思を継いで、象徴天皇として沖縄に寄り添っていただきたいと思います。そして、皇室が政治利用されないことを切に願っております。

(2)、天皇皇后両陛下が３月27日から29日の日程で来県した。県の対応と知事の感想を伺う。

2012年ＣＩＡが沖縄世論を研究するためにまとめた解説書には、政治家だけでなくミュージシャンや作家、歴史家などの名前や発言などが調査されているのがわかりました。玉城満議員や翁長知事、富川副知事の名前もあります。解説書は被害者意識、差別の県民感情は同盟の障害とし、沖縄の経験を特別資格と考えていると批評、分析しています。実に情けない分析です。日ごろよき隣人を標榜する米軍の本質が見えてきます。最近、普天間基地の大山ゲート前のバス停の壁に、イチャリバチョーデーの横幕が英語で掲げられています。宣撫工作のつもりか知りませんが、ふざけるなと言いたい。

(3)、米中央情報局（ＣＩＡ）による沖縄世論調査解説書について見解を伺う。

２、基地問題について。

常駐機に加え外来機による訓練が激化する中、またしても墜落事故が発生した。復帰後だけで49件を超える。一体どれだけ、いつまで沖縄県民の命と安全をないがしろにするつもりなのか、腹が立ってしようがありません。この状況を放置している安倍自公政権の責任は非常に大きい。あろうことか米軍は嘉手納町議会の抗議要請に応じず、町議会は18航空団の面会拒否に抗議する決議を全会一致で可決しました。看過できない深刻な問題です。

(1)、米軍外来機の暫定配備の経緯について。

(2)、外来機暫定配備による騒音被害の実態について。

(3)、米軍基地から派生する環境問題について。

(4)、米軍機の墜落事故と住民被害について。

(5)、北谷浄水場から検出されたＰＦＯＳ問題の経緯について。

(6)、基地再編交付金の交付条件と県内での交付状況について。

(7)、伊江島補助飛行場内における模擬爆弾爆破処理の被害状況について。

３、日米地位協定の見直しについて。

2000年の稲嶺県政の時代に、日米地位協定に関し11項目の改定要求を行った。全国行脚に取り組み、全国知事会や市町村会長会、労働団体やＪＣ等各種団体が決議したが、一歩も動かず政府は運用改善に終始している。独立国、主権国家の体をなしていません。県は17年ぶりに新たに改定案をまとめ、ドイツとイタリアを調査しました。ドイツ、イタリア、日本は第二次世界大戦で三国軍事同盟を締結し、敗戦国となりました。しかし、なぜ日本だけが国内法が適用されないのか。ある学者は、国民の無関心、無知に起因するとしています。そのとおりだと思います。うるま市で起きた米軍属による暴行殺人事件の遺族への補償が難航している問題で、特例で支払うことで日米で調整が進んでいるとのことであるが、そんなのは沖縄に危険な

基地を押しつけている日本とアメリカ政府が責任を持つのは当たり前の話ではないですか。地位協定の解釈をめぐって、米軍が補償しないということ自体が問題であり、要請した結果、日本政府が出してあげるという話ではありません。それを翁長知事が何もしていないような言い方はいかがなものかと思います。遺族は何より、二度と同様な事件が起こらないよう、諸悪の根源である米軍基地の撤去を望んでいます。それを実現することこそ沖縄の政治家の果たす役割だと思います。

(1)、他国地位協定調査における現状と課題について。

(2)、日米地位協定見直しに向けた取り組みについて伺います。

次に、普天間高校のＯＢとして移転を求める署名活動にも取り組んできました。県は当初、国から特別な財源がない限り難しいとしていましたが、昨年４月、市議会などの要請後翁長知事が知事部局に検討を指示、県と内閣府が調整して土地購入費に一括交付金を充て、６月には閣議決定され骨太の方針に普天間高校を活用して人材育成拠点の形成を図ると明記され、関係者は喜びました。佐喜眞市長や自民党の手柄とされるだろうけれども、ＯＢとしてはそれもよしと思っておりました。ところが去る４月13日、突然の移転断念。

４、西普天間への普天間高校移転断念の経緯について伺います。

５、世界自然遺産登録推薦取り下げの概要と今後の対応方針について伺います。

６、クロマグロの漁獲制限の概要と影響、対応について伺います。

７、外国人労働者の受け入れについて。

内閣府は５月30日に沖縄県が申請した農業分野で外国人労働者を受け入れる区域計画を決定した。これまでも取り上げてきましたが、外国人労働者を単なる安上がりの労働力確保という考えでは将来に禍根を残します。台湾や韓国などでは、ベトナムから労働者を受け入れ人材の争奪戦が起きているとのことで、外国人から選ばれる沖縄になるよう働きやすい環境整備に取り組む必要があります。

(1)、農業分野、区域計画の概要について。

(2)、新たに提案された８事業の提案理由について。

８、国際運転免許証不正取得問題の現状と対策について伺います。

９、教育問題について。

教職員の多忙化が社会問題となっている現在、保育や学校現場において安倍自公政権のもとで愛国主義的な教育が押し進められています。保育所では運営指針で2018年度から３歳以上の幼児を対象に、国旗と国歌に親しむと明記し、幼稚園では教育要領案で文化や伝統に親しむ例として国歌を示した。さらに高校の学習指導要領で2022年から公民で必修科目「公共」を新設し、愛国主義的な教育を推進しようとしています。言うまでもなく、国を愛する基本は家族を愛することにあります。明治憲法のように天皇主権となって、家族より国が一番大事、国家主義となればいつか来た道です。日本の誇る平和憲法を守ることこそ大事であります。県内でも那覇地区で道徳教科書に、日の丸を見たらまず敬礼しましょうと記述された教育出版の教科書が採択され、問題になっています。このままでは全県に広がることが懸念されます。歴史を見ても、 国が変わるとき真っ先に変えられるのは教育です。慰霊の日を前にいま一度、教育現場で起きていることに目を向ける必要があります。

(1)、教職員の多忙化は、過労死寸前にあると言われ社会問題となっている。沖縄県の現状と原因について。

(2)、文科省通知の教職員の働き方改革の目的は何か。

(3)、多忙化による病気退職者をなくすためには、正規教員をふやし全国学力テストを廃止すべきではないか。対応策について伺う。

(4)、自民党は政策要綱「今後の沖縄振興の方向性について」において、「在日米軍の協力を得て、英語教育の一層の充実を図る」との文言を盛り込んだとのこと。所見を伺います。

(5)、義務教育未修了者学習支援事業の概要について伺います。

10、平和問題について。

(1)、元全学徒の会から沖縄戦における全学徒戦没者数の刻銘板の設置を要望する陳情書が提出されている。要望に応えるべきではないか対応を伺います。

11、沖縄伝統空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いします。

○花城　大輔君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瑞慶覧功議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、平和宣言に込める思いについてお答えをいたします。

ことしの沖縄全戦没者追悼式においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄の心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を強く宣言したいと考えております。

次に１の(2)、天皇皇后両陛下の御来県についてお答えをいたします。

去る３月27日から29日までの行幸啓では、沖縄県は、宮内庁を初め関係機関と連携を密にして、御訪問先となった与那国町や空手会館などにおいて、万全の態勢で両陛下をお迎えいたしました。両陛下におかれましては、お迎えする県民に対し、終始笑顔で応えておられ、沖縄の歴史をしっかりと記憶し、県民の心に寄り添い続ける大切さをお示しいただいたことに対し、大変感銘を受けました。両陛下の沖縄訪問が11回にもわたり、そのお人柄、お気持ちに対し、多くの県民が尊敬と親愛の念を抱いたのではないかと感じております。

次に、日米地位協定の見直しについてに関する御質問の中の３の(2)、日米地位協定の見直しに向けた取り組みについてお答えをいたします。

県においては、昨年９月に日米両政府に対し、地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、ドイツ及びイタリアの現地調査を初めとして、他国の地位協定調査を実施しているところであります。今後、調査を進め、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、パンフレット等でわかりやすい形で示すことにより、県の要請内容に対する理解が国内外に広がるよう取り組むとともに、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携していきたいと考えております。また、来月開かれる全国知事会議において、地位協定の見直しについて各知事の理解が得られるよう、直接訴えてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、アメリカ中央情報局による解説書についてお答えいたします。

アメリカ中央情報局が2012年に作成した解説書「沖縄における基地と政治」においては、沖縄の地理や人口などの基本情報のほか、沖縄の物語として５つの視点から沖縄に関する分析が記載されております。本解説書が作成された意図については、必ずしも明らかではありませんが、アメリカ政府の政策立案者向けに、沖縄の米軍基地に対する沖縄県民の考え方や行動を理解するための資料として作成されたものではないかと考えております。

次に２、基地問題についての(1)、外来機の暫定配備についてお答えいたします。

嘉手納飛行場においては、外来機のたび重なる飛来に加え、昨年も５月からＦ16戦闘機12機が約３カ月間、10月からＦ35Ａ戦闘機12機が約６カ月間暫定配備され、先月下旬からはＦ22戦闘機14機が配備されており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、三連協や軍転協とも連携し、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく２の(4)、米軍機の墜落事後と住民被害についてお答えします。

昭和34年６月、米軍戦闘機が石川市の宮森小学校に墜落炎上し、児童11人を含む17人が死亡、多数の負傷者が出ました。また、平成16年８月の沖縄国際大学への墜落事故や平成28年12月の名護市東海岸沖合での墜落事故、平成29年10月の東村高江での不時着、炎上などは、民間人には人的被害はなかったものの、事故現場及びその周辺に多大な被害を与えております。航空機事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねないことから、県としては、今後とも、米軍の航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、実効性のある再発防止策に万全を期すよう、強く求めてまいります。

同じく２の(6)、再編交付金の交付条件及び交付状況についてお答えします。

防衛省によると、再編交付金は、再編特措法の規定に基づき、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合に、再編関連特定防衛施設の周辺市町村に対して交付するものとのことです。また、防衛省が４月末に公表した平成30年度再編交付金実施計画によると、県内市町村に対する交付予定額は、総額34億6600万円で、

名護市29億8000万円、宜野座村２億4800万円、沖縄市１億700万円、読谷村2300万円、浦添市１億800万円となっております。

同じく２の(7)、伊江島補助飛行場における模擬爆弾処理についてお答えします。

沖縄防衛局によると、伊江島補助飛行場における模擬爆弾処理は、６月11日から14日までの間、実施されたとのことです。沖縄防衛局は、伊江村へ事前に情報提供し、６月11日に爆破処理が実施されたところ、周辺自治体から、伊江島補助飛行場で爆破処理の情報があるのであれば事前に情報提供いただきたいなどの連絡があったことから、伊是名村を初め周辺自治体へ説明を行っております。また、新聞報道によりますと、爆破処理による爆発音は、伊江村以外の本部町や今帰仁村にも届き、周辺住民は不快に思っている、窓ガラスが揺れた等の声が寄せられたとのことであります。

次に３、日米地位協定の見直しについての(1)、他国地位協定調査についてお答えします。

ドイツ・イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることや、地域レベルの委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取していることがわかりました。これに対し、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が地域の委員会設置を求めても一顧だにされない状況であり、両国とは大きな違いがあります。今後、さらなる調査の展開を図り、調査結果を国民にわかりやすい形で示すことで国民的議論を喚起することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、基地問題についての御質問の中の(2)、外来機配備による騒音被害についてお答えします。

Ｆ22戦闘機が訓練を開始した６月４日前後１週間の期間について、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の状況を比較したところ、訓練開始後、県が把握する15測定局全てにおいてＬｄｅｎが増加し、最も高い砂辺局では、訓練開始前の67.7デシベルから、訓練開始後は72.6デシベルに増加しております。また、１日当たりの騒音発生回数についても、15局全局で増加しており、最も多かった砂辺局では、訓練開始前の約55回から、訓練開始後は約91回に増加しております。

同じく２の(3)、米軍基地から派生する環境問題についてお答えします。

米軍基地の環境問題については、供用中の基地からの油流出事故や返還された跡地等における土壌汚染、埋設廃棄物の存在など、環境保全上大きな課題となっております。また、国内法令で規制されていない米軍基地特有の有害物質による汚染も懸念されております。このようなことから、県は、米軍基地に起因する環境問題に迅速かつ適切に対処するため、環境関連事故、有害物質の管理状況などの米軍施設に関する情報収集を行い、各基地ごとの環境情報を取りまとめた米軍基地環境カルテの充実に努めているところであります。

次に５、世界自然遺産登録推薦の取り下げの概要と今後の対応方針についてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの評価報告書によれば、延期勧告の主な理由として、１、分断された小規模な区域が複数あること、２、北部訓練場返還地が推薦地に含まれていないことの２点が示されております。これらの課題に対応することで、世界自然遺産登録の可能性が十分にあるとしていることから、国において、確実な登録を実現するために、推薦を一旦取り下げ、早期に推薦書を再提出し、再度審査を受けることが最適な方法と判断したとのことであります。

県としましては、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産登録に向け、国や地元関係団体と連携しながら、示された課題にしっかりと対応し、確実かつ可能な限り早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　２、基地問題についての御質問の中の(5)、ＰＦＯＳ問題の経緯についてお答えをいたします。

企業局では、平成26年２月から浄水場及び水源においてＰＦＯＳ等の検査を行っておりますが、嘉手納基地に隣接する比謝川や嘉手納井戸群において、高濃度のＰＦＯＳ等が検出されております。今回のＰＦＯＳ等の検出は、嘉手納基地が汚染源である可能性が高いと考えており、嘉手納基地内への立入調査について米軍に対し要請しているほか、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請においても、調査に協力すること及び適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めたところです。また、北谷浄水場におけるＰＦＯＳ等の低減を図るため、粒状活性炭の取りかえを

実施し、当該費用については、沖縄防衛局に対し、費用補償を要請しており、どのような補償が可能か協議しているところです。今後とも、この問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米軍と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４の(1)、西普天間住宅地区跡地における普天間高校移設に向けた取り組みの経緯についての御質問にお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地への普天間高校の移設については、昨年８月末に取り組みを開始して以降、先行取得事業による土地の買い取りを初め、現高校用地との換地まで手法の幅を広げて取り組んでまいりました。しかしながら、平成30年２月から宜野湾市と共同で行った個別ヒアリングにおいて、地権者の多くが、高校の移設自体には賛成されているものの、同跡地内での土地の自己活用を希望しており、移設に必要な高校用地の確保は極めて厳しいことが確認されました。このため、西普天間住宅地区跡地全体の円滑な利用促進を勘案し、普天間高校の同跡地への移設を見直すこととしたものでございます。

次に７の(2)、国家戦略特区に係る沖縄県の提案についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成30年５月30日に開催された国家戦略特別区域会議において、農業支援外国人の活用のほか、観光、ＩＴ産業における入管法の在留資格の緩和、航空機整備におけるドローン活用やバス自動運転に係る特例など、新たに８事業の提案を行いました。提案した主な理由は、急増する外国人観光客及びＩＴ関連産業の高度化に対応するための人材確保などが課題となっていることによるものです。

県としましては、引き続き、業界団体のニーズを踏まえ、国、市町村及び民間事業者と連携し、より一層の経済振興が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６(1)、クロマグロの漁獲制限の概要と影響、対応についての御質問にお答えいたします。

国におきましては、資源の減少が著しいクロマグロについて、資源を回復させるというアメリカ、台湾等、関係国との合意に基づき、平成27年から自主的な漁獲数量の管理を開始しております。さらに、30年１月からは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、より厳正な管理へと移行し、国が定めた漁獲枠を超過しないよう、全国的に取り組みが進められております。

県としましては、クロマグロの漁獲規制について、漁業者に丁寧に説明するとともに、漁業関係団体と連携し、定められた漁獲枠を超過しないよう取り組んでいるところであります。また、これら取り組みと並行して、影響を受ける漁業者への救済措置や漁獲枠の見直し等について、国に対し、迅速な対応を求めてまいります。

次に７、外国人労働者の受け入れについての御質問の中の(1)、国家戦略特区における農業支援外国人受入事業についてお答えいたします。

本事業は、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を希望する農業経営体に派遣する制度となっております。本県は、６月14日に国が開催した諮問会議において、区域計画の認定を受けたところであります。本事業の活用により、県内の農業現場における人手不足の改善に寄与することが期待されております。

県としましては、関係機関等と連携し、速やかに適正受入管理協議会を設置するなど、本事業の円滑な実施に向け、必要な措置を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　８、国際運転免許証不正取得問題の現状と対策についてお答えをいたします。

偽造国際運転免許証に係る検挙のみを対象とした個別の統計はございませんが、可能な範囲で確認をしたところ、平成29年中については、偽造国際運転免許証に係る検挙は確認できませんでした。しかしながら、報道にございますように、外国人観光客が道路交通法上有効な国際運転免許を保有せずに自動車を運転した場合には、交通安全の観点から問題があることから、県警察としては、知事部局等関係機関とも連携をし、そのような事態の防止に努めております。具体的には、県文化観光スポーツ部、内閣府沖縄総合事務局と連名で、レンタカー協会宛てに文書を発出し、実態把握に協力を求めるとともに、レンタカー事業者に対し、外国人観光客等からレンタカーの借り入れの申し込みがあった場合には、国際運転免許証やパスポートの必要な確認を行っていただくなど、適切な対応について協力要請を行っております。

県警察としては、当県の国際観光立県としての一層の発展に寄与するため、関係機関とも連携をし、安全な道路交通環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　９の教育問題についての御質問で(1)、教職員の多忙化の現状等についてお答えいたします。

県教育委員会が、公立学校教職員を対象に実施した平成29年度実態調査では、「業務量が多い」、「どちらかというと多い」と感じている教職員の割合が、小中学校で59.7％、県立学校では54.6％となっております。また、教職員の長時間勤務の原因としては、部活動指導が最も多く、次いで事務・報告書作成、授業準備の順となっております。

次に同じく９の(2)、文科省通知「教職員の働き方改革」の目的についての御質問にお答えいたします。

平成30年２月９日付各都道府県教育委員会等に対する文部科学省の通知は、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師みずからの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、高等学校や特別支援学校等の校種の違いにも配慮しつつ、必要な取り組みの徹底を求めるものとなっております。

県教育委員会としては、この通知の内容を十分踏まえ、引き続き、学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に同じく９の(3)、多忙化への対応策等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では平成23年度から大幅に新規採用者をふやし、計画的な正規率の改善に取り組んでおります。また、全国学力・学習状況調査については、授業改善を効果的に進めていく上で大変重要だと考えております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査のための対策ではなく、日々の授業改善を通した学力向上を推進するとともに、ウエブシステムの改修等により教員の負担軽減に努めているところであります。

次、同じく９の(4)です。米国の協力を得た英語教育についての御質問にお答えいたします。

骨太の方針2018にある米国の協力を得た英語教育の取り組みについては、現時点で具体的な内容は示されておりません。県教育委員会では、英語立県沖縄推進施策として、英語立県沖縄推進戦略事業、グローバル・リーダー育成海外短期研修事業、国際性に富む人材育成留学事業等を推進しております。引き続き、英語力及び国際性を身につけた国際社会で活躍する人材の育成に取り組んでまいります。

同じく９の(5)です。義務教育未修了者学習支援事業の概要についての御質問にお答えいたします。

戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業は、平成23年度から実施してまいりましたが、支援者数等事業の目的がおおむね達成できたと判断し、平成29年度をもって終了したところであります。県教育委員会では、平成28年度に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を踏まえ、公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、夜間中学のあり方等について検討を行っており、戦中戦後の義務教育未修了者についても、その検討を踏まえて対応することとしておりました。しかしながら、検討委員会におけるさまざまな課題の整理に時間を要することが想定され、また、今年度も珊瑚舎スコーレに新たな入学者や継続して学びたい意向を示す方がいるなどの状況があります。このようなことを踏まえ、県教育委員会としましては、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者について、早期に支援が行えるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　10、平和問題についての(1)、全学徒戦没者数の刻銘板の設置についてお答えいたします。

県では、沖縄戦における戦没者に関して、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた全ての人々の氏名を刻銘した平和の礎の事業を実施しており、平成30年６月現在、24万1525人の戦没者が刻銘されております。

県としましては、元全学徒の会の皆様の思いを踏まえながら、刻銘板の設置については慎重に検討する必要があると考えておりますが、学業半ばに無念にもとうとい命を奪われた学徒隊の悲惨な実相をより一層広く知らしめるため、どのような方法があるのか検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　11の(1)、沖縄伝統空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画等において、沖縄空手の価値を広く県民に啓発し、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運の醸成を図ることとしております。このため、県内から多くの空手家の参加を得て空手の日記念演武祭を実施するとともに、ことし８月の第１回沖縄空手国際大会の開催に向けて準備を進めているところであります。また、ユネスコ無形文化遺産登録については、今年度策定する沖縄空手振興ビジョンロードマップ（仮称）の中で、実現に向けた工程表を取りまとめ、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

代表質問を行います。

質問の前に翁長知事におかれましては、一日も早く健康が回復されることを心から願っています。また、大阪地震で亡くなられた方や御家族に対してお悔やみを申し上げるとともに、地震被災者の皆さん、台風６号被災者の皆さんに対して心よりお見舞いを申し上げます。

さて、史上初の米朝会談が実現し、平和と繁栄を望む両国民の願いに従って新しい米朝関係を樹立し、朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築することを宣言しました。1950年から53年まで朝鮮戦争が戦われ、長年にわたり厳しく敵対してきた米朝が朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、敵対から友好へと転換させるため努力するという歴史的な合意をしました。南北首脳会談の成功に続く米朝合意は、北朝鮮の脅威を口実にした安倍政権の海外派兵、大軍拡、改憲の策動の根拠を失わせるものです。

日本共産党は、北朝鮮問題の対話による平和的な解決を一貫して主張し、関係各国に何度も要請してきました。世界はその方向に動いています。平和に向かう大激動、開始された平和へのプロセスを成功させ、世界史の一大転換点にするために引き続きあらゆる努力を続ける決意です。

辺野古新基地押しつけの言い分は、北朝鮮による核ミサイル開発など、日本を取り巻く安全保障環境はいよいよ厳しさを増している、在日米軍の抑止力が低下することがあってはならない。朝鮮半島や台湾海峡に近い位置にある沖縄の米海兵隊の役割は重要だ。だから辺野古しかない。この言い分が繰り返されてきました。沖縄県がことし３月にワシントンで主催したシンポジウムで、普天間基地返還に日米合意したときに、米国防長官を務めたウィリアム・ペリー氏は、北朝鮮の脅威がなくなれば、在日米軍、特に普天間基地に駐留している部隊について、その存在理由が完全になくなり得ると発言しています。元内閣官房副長官補の柳澤協二氏は、米軍が対北朝鮮や対中国のために沖縄にいなければならない軍事的理由はもともとないが、それを説明する論理として、北朝鮮や中国の脅威論が使われてきた。南北の緊張が緩和され、米中の協調が進めば、その脅威論はいずれも使えなくなると述べています。辺野古唯一論が破綻し、普天間基地に海兵隊駐留の根拠もなくなり、在沖米軍基地も必要でなくなるということではありませんか。そもそも脅威論や抑止力という基地押しつけ論は全くの偽りです。沖縄の海兵隊はベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争など世界中でアメリカが起こす無法な戦争に殴り込みをした軍隊で、日本の平和や安全を守ることとは無関係の軍隊です。1982年当時のワインバーガー米国防長官は、在沖海兵隊は日本防衛の任務は割り当てられていないと明言しています。

今、日本政府に求められているのは、アメリカ追随の抑止力論に縛られて辺野古新基地を強要することではなく、憲法９条を持つ国の政府として、平和のプロセスを推進する外交力を発揮することではないでしょうか。既にＡＳＥＡＮの国々は東南アジア友好協力条約を結び、あらゆる紛争問題を平和的な話し合いで解決する地域の平和協力の枠組みをつくっています。それを北東アジアにもつくる展望が開かれています。米軍基地を置いている根拠となる日米安保条約10条には日本国から安保条約を終了すると米国に通告すれば１年以内に日本・沖縄から全ての米軍基地が撤去されることが定められています。日米安保条約をなくし、平和友好条約に転換して基地のない平和で経済発展できる沖縄へ踏み出すチャンスではないでしょうか。

戦後73年、負担軽減どころか米軍基地は強化される

一方です。Ｆ15戦闘機の墜落原因も明らかにしないまま訓練を再開し、それを政府が追認をする。嘉手納町議会や町長の抗議面会を拒否する米軍。まるで植民地のような米軍の横暴勝手に県民の怒りはおさまりません。

全国でも米軍基地が強化されています。オスプレイの日米共同整備拠点がつくられ、米空軍の特殊作戦用のＣＶ22が配備され、新しい原子力空母ロナルド・レーガンの配備、新艦イージス艦の配備が相次いでいます。岩国基地に配備されたＦ35が伊江島で訓練し、岩国基地は130機が訓練する東アジア最大の航空基地になります。在日米軍基地が海兵隊と空母打撃群の一大拠点として強化されようとしています。軍事費も５兆円超からＧＤＰ比２％、10兆円に倍増し、社会保障は大幅削減され、軍事大国への道です。海外の侵略戦争への出撃基地である海兵隊と空母打撃群の基地を認めている国は世界で日本以外にはありません。国際的にも日本の地位にかかわる重大問題です。米軍機墜落、部品落下、爆音被害を起こしても住宅地上空を飛行訓練する。子供たちの教育を受ける権利、安心して暮らす生存権が奪われ、命が脅かされ、人権が侵害され尊厳が踏みにじられている。こんなことは断じて許せません。沖縄県議会が２月に全会一致で決議をしたのは、まさに県民が一丸となって沖縄の現状を変えていく決意だったのではありませんか。戦争を再び繰り返さない命ドゥ宝の県民の思いは揺るぎません。日米両政府の圧政に屈しない決意は不動です。

翁長知事が知事権限を行使し、県民がオール沖縄で力を合わせれば、必ず辺野古新基地はとめられます。公文書改ざん、廃棄、隠蔽、虚偽答弁の安倍政権の退陣を求める声が広がっています。

日本共産党はオール沖縄の強化、野党共闘の前進のために全力を尽くす決意を込めて質問をいたします。

翁長知事の政治姿勢について。

朝鮮半島をめぐって平和の激動が起こっている。朝鮮半島の非核化と平和体制構築に向けた話し合い外交について。

南北朝鮮の首脳会談が実現した。首脳会談での板門店宣言の内容と意義を問う。沖縄との関連で見解を問う。

６月12日、史上初の米朝首脳会談は朝鮮半島の非核化と持続的な平和体制を築くなどの共同声明を発表した。見解を問う。

米海兵隊の基地が沖縄に置かれた理由と経過を伺う。南北朝鮮の終戦が宣言され、停戦協定が平和協定に転換されたら、沖縄に米軍基地を置く根拠は崩れるのではないか。見解を問う。

嘉手納基地所属のＦ15戦闘機が那覇沖に墜落した。飛行停止された同型機が２日後に飛行再開されたのは言語道断である。県民の命が危険にさらされている。即刻、全ての米軍機の住宅地域飛行禁止を要求すべき。また、Ｆ22外来戦闘機と訓練をしていたとの報道があるが事実はどうか。県の対応を問う。

県議会がことし２月議会に全会一致で採択した意見書・決議について見解を伺います。

保育園、学校、病院、住宅など民間地上空の普天間飛行場所属の米軍機の飛行訓練を中止させること。

直ちに普天間飛行場の運用を停止すること。

日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律を廃止し、日本の航空法を遵守すること。

在沖米海兵隊を沖縄から早期に国外・県外に移転すること。

４、普天間米軍基地について。

普天間基地は人の住んでいない土地に建設し、その後周囲に市街地が広がったと事実をゆがめる米海兵隊ネラー総司令官の発言は断じて許せません。事実はどうか。

昨年12月、米軍大型ヘリの窓落下事故後、体育の授業中や休み時間に米軍機接近によって児童を避難させているが、児童の安全や安心、教育を受ける権利が恒常的に侵害されている。避難の実態を問う。教育長の見解も問う。

安倍首相の関与から始まった森友学園、加計学園の公文書改ざん、廃棄、隠蔽、虚偽答弁。自衛隊の日報隠蔽、厚労省のデータ改ざんなど、安倍政権について知事の所見を伺う。

財務事務次官のセクハラ問題で、麻生大臣はセクハラ罪という罪はないと被害女性の尊厳を踏みにじる無責任答弁を行い、閣議決定まで行っている。その上、はめられたのではないかという被害者を加害者に仕立てるような暴言は大臣失格であり、即刻辞任すべきである。県の認識と人権侵害のセクハラをなくすための取り組みを伺う。

島嶼防衛を口実にした自衛隊のミサイル部隊の石垣配備、宮古島へのミサイル部隊などの配備は住民の反対の声を押し潰して強行している。自衛隊配備をやめさせるべきではないか。

日米地位協定は国内法が適用されず日本の主権を放棄した従属協定である。県が調査したドイツやイタリアとの違いは何か。日米地位協定改定に向けての今後の県の対応を伺う。

米軍基地内の立入調査について。

基地内の環境調査が2014年から基地周辺調査に変更され、基地内の調査ができなくなったのはなぜか。

田代名桜大教授は、2016年の中部基地周辺河川調査で、米軍牧港補給基地の排水溝から有害化学物質のＤＤＴ類、クロルデン類が検出されたのは基地が発生源ではないかと基地と有害物質との関連を指摘している。中部基地周辺の河川や水路から同様な有害物質が出ている。早急な基地内調査が求められるのではないか。

米軍嘉手納基地で昨年11月までの２年間でジェット燃料などの有害物質ドラム缶317本分の流出事故があり、基地外にも流れたことが情報公開で明らかにされた。がんや甲状腺疾患を含む重病になり、特に胎児が影響を受ける有害物質の流出を米軍は県に報告したのか。ＰＦＯＳの基地内調査も今回の調査も県民の命にかかわる重大問題である。早急に事故報告を要求し、基地内の立入調査を徹底的に行うべき。沖縄県生活環境保全条例３条３項に基づいて基地内立入調査を基地司令官に求めることができるが、対応を伺う。

戦後73年目の６・23沖縄全戦没者追悼式に、二度と戦争をさせないための知事の決意を伺う。

政府が奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録申請を取り下げる理由は何か。米軍基地と世界自然遺産は相入れない真逆のもの。米軍北部訓練場の返還と辺野古新基地建設をやめさせて辺野古・大浦湾を含めた世界自然遺産登録を促進すべきではないか。登録に向けた県の今後の対応について。

辺野古新基地をつくらせないために。

防衛局は知事の許可を受けていない違法工事、留意事項違反、設計概要変更申請のない工事など幾重にも違法を重ね、８月17日に土砂を投入する申請を出した。軟弱地盤、活断層の疑い、高さ制限違反、サンゴ移植、ジュゴン保護などの問題は辺野古埋立承認の撤回事由となるが、それぞれに防衛局の対応と県の対応を伺う。撤回について知事の決意を伺う。

抗議する住民を暴力的に排除・拘束して違法に埋立工事が進められているが、計画に比べて工事はどうなっているのか。県民を諦めさせるために土砂投入が強行されようとしているが、護岸が連結しても現状の護岸の高さでは土砂が外海に流出するのではないか、土砂投入は不可能ではないか。土砂投入申請に対する対応について。

防衛局が、2016年３月作成の護岸工事予定地の海底地質調査報告書を約２年間隠してきたことが明らかになった。水深30メートルの海底から厚さ40メートルに及ぶマヨネーズのような軟弱地盤となっているところに巨大新基地をつくるのは無謀ではないか。見解を伺う。

沖縄の民意を無視する安倍政権への怒りが県民投票運動となっていると思うが、見解及び知事の即時撤回時期との関係について伺う。

絶滅危惧種のジュゴンについて。

第２回環境監視等委員会で、ジュゴンが埋立区域に近づかないために工事着手前に海草藻場を移植し造成することを委員が助言しているが、防衛局は藻場の造成を行ったのか。委員が辞任したのは環境監視等委員会が機能していないからではないか。

８月に土砂投入を予定している海域一帯が被度50％以上の海草藻場である。防衛局の環境保全図書では海草藻場に影響がある場合は移植などの保全措置をとるとしているが、藻場の移植はなされたのか。海草藻場を消滅させる土砂投入は許せない。対応を伺う。

昨年10月の事後調査報告書ではジュゴンＣが発見されなかった調査結果のみで、工事との関連性の検討や対策をとっていない。工事の影響ではないとする防衛局はその根拠を示していない。埋立工事の影響であることは紛れもない。海草藻場を保全し、再び確認できるまで工事中止を求めるべきではないか。

米軍基地問題について。

Ｆ22ステルス戦闘機などの外来機配備によって120デシベルを超える爆音、深夜の爆音。昼夜となく米軍の訓練が激化して沖縄中が訓練場になっている。低空飛行の爆音に、恐怖を感じた、寝られないと県民の恐怖は極限状態にある。政府は、基地の負担軽減だと県民や国民をだましているが、実態を問う。各基地や訓練が強化されているのはなぜか。県は、在沖米軍基地の実態調査を行うべきではないか。

16年12月13日、名護市安部海岸に墜落大破したオスプレイの事故調査報告書に対する見解を問う。オーストラリア沖での墜落死亡事故の報告書に専門家はどう指摘しているのか。オスプレイが事故率の最も高い欠陥機であることを明白にしたのではないか。知事の見解を問う。また、オスプレイの飛行を中止させ完全撤去を日米政府に求めることについて。

高江のオスプレイ着陸帯使用による爆音被害、住民被害を問う。オスプレイ着陸帯の撤去を求めることについて。

浦添新軍港は国内法の及ばない治外法権の米軍専用施設になる。民港発展の阻害物となる軍港は民港と相入れない。浦添新軍港建設のための環境アセスが始まっているが、事業内容と進捗を伺う。

ＳＡＣＯ合意による移設条件つきの基地整備強化のために使われた税金、高江や辺野古埋立工事や警備のために使われた日本国民・県民の税金は幾らになるか。今後使われる試算額はどれだけか。

子供の貧困対策について。

子供の貧困調査が翁長県政で実施され、対策が進められている。この間の調査と対策及び推進策について。

３回行った子供貧困調査の内容、それぞれの特徴と対策について。

知事を議長とする県民会議の取り組みと成果について。

具体的な取り組みと成果を伺う。

沖縄県独自の給付制の奨学金制度の取り組み状況について。

就学援助の周知のための取り組み状況、支給人数や支給率の推移。小中学校入学前の準備金の支給の推進について伺う。

学童クラブ利用料を軽減するための施策と16年度以降の実績。18年度の計画について。

高校生のための支援策と実績。18年度からひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業を実施するが、支援内容を問う。

母子家庭の家賃補助、子育て、就労支援を行う県のひとり親生活支援モデル事業ゆいはぁとの実績、及び県と市町村の拡充状況について。

暮らし、福祉行政について。

国民健康保険制度について。

医療給付を抑えるか、国保税を引き上げるかを迫る政府の医療費抑制策として、今年度から国保の都道府県化が実施されたが、政府の負担金を増額させるなど政府への要請内容を伺う。

高過ぎて払いたくても払えない国保税の引き下げ、子供の均等割を廃止して実質引き下げなどを検討すべきと思うがどうか。

ことし10月からの生活扶助の５％削減計画に対して、国連人権専門家から最低限の社会保障を脅かすと見直しが政府に要請された。政府の対応と生活保護改悪に対して県の見解を伺う。

ことしから第７期の介護保険事業計画が始まり、多良間村を除く市町村で介護保険料が引き上げられた。３年ごとに引き上げられ県民の負担能力を超えた保険料になっている。政府の公費負担割合25％は低過ぎる。抜本的に引き上げを求めるべきではないか。県の対応を問う。

子供医療費の無料化拡大について。

県は2015年10月に子供医療費の通院費を３歳未満から小学校入学前まで助成を拡大し、ことし10月から、就学前までの窓口負担のない通院費完全無料化を実施する予定だが、市町村との協議状況を伺う。

那覇市の城間市長が中学校卒業までの通院費無料化の方針を明らかにした。通院費の中学卒業までの無料化について市町村との協議の進捗について。

教育行政について。

戦中戦後の皆さんが学ぶ夜間中学の珊瑚舎スコーレに補助を継続すべきだが、いつから補助するのか。また、希望する誰でも学べる公立夜間中学校の設置に向けた協議会の協議状況を伺う。

教師の多忙化の解消対策の進捗を伺う。

性暴力被害者支援のワンストップ支援センターの相談体制について。施設建設の進捗について。

旧優生保護法による強制不妊手術の実態を伺う。被害者の人権回復や被害補償のために、県が相談窓口をつくり調査を行うことについて。

雇用問題について。

政府の働き方改革法案は、過労死とサービス残業を合法化して促進し、働く者の命と健康を破壊し、権利も脅かす働かせ方大改悪である。見解を問う。

非正規雇用から正規雇用にするため県の支援が拡充されたが具体策と進捗を伺う。

国や県が優遇措置をした事業所に正規雇用を拡大することについて。

グッジョブセンターの取り組みと今後の施設移転、及びワンストップ支援センターとしても体制や機能を強化することについて。

農畜産業、水産業への支援策を問う。また、所得向上の実績を問う。

北部基幹病院構想の実現のための協議会の進捗を伺う。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　西銘純恵議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(10)、追悼式における知事の決意についてお答えをいたします。

ことしの沖縄全戦没者追悼式においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する沖縄の心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を強く宣言したいと考えております。

次に、辺野古新基地をつくらせないことについてに関する御質問の中の２の(4)、県民投票の見解と撤回時期との関係についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、これまでの一連の選挙において示され続けてきたものと理解しております。それにもかかわらず、政府は、明確に示された県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を強行しております。そのため、今回の県民投票の動きは、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことを求めて、県民が主体となって行われているものと考えております。また、公有水面埋立法に違反していることを理由として撤回をするという判断は、県民投票の時期やその結果に縛られるものではありません。

次に、子供の貧困対策についてに関する御質問の中の４の(2)、沖縄こどもの未来県民会議の取り組みと成果についてお答えをいたします。

私が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からいただいた寄附金を活用し、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業のほか、沖縄都市モノレール株式会社による高校生の通学運賃の割引、県民会議会員の協働によるジョイントプロジェクト助成事業などを実施しております。これらの取り組みにより、給付型奨学金については、平成28年度９名、平成29年度18名と応募した全ての子供たちへの給付を決定し、モノレール運賃の割引ＯＫＩＣＡは385人が利用するなど、着実に成果が上がっております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)アと(1)イ、南北首脳会談及び米朝首脳会談について、(1)アと(1)イは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。 悲惨な地上戦を体験した沖縄県としては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、朝鮮半島の完全非核化を確認・約束した板門店宣言及び米朝首脳会談における合意文書が東アジアの平和構築につながることを期待するものであります。

同じく１の(6)、セクハラに関する認識と取り組みについてお答えいたします。

セクシュアル・ハラスメント、いわゆるセクハラは、相手の意に反した性的な言葉や振る舞いにより不快感を与える重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであります。県では、人権を守る人権啓発活動事業として、相談窓口の設置や人権問題に対する正しい認識を広める啓発活動を行っており、セクハラを含めた人権侵害の予防、被害の救済、再発防止を図る取り組みを行っております。

次に４、子供の貧困対策についての(1)、子供の生活実態調査及び対策についてお答えします。

沖縄県では、平成27年度に全国に先駆けて子供の相対的貧困率を公表するとともに、小中学生期の子供とその保護者を対象にアンケート調査を実施しました。その後、平成28年度は高校生期、平成29年度は未就学児を対象に調査を実施しました。県では、調査結果を踏まえた対策を講じており、平成27年度調査で困窮世帯の保護者の20％以上が就学援助制度を知らないことが明らかとなったため、制度の周知・広報などに取り組んでおります。また、平成28年度調査で困窮世帯の高校生の約４人に１人がアルバイト代を通学費に充てていることが明らかになったため、今年度から、ひとり親家庭の高校生等に対しバス通学費を軽減する実証事業を実施いたします。

同じく(3)のウ、放課後児童クラブ利用料の軽減についてお答えします。

沖縄県では、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村における子供の学びと育ちを支援しております。ひとり親世帯等を対象とした放課後児童クラブの利用料負担を軽減する市町村事業についても、支援メニューの一つとして実施しております。基金を活用した利用料負担軽減の実績は、平成28年度８市町村336人、平成29年度13市町村1272人となっており、今年度は16市町村で約1500人に負担軽減を行う見込みとなっております。

同じく(3)のエ、ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業についてお答えします。

ひとり親家庭は、生計維持と子育てという二重の役割を一人で担っていることから、通学費が生活面、経済面で大きな負担となっております。本事業は、一定所得基準に満たないひとり親家庭の高校生等に対して、バス通学定期券の半額、離島地域の通学回数券については、普通運賃換算で半額の負担軽減を行うものであります。本事業は新規事業であることから、認定申請の受け付けを７月下旬に開始し、10月からバス会社の窓口等で割引販売を行うこととしております。

同じく(3)のオ、ひとり親家庭生活支援モデル事業についてお答えします。

ひとり親家庭生活支援モデル事業ゆいはぁとにおいては、民間アパートを活用した生活支援を中心に、子育て支援、就労支援、子供への学習支援など、それぞれのひとり親家庭に応じた総合的な支援を行っています。平成24年度から平成29年度までの６年間で、125世帯に対して支援を行い、そのうち74世帯の自立につながっているところです。これまでに、中部及び北部地域にも拠点事務所を増設するとともに、母子生活支援施設未設置の市に対しても事業の実施を働きかけ、うるま市を初め４市が同様の事業を実施するなど、支援の拡充を図ってきたところであります。

続きまして５、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(2)、生活保護基準の見直しについてお答えします。

生活保護基準については、生活保護法第８条に基づき厚生労働大臣が定めることとされており、国において、社会保障審議会生活保護基準部会における有識者意見等を踏まえ設定されております。

県としては、国連人権専門家から政府への要請については承知しておりますが、生活保護が最後のセーフティネットとして十分に機能を果たすことが重要であると考えており、引き続き保護受給者の生活実態を把握し、適正な保護の実施に努めてまいります。

同じく(3)、介護保険での国費負担割合の増を求めることについてにお答えいたします。

高齢化の進展等により介護給付費が増加しており、それに伴い介護保険料が上昇し、地方財政負担も増加しております。県では、公費による低所得者の介護保険料軽減や、地域包括ケアシステムの構築に係る市町村支援の施策を進めるとともに、介護保険における国庫負担分の割合を引き上げることを含め、費用負担全体を見直すよう、九州保健医療福祉主管部長会議を通じ、厚生労働省に要望しております。

次に７の(1)、性暴力被害者支援のワンストップ支援センターの進捗についてお答えいたします。

病院拠点型性暴力被害ワンストップ支援センターの施設整備については、平成29年度に設計業務を行っており、今年度中に県立中部病院敷地内において工事を行うこととしております。相談体制については、24時間365日体制の実現に向けて、現在の相談支援員30名を50名まで増員する必要があることから、関係機関と連携を図り、養成研修受講者からの採用を進めながら、人材確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、翁長知事の政治姿勢についての(1)のウ、在沖米海兵隊の駐留理由と朝鮮戦争の終結による在沖米軍基地への影響についてお答えします。

1950年代以降、日本本土において、事件・事故等を背景とした米軍基地に反対する住民運動が各地で起こりました。その結果、日本本土では米軍基地の整理縮小が実施され、沖縄への海兵隊の移駐が進み、それが今日の沖縄の海兵隊を形成したとされております。在沖海兵隊の駐留理由について、日本政府は、朝鮮半島や台湾海峡を潜在的紛争地域とする地理的優位性などを根拠として説明しております。在沖米軍基地への影響については、現段階では明らかではありませんが、沖縄県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

同じく１の(2)と(3)のア、米軍機の住宅地域飛行禁止を要求すること等について関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県としては、住宅地上空の飛行訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えております。このような観点から、県は、平成29年12月、外務大臣に対し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減などについて要請を行い、その際、住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講じるよう、強く申し入れたところであります。

県としては、引き続き、住宅地上空の飛行を回避するための対策を講ずるよう、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

なお、墜落機の訓練状況を沖縄防衛局に照会したところ、７機で飛行していたとの回答がありましたが、他の６機の機種及び訓練内容は、確認できていないことから、引き続き情報提供を求めてまいります。

同じく１の(3)のイ、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

県は、普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えており、政府に対し繰り返し強く求めているところです。

県としましては、ことし２月に全会一致で可決された、５年以内運用停止の期限を待たず、直ちに運用を停止することを求めた県議会決議も踏まえ、今後も引き続き、普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を

政府に対し強く求めてまいります。

同じく１の(3)のウ、日米地位協定の見直し及び航空特例法の廃止についてお答えします。

県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。県は、平成29年９月に実施した日米地位協定の見直しに関する要請の中で、第３条関係において、合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記することを求めております。今後も引き続き、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携し、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求め、その実現に努めてまいります。

同じく１の(3)のエ、在沖米海兵隊の撤退についてお答えします。

県議会において、在沖海兵隊の早期の国外・県外移転を求める意見書と決議が全会一致で可決されたことは、重く受けとめているところです。在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも、軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

同じく１の(4)のア、米海兵隊ネラー総司令官の発言についてお答えします。

宜野湾市が作成した資料によると、米軍上陸前年の宜野湾村は、人口が約１万4000人で、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置されるなど、沖縄本島中部の中心地でありました。また、村の中心は、現在の普天間飛行場の中にあり、もともと役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店が並び、幾つもの集落が点在する地域でした。今回のネラー総司令官の発言は、このような状況を正しく理解しておらず、残念に思っております。

県としましては、沖縄の米軍基地問題を正しく理解していただけるよう努めてまいります。

同じく１の(5)、安倍政権についてお答えします。

さまざまな世論調査において、森友学園や加計学園に関する問題などについて、多くの国民が疑問を抱いているものと理解しております。政府におかれましては、このような疑問が生じることのないよう丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

同じく１の(7)、自衛隊の島嶼配備についてお答えします。

自衛隊の先島配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

同じく１の(8)、日米地位協定についてお答えします。

ドイツ・イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることや、地域レベルの委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取していることがわかりました。これに対し、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が地域の委員会設置を求めても一顧だにされない状況であり、両国とは大きな違いがあります。今後、国民的な議論を喚起するとともに、全国知事会や渉外知事会、軍転協等とも連携強化を図り、見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

次に２、辺野古新基地をつくらせないことについての(1)、埋立承認の撤回についてお答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。県は、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議やサンゴ類の移植を初めとした環境保全措置などについて、沖縄防衛局への行政指導等を行っていることも踏まえ、日々の国の動き等全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

同じく２の(5)のイの(ｲ)、土砂投入への対応についてお答えします。

環境保全図書の記載から、海草藻場に関する環境保全措置の移植について、早期に移植を実施するためには、埋め立てによって消失することになる埋立区域内の海草を用いる必要があると考えております。したがって、埋立区域内の海草を移植しないまま土砂を投入することには環境保全上問題があると考えられることから、今後の対応を検討してまいります。

次に３、米軍基地問題についての(1)、在沖米軍基地の訓練の実態についてお答えします。

県と嘉手納飛行場周辺市町村が連携し行っている平成29年度航空機騒音測定結果速報値によると、環境基

準を超過した測定局は、前年度の６局から８局にふえており、また１日当たりの騒音発生回数は、全21局中20局で前年度を上回るなど、住民生活に大きな影響を及ぼしております。このような騒音の増加は、北朝鮮を含めた安全保障環境の厳しさが要因の一つであったと考えております。

県としては、沖縄防衛局が行っている24時間目視調査結果も活用し、航空機騒音の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

同じく３の(2)のア、オスプレイの事故調査報告書についてお答えします。

名護市沖合で発生したオスプレイ墜落の事故調査報告書では、意見や勧告が非公開とされるなど、事故原因の究明や再発防止策の検討が十分に行われたか確認できず、納得できる内容とは言えません。また、オーストラリア東海岸での墜落の事故調査報告書については、新聞報道によると、専門家は、吹きおろしの風と降下率や機体の総重量など複合的な要因が組み合わさり、十分な出力を維持できない典型的な事例だと説明し、同様な状況下を想定した訓練の必要性などを指摘したとのことであります。

同じく３の(2)のイ、オスプレイの事故率及び配備撤回についてお答えします。

政府は、配備当時、オスプレイの10万飛行時間当たりのクラスＡの飛行事故の事故率は、1.93と海兵隊平均を上回る安全を記録していると説明していました。ところが、配備後、墜落事故などが相次いで発生し、平成29年９月末時点の事故率は、3.24と約1.7倍に上昇しており、県民の不安が高まっています。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

同じく３の(3)のイ、東村高江の着陸帯撤去についてお答えします。

ＣＨ53Ｅの不時着、炎上事故を受け、県議会や東村議会等が移設された６カ所のヘリコプター着陸帯の使用禁止などを求める抗議決議を行ったことは重く受けとめております。住宅地域に近いヘリコプター着陸帯の使用については、地元から使用中止の強い要望が出されております。

県としては、このような事故や地元からの強い要望を受け、平成29年12月に河野外務大臣に対し、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用中止等を含め、米軍の演習のあり方を見直すよう求めております。

同じく３の(4)、那覇港湾施設の移設に係る環境影響評価についてお答えします。

沖縄防衛局によると、那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設に向け、環境影響評価の一部となる配慮書を作成するため、ことし３月15日に、平成31年３月31日を履行期限として業務契約し、現在、既存資料の整理などの準備作業を行っているとのことであります。具体的な業務内容については、１、事業の目的・内容等の取りまとめ、２、事業実施想定区域及びその周辺の概況の整理、３、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価、４、専門家等の助言及び意見聴取、５、配慮書の作成、６、関係機関等意見への対応とのことであります。

同じく３の(5)、ＳＡＣＯ関連の経費についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、ＳＡＣＯ関連の経費は多岐にわたっており、今後の試算額も含め回答は困難であるが、ＳＡＣＯ合意で土地の返還のために必要な移設工事等に係る予算額は、平成８年度から今年度までで、合計約1268億円であるとの回答がありました。なお、平成27年６月の参議院外交防衛委員会において、当時の防衛大臣から、普天間飛行場の移設に要する経費については3500億円以上と見込んでいるとの答弁がありましたが、平成30年３月の同委員会において、防衛大臣は不確定要素があり、ある時点で全体の見積もりをお話しするのは困難であると答弁しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の翁長知事の政治姿勢についての御質問で(4)のイ、普天間第二小学校における避難の実態等についてお答えいたします。

普天間第二小学校では平成30年２月13日に運動場の使用を再開したところであり、再開後の避難回数につきましては、６月８日現在527回となっております。授業中等の避難につきましては、万が一、米軍機墜落等の事故が発生した場合に備え、やむを得ず実施しているものと認識しております。学校において、児童の安全・安心の確保は最も重要なことであり、米軍機墜落事故等は決してあってはならないものと考えております。

次に、４の子供の貧困対策についての御質問で(3)のア、沖縄県の給付型奨学金の取り組み状況についてお答えいたします。

県の給付型奨学金、県外進学大学生支援事業は、能

力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として、平成28年度に創設いたしました。現在、平成28年度給付決定者25名に対し月額７万円を上限とする奨学金を給付しており、平成29年度給付決定者25名に対しても30万円以内の入学支度金の支給を行い、合計50名の生徒に支援を行っているところであります。今年度の採用人数も25名を予定しており、７月に募集を開始し、昨年度と同様10月末までに決定していく予定をしております。

次に同じく４の(3)のイ、就学援助の周知等の状況についての御質問にお答えいたします。

制度の周知については、各市町村において、入学時や毎年度の進級時に説明資料を配布するほか、広報誌への掲載など、さまざまな取り組みが行われております。県教育委員会においても、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、リーフレットの作成・配布等による周知広報事業を実施しており、引き続き今年度も行っております。本県の就学援助受給者数及び就学援助率は、平成26年度は２万9198人で20.16％、平成27年度は２万9539人で20.39％、平成28年度は３万1108人で21.52％と増加しております。また、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給については、これまで実施市町村はありませんでしたが、平成30年度入学生から、小学校においては７市町村、中学校においては16市町村が実施しております。今後とも、援助を必要とする時期に支援できるよう、先行事例を紹介するなど、市町村と意見交換を行い、制度の効果的な実施を促していきたいと考えております。

次に、６の教育行政についての御質問の(1)、珊瑚舎スコーレについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者について、可能な限り早期に支援ができるよう進めているところであります。また、夜間中学設置検討に当たって、平成29年度は公立中学校夜間学級等設置検討委員会において、設置場所や実施主体等のさまざまな課題について検討を行ったところであります。今年度は詳細なニーズ調査を実施し、引き続き設置場所や実施主体等の検討を行う予定であります。

次に同じく６の(2)、教員の多忙化の解消対策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校の実情に応じた行事や会議の精選及び見直し、ノー残業デー、ノー部活動デーの設定等、業務改善に向けた提言を行っております。県立学校における勤務管理については、平成30年度に勤務管理システムを整備し、平成31年度から本格的に運用を行い、教職員の勤務実態の把握に努めてまいります。市町村立学校については、平成30年６月現在、９市町村でＩＣカードによる勤務管理を導入しております。また、部活動指導教員の負担軽減及び多忙化解消のため、運動部活動指導者活用事業の派遣期間及び派遣回数を拡充する予定であります。

県教育委員会としては、今後も引き続き学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の(9)のア、基地内の環境調査ができなくなった理由についてお答えします。

県が環境省より毎年受託してきた在日米軍施設・区域環境調査については、平成26年度以降、日米合同委員会で合意に至らないことから、県事業と同様に基地周辺で調査を行っております。

県としましては、基地内の水質の状況について基地周辺調査のみで把握するのは困難と考えていることから、機会を捉え、基地内の環境調査が実現するよう、国に対し要請しているところであります。

同じく１の(9)のイ、米軍基地内への立入調査についてお答えします。１の(9)のイと１の(9)のウは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えいたします。

中部地域の米軍基地周辺から有害物質が検出された旨の報道があったことは承知しておりますが、県が実施している基地周辺公共用水域監視調査においては、異常値は検出されておりません。また、今般、報道されております2016年から17年における嘉手納基地からの有害物質の流出については、米軍から県に対しての報告はなく、まことに遺憾であります。

県としましては、米軍から有害物質流出に関する情報を収集し、沖縄県生活環境保全条例の趣旨を踏まえ、必要に応じ、立ち入りを求めてまいります。

同じく１の(11)、世界自然遺産登録推薦の取り下げ理由と今後の取り組みについてお答えします。

国によると、ＩＵＣＮの評価報告書で延期の評価がなされたことから、確実な登録を実現するためには、推薦を一旦取り下げ、早期に推薦書を再提出し、再度審査を受けることが最適な方法と判断したとのことであります。なお、今般の遺産の価値は陸域の生物多様

性であることから、海域である辺野古・大浦湾については、陸域の生物多様性とは価値が異なっており、また、米軍北部訓練場については、国立公園化などの保護担保措置をとることが困難であることから、推薦地に含めることは難しいと考えております。

県としましては、確実かつ可能な限り早期の世界自然遺産登録を目指すことに変わりはなく、引き続き、国や地元関係団体との連携を緊密にし、関係機関一丸となって取り組んでまいります。

次に、辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中の(2)のイ、土砂投入の申請への対応についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業においては、６月12日に、沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて事業行為通知書が提出されました。提出された通知書に対しては、条例で定める施設基準及び管理基準への適合を確認するとともに、専門家の意見を聞くこととしており、必要に応じ協議を求めるなど、厳正に審査してまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の(3)のア、爆音被害、住民被害についてお答えします。

東村高江区で沖縄防衛局が実施している航空機騒音測定結果によりますと、Ｎ４地区が先行提供された平成27年２月以降、騒音の発生回数が増加しており、高江区牛道で、平成27年度4216回から、平成29年度5840回と増加しております。特に夜間の騒音発生回数については、平成27年度530回から、平成29年度1344回と大幅に増加しております。また、東村に確認したところ、平成29年度はオスプレイの夜間訓練など合計33件の苦情が寄せられているとのことです。

県としましては、引き続き、高江区周辺の航空機騒音による住民の生活環境への影響を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中の(2)のア、計画に比べた工事の状況及び天端高についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後18カ月目に当たる時期には、23の護岸に着手する予定と考えられます。一方、現在、着手が確認できる護岸はＫ１、Ｋ２、Ｋ３、Ｋ４、Ｋ９、中仕切り護岸Ｎ５及びＮ３の７護岸であります。なお、防災上の観点から土砂投入時の護岸の天端高等の状況については、沖縄防衛局に照会したいと考えております。

同じく２の(3)、軟弱地盤へ施設をつくることについてお答えいたします。

沖縄防衛局から提供を受けた資料で、大浦湾側のＣ１からＣ３護岸計画箇所付近において、非常に緩い、やわらかい堆積物が層厚40メートルと非常に厚く堆積していると記述されております。

県としては、地盤調査の結果により地盤改良工を追加して実施する場合には、設計概要の変更になる可能性があると考えております。

同じく２の(5)のア、第２回環境監視等委員会の助言に対する沖縄防衛局の対応状況についてお答えいたします。

第２回環境監視等委員会の議事要旨において、委員から嘉陽地先に藻場を造成することを始めたらよいのではないかという趣旨の助言がなされたことは承知しております。また、第14回環境監視等委員会議事録によると、海草類（リュウキュウスガモ）の生育範囲拡大の検討状況が議論されていることが確認できますが、現在のところ、沖縄防衛局から嘉陽地先に海草藻場の移植を実施したとの報告は受けておりません。なお、環境監視等委員会委員の辞任理由については承知しておりません。

同じく２の(5)イの㋐、埋立区域の海草藻場の移植の実施についてお答えいたします。

県が、工事の実施前の海藻類の移植実施について沖縄防衛局に照会したところ、沖縄防衛局から工事の実施前に移植を行うよう求めることは、環境保全図書の記載内容の変更を求めていることに等しいとの認識が示されております。

県としては、被度の高い海草藻場の分布区域であることから、海草藻類の利用を求めていきたいと考えております。なお、現在のところ、沖縄防衛局から土砂投入予定区域から移植を行ったという報告は受けておりません。

同じく、２の(5)のウ、海草藻場の保全とジュゴンが確認できるまでの工事停止についてお答えいたします。

環境監視等委員会において、ジュゴンの個体Ｃについては、平成27年６月24日の古宇利沖以降、確認されていないことが報告されております。また、同委員会では、個体Ｃが確認できないことについて、工事による影響が現時点で判断できないとの認識が示されております。

県としては、環境保全図書に基づき、海草藻場及び

ジュゴンに関する環境保全措置の効果も踏まえた検討と必要な措置を講ずるよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)のア、政府の負担金を増額させることについてお答えします。

県は、これまで全国知事会等を通して、平成29年７月の国の施策並びに予算に関する提案・要望書などにおいて、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げ等さまざまな財政支援の方策を講じるよう、国に要望を行っております。また、前期高齢者財政調整制度の創設に起因する本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援については、これまで市町村及び国保連合会と連携して国に要請しているところであります。

県としましては、本県の国保財政の安定化を図る観点から、引き続き、他の都道府県及び市町村等と連携し、国に要望等を行っていきたいと考えております。

次に(1)のイ、子供の均等割の廃止による保険料の引き下げについてお答えします。

県は、これまで全国知事会等を通して、平成27年１月の持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請を初め、平成29年７月の国の施策並びに予算に関する提案・要望書などにおいて、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入について国に要望を行っているところであります。

県としましては、医療保険制度間の公平及び子育て支援の観点から、引き続き、知事会等を通して国に要望していきたいと考えております。

次に(4)のア、子供医療費の無料化に係る市町村との協議についてお答えします。

県は、平成29年11月以降、現物給付の導入に向けた市町村との協議を５回にわたり実施してきたところであります。これらの協議を踏まえ、平成30年10月から現物給付を導入することとしている市町村は31市町村となっており、既に実施している３市町を合わせますと34市町村が今年度中に現物給付を実施することとなっております。そのほか、３村が平成31年度から導入することとしております。

次に(4)のイ、年齢拡大に係る市町村との協議についての御質問にお答えします。

県は、対象年齢拡大の方法及び時期について協議するため、６月12日に市町村と１回目の協議を行ったところであります。今回は市町村の意見聴取を行ったところであり、今後は市町村の意見及び意向調査を踏まえながら、県としての年齢拡大案を作成し、今年度内をめどに市町村との間で方向性を取りまとめたいと考えております。

次に、８の旧優生保護法による強制不妊手術についての御質問の中の、強制不妊手術の実態及び相談窓口の設置についてお答えします。

沖縄県衛生統計年報によりますと、旧優生保護法下による本人の同意なしでの不妊手術を行った事例は、昭和54年の２件となっております。県では、平成30年４月24日、地域保健課内に相談窓口を設置したところであり、関係者から相談があれば適切に対応していきたいと考えております。

次に、12の北部基幹病院構想についての御質問の中の、協議会の進捗状況についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、これまで３回協議会を開催し、統合に当たって整理すべき課題に関する県の考え方について北部地区医師会及び北部12市町村へ説明を行い、それに対する意見を聴取したところであります。その中で、北部地区医師会及び北部12市町村からは、経営形態についても議論する必要があるとの意見がありましたので、次回協議会において、医師及び医療従事者の確保、経営の自由度及び効率性、雇用に与える影響など経営形態ごとのメリット・デメリットを整理した上で、議論することとしています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） ９、雇用問題についての(1)、働き方改革関連法案についてにお答えいたします。

平成30年４月に国会に提出された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案では、時間外労働の上限規制の導入や高度プロフェッショナル制度の創設、同一労働同一賃金に関する規定の整備といった内容が盛り込まれております。同法案については、現在、国会で審議がなされているところであり、国会での議論を注視してまいりたいと考えております。

県としましては、長時間労働の是正を含め、働きやすい環境の整備は重要と認識しており、引き続き沖縄労働局等と連携してさまざまな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

同じく９の(2)、正規雇用化に対する支援策と進捗についてにお答えいたします。

雇用情勢が着実に改善する中、正規雇用の推進など、雇用の質の向上を図ることは重要な課題であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援事業を実施しているところであります。また、さらなる正規雇用の拡大を図るため、若年者等を正社員として雇用し、定着につなげた企業に助成する事業の実施に向けて国と調整しているところであります。

同じく９の(3)、優遇措置した事業所における正規雇用拡大についてにお答えいたします。

県では、企業立地促進条例に基づく助成制度及び情報通信コスト低減化支援事業における補助活用の条件として、一定数の常用雇用及び正規雇用を義務づけております。また、沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度では、法人税の所得控除を利用する要件として、常時使用する従業員の一定数の雇用を義務づけるなど、正規雇用の拡大を図っております。

10、グッジョブセンターについて、グッジョブセンターの取り組みと移転後の機能強化についてにお答えいたします。

グッジョブセンターおきなわは、国、県、関係団体が一体となり、若年者や女性、生活困窮者等のさまざまなニーズに応じ、生活から就職までをワンストップで支援しており、平成29年度は、延べ２万5140人が利用しております。また、本年11月には、旭橋駅周辺再開発地区に移転し、ハローワークやキャリアセンターの拡充、女性就業・労働相談センターの集約など、機能強化を図り、さらなる支援に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　11(1)、農畜水産業への支援策、所得向上の実績についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。具体的には、１、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業による園芸品目の品質向上や農家経営の安定化、２、農林水産物流通条件不利性解消事業による流通コストの低減等の施策・事業を実施しております。その結果、平成28年の生産農業所得が21年ぶりに500億円を突破し、販売農家１戸当たりの生産農業所得も着実に増加しております。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　答弁をいただきましたけれども、再質問を２点行って最後に意見を述べさせていただきます。

最初に、教育長に再質問を行います。

珊瑚舎スコーレの補助をやるということですけれども、急がれるのではないか。いつになるのか具体的にお答えください。

もう一点は、２月県議会で自民党、公明党含めて全会一致で決議をした意義というのは大変大きいです。これについて翁長知事の見解をいただけたらお願いします。

今、辺野古の現場では毎日オジー、オバーが座り込みをしております。若い者ももちろんですけれども、灼熱の炎天下で、そして冷たい雨、風の中で本当に辺野古ゲート前では決して辺野古には新基地をつくらせないと。宝の海、ジュゴンの海、サンゴの美ら海を、埋め立てを許さない。海兵隊が戦争をする出撃基地をつくらせないという県民の決意は揺るぎません。

翁長知事は、辺野古新基地をつくらせない決意はみじんも揺らぐことはないと、きのうの議会でも発言しました。沖縄県民をその言葉が大変力強く励ましています。翁長知事を支えるオール沖縄の闘いは、子供たちや孫たちに希望ある未来を切り開く勇気を与えています。

日本共産党も誇りある闘いを諦めずに不屈に貫く県民とともに、翁長知事を支えて、全力を尽くすことを表明して代表質問を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　西銘議員の再質問にお答えします。

質問の趣旨は、去る２月県議会で在沖海兵隊の早期の国外・県外移設を求める意見書、これが全会一致で議決されたと。そういったことを含めた見解だということですけれども、そういった県議会の全会一致という決議は、県としても大変重く受けとめております。

またそういった中におきまして、翁長知事は辺野古の新基地につきましては、辺野古に新基地は絶対につくらせないと、そして、撤回についてもそういった事態が起こればちゅうちょすることなく撤回を行うということを申し述べているところでございます。

それはもうそのとおり実現されるものと考えておりますけれども、いずれにしましても、海兵隊の県外・国外移転、４月、５月と南北首脳会談が開催されましたし、６月には米朝首脳会談も開催されるなど、東アジアにおける緊張緩和という動きが見られております。在沖海兵隊への影響につきましては、現段階では明らかでありませんけれども、沖縄県といたしましては、今後の両国の具体的な協議などが進みまして、米軍基地の整理縮小など沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しているところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者の事業、開始時期についての再質問でございますが、現在６月中に既決予算の流用手続により事業に必要な予算を確保の上、７月の初めには交付決定が行えるよう鋭意進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　章君　皆さん、こんにちは。

公明党会派を代表して質問を行います。

質問の前に、翁長知事におきましては、一日も早い回復と元気な姿で県民の負託に応えていただきますよう、心からお願いをするものです。知事はこれまで県勢発展第一に頑張ってこられました。これからもその手腕を振るっていただくためには、まず健康を取り戻すことが最重要だと考えます。どうか、体調の回復を第一によろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

１、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、初の米朝首脳会談が行われ、朝鮮半島の非核化や拉致問題の解決、東アジアの平和構築が具体的に進展するのか世界が注目しています。首脳会談の意義・成果について、知事の見解及び本県に及ぼす影響を伺います。

(2)、政府は経済財政運営の骨太方針案を打ち出しました。沖縄振興を含め知事の見解・評価を伺います。

(3)、沖縄振興予算が２年続けて減額となり、県及び市町村の推進する事業に大きな影響が出ていると考えます。実態と対策を伺います。

(4)、沖縄振興計画が残り３年を迎え、県は振興計画の総仕上げに向けて取り組みを加速させるとしているが、現計画及び次期振興計画の進展には国との信頼構築が不可欠と考えます。見解及び具体的な取り組みはどうなっているか。

２、基地問題についてお尋ねします。

(1)、国は、８月17日辺野古への土砂投入を始めると通知しました。じくじたる思いです。知事は法律違反があれば埋立承認の撤回を行うとしているが、今後の対応と効果を伺います。

(2)、県は、日米地位協定と比較するためドイツ・イタリアの地位協定に関する調査結果をまとめ、また、世論喚起のために地位協定のポータルサイトを公式ホームページに開設しました。今回の調査で浮き彫りにされた内容・課題、今後の取り組みを伺います。

(3)、うるま市の米軍属女性暴行事件について、米側は被告が米軍と契約する民間会社に雇われた間接雇用だったことを理由に補償対象外と位置づけ、遺族への補償が難航していました。公明党として速やかに補償の支払いが行われるよう強く国に求めてきたが、今回、米側が特例で支払う方向で検討するとのこと。改めて軍属が間接雇用であっても補償対象になることを日米間で確認するよう強く求めるべきだと思うがどうか。

(4)、米軍機の事故・トラブルが相次ぎ、県民の不安、不信、怒りははかり知れません。また、嘉手納基地ではオスプレイの飛来、ステルス戦闘機の暫定配備、旧海軍駐機場の使用など騒音被害が拡大しています。負担軽減とは逆行しており、厳重な抗議と抜本的な解決に向けて日米両政府と県の合同会議（仮称）の設置を求める考えはないか伺います。

３、経済、雇用対策についてお尋ねします。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計について、交付決定の見通し及び時期を伺います。

(2)、県内経済は拡大傾向にある一方で、人手不足の課題は深刻です。実態と対策を伺います。

(3)、中小企業の設備投資を促す生産性向上特別措置法が成立しました。内容と、県内市町村の促進基本計画や条例制定の取り組みを伺います。

(4)、働くことに踏み出したい若者の就労を支援する地域若者サポートステーションを利用しやすくするため、厚労省は今年度から利用登録の手続を簡素化しました。内容と県内の取り組み、効果を伺います。

４、福祉、教育行政についてお尋ねします。

(1)、沖縄子供の貧困緊急対策事業の効果を伺います。県内市町村から同事業の継続が求められているが県の対応を伺います。

(2)、幼児教育無償化で、政府の骨太の方針に認可外保育施設が対象として盛り込まれました。当初、政府は認証保育施設やベビーホテルといった施設に限定していましたが、公明党として、認可保育所に入れずやむなく認可外保育施設を利用せざるを得ないケースが多い現状を踏まえ、認可外施設も無償化の対象にするよう訴えてきました。内容と県内の対象者数を伺います。

(3)、幼児教育無償化で肩がわりされる独自の補助事業費は幾らか伺います。

(4)、待機児童解消には保育士の確保が課題です。実態と対策を伺います。

(5)、４年ぶりに麻疹（はしか）が流行し、改めてワクチン接種の必要性を痛感しました。対策と今後助成拡充を検討できないか伺います。

(6)、不育症は適切に検査・治療すれば約８割以上が出産できると言われています。検査費用の助成を検討できないか伺います。

(7)、急速な高齢化の進展に伴い増加する認知症の人を社会全体で支えていくことが重要と考えます。相談体制の整備や早期診断の取り組み等、県の対応を伺います。

(8)、改正生活保護法が成立し、生活保護世帯の子供の大学などへの進学を支援する進学準備給付金が創設されました。内容と県内の対象者数、取り組みを伺います。

(9)、高校における通級指導が始まっているが、本県の取り組み、課題、効果を伺います。

(10)、英語立県の取り組み、課題、効果を伺います。文科省は全国学力テストで、平成31年度より、中学３年生全員を対象に英語を導入するとのこと。内容と対策をお聞かせください。

５、石垣から那覇航空路線の離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用継続は必要と思うが対応を伺います。

６、干ばつ対策について、被害状況及び対策を伺います。

長引く干ばつで、離島を初め各地で飲み水や農業用水の確保に大きな影響が出ています。５月末に会派として南大東村、北大東村を視察しました。基幹作物であるサトウキビが立ち枯れ、畑の地割れが目立ち、農家の方々や役場の担当者から、梅雨時期に雨が長く降らないのは、過去記憶になく深刻な状況との説明がありました。早急な支援体制が必要と考えるが県の取り組みを伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の代表質問にお答えをいたします。

基地問題についてに関する御質問の中の２の(4)、日米両政府と県の合同会議の設置についてお答えをいたします。

私は、米軍の事件・事故が発生した際、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、昨年２月に政府に対し、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする米軍関係事件・事故対策協議会（仮称）を政府レベル、現地レベルで設置するよう要請をいたしました。また、昨年９月に、日米地位協定の見直しについて日米両政府へ要請を行っており、その中において、日米合同委員会の中に、施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置することを求めております。今後とも、本県の過重な基地負担の軽減に向け、粘り強く取り組んでまいります。

次に、経済、雇用対策についてに関する御質問の中の３の(2)、人手不足の実態と対策についてお答えをいたします。

雇用情勢が着実に改善する中、建設、保育、介護、看護、宿泊・飲食などの分野において、人手不足が顕著になっております。要因としては、地域間や職種間、労働条件などのミスマッチが挙げられます。そのため、県においては、働きやすい環境づくり、正規雇用化の促進、キャリア教育などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。また、各業界の取り組みを促進するため、関係部局等による連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図っているところであります。

次に、福祉、教育行政についてに関する御質問の中の４の(1)、沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えをいたします。

内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業により、本年２月現在で貧困対策支援員が26市町村に111人配置、子供の居場所が130カ所に設置されております。また、平成28年度に実施したアンケートによると、居場所を利用する子供の約88％が利用してよかったと答えるなど、効果があらわれております。県では、市町村との意見交換会などにおいて、事業継続の要望が多数あることから、去る４月には、国に対し子供の貧困

対策を沖縄振興策の重点的な取り組みとして推進することなどを要請しております。

沖縄県としましては、引き続き、国に事業の意義や成果をしっかりと説明し事業継続を求めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、米朝首脳会談についてお答えいたします

県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、朝鮮半島の完全非核化を約束した米朝首脳会談における合意文書が、東アジアの平和構築につながることを期待するものであります。また、北朝鮮による拉致問題についても、解決に向けて進展することを期待したいと考えております。

４、福祉、教育行政についての(2)、認可外保育施設の無償化の内容等についてお答えいたします。

５月に示された国の検討委員会の報告書では認可外保育施設は、保育の必要性が認められる３歳から５歳児の世帯に３万7000円、ゼロ歳から２歳児までは住民税非課税世帯に限り４万2000円を上限にそれぞれ補助し、無償化の対象要件である指導監督の基準を満たすことについては、５年間の猶予期間を設けることとしております。保育の必要性が認められているが認可外保育施設を利用している子供の数は、平成29年４月１日時点において948名となっております。

同じく４の(3)、幼児教育無償化と関連する独自の補助事業費についてにお答えいたします。

保護者の負担軽減を図るため、市町村においては独自で保育料に対する支援を行っており、平成28年度の負担額は約26億円となっております。無償化制度の詳細は明らかではありませんが、あらあらの試算をしたところおおむね15億円程度の影響があると思われます。去る５月に示された国の検討委員会の報告書では、今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援のさらなる充実等に活用することを強く求めるとされているところです。また、県においても、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、平成29年度約8200万円支援しております。

同じく４の(4)、保育士確保の実態と対策についてお答えいたします。

平成31年度末の待機児童解消に必要な保育士数は約１万200人と見込んでおり、平成29年４月１日時点で8532人の保育士が保育に従事しております。県においては、修学資金の貸し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の費用補助、また潜在保育士に対する就職準備金の貸し付けや復職支援などにより保育士の確保に努めております。保育士の処遇改善については、公定価格における賃金改善要件分が確実に保育士賃金に反映されていることを確認するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得の支援事業などに加え、今年度から新たに休憩取得の支援を実施することで、処遇改善の取り組みを強化してまいります。

同じく４の(7)、認知症の相談体制の整備等についてお答えします。

県では、認知症の専門医療相談、鑑別診断、初期対応等を実施する認知症疾患医療センターとして、県全体を統括する基幹型を１カ所、地域型等を県内５カ所、計６カ所を指定しております。各圏域を基本に指定しておりますが、八重山圏域では人材の確保等が課題となり、まだ指定に至っていないため、南部圏域において相談対応を行っているところです。また、専門医療相談の実績については、平成29年度は7755件で、前年度に比べ2232件増加しているところであり、対応の充実が図られているところであります。

同じく４の(8)、進学準備給付金についてお答えします。

今般の生活保護法の改正により、生活保護世帯の子供の貧困の連鎖を断ち切り、その自立を助長するため、大学等に進学する際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金が創設されました。進学準備給付金は、平成30年度の大学等入学者から対象となり、自宅から通学する者には10万円、進学を機に転居し下宿等から通学する者には30万円を一時金として支給することとなっております。沖縄県では、平成30年３月に高等学校等を卒業した生活保護世帯の子供216名のうち、66名が大学等へ進学しており、現在、福祉事務所において支給に向けた手続を進めているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１の(2)、骨太の方針への知事の見解・評価についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成30年４月24日に、骨太の方針に沖縄振興の記述が盛り込まれるよう政府等に要請を行いました。具体的には、駐留軍用地の跡地利用の推進、子供の貧困対策、大型ＭＩＣＥ施設の整備、国際クルーズ拠点、那覇空港の機能強化などの産業インフラの整備拡充の推進、沖縄鉄軌道の導入に向けた取り組みの推進などを要請いたしました。平成30年６月15日に閣議決定された骨太の方針には、沖縄の地理的特性などの優位性と潜在力を生かし、日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが明記されました。このように、政府において、沖縄県の要請内容をおおむね御理解いただいたものと認識しております。

次に同じく１の(4)、現計画及び次期振興計画の進展に向けた取り組みについてお答えいたします。

政府は、骨太の方針において、沖縄が日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとしております。県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画について、国と連携を図りながら、残された期間を課題解決のために一層努力することとしております。また、次期振興計画に向けては、今年度から沖縄振興の成果や課題を整理する総点検の作業に着手しており、この結果を踏まえ、次期振興計画のあり方を総合的に検討し、国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

次に５の(1)、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用保留についての御質問にお答えいたします。

県では、離島住民の負担軽減を図る同事業の実施に当たり、当日購入可能な運賃が競争状態になく、かつ新幹線並み運賃を上回っていることを適用条件としてまいりました。那覇―石垣路線については、本年７月１日から新たに低運賃の航空会社が就航し、事業の適用条件を満たさなくなることから、適用保留の通知を行ったところであります。しかし、ＬＣＣの離島路線への参入という事業環境の変化に対応し、政策目的に沿った事業実施を図るため、適用条件の見直しが必要と考えております。

県としては、新幹線並みの運賃の実現という政策目的をできる限り安定的に継続できるよう、関係機関との調整、法的な検証を含め速やかに検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、沖縄振興予算の減額による影響と対策についてお答えをいたします。

沖縄振興予算のうち、特に一括交付金が減額されたことは、県及び市町村において一定の影響があるものと考えております。そのため、県においては、限られた予算の実効性と効率性を高める観点から、必要に応じた事業内容の見直しやスケジュール調整を行うなど、最大限の事業効果が発現するよう努め、減額の影響が最小限となるよう取り組んだところであります。また、平成31年度沖縄振興予算の確保に向けて、市町村や関係団体等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　２、基地問題についての(1)、埋立承認の撤回についてお答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しており、撤回を行えば埋立承認が将来的に無効になります。

同じく２の(2)、他国地位協定調査についてお答えします。

ドイツ・イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることや、地域レベルの委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取していることがわかりました。これに対し、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が地域の委員会設置を求めても一顧だにされない状況であり、両国とは大きな違いがあります。今後、国民的な議論を喚起するとともに、全国知事会や渉外知事会、軍転協等とも連携強化を図り、見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(3)、間接雇用の軍属を補償対象とすることについてお答えします。

被害者等への迅速かつ十分な補償を図るためには、日米両政府の法的責任で損害を補塡する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えております。このため、平成29年９月に行った、日米地位協定の見直し要請、第18条関係において、公務外に損害を与えた場合に賠償を請求できる対象者を、現在の被用者からコントラクターの被用者を含む軍属等にまで拡大することを求めたところであります。

県としては、引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し、粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、経済、雇用対策についての御質問の中の(1)、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計の交付決定についてにお答えいたします。

県は、昨年度から、政府与党や内閣府等に対し、国が課題とする需要収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見通しについて合計22回の説明等を重ねてきましたが、現時点において交付決定の見通しは立っておりません。

県としては、国が指摘する課題は整理済みとの認識であり、県内経済団体や関係市町村等からも資料の精度について高い評価を得ております。今後とも、基本設計の早期の交付決定に向け、地元市町村や関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、経済、雇用対策についての(3)、生産性向上特別措置法の内容及び県内市町村の取り組みについてにお答えいたします。

生産性向上特別措置法は、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を規定しており、新しい技術等の実証実験のための環境整備、ＩｏＴ設備投資に対する減税措置、中小企業の設備投資の促進などの支援措置を柱とする内容となっております。中小企業が支援措置を受けるに当たっては、市町村が導入促進基本計画を策定するとともに、条例において固定資産税の特例率を定める必要があります。国が市町村に対して実施したアンケートによると、現在、県内の36市町村が導入促進計画策定や条例制定または改定の意向を示しております。

同じく３の(4)、地域若者サポートステーションの利用登録手続の簡素化についてにお答えいたします。

沖縄労働局に確認したところ、地域若者サポートステーションの利用登録については、これまでハローワークによる事前確認を経て行うことになっておりましたが、ことし４月より手続が簡素化され、同ステーション単独の判断により登録できるようになったとのことです。また、県内に設置された４つのステーションに確認したところ、利用登録手続の簡素化がなされており、これにより、より迅速に支援が開始できるようになったとのことです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　４の福祉、教育行政についての御質問の中の(5)、はしかの感染拡大防止策についての御質問にお答えします。

県は、はしかゼロプロジェクト委員会と連携し、全額公費で賄われている定期予防接種の接種率向上に取り組んでいるところであります。また、今回の流行では、予防接種が１回しか受けられなかった世代と思われる20代から40代の成人が感染者の７割を占めていたことから、これらの世代への対策が重要であると認識しております。

次に(6)の、不育症に対する検査費用の助成についてお答えします。

不育症に関する検査に関しましては、染色体検査等一部の検査が保険適用外となっておりますが、ほとんどの検査が保険適用となっております。県内では、今帰仁村と伊江村が検査及び治療に対する助成制度を設けておりますが、現在まで助成実績はないと聞いております。

県としましては、他の都道府県や県内市町村の動向を見ながら、必要性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の福祉、教育行政についての御質問で(9)、高校における通級指導の取り組み等についてお答えいたします。

本県の高等学校における通級の指導は、学校教育法施行規則の改正に伴い、今年度より県立高等学校１校をモデル校として実施しております。その取り組みと

しては、みずからの障害特性の理解やコミュニケーション等を学ぶ科目を設定し、生徒一人一人の特性に応じた指導を行っております。今後、モデル校において研究を進め、課題や効果を検証してまいります。

次に同じく４の(10)で、英語立県の取り組み等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、英語立県沖縄推進戦略事業において、中高生を対象とした英語能力判定テストや教員に対する研修などを実施し、児童生徒の英語教育の充実を図っております。その効果として、文部科学省による平成29年度英語実施状況調査における、高校卒業時の英検準２級以上相当の英語力を有する生徒の割合は44.3％で、全国７位となっており、前年度14位から改善しております。課題としては、文部科学省の英語教育の改善のための英語力調査等によると、書くことなどについて改善が必要との結果が出ております。また、平成31年度実施の全国学力・学習状況調査においては、聞く、話す、読む、書くの英語の４技能について調査を実施すると伺っております。今後とも、教員の指導力向上を図りながら、言語活動を重視した授業改善を進め、生徒の英語力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６(1)、サトウキビにおける干ばつ被害の状況と県の対応についての御質問にお答えいたします。

南大東村、北大東村では、梅雨入り後も少雨が続き、サトウキビの葉のロール現象、黄変などの干ばつ被害が見られております。そのため、県においては、５月28日に沖縄県干ばつ被害防止対策会議で対策を協議するとともに、６月12日から13日にかけて関係機関と連携して現地調査を行いました。その中で、さとうきび増産基金等を活用した、かん水対策の実施、農業用水源、かんがい施設整備等の必要性について検討したところであります。

県としましては、引き続き、村、ＪＡ等関係機関と連携し、干ばつ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つかの再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず振興予算についてなんですけれども、２年連続減額ということで、31年度の振興予算の確保についても大変心配をしているところです。前年度2017年度、国からは執行率の改善が再三求められているわけですけれども、執行率が対前年比微減との報道がありました。また、ソフト交付金の不用額も76億円、率にして9.0％、前年度4.3％から4.7ポイントふえている。一括交付金創設以来、最も高い不用額が出ているとの報道がありました。約34億円、普天間高校移転に伴う用地取得予算が計画断念という理由だったと書いてありました。また、去る６月18日、中央府省庁が事業の無駄をみずからチェックする行政事業レビューの公開点検で、2018年度の沖縄国際物流拠点活用推進事業約９億円の予算について、一部改善が必要と判定されました。沖縄から県外への製品流通が少ない状況を改善するため、特色を生かしたものづくりに取り組む製造業者らに補助金を支給するこの事業に対して、外部有識者から事業の成果が不透明との意見が続出したそうです。６人の有識者のうち、半数が抜本的な改善が必要だと主張されたそうです。最終的に、当初の目的が果たされたのか引き続き検証する必要がある。内閣府は、指摘を踏まえ、19年度予算の概算要求内容を検討するとありました。今先ほど部長が来年度に向けて、また次期振興計画に向けて、いろんな手当てをしていくという決意は非常に評価しますけれども、具体的に中身の一つ一つの事業が本当に国からどう評価されているのかは、ぜひしっかり検証していただきたい。見解を伺います。

次に、埋立撤回についてですが、知事は、埋立土砂が投入されてからでは環境へのダメージははかり知れないと思いますが、この撤回のタイミングというのは、土砂の投入前だということになりますか。重ねてお聞かせください。

あとＦ15戦闘機の墜落について、県や嘉手納町議会の抗議に対して、米側が日程調整は沖縄防衛局を通してほしいと、ちょっとこれまでにない、県民の思いに本当に寄り添っているのか非常に不透明だと思いますけれども、見解、対応を伺います。

次に、大型ＭＩＣＥについて、基本設計、交付決定、これ非常に多くの関係者から実現を期待されているんですが、交付決定を見なかった場合、県はどうされるのか伺います。

先ほどのサポートステーション、若者の本当に大きな相談センターだと私は思いますが、４カ所のサポートステーションで実際何名の方が登録して就職に結びついているのかお聞かせください。

あと生産性向上特別措置法、これ非常に重要な取り

組みです。今年度から３年間の期限ではありますけれども、固定資産税が最大ゼロに負担を軽減されるという内容で、しかも、この市町村の条例をもとに、この生産性を向上するための税の軽減とか、あとものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、小規模事業者持続化補助金など優先的に受けられるという内容になっております。この中小企業の皆さんへの情報提供が非常に重要だと思いますが、対応をお聞かせください。

次に、保育の無償化、これも私は子育て世代の非常に大きな大きな支援になると思いますが、先ほど国が幼児教育の無償化に乗り出したときの肩がわりされた予算が26億、また15億という話がありました。当然、子供の支援にこれは充てるべきだと思いますが、再度その決意をお聞かせください。そして、その無償化について、認可外保育園も対象になるということですが、潜在的待機児童もそれは対象になるのかお聞かせください。

あと不育症の件なんですが、私が相談を受けた方も非常に大変切実な御相談でした。埼玉県は、今年度より２万円を上限として、その検査費用を助成しております。どうかそういう思いをしている方々に、知事としてしっかり手を差し伸べていただきたい。御検討をお願いしたいと思います。対応をお聞かせください。

それから、進学準備給付金、これも公明党として国会で強力に進めてきた政策です。生活保護を受けている子供たちが自分の可能性に大きく挑戦できる、そういう体制をつくらないといけない。大学、短大、専門学校に進学した子供たちに、この準備金を届けなくちゃいけないと思います。具体的に先ほど66名いるとおっしゃっておりました。その周知徹底をしっかりお願いしたいと思います。これは要望します。

それから、石垣―那覇間に格安航空が算入しても、１日２往復という、石垣の皆さんにとっては、この軽減措置は非常に大きい。どうしても那覇の大きな病院に行かなくちゃいけない。また、進学のために子供を送らなくちゃいけない。そういった中で、このＬＣＣが算入しても、現状の運賃設定で価格競争にはなっていない。そのことを考えると、同事業の本来の目的である離島住民の定住条件、そして新幹線運賃水準、これを守るためにも検討をお願いしたいと思います。先ほど部長は検討したいということですので、要望としてとどめたいと思います。

最期に、干ばつ、南大東、非常に北大東と比較すると、貯水池の整備事業が大きくおくれている。これ原因と加速させる必要があると思うんですがいかがでしょうか。そして、約７割が高齢者の農家さん、その干ばつが起きるたびに、かん水支援、点滴ホース等の整備支援がなかなか地元でも対応できないということがございました。どうか県としても、そういった人たちへの助成、人手の配置をお願いしたいと思います。７月、８月も干ばつがあると言われております。御検討、御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　沖縄振興予算の関係の再質問ということで、まず執行の関係でございます。

沖縄振興予算、特に一括交付金につきましては、一括交付金が減額された理由の中で、執行率の低さというのがございましたので、それの対策として、特に平成27年度から四半期ごとに全部局による、いわゆる連絡執行会議というのを設けまして、執行率の改善に取り組んでおりまして、平成28年度、平成29年度とも、ソフト交付金、ハード交付金ともにほぼ昨年度並みというふうになっております。

また、沖縄振興予算の関係で事業の成果、評価等の御質問でございましたが、沖縄振興予算につきましては、特に一括交付金につきましては、交付要綱に基づきまして、県のほうで成果目標の設定・評価をして公表するというふうなことになっております。当然ながら、おおむね達成等になっているところでございますが、一部未達成、もしくはまだ十分でないというのもございます。

いずれにしましても、県としましては、いわゆる一括交付金交付要綱で定めました事後評価結果を活用した個々の事業内容については、しっかり見直しはしながら、またあわせて改善にも努めまして、いわゆる一括交付金が効率的かつ効果的な事業になるよう実施に取り組みつつ、平成31年度予算につきましては、しっかり市町村または関係団体と協力しまして、沖縄振興予算の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　上原章議員の再質問のうち、撤回の時期についてお答えいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、現在どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。県は、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議やサンゴ類の移植を初めとした環

境保全措置などについて、沖縄防衛局への行政指導等を行っていることも踏まえ、日々の国の動き等全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

続きまして、Ｆ15墜落事故への対応につきましてお答えいたします。

改めて米側と調整を行ったところ、抗議を受けるとの連絡があり、現在日程調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　上原議員の大型ＭＩＣＥ施設等整備に関しまして、基本設計の交付決定が得られなかった場合どうするかという趣旨の御質問にお答えさせていただきます。

現時点におきましては、県は、国に求められた資料を、精度を高めた最終的な資料を国に提出をしておりまして、今ぎりぎりの最終的な調整をしているところでございます。そこのほうに今全神経を集中して頑張っているところでございますので、そこの御理解と御協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国際物流拠点事業ということですけれども、これ新聞報道で見ましたんですが、国のほうが事業を実施しているものでありまして、その事業のあり方に対しまして、有識者委員会の皆様から指摘があったということでございまして、それを受けまして、多分平成31年に向けて検証が行われるものと思われます。

それから、２番のサポートセンターでの簡素化の話でございますけれども、ただ平成29年の数字で言いますと、登録者は458名、就職に結びついた人数は224名となっております。簡素化は最近行われたもので、データ的にはございません。

それから、生産性向上特別措置法に関する再質問で、周知への取り組みというところでございますけれども、沖縄県としましては、県内中小企業の労働生産性の向上が重要であると考えておりますので、必要に応じまして、各支援機関を通じ、同制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　幼児教育無償化に関する独自事業の補助事業についての御質問だったと思いますけれども、市町村が今独自で保育料に対する支援を行っておりますが、今般の無償化によって国からも余剰が生じても子育て支援の充実に活用するようにと強く求められております。

県としましても、市町村においてそのような取り組みがなされるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、保育の必要性が認められているけれども、認可外施設を利用せざるを得ない潜在的な待機児童についても、無償化の対象となっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　不育症に関する再質問についてお答えさせていただきます。

助成制度を構築する、一般的に予算事業化するわけですけれども、そのときその事業の必要性、効果、有用性とか妥当性についていろいろ整理する必要がございます。この不育症について考えてみた場合、一般的に流産というのは妊娠の15％に起こるというふうに言われておりまして、そのうちの80％が原因として赤ちゃんの染色体異常にあるということでございます。確率的に３回流産するということも赤ちゃんの染色体異常で起こり得るわけです。こういう方々は、特に特別の治療をする必要もなく、妊娠することができる。この確率は80％というふうに言われております。こういった事情とか、後は県内では２団体、そういう助成制度をつくっているけれども、まだ補助実績がないという事情もございますし、それから我々は不妊専門相談センターというのを開設しておりまして、そこでいろいろと200件近くの御相談があるわけですけれども、この中で、不育症に関する相談は今のところ１件もないと。こういったことも踏まえながら、先ほど申し上げました事業の必要性とか、効果、有用性、妥当性について検討させていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　干ばつ対策についての再質問にお答えいたします。

６月19日時点で、南大東村については、６月15日

から18日にかけまして、83.5ミリのまとまった雨があったということで、役場のほうの担当者に確認したところ、ため池等についても、３割から４割ほど水量が回復しているという報告を受けております。さらに、サトウキビについても、多くの圃場で生育が回復しているというふうに聞いております。その中で、議員がおっしゃるように、農家の高齢化ということがありまして、市町村のほうでは、サトウキビの生産性向上、これは国の補正予算ですけれども、これについて点滴チューブを200ヘクタール分整備するということと、それと今干ばつの状況が入っていますので、さとうきび増産基金の中で発動がされているということで、さらに点滴チューブを設置していきたいということのようです。その中で、南大東村では、約500ヘクタールかん水チューブを設置するということになりますので、収穫全体の４割をカバーできるというふうに報告を受けております。

議員がおっしゃるように、地域のほうで水源の確保が非常に厳しい状況にあるということになっておりますけれども、今現在、平成29年現在で水源の整備状況については、25.3％ということになっております。旧東第２地区のほうと星野地区のほう２地区で水源整備をしておりまして、この整備が済みますと、両方で19万3000トンのほうが受益面積にして122ヘクタールのほうの水源が確保されるということですけれども、先ほど言ったように25.3％の整備率です。今後５年間の土地改良事業の中で――役場の計画ですけれども、農業農村整備事業管理計画書によりますと、平成30年度から平成33年度までの新規要望地区として貯水池の４基を23万トンの規模で100ヘクタールの受益面積ですけれども、そこを計画しているということですので、そこについて市町村、受益農家の方々と連携しながら、しっかり整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時42分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月21日

平成30年第４回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成30年６月21日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第４号

平成30年６月21日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　訴えの提起について
乙第14号議案　仲裁について
乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
乙第19号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	6　番	宮　城　一　郎　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	7　番	大　城　憲　幸　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	8　番	金　城　泰　邦　君
2　番	玉　城　武　光　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
3　番	親　川　　敬　君	10　番	新　垣　　新　君
4　番	新　垣　光　栄　君	11　番	座　波　　一　君
5　番	次呂久　成　崇　君	12　番	比　嘉　瑞　己　君

13番	西銘純恵さん	30番	崎山嗣幸君
14番	平良昭一君	31番	金城勉君
15番	上原正次君	33番	具志堅透君
16番	当山勝利君	34番	島袋大君
17番	亀濱玲子さん	35番	中川京貴君
18番	當間盛夫君	36番	座喜味一幸君
19番	上原章君	37番	嘉陽宗儀君
20番	山川典二君	38番	新垣清涼君
21番	花城大輔君	39番	瑞慶覧功君
22番	又吉清義君	41番	狩俣信子さん
23番	末松文信君	42番	比嘉京子さん
25番	渡久地修君	43番	大城一馬君
26番	玉城満君	45番	糸洲朝則君
27番	仲村未央さん	46番	照屋守之君
28番	照屋大河君	47番	仲田弘毅君
29番	仲宗根悟君	48番	翁長政俊君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員長	阿波連光君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　おはようございます。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

平成９年、1997年でありますが、私は那覇市議会議員選挙に挑戦をして初当選して以来、この夏で丸21年、22年目に入ります。その初当選をしたときには知事は県議でございました。その後、那覇市長に挑戦するということで私も含めて、保守系の市議会議員一緒に頑張りまして、市長が誕生をいたしました。その後、10年余りにわたりまして知事を支える、那覇市政を支える立場にありましたが、今は立場は違いますけれども、知事とそして県議という立場で沖縄振興発展のために一緒にこうして活動できることを誇りに思っております。

しかし、知事は市長時代に胃がんを克服しました。今回、膵臓がんということでありますが、何とぞ早目に、一日も早い健康回復を願いまして質問に入りたいというふうに思います。

初めに、米朝首脳会談への知事見解ということで伺いたいと思います。今後の日米安全保障や沖縄への米軍プレゼンス、辺野古基地建設などへの影響について伺いますが、まずはこの米朝首脳会談においての知事の評価、どう評価しているのかから伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　山川典二議員の米朝首脳会談への知事の見解についてお答えします。

去る６月12日に、これまで厳しく対立していた米朝において、史上初めてとなる首脳会談が開催されました。

沖縄県としましては、平和に向けた新しい米朝関係の構築、朝鮮半島の完全な非核化に向けた取り組みなどを含む合意文書が発出されたことは、東アジアにおける緊張緩和につながるものであると考えております。在沖米軍基地への影響については、現段階では明らかではありませんが、沖縄県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今回の米朝サミットはいずれにいたしましても、トランプ大統領、そして金朝鮮労働党委員長にとっても、これは７割、８割成功したというふうに私は思っております。

なぜ米朝サミットに金委員長が出席したのか、見解がありましたら御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　米朝首脳会談の始まる前に、まず１つにはオリンピックへの参加という形で緊張緩和の動きが始まり、そして４月、５月には朝鮮の南北首脳会談も開催されたかと思います。そのような動きを受けて、米朝会談への開催へとつながったものかと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　いやそうではなくて、米朝サミットそういう一連の流れがありましたけれども、トランプ大統領が金委員長のメンツを立てて、大国の大統領が孤立する国のリーダーを対等に扱い、今回米朝首脳会談が実現したんですよ。トランプ大統領にはトランプ大統領の思惑がありますが、金委員長にも思惑があるんですよ。その部分を聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まずは、北朝鮮にとって一番重要な課題は自国の安全保障体制の保障、それを求めるというところにあったと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　要するに、金委員長は非核化を放棄、非核化を進める路線を受け入れるかわりに、金委員長を中心とする北朝鮮の国家体制を保障してもらうということで出席をしているわけでございます。簡単に言いますと、一つの方向性で考えられるわけでありますが、例えば朝鮮戦争の終結、そして韓国含めて北朝鮮の南北の平和条約協定、そして国交樹立、その延長上にはアメリカと北朝鮮の国交樹立というそういう案件も視野に入っているんです。そして気になるところは、在韓米軍の撤退も示唆しております。そういう意味では今、公室長からも在沖米軍の基地の整理縮小含めて、軍事パワーの縮小も期待したいということでありますが、私は個人的には、この38度線の前線が朝鮮半島の南のほうに南下をして、むしろ我が国の在日米軍、特に自衛隊の役割というのが非常に大きく拡充していくのではないかというふうに思っているわけでございます。

そして今回、共同声明の中に４項目ございましたけれども、そこには書かれていない約束事があったようであります。その情報が入ってきましたが、それは何かといいますと、この朝鮮半島の統一をするに当たりまして、北朝鮮優位の中で朝鮮半島の統一をするというのをアメリカが承認したという、そういう話が入ってきております。そして、合意文書の中にも英文で、トゥ ビルド ア ラスティング アンド ステーブル

ピース レジーム オン ザ コリアン ペニンシュラ、つまり朝鮮半島の長く続く不変な平和国家を米朝で構築していこう、つくっていこうという案文が入っているわけです。

そういう中で、きのう、おとといの代表質問の知事の答弁の中で、例えばペリー元アメリカ国防長官の話を引き合いに出して、北朝鮮の抑止力のために在沖米軍基地があるんだと、あるいは在日米軍があるんだというような話をしておりましたけれども、その北朝鮮もありますが、昨今は中国の軍事的な脅威もあるというふうに私は思います。知事はその辺はどういうふうにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　防衛省のほうは、海兵隊の日本への存在理由として、潜在的紛争地域に近く、もしくは近過ぎないというようなことで、その潜在的紛争地域の中には台湾海峡、そして北朝鮮があるかと思います。そのうちの一つで緊張緩和、そして平和に向けた動きが進むということは、トータルで安全環境の改善につながっていくものと期待しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事、せっかくですから、なかなかこういう機会ありませんので、北朝鮮の抑止力はこれから解消される方向に行く。ただ中国は尖閣列島含めて今、連日接続水域あるいは領海侵犯を繰り返すという状況があります。

そういう圧力に対して、この沖縄の自衛隊含め米軍の存在ということに関しまして、見解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　山川典二議員の御質問にお答えいたします。

先日の代表質問等にも若干お答えはしておりますけれども、今回の数カ月間の出来事は、去年トランプ大統領が誕生してからそれ以外の面もいろんな形でダイナミックに動いてまいりましたが、ことしに入りましてからは特に東アジア、北朝鮮、こういった問題等につきまして目まぐるしく動いております。これをいわゆるお互いが、こういう方向性だろうというふうなことで断定をすると、なかなかそう簡単に見えてこない。何しろ大変重要なことを発表しても翌日はツイッターで否定してしまうわけですから、こういったようなものの中でのことだということをベースにしながら話をさせてもらいますと、そのときもお話をしたんですが、歴代の防衛大臣もそうですけれども、ペリー元国防長官あるいはモンデール副大統領、本当に１時間、２時間、何回かお話をさせていただいておりますが、１番はやはり東アジア、北朝鮮のことでございました。そして、そこで新辺野古基地等を建設するときでも辺野古でなくてもいいんだけれども、日本政府がそこだと言うから私たちもそれは言葉遣いはともかく、しようがないなということになって、また沖縄県側がそれを承認したのでそういう形になってきたというような話をされておりました。

その中で一番、この代替案等々の中でも、もともとは朝鮮戦争のときには本土から朝鮮のほうに出かけていって、抑止力といいますか、やっておられた。しかし、朝鮮戦争が終わると、沖縄が今基地に反対しているように日本本土の方々は、とんでもないと、出ていけという話をしたものですから、沖縄はとっても動かしやすいところでしたから沖縄にやってきました。沖縄に反対をするとどうもこの人たちは中国に近いんじゃないかとか、そういったようなものが見られるというようなものが沖縄の置かれている現状だというふうに思われておりますけれども、その中でいわゆるアジアが、あるいはまた米国が、ロシアが、中国がダイナミックに動いているときに辺野古唯一、これから以降も辺野古でもってこの極東あるいはアジアの抑止力をするんだという日本政府の動きが見られない。沖縄県民の負担軽減、あるいは誠心誠意寄り添う、そういったようなものの中で着々とむしろ強く強く工事が進んでいくのを見ると、アジア情勢というのを説明するのは日本政府のほうが先ではないか。日本政府が説明をしてやはり最大限の圧力で北朝鮮とやっていくからこの沖縄の基地は必要なんだとか、あるいはまたそうではないんだとかという話もない中で、私どもがこれについて言及をするというのはただただ沖縄から見ると寂しい限りであると。日本国政府の動きが見えない、こういう話を先日させていただいたわけであります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事の思いはよく理解できます。ただ一方で、尖閣の中国公船の領海侵犯等、それから日本の防空識別圏、これ中国軍用機がどんどん入ってきている。航空自衛隊那覇基地からのスクランブル、これはもう世界一ですよ。ほとんど中国の戦闘機に対応する状況です。

先日、防衛省の統合幕僚幹部が去年の10月から12月に中国の戦闘機が沖縄本島と宮古島の間の宮古海峡を通過するなど、防空識別圏に侵入した事例は23件と正式に公表したんです。その後どこに行くかといい

ますと、小笠原諸島とグアムを結ぶ第二列島線の突破に向けた訓練を何度も繰り返している状況なんです。つまりそれは何かといいますと、軍事上の国防ラインが中国にとってどこかといいますと、小笠原からグアムにかける第二列島線なんです。

私は以前もこの本会議で軍事上の国防のラインがどこかと伺ったことがありますが、今、軍事上のラインは、私言いましたけれども、どこだとお思いですか。副知事か、知事公室長、御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 今、山川議員のおっしゃられたいわゆる第二列島ラインかと思います。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 まさにそうなんですよ。国境線に国防のラインはつくるんじゃないんですね。相手の主要都市あるいは軍事の司令塔がある、そういう都市の後背地につくる。中国は、もう既にこの第二列島ラインを国防の軍事用のラインにしておりますが、さらにそれを広げようということを今やっているわけでございまして、参考のためにこれ持ってきましたけれども、「Ｃｈｉｎａ2049」、100年マラソンという本が、マイケル・ピルズベリーというアメリカの対中国の担当官だったんですが、その人が数年前に書いたものですが、非常に参考になります。（資料を掲示） 2049というのは、中華人民共和国が樹立してちょうど100年、100年で世界の覇権国のトップになろうというのが中国の方針でございます。

それを含めて、私はぜひ基地対策担当だけではなくて、東アジアの安全保障も含めた全体的な情報収集をし、調査をし、分析するセクションが県庁の中にあってもいいと思うんです。外交防衛は国の専権事項という話もありますが、これだけ基地が集中している沖縄県ですから、私はぜひそれをつくるべきだと思いますが、知事、副知事いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） 安全保障の観点のトータルでの分析のセクションということでございますが、現在、基地対策課の中におきまして、一応そういった面も含めて情報収集と分析等も当たっております。ワシントン事務所からもさまざまなＤＣを介して情報収集に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 ワシントン事務所、せっかくあるんですからそこもぜひフル活用して、目まぐるしく変わる今の東アジアの状況に対応できるように、沖縄がバスに乗りおくれないような形で対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、北朝鮮による本県拉致被害者の実態と対策について伺います。

全国で拉致被害者は何人で、そのうち沖縄県は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 沖縄県におきましては、政府認定拉致被害者はおりませんけれども、沖縄県警察のホームページによりますと、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る方々として、26名が掲載されております。

県としましては、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会に参加しまして、早期解決を訴えるとともに、関係機関と連携・協力して、北朝鮮人権侵害問題週間に合わせたパネル展などを開催しまして啓発活動に取り組んでいるところでございます。

人数につきましては、警察庁のホームページで公開されている政府認定拉致被害者につきましては、全国で17名、そのうち５名は帰国なさっております。県には先ほど答弁しましたとおりいません。警察庁のホームページで公開されている人数が458名ということになっております。

○山川　典二君 ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 先ほど答弁しましたのは警察庁で公開されている人数なんですけれども、警察庁のホームページには、883名というふうに載っておりまして、そのうち公開されている方々が458名ということでございます。

○山川　典二君 沖縄県は。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 沖縄県につきましては、県のほうとしましては県警のホームページで公表されている人数だけを把握しております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川　典二君 県警のホームページの情報だけでは絶対だめですよ、これは。全然県の取り組みになっていないじゃないですか。家族会の関係者で33人と

言っているわけでありますから。その辺は家族会の皆さんとも情報をしっかりと確認しながら、やはりこういう議会には臨んでいただきたいです。

そして県庁舎にポスターも一切張られておりませんが、公共施設に啓蒙活動の一環でポスターを張る必要があるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　昨年度、県独自でつくったポスターがございまして、それについては市町村や学校等には配布したんですけれども、議員おっしゃるとおり県庁内には張っておりませんので、これは県として張りたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これはもうしっかりお願いします。北朝鮮による拉致問題その他人権に関する法律というのがありますから、ぜひその辺はしっかりお願いをしたいと思います。

次に行きます。

新県立八重山病院の敷地内薬局構想について伺いますが、これは２月議会でもやりましたけれども、何とびっくりですが、きのう公募をしたそうですね。病院事業局長、その内容についてそれから経緯、御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　ただいまの質問にお答えいたします。

２、新県立八重山病院の敷地内薬局構想についての中の、新県立八重山病院の敷地内保険薬局についての御質問にお答えします。

ことし10月１日に開院する新県立八重山病院については、その建設する場所に隣接する地域において、石垣市が土地区画整理事業を実施する予定となっており、当該地域に保険薬局を開設できる時期が早くても平成34年度以降となる見込みとなっております。そのため、同病院における敷地内保険薬局の設置については、患者の利便性に配慮する観点から、地元の関係団体等と設置の必要性について意見交換を行ったところでございます。

病院事業局としては、意見交換等を踏まえ、新八重山病院に隣接する地域に保険薬局が開設されるまでの間、八重山地域の実情や患者の利便性に配慮する観点から、同病院の敷地内に保険薬局の設置を認める方向で手続を進めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　利便性をおっしゃっておりますが、どういう方々の利便性ですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　八重山地域には多くの離島がございます。患者さんの高齢化率も進んでおります。それから離島、交通弱者、それから小さなお子様をお持ちの御両親、そういった方々の患者さんの立場から考えますと、敷地内薬局。現在つくられている民間の薬局は、玄関から250メートルという非常に遠い位置にあります。そういう観点から、周囲の区画整備が終わるまでは、敷地内に薬局を建設するという方向に話を進めております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　先ほどおっしゃった体の不自由な方々とか、離島の皆さん、乳幼児をお持ちの保護者の皆さん、全体の患者の何％ぐらいとか調査したことありますか。これは基幹病院ですよ。一部の皆さんのために敷地内薬局をやるというのは、これは私はあってはならない、むしろ安全性というのがあるんですよ。利便性もありますが、患者さんの薬の一元管理含めて、しっかりと対応できるようなことになるんですか。敷地内薬局で薬を出すので精いっぱいじゃありませんか。むしろそういう方々に対しては院内薬局で十分に対応できるじゃないですか。そういう検討もなさったことはないんですか、伺います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　患者さんの割合は、約４％でございます。

敷地内薬局に関しては、最も近いというところで非常に利便性があるということもありますが、実際250メートル離れた民間の薬局におかれましても、例えばドライブスルーでそちらに患者さんがお薬を取りに行くとか、場合によっては敷地内薬局が時間を待つことはあると思います。そういう場合には民間の離れた薬局を利用することも一つの手であります。

それから処方箋は、八重山病院は現在約６万6000件の処方をしております。その中で院外薬局は、５万7000件の処方をされています。離島に関しては約6.3％が石垣市以外でありまして、離島に関しては4.3％、それから65歳以上の高齢者に関しては約35％の処方箋を出している状況でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　４％の皆さんのために、敷地内薬局やるんですか。

今、院内薬局での処方が約9000、全体では約６万6000余りありますよね。地域の、民間の薬局で十分にカバーできている数字じゃありませんか。それが敷

地内に集中するとほかの薬局にダメージを与えますよね。敷地内薬局で何名くらい処方箋を対応するというシミュレーションはなさったんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現八重山病院で門前薬局――近い薬局ということですけれども――そこは約６割の割合で処方しています。したがって、市中で扱う処方箋の量というのは、約４割と考えていいかと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　いやそれは２月に閉鎖した地域の会営の薬局のことだと思うんですが、いずれにいたしましても、薬剤の各種団体の敷地内薬局の是非に対する見解というのが出ておりますので御紹介しますが、日本薬剤師会、反対です。沖縄県薬剤師協会も反対の陳情書が県や県議会に出ております。日本病院薬剤師会、反対。日本医療法人協会、反対。全国健康保険協会、反対。健康保険組合連合会、反対。厚生労働省の中山さんという、これは薬剤管理官ですが、敷地内薬局は「医薬分業を行うことと、理想的には地域包括ケアという地域単位の中で面的な分業を行う我々の方向性から真っ向から逆行する」というふうに発言しております。そして全国自治体病院協議会、これは県立病院等入っておりますが、ここも反対。邉見会長は、敷地内薬局反対声明を出しております。そして、沖縄県立病院の本竹院長がその組織の常務理事でいるんですよ。県立病院は６つありますが、院長を初め幹部の皆さんで敷地内薬局の協議をしたことがあるんですか。そこの協議会が反対、そこの常務理事は中部病院の院長ですよ。県立八重山病院だけで判断したんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　敷地内薬局に関しては、関係団体とこれまで何度も検討されています。それは石垣市、それから八重山地区の薬剤師会、それから八重山の医療を守る郡民の会、それから八重山の役所、保健医療部、それから我々の担当のチームと話をしています。その話し合いの中で、八重山、賛成・反対両方の意見がありました。しかし、地域の団体等と意見交換をするなど慎重に検討をしてまいりましたが、反対をしているのは沖縄県の薬剤師会であります。八重山郡民を守る会は賛成、それから八重山の薬剤師会においては、元の団体が県のほうにありますので、立場としては非常にデリケートな立場なんですけれども、県民の八重山郡民の利便性を考えると当分の間はやむを得ないという趣旨の話をされております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　議長、これですね。あの、どうぞ。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほどの協議会の邉見会長のお話がありましたが、しかも県立中部病院の院長はその常任理事であると。そういう立場から敷地内薬局はおかしいのではないかとの意見なんですが、実はその後、中部病院の院長は邉見会長とお話をされまして、そういう特殊な八重山の位置、立地条件を考えますと、当分の間は敷地内薬局をやむを得ないとそういうふうな意見を伺っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　その話は初めて伺いましたけれども、特殊な事情って何ですか。立地条件というのは何ですか。法律が前提にあるわけでしょう、全て。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　平成28年に厚労省は、薬局の開院において保険医療担当規則の一部改正を発令しました。それによりますと、敷地内薬局も認可するというふうな格好になっていて、これは合法的な開院だと思います。

私たち事業局としても敷地内、医薬分業の点から、もともとは厚労省が進める門前あるいはかかりつけ薬局、それから地域に患者さんを包括ケアとしまして、患者さんに非常に大きな情報を与えるという意味で、敷地外薬局はそれは否定するものではありませんが、周りの土地区画整理が34年以降というふうに聞いています。それが整備されたら、近くには医療・福祉ゾーンというのがありますから、玄関から非常に近いところに敷地外薬局が開設できるとそういうふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局、厚労省が患者のための薬局ビジョンというのを方針として出しておりますね。国の規制緩和に厚労省は敷地内薬局、反対だったんですが押し切られた形なんです。ですから各団体が全部反対をしているわけですよ。そして、この薬の一元管理というのは、例えば高齢者が60％という話もございましたけれども、自宅に一番近い薬局で薬の組み合わせとかあるいは副作用、相互作用の防止を図るために、同じような作用をする

薬もいっぱいもらいますから、それをかかりつけ薬局もしくは薬剤師がそれをきれいに説明して仕分けをする。そして患者の安全性を守るためにそういうかかりつけ薬剤師、薬局の存在があるわけであります。敷地内薬局でさっきおっしゃったように、６万6000の約５割、６割近くが敷地内薬局に集中するとしますよね。そこで十分に患者の一元管理ができますか。平成26年に薬剤師の法律改正がありましたけれども、そのポイントは御存じでしょうか。御存じだと思いますが、御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　薬剤師法改正に当たりましては、患者さんの情報を公開し、指導を改善するとそういうふうなことになっています。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　情報提供、服薬指導と呼ばれていたのが、薬学的指導という名称に変わって、これは法的な義務になったんです。これは何かといいますと、薬を渡してそれで終わりではなくて、その患者さんの服用後のモニタリングが必要になりました。これが一元管理が不十分でありますと患者さんに影響があって、場合によっては、これは訴訟問題になって賠償請求もされるような法的な位置づけに薬剤師の責任が重くなったというのがこの改正のポイントなんです。したがって、私は何度も言っておりますけれども、敷地内薬局で１日に何千とこうして処方箋が来る。もう手いっぱいでしょう。とてもじゃないけど一元的に管理ができませんよ。非常に厳しいと思います。しかし地域にある薬局で、患者さんの一番近いところで、そういう薬学的指導も受けながら安全を担保するという観点からいいましても、私は敷地内薬局は一定期間というお話でしたが、それいつまでですか。明確に区切ってください。区切れますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在今、いつまでというふうな明確な期限は区切っておりません。しかし、事業局としては、本来は医薬分業の立場から敷地外薬局は将来的には必要だと思っています。したがいまして、現在石垣市では、地域周辺の区画整備事業が終了する、基本的には平成34年以降というふうに伺っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今、病院事業局長は非常に重要な発言をしました。病院事業局としては、敷地内薬局を将来、推進するような今お話でしたね。もう一回、私聞き違いかもしれません。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　それは、聞き違いだと思います。

事業局としては、将来は敷地外薬局に持っていくというふうな話であります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　だから持っていくということは、敷地内薬局をやるということじゃないですか、将来的に。持っていくってどういう意味ですか。日本語、説明してください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　周囲の区画整備ができましたら、敷地内薬局を閉鎖して、敷地外薬局に移動するという意味であります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　最初から今のように御説明いただければ、非常にありがたいです。敷地内、敷地外、ちょっと聞きづらいところがありました。

いずれにいたしましても、これ公募はありましたけれども、ぜひ私は、もうやると決めたんですから。ところが、患者さんの一元管理については、十分な議論がありませんよ。利便性だけ先行して、安全性の議論がない。そういう議論をしっかりとやりましたか。あるいはこれからやってくださいよ、定期的に。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　山川議員の懸念することも十分承知しております。八重山薬剤師会それから県立八重山病院、これからも検討いたしまして、患者さんにそういうふうな不利益がないように改善しながら、今後敷地外、整備されるまでには、当分の間、敷地内薬局で行きたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　再確認いたします。

周辺の区画整理ができて、門前薬局がそろうまでということですが、間違いありませんね。それまでの間ですね、敷地内薬局は。いかがですか、明確に答弁してください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　八重山病院も今、敷地内薬局に関して引き受ける業者とも話をして、周辺の整備ができたらそこを終わって、外に移設すると

いう話で進めております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　いずれにせよ、薬剤師協会含め沖縄県の関係機関と十分に相談しながら進めていただきたいと思います。この後また常任委員会で我が会派のメンバーもおりますので、引き続き質問を続けてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　おはようございます。

翁長知事、一日も早く健康を取り戻して公務を頑張ってください。

それでは一般質問を行います。

子育て支援について。

小項目(1)、平成29年度における待機児童解消に向けた取り組みと成果をお聞かせください。また、本年度の待機児童解消に向けた取り組みをお聞かせください。

小項目(2)、沖縄県が管理を行っている公園や市町村が管理を行っている公園に保育所等の設置並びに活用することはどうか、見解を求めます。

大項目２、教育スポーツ振興について。

小項目(1)、県立高等学校における屋外運動場のトイレ設置について、教育委員会の認識をお伺いいたします。

小項目(2)、(1)に関連し、屋外運動場にトイレが設置されていない県立高校は何カ所ありますか、お伺いいたします。

小項目(3)、沖縄水産高校カヌー部への支援として、同部が練習を行う糸満市の報得川周辺にカヌー艇庫（トイレ、シャワー、トレーニング場、休憩場を含む）を設置することについてお伺いいたします。

大項目３、南部振興策について。

この問題におきまして、小項目(1)ですけれども、戦後処理は糸満市はまだ終わっていません。誠意ある答弁を子ども生活福祉部、ぜひ答弁を求めます。

小項目(1)、糸満市における慰霊塔及び慰霊碑の国立墓苑への整理統合について、建立者所在不明問題はどうなっていますか、お伺いします。

小項目(2)、糸満新市場の進捗状況についてお伺いします。

(3)、一部訂正があります。県は「振動型」を省いていただきます。県は瞬間冷凍施設導入について検討していると述べていましたが、結果をお聞かせください。

(4)、沖振法の延長と確約が大前提ですが、糸満市の内陸部に企業工業団地建設を県主導で行う意欲がありますか。見解を求めます。

件名４、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場代替施設建設事業において、本年８月中旬ごろに土砂投入を行うことが決定的でありますが、埋立承認撤回を行いますか。知事の見解を求めます。

(2)、知事は11月に行われる知事選挙に出馬しますか。お伺いいたします。

件名５、我が党の代表質問について、島袋大議員が述べた沖縄振興策の推進についての４、2019年度沖縄振興予算の確保について、翁長県政で予算減額が続いている原因の検証と総括を踏まえ、どのような基本方針で臨むのか伺いたい。

５、次期沖縄振興計画の策定に向け準備を進めているが、中間報告９項目の課題や検討事項はいずれも国の支援を前提としている。翁長県政の自民党敵視の姿勢や国との信頼関係が崩壊している状態で、今後10年間の振興策がなぜ必要なのか。理論構成、戦略をどう築くか伺いたい。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の４の(2)、知事選への出馬についてお答えをいたします。

今はしっかりと病気の治療を行いながら、一日一日公務を着実にこなしていき、県民からの私に対する負託に応えたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童解消の取り組みと成果についてお答えいたします。

沖縄県においては、黄金っ子応援プランに基づき待機児童の解消を図るため、保育所等の整備を行ってきたところです。平成29年度の取り組みについては、108カ所の保育所等の整備を行い、5784人の保育定員を確保したところです。平成30年度の取り組みについては、104カ所の保育所等の整備を行い、4658人の保育定員を確保する見込みとなっております。

次に３、南部振興策についての御質問の中の(1)、慰霊塔・慰霊碑の整理統合についてお答えいたします。

慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有であり、

その修理や清掃等の維持管理については、本来、建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。しかし、各団体が建立した慰霊塔・慰霊碑の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていないなどの課題が顕在化しております。

県におきましては、慰霊塔・慰霊碑の現況を把握するため、今年度、県内の慰霊塔・慰霊碑の管理状況等の調査を行い、建立者等不明の慰霊塔・慰霊碑の状況についても調べることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、子育て支援についての御質問の中の(2)、都市公園への保育所等の設置についてお答えいたします。

平成29年の都市公園法改正により、保育所等の占用が可能となったことから、今後県営公園において保育所等の占用の要望があった場合は、条件整備の状況を確認し関係機関等と連携を図りながら、対応を検討していきたいと考えております。

市町村の管理する都市公園については、各市町村において対応するものでありますが、県に相談があれば、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育スポーツ振興についての御質問で(1)、屋外トイレ設置についての御質問にお答えいたします。

学校内における生徒用のトイレについては、屋外トイレも含め健康管理の観点から、適切な位置に設置する必要があると考えております。屋外トイレの設置については、各県立高校の運動場及び校舎や体育館のトイレの配置状況等や学校からの意見等を踏まえ整備しているところであります。

次に２の(2)、屋外トイレがない高校についての御質問にお答えいたします。

屋外トイレが設置されていない県立高校は、60校中39校であります。その内訳としましては、普通高校が26校、専門高校が13校となっております。

次に同じ２の(3)です。報得川周辺のカヌー艇庫等についての御質問にお答えいたします。

沖縄水産高校カヌー部が練習を行っている報得川へのカヌー艇庫、トレーニング場、トイレ等の設置につきましては、設置場所、設置後の維持管理等のさまざまな課題があると考えております。現在、同校カヌー部については、沖縄県高等学校強化推進運動部に指定するなどの支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、南部振興策についての御質問の中の(2)、糸満新市場の進捗状況についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地として位置づけ、泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。平成27年度に糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の基本設計を行い、28年度に荷さばき施設整備に関連した水産物１次加工処理施設の基本設計及び市場関連施設の配置構想を策定してまいりました。また、29年度に高度衛生管理型荷さばき施設の収支シミュレーションを実施したところであります。

県としましては、引き続き、糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体などとの協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

次に同じく(3)、瞬間冷凍機の導入についてお答えいたします。

県では、高度冷凍技術の検証を行うため、高度冷凍技術を活用した冷凍カット野菜の試作などを行ってきたところであります。その結果、高度冷凍技術を活用した冷凍施設の運営は、県内冷凍野菜の需要規模などの課題があるとの報告を受けております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し活用可能な技術の情報交換などを行い、本県農林水産物流通の高度化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、南部振興策についての(4)、糸満市内陸部への工業団地建設についてにお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域では、適切な産業用地の確保が今後の課題と考えております。工業団地建設に当たっては、市町村における地域の合意形成、土地利用に係る規制の状況、道路や工業用水等の産業インフラ、整備手法等を整理する必要があります。

県といたしましては、具体的な事案が出てきた場

合、市町村や関係部局と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　４、知事の政治姿勢についての(1)、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。日々の国の動きなど、全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　５、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、平成31年度沖縄振興予算の確保に向けた取り組みについてお答えします。

県においては、沖縄振興予算の確保に向け、市町村や関係団体等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。これまで、県議会各会派や県選出国会議員等の皆様に謝花副知事や私がお会いしまして、一連のスケジュールや成果及び課題を踏まえた沖縄振興予算所要額確保の必要性などの説明を行ったところであります。引き続き、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御支援を賜りながら、関係要路の御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　５の(2)、次期振興計画策定に向けた具体的な取り組み等についての御質問にお答えします。

県では、今年度から、これまでの沖縄振興計画に基づく各種施策や沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等について、課題及び対策等を検証するとともに、新たな沖縄振興に必要な制度等を整理するため、総点検作業に着手しております。平成31年度以降、これらの結果を踏まえ、次期振興計画の策定作業に入りますが、政策課題の解決に向けては、沖縄振興特別措置法の延長、税制度等の拡充が必要となると考えております。このため、政府等の関係要路への要請に当たっては、県選出国会議員等の御協力を得たいと考えております。

以上でございます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　再質問行います。

子育て支援についてですけれども、待機児童解消のための県や市町村の努力に一定の評価をいたします。それでは、もっともっと待機児童が解消できるように質問を行っていきたいと思います。

今年度における保育士確保は、対策はどうなっていますか。伺います。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　待機児童解消のためには保育士の確保は重要であると考えておりまして、今年度も子育て支援新制度における賃金改善の適切な実地指導、それから、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業を行います。それから、今年度から新たに保育士の休憩取得に関する支援を実施することとしておりますので、これらによりまして確保に努めたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　保育士確保について、今全国的な流れですけれども、保育士の賃金アップ、そうすることによって変わってきたという全国の事例をお聞かせください。これ新聞報道に載っていますから。ストライクの許容範囲ですからお答えください。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　特別な市町村の事例ということでは答弁ちょっと難しいんですけれども、全国的に賃金改善ということで、平成24年度から11％の改善を行っておりますので、その成果は出てきているかと思われます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　済みません。

具体的な事例につきましては、ちょっと手持ちで持っておりませんので、申しわけございません。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　実は知事、保育士確保の件で都道府県、そして市町村、首長の判断、トップの判断で賃金アップの補助金等を行っている都道府県があるんです、全国的に。沖縄県も保育士確保、頑張るべきじゃないかと、そうすることで待機児童を解消できる、加速していくのではないかという強い成果が見られると思われるんですが、知事の見解、もし知事が厳しければ担当副知事で構いませんから、見解を求めます。

これ上の判断だよ。部長クラスでできるはずがないでしょう、予算の問題が絡むのに。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　待機児童解消については、保育士の確保は本当に重要なことだと考えておりますので、県としましても、市町村と意見交換を行いながらしっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　市町村との意見交換の中で、私が言ったことは市町村から意見交換されているんですよ、前々から。だから、あなたでなくて担当副知事が答えなさいって言っているんですよ。わかっていますか、中身。

もう一回伺いますよ。担当副知事伺います。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　待機児童解消のために、やはり保育士の確保、これは極めて重要だと。保育士の確保のためには何が重要かといいますと、これまで議論されておりますように保育士の処遇の改善、そこが重要だと思っております。その中にはいろいろ正規雇用化ですとか、それから年休、産休等取りやすい環境の整備、これも重要だということですが、一番効果の大きいものとして、新垣議員が御指摘なさっているのは、賃金の改善だということだと思っております。

この件につきまして、先ほど来部長のほうから市町村との意見交換等も重ねているということがございますので、そういったことも踏まえながら、県として賃金の改善の状況、課題、そういったものを踏まえて、県として必要があるというふうに判断したならば、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これ、毎回毎回毎年同じ課題で出て、ずっと全国的に同じ課題なんですよ。賃金アップに向けて県が保育士に助成するかと、これわかり切った問題なんです。ぜひ踏み込んでほしいんですよ。これトップの判断なんですよ。事務レベルの話ではないんですよ。その件について、ぜひ謝花副知事、もう一度見解を求めます。来年度頑張る意欲ありますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、賃金の改善がやはり重要なポイントだということは認識してございます。その前提に当たりまして、県の行政施策の決定判断に当たりましては、まず現状の分析、そして課題というようなことを踏まえて、先ほど事例のこともございましたけれども、他の事例等も参考にしながら総合的に勘案するという作業が必要になってまいります。ですので、まずは福祉部のほうで市町村との意見交換を踏まえて、やはりそういったニーズがある場合に、また他の市町村との事例の確認等を踏まえた上で今後検討していくということになろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　了解。理解いたしました。本当に待機児童解消のために、喜びと来年また懸念があるんです。来年から始まる幼児保育無償化に対する対策は、市町村との連携はどうなっていますか。また、この無償化本当に喜ばしい話なんですけれども、待機児童ががんとふえると、今週月曜日の朝日新聞でも大きく記載されております。全国的な市町村の声ですね。その件に対する対策、内部での検討、市町村との連携、意見交換、どうなっていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　市町村とは

日ごろから意見交換を行っているところではございますが、無償化の問題につきましても、国の制度が先ごろいろいろ示されておりますので、しっかりと意見交換をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　さらに踏み込んで待機児童解消してほしいという中で、私は公園を活用してくださいと、市町村において大規模な公園、中規模な公園、小規模な公園、大・中・小の保育所設置を行ってやってほしいんですよ。これには大きなメリットがあるんです。今沖縄県の土地、非常に上がっています、土地が。無償で公園、市町村の理解や沖縄県の公園の理解があれば、保育所設置で非常に加速して、待機児童の解消も今1884名の待機児童がさらにさらによくなっていくんですよ。もちろん、賃金アップのため沖縄県が保育士に対して２万円くらい上げれば、やめた方はすぐ戻ってきますよ。そういったことも県の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　都市公園についても、保育所が設置できるように法律が改正されたということでございますので、保育所等の整備についても、一部市町村では土地の確保に課題を抱えているところもありますので、市町村とも意見交換を行いながら、県の内部の関係機関とも連携を図って情報収集とか課題などを整理していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これ、ぜひ市町村との意見交換で県も力強く指導と助言をしてほしいんですよ。大きく変わります。やりたいっていう事業者たくさんいます。だけど、土地が高騰して買えない。ですから、今、土地代というデメリットがなくなるんですよ。建設に向かうんですよ。県に補助金を置いてありますから、国から。そういった形で待機児童解消をぜひ力強く今よりも頑張っていただきたいんですけど、担当副知事、これやっぱり上もこういった強化、待機児童解消の強化。やはり気迫という意欲というのがないとだめなんですよ。そういった見解を求めます、担当副知事。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

やはり全国的に待機児童の問題が課題になっている中で、都市公園法の改正等があって保育所等の設置も占有も可能になったと理解してございます。先ほど部長からも答弁ありましたけれども、やはり保育所の設置の場所、保育所の数は足りているけれども場所的にちょっと合わないとかいろいろ課題が出てくると思います。そういったところは、やはり地域の実情ニーズに応じた形の対応が必要になってまいりますので、そこはまず一番重要なことは市町村からの御意見をしっかり話を聞く。事業者からの話はあるということも理解はしますけれども、保育行政を担っております市町村の方々の御意見をまずお聞きして、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。

そのとおりだと思います。僕は地元糸満市ですから、地元糸満市の待機児童を解消するためにもっともっと申し上げますけれども、糸満市西崎６丁目にある公園が風営法の規制が入っているんですね。これを外せば、あのポジションは繁華街なんです。多くの子供たちが親もあの周辺で働いているんです、西崎工業団地で。そういったもろもろもちょっと内部で検討していただきたいんですね。検討していただきたいという形で要望として、ぜひまた下から糸満市から上がってきますので、ぜひ事業者と糸満市から上がってくると思いますので、前向きに御検討をお願いいたします。

次に移らせていただきます。

教育スポーツについてですけれども、きょう水産高校カヌー部の父兄やＯＢが来ていますし、モニターでも見ています。この中で教育長、水産高校カヌー部が練習を行う現場視察を行ったことありますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　練習中の現場ではありませんが、練習を行う現場、艇を保管している状況は見ました。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　なぜ私がこういった質問をするか、本当に子供たちかわいそうなんですよ。カヌー部の子供たち、スパッツで練習するんです。実はカヌー部の子供たちとか、私のはとこもカヌー部の出身で女の子なんですけれども、小便漏らしながら練習しているんです。あの地域は西崎６丁目周辺に遊技場とか公園があるんです。大変なんですよ。我慢できないんですね。また、潮風や川の風も浴びて冬はめちゃめちゃ寒いんですよ。だから、子供たちは本当に健康管理、大変なんです。そしてもう一点、全国からナショナルチームのオリンピッククラスの選手があの向かい側へ練習しに来るんです。だから、子供たちが大惨事にならない、風邪も引かないように、寒い思いをさせないように、さまざまな課題があるというのはあったんで

すけれども、実はあそこに国の土地があります。国の土地をどうにか文化観光スポーツ部も教育委員会と一緒になって、無償で借りて箱物は一括交付金を活用する。ナショナルチームが来るということは観光客が来るということですから、そういった観光も生かしながら一括交付金獲得に向けて頑張っていただきたいんですけれども、教育庁と文化観光スポーツ部は根回しはしてあります、２週間前で。ですから、そういった形で答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず、学校の施設として部活としてやる場合、確かに各学校ではなかなか満足いく環境でない中で工夫していろんな部活をやられております。水産高校の――実は艇庫は学校の中にはございますけれども、練習場である川の横にはないわけです。そういう意味で、整備というのがどういうふうにできるのかというのはいろいろ課題がある。例えばトイレとか、そういうものをあそこにつくる場合に、学校の施設としてつくった場合、一般の人も利用できるようにするのかとか、そうなると、じゃ学校の施設、校長が管理する施設としてやるべきなのか、一般の社会体育施設なのか。そういうのもありますし、御質問にありましたように、ほかのナショナルチームさんが使うとかそういう話になると、なかなか学校だけで抱えるのも厳しいんじゃないかと考えておりますので、その辺はいろんな観点でやっぱり整理する必要があるというのがこちらの考えでございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

水産高校さんの部活の練習環境ということからしますと、教育委員会の所管ですけれども、議員のおっしゃるとおり日本代表も来られるということですので、スポーツ振興、合宿とかキャンプの誘致という観点から考えますと、その場で実際合宿の可能性があるとか利用見込みとか、それから今後維持管理の仕方とか、そういったこともやはり合宿誘致の観点から検討する必要があると思います。そういったところを改めましてカヌー協会さんとか、関係する庁内でも土木もいますので、関係部局とも連携し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　御検討ありがとうございます。

実はカヌー協会、沖縄カヌー協会、日本カヌー協会、そういった合宿所という形、うまく一括交付金も活用しながら箱物を築いて、運営補助金は学校も出す。学校も一緒に使うという形で、うまくこぎつける。子供たちが本当に大変な思いをしているんですね。実は、地域のコンビニからもどうにかしてくれよと、遊技場の関係者からも。かわいそうだよと。そういった形が40年も続いているものですから、毎回訴えて訴えてきてですね。この件に関してデリケートな問題なんですけれども、ぜひ一日も早くこれができるように頑張ってください。私も自民党の議員として、また維新の當間盛夫県議もカヌー協会関係者でありますので、下地幹郎代議士も。そういった形で地域がよくなるように頑張っていきますので、御協力お願いします。協力しますので。

続きまして、県立高校のトイレが設置されてない箇所について。これも同様に、授業中に大変なことになっているんです。毎回毎回沖縄県に訴えようと思っても、デリケートになって子供たちが、大変なことになった子供たちが不登校になったり、いじめになったり、大変な思いをしているんですよ。ですから、その問題において課題解決に向けた取り組みを早期に頑張っていただきたいんですけれども、教育長の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　学校のトイレも含めて施設整備、それはもう学校とも調整しながら行っているわけでございまして、現在、屋外トイレのない学校、その中に水産高校もありますし、いろんな学校がございますけれども、現在のところ、当該学校から屋外トイレ設置の要望が具体的に今あるわけではないですので、もし仮にそういう要望等があれば、意見交換を行ってまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　屋外トイレに関して、沖縄県で上げている高校あるんです。沖縄県でこれを求めるという高校、声を上げている高校あるんですよ。だから、それはわかっていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　学校として具体的に上がっているというのは聞いておりませんので、校長等から実際にその施設整備等の話があれば、これも当然予算の話もございますし、部活を行う場合には適切な運動部活動といいますか、体調とかその辺も配慮しながら、やはりトイレとかその辺の分を考えながら部活動は当然行うべきですから、そういう意味で対応できないような距離なのか、配置状況なのかとか、その辺もしっかり踏まえながら、あとはいろんな優先順位等も

見ながら対応していく必要があろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　実は私の母校ですけれども、沖縄水産高校野球部、上げてあります、沖縄水産高校から。当時の安慶田副知事に、ババンてやられました。できないと。だから、上げてあります。那覇のある高校も、女子――あのちょっとこれデリケートだから言わないんですけれども、これ大変なことだから、那覇の高校も上げてあります、口頭で。だから、優先順位待てとか、学校校舎の改築工事に間に合わせるとか、これ待ったがきかないんですよ。その件に関して、実は、糸満市にあるベンチャー企業が開発したすばらしい仮設トイレが糸満市役所の入り口から東側にあるんです。このすばらしい仮設トイレは東日本大震災の教訓を生かして、糸満市のベンチャー企業が開発したんですけれども、簡単に言うと電気代もかかりません。下水道もかかりません。上には太陽光入りますから電気代もかからない。下水道もくみ取り方式でランニングコストも安いんです。ですから、屋外運動場に、学校校舎のトイレが遠いというところにこの仮設トイレを設置してほしいんですよ。細かいこと今時間がありませんので、ぜひこの問題において資料、今提供したいと思います。議長今ちょっと休憩もらえますか。資料提供、こういったいいものがあるという、仮設トイレの件で。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　ぜひこのすばらしい仮設トイレを一日も早く活用して、頑張ってほしいなと思って、これ以上子供たちがいじめや不登校になるのを見たくないものですから、ぜひ教育長のリーダーシップを期待しております。次の議会でも質問いたしますので、よろしくお願いします。

続きまして、時間がないものですからお聞きします。この知事の政治姿勢ですけれども、今から２年前に行った辺野古違法訴訟、仲井眞知事における承認したこの問題の翁長知事のときに、最高裁まで行った、沖縄県が敗訴した中身をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　知事が一昨年、埋立承認を取り消しまして、それに対して国が一度代執行訴訟を提起しました。その後、和解に至りまして、不作為の違法確認訴訟が行われまして、12月に最高裁の判決が出て、前知事の埋立承認には取り消し得べき瑕疵がないというような形での判断が出されております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ですから、今言ったように瑕疵がないんですね。法的根拠といっても瑕疵もないんですよ。残るのは撤回しかないんですね。その意味わかっていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど、後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　全く、知事公室長、沖縄県、勘違いしているところあると思うんですね。2016年の辺野古違法訴訟で負けて、法的瑕疵というのがないんですよ。正しくきれいに仲井眞知事は承認を法的根拠でやられているということなんですよ。その根拠の中身を理解していますかという質問なんですよ。皆さんが言う法的瑕疵というのはないんです。撤回しかないんですよ、カードが。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　埋立承認につきましては、取り消し得べき瑕疵はないということで判示されておりますが、要するに、３年前の埋立承認後に生じた事由があれば、それは一般的に撤回という将来的に無効とすることもできるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　将来的に無効というのは、じゃ最高裁というのを軽視しているということですか、今の発言は。そうしか受けとめられないですよ。あの裁判は軽視しているということなんですか。和解条項に従うと言いながら。軽く考えているんですか、沖縄県は。伺います。法的な中身ですよ、私が言うのは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　あくまでも最高裁が判示したのは、埋立承認に取り消し得べき瑕疵がないということでございます。承認後国は護岸の設置とかそういったさまざまな工事を行ってございます。そういったところで、仮に公益上の理由が生ずるなど後発的、あくまでも後発的な事情の変化により当該行為を維持することが適当でなくなった場合には、これを将来的に無効とすることはできるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　解釈が全くお互い合いませんので、次の質問に展開変えます。

次、これ承認撤回して裁判になる可能性非常に高いです。100％勝てますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えております。どのような事由が根拠となるか､現在慎重に検討しておるところでございます。当然撤回をする場合には、そういった法的な観点についてもきちんと対応していくことにはなろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　間違いなく沖縄県100％負けます。2016年の辺野古違法訴訟で負けているんです。全てのベースが入っています。皆さんの解釈と国が考える解釈、私、弁護士とも法的な勉強会して、100％負けるんですよ。

伺います。

沖縄県に対する損害賠償、国や請負企業、警備会社からの損害賠償の責任は誰が背負うんですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　損害賠償、いわゆる国家賠償法に基づくものだと思います。その場合につきましては、職員に対しての損害賠償は、故意もしくは重過失がなければそういった責任は負わないものというふうに解しております。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　撤回を行う場合には私ども法的な検討もきちんと検証して行うこととしております。そういった面で、そういった形で責任を負わないように取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。（発言する者あり）

○新垣　　新君　ちょっと待ってよ。

責任を負わないとなった場合――責任負わされます。その責任は、知事、どうなされますか。伺います。知事、答えてください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど来、公室長のほうが答弁していますように、撤回については法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応すると。今、新垣議員は100％負けるという前提で損害賠償のお話をなさっているとは思いますけれども、県としてはそういったことのないように、負わないとかじゃなく、そういった100％負けると、県が損害賠償責任を負うというようなことのないように丁寧に今行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　じゃ負わないようにだったらいいことですよ、じゃ撤回しなければいいんです。伺います。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　これも先ほど来公室長が答弁しておりますように、承認をした後、やはりこれを看過できないような事態があれば、それは撤回をする必要が出てまいりますので、その際にはしっかりと検討を行った上で対応するということになります。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今の話を聞くと、承認撤回はやらない。私は喜びですよ、県民に損害賠償が出ないから。

知事、これは知事が県民の負託を受けて県知事になったんですから、知事、損害賠償は好ましくないと私は思っています。100％負ける訴訟ですから。2016年の違法訴訟でも負けています。撤回したら確実に負けます。この責任は知事がとるという形でいいですか。県民が賠償金食らったら。個人賠償は別ですよ。沖縄県民が背負った場合ですよ。知事の見解を求めます。知事、答えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほど謝花副知事からも答弁がありましたように、撤回を行う場合には法的な観点からきちんと撤回についてしっかりと行うこととしております。そのような形からきちっとした対応をとっていくこととしておりますので、御理解願いたいと思います。

○新垣　　新君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　議長の許可がおりましたので、一般質問を行いたいと思います。

沖縄・自民党の具志堅でございます。

通告に従って進めていきたいと思いますが、まず北部地域の医療の現状について伺いたいと思うんですが、北部地域の医療の充実強化に対しては、私当選以来、もうかれこれ数えますと11回質問をしております。これだけ地域医療の課題が大きいな、問題あるんだなというふうにも思っております。

まず初めに、我那覇局長、就任後初めての議会でございますので、沖縄県民の生命を預かる者として、その医療行政の、特に県立病院を初めとするその医療行政に対する局長の認識等を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　県立病院に対する病院事業局の考えでありますけれども、県立病院そもそもの使命は、不採算部門を行うこと、民間にはできないことですね。それとやはり県民の医療を守るとりでとして、そういうふうな立場で沖縄県は６つの県立病院がありますが、しかも非常に離島・僻地と、県民の医療のアクセスも難しいところでありますけれども、そういった場所に対して十分な医療を提供するというのが民間ではできない我々の使命、役割だと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

本日は、北部地域の医療の現状ということで、今置かれている現状を少し議論させていただきたいと思うんですが、まず医師・看護師確保、そして医療機器の設備等、設備投資、あるいは建物等の施設整備の観点から、大きく３つの観点から議論を進めていきたいと思います。

まず初めに、各診療科目ごとに伺ってまいります。

まず外科の状況について説明を願います。今の現在の医療体制に対してお願いします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在の外科の医療体制に関しましては、平成30年４月１日現在、外科は定数７名に対し、専門医１名を含めた３名と嘱託医１名の配置となっています。救急外科の夜間受け入れについては、ことし４月から週５回制限しており、救急車搬送による患者の受け入れを含め、新規の患者については受け入れていない状況にあります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　全く機能していないと言わざるを得ません。

私も、せんだって自民党の武見先生が沖縄に入ったときに、県北を勉強しております。それを受けて、地域で末松県議と一緒になって勉強会もしたんですが、近々50代の医師もやめる予定であるというふうにも聞いております。今３名ですが、それが２名体制になるんじゃないかということも言われております。

次に、眼科の状況はどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

平成30年４月１日現在、眼科は定数１名に対し欠員となっております。眼科については、常勤医師の退職後、２月１日から外来を休診しております。現在は、週に１度、琉球大学の業務の応援を受けて、未熟児網膜症の検査と入院患者の対応を行っている次第でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ＮＩＣＵ対応のために琉大からの応援ということでやっている状況です。

産婦人科はどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　平成30年４月１日現在、産婦人科は定数４名に対し、派遣医師を含め３名の配置となっています。産婦人科医については、平成28年９月から分娩数を制限しており、夜間終日対応はオンコール体制を継続しております。平日診療に対しては、産科診療所間の紹介によるものであって、合併症妊娠や母胎搬送、離島遠隔地の方々を優先的に受け入れております。救急診療については、搬送の猶予がないと極めて緊急性が高い場合を除き、原則中部病院へ搬送することとしております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　定数４名から３名に減になりましたというふうな説明なんですが、休日・夜間対応、あるいは当直可能な常勤医師というふうな形でしっかりと運営するためには何名必要とお考えですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　北部病院には定数は４名あります。少なくとも平日対応するためには４名以上の産婦人科医が必要ではないかというふうに考えております。

○具志堅　透君　４名以上何名ですか、４名以上20名ですか。

○議長（新里米吉君）　継続して答えてください。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　産婦人科からの要望としては、６名というふうな格好となっています。しかしながら、今産婦人科の医師というのは、全国的、それから県内でも非常に医師の獲得が難しい状況でありますので、まずは４名を何とか配置したいと、そういうふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　６名ですね。

今緊急性の高い妊婦の受け入れを断っていると。ヤンバルでは子供を産む、育てることができない状況になっているようであります。

次、救急に対してはどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　平成30年４月１日現在、県立北部病院において救急外来については、外科以外の診療科の制限は行っておりません。外来診療の再開及び診療制限の解消は、喫緊の課題であると認識しております。また、脳神経外科、消化器内科においては……

○具志堅　透君　脳神経はいいよ。救急だけでいいです。今聞いたのは救急だけです。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　では、以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　順序立てて聞いていきますので。

救急に関しても、４月から３名体制となって、うち１名は１年間の臨時採用というふうな形で認識しております。24時間体制を行うには局長、何名必要ですか。救急、24時間体制を行うには。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

救急の対応をするには、５名以上の救急医が必要と考えております。

○具志堅　透君　５名以上30名ですか。さっきと同じことですよ。いいですか、５名以上で。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　救急医に関しては、５名以上と考えていますが、北部病院は、救急に関して当直のドクターもいます。そういう方々と協力して救急に対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　少し聞いているのとちょっと違って、５名以上必要ですということになると上限はないんですかと言っているんですよ。ですから、私が勉強した中では、24時間体制を構築するには６名が必要だと、最低６名ですよ、最低必要ですというふうに伺っております。

次に、じゃ脳神経外科の現在の状況はどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　脳神経外科においては、定数２名に対して現在１人の医師で対応しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今たしか常勤医師２名体制構築のために、県外大学等へ医師派遣依頼中ということで病院長の説明がありました。その辺のところの見通しはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在、１人の脳外科医で対応しているのですが、他の県立病院から、南部医療センターから１人、それから豊見城中央病院からの応援医師を含めて患者さんの制限のないように対応をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それでは、次に腎臓内科について説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在、腎臓内科は１人の医師で対応しております。１人ですので、県立の他の病院から週１回の業務応援を受けております。ことし４月に常勤医師１名を採用予定でしたが採用に至らず、腎臓内科の医師に関しては、非常に仕事の量が多くなっているというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　局長、４月から１名になって、他の病院の、センターからの応援がこれまであったのが週１回になったと。今診療制限もしていますよね。新患、実質受け入れを拒否、受け入れ制限していますよね。実質的には休診となっているんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　腎臓内科に関しては１名ということで、新しい患者さんの透析に関しては制限を行っているのが事実でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今北部地域で、知事、入院可能な施設は県立北部病院だけなんです。その県立北部病院が今の状態。副知事も聞いておいてくださいね。

次に、消化器内科についてはどうか伺います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　現在、消化器内科に関しては２名の配置となっています。今年度から県外大学からの派遣がなくなったこと、常勤１名の退職に伴い体制が厳しい状況となっていることから、常勤医の確保に努めてまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これ今局長が説明している、答弁しているとおりになりますか。私が聞いているのは、９月から休診になるんじゃないかと言われていますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　消化器内科に関しては休診になることはございません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今確認したとおりであるんですが、

全くひどい状況です。北部地域で住むなと、もうこれは産婦人科、小児科に特化してこれまで言われてきたんですが、ほとんどの診療科において今のような現状となっております。我々ヤンバルにいる方々というのは、金がないと。知事が――ちょっと例えて申しわけないですね。こういう病気になりました。あちこちいい病院を探してどこでも行けるでしょう。金があるからなんですよ。我々田舎にいる者は、近場の、近くの県立北部病院、基幹病院としてしっかりと県がつくった病院に診療に行きたいんです。それが今の現状です。那覇に行って金使って、家族の負担もふえて、そういう状況をつくっているんですよ、事業局長。どう打開していきますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　北部病院の医師の定数は47名でありますが、現在42名であります。医師の確保につきましては、引き続き県内外の大学病院の医師派遣要請、ホームページ及び民間サイトを通じた医師募集などに取り組んでまいりたいと思います。脳神経外科、消化器内科については、通常診療を行っておりますが、厳しい体制には変わりはないため、医師確保に今後も努めてまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ずっとずっとこれまで４年間、５年間同じ答弁です。医師派遣、医師確保に対してそういうふうに取り組んでまいりますと。しかし、結果が今の現状なんですよ。なぜ、なぜその医師がやめていくと思われますか。どう考えていますか、局長。どこに原因があると思いますか。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　医師不足の要因は、地域偏在及び診療科偏在にあると言われています。若手医師は症例数が多く、専門の指導医が多数在籍し、最新の医療機器が備わっているなど、スキルアップ――これは技術研修ですが――に適した病院を選択する傾向にあります。一方、中堅以上の医師は、当直回数や生活の利便性等を重視する傾向にあります。これらの医師が選択する病院は、比較的都市部に多いことから、地域偏在が生じていると思われます。また、医療訴訟のリスクが高い外科や産婦人科、小児科等を目指す医師が減少していることにより、診療科偏在が生じ、医師の確保が厳しくなってきていると考えます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　医師が働きたい、スキルアップできる病院、医療機器が整っている病院は都市部にあると。そうなんですか。北部は皆さんが整備してない――後ほど議論しますが、医療機器のメンテも必要な時期に来ている。施設の整備も必要な時期に来ている。それでもやらない。悪循環に陥っているんです。病院の先生の一人一人への負担、そして若い医師に関しては、スキルアップができないんだと。それは医療機器の問題もある。そういう状況にある。その病院をつくっているのは県立、県の皆さんですよ。皆さんがそういうふうに中南部、都会を整備してヤンバルは整備していないということになるんですよ。どうですか。後回しにしてきたんですよ、これまで。病院派遣も含めて。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後０時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　お答えします。

病院事業局においては、現在副院長とともに、県内外の大学病院への医師派遣の要請を中心に医師の確保に努めております。先日も九州の大学に要請したところでございます。今後も引き続き大学病院への医師派遣要請やホームページ及び民間求人サイトを通じて医師募集などの確保に向けて努めてまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それでは、次に看護師の確保についてでございます。

現在の状況、たしか７対１看護をやっていると思うんですが、現在の看護師数等々について説明願います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　病院事業局では、看護師確保のため県内の看護師教育機関や県内外の就職説明会に積極的に参加し、県立病院の魅力を発信しております。県立病院において、看護師の変則２交代制は平成29年11月に循環器科病棟で、12月に呼吸器内科病棟の２カ所で導入されました。結果、２交代制導入により、週５日通勤が週４日になったことから、職員の満足度は高いものとなっております。また、看護師は定数は269名ですが、現在268名と充足率は99％、高いパーセントを維持しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　充足率99％、高いなというふうに思っているんですが、今７対１看護というのは、病床

数減らしてそれに対応しているんじゃないんですか。それを維持するために。看護師が足りないために病床数、減らしているというふうな認識を僕は持っているんですがどうですか。医者もいないから看護師をふやしても意味ないと……

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　北部病院の病床数は減らしてはおりません。７対１看護に関しては、最近その医療の充実度を求めるために若い看護師、あるいは外部からの看護師はやはり７対１看護のある病院に就職をすると、そういうふうな傾向にあります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に、医療機器等への再投資について伺いたいと思います。

今事業局長、現場からの声は事業局長のほうに要望として通っていますか。どういった要望がありますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　平成30年度における県立北部病院の医療機器、備品等の購入に係る予算額は、１億851万2000円となっております。購入予定の主な医療機器としましては、医療用画像情報システムとなっております。耐用年数を超過している機器に関しては、高額の医療機器として、耐用年数を超過しているのは血管造影装置とコンピューター断層撮影装置となっており、法定耐用年数と使用年数はそれぞれ血管造影装置で６年に対し８年、ＣＴ断層装置でも６年に対して11年となっております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それをどう解決していきますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　県民への医療提供に必要な整備については、各医療圏における県立病院の役割、機器を踏まえ、可能な限り地域完結型の医療が提供できるよう整備しているところであります。これまで医療の進歩に対応するため、各県立病院にＭＲＩやＣＴ等の高度医療機器を整備するとともに、北部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院及び八重山病院に電子カルテシステムの整備を行ったところです。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　先ほど局長がおっしゃったように、医師が働きやすい環境づくりという意味では、医療機器の整備というのは非常に重要な役割を果たすんですね。そのことを局長もドクターであるようですから、しっかりと認識をしていただいて、ぜひ県北の医療機器整備に投資をしていただきたいなというふうに思います。

次に、建物等施設整備についてでございます。

築26年経過して老朽化が進行しております。修繕や設備の更新が必要だと思われます。県の認識を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　県立北部病院は、敷地面積が26.381平方メートルであり、本館については、平成３年度に延べ床面積18.272平方メートルの地下１階地上６階塔屋１階の鉄骨鉄筋コンクリート造の施設を建築しております。竣工後は平成24年度に屋上改修工事、平成28年度に火災報知器の更新工事等を実施しております。また、病院の附帯施設として、平成27年度に研修医等宿舎を建築しております。

それから、補修状況に関しましては、県立北部病院は、本館は建築から27年が経過していることから、屋上防水、外壁タイル、空調・換気等、配管等に老年化が見られますが、定期的に修繕工事を行い、建物整備の維持管理に努めております。今年度は、医療ガス監視設備の更新を行う予定をしており、その他の修繕工事と含めて約3600万円の予算を確保しております。

病院事業局においては、病院運営に支障が生じないよう、必要な整備修繕工事を行ってまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　しっかり頑張っていただきたいと思うんですが、病院側から約２億円の必要性がうたわれております。ボイラー、空調設備部品調達困難、建物屋根の防水、外壁タイル、換気云々、受水槽、あと給排水衛生云々の劣化とか、皆さん、県のファシリティーマネジメント報告というんですか、５カ年の整備計画の中でも更新約23億円、そして修繕に２億円の必要性がうたわれているようでありますので、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

時間がないのでこれでとめますが、特に今議論したとおり、北部医療というのがもう崩壊の危機に瀕している、直面していると。建物、医療機器、医師、看護師含めて、全てにおいてそのような状況。これは基幹病院を整備するからいいや、後回しにせいというふうな問題じゃないんです。今現在どうするんだということを問われておりますので、特にその医師確保の点では、北部市町村長会で緊急に臨時総会を開き、医師確保を求める決議を行っております。そこでは、住民に強い衝撃と不安を与えるんだと。北部地区医師会病院では、さらなる過重負担を強いられ、地域医療の崩壊につながりかねないという、大きな懸念を示されております。

知事、沖縄県の最高責任者として、これまでの議論も聞いて、どういう認識を持って、そして今進めている基幹病院に対する認識もあわせて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　具志堅透議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ある意味でこの10年来、北部地区の医療状況――離島もそうでありますけれども、大変厳しい環境にあるということをそれぞれが認識し、そこでまた頑張っている方々も大変努力をしながら、一つ一つの今御質問の中の大変不足しているようなものについて、何とか間に合わせながら来ておりますけれども、今御質問がありました北部医療のある意味で崩壊が、なかなかでき上がってきていないと。いい回転をしていないというようなことがまずベースにあろうかというふうに思っております。

そういうこともありますので、今議会におきましても、病院事業局長初め保健医療部長等が中心になって、北部基幹病院の進捗について、今各市町村も含めていろいろ話をしているところであります。これは病院という意味でも、大変今御指摘のとおりの厳しさがありますが、やはり北部全体の発展といいますか、人口も含めて、このいろんなさまざまな産業、あるいはまた美しい自然をもって観光立県の、沖縄の先頭を切っていく。こういったまちづくりの魅力も兼ね合わせてやっていかないと、医師も看護師も、そして子供たちがまたいますから、そういった総合的な施策がまず必要も感じているところです。しかし、とりあえず今御質問がありましたものは、喫緊の厳しい状況でありますので、ぜひとも北部基幹病院の設立に向けてこの問題を解決すると同時に、北部全体の発展、いろんな分野の発展がありますので、詳しくは申し上げませんが、とにかく北部がこの発展をする中に、そういったことも含めていい形で動けるように、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事、ありがとうございます。

まさにそのとおりであるんですが、やはり我々政治がやるべきことというのは、定住条件の整備。そこがしっかりできないと地域振興というのもできないんだろうと。同じく発展していきながら、そういった医療もよくなるだろうということではなく、医療、教育、福祉というのは、どこにいてもひとしく、そこが定住条件の整備だと思いますので、そこをしっかりやることによって北部の発展が見込まれるんだと。最低限度のことです。そこをぜひ意思を共有しながら、しっかり知事、音頭をとって頑張っていただきたいなというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時14分休憩

午後０時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、具志堅透君の残りの再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時14分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　午前中の具志堅議員の私への質問に対し、一部修正がございます。

まず北部病院に７対１看護体制を導入するに当たり、病床数を減らしてないと答弁しましたが、７対１看護体制導入に当たり、人員体制を変更せず実施するため、282床から223床に病床数を縮小しております。

次に、県立北部病院の建物等施設整備の状況について、県立北部病院の敷地面積を26.381平方メートル、延べ床面積を18.272平方メートルと申し上げましたが、正しくは敷地面積は２万6381平方メートル、延べ床面積は１万8272平方メートルであり、訂正しておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　午前中の具志堅透君の残りの質問を続行いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に、農業分野での外国人就労者受入特区認定について伺います。

先日、我が党の代表質問の答弁で、農水部長のほうから、外国人材を希望する経営体に派遣する制度となっている。本事業の活用により、県内の農業現場における人手不足の改善に寄与することが期待される。またそのとおりであるだろうというふうに思いますが、沖縄県の農業振興に大きく寄与するものと私は考えております。

そして質問なんですが、今後県がやるべきことは何かなと。その中で、適正受入管理協議会を設置するということの答弁はしておりますが、もう少し具体的にどういった流れで今後県はどういうふうなやるべきこ

とがあるのか答弁願います。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　大ざっぱというか、今後のスケジュールですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、県のほうとしては、適正受入管理協議会、こちらについては構成員が県とか地方農政局、地方入国管理局、あるいは県の労働局、内閣府等幅広くありますので、それを当面、設置に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。一方では、受け入れ側の機関になります特定機関の公募認定がありますので、そこについて関係機関のほうと調整しながら、早急に特定機関が公募できるような調整をしていきたいというふうに思っております。その辺が整い次第、農家支援外国人受け入れ開始ができるかというふうに思っておりますので、事前にある程度調整はしておりますけれども、早急にやっていきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　さっきの答弁でも、外国人材を希望する経営体には派遣する制度となっているということであるんですが、その活用制限というのはないですよね。作物、経営形態の別云々、県が観光と結びつけた云々という理由にしているので、その特区認定に当たって。例えば、フルーツだとかそういったものへの業態、経営形態に対してのみなのか、それとも別の必要としているところの、希望する方へは全て派遣するということでよろしいですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　先ほど説明したように、受け入れ機関のほうのマッチングになるかと思うんですけれども、まず賃金水準等もありますので、この辺の中で、こちらの希望する農業経営体のほうで、こういう労働が欲しいと、ある一定の技能がありますので、この辺の部分をマッチングさせる。この辺についても、先ほどの協議会の中で、審査等やっていきたいと思っておりますので、事前に12月から１月の間にアンケート調査をしておりますけれども、さらに関係機関のほうとも調整しながら、必要な需給マッチング等はしっかりやっていきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　その件に関しては、昨年閣議決定されて以降、沖縄県手を挙げろと、私の自民党の代表質問で、私のほうでちょっと質問させてもらったんですが、特に県内で、今現在でも人手不足で非常に苦労しているのが菊農家であり、葉たばこ生産農家であると。その部分は、部長十分認識していますよね。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　先ほどのアンケート調査におきましても、花卉のほうで希望するのが、年間を通してですけれども222経営体、527の経営体の中で半数近くが花卉、特に菊農家だと思いますので、この辺については、花卉農協、ＪＡ等含めて、しっかり必要な部分については需給調整していきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　よろしくお願いします。
　それで先のことなんですが、その受け入れが決まりました、人材が来ましたと。彼らのその宿舎ということになるんだろうと。将来的に彼らの宿舎も、こういった特区制度の中でつくっていくということになるんだろうと思うんですが、その辺はどう考えていますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　離島においては､特に外国人ないしは季節工も含めて、宿泊施設については非常に不足しているというのは認識しておりますけれども、この事業の中では、今具体的にその辺がありませんので、今後また関係機関のほうとも調整はしていきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　今その部分でも非常に困っている、私の知っている範囲では、宮古だとか伊江島のほうではかなり苦労しているやにも聞いていますので、ぜひ検討を十分やっていただきたいなというふうに思います。
　次に、新漁協設立について伺います。
　５月９日に認可申請が提出されていると思いますが、受理した日はいつですか。聞かせてください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　平成30年５月９日をもって、設立認可申請書が提出され受理しております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　その設立認可の流れというか、その辺をちょっと説明願えますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後１時37分休憩
　　午後１時38分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　まず発起人等は、認可申請の前に設立準備会とか、公告とか創立総会がありますけれども、そこを終えた

のが現在設立認可申請がされておりますので、こちらのほうが５月９日、こちらの中で基準等に基づいて、今審査をやっている途中ですので、そこのほうで、今５月９日に申請されている中で、基準期間にしますと７月９日までに行政庁の認可の手続になるかと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　農林水産部としての認識をちょっと確認したいんですが、今新漁協設立に関して、水産部として認可に対してどういう認識を持っているのか伺いたいなと。今県内、どこでもそうなんですが、漁業組合、むしろ逆の方向で統合する方向の中で進んでいっているように思えているんですが、こういうところを認可することへの認識について聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員がおっしゃるように、全国的あるいは県内も含めて、非常に経営が厳しい漁協の状態を認識しております。そういう中で、今回新しい漁業協同組合の設立については、入会権等含めて、やはりそこのほうで新しく漁協をつくりたいというふうな考えを持っての提出だというふうには認識しております。この辺含めて、適正にやっぱり審査をしていくべきだというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その申請の事業目的というか、設立目的は何ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　設立の目的については、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合の経済的、社会的地位を高めることを目的として、設立の目的としております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　発起人というか、組合員の漁業実態はあるか。ほとんどの発起人の漁業実態がないんじゃないかと僕は思っているんですが､実態はありますか､どうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

今議員がおっしゃるようなものも審査の要件等に入っておりますので、そこを含めて、今現在審査をやっている途中ですので、こちらについては、ちょっとコメントを差し控えさせてもらいたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　審査の途中ということで聞いても多分答えないと思うんですが、今皆さんがみなし規定云々の中で新漁協を設立すると、あしき前例ができるんじゃないかなと非常に危惧しております。それを活用して、あちこちでこれから出てこないとも限りません。漁業補償をもらうんだとか、そういった何か目的を持って、そのただ書類上体裁を整えれば認可をするようなことがあってはならないと思っています。その点についてどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

この辺も含めて、適正に厳正に審査していきたいというふうに思っております。

○具志堅　透君　適正……、聞いていることに答えてないんじゃないの。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　同じことを聞きますが、沖縄県全体の漁業秩序が乱れることになりますよ。例えば、漁業補償を得たいために新漁協設立を企てる者や、海面を利用するホテルの利用権を得たいために新漁協の設立を企てる者が出てくると。この場合、どうしますか。どう対応しますか。そこはしないとなったら、行政の二重基準だよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　恐縮ですけれども、繰り返しますけれども、審査の中で水産業協同組合法にのっとり、厳正かつ適切に審査していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　漁業権の認可に当たり、海区漁業調整委員会の意見を聴取することになりますが、県は同委員会の意見をどう扱いますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員のおっしゃっていた漁業権につきましては、免許等の、この設立認可後のことですので、これについてはまた設立認可後の話として、今時点ではちょっと答えを差し控えたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そこの委員会の意見を尊重するのかしないとかということですよ。控えるんじゃないよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　基本的には委員会の

意見は尊重することになると思います。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　これちょっとくぎを刺しておきたいんですが、安易な形で――安易なというか一つの目的を持って、新しい漁協を認可すると。今回やってしまったときに、今後必ず問題が発生してきますよ。これは農林水産部長の責任において問われますよ、かなり、これ知事から。
　それともう一件。
　本件に関して、農林水産部長のほうに知事や三役から何か意見がありますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　現在の業務のものについての事務処理については、農林水産部の業務として対応しておりまして、また現在、先ほども言いましたように、水産業協同組合法にのっとり今審査をやっている途中ですので、農林水産部の事務処理として対応しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　知事や副知事から何らかの指示があったかと聞いているんです。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　特に指示は受けておりません。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　農林水産部の判断に対して知事公室から口出しがあったことはありますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　特に、知事公室等も含めて農林水産部外での意見等について受けとめてはおりませんので、農林水産部の事務処理として水産業協同組合法にのっとって、厳正かつ適切に審査をしているところでございます。（発言する者あり）
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　今やじがあるように、適正に厳正に審査をすれば農林水産部のほうで、漁業の、何というのかな、安定というか混乱を起こさないためにも、しっかりと判断をしていただきたいというふうに思います。この件はほかの議員も取り上げていますので、ここで時間の都合もあるので終わります。
　次に、自転車道路の整備についてでございます。
　県は、現在どのように考えているのか、そしてどう取り組んでいるのか、県の認識について伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。
　自転車道の整備についてでございますが、県では、現在関係部局や市町村、民間団体等と連携し、自転車利用環境の創出に向けた会議を設置・運営して、意見交換と情報共有を行っております。また、北部地域においては、北部市町村会と連携して、自転車ネットワーク計画の検討を行っているところであり、県としては、引き続き自転車通行空間の整備について取り組んでいきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　ありがとうございます。
　今北部市町村会と連携をしてという話がございました。これから県のほうにも要請があるかと思いますが、北部市町村会では、地域活性として自転車の活用、環境、低炭素社会の実現、交通渋滞の緩和、健康増進、観光振興、そして中心市街地の活性化をキーワードに、やんばるサイクリングロードを整備し、その構築を図ろうとして冊子もできています。これからだということなんですが、国や県に働きかけていくと。しっかりとその北部振興会や町村会の取り組みを意見交換して、その北部のサイクリングロード構築に向けて、その達成に向けて努力していただきたいと思いますがどうですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　しっかり連携して取り組んでいきたいと思っております。
○具志堅　透君　以上で終わりますが、ぜひそのモデル地域として、ヤンバル地域のその自転車道路の整備をよろしくお願いします。
　ありがとうございます。終わります。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
　　〔中川京貴君登壇〕
○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。
　沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。
　一般質問を通告しております。
　項目に従い質問を行います。
　１、米軍基地問題について。
　(1)、平成30年６月11日嘉手納基地第18航空団第44戦闘中隊に所属する米空軍Ｆ15Ｃイーグル戦闘機が、沖縄本島南部の南方約80キロメートルの海上で墜落する事故が発生した。事故原因の究明と県の対応について伺いたい。
　(2)、嘉手納基地から発生する航空機騒音被害について。
　県はこれまで５年間の米軍機の早朝や深夜の離着陸や飛行ルートを把握しているか。

(3)、米軍の訓練に伴い防衛局・市町村・県との連絡体制について。

(4)、嘉手納基地の使用協定・運用について。

(5)、嘉手納基地周辺の航空機騒音の大きさを示す騒音のコンター見直し作業が進められていたが、常駐機はもちろん外来機による騒音被害がある中、全国一律のコンター見直しについて県の認識と問題解決に向けての取り組みについて伺いたい。

２、犬・猫殺処分について。

(1)、平成29年６月、私の一般質問において、犬・猫殺処分ゼロを目指し市町村と連携をとって県営による保護シェルターを設置し、ボランティア団体とともに譲渡会や里親を探し、生涯をすばらしい環境の中で暮らせる施設を提案しましたが、その後、県の取り組みと市町村との連携について伺います。

(2)、過去５年間の犬・猫殺処分の頭数と平成30年度の殺処分ゼロに向けての県の目標について。

(3)、沖縄県において各市町村の３年間のワースト１から５までの犬・猫が保護された頭数と問題解決に向けての県の取り組みは。

(4)、動物愛護・ボランティア団体と犬・猫殺処分ゼロに向けての課題と要望について。

(5)、沖縄県内のさまざまな地域で飼い主のいない猫に関する苦情が多発しているとの情報があるが、把握していますか。

(6)、飼い主のいない猫対策として、地域住民が猫を管理する地域猫活動構想を掲げているが、計画立案以降５年にわたって実績がないと聞いている。これだけ長期にわたり実績のない計画は、そもそも間違っていて当然見直すべきと考えるがどうか。

(7)、民間の動物愛護団体は、市町村等と協力し飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施してリリースするＴＮＲを実施し、大きな成果を上げていると聞いている。県の対策も実績のあるＴＮＲを中心に移行すべきでないか。

(8)、各小中学校で動物愛護への知識を高め、講演会や触れ合い教室を開き、動物はおもちゃではない、動物愛護の普及・啓発に向け犬・猫殺処分ゼロに取り組むことを提案しましたが、教育長の見解と今後の取り組みについて伺います。

３、観光振興について。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、4000万人とも言われる世界中の皆様（インバウンド・訪日外国人）が日本を訪れる。既にインバウンド数は2017年全国で2800万人、沖縄においては254万人（全体の9.0％）となっている。沖縄の経済発展においては、インバウンドマーケティングは地域創生イコール経済発展の重要な鍵を握ることになる。

そこで質問いたします。

(1)、インバウンド動向を都道府県別・国別特性等を把握し、沖縄県並びに41市町村は、今後どのような対策をして地域活性化につなげていくかを検討する必要性はないか。

(2)、インバウンドマーケティング戦略には、地城資源（観光・文化・芸能・食・特産品等）を多言語で有効に情報発信することが必要になる。さらにその発信がどのような内容なのかを研究する必要はないか。

(3)、効率のよい情報発信のためには、最新のＡＩやＩＴ技術を研究し何が必要かを研究する必要性はないか。

(4)、緊急時の多言語対応につき警察・消防翻訳センターを構築しているが活用状況について。

(5)、観光客がふえる中、外国人によるインバウンドにより、病院医療費の未払いまたはけがや病気に対する対応について。

(6)、そのためには、(1)、(2)、(3)を含む専門家を招聘し、勉強会・研究会を開催することができないか伺います。

４、県内交通網基盤整備について。

(1)、那覇空港滑走路増設に伴い、1000万人観光立県・１兆円観光産業を目指していたが、1000万人観光から1200万人への引き上げに伴い国道・県道の交通渋滞が予測されるが、その対策と課題について、私が提案しました２次交通による高速船の活用、那覇から（北谷・嘉手納・読谷）まで15分、名護まで30分、本部まで40分（高速船・海上タクシー）について。

(2)、県検討委員会で鉄軌道のルート案が示された2020年度末の着工を目指し検討が進められているが、県民の利便性や将来を展望した鉄軌道でなければいけない。2020年度末の着工に向け国との協議予算の確約はとれているのか。

(3)、西海岸道路（嘉手納バイパス）の進捗率と完成予定について。

５、農林水産・観光振興について。

(1)、これまで農林水産業の振興の一つとしてパヤオ設置がなされてきたが、現在のパヤオ数と予算・実績と水揚げ高、費用対効果について。

(2)、観光振興の一つとして漁業パヤオを大型クルーザー・ボート等、観光パヤオとして使用できるよう県に要請しましたが、今後の取り組みについて伺います。

(3)、観光振興として観光パヤオを設置する考えはないか。

(4)、沖縄県内のマリーナ建設について、需要と供給、これからの課題について。

(5)、マリーナ内の指定管理に対する要望・課題等将来の展望について伺います。

答弁を聞いて、再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

米軍基地問題についてに関する御質問の中の１の(1)、Ｆ15墜落事故についてお答えをいたします。

私は、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。去る６月12日に、謝花副知事から、外務省特命全権大使及び沖縄防衛局長に対し、事故原因の徹底的な究明がなされるまでの同機種の飛行中止などを米軍に対し働きかけるよう要請をいたしました。また、翌13日、同機種の飛行再開を受けて、米軍及び日本政府の一連の対応及び米軍の飛行再開に強く抗議するコメントを発表いたしました。

県としては、引き続き、米軍及び日米両政府に対し、事故原因の究明と速やかな公表を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての(2)、嘉手納飛行場における米軍機の深夜・早朝の離着陸及び飛行ルートについてにお答えいたします。

県は、昭和57年から嘉手納飛行場周辺において、夜間・早朝を含めた航空機騒音の発生回数等、常時監視測定を実施しております。また、昨年４月から沖縄防衛局が24時間の全機種の離着陸等調査を行っており、常駐機及び外来機の時間帯別離着陸回数を把握できるようになっております。飛行ルートについては、三連協が目視調査を実施したことは承知しておりますが、日米両政府により明らかにされたものはありません。

同じく１の(3)、米軍の演習通告についてお答えします。

米軍の演習通告については、原則としていわゆる５・15メモに基づき、防衛省を通じて県及び関係市町村に対して、演習施設名や日時等の通知がなされております。具体的には、陸上訓練演習場での演習、水面を使用する演習及び訓練空域での演習は、県及び関係市町村へ事前に電話またはファクシミリで連絡があり、その後、文書によって通知がなされております。なお、沖縄防衛局によると、詳細な情報や訓練スケジュールについては、米側から、運用上の安全に係る理由により、情報提供を受けていないため、承知していないとのことであります。

同じく１の(4)、嘉手納基地の使用協定についてお答えします。

米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であります。三連協は、平成18年から、離発着回数の制限や深夜・早朝の飛行禁止など、航空機の具体的な運用等を規定する嘉手納飛行場の使用協定の締結を求めております。県は、日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会による個々の施設及び区域に関する協定の締結等に際し、関係自治体の意向を尊重する旨規定するよう求めているところであります。政府においては、地元の要望を受けて、日米間で協議し、適切に対応すべきであると考えております。

同じく１の(5)、騒音コンターの見直しについてお答えします。

沖縄防衛局によると、年度ごとに運用状況が大きく変化する嘉手納飛行場の特殊性を踏まえた適切な騒音コンターを確定させるためには、これまでの調査を踏まえて、引き続き、防衛省内において、念入りな確認作業などが必要とのことであります。

県としては、政府に対し、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないよう配慮することを要請しており、今後ともあらゆる機会を通じ、粘り強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、犬・猫殺処分についての御質問の中の(1)、保護シェルター設置に向けた県の取り組みと市町村との連携についてお答えします。

県では犬・猫殺処分ゼロに向け、譲渡機会の拡大を図ることや災害時における収容施設を確保するなどを目的として、旧衛生環境研究所ハブ研究室を有効利用することとしております。今年度は、仮供用に向けて手続などを行うこととしており、今後の活用方法については、市町村やボランティア団体などの意見も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(2)、犬・猫殺処分頭数と県の目標についてお答えします。

過去５年間の犬及び猫の殺処分の頭数は、平成25年

度4824頭、平成26年度4250頭、平成27年度3292頭、平成28年度1532頭、平成29年度は速報値で1421頭と毎年減少しております。殺処分ゼロに向けての県の目標につきましては、沖縄県動物愛護管理推進計画で定めた当初目標値を達成し、その後改めた平成30年度までの暫定目標値1500頭も達成しております。このような状況を踏まえて、今年度に改定する予定の動物愛護管理推進計画において、これまでの取り組みについての評価を行った上で目標値を設定したいと考えております。

同じく２の(3)、各市町村の犬・猫収容頭数及び県の取り組みについてお答えします。

過去３年間の犬・猫の収容頭数につきましては、頭数の多い順に平成26年度はうるま市が1020頭、那覇市が439頭、沖縄市が395頭、宮古島市が390頭、名護市が273頭。平成27年度はうるま市が811頭、那覇市が413頭、宮古島市が398頭、沖縄市が273頭、浦添市が200頭。平成28年度は宮古島市が327頭、那覇市が283頭、沖縄市が281頭、うるま市が252頭、浦添市が162頭となっております。

県としましては、収容頭数の削減のため、市町村と連携して終生飼養、室内飼育、不妊去勢手術等の普及啓発をさらに推進してまいります。

同じく２の(4)、動物愛護・ボランティア団体からの課題と要望についてお答えします。

県では動物愛護団体と連携し、譲渡ボランティア制度を推進するなど、犬・猫殺処分ゼロに向けて取り組んでおります。同制度に登録している８団体及び個人35人とは、課題共有のための場を設けることや普段から改善事項について意見交換を行っております。動物愛護団体からは、収容期間の延長、不妊去勢手術への支援等の要望がありますが、県としましては、動物愛護団体等とも連携しながら改善に取り組んでおります。

同じく２の(5)、飼い主のいない猫に関する苦情についてお答えします。

県が集計している猫に関する市町村への苦情件数は、平成25年度以降ほぼ900件程度で推移しております。県では、飼い主のいない猫の苦情相談があった場合は、事案に応じて動物愛護管理センターの職員が市町村の職員とともに相談者を訪ね、関係者へ助言や指導を行っております。

同じく２の(6)、地域猫活動の計画の見直しについてお答えします。

県が、平成25年度から飼い主のいない猫対策マニュアルに基づき試行している、いわゆる地域猫活動においては、地域での合意形成を図ることが大変重要でありますが、この条件がハードルとなっていたため、これまでのところ実績はありません。そのため、住民による管理の内容や合意についての条件を緩和するなどの運用で試行を重ねたところ、県内11地区まで活動が広がっております。改善内容については、同マニュアルを改定し、地域猫活動の普及に努めたいと考えております。

同じく２の(7)、飼い主のいない猫の対策のＴＮＲへの移行についてお答えします。

飼い主のいない猫対策である、いわゆる地域猫活動につきましては、捕獲し、不妊去勢を施し、もといた場所に戻すというＴＮＲ活動に加えて、適切な管理と地域住民の理解が重要であると考えております。ＴＮＲも一定の繁殖抑制効果があることは承知しておりますが、ＴＮＲ実施後に管理が不十分な場合、地域外からの新たな猫の流入や地域住民の生活環境被害や苦情は継続することが懸念されます。

県としましては、飼い主のいない猫対策マニュアルの条件を緩和することにより、地域の実情に応じた活動を推進し、最終的には地域から飼い主のいない猫が減っていくことを目指すこととしております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の犬・猫殺処分についての御質問の中の(8)、動物愛護の普及・啓発についてお答えいたします。

学校教育において動物愛護の普及・啓発の視点を取り入れることは、生命尊重の心を育てる観点からも大切なことであると考えております。県内の小中学校においては、校内で動物を飼育することにより動物と触れ合ったり、総合的な学習の時間及び生活科の時間等を通して、動物愛護について学習するなどの活動を行っております。

県教育委員会では、今後も学校教育活動全体を通して、命の大切さや思いやりの心を育む教育を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、観光振興についての御質問の中の(1)、インバウンド動向の把握及び地域活性化に向けた対策についてにお答えいたします。

県では、観光庁が実施している訪日外国人消費動向

調査により、都道府県別の訪問率や国籍別での旅行内容等を把握するとともに、本県に来訪する外国人観光客の動向を把握するため、外国人観光客実態調査を実施しております。当該調査で国籍別に旅行内容や滞在日数、消費額、満足度等を把握し、結果報告書を各市町村や観光協会等に配布しているほか、県ホームページへの掲載や観光事業者向けの説明会等で情報共有を図っております。

県としましては、今後とも、全国的な動向の把握及び県での調査を継続的に実施することで、各種施策・事業の立案やインバウンド受け入れによる地域活性化に役立ててまいります。

同じく３の(2)、多言語による地域資源の効果的な情報発信についての御質問にお答えいたします。

県では、観光客の多様なニーズに対応し、地域資源の効果的なＰＲを図るため、世界遺産などの資源、長寿食、空手や沖縄料理などの体験、ヤチムンや琉球ガラスなどの物産等の情報を県が運営する多言語のウエブサイトで平成28年度から発信し、国内外から月間６万件近いアクセスがあります。

県としては、今後とも外国人観光客のニーズを的確に捉え、本県が有する独特の地域資源を初めさまざまな魅力を発信することで、さらなるリピーターや新規顧客層の獲得に努めていきたいと考えております。

同じく３の(3)、最新のＡＩやＩＴ技術の研究の必要性についての御質問にお答えいたします。

スマートフォンやタブレット等を活用したデジタルマーケティングは、今後の誘客戦略において重要であると認識しております。例えば、ＩＴ技術を活用し、旅行者の行動パターンを分析することで、旅行中における旅行者の嗜好等に応じた的確な情報の発信が可能となっております。また、ＡＩ（人工知能）を活用した多言語対応の可能な自動翻訳システムや、ユーチューブやフェイスブックなどの多様化するデジタル媒体をフル活用することで、より効率的かつ効果的に旅行者へ向けて有効なプロモーション活動が可能であると考え、今後、積極的にデジタルマーケティングについて研究していきたいと考えております。

同じく３の(4)、医療通訳コールセンターの活用状況についての御質問にお答えいたします。

県では、今年度から、外国人観光客の病気やケガ等に24時間365日多言語で対応できるBe.Okinawaインバウンド医療通訳コールセンターを設置しております。４月から２カ月間の利用状況は、電話通訳が65件、消防通訳が５件となっており、内訳として、中国語35件、英語30件、韓国語５件となっております。

県としては、今後、外国人観光客の安心・安全な医療環境の提供や医療機関等の負担軽減を図るため、当該コールセンターの積極的な利用について、定期的に県内医療機関等へ呼びかけていきたいと考えております。

同じく３の(6)、インバウンドに係る専門家を招聘した勉強会等の開催についての御質問にお答えいたします。

県では、県内観光関連事業者のインバウンドに関する新たなビジネスや課題解決に役立てるため、各地域のニーズに応じて、インバウンドビジネスの専門家を講師とするセミナーを開催しており、これまで、持続可能な観光マネジメントセミナーや高付加価値セミナー等を実施してきたところであります。今年度は昨年度に引き続き、キャッシュレス啓発に係るセミナーを実施することとしておりますが、今後、旅行等の最新技術の動向を踏まえ、ＩＴ技術やＡＩを活用したシステム等のセミナーについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　観光振興についての御質問の中の(5)、外国人観光客の医療費未払い問題等についての御質問にお答えいたします。

医師法第19条は、診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならないとする応召義務を定めております。したがいまして、県内の医療機関においても、外国人観光客に対し、適切な医療を提供しているものと認識しております。また、平成29年６月に琉球華僑総会から、外国人観光客の医療費支援に活用してほしいとの寄附の申し出を受け、平成29年８月に県、観光及び医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を立ち上げたところでございます。今後は、同協議会において、未収金が発生している医療機関に対し、支援を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、県内交通網基盤整備についての中の(1)、高速船の２次交通としての活用についての御質問にお答えいたします。

観光客の大幅な増加に対応した移動の一層の円滑化を図るため、本島内においては、海路も含めた多様な交通手段を検討する必要があると考えております。こ

のため、県では、那覇と北部地域の間を結ぶ高速船の就航可能性調査を実施しました。調査結果としては、那覇、本部を起終点として北谷・恩納・名護のいずれかを寄港地とするモデルにおいて収支を推計したところ、いずれも赤字が見込まれるとの結果が出ております。しかし、北谷経由などを中心に、需要喚起などの必要な施策を行えば、事業実施の可能性が高まることもあわせて示されました。これらを踏まえ、今年度は、国や関係機関と連携して、引き続き検討を行っていく考えです。

次に同じく４の(2)、鉄軌道に関する国との協議等についての御質問にお答えいたします。

県では、平成30年４月24日に、骨太の方針に沖縄鉄軌道の導入に向けた取り組みの記述が盛り込まれるよう、政府等に要請を行ったところです。今回、鉄軌道については、骨太の方針には明記されませんでしたが、今後とも、鉄軌道導入に向けた機運醸成を図り、早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、県内交通網基盤整備についての御質問の中の(3)、嘉手納バイパスの進捗率と完成予定についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路の嘉手納バイパスは、国において整備が進められており、平成29年度末の進捗率は、事業費ベースで約12％となっております。また、完成予定については、現時点において未定とのことであります。

次に５、農林水産・観光振興についての御質問の中の(4)、マリーナの需要と供給及び課題についてお答えいたします。

本県においては、宜野湾港マリーナを初め公共マリーナ等が９カ所、民間マリーナが２カ所整備されております。現在の係留状況について、施設管理者に聞き取りを行ったところ、収容可能隻数のおおむね９割程度となっております。今後は、既存マリーナの維持更新や需要動向を勘案しながら、運営や整備のあり方を検討していく必要があると考えております。

同じく５の(5)、マリーナの課題・将来展望についてお答えいたします。

マリーナの指定管理に関する意見や要望については、管理事務所内に設置した意見箱や窓口応対により把握しております。主な意見としては、経年劣化による施設の修繕や利用者のマナー等に関する内容となっており、適宜、指定管理者や県において対応することとしております。今後とも、海洋性レジャーの拠点として、一層の環境美化及び公平公正な管理運営を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、農林水産・観光振興についての御質問の中の(1)、浮き魚礁の整備実績、効果等についてお答えいたします。

県が事業主体となり設置した浮き魚礁については、平成29年度末時点で87基あり、これまでに更新整備を含め66億3400万円の事業費を投じております。また、浮き魚礁を利用した水揚げについては、沖縄農林水産統計年報に基づき、平成23年から27年の５カ年平均値から約3300トンと推定しております。浮き魚礁の整備により、１、対象魚種を集めることによる安定的な漁獲の確保、２、効率的な操業による漁業経費の削減の効果が発現されているものと考えております。

次に同じく(2)、観光パヤオとしての取り組みについてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、漁家経営の安定と市場への水産物の安定供給を目的とし、浮き魚礁の整備を行っております。その中で県が事業主体となり設置した浮き魚礁は、沖縄県浮魚礁漁業等調整連絡協議会に管理の委託を行っております。協議会の規則によると、遊漁船による利用については協議事項となっており、現在、各ブロック協議会にて条件等を検討しているところです。また、観光用パヤオの設置につきましては、水産庁の補助事業では採択ができないことから困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再質問を行います。

まず知事はこれまで何度訪米をし、沖縄の基地問題を米国で訴えてきたのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

翁長知事は、これまで４回訪米を行っており、沖縄の過重な基地負担の状況や沖縄基地建設の歴史的な経緯、辺野古移設に関する沖縄県の考え方などを訴えてきております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事も記憶に新しいと思いますが、私はこれまで翁長知事が当選以降、嘉手納飛行場を初

め基地の使用協定また運用、騒音被害、数字を持って米国のほうできっちりテーブルに乗っけて、嘉手納飛行場の地域住民の被害を訴えていただきたいと要望を申し上げましたが、これまで一度でも知事はこの問題を取り上げたことがあるか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　騒音問題につきましては、沖縄の過重な基地負担の状況を訴える中で取り上げておりますが、嘉手納飛行場の騒音問題については時間的な制約もあり、個別に触れる時間がございませんでした。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、これ四、五日、１週間前の新聞記事に毎日、嘉手納飛行場の騒音問題また海軍駐機場の問題が新聞に出ております。（資料を掲示）　その中には、ここに書かれておりますが、嘉手納町議会は、1989年から基地関連の抗議決議が500件。今嘉手納には基地の特別委員会がありますけれども、もう常任委員会と変わらないくらいの、月に３回ほど委員会を開くぐらいひどい状況であると。その中には知事、日米安全保障条約やそういった基地に理解のある住民も議会議員もいます。しかしながら今回は、地元の議員が16名全会一致でこの問題は許されないということで取り組んでおります。県はやはりその地元の声をしっかり聞いて後押しすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　中川議員の御質問にお答えをいたします。

４回ワシントンＤＣに行きまして、その主なものは、新辺野古基地、普天間の５年以内運用停止、これがテーマにありましたから上下院議員含め三、四十名、それからモンデール副大統領、ペリー元国防長官、シンポジウム、いろいろやって訴えてまいりました。しかし沖縄の基地問題というのは、今普天間が浮上はしておりますけれども、全体的に見ると嘉手納が一番厳しいことは間違いないわけでありまして、去年、一昨年、海軍駐機場、本当に怒り狂って三連協のメンバーと抗議にも行きました。200億円ぐらいのお金を出してやっと騒音をヌギラレテて、向こうに移ったかと思ったらでき上がったらすぐそこに入ってくるわけでしょう。こういったようなこと等を含めて、いわゆる今の抗議の問題、嘉手納の三連協がある意味で日米安保体制に一定程度の理解を示しながらあれだけの苦痛に耐えているということは、私は沖縄県ではナンバーワンだと思っているんですよ。ただ必要性が国際情勢の中であるものだから、普天間はそんなでもないのではないかと、嘉手納に比べたら返しやすいのではないかと、これも被害状況がすごいから比べること自体が実際は県民の心としては大変痛いことであります。ですから中川議員のおっしゃることは十二分に承知しております。ですから地域を入れて、あるいはまた例の駐機場の問題があった場合には、三連協も入れてやりましょうというようなことを申し入れたのですが、七、八年前にこういうものをつくったことあるよねと。あれはまだ使っていないからそれやりましょうかみたいな話の言葉は頂戴しました。いやこれではだめですよと、新しくつくってくださいという話をするんですけれども、あとは私どもも毎日向こうに通うわけにはいきませんので、なかなかその仕組みができてこない。ですからこの問題を訴えるときの難しさ。どのように訴えていったらいいのか。そうすると、今国際情勢が先ほど来の話がありましたように、大変柔軟にダイナミックに、いい方向に行くのかどうかは見えませんけれども、柔軟にダイナミックに動いているんですが、日本国だけが固まって、沖縄の現状をなかなか当事者能力を持って解決されていない。日韓合同演習がなくなったら、嘉手納に来るんじゃないか、どこに来るんじゃないかというのは、県民からするととっても苦しい、恐ろしい思いなんですが、それについての説明が全くない。説明を求めても、ない。こういう状況の中でお互いはお互いの立場の態度を迫られていると思うんですね。

ですから、そういったこと等を話しないと、どうにもこうにも今のこの話についてどのように私たちが対処していくか。県議会はしっかり対応しましたので、そういう意味から言っても私たちもこれを踏まえた上で、改めてその方法論を含め回数含め、これからしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事に今答弁いただきましたけれども、今、海軍駐機場の話が出ました。20年前、私も嘉手納の町議会議員でした。宮城篤実町長を初め、20年かかって今の當山町長のときに初めてこの海軍駐機場が返ってきたと。（資料を掲示）　多くの皆さんが喜んでおりました。そこから出る騒音やまた悪臭、それが何とか回避できるだろうということでありましたが、それも少したつとまた使ったということで、大変残念なことでありますが、我々はそれを黙認するわけにいきません。その都度、地元は集まって抗議集会をしたりそして抗議決議をしたり、これは嘉手納町議会や我々県議会の抗議活動、意見書はセレモニーじゃな

いんです。きちっとした形で日米両政府に訴え、結果を出す。それが政治の仕事だと思っております。そういった意味では、これまで知事、昭和57年、平成６年、７年、年に２回戦闘機が落ちているんです。この資料を見てみると。（資料を掲示）　そのたびに我々は抗議しました。米軍は何て言ったかわかりますか。通常訓練と言うんです。９・11テロの次の年もゴールデンウイークのときにキャナピーの落下事故、また燃料漏れ事故。その後は８月でしたか、糸満沖100キロにＦ15戦闘機が落ちると。そういった形で訓練に対する無理があるのではないかと。予測される事故ではなかったかということで我々も抗議しましたけれども、それも米軍は任務である、通常訓練、そういった答えしかありません。私はそういった面では、やはり県もきちっと地元と一緒になって抗議・要請をしていただきたい。

もう一つは、仲井眞知事のときは知事、地元に来て地元の声を聞いて少しでも騒音軽減をしていただきたい、じゃどうすればいいかと。嘉手納飛行場の滑走路は２本あります。奥の滑走路を使うことによって地元への騒音被害が少しは軽減できると、悪臭も軽減できるということで要請をして、もちろん町長も議会も。それで司令官との交渉がうまくいったこともあります。しかしながら司令官がかわるたびに運用やそういったものでどんどんやりたい放題使われていることに対して、地元は我慢ができないと言っているんです。この点についていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど知事が答弁しておりますけれども、そのとおりでございまして、今中川議員からの御質問の奥側の滑走路の使用について、これについても私、當山町長からもじかにお話も聞いてございます。私もこれまでも米軍機のトラブル等で嘉手納基地に参りまして、大佐等とも意見交換する機会がありましたけれども、あすも実は向こうの日程がとれて准将クラスの方とお会いすることになっておりますけれども、その辺のところをしっかりと伝えたいと思っております。

まず基本的に、先ほどもございましたけれども、司令官は毎回かわるわけです。彼らからすると１回のトラブル・事故というようなことかもしれませんけれども、沖縄県民からしますと米軍施政権下の27年間のさまざまな事件・事故、そして復帰後も戦闘機だけでも10回以上あるわけでございます。そういった中でまた最近ではＣＨ53ですとかオスプレイの墜落というものがあって、幾ら洋上であったとしても沖縄県民はこの問題については大変不安を抱えていると。そういった歴史的な経緯をまずしっかり認識していただきたいということを申し上げたいと思っております。

それからもう一つ。今回のトラブルに関して大変残念に思いましたのは、地元の抗議について受け付けないというような話がございました。あすは一応対応してもらえるわけですけれども、ぜひとも地元の声を聞くような機会、これを設けていただきたいとこれは強く申し入れていきたいと思っております。いずれにしましても、嘉手納町民の方々の思いというものを県としてもしっかり受けとめまして、彼らに地域の声をいかに伝えるか、それにまず集中してあした臨んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　米軍基地問題の(5)番目の再質問を行います。

嘉手納基地周辺航空機騒音の大きさを示すコンター、もしこのコンターの見直しが発表されればどういった影響が出るのでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　他県の事例ですと、それまでの地域が縮小された事例があるというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　このコンターの見直しは、防衛局は全国一律の見直し作業に入っております。嘉手納飛行場は先ほどから話しているとおり、予測不可能な外来機は、そういったＦ22、３カ月、４カ月ローテーションで来るんです。もう常駐機と変わりません。そういった中で、国が示すコンターのあれで発表されれば防音工事ができなくなるんです。しかし、皆さん御承知のように今コンターの見直しをしていません。県が何か要請して見直しを決めたのですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　平成29年８月に小野寺防衛大臣が来県された際の要望としましては、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域、第１種区域については現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することのないよう配慮をしていただく必要があるということで要望の中に入れてございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　これは、御承知のとおり我々自民党会派が小野寺防衛大臣初め、菅官房長官そして二階党本部の幹事長に直接会派として要請をして、このコンター見直しは一律ではないと、地元の声を聞いて陳情も受けて要請行動しました。その結果、それだけじゃ

ないんです。防音工事の予算も80億から60に減らされて、補正予算は組まれておりません。翁長さんが知事になって、一度も防衛の補正予算は組まれておりません。それどころか20億、決算で減っているんです。我々自民党会派は、110億の予算をつけることによって少しでも騒音の負担軽減になってほしいということで要請行動をしてまいりました。その結果が本年度の予算だと思っています。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　平成29年９月に福田防衛大臣政務官と住宅防音事業関係自治体との懇談会の際に、政務官から住宅防音予算については、対前年度比2.3倍の住宅予算を概算要求しているとの説明があり、実際平成30年度の住宅防音に係る予算は前年度比2.3倍の65億4900万円増の116億3400万円となっております。

○中川　京貴君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　翁長県政になってから、そういう補正予算のメニューがなかったものと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　やはり知事、それが政治だと私は思っています。嘉手納でも一つの海軍駐機場移設に20年かかりました。その都度司令官初め、防衛、財務省初め国関係機関との調整をとりながら一つのものを動かすのに20年かかる。そういった意味では、防音工事もやはりきっちりとした理論武装をして数字で示して、地域住民が苦しんでいることはかけ声では決めることができないんです。嘉手納飛行場の全面返還させることができますか。そうでない限り音はとめることはできないんです。できるとするならば、防音工事予算を上げて住宅だけではない、空き店舗そうした地域施設を全て防音工事をすれば音をとめることができるかもしれません。それが政治だと思っています。粘り強い政治を要望申し上げて、次の質問に移ります。

犬・猫殺処分ゼロについて、那覇市においては、犬・猫処分ゼロを目指し行政と議会が保護シェルターを設置し民間ボランティア団体と連携をしながら協力をしているが、県はそれに対して支援をしているのか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

那覇市が保護シェルターを設置するという情報は、我々のところで今持ち合わせておりませんので、状況がどういうふうなものなのかというものも含めて問い合わせてみたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど部長の答弁では、ワースト１から５の市町村の数字が出ておりましたけれども、那覇市は市議会はもちろん行政、議会、民間も一緒になってこの保護シェルター、またボランティア団体との協力を得ながらゼロに向けて取り組んでおります。

先ほど質問しましたけれども、逆に県のこの施設に持ってこない市町村はどれだけあるんですか。センターに持ってこない自治体。１番から５番まで説明ありましたよね。持ってきていないところ、市町村もあると思うんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　市町村から直接動物愛護管理センターへ入ってくるというものは今ないんですけれども、住民から入ってくるものがございます。住民からも入ってこないところはどこかと言いますと、ちょっと離島になりますけれども、伊平屋村とか粟国村とか渡名喜村、北大東村のところから引き取りはないというふうになっております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　部長、確認してほしいんですけれども、読谷村は地域ボランティア団体と連携をしながら、譲渡会やまた里親探しをしながら施設に送ることなく取り組んでいると、そういったことを県は把握していないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　読谷村の役場とは連携をとっておりますけれども、細かい連携のところはまだしっかり行っていないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど答弁ありましたが、離島、宮古島も入っておりましたけれども、離島から犬・猫の扱いについては経費を含めてどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　宮古島は宮古島で、石垣もそうですけれども、今殺処分が非常に減っているものですから、収容頭数は先ほど言いましたけれども、宮古島で28年度で327頭収容しているとございました。宮古島でも譲渡が100頭余りありますし、まだ中のほうでも譲渡の機会をふやすというふうな措置をとって、今のところ宮古島から本島のほうに送ってくるというのはこの二、三年ないというふうに聞いております。

○中川　京貴君　ちょっと答弁漏れ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　経費については、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、調べて後でまた報告させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ部長、この譲渡会またボランティア団体の要望も聞きながら殺処分ゼロ、私はもうゼロになるのには大変厳しいと思っているんですけれども、向けてやっぱりその情報を共有したほうがいいと思っています。

先ほど部長は県の保護施設内に箱物をつくって譲渡会をするような、私が言うシェルターですね、そういう形でつくっていきたいという答弁でありました。それでよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　譲渡の機会をふやすということが一つの目的、もう一つは災害時の収容も必要だということでそういったことを目的としまして、ハブ研究室を有効利用したいということで、今年度からその取り組みを始めていきますけれども、今年度はボランティア団体、それから市町村とも意見交換をしてどういった施設にしたほうがいいのかとか、どういった形での利用の仕方があるのかということを今調整しているというところでございます。できるだけ殺処分にはせずに譲渡する機会をふやすための機関をふやしていくというふうに施設を有効利用するほうで考えていきたい、取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ部長、一つのシェルターという形で南部だけではなくて県の施設が中部にも北部にもあると思っています。これを分散させて、小分けして南部にも何カ所、中部にも北部にもそういった県の施設を利用してもいい。もしなければ市町村と連携をとって土地は市町村に提供してもらって、そういう箇所を多くつくる必要性があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　収容犬・猫につきましては、まず動物愛護管理センターのほうへ集まってきますので、これをまた市町村のほうへ分散していくということにつきましては、また市町村ともしっかり調整しないといけないと思いますので、今……

○中川　京貴君　ちょっとちょっと間違っている。県の施設を利用して県の施設で譲渡会をするということよ。市町村に責任転嫁することじゃないですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　出先の県の施設､保健所等がございますので、保健所でそのような譲渡会も広めてできるかどうかにつきまして、今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ部長、これは要望ですが、どうしても病気になったり殺処分しなきゃいけない動物も出てくるかもしれません。現在我々、新里議長ももちろん土木環境委員会のときにこの場所、動物愛護センターへ行きました。ガスで処分しております。それをガスではなくて餌に薬を入れて、安楽死させていただきたいという愛護団体からの要望があるんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在、やはり最後のところを苦しまないようにということの措置で全国的にも炭酸ガスの処理で行っているということでございますけれども、動物愛護団体等からそういうふうな要望もございますので、しっかり話を聞いて今後の対応につ

なげていきたいと思っています。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　この件はぜひよろしくお願いします。
　次、農林水産振興の先ほど部長は水産庁の予算では観光パヤオができないという答弁をしておりましたけれども、私はどの予算でもいいんです。沖縄の文化観光スポーツの予算、一括交付金、どの予算を使ってもいいから観光パヤオを設置していただきたいと要望を申し上げているんです。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　予算については、先ほど言ったように水産庁のほうからの観光用の予算が措置されていないということもありましたけれども、ほかにも団体との調整等が必要ということもあるようですので、その辺を含めて観光用のパヤオについてはちょっと厳しいというふうな話を聞いております。
○中川　京貴君　ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時51分休憩
　　午後２時52分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　一括交付金等については、既存の事業等がある場合についてはちょっと厳しいかと思うんですけれども、予算だけではなくて、水産団体のほうとの調整ないしは全国との配分の件等もあって、いろんな中で今調整の中ではちょっと厳しいというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　今部長は厳しいと言っていましたけれども、この四、五年のうちに必ず観光パヤオを設置したいと考えております。
　もう一つ、最後の質問になりますけれども、高速船、これは県が今、高速船を予定しているのに先ほど部長は赤字になると答弁しておりました。実は、謝花副知事が企画部長のときに高速船は考えておりませんと、県は検討もしていませんという答弁でしたけれども、もう始まっております。県の試算では赤字になりますけれども、今内閣府も今月公募にかけました。10月か11月にはしっかり試験を行います。内閣府もこの高速船、海の国道58号、また高速道路の渋滞、アウトインの高速道路が渋滞している中で、５年、10年かかって道路整備も必要でありますが、２次交通として沖縄の高速船は絶対に不可欠だと思っています。那覇空港の中から船を出す。そして北谷、中部に出る、本部に出る、名護に出る。そうすることによって必ず交通渋滞の緩和ができると。那覇空港からバスに乗って安謝に来て安謝から船に乗るというんだったらこれは乗りません、誰も。空港内に港を、これは国の仕事だと思っています。県と国がばらばらでやるんじゃなくて、一つになって内閣府と県と一緒にやって沖縄観光1200万観光立県を実現していただきたいと思っています。
　知事、いかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　御指摘の点につきましても、国とは情報交換しながら進めておりますし、今後も進めてまいりたいと考えております。
○中川　京貴君　知事いかがですか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　高速船に関しましては、今インバウンドの観光客が大変多くおいでになって、陸上面からなかなか厳しいというようなことで、私も知事になってからは、民間の企業の方々、それから内閣府の沖縄担当、そのときどきの大臣の熱意、それからアモイ等に行きますと向こうでもそういう意味での高速船が使われていて、それがオーストラリアあたりもそうなんですけれども、要らなくなったものが今は幾らで、そしてそういったようなものを沖縄に持ってくるとどういう形でというような議論が大変活発になされてきております。今県がどういう形でという話でありますけれども、いずれにしろ高速船のこれから走るという意味につきましては、これからの沖縄のインバウンドあるいは国内客もそうですけれども、今の陸上の道路網等々のスピード、そういったこと等もあるいはまた鉄道も考えながらやりますと、どうしても検討せざるを得ないというようなものは強く感じておりますので、またその機運が大変大きく盛り上がってきているなというふうに認識をしております。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
　　〔座波　一君登壇〕
○座波　　一君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時56分休憩
　　午後２時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○座波　　一君　それではまず、那覇広域都市計画の問題から入ります。
　南部地域全体が空港から約30分圏内にありまして、主要道路の整備も進み、利便性の高い遊休地でもあり

まして、そして３市３町全ての人口も増加し、次なる沖縄発展の重要な地域になると考えております。しかし、那覇近郊にもかかわらず、市街化に向けた土地利用が制限され、那覇以北に比較して発展が大きくおくれております。私はその大きな要因として、那覇広域都市計画があると考えております。

まず、この那覇広域都市計画について(1)、同都市計画区域で今後も市街化調整区域を設定する必要性を伺います。

(2)、同都市計画区域内の見直しの必要性と可能性を伺います。

次に、都市計画の土地利用の問題と関連いたしますが､沖縄県内の個人墓地の問題であります｡県内の墓地問題でありますが、沖縄県は世界基準の観光地を目指すとしておりますが、そのためにも個人墓地の問題は正面から取り組まなければならない問題であります。もちろん、沖縄の先祖崇拝の伝統・習慣は尊重し継承すべきでありますが、本来、この国の墓地埋葬法で個人墓地は認められておらず、沖縄県の歴史的な特殊受容として黙認されているのが現状であります。法治国家として、観光地として、国の法律との整合性を含め、狭隘な県土における土地の有効活用のためにも、墓地問題を質問したいと思っております。

次に２、沖縄県の墓地政策について。

散在する個人墓地の集約化への取り組みを伺います。

(2)、無縁墓地に対する県の取り組みと市町村への指導等の取り組みについて伺います。

(3)、県及び市町村等の公営墓地整備の取り組み及び計画を伺います。

次に、今、沖縄県内の米軍や自衛隊の軍用地が県外や海外から投機的な取引の対象になっております。それに警鐘を鳴らし、国会でも議論があります。また、県内の土地売買にかかわるある業界の一部から現状を心配する声もあり、沖縄県のその現状に対する認識と今後への考え方をただします。

３、軍用地の土地取引売買について。

(1)、軍用地が海外及び県外との取引が増加する現状を把握しているか伺います。

(2)、国防上の問題や県経済への影響等、現状に対する規制の必要性を伺います。

次に、日本の国民皆保険の基本であります国民健康保険制度で、在留外国人が不正に高額医療を受けていることが表面化し問題化して、厚労省はことし４月、実態調査の実施を都道府県に通知しております。この不正利用は、平成24年の住基台帳改正で国保の加入義務づけが１年から３カ月になったことが背景にあるようですが、市町村財政を圧迫する国保がこのような不正利用外国人の高額医療に使われるのは大きな問題でありまして、何よりも高額な保険料を納める国民、県民に対し申しわけが立たない問題であります。

そこで、４、外国人の国保不正加入問題について。

(1)、外国人の国保不正加入による医療費負担の影響について伺います。

(2)、県と市町村が連携した実態調査と対策への取り組みを伺います。

次に、県職連合については、これまでの議会答弁から当局見解では、団体の存在は認めても、地公法上の問題があることは明らかであるとして、適正に対応するとしましたが、新しく就任された総務部長に改めて確認し、適切な県職労団体の組合活動に向け質問をいたします。

よって、５、沖縄県関係職員連合労働組合（県職連合）について。

(1)、県当局は県職連合をどのように位置づけているか伺います。

(2)、県職連合組織で政治集会や辺野古反対運動に参加する県職員の現状を把握しているか伺います。

(3)、地公法36条及び58条で制限される県職員の法令遵守と指導について伺います。

(4)、県庁14階の事務所を無償貸与する必要性と活動内容について伺います。

次に、私は翁長知事が重い病気の手術後、このように本会議場で気力を振り絞って対応する姿を見て、政治家として複雑な気持ちでいたたまれません。今、重病を押して出る理由があるのか、いわれなき圧力でもあるのか、そして体を第一に守るべき医師のアドバイスも疑わしいと思わざるを得ません。複雑な心境の中でありますが、現在、沖縄県政が最も注目される撤回と県民投票問題、そして知事が去る石垣市長選挙で発言し、市長選に敗北した古謝前南城市長に事実に基づかない内容で非難したことへ南城市議会の抗議決議があったことについて伺います。

６、知事の政治姿勢について。

(1)、県民投票で民意を示すことに理解を示しているが、知事自身の政治公約で必ずやるとした埋立承認撤回への影響はないか、その関連性を伺います。

(2)、ことし３月、南城市議会が知事発言に対し抗議決議をしましたが、抗議に対する知事の考えと対応を伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連については、仲田議員が質問いたしました４の(3)の子育て支援に

ついての保育士確保について、県の思い切った対策の必要性の部分でありますが、県の取り組みは評価いたしますが、保育士確保の問題が喫緊で社会的問題であることから、沖縄県は指導監査を通して適正な人件費が補助金で賄われているかどうか検証し、そして制度化し、規制をつくるべきではないかということをお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座波一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の６の(1)、県民投票と撤回の関連性についてお答えをいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識をしております。一方、公有水面埋立法に違反していることを理由として撤回をするという判断は、県民投票の時期やその結果に縛られるものではありません。辺野古に新基地はつくらせないとの私の決意は、みじんも揺らぐことはなく、日々の国の動き等あらゆる状況を想定して検討し、環境保全措置などについて看過できない事態となれば、私は、ちゅうちょすることなく撤回を必ず行います。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　６、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、南城市議会の抗議決議についての御質問にお答えいたします。

４月11日に南城市議会の皆様が来庁された際は、知事にかわり私が対応させていただきました。その内容については、知事に報告しております。

県といたしましては、今後とも、各市町村との連携を密にし、地元の民意を尊重しながら、さらなる県勢発展のために尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、那覇広域都市計画についての御質問の中の(1)、市街化区域と市街化調整区域を設定する必要性についてお答えいたします。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の目的は、既成市街地への効率的かつ集中的な公共投資、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、都市近郊の良好な農地との健全な調和等を図ることであります。区域区分を廃止した場合、基盤が整っていない地域へのばら建ち等の問題が懸念されることから、土地利用をどのようにコントロールするか市町村の考えが最も重要と考えております。県は、引き続き、市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村の要望や相談に適切に対応していきたいと考えております。

同じく１の(2)、見直しの必要性と可能性についてお答えいたします。

県では、おおむね５年ごとに都市計画基礎調査として都市計画区域の人口規模、土地利用、交通量等の現況を調査し、まちづくりの主体である市町村の意向を踏まえ、区域区分の見直しを行っており、昨年６月に約155ヘクタールの区域を市街化区域に編入したところであります。県は、引き続き市町村の要望や相談を踏まえ､必要に応じて随時編入も検討してまいります。今後、現在実施している都市計画基礎調査をもとに、区域区分のあり方について、市町村や関係機関と意見交換を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、２の沖縄県の墓地政策についての御質問の中の(1)、個人墓地集約化への取り組みについてお答えします。

個人墓地の散在化を防ぐためには、住民の墓地需要に応えるための受け皿である公営墓地の整備が不可欠であると考えております。また、早期の公営墓地の整備が難しい市町村にあっては、住民等の意向を踏まえ、墓地の設置を規制すべき区域の指定や個人墓地集約化の基本方針等を定めた計画を策定し、同計画に基づいた墓地行政を推進するよう助言を行ってきたところであります。

次に、(2)の無縁墓地に対する県の取り組みと市町村への指導等についてお答えします。

県では、本県における望ましい墓地のあり方を示すとともに、公営墓地の整備に取り組むべき方向性を示すことを目的として、沖縄県墓地公園整備基本指針を策定したところであります。同指針においては、今後、未婚者や子供を持たない夫婦の増加及び少子化に伴い墓の継承が行われなくなっていく事例がふえていくことを踏まえ、今後の墓地整備については、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については原則として認めず、例外的な場合にのみ許可をすること

により、将来増加が予想される無縁墓地への対策とする必要があることを示しております。

次に、(3)の公営墓地整備の取り組み及び計画についてお答えします。

墓地については、市町村の都市計画や土地利用とのかかわりが深いこと、また、住民に身近な行政サービスとして対応することが望ましいことから、墓地経営の許可に関する権限を全ての市町村へ移譲したところであります。市町村が主体的に墓地行政を行うことにより、市町村の各種計画との整合が図られ、また、地域の実情に応じた墓地行政が推進されるものと考えております。

市町村におかれましては、それぞれの墓地公園整備計画に基づき、公営墓地の整備に取り組んでいるものと認識しております。

次に、４の外国人の国保不正加入問題についての御質問、医療費負担の影響及び実態調査と取り組みについての御質問にお答えします。４の(1)と４の(2)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

県では、国の依頼に基づき、平成29年３月に市町村等の協力を得て国保に加入した外国人の平成27年11月から平成28年10月までの１年間の医療給付に係る実態調査を行ったところ、本県において、不正加入による医療給付が確認された事案はなく、医療費負担への影響はないものと考えております。その後、国の通知に基づき、外国人が医療を受ける目的で在留資格を偽って国保に加入し、公的医療保険を悪用する事態を防止するため、現在、偽装滞在が疑われる外国人を市町村が入国管理局に通報する取り組みが全国的に試行されております。

県としましては、本県の国保財政を安定的に運営する観点から、引き続き実態把握に努めるとともに、市町村と入国管理局が連携した取り組みが確実に実施されるよう、市町村に対し適切に助言していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３の(1)、軍用地の土地取引の現状についてに関する御質問にお答えいたします。

軍用地の土地取引の全てについて、県で把握することは困難でありますが、国土利用計画法により知事への届け出が義務づけられた一定面積以上の土地売買の件数は、平成20年度以降12件であり、いずれも県内在住者による購入であります。

同じく３の(2)、軍用地の土地取引の規制についてとの御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では軍用地取引の内容の詳細について確認できないことから、県経済への影響を把握することは困難であります。なお、外国人等による我が国の安全保障上重要な土地の取引については、今国会において安倍総理大臣が、関係省庁間の連携を図り、与野党の議論も注視しながら、いかなる施策が必要か検討を行う旨述べられていることから、県としては国の動向に注意を払いたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　５、沖縄県関係職員連合労働組合（県職連合）についての御質問の中の(1)、県職連合の位置づけについてお答えします。

いわゆる県職連合は、県との労使関係においては、地方公務員法上の職員団体や労働組合法上の労働組合に該当しませんが、憲法第28条の労働基本権により組織することが保障されている労働団体であると認識しております。

同じく(2)、県職連合の集会等に参加する県職員についてお答えします。

県職連合による集会や運動に関し、県職員の参加状況については把握しておりません。

同じく(3)、県職員の法令遵守と指導についてお答えします。

地方公務員法第58条は、公務員が全体の奉仕者として職務に従事する特殊性に基づいて、一般の労働関係諸法令の適用を除外する旨を規定しています。県職員も、その身分の特殊性から、地方公務員法第36条の政治的行為の制限を初めとする各種の義務や制限が課されているところであり、職員が法令を遵守すべきことは当然のことであると考えております。今後も、政治的行為の制限等も含めて周知徹底を図り、職員の遵法意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

同じく(4)、県職連合事務所の減免措置の理由と活動内容についてお答えします。

県職連合の事務所については、同組合からの申請に基づき、その主な事業・活動内容が組合員である県職員の労働条件の維持改善・福利厚生等に関することであることから、沖縄県公有財産規則第29条に基づき使用を許可し、使用料は、行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に基づき全額免除としております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　７、我が党の代表質問との関連についての(1)、保育士確保のための公定価格における賃金改善の指導等についてお答えいたします。

保育士の処遇改善については、国において、毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約11％の処遇改善が図られております。また、平成29年度から技能・経験に応じて、月額5000円以上４万円以下の新たな処遇改善を実施しております。保育士の賃金改善に充てることが求められている額については、県及び市町村において、保育所が提出する実績報告と給与台帳を照らしながら確認しております。また、県の指導監査において、保育士給与等の処遇改善や年休取得状況等の労働環境についても現場で確認を行っているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　県知事に対する抗議決議に対しての答弁なんですが、全く答弁になっていないと思います。謝花副知事が選挙演説したわけじゃないのですから、私は、県知事に尋ねて対応を求めているのであります。お願いします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私も４月の抗議の際には本当に市議会の決議ですので重く受けとめさせていただきまして、またそのことはしっかり知事にお伝えしますというふうにお答えさせていただいたとおりでございます。知事にもお話ししましたところ、知事からは、知事当時の抗議決議の発端となりました石垣市長選挙の際の発言が、当時の複数の石垣市民から聞こえてきた声が、南城市長選において複数の南城市民から聞こえてきた声と似通った部分があると考えてそのような発言をしたものだということで、決して南城市民を愚弄するとかそういったことではないというような話があったところでございます。

いずれにしましても、今回の件につきまして県としましては、しっかりと地元の民意を尊重しながら、さらなる県勢発展のために尽力してまいりたいというふうに考え、先ほどのような答弁をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今の副知事の話は、この言った内容には何の謝罪するあれもないというような言い方ですね。そういうことなんですね。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　南城市も石垣市もそうでございますが、現職と新人の争いの中で、やはり選挙といいますのはどうしても現職に対する不満の声があるというような流れの中で、その不満の声について似通った部分があるというようなことを演説の中でお話をしたということです。市議会の抗議決議は、市民を愚弄するものとかそういったことでございましたけれども、知事に確認しましたら、そういった趣旨のことではないというような話だったということでございます。

○座波　　一君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、謝花副知事からちょっとしたやりとりの説明があったわけですけれども、私も政治に入りまして40年、座波議員の演説は聞いたことないですけれども、その時々の仲間の演説含め、それぞれの課題について私たちの見識と良心に基づいて、いろんな形から話をしてきているんですよ。そして、今回の場合もそれぞれの市においていろんな調査をし、その中からこのまちづくりのどのような形で構築をしていくかというのは、私は先輩議員のことも後輩議員のこともみんなそれぞれ何百回、何千回と聞いておりますから、私の良心と見識に基づいて話をしたことについて、どこそこの演説がどうだというような話は、私からするとこれは多くの議員、政治家がいろんな形で国政においてもお話をされている。こういう形で話をされるということは、やはり私の責任と見識と良識で話をさせていただいてきたというようなことを申し上げる以外にございません。

座波議員の演説も一度聞かせていただいて、参考にさせていただければありがたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　全くその重みを理解されていませんね。本当に市議会が決議したんですよ、この内容に基づいて。この今の知事のお話は、そういう選挙のときの演説というのは多々あるものだと言わんばかりのことなんですが、今回のそういう抗議決議に対しては、全くの問題なしと考えているということでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほども知事から答弁ありましたけれども、いろんなやりとりの中での演説だ

ということですが、ただ市民を愚弄する意思があるとかそういったことでは決してないということで私も受けとめたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　まちづくり、この合併した後のまちづくりでいかにこの問題に注意を払って市長が取り組んできたか、４つの町を一つにするというのがいかに難しかったかということを、一緒になってやってきた市民､議会に対して非常に失礼だということなんです。ありもしないことを県知事たる者が言うっていうのが許せないということです。

次に移ります。

広域都市計画についてなんですが、昭和45年にこれできているんですね。一向にこれはそのままであります。市町村の考えを重視すると言っておりますが、南部の市町村３市３町は、今の都市計画、非常に問題ありだと言っているんですよ。そういった問題は認識していないんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

質問の区域区分のあり方につきまして、現在は南部市町村のそれぞれの市町村から区域区分の廃止についての特別な意見というのは出ておりません。今回実施しております都市計画基礎調査をもとに今後意見交換等も行いますので、その中で意見があればしっかり意見交換を行いながら検討することは可能でございますので、しっかり市町村の声を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○座波　　一君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　正式な文書においての要請が出ていないというのかわかりませんが、明らかに今の那覇広域都市計画の影響で、市街化調整区域が那覇広域都市計画にしかないという、この市街化調整区域が非常に発展を阻害しているというのは過言ではないんです。これは調べてみればわかりますよ。聞き取り調査をすればわかりますから、ぜひその姿勢をもっと行動で示してもらえないですか｡南部の皆さんとお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、区域区分の見直しは意見交換を行いながら適宜やっているということでございまして、昨年６月に155ヘクタールの区域を市街化区域に編入したということで、市町村の御要望等しっかり聞きながらそういったことを行っているところでございます。ですから、区域区分をすることによってのメリットもございますし、そういったことをしっかり分析しながら、市町村と意見交換を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　那覇広域都市計画区域にしかない、市街化区域というものがあることによってメリットがあるというのはないんですよ。存在するメリット、今あると言っていますけどないんです。今後もないといけないという理由がわからない。どうして那覇広域都市計画区域にしか市街化調整区域がないのかというのを答えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、区域区分の目的は、既成市街地の効率的かつ集中的な公共投資、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化の防止、都市近郊の良好な農地との健全な調和等を図ることであります。また、区域区分を廃止した場合には、基盤が整っていない地域へのばら建ち等の問題が懸念されるということから、土地利用をどのようにコントロールするか、市町村の考えが最も重要だということで、県としましては、市町村の意見をしっかり尊重しながら、市町村の要望・相談に適切に対応していきたいということでございますので、市町村の意見をしっかり、今回の基礎調査の結果を踏まえて意見交換をやっていきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　区域区分がないところではどうなっていますか。今、区域区分しているからバランスがとれていると言っていますけれども、それがないところではどうなっていますか。バランスとれていないんじゃないでしょうか。区域区分がないところのほうが多いんですよ、沖縄県は。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

線引き、区域区分を行っているのは那覇広域だけでございます。その他の都市計画区域では、区域区分、線引きは行っていないということでございまして、今回の基礎調査におきまして、それ以外の中部広域都市計画区域初め、その他の区域についても分析等行っているところでございますので、今の御質問については区域区分がないことによってどういった弊害があるかということについて、具体的にはちょっと申し上げられませんけれども、基礎調査の結果を踏まえて分析しながら意見交換を市町村とやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　農地は農地で、農振法で守られていますから、そこは適正に将来の都市計画も見直して、なぜ那覇広域都市計画だけに調整区域が必要なのかという、私はこの単純な疑問を投げかけているんです。お願いします。

ですから、冒頭で申し上げた南部はポテンシャルが高いところであるがゆえに、本当に今後の沖縄の発展の基盤となり得る地域だと思っていますから、土地利用の緩和をぜひ求めたいと思っております。

次に、墓地問題についても、まちづくりに都市計画が影響しているところがあるんです。今言う市街化調整区域は、建物ができない地域なんです。ですけど、墓は建物じゃないものですから建てられるんですよ。申請すれば建てられる。市町村に権限移譲されているから、地域の住民が申請したら建てられるという、妙な構図になってしまっているんです。そういう現状はわかっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　墓に関しては、我々指針というものを定めておりまして､その中では今後、家族墓が増加していくだろうということで、そういう墓の需要に対応するためには、市町村による公営墓地を整備していく必要があると。それを将来するとともに、一方で個人墓については、原則として許可しないようにというような方向で市町村に対して助言してきておりまして、今沖縄県の進むべき方向性としては、そういう形でお墓の整備というのはなされていくべきだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　今の部長の発言どおりだったらいいんですけれども、これ平成12年に指針ができているんですけれども、その後28年に権限移譲してはいるんですが、その間にそういうふうに進んだところ、本当わずかしかないですよね。今でも方向性を見出し切れないでいるんです、市町村は。それどころか、個人墓地がどんどんふえています。南部地域の先ほど言った市街化調整区域に、那覇とか中部から来るんです、墓をつくりに。そういうような状況が来ているんですよ。そういうことがあるからこそ、指針のとおりに権限移譲後も指導しているかということですよ。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　五月雨式ではございましたけれども、24年から28年にかけて権限移譲してまいりました。今回は我々として、市町村において適切にそういう行政が執行されたものと認識しておりましたところでございます。

今、この資料等を見てみますと、この整備計画をつくっている市町村も結構ございます。実際に公営墓地を設置している市町村は19市町村ございまして、この問題については２年前も座波議員と議論したことがございましたけれども、そのときに比較しまして公営墓地の数も38から43にふえております。墳墓数も7717基から8367基というふうにふえております。その面では一定程度、指針の目指す方向は実現されていると思います。ただ一方で、個人墓の許可というのも相変わらず行われているようでございます。そういう実態がございますので、我々としてはどうしてそういう個人墓を許可しているのか、もうちょっと詳しい実態を調べながら、必要であれば担当者等の会議を開いて、市町村に対して改めて助言していくことも考えてみたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　私は管理型とか、公営墓地に集約したほうがいいということを言っているわけですので、そこを否定しているわけじゃなく、それの効果も出ているということはわかります。ですけれども、権限移譲することによって個人墓建設がとまっているわけじゃありませんよということは認識してください。

あと、県職連合についてなんですが、先ほどの部長答弁も前部長と同じ見解でありました。適正な行動をとるように周知徹底するということであります。14階の事務所については、認めた理由が組合員の環境条件のための組合活動だというふうに言っておりますが、実際の活動状況というのは、はっきり言ってお知りじゃないのかもしれません。これは、やはりここで政治運動、政治活動がなされているということになっているんです。例えば、選挙シーズンに入ると、土日あるいは祝祭日に出てきてここでやっているという情報

もあります。ですから、本来やってはならない県職員が所属する組合連合となって、そこで政治活動をやるという、これを公の県庁でやっているということになりますよ、県庁の事務所で。そういうことを私は指摘しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

先ほど県職連合の主たる活動として組合員の労働条件の維持・改善ということが主体となっております。また一方、県職連合においては、当然ながらいろいろ主たる活動である職員の勤務条件の維持・改善を目的とした活動のほかにも、社会的目的や文化的目的、あるいは政治的目的を持った活動も行っているというふうなことは聞いております。

ただ、県職連合の団体としての活動は、地方公務員法や労働組合法上の制限される規定はございません。

一方で、職員の件ですけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、地方公務員法の36条で政治的行為の制限という規定がございますので、そこはしっかり職員へ周知しながら法令遵守するよう取り組みを進め、これからもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　だから、36条に抵触するような行動が、活動が行われているということを私は申し上げております。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず、36条の基本的な考え方でございますけれども、基本的に地方公務員法では当然ながら全体の奉仕者として、行政の中立性、安定性の確立であったりとか、職員の政治的影響からの保護であったりとかいうふうな、いわゆる公務員の政治的中立性を確保するために職員の政治的行為の一定の制限が課されている規定が36条でございます。

ただ一方、職員も国民の一人でございます。憲法等が保障する表現の自由、または法のもとの平等、政治的関係によって差別されない等、そういうふうな基本的な原則は受けるものでございますので、職員が一国民として政治的行為自体をやることについては法律違反になるというふうなことでもございませんし、地方公務員法、すぐにそれに違反するということでもございません。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　いや、36条で政治的行為は制限されていますよね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

36条で規定している、特に２項のほうになるのかなと思っていますけど、特定の政治的目的を持って行う一定の政治行為、限定された形などの行為について規定をされておりまして、それ以外についてはそれを除外しているというふうな規定ではございません。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　規定、除外された行為とか、わからないんですけど具体的に言ってください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　まず、一定の政治的行為というものの前に、特定の政治的目的というのがございます。この特定の政治的目的というのが一定程度決められて、限定的になっておりまして、例えば、特定の政党その他の政治的団体等の、もしくは地方公共団体の執行機関を支持する、または反対する目的、次に公の選挙、投票等において特定の人または事件を支持、または反対する目的、この目的の中において行為が４つございますけれども、例えば、不特定多数に投票するもしくはしないと促す勧誘行為、または不特定多数に意向を明示した文書に署名するよう積極的にかかわる署名運動、また、寄附金等の募集を企画し勧誘するなどの寄附金等の募集行為、また、文書や図画等を庁舎や施設等に掲示する掲示行為、これらの行為がいわゆる政治的目的を持って行われる場合に制限の対象になるということでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今、総務部長はあたかも擁護するような答弁をしていますけれども、実態をまず調査して、それからまた討論したいと思います。このようなことを、私もしっかり実態をまた見ていただきたいために申し上げております。

最後の、保育士の確保については本当に喫緊の課題でありまして、公定価格の改定で処遇改善は進んできているということについては評価いたしますけれども、そこでは公定価格で改定していってもまだまだ保育士になりたい、あるいは勤めたいという保育士さんがまだ不足であると。潜在保育士はたくさんいるんですね。子供たちも将来は保母さんになりたいとか、勉強する子供たちもいるわけですよ、いまだに。学校にも行くし。そういうことのためにも、しっかりとした賃金条件も整えるためにも、運営する社会福祉法人に対する人件費の確保のあり方、他の業種とのバランスの問題も含めて、そういったものを指導すべきではないかという、この私の思い切った政策というのはそこ

ら辺だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　保育士の確保については非常に重要な課題でございますので、処遇改善の人件費がちゃんと保育士に回るかどうかというチェックは非常に重要なことだと思っておりまして、県としましても、先ほど答弁しましたとおり、指導監査などにおいて指導強化しているところではございますが、現在、社会福祉法人のガバナンスの問題もございますので、引き続き指導監査においてきちんと見ていきたいと考えております。

○座波　　一君　以上です。

終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　ちょっと数が少ないんですけれども、甚だ不満であります。

一般質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、知事の辺野古に新基地をつくらせない公約は、もはや破綻しているのではないか。

(2)です。知事は、沖縄の基地過重負担は差別、自治権侵害だ、国民ひとしく負担すべきと言うが、沖縄県の応分の基地負担とは具体的にはいかようなものか。

次に(3)、平成31年度予算要求額（特にＭＩＣＥとの関連）において増額確保に向けた決意を伺いたいと思います。

(4)であります。知事が新たに取り組んだ離島振興の主な事業と成果について伺います。

２、観光行政についてでありますが(1)、国の訪日誘客支援空港に那覇空港、下地島空港が指定されたが、国の支援計画と県の取り組み・展望について伺います。

(2)は港湾についてですが、国の国際旅客船拠点形成港湾に平良港、本部港が指定されたが、国の支援内容と県の取り組み・展望について伺います。

(3)、クルーズ船の寄港回数・観光客の大幅な増加が今後も続くことが予想されております。課題と対策について伺います。

(4)、全県Ｗｉ－Ｆｉ化とキャッシュレスの推進について伺います。

３、農林水産業の振興についてでありますが(1)、外国人就労支援人材の受け入れ事業計画が特区として認められたようだが、具体的な内容と受け入れ体制及び実施計画について伺います。

(2)、収入保険制度の導入促進と課題について伺います。

(3)、農地法関連事務の市町村への移譲について伺います。

(4)、食品加工産業の振興と取り組み状況について伺います。

４、離島振興についてです。

(1)、産廃・海洋漂着ごみ処理の広域行政化について伺います。

(2)、下地島空港の開港予定、事業内容及び誘客計画について伺います。

(3)、下地島空港周辺残地の事業提案者との基本合意の見通しについて伺います。

次に、我が党の代表の島袋大議員の質問の中の６関連でございますが、自然環境、これ環境アセス条例の関連でございますが、自然環境に配慮を欠いた事業はどのようなものがあったか。なぜ、条例の改正に至ったのか。具体的に示されていなかったので、再度お聞きします。具体的に辺野古の陸地部、埋め立て地部は本条例の対象とは間違いなくならないのか、確認をいたします。

３番目に宮古島市議会において、本条例の施行延期の要請決議の見通しとなっておりますけれども、その辺の実態と現場との整合が十分にとれていない中での条例施行となるのか、その辺をお聞かせください。

後は、再質問します。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

農林水産業の振興についてに関する御質問の中の３の(1)、農業支援外国人の受け入れ体制と実施予定についてお答えをいたします。

農業支援外国人受入事業は、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を希望する農業経営体に派遣する制度となっております。本事業の実施に向けては、関係機関等で構成する適正受入管理協議会を設置した後、特定機関として人材派遣を行う企業等に対する事業説明会を開催する予定です。

沖縄県としましては、関係機関等と連携し、本事業を円滑に実施するため、必要な措置を実施してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古に新基地をつくらせないという公約についてお答えします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。

沖縄県としては、沖縄防衛局に対し、留意事項違反などを繰り返し指摘し、工事を直ちに中止するよう再三にわたり行政指導を行っているところであります。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(2)、応分の基地負担についてお答えします。

沖縄県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。

県としては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、平成31年度沖縄振興予算の要請額と増額の確保についてお答えします。

県においては、これまでの振興施策の成果や課題を踏まえるとともに、市町村や関係団体等の意見を聞きながら、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る予算を含め、平成31年度の所要額を精査しているところであります。平成31年度は、沖縄振興計画の総仕上げに向けて取り組みを加速させる重要な時期と捉えております。このため、沖縄振興予算の確保に向け、市町村等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１の(4)、知事が新たに取り組んだ離島振興の主な事業と成果についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、住みよく魅力ある島づくり計画に基づき、さまざまな離島振興策を実施しており、平成27年度以降に新たに取り組んだ事業については、おおむね順調に推進しております。主な事業としましては、医師供給体制緊急強化事業による医師の安定的な確保、超高速ブロードバンド環境整備促進事業による基盤整備率の改善、離島観光・交流促進事業による本島と離島の交流促進及び離島における受け入れ体制の強化などの成果がありました。

県としましては、引き続き島づくり計画に基づき、離島振興に取り組んでまいります。

次に２の(1)のア、那覇空港への訪日誘客支援についての御質問にお答えいたします。

訪日誘客支援空港制度は、観光立国の推進と我が国の経済発展を図るため、訪日誘客の拠点として期待できる地方空港を国が認定する制度です。同制度は、ボーディングブリッジや手荷物搬送システム整備への補助等、国際線受け入れ環境の高度化に資する支援を重点的に行うものとなっており、拡大支援型・継続支援型・育成支援型の３つの区分で認定されることとなります。那覇空港においては、那覇空港ビルディング株式会社と沖縄県で構成する協議会から国土交通大臣宛て申請し、昨年７月に継続支援型空港として認定を受けております。

県としましては、同社と連携して同制度の活用を図り、那覇空港の機能強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、観光行政についての御質問の中の(1)イ、下地島空港への国の支援計画と県の取り組みについてお答えいたします。

下地島空港は、平成29年７月に訪日誘客支援空港の育成支援型の認定を受けております。本認定により、下地島空港においては、手荷物コンベアの整備に関する補助や国による国際航空商談会でのＰＲなど、訪日誘客実現に向けた支援が受けられることとなっております。

県としては、事業者や関係機関と連携して、同制度を活用し、誘客及び就航促進に取り組んでまいります。

同じく２の(2)、官民連携による国際クルーズ拠点についてお答えいたします。

平良港及び本部港は、平成29年１月に官民連携による国際クルーズ拠点に選定され、平成29年７月には改正港湾法に基づき拠点形成港湾に指定されております。平良港においては、現在、国により14万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備に取り組んでいるとのことであります。本部港においては、県が国庫補助事業により20万トン級の大型クルーズ船に対応した岸壁等の整備に取り組んでおります。

次に４、離島振興についての御質問の中の(2)、下地島空港の旅客ターミナル計画についてお答えいたします。

下地島空港の旅客ターミナル施設は、平成31年３月の開業に向け、三菱地所株式会社により整備が進められております。本事業は、国際線定期便、国内線ＬＣＣ定期便、プライベート機など、多様な航空需要を受け入れるための旅客施設を整備、運営するものであります。また、現在、県と三菱地所株式会社において、国内線は成田や関西など、国際線は香港や台北などからの定期便就航を目指し、関係航空会社へ誘致活動を行っているところであります。

同じく４の(3)、下地島空港及び周辺用地利活用事業の見通しについてお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地における第２期となる利活用事業については、利活用候補事業の提案者との実施条件協議をことし４月から開始しております。年度内の提案者との基本合意書締結を目指して、条件協議を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、観光行政についての御質問の中の(3)、クルーズ振興の課題と対策についてにお答えいたします。

県全体のクルーズ船の寄港回数は平成29年に515回、外国人観光客数は約89万人となっており、今後も順調に増加するものと予測しております。課題といたしましては、クルーズ船が接岸できるバースの不足、那覇港への寄港の集中、大型船寄港時のバス・タクシーの不足などが挙げられます。そのため県では、関係機関と連携しながらバースの早期整備を国等に働きかけていくほか、離島や中北部への寄港の分散化を図るとともに、今後バス・タクシー業界との意見交換等も行っていきたいと考えております。

同じく２の(4)、Ｗｉ－Ｆｉとキャッシュレスの推進についての御質問にお答えいたします。

県では、観光客の利便性を高め、満足度の向上を図ることはリピーター化の促進や観光地としての安定的な地位の確立につながるものと考えております。このため、県においては、平成28年度からフリーＷｉ－Ｆｉの整備を進め、現在、県内約5600のアクセスポイントでＷｉ－Ｆｉが利用可能となっております。また、キャッシュレスの推進につきましては、県内事業者を対象としたセミナーを開催し、キャッシュレス化についての周知、啓発に努めております。

県としては、今後とも引き続き、県内のＷｉ－Ｆｉエリアの拡大に努めるとともに、キャッシュレス化の推進により、観光客にストレスフリーな環境を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、収入保険制度の導入促進と課題についてお答えいたします。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、青色申告を行っている農業経営者に対して、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償し、セーフティーネットとしての役割を果たす制度となっております。当該制度の導入に当たり、農業経営収入保険制度普及推進協議会において普及推進に取り組むとともに、沖縄県農業共済組合と連携し、説明会の開催やパンフレットの配布などを行っております。課題としましては、農家への周知徹底や要件である青色申告への加入促進を図る必要があります。

県としましては、今後とも、当該制度の活用を含め、関係機関と連携し、農家の経営安定に取り組んでまいります。

同じく(3)、農地法関連事務の市町村への権限移譲についてお答えいたします。

農地法関連事務の市町村への権限移譲の状況は、平成30年４月１日現在、農地の賃貸借の解除などに係る許可などについて、南城市ほか12市町村、４ヘクタール以下の農地転用の許可に関する事務は南城市ほか６市町村となっております。

県としましては、地域住民との距離が近くなることで、相談対応の拡充や標準処理期間の縮減が図られ、住民サービスの向上につながることから、市町村への説明会などを通して農地法関連事務の権限移譲を引き続き推進してまいります。

同じく(4)、食品加工産業の振興と取り組み状況についてお答えいたします。

農山漁村に存在する地域資源を活用した６次産業化の取り組みは、農林漁業者の所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。そのため、県では、農林水産省の交付金を活用した６次産業化支援事業やソフト交付金を活用した６次産業化人材育成活性化事業により、１、相談窓口となる沖縄県６次産業化サポートセンターの設置や加工・マーケティングなどの専門家の派遣による個別支援、２、商品開発、販路開拓及び加工販売施設などの整備に関する補助、３、個別研修による商品開発への助言指導などの支援を行っております。

県としましては、今後とも、農山漁村の活性化を図るため、６次産業化の取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、離島振興についての御質問の中の(1)、離島における産廃・漂着ごみ処理の広域行政化についてお答えします。

離島地域については、産業廃棄物処理施設が少なく規模も小さいため処理コストが割高となること、また、処理できない廃棄物を他の市町村や沖縄本島などで処理せざるを得ないことから輸送コストが割高となるなどの課題があります。そのため、平成29年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、広域化や複数の市町村による共同海上輸送、あわせ処理など効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進について検討しているところであります。また、海岸漂着物については、離島市町村の財政負担を軽減するため、国の９割の補助制度を活用した回収・処理に努めているところであり、引き続き同補助制度の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

次に５、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、配慮を欠いた具体的事業と環境影響評価条例の一部改正についてお答えします。

沖縄科学技術大学院大学整備事業は、施行区域面積約80ヘクタールと開発規模が大きいにもかかわらず、条例の対象事業には該当しませんでしたが、自主的に環境影響評価が実施された結果、河川環境への影響の低減や造成面積の縮小等の環境への配慮がなされた事業が実施されております。自主的に環境影響評価が実施されなかった場合には、貴重な動植物の消失や景観、赤土等の流出による環境への影響が懸念されたところです。このような事業の実施状況等も検討し、条例の一部改正を行ったところであります。

同じく５の(2)、辺野古の埋め立てと環境影響評価条例の一部改正についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業については、埋立事業が環境影響評価法、飛行場事業が沖縄県環境影響評価条例の対象事業となっており、平成24年12月27日に補正評価書の公告を行い、環境影響評価手続は終了しております。また、両事業ともに工事に着手していることから、改正条例の対象とはなりません。

同じく５の(3)、環境影響評価条例の一部改正と市町村への周知についてお答えします。

県では、条例等の改正の検討に当たり、平成29年11月８日付で、国等の関係機関や県内全市町村に対して、同年11月29日を提出期限として意見照会を実施しております。宮古島市からは、平成30年３月７日付で意見の提出があり、同年３月27日付で県の回答を送付しております。県では、条例改正の内容に関し、市町村や関係機関に対して説明をしてきており、今後とも、説明会等を開催し、国、市町村等の行政機関や県民に対して、条例改正の内容について丁寧に説明してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　知事、今回の議会においでいただくのは大変健康回復に頑張ったほうがいいなという思いがありまして、非常に複雑な気持ちで臨んでいるわけです。知事という重責を担うとやはり病気というのは大変なものだなという複雑な思いでありますが、健康回復はぜひともに心から祈っております。

ちょっと順不同になりますけれども、観光振興についてちょっと伺わせていただきたいんですけれども、訪日誘客支援空港、特に那覇空港は継続型ですが、下地島空港、育成支援型になっております。今回のこの指定で、私はちょっと大きな期待もしておりますが、具体的に県としてこの制度を通して何がどう大きく改善されるのか、また、大きく今の開発が伸びていくのか。その辺もちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

一部繰り返しになりますが、今回、訪日誘客支援空港の育成支援型の認定を受けまして、下地島空港におきましては、手荷物コンベアの整備に関する補助、また国による国際航空商談会でのＰＲなど、訪日誘客実現に向けた支援が受けられるということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　僕は少しポイントがずれていない

のかなと、これちょっと本気で議論していないのかなという思いがありますが、ちょっと焦点を絞ってお聞きしますけれども、１つは誘客の話は国が全面的にジェトロとかいろんなところの連携でもって動いております。それで、下地島空港がこの育成支援型で指定されていて、特にこの指定を受けてほかの空港ではいろんな取り組みが始まっているんですけれども、下地島空港における離着陸料、それから航行援助施設の使用料等々について大きな特例がなされて、それを受け入れて、これでもって伸びようとしている地域指定空港もある。下地島空港が将来ＬＣＣを含めて入れようとするときに、この下地島空港をどうしようとしているのか。県はどうしようとしているのか。その辺を具体的に私は聞かせてもらいたい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　下地島空港が認定を受けた育成支援型空港と申しますのは、訪日誘客に高い意欲を既に持っているということが認められたことと、一定の実績というものがまだないという状況で、我が国の中で２空港、下地島空港のほかに長野県の松本空港が認定を受けておりますが、これから国による伴走支援、国がサポートしながら効果を上げていこうという段階の空港を指しております。支援メニューといたしましては、着陸料補助でありますとか、それから、新規就航・増便に必要となる経費の補助、これはチェックインカウンターであるとか、チェックイン機等のグランドハンドリングの経費を見ようとか、それから、国際線受け入れ環境もやる場合にボーディングブリッジであるとか、手荷物搬送システムランパス等の経費を補助しようという内容となっておりまして、下地島空港はこれから大きく伸びるという前提で認定をされたものだと考えております。

○座喜味　一幸君　土木のほうは具体的に、今の具体的な空港の離着陸料を含めてのこういう話というのは大きな課題なんだよ。これを議論してないのか、今後議論するんだったらするでもいいんだけれども、土木としてどうなっているのか聞かせてもらいたいんです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

先ほど企画部長からも説明がありましたが、この訪日誘客支援空港育成支援型というのは、まだ訪日誘客の実績がないところでございまして、高い意欲を持っているということが評価されて指定されております。今後、ターミナルビルの施設が供用されまして、国際線等も就航がふえていくというような形で、今後伸びていくことについての支援でございますが、着陸料等につきましては、これまで同様他の空港と同じような形で運用していくということで、特別な着陸料等の支援を受けられるわけではないということでございます。

○座喜味　一幸君　本当にいいのかな、これで。

○議長（新里米吉君）　回答はちゃんとやっていますから。質問でやってください。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちなみに先ほど答弁の中で三菱地所の開港に向けては、平成31年の３月というような答弁がありましたけれども、初年度の入客見込み、それから32年度の見込み、そして向こう５年度の計画等々、フルプランでこの下地島空港にどれくらいのお客さんが来るのか、その辺は把握していますか。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

三菱地所が実施する旅客施設の整備が供用開始後、年間航空旅客数の目標としまして、平成33年度に30万人、平成37年度に57万人となっております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これぐらい大きな計画を持って、彼らは国のほうとの支援も受けながら外国のＬＣＣも入れるというような動きがあります。それで、１つはこれからの残地料も含めてＬＣＣ航空が来る、航空パイロットの養成をしていくというような中において、沖縄の県内の地方空港における今言っている離着陸料等の軽減措置、それを実施していくというのが大変これは大きな、飛行機を呼ぶのに大きな呼び水になる。その辺をあわせて根本的な整備をしてもらいたい。それから訓練場のＬＣＣのパイロット訓練等の際でも地元から多分要請が上がっていると思うんですけれども、その辺の離着陸料等施設の軽減措置、これを進めていくということは大変大事なんで、あわせて石垣空港、宮古空港含めて国際空港としての受け入れ条件というものを整備していくためには今の問題点、大変大きな課題になると思うんで、この辺を議論しているのか、今後議論していくのか。その辺を教えていただき

たいんですけれども。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

現在、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の中で、航空機の普通着陸料及び特別着陸料を当分の間次の表のとおりとするということで定められておりまして、航空機の重量が15トン以下の航空機はゼロ円。航空機の重量が15トンを超える航空機は本則の20％に相当する額、特別着陸料は本則の30％に相当する額ということで割り引いた額になってございます。今回、下地島空港の旅客がふえていくという形でも、これは県内の空港全てに適用されている着陸料でございますが、同じように、他の空港と同様な取り扱いで運用していくというふうに考えております。

あと訓練の使用料につきましては、今現在、下地島空港が一般会計から繰り入れをしている状態で運用してございます。ですので、この着陸料をその管理に用いているという部分がございますので、訓練使用料の低減につきましては、収支の状況をしっかり精査しながら慎重に検討していく必要があるのかなということで、今後その下地島空港の利活用の状況を見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　三菱地所との基本合意みたいなもの、あるいは将来計画を詰めていく中で、この話は重要な案件だったと思うんですけれども、土木の担当は謝花副知事ですよね。何か先ほどの率から言うと、ちょっと甚だ納得いかぬのだけれども、沖縄の那覇を離発着する空港は６分の１というような措置が講じられていて、願わくば下地島空港もこういう特例の中で取り扱っていくことが極めて有益な魅力ある空港として発展するんで、それ預かりとして基本的に詰めていただきたいなと思うんですがどうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　議員御指摘のように、那覇空港については国管理空港ということで、着陸料の低減がなされています。ただ、県管理の地方空港においては、先ほど土建部長が答弁したとおりとなっております。ただやはり、下地島空港全体として活性化するというような流れの中において、またもう一つ、使用料、訓練使用料について、実はせんだってＬＣＣのバニラエアが先島就航に当たって県のほうに御挨拶にいらっしゃったときに、同様な要請を受けたところでございます。この件につきましても、土建部長が答弁したことが基本ではございますけれども、やはり全体としていかに下地島空港を活性化させるかということを、やはり極めて重要な課題でございますので、その社長の方にもお話ししましたけれども、県としてぜひ下地島空港の活性化、これ重要な施策でございますので、全体として使用の量を大きくする中で、料金の低減ということを図ることができるよう検討したいというようなお答えをしたところでございます。ぜひ、今後も検討させていただければと思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　その辺よろしくお願いします。

それから、クルーズ船の関連ですけれども、平良港、石垣、もちろん那覇はもう全国のベストテンの中にクルーズ船の回数が入ってきている。それで平良港の今年度平成30年度の見込み数というのは御存じですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県全体でことし662回見込まれている中で、平良港は154回の寄港が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私の仕入れた情報では、平成30年度としてはもう195回というような数で、ほぼ台風とか来なければ、来るぞというような数字が出ている。135回からもう200回近く来る。本部にしてもそういう状況。それで今、国を含めて受け入れ体制の整備をしなければならないという課題で、このみなとみらい、要するに受け入れのまちづくりというような方向で動いている。宮古島市では幸いにも国の内閣府に音頭取ってもらって、みなとみらい指針検討委員会というのかな、まちづくりの、始めた。私は県管理の本部のほうが少しおくれているのではないのかなと。もう工事も始まって供用開始も間近い宮古に比べて、北部の本部、それは県の事業主体になっていまして、その辺が国と県との連携がうまくいっているのか、なぜ少しテンポがおくれているのか。情報がちょっと県はおくれているんじゃないのかというふうな思いがありまして、この辺についてあわせて本部へのクルーズ船への受け入れ体制の整備含めて、県の取り組み、これ少しスピードアップしなければならないと思っているんですけれども、その辺いかがですか。

○土木建築部長（上原国定君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

本部港におけるクルーズ船の受け入れ体制としまして、本部港はことし３月に、県はゲンティン香港社と法定協定を締結しておりまして、現在、20万トン級の大型クルーズ船に対応した岸壁等の整備に取り組んでおります。また、ＣＩＱ機能等を備えた旅客ターミナルにつきましては、ゲンティン香港社において、岸壁の供用に合わせて整備する予定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　受け入れ体制含めて地域にしっかりとしたお金があって、地域経済に資するような受け入れ体制の整備が急務でありますからよろしくお願いします。

時間がありませんので、農林水産業の振興の中の収入保険制度の導入促進と課題についてですが、これは特に沖縄県において干ばつ、台風被害が多い。その中で若者の定住化を図っていくために、その収入保険制度というのは極めて有用な制度だと思っております。それで、導入に当たって実際にその保険の制度を適用したときに、青色申告している人が対象となる。そういう人たちをふやさない限りこの保険制度というのが生きない。そういう意味でこの青色保険制度を、保険を申告している農家の戸数、全体の農家戸数の何ぼがその青色申告しているのか。それが数字が出ればその人たちしか対象にならない。それについてちょっとお答えください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

農家戸数自体は約２万戸近くですけれども、今現在記帳されているのが3121件というふうに聞いております。3121件でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　僕がちょっと聞いた情報では、1300件くらいしかないのかなと思ったんですけれども。この収益を補償するというのは、今農家にとって極めて大変大事であって、台風があってごめんなさい、干ばつがごめんなさいじゃなくして、青色申告した報告の９割が補償されるような仕組みでありますから、これをしっかりと普及していく。そして、農業共済組合を活用するんであれば、そこの体制をしっかりとして、内容を詰めていかなければ、今のままだったらこの保険制度活用し切れない。そういう意味でその辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけれども。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

この収入保険制度については、全国、農水省が推進しているところでありまして、これについては農水省含めて沖縄県についても機会あるごとに説明しておりますし、またきょうも名護のほうで説明しているというのを聞いております。そういう中で組織的に推進するということで、平成29年８月14日付で沖縄県農業経営収入保険制度普及推進協議会、これは総合事務局あるいは県の関係機関、あるいはＪＡ等含めてその組織立てをしてそこを中心に今普及啓発をやっておりますので、ぜひこの辺については関係機関を含めて漏れがないような普及啓発をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この制度は本当に農家を生き返らせる大事な保険制度ですから、しっかりと促進していただきたいなと思います。

次に、農地法関連事務の移譲についての話をしないといかぬくらい現場というものは非常に膠着しているからあえてこの問題を出しますが、この行政改革推進本部、それ総務部になるんですか。その中で農地法等に絡む分を速やかに移譲するというような実施計画が出されているはずなんですが、ちょっとその辺答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

新たに沖縄県行政運営プログラムというのを４月から策定したのは実行しているところでございます。その中で、行政プログラムを進める上では、重点実施項目、それと進捗管理項目、個別推進項目と３つの分類でいわゆる行政運営を進めていこうというふうな取り組みを計画の中で位置づけておりまして、その中で特に市町村の権限移譲につきましては――失礼しました、重点実施項目として市町村への権限移譲の推進ということで、小規模町村を含むおおむね10市町村以上

に移譲している水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務を重点移譲事務ということで行政運営プログラムに位置づけているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　行革法、二十何年だったかな、平成24年だったかな、定められた権限移譲の促進というのはもう言われているんだけれども、富川副知事、農水の担当にもなっておりますけれども、いろんな観光振興含めて今沖縄の土地利用を含めた大きな変化が起きている。それで、その中で田舎に行きますと、特に我が島は51％の耕地率ですから、農振農地法の転用の話がこの阻害要因となっているという多くの起業家からの話がありまして、あえて私はこれを出しているんですけれども、願わくば現地に最も通じている農業委員会、地元の市町村にこの農地法の行政事務を速やかにおろしてもらうべきだと。これもう経済人は先ほどの都市計画の調整区域の話もベースは同じだと思いますから、今これを僕は、副知事、これ先頭になって沖縄の振興と自然を保護する農業保全するというようなトータルとしての判断を今しなければ、現場に任せっきりだったらば硬直している。そういう思いがあってきょう提案いたしますので、農水部も農水部で頑張っておりますけれども、その辺をトータルとして沖縄県の発展のためにどうあるべきかというぜひともにいい方向での議論をしていただきたいと思うんですが、副知事どうぞ。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　座喜味議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃったことはこれからぜひ検討していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっと農水部長、これ、宮古島市、あえて言いますけれども、宮古島市は農地法、その他の指定、それから水というのが大きな障害になりつつある。ぜひともに宮古島市には丁寧な協議をしていただいて速やかに移譲してもらいたい。その辺の見通しをぜひともによろしく。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど答弁させてもらった中の市町村のほうも、意見を聞きながら今調整させてもらっている中で、宮古島市のほうについての人員体制のほうも課題というふうに聞いておりますので、議員がおっしゃるように、地元のほうでの農地法等の権限移譲等含めて意見交換しながら対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これは僕本当に大きな下地島空港残地も含めて、環境問題もこれ時間がないからやりませんけれども、農地の転用、農地法の問題、農振法の問題、いろんな保安林等の指定の問題がもう今大きな障害となっておりますので、その辺はぜひよろしくお願いしたいと思います。

知事の政治姿勢の中で、時間がありませんから、31年度の予算要求の中でＭＩＣＥの500億近い予算の一括交付金でするときに、今のソフト交付金が同じパイの中でこれが進められたら、もうとてもじゃないが大きな影響がある。その辺についてどういう覚悟を持って予算化を確保していくのか、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

ＭＩＣＥの整備事業の御質問でございますが、施設整備に関する事業はこれまでも全体として一定規模の実施がなされておりまして、施設整備事業、いわゆる継続、新規も含めまして、全体の進捗管理を徹底することで大型ＭＩＣＥ施設の整備に関する費用についても捻出をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　率直に申して、500億あったソフト交付金が今400何十億まで絞られた。その中でＭＩＣＥの500億というものを二、三年で完成していくということは、単純に言うと250億相当の金が二、三年で飛ぶ。それが一括交付金にしわ寄せしてくる。ということは、今主要なこの観光を含めた離島振興含めた教育環境含めたソフト交付金の事業というのが圧縮される。こんな生半可な、どの事業を圧縮するから頑張りますで済むようなこれスケールの問題じゃないんですよ。それをどう克服するか。今回の予算要求の大きな焦点、課題というのがこれだと思うんですよ。これに対して真剣に取り組まなければ、一括交付金がなくても県単ででもこれをやる覚悟があるのかというぐらいのこれは覚悟を持って予算要求していかないと、別枠ででも確保していきますというような政府とまじに交渉して確保していかなければ、次年度予算というのはとんでもない結果になるという危機感を私持ってお

ります。このあたりどうですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
大型ＭＩＣＥ施設につきましては、経済界からの強い要望がございますし、沖縄経済をさらにダイナミックにするためにも必要な施設だと思っております。基本的に建設費多額なものでございますので、ぜひ一括交付金を獲得できるように精いっぱい頑張っているところでございます。
以上でございます。
○座喜味　一幸君　ありがとうございました。
終わりますけれども、この問題は政治的な知事三役が先頭にならぬと話になりません。それだけは指摘しておきたいと思います。
どうもありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　一般質問、本日最後。物は考えようで、ラッキーセブンの又吉清義ですので、しっかりとまた質問をさせていただきます。
まず１点目、基地行政についてであります。
翁長県政の任期中、一日も早い危険性除去の実現に向けたこれまでの実績について伺います。
よろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。
県は、これまで普天間飛行場の危険性除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、政府と協議を行い、具体的な取り組みを求めてまいりました。その結果、政府においては、県外における一時的な訓練を実施しているほか、県の要望等を踏まえ、普天間飛行場所属の全機種を対象とした離着陸回数調査を実施しております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　毎年これをお聞きしているんですが、本当にあんまり中身がないなというのを痛感します。ですから、本日私あえて、どうせ実績は余り期待できないだろういうことで、多分実績はこういうことじゃないかと思いますよ。この４カ年間、任期中、まず経費は全て県民の大切な税金で賄われ、裁判を絶えず繰り返すことに明け暮れた。１億円以上も費やされ、裁判はことごとく敗訴をしたが、結果を受け入れることができない知事。これが一日も早い危険性除去をまた延ばす。
また２点目に、普天間飛行場の閉鎖、返還は一日も早い危険性の除去が原点であったが、みずからのイデオロギーで一日も遅い危険性の除去にすりかわった。
３点目に、平穏な辺野古地区は、基地反対者が行う反対運動行動は何でもほぼ許される無法地帯化し、辺野古地域のほぼ全住民が日常生活に支障を来す事態が多々生じるようになった。
４点目、県外、国外から多くの基地反対運動の方々が辺野古区を訪れ、観光立県として入客数がふえた。
私はこの４点に尽きると思いますがいかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　裁判をやって一日も遅いですとか、無法地帯ですとかいろいろありましたけれども、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、それはやはり国においても５年以内の運用停止ということを安倍総理が前知事との間で約束をしまして、沖縄県においてもそれをぜひ具体的に、そのスケジュールなども示してもらいたいということを作業部会、そして協議会においても求めてきたところでございます。県政においては、先ほど公室長も答弁しておりますけれども、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の実現に向けて、しかも、この普天間飛行場の一日も早い危険性の除去というのは、もう県議会も全会一致を上げてやっていただいておりますので、決議していただいておりますので、県政もしっかり国に対して求めてまいりたいというふうに考えているところであります。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　４点否定しないところは、全て当たっているということで解釈させていただきます。
希少サンゴの採捕について、防衛局の許可申請手続の対応方についてお伺いします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
沖縄防衛局から提出されましたレッドリスト掲載サンゴに係る特別採捕許可申請については、平成30年３月20日及び４月５日にオキナワハマサンゴ９群体に係る３件の申請と、４月17日にヒメサンゴ１群体に係る１件の申請がなされております。オキナワハマサンゴに関しては、その食害対策の考え方に合理性が見られないとの判断から、５月18日に文書で説明要求を行ったところ、６月６日に回答書が提出されております。ヒメサンゴに関しては、その生き残りに影響を及ぼすと考えられている海藻のサンゴモ類の取り扱い等において疑義があったことから、６月14日に文書で説明要求を行ったところであります。これらの申請に対しては、現在審査を継続しており、引き続き、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応し

てまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　この中で、本当にヒメサンゴ、本当にお姫さんみたいにかわいいんでしょうねと私は思いますよ。私はこう思いますよ。自然を愛し大切にすることは、我々人間がこれからも生きていく上で大切なことです。それ以上に、今生きている人間の命、生命を守ること、安全の確保はさらに重要で完璧でなければなりません。
　そこで再度伺いますが、宜野湾市を初め、その隣接する市町村の人口約35万人の命と安全を確保することを揺るぎない原点として、普天間飛行場移設、返還が合意されました。
　そこで伺います。
　今申請されているヒメサンゴ、大きさ、数を教えてもらえませんか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時14分休憩
　　午後５時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　オキナワハマサンゴが９群体、サイズについては５センチ程度、ヒメサンゴについては２群体で１センチ程度というふうに聞いております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　そうですよね。人間の命、ヒメサンゴ１センチ程度の２群体、すばらしいですね。35万人の命。皆さん、もっと真剣に考えましょう。自然は大事にする、大事です。
　何はともあれ、防衛局は人々の命を守り、自然を守り、オキナワハマサンゴ、ヒメサンゴを大切に保護したい、保護したい。その理念のもとに採捕許可申請を提出されていると解するが、担当部局はどのようにそれを受け取っておりますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　防衛局からの申請等につきましては、現在審査も継続しておりますけれども、引き続き沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応しているというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　そうですよね。それいいですよ、行政ですから。ですからあえてお尋ねしますよ。通常なら45日以内に判断し許可される。半年たった今日、担当部局はなぜ判断できないんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時17分休憩
　　午後５時17分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　特別採捕許可の運用に関しては、近年県民等からより透明性のある事務と処分に関する判断等に、より十分な説明責任を果たすことが求められているところがあります。そのため、事実関係の確認や慣例、委員会での審議内容、あるいは論文等関係資料の精査について、従来より時間を要しているのが事実であります。
　県としましては、当該事務の標準処理期間を念頭に置きつつ、今後も沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　厳正かつ適切にするんだったら許せますよ。しかし、今日の皆さんの状態、一言で言えばこういうことだと思いますよ。担当部局が判断しあぐねている状態は、35万人近くの人の命を軽んじているとしか私は見えません。軽んじているとしか。本当に真剣に考えるんだったら、もっと真剣に考えてください。そして、現に県の皆さん、どのようにそれを保護していいか皆さんも迷っているのは事実でございます。
　次の質問に移らせていただきます。
　辺野古ゲート前で取り組まれている知事支持者の行動の実態についてお答えください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　キャンプ・シュワブのゲート前において、抗議活動が行われているのは承知しておりますが、具体的にどのような方々がどのような行動をされているかは承知しておりません。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　皆さん、知事公室長のほうでも、毎日２人は現場に派遣されているんですから、それも見てください。海だけ見るんじゃだめですよと私そう言いましたよ。海を見るのは考えなくてもできる。皆さん、現場も見てください。時間がありませんので、これ今回特別に取り上げません。
　次に行きます。
　辺野古撤回について、県のその根拠並びに時期について伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

撤回の時期については、法的な観点や日々の国の動き等を想定して検討し、知事の責任において判断することになるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、この撤回も皆さん、私は聞くたびに非常に疑問でならないんですよ。まずこの撤回についてなんですが、平成29年、今から約１年以上も前、３月25日、突然知事は言い始めました。そして、今月の６月12日のタイムスでは、法律違反などがあればちゅうちょなく撤回をすると。そして６月20日も、環境保全などについて看過できない事態となればちゅうちょなく必ず撤回すると、重ねて強調しております。今法律違反もありません。看過もありません。そして、また公室長自身も、本会議であらゆる動きを見ながら判断すると。それもいいでしょう。このような内容は、他力本願的で、相手がミスすることを待ち構えているようにしか思えない。本来の行政のとる姿勢、対応とは到底考えられないし、また普天間飛行場の移設、返還の原点である一日も早い危険性の除去がすっかり置き去りにされ、すりかわり、県民をあおり、だましているとしか私は理解できません。県民の願いである基地問題を解決するためには、今まさに行政があるべき姿で判断し、公平公正な行動を起こすこと、自覚するべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、県は、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議やサンゴ類の移植を初めとしました環境保全措置などについて、沖縄防衛局への行政指導等を行っていることも踏まえ、日々の国の動きなど全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討し、県としてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　あえて申しませんけれども、よろしいですか、この皆さん。埋立承認の取り消しは取り消しましたよ。皆さん、このように過去に裁判の結果、高等裁判の結果に当時従った知事がいましたか、いませんでしたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄県は、最高裁判所の判決に従い、埋立承認取り消しを取り消しました。これによりまして、前知事が埋め立てを承認した原点に戻り、辺野古問題に関するその後の行政手続については、公有水面埋立法に基づく埋立承認が適法であることを前提に対応することとなります。ただ前知事の埋立承認が適法であることを前提とするにしても、承認後に生じた後発的な事情の変化によっては撤回が可能であると考えております。

○又吉　清義君　議長、休憩してください。

最高裁の結果に、これまでに最高裁の判決の結果に、これまでに従った知事はいましたか、いませんでしたかと聞いているんですよ、これまで。

○議長（新里米吉君）　それは、認めた上での今話をしていますから、後半の部分が。

○又吉　清義君　ごめんなさい。全然認めたとは聞いていませんけれどもね。撤回を頑張っているとしか聞いていないけど。だから、過去にそういう知事はいましたか、いませんでしたかですよ。

○知事公室長（池田竹州君）　県は、最高裁判決に従い埋立承認の取り消し処分を取り消しましたというふうに発言しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　済みません。もう少しわかりやすく言ったほうがいいと思いますよ。埋立承認取り消しを取り消したんでしたら、早く皆さん、頑張れと言ったほうがいいですよ。全く逆なことしていますよ。県民に埋立承認取り消しを取り消したということは、埋め立てをもう認めて、早くやってもらいたいというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　これも繰り返しになって恐縮ですが、埋立承認が適法であることを前提とするにしましても、承認後に生じた後発的な事情の変化によっては撤回が可能であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　後発的によっては撤回が可能、そんな言い方するよりは、サンゴの採捕許可申請も早目に45日以内に出すと。だからさっきは他力本願と言いましたよ。撤回を期待するんじゃなくて、いかに基地問題を早目に解決するか。皆さん、スタンスを間違えていますよ、これは。正直言って。往生際が悪いですよ、はっきり言って。

次、キャッシュレスについてお伺いいたします。

観光産業についてですが、まず(2)、キャッシュレス化が県経済や観光に及ぼす影響についてどのように把握しておられるか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

アジアを含めた外国人観光客につきましては、クレジットカードやスマートフォン等での支払いへのニーズが高く、県内において外国人観光客の消費の機会損失を少なくし、消費支出の拡大を図るためには、県内事業者等のキャッシュレス化の推進が今後重要となると考えております。具体的なキャッシュレス化の効果の事例としまして、平成28年１月に日本クレジットカード協会が実施いたしました浅草の仲見世商店街におけるクレジット利用動向の調査結果がございます。それによりますと、クレジットカード支払いによる購入金額は、現金支払いの購入額に比べ1.6倍となるという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　強くは聞きませんから心配しないでくださいね。軽くしか触れませんから。

訪日外国人観光客が消費する金額、これが非常に観光立県として大事かと思うんです。この2016年は日本全体で約３兆7000億です。2020年、2030年度はどのように伸びるか皆さん御存じでしょうか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　申しわけございません。今手元にその数字がございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　いいですよ。軽くしか言いません。一応2020年には約８兆円の市場です。2030年には15兆円となるぐらい知らされているんですよ。

そこで、この訪日客は何に困ったか。外国、インバウンドの方々、日本に観光に来て困った３つ、４つのポイントがあります。どのような点に困っているか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　以前、県のほうで調査した結果によりますと、たしかＷｉ－Ｆｉを使えない、それから言語での、お店で言葉が使えない、それからクレジットカード等、現金以外のお金が使えない、今ちょっと、とりあえず３つだけ今出てきておりますけれども、もう一つ今ちょっと確認中でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本当に今部長がおっしゃった３点、これ深刻な悩みなんですよ。どんなに1000万、2000万人、人が来ようが買い物ができなければお金落ちませんよと。だからそのポイントが両替が不便、クレジットカード、キャッシュ、こういうふうになっていると。ですからあえてこれ聞いているわけです。

もう一点伺います。

この我が沖縄県に来るインバウンド、アジアでどの国が多いですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

１番は台湾でございます。あと中国、香港、韓国、いわゆる北東アジアの４カ国地域が８割程度を占めているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよね。ですから、この今部長が述べた国々、キャッシュレス化はどのぐらい進んでいるか御存じですか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時31分休憩

午後５時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　手元の世界銀行からの出典の調査結果でございますけれども、各国のキャッシュレス決済比率の状況ということで、世界の中で韓国が89.7％、中国が60％ということで、世界の中で韓国と中国がかなり高いという調査結果が出ております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、先ほどこの沖縄に来るインバウンドの方々、韓国、中国、台湾多いですよね。国々でそのぐらい進んでいるわけですよ。こういった方々が、沖縄の普及率11％、買い物しませんよということになると思いますよ。ですから、そこできょうの新聞にも載っていましたよ。このキャッシュレス化で座間味村、それについて皆さん、どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
　今私どもがアジア地域以外にも西洋のほうから、ヨーロッパのほうからもたくさんお客様を誘客しようとしております。特に西洋の方々というのは、座間味等、そういった自然の美しいところを好まれます。そういった意味では、本島のみならず、離島のほうにもキャッシュレス対応が十分できるように、そういった取り組みをしなければいけないと思っております。きょうの新聞で琉銀さんがそういった取り組みを共同でされているということがわかったところでございますけれども、県としても、本島のみならず、離島もキャッシュレスの対応が十分行き届くような形の取り組みを民間のほうとも連携しながら進めていきたいというふうに思っております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ですから結論ですけれども、あえて申し述べますが、まだ皆さんがキャッシュレス化に向けては、相変わらずセミナーしかしないと。もうこんなの時代おくれですよと。こうやって民間が既に実用化していますよと。これよりもまだ進んでいるんですよ､まだ。あと４倍ぐらい。民間では。そういうのを皆さん、セミナーだけじゃなくて、セミナーに進んでいる業者を呼んで、もう実践に入ったらいかがですかと私は言いたいんですよ、ずっと。セミナーだけしていたらやられますよ。皆さん、まだセミナーという意識しかないから困るんですよ。セミナーじゃなくて実践を我が沖縄県の民間企業もやった。ほかの企業でもまだ進んでいます。この程度じゃないですよ。皆さん、考え方どうですか。セミナーよりもっとハイレベルな位置にレベルアップしていただけませんか。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　県のキャッシュレスにつきましては、御指摘のとおりでございますが、政府の平成30年に出たリポートの中にもキャッシュレスに向けてという報告書がありました。その中でも日本が一番おくれているという御指摘がございます。
　その中で、県としましては、機会費用が大きいということで、商工労働部のほうでプロジェクトチームでありますが、キャッシュレスについて検討しております。ただ一言にキャッシュレスと申しましても、たくさんの多種多様な形態があります。カード間の決済、それから仮想通貨を使った決済、それから携帯を使った決済、非常に複雑に入り組んでおりまして、今プロジェクトチームをつくって、この機会費用がないようにということで、商工労働部のアジア推進会議で検討しているところでございます。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　いいですか、副知事。そこの考えが間違いなんですよ。だから言っているんですよ。その考えは完全に捨ててください。ここも無料ですよと。今民間で貸す、無料ですよと、端末機。この程度、レベルじゃないですよ。皆さんが情報に疎過ぎる、余りにも。これはぜひ頑張ってください。この手のレベルじゃないというのをしっかりわかってください。民間はもっと進んでいる。金もかかりません。はっきり言ってかかりません。皆さん、かかるという考えそのものが間違いです。民間で既に開発したということを、これも無料と書いてあるんですよ、皆さん。新聞読んでくださいよ。どうですか副知事。もう一度御答弁ください。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　先ほども申し上げましたように、民間も含んで、民間も決済もありますけれども、実際のところはメジャーの決済の企業とか、非常にいろんな利害関係もありまして、そこで現実の面で今対応して苦慮しているところでございます。ただですぐできるということをおっしゃいますけれども、やっぱりちゃんと日本がおくれているということも含めて、今検討していますので、御理解いただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　やはり意見がかみ合いませんね。今だからこそ日本の企業救えるんですよ。皆さんがもたもたしている間に、外部投資家から全て手おくれですよ。ですから今取り入れてください、知ってくださいと言っているんですよ。いろんな企業､やられますよ。この程度じゃないですよ。あえて皆さんがこういう考えでしたら、２年後、やられてからアキサミヨーしないでくださいよ。
　次、行きます。
　ちょっと時間がありませんので飛ばしたいと思います。
　駐労センターについて伺います。
　建物の使用状況についてどのようになっているかお伺いします。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　駐労センターでございますけれども、正式名は沖縄県立駐留軍従業員等

健康福祉センターでございますけれども、それの活用状況についてなんですが、健康福祉センターにつきましては、利用者数の減少に加えまして、平成17年に実施した劣化診断、施設の診断で、施設の一部について取り壊しが必要な状況の結果が出てきたことなどから、平成18年度以降、劣化部分等を閉鎖しまして、比較的劣化が進んでいない別棟を活用して駐留軍離職者対策センターが今業務を行っているような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　一部取り壊しが出てきたところなんですが、皆さん、これでいいのかなと思いますよ。取り壊しは、皆さん、去年の９月の委員会で予算が幾らかかって、新年度に引っ越すとまで約束しましたよ。なぜそれができてないんですか。その理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　離職者センターの引っ越しの話でございます。

　これにつきましては、我々も去年から、次期、次の場所を探していただきたいということでお願いしてまいりました。ちょっとその場所の選定がおくれているものですから、今年度いっぱいで何とかということで１年間は延ばしている状況でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　議会で皆さんは、去年そこまで言い切ったんだから、２月議会では、これはおくれていますよというのが当然だと思いますよ。皆さん、取り壊しの費用も計上し、引っ越しすることも年内には行いますというような中で、いざ楽しみにしていたら全く何も変わっていないじゃないですか。

　そこで伺いますが、今後この取り壊しは、じゃ年内にさせましょう。この跡地利用に関しては、どのような計画を持っておられるか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　まず県有地でございますので、取り壊した跡といいますと、そこはまず県庁内でどういった利用ができるかというような内部でも希望をとります。その中から適切な利用方法があれば、それを選定していくというような流れが出てきます。それ以外に、そういうのが出てこなければ、あとは民間の活用にも提供するかというような段階になっていくかと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ地域ともそういうお話をしていただきたいなと、民間を活用するのか、民間に売買するのか。当時皆さんが求めた価格、埋立後、低価格で購入いたしました。価格を知っているものですから、すごいなということで、あえてやはり恩恵を受けたからには恩も返していただければなと思いますので。

　次、仮設避難港についてお伺いいたします。

　現状はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　仮設避難港の現状についてお答えいたします。

　宜野湾市大山の仮設避難港でございますが、まずその護岸部分でございますが、護岸は海岸保全施設となっておりまして、現在、老朽化した施設の調査や長寿命化計画の策定を行う等、適切に管理を行っているところであります。また、護岸背後の土地につきましては、法定受託事務により県が管理する国の行政財産であります。現在、県の資材置き場として利用しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本当にあそこにある３万平米以上の土地がこういう状態になっているんです。しかし、この中で御存じのとおり、浦添から宜野湾への北道路も開通いたしました。北谷から那覇空港まで15分足らずで行きます。西海岸、そして浦添のほうもキャンプ・キンザーでしたか、返還されて、今まちづくりが進んでおります。この仮設避難港、県はどのような計画を持っておられるかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

　仮設避難港の活用につきましては、まず県が管理しておりますが、行政財産の用途を廃止いたしまして、普通財産として国へ引き継ぐ必要があると考えております。現在、国から既設護岸の整備、桟橋の撤去及び土砂の撤去を求められております。今後、地元宜野湾市と連携して、課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、そこで本題に入りますが、皆さん、これ21世紀ビジョン計画、平成24年度からは、あの一帯はどういうまちづくりをしたいと明記されていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後５時43分休憩

　　午後５時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えします。

　西海岸地域の開発のあり方について、行政連絡会議

等が開かれておりまして、企画部主体の会議でございましたが手元に資料がございませんので、ちょっと計画の名称、今申し上げることができませんが、海岸一帯の良好な開発を行うための一連の構想のようなものがあるというふうに認識はしております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、寂しいこと言わないでください。皆さんの21世紀ビジョンですよ。これ読み、当たっていますよ。本当に、今西海岸道路もできた、開通もした。的外れじゃないですよ。皆さん、ちょこっとだけ読みましょうね、もう本当は皆さんに説明してもらいたいんですが。観光関連施設の集約を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指しますと。今観光立県って、皆さん、世界水準目指そうとしているんですよ。海・空・自然、当たっていますよ。頑張ってくださいよ。もう頭に入りましたか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　今議員が読み上げたところは、21世紀ビジョンの基本計画の中にきっちり書かれていると思います。浦添市から宜野湾市、そして北谷に至る海岸線、西海岸線を連担としてつながっておりまして、そこをやはり世界的な観光水準のコースタルリゾートとして形成するというような記述がたしかあったと思っています。これを踏まえまして、沖縄県におきましては、たしか二十六、七年ごろに宜野湾市と県と連携いたしまして、その構想の実現に向けて、さまざまな議論をしたことがございます。これはただ、その時点においては、いわゆるこの宜野湾市のほうにＭＩＣＥの施設との関連性があって、そこの関連でこのいわゆる仮設桟橋の活用の仕方についても、議論がなされたということは承知してございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ大きい夢を持って、私はこの読みは当たっていると見ていますよ。本当に世界最高の観光立県を目指す。こういったフロント構想を目指す。その目の前には、60ヘクタールのまだ開発できる大山ターブックヮもありますよ。一緒にまとめて頑張っていただきたいんですが、部長、頑張るというふうに理解してよろしいですか。もう頭に入ったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

21世紀ビジョン基本計画における趣旨では、宜野湾市、それから先ほど謝花副知事が申し上げましたが、北谷町から宜野湾市、浦添市まで沿岸に都市が連担する地域については、海浜公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指すということでございまして、この趣旨は、中南部都市圏の駐留軍用地跡地周辺整備検討調査の中に趣旨として盛り込んでおりますので、今申し上げた方向で整備を推進していくという考えでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　とにかくこの構想の考えは私は当たっていると、随分将来を見抜いているなと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

もう時間がありませんので、最後に６番目、沖縄県関係職員連合労働組合についてお伺いします。

(2)の県職連合組織で政治集会や辺野古反対運動に参加する県職員の現状を把握しているかどうか伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

県職連合によりますと、集会や運動に関しまして、県職員の参加状況については把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　じゃこの活動について、地方公務員法の第36条について、もう一度伺いますが、政治活動の制限について、もう一度どのように認識しているか確認いたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず一般職員につきましては、地方公務員法第36条によりまして、政党の結成等への関与や特定の政治的目的を持った勧誘運動など、一定の政治的行為が制限されておりまして、これまでも職員に対しまして通知等により適宜注意喚起をしているところでございます。一方、いわゆる県職連合の活動に職員が参加することにつきましても、職員も一国民としての政治的行為の自由を有する意味におきましては、そのこと自体が直ちにいわゆる法律違反になるというものではないというふうに考えております。ただ当該活動への職員の参加状況については、個別には把握はしておりませんが、制限の趣旨について、引き続き職員への周知徹底を図り、具体的な問題事案等がありましたら、法の趣旨に照らし合わせまして、適切に対応していきたい

というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長もなかなか言いづらいだろうと思いますが、逆に私が読み上げましょうね。まず10月４日、浦添市屋富祖に県職労の皆さん、全員集まれよと。照屋寛徳さんのビラ配布をしますと。発信地沖縄市泉崎１丁目２の２県庁舎14階、沖縄県関係職員連合労働組合。名前も出ていますよ。御存じじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　申しわけございません。把握をしておりません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　もっと把握してくださいよ、していなければ。

まず組合員の運動の正義、反戦平和、政治闘争等をします。御存じでしたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

県職連合の活動の中身ということでございますが、県職連合は職員の勤務条件の維持改善を目的とした活動のほか、社会的目的や文化的目的、あるいは政治的目的を持った活動を行っているというふうには聞いております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、それ以外に政治闘争も目的にあるということをぜひ知っていただきたい。じゃなぜこんな活動をしちゃいけないんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　県職連合の活動のほうでございますが、職員でありますと組合の活動は地方公務員法上の制限がございます、先ほど答弁させていただきましたが。県職連合は職員以外の組合員等もございます。あわせて、県職連合の団体としての活動は、いわゆる地方公務員法及び労働組合法上の制限はございません。よって、その意味におきましては、県職連合の団体としての活動は、いわゆる適法であるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　時間が、要するに、部長もよく御存じだと思いますよ。公務員である皆様方がこういう活動をすることにより、公平公正な政治ができない。政治ができないと、判断を誤ると、だからやるなということが私は趣旨だと思います。そうしたら、これにすごいことが書いてありますよ、皆さん。これは、こういう活動をすることによって、県当局に対して一定の影響を与えることになるのです。ですからみんな頑張ろうと。チラシまで出ているんですよ。見てください、皆さん。これが趣旨ですよ。

○議長（新里米吉君）　時間です。オーバーしています。

○又吉　清義君　だからこんなことをやっちゃいけないから、やるなと言っているんですよ、皆さん。部長、今理解できましたか。理解できましたか。予算も幾ら出ているかわかりますか。

○議長（新里米吉君）　時間です。時間がもう既にオーバーしています。

○又吉　清義君　わからなければ、自分で、はい、もう終わります。自分で、よろしいですか。資料をもらってきてください。一発でわかります。そういうのを期待して、ぜひ政治活動云々はちゃんと慎むべきものは慎む。あるべき姿で頑張ってくださいということを部長から励ましてください。よろしいですか。答弁要りません。

大変ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

沖縄全戦没者追悼式の準備のため、明６月22日は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月22日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時55分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月25日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成30年６月25日（月曜日）午後７時22分開議

議　事　日　程　第5号

平成30年６月25日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

出　席　議　員（43名）

議　長	新里米吉　君	21　番	花城大輔　君
副議長	赤嶺　昇　君	22　番	又吉清義　君
1　番	瀬長美佐雄　君	23　番	末松文信　君
2　番	玉城武光　君	25　番	渡久地　修　君
3　番	親川　敬　君	26　番	玉城　満　君
4　番	新垣光栄　君	27　番	仲村未央　さん
5　番	次呂久成崇　君	28　番	照屋大河　君
6　番	宮城一郎　君	29　番	仲宗根　悟　君
7　番	大城憲幸　君	30　番	崎山嗣幸　君
8　番	金城泰邦　君	33　番	具志堅　透　君
9　番	西銘啓史郎　君	34　番	島袋　大　君
10　番	新垣　新　君	35　番	中川京貴　君
11　番	座波　一　君	36　番	座喜味一幸　君
12　番	比嘉瑞己　君	38　番	新垣清涼　君
13　番	西銘純恵　さん	39　番	瑞慶覧　功　君
14　番	平良昭一　君	41　番	狩俣信子　さん
15　番	上原正次　君	42　番	比嘉京子　さん
16　番	当山勝利　君	43　番	大城一馬　君
17　番	亀濱玲子　さん	46　番	照屋守之　君
18　番	當間盛夫　君	47　番	仲田弘毅　君
19　番	上原　章　君	48　番	翁長政俊　君
20　番	山川典二　君		

欠　席　議　員（3名）

31　番	金城　勉　君	45　番	糸洲朝則　君
37　番	嘉陽宗儀　君		

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

副　知　事	富川盛武　君	政策調整監	吉田勝廣　君
副　知　事	謝花喜一郎　君	知事公室長	池田竹州　君

総務部長	金城弘昌君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	総務部財政統括監	宮城力君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
保健医療部長	砂川靖君	公安委員会委員長	阿波連光君
農林水産部長	島尻勝広君	警察本部長	筒井洋樹君
商工労働部長	屋比久盛敏君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	上原国定君	代表監査委員	當間秀史君
企業局長	金城武君		
病院事業局長	我那覇仁君		
会計管理者	伊川秀樹君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた知事翁長雄志君は、治療及び検査のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

この際、申し上げます。

副知事から発言を求められておりますので、これを許可します。

謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　本日、翁長知事が本会議を欠席するに至りました経緯を御説明いたします。

翁長知事においては、４月末に膵臓腫瘍部の切除手術を行い、この間、治療・リハビリを行いながら、今議会の対応を行っているところであります。しかしながら６月18日の前回治療後に、次の治療日程について６月22日と調整いたしましたが、同日は病院側の都合がつかないため翌週に行うことで調整を進めていたところ、22日の夕方、病院側から25日、本日ですが、治療及び検査を行うよう連絡がありましたので、本日の本会議を欠席せざるを得なくなりました。翁長知事は、できるだけ県議会に影響が出ないよう治療等を行うことを考えておりましたが、結果として議会を欠席することとなり、大変心苦しく思っております。

多くの重要な議案の審議をお願いしている県議会を欠席することにつきましては、知事にかわり議員各位に深くおわびを申し上げます。

議員の皆様方には、このような事情を御賢察の上、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新里米吉君）　この際、申し上げます。

本日、知事が欠席することについて、議員各位に対する十分な周知がなされず本会議の開会がおくれ、混乱を来しましたことを議長としておわびいたします。

これより今後の会議の運営について、議会運営委員会において御協議願いたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後７時24分休憩

午後７時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後７時41分延会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月26日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　６　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成30年６月26日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第６号

平成30年６月26日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　訴えの提起について
乙第14号議案　仲裁について
乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
乙第19号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	6　番	宮　城　一　郎　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	7　番	大　城　憲　幸　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	8　番	金　城　泰　邦　君
2　番	玉　城　武　光　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
3　番	親　川　　敬　君	10　番	新　垣　　新　君
4　番	新　垣　光　栄　君	11　番	座　波　　一　君
5　番	次呂久　成　崇　君	12　番	比　嘉　瑞　己　君

13番	西銘純恵さん	30番	崎山嗣幸君
14番	平良昭一君	31番	金城勉君
15番	上原正次君	33番	具志堅透君
16番	当山勝利君	34番	島袋大君
17番	亀濱玲子さん	35番	中川京貴君
18番	當間盛夫君	36番	座喜味一幸君
19番	上原章君	37番	嘉陽宗儀君
20番	山川典二君	38番	新垣清涼君
21番	花城大輔君	39番	瑞慶覧功君
22番	又吉清義君	41番	狩俣信子さん
23番	末松文信君	42番	比嘉京子さん
25番	渡久地修君	43番	大城一馬君
26番	玉城満君	45番	糸洲朝則君
27番	仲村未央さん	46番	照屋守之君
28番	照屋大河君	47番	仲田弘毅君
29番	仲宗根悟君	48番	翁長政俊君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件の提出がありました。

○議長（新里米吉君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第1号議案か**

ら乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

一般質問に入ります前に、翁長知事におかれましては、病魔と闘いながらの日々の公務、大変お疲れさまでございます。知事の責任感の強さだと推察いたしますが、どうか体を大事になさってください。

大病を患った人は人生の深さを知っているとは、ある先達の言葉でありますが、２度にわたる大病との闘い、断固克服して大きく深い人生を生ききっていただきたいと念願し、質問に入らせていただきます。

１点目に、世界自然遺産登録について伺います。

中川雅治環境相は、世界自然遺産登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関から、登録延期が勧告されたことを受け、今年の登録は極めて難しいとの見解を示しました。

そこで伺います。

(1)、登録延期に至った経緯とその理由について。

(2)、県は、国の推薦を取り下げて再推薦する方針を了承しておりますが、県の考えを伺います。

(3)、返還された米軍北部訓練場をやんばる国立公園に編入作業の取り組みと見通しについて伺います。

(4)、登録延期の主な理由が、隣接する米軍北部訓練場であることが明示されましたが、今後どのように対応されるか伺います。

(5)、辺野古新基地建設の世界遺産登録への影響について伺います。

(6)、世界遺産登録に伴う観光客の増加対策について伺います。

(7)、緩衝地帯の要件を満たすためには、残り3500ヘクタールの全面返還を求める声もありますが、県の考えを伺います。

２、干ばつ対策及び離島振興について伺います。

去る５月29日から31日まで、公明党会派で南北大東村の干ばつ被害調査及び島内視察を行ってまいりました。貯水池の貯水量は、南大東村で28.2％、北大東村で51％とのことでした。両村の説明によりますと、貯水池の整備で南と北で差があることがわかりました。北はほぼ整備済みでありますが、南は計画45カ所のうち18施設が供用され、２カ所が工事中とまだまだ計画の半分にも達していない状況にあります。

そこで伺います。

(1)、南大東村の貯水池の整備について、今後の取り組みについて、計画中の貯水池の完成時期及び関連施設の整備について伺います。

(2)、南大東村の自然池の貯水量をふやすための堆積した汚泥や水草を取り除く事業への補助について伺います。

(3)、南北大東両村の農家の高齢化対策に外国人労働者の活用をしてはどうか、今後の見通しについて伺います。

(4)、北大東村の地層改良事業の継続について。

これは、モデル的に北大東村から始めるということで伺っていますが、結果が出るのは二、三年でこの成果が出るとは考えられませんので、継続してこの事業を補助していく県の対応が求められますので、そのことについて伺います。

(5)、沖縄県が申請する農業支援外国人受け入れ計画、いわゆる特区が認められますが、南北大東両村を初めとする小規模離島に優先的に配置できないかどうか伺います。

(6)、両村における簡易屠畜場の設置について伺います。

(7)、小規模離島における簡易屠畜場の設置について、現状と将来展望について伺います。

３、畜産振興について。

最近、ヤギの飼養頭数が年々増加し、ヤギ料理が見直され食肉としての人気が高まり、一部の家畜市場でヤギの取引が行われるなど、市場が活発化する中で１農家当たりの飼養頭数も増加傾向にあるようです。

そこで伺いますが、(1)、県内におけるヤギ農家の現状及びヤギ肉の需要と供給の現状と将来の見通しについて伺います。

(2)、山羊経営技術指標の目的と活用について伺います。

(3)、ヤギの品種改良の現状と今後の取り組みについて伺います。

(4)、アグー豚安定供給体制確立事業について伺います。

(5)、子牛の段階で肉質を評価するゲノミック育種価評価導入について伺います。

４、保健医療行政について。

(1)、てんかん拠点病院の指定について現状と今後の取り組みについて伺います。

５、福祉行政について。

(1)、去る６月１日に成立した改正生活保護法に基づき、生活保護世帯の子供の大学などへの進学を支援する進学準備給付金が創設されました。厚生労働省に

よりますと、今月中にも各自治体で申請の受け付けを開始し、早ければ今月下旬から、あるいは７月にかけて支給が始まる見込みと言っております。

そこで伺いますが、ア、県内各自治体の取り組み状況について伺います。

イ、対象者はどれくらいいるのか、人数と予算について伺います。

ウ、対象者への周知徹底が大事だと思いますが、その取り組み状況について伺います。

６、中小企業振興対策について。

(1)、生産性向上などに向けた税制サポート。

生産性向上特別措置法、いわゆる生産性革命法では、中小企業支援の一環として、固定資産税の減免幅を自治体の判断でゼロ以上２分の１以下にすることなどが盛り込まれております。中小企業庁によると、同法の成立を受けて、これまでに1492の自治体が固定資産税ゼロにするとの意向を示していると言われております。固定資産税ゼロの措置に取り組む自治体は、ものづくり補助金やＩＴ導入補助金、小規模事業者持続化などを優先的に受けられるようになります。また同法と合わせて成立した改正産業競争力強化法には中小企業のＩＴ導入加速化のための支援体制強化等も盛り込まれており、県の対応について伺います。

ア、この特措法を受けて、各自治体は導入促進基本計画を策定し、特例率を２分の１以下にする条例の制定が要件となっておりますが、各自治体の取り組み、また県の取り組みについて伺います。

イ、以下、具体的な項目について伺います。

(ｱ)、設備投資に係る固定資産税の減免措置について。

(ｲ)、2019年まで延長されたＩＴ機器等の少額減価償却資産の導入支援について。

(ｳ)、交際費の損金算入特例措置についても2019年まで延長されており、これらの活用状況についても伺います。

(2)、事業承継税制の拡充とその活用について。

中小企業の事業承継税制の要件が2018年税制改正で抜本的に拡充されました。例えば、相続税や贈与税が猶予され、さらに、事業承継税制の適用後、５年間で平均８割以上の雇用を維持しなければならないとの雇用維持要件も撤廃されました。

そこで伺います。

ア、県内企業の84.3%、60歳以上の経営者の72.2%が後継者不在で、その不在率はともに全国１位です。毎年250社から300社程度が休廃業、解散しているようであります。その主な理由は、後継者不在による事業継続の断念と言われております。県はこの実態を把握していますか。また、対策について伺います。

イ、相談窓口である沖縄県事業引継ぎ支援センターの体制及び取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

干ばつ対策及び離島振興についてに関する御質問の中の２の(5)、農業支援外国人の小規模離島への配置についてお答えをいたします。

農業支援外国人受入事業は、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を希望する農業経営体に派遣する制度となっております。沖縄県は、６月14日に国が開催した諮問会議において、区域計画の認定を受けたところであります。本事業は、人材の派遣を希望する農業経営体が外国人農業支援人材を派遣する特定機関と派遣契約を結ぶ仕組みとなっております。

沖縄県としましては、離島地域の市町村、農業団体等と連携し、制度の周知に努め、農業経営体が同制度を有効に活用できるよう、取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、世界自然遺産登録についての御質問の中の(1)、登録延期に係る経緯と理由についてお答えします。

今回の世界自然遺産登録については、平成29年２月１日に推薦書が国からユネスコの世界遺産センターへ提出されました。平成29年10月には、自然遺産登録に係る審査の一環として、ユネスコの諮問機関ＩＵＣＮによる現地調査が行われました。県においては、国や関係町村と連携しながら、ＩＵＣＮによる現地調査への対応や追加資料要求への対応等、しっかりと取り組んできたものと考えておりますが、ＩＵＣＮによる審査の結果、記載延期が適当と判断され、ことしの５月４日に勧告されたところであります。延期勧告の主な理由として、１、分断された小規模な区域が複数あること、２、北部訓練場返還地が推薦地に含まれていないことの２点が示されております。

同じく１の(2)、推薦書の再提出に係る県の考えについてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの延期勧告を受け、国において、推薦を一旦取り下げ再推薦するという方針が、閣議了解の上、示されました。県においては、ＩＵＣＮが示した課題に対応することが確実な遺産登録につながると判断したことや、地元町村が同意の意向を示していたことなどから、国の方針に賛同したところであります。

県としましては、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産登録に向け、これまで以上に国や地元関係団体と緊密に連携しながら、示された課題にしっかりと対応し、確実かつ可能な限り早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(3)、北部訓練場返還地のやんばる国立公園への編入作業についてお答えします。

北部訓練場返還地については、国による自然環境調査の結果、脊梁山地を中心に高い林齢の亜熱帯照葉樹林が広がる等、隣接するやんばる国立公園と一体的な風景型式を有していることが確認されております。また、地元国頭村及び東村から推薦区域の拡張に向け、国立公園への早期の編入が要望されていることから、国において、県や地元関係者との調整を踏まえ、返還地の国立公園への編入作業が本年７月までの指定を目指して進められております。

同じく１の(4)、米軍北部訓練場に関する対応についてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの評価報告書では、北部訓練場については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると記載されており、国においては、審査に特段の影響はなかったものと考えているとのことであります。しかしながら、県としましては、北部訓練場についても自然環境豊かな重要な地域であると認識していることから、引き続き訓練場内の自然環境の状況について注視するとともに、訓練等による影響が遺産登録の妨げになると判断された場合は、国や在沖米軍に対して、影響を回避するよう要請するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく１の(5)、辺野古新基地建設の世界自然遺産登録への影響についてお答えします。

海域である辺野古・大浦湾については、今般の遺産の価値である陸域の生物多様性とは価値が異なっていることから、今回の世界自然遺産の推薦地とはなっておりません。また、ＩＵＣＮの評価報告書では、辺野古新基地建設について、世界自然遺産の保全に関して、推薦地から離れていることが確認されたとしていることから、県としましては、今回の審査において特段の影響はなかったものと考えております。

同じく１の(6)、世界遺産登録に伴う観光客の増加対策についてお答えします。

ヤンバル地域及び西表島では、世界自然遺産登録を契機として、観光客数の増加、エコツアー等による特定の場所への利用集中や遺産登録地への無秩序な立ち入りなど利用形態の変化が予想されています。そのため、県においては、国及び地元関係機関と連携し、自然環境の適正利用について協議を重ねているところであります。その結果、ヤンバル地域においては、やんばる森林ツーリズム推進全体構想を策定しており、また、西表島については、西表島エコツーリズムガイドラインを策定することとしております。

県としましては、世界自然遺産推薦地における観光振興と自然環境保全の両立を目指して取り組んでまいります。

同じく１の(7)、世界自然遺産登録のための米軍北部訓練場の全面返還についてお答えします。

ヤンバル地域の遺産登録に関して、さまざまな御意見があることは承知しておりますが、今回の世界自然遺産登録に関するＩＵＣＮの評価報告書において、北部訓練場については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると記載されております。

県においては、ＩＵＣＮから示された課題にしっかりと対応することが確実かつ早期の遺産登録につながるものと考えており、引き続き、国や地元関係団体との連携を緊密にし、早期の遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、干ばつ対策及び離島振興についての御質問の中の(1)、南大東村の今後の貯水池整備についてお答えいたします。

県では、南大東村の農業用水を確保するため、畑面から流れる雨水を水路で集めて貯留するための貯水池を整備しております。南大東村の水需給計画では、45カ所の貯水池の整備を予定しており、平成33年度までに20カ所が完成する予定となっております。残り25カ所については、各貯水池の流域ごとに農地の区画整理を行った後に整備する予定であります。また、関連施設については、既に完成した貯水池の受益農地222ヘクタールにおいて給水栓を設置しており、今後、貯水池を整備するところは完了後に給水栓を整備することとなります。

県としましては、南大東村と連携し、引き続き貯水池及び関連施設を整備してまいります。

同じく(2)、南大東村の自然池のしゅんせつについてお答えいたします。

南大東村の自然池については、石灰岩の空洞等を通じて海とつながっているため、塩分濃度の高い状態となっております。自然池のしゅんせつについては、南大東村から要望があることから、県としましては、しゅんせつによる農業用水の確保の検証を含め、国庫補助事業等の活用の可能性を検討してまいります。

同じく(3)、南北大東両村の農家の高齢化対策、外国人労働者の活用についてお答えいたします。

県では、新規就農者育成・確保のため、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業による農業施設・機械等の整備支援、及び農業次世代人材投資事業による資金の交付などを実施しております。南大東村及び北大東村の両村では、平成25年度から29年度までの５年間で新規就農者13名に対し支援を行っております。また、一括交付金を活用した海外研修受け入れによる農業農村活性化事業により、アジア・太平洋地域の発展途上国からの研修生の受け入れ支援を行い、両村で25年度から29年度までの間、延べ11名が技能実習を行ってきております。

同じく(4)、北大東村の土層改良事業の継続についてお答えいたします。

北大東村の土壌は、酸性が強く、また緻密でかたいため、作土層が浅い傾向にあります。そのため、平成24年度から県及び村により、心土破砕と酸度矯正を行う土層改良事業を２地区で実施しております。今後、県及び村では、これら２地区で土壌診断調査等を継続的に行い、効果の持続性等を整理した上で、実施計画を策定する予定としており、この計画に基づき新規地区を導入する予定としております。

県としましては、引き続き村及び関係機関と連携を図りながら、北大東村の土層改良事業の導入を進めてまいります。

同じく(6)、南大東村、北大東村及び小規模離島における簡易屠畜場の設置についてお答えいたします。２の(6)と２(7)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

屠畜場の整備されていない南大東村、北大東村及び小規模離島においては、既存の屠畜場に輸送し処理していると認識しております。現在、県内には、沖縄本島に２カ所、久米島町、宮古島市、石垣市及び与那国町にそれぞれ１カ所、計６カ所の屠畜場が設置されております。これらの屠畜場の運営は屠畜料金によって運営されており、本島以外の屠畜場においては、屠畜頭数が少なく維持経費等で経営的に厳しい状況にあると聞いております。そのため南大東村、北大東村及び小規模離島の屠畜については、現在ある屠畜場を有効に活用することを検討していきたいと考えております。

次に３、畜産振興についての(1)、ヤギ農家の現状とヤギ肉の需要と供給の見通しについてお答えいたします。

平成29年12月末調査で県内のヤギ農家の戸数・頭数は1408戸、１万616頭となっております。ヤギの頭数は、12年ぶりに１万頭を超え、競り取引価格も高値で推移し好調を維持しております。ヤギ肉の県内需要は、平成29年度の県内生産量約64トンと県内への海外輸入量約108トンを合わせた約172トンと推測されます。将来的には、輸入肉から県産肉への転換による消費拡大を図っていくことを考えております。

県としましては、引き続き、ヤギの生産振興に取り組んでまいります。

同じく(2)、山羊経営技術指標の目的と活用についてお答えいたします。

県内のヤギ農家の経営安定を図ることを目的に、おきなわ山羊生産振興対策事業を活用して、平成29年度に山羊経営技術指標を作成しております。指標の作成に当たっては、１、経営の条件、２、繁殖管理や飼料設計などの飼養技術、３、労働時間や施設面積など経営に係る項目を考慮しております。山羊経営技術指標の活用により、生産農家の効率的経営につなげることが期待されます。

県としましては、引き続き、各種施策を推進し、ヤギの生産振興に取り組んでまいります。

同じく(3)、ヤギの品種改良の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

県では、これまでヤギの増頭や改良を目的に平成21年度からおきなわ山羊生産振興対策事業などを実施し、海外から肉専用のボア種を導入し、おきなわ山羊の改良を進めております。具体的な取り組みとしては、ヤギ肉量のさらなる増加を目指し、体型調査による大型のヤギの保留と導入支援を実施しております。また、生産農家の改良意識や飼養管理技術の向上を図るため、ヤギ品評会を開催しているところであります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、ヤギの生産振興に努めてまいります。

同じく(4)、沖縄アグー豚安定供給体制確立事業についてお答えいたします。

県では、平成28年度から沖縄アグー豚の遺伝資源の

保存と安定供給体制の構築を目的として、沖縄アグー豚安定供給体制確立事業を実施しております。30年度からは、沖縄アグー豚液状精液を指定生産農場へ供給開始しております。このことにより、血縁が近くなることで生じる生産性の低下など、近交退化の緩和が期待されます。

県としましては、引き続き、沖縄アグー豚の安定供給体制の構築に向けて取り組んでまいります。

同じく(5)、ゲノミック育種価評価導入についてお答えいたします。

ゲノミック育種価評価は、ＤＮＡと血統情報を組み合わせて評価することで、従来の方法よりも早期に能力を判定できる画期的な手法です。県では、優秀な繁殖雌牛の増頭と改良を加速させることを目的に、今年度から肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業を実施します。本事業では、肉用牛拠点産地へのゲノミック育種価評価の導入・普及を支援し、生産基盤の強化を図ることとしております。

県としましては、引き続き、おきなわブランドの確立に向け、肉用牛振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

保健医療行政についての御質問の中の４の(1)、てんかん診療拠点機関の指定についての御質問にお答えします。

県は、本年４月１日、沖縄赤十字病院をてんかん診療拠点機関として指定したところであります。今後は、同病院に患者及び家族への相談支援並びに治療、地域協議会の運営など、拠点機関としての役割を担っていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、福祉行政についての(1)のアとイとウの進学準備給付金について、５の(1)のアから５の(1)のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今般の生活保護法の改正により、生活保護世帯の子供の貧困の連鎖を断ち切り、その自立を助長するため、大学等に進学する際の新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金が創設されました。沖縄県では、平成30年３月に高等学校等を卒業した生活保護世帯の子供216名のうち、66名が大学等へ進学しており、県全体の給付額は最大で2000万円を見込んでおります。現在、各福祉事務所において支給に向けた手続を進めているところであり、生活保護世帯の子供が経済的な理由で進学を断念することがないよう、同給付金の周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　６、中小企業振興対策についての(1)ア、生産性向上特別措置法に係る県の取り組みについてにお答えいたします。

今回の特例制度については、国が各市町村に対して、制度の活用に関する意向調査を実施するとともに、市町村及び商工会等の支援機関に対して説明会を開催するなど、同制度が積極的に活用されるよう周知を図っているところと承知しております。

県としましても、県内中小企業の労働生産性の向上は重要であると考えており、必要に応じて、各支援機関を通じ、同制度の周知を図っていきたいと考えております。

次に同じく(1)のイの(ｱ)、設備投資に係る固定資産税の減免措置についてにお答えいたします。

今回の固定資産税の減免措置については、中小企業が策定する設備投資計画について、市町村の導入促進基本計画に基づく認定を受けること、設備導入により労働生産性が年平均３％以上向上するもの、直接的に企業の収益向上につながる設備等の要件を満たすことにより、固定資産税の減免措置を受けることができることとなっております。

同じく(1)イの(ｲ)及び(ｳ)、少額減価償却資産の導入支援及び交際費の損金算入措置の特例についてにお答えいたします。６の(1)のイの(ｲ)と６の(1)イの(ｳ)は関連しますので一括してお答えします。

この２つの制度につきましては、租税特別措置法において規定されている既存の制度であり、平成30年度税制改正により、平成31年度まで２年間延長されるものであります。少額減価償却資産の導入支援については、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できることとなっております。交際費の損金算入特例措置については、原則として損金不算入とされているところ、一定の要件を満たす中小法人については、定額控除限度額の800万円までの損金算入が認められることとなっております。

同じく(2)のア、県内中小企業の後継者不在の状況と対策についてにお答えいたします。

沖縄県では、商工会等の関係機関で構成される中小

企業振興会議において、県内企業の後継者不在の現状やその対策の必要性について提言を受けており、中小企業等の円滑な事業承継は喫緊の課題であると認識しております。このため、平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を実施し、後継者選定などの事業承継計画の作成や各種支援策に関する助言を行うなど、承継前後のサポート等に取り組んでいるところであります。今後とも、各関係機関と連携し、中小企業等の持続的な発展に向け取り組んでまいります。

同じく(2)のイ、沖縄県事業引継ぎ支援センターの体制及び取り組みについてにお答えいたします。

事業引継ぎ支援センターは、産業競争力強化法に基づく国の事業として、各都道府県に設置されております。県内においては、認定支援機関として委託を受けた那覇商工会議所が平成26年度から同センターを開設しており、公認会計士や税理士、金融機関ＯＢ等、各分野の専門家等のスタッフで構成されております。同センターにおいては、後継者不在等の課題を抱える事業者への相談対応・情報提供やＭ＆Ａの支援、後継者不在事業主と創業希望者とのマッチングなど、主に第三者への事業引き継ぎを中心に、関係機関とも連携して各種支援に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　御答弁ありがとうございました。

まず自然遺産登録についてたくさん答弁をいただきました。この登録が延期になってからのマスコミ報道等もありまして、かなり県民の関心は高まってきたし、また地元の対応とかそういったもの等も課題として上がってきているのではないかと、そういう思いをいたしております。したがって、この一つ一つの課題を克服していくことが登録、そしてさらに自然遺産が保護されまた活用されていくという方向に流れることを念願しております。

そこで伺いますが、指摘の中に出てきたかどうかわかりませんが、ヤンバルの野生化した犬、要するに野犬・野猫の対策として今県が取り組んでおられる、あるいはまた地元が取り組んでおられること等を教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　野犬・野猫対策につきましては、本県の重要な対策の一つだというふうに考えております。これにつきましては、世界自然遺産登録推進事業の中で野犬・野猫対策事業を立ち上げておりまして、ヤンバル３村で協議会を設定して野犬について対策が今講じられてきているところです。平成29年度には35頭の野犬・野猫が確認されているところでございまして、こういったものにつきまして、対策を今３村含め県、国含めて対策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　もっと具体的に、例えば捕獲しているのか､あるいはまたもう一つはヤンバルにペットを、犬とか猫を捨てさせない。この前段の予防がないとふえることはあっても減らないと思うんです。したがって、３村が協力してやっている具体的な取り組みがありましたら伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　まずは捨てさせないということが大事ということでありますので、休み、連休の期間の後よく見受けられるということもありますので、ゴールデンウイークには遺棄防止のキャンペーンを張っているというところで対策を講じてきております。

それから捕獲した犬につきましては、譲渡を対象に今その取り組みをしておりまして、猫については捕獲したものはほとんど譲渡されているというふうな実績でございます。いずれにしろ、まずはヤンバル地域に遺棄させないということが大事でありますので、その辺の遺棄防止についての啓発活動を十分行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　それとマングースの防除事業、これについては与那・安田以北については完全に排除されているという報道もあります。ということは、その南にはまだ生存しているということがうかがえるわけですが、マングース対策についても伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　まず第１次の防護策としまして、塩屋湾と福地ダムの間に北上防止柵を設けました。その上での捕獲を徹底したということです。その次に、福地ダムと平良の線、ＳＴラインと言っていますけれども、第２北上防止柵があります。その第１北上防止柵と第２北上防止柵の間でまた徹底して捕獲をした結果、捕獲数がだんだん減ってきたということもございましたので、平成28年度には、さらにその下の県道14号線に第３の北上防止柵を設置して、今その中

で対策をとっております。その中では昨年度は、大体1000匹以上がとれておりますので、そこを徹底して駆除することによって、ヤンバル３村でのマングースの捕獲数が減っていくということで、取り組みを今そこの第３北上防止柵も含めて対策を講じているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　入山規制などのルールづくり、そして何よりもガイドの育成、これは登録後の課題にもなろうかと思いますが、こういったこと等も準備をしていく必要があると考えますが、今どのように取り組みをなされておられるか伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　ヤンバル地域では､ヤンバル森林ツーリズム推進全体構想というのを県のほうで策定しておりまして､29年に作成しております。その中で重点的に利用するフィールドを自然環境資源を十分保全していくということで世界自然遺産推薦地の核心部分、コアの部分ですけれども、そこを厳正に保護するという形で、そこの部分について基準を満たしたガイドでなければ観光客を案内できないというような仕組みを構築予定して今取り組みを進めているところであります。

それからそのコアの部分からバッファーゾーンのところにつきましては、認定ガイドのほかに少しレベルは落ちますけれども、登録ガイドというふうなガイド制度を設けて、そこにつきましても、そのような登録ガイドで観光客を案内するというふうな対策をとっていきたいというふうに考えております。

それから西表島については、西表島のエコツーリズムガイドラインを今策定しておりまして、その中で西表島は竹富町観光案内人――仮称でございますけれども――そのようなガイドの条例を制定して、そのフィールドの保全を図るためのガイドを育成するというような形で取り組みをしているということです。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　皆さんのアンケート調査を見ても、例えば西表あたりでは世界遺産に登録されることによって観光客が増大する。これが想定されますが、そういうこと等もあって約４割の方が世界遺産登録には反対だというデータ等も出ております。これは何を意味するものかというと、ヤンバルも西表も山とともに生活がつながっている。したがって、そこら辺がまず壊されやしないか。何よりもやはり自然環境が守れるかというここら辺を非常に危惧しての数字だと思いますので、地元との話し合い、対策というのは大変重要だと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほど議員からもございましたとおり、西表島では否定的な意見が４割あったということです。また好意的な意見は２割ということでございますけれども、自然環境の劣化が課題と考えている人が多くいたということでございます。遺産への登録が自然環境の保全につながるというふうな意識がなかなか説明できていなかったのかなということで考えておりますので、その辺のところを今竹富町、また地元の関係者とも連携をして、そのような適正利用と観光の両立のために適正利用推進事業を立ち上げて、関係者間で取り組みを始めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　次に、農林水産部長に順序は前後しますが、これまでも小規模離島における簡易屠畜場いわゆる小動物、ヤギとか豚だと思いますが、このことについては何度も取り上げていますが、これは食文化とかかわりがあるだけに、やはりその島々できちっと屠畜が完結をしていくような、こういう支援をお願いしたいんです。まず施設そのものはその自治体でつくるとしても、例えば多良間でも大きな課題になったのは衛生管理者の不在ということで、大変これが大きなネックになって中断しているわけですが、これは例えば診療所の先生にその講習あるいはまた認定をしていくという手法がとれないのか。あるいはまた南北大東でも月に一遍もその季節季節にしかそういう必要性を感じないのでという話もありました。だからそのとき、例えば保健所あたりから派遣していただくとかこういうことは可能ですか。これは農林水産部長と保健医療部長のほうに伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

まず議員のおっしゃるように、屠畜場を設置する場合については、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を置かなければなりません。その中で資格としては獣医師、または獣医学または畜産学の課程を修めて卒業した者、あるいは学校教育法第57条に規定する者または厚生労働省で定められる同等以上の者ということになっております。こちらについては、ちょっと所管が違いますので少し……。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　と畜場法の規定を読む限りにおいては、衛生管理責任者それから作業衛生責任者はそれぞれ置かないといけないというふうに考

えております。
○糸洲　朝則君　何て。
○保健医療部長（砂川　靖君）　法律の規定を読む限りにおいて、衛生管理責任者と作業衛生責任者はそれぞれ置かないといけないというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。
○糸洲　朝則君　だから、そこを課題としていつも言っているんです。だから今言ったように、例えば近くの座間味とか渡嘉敷、これは保健所からの派遣も可能だと思うし、多良間だったら宮古の保健所からの派遣も可能だと。例えば月一とか２カ月に一遍とかその割合だと思うんです、そういう派遣ができないか。
　もう一つは、地元には診療所の先生がおられますから、その人たちに家畜衛生に関する講習とか医療の知識また技術を持っていらっしゃるわけですから、そういうものも可能だという、何かで読んだ記憶がありますけど。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　屠畜検査員に関して言えば、例えば出張で屠畜検査を行うことは可能であります。今ちょっと記憶にないんですけれども、かつて八重山は駐在でしたね。出張で屠畜検査員を離島の屠畜場に派遣して、屠畜検査を行うということは可能であるというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。
○糸洲　朝則君　いずれにしましても、地元のニーズというものをよく把握した上で、適切な対応ができないか今後とも取り組みをお願いしたいと思います。
　部長、南大東ではオイスカの研修生だと思いますが、６名のフィリピンからの研修生がいてその２人にお会いしてきたんですが、いろいろ話を伺っておりますと、例えば茨城県ではフィリピンのネグロス島、これはもうサトウキビの島だということでそこに茨城県が研修施設をつくったり武道館などをつくって普段から交流を図っている。したがって、フィリピンのネグロス島と茨城県が日常的に交流をする中で、農業研修生を導入しているということがありました。南北大東もサトウキビの島、小規模離島はほとんどサトウキビです。我が県でも、たしか私の認識では伊江島の製糖工場、多良間の製糖工場の機械をフィリピンに移設するという話を聞いておりますが、それについていかがですか。把握していますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　伊江村のほうで分蜜糖の工場を閉鎖するということで、その製糖工場の施設について、今議員がおっしゃったようにネグロス島のほうに無償譲渡したというふうなところは聞いております。
○糸洲　朝則君　多良間の機械も。
○農林水産部長（島尻勝広君）　多良間については、まだ確定した情報は得ておりません。まだ整備中もありますので、今ちょうど施設の一部を新しい工場に移動しているところもありますので、その後の跡利用についてはまだ聞いておりません。
○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。
○糸洲　朝則君　これは僕のオイスカからの情報によりますと、伊江島についてはそっくり移設、多良間についてはもう既に新工場がやがて完成するもので、フィリピンから来て機械だけ外して持っていくというふうに話は決まっているようです。いわゆる何が言いたいかといいますと、そういうフィリピンとの交流を重ねることによって、やはり同じサトウキビ農家の青年がちゃんと我が沖縄の小規模離島なんかにも来やすいという、そういう関係をつくっていただきたいということでそのことを申し上げました。
　それと急ぎますが、さっきのヤギのこれモデルケースが母ヤギが約50頭いる農場では、約50頭のヤギがいるモデルケースを標準に設定したとあるが、この根拠は何ですか。50頭、母ヤギと約150頭のヤギをモデルケースにしたという。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　まず山羊経営技術指標については、４つのタイプに分けさせてもらって、まず副業タイプとして20頭以下、セカンドライフタイプとして50頭以下、農場経営タイプとして100頭規模、６次産業化経営タイプとして100頭規模ですけれども、まずヤギについては経済的家畜として非常に評価が難しいところもありまして、一定の経済的飼養をしていくためには、一定の規模を飼養しないと厳しいということがありまして、今回指標の中で規定させていただいたのが通常の経営的にうまくいくという中で、農場経営タイプとしては100頭規模で試算したところ100頭というふうに今試算したところでございます。
○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。
○糸洲　朝則君　わかりました。
　終わります。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
　［金城　勉君登壇］
○金城　　勉君　おはようございます。
　一般質問をさせていただきます。

翁長知事におかれましては、闘病中にもかかわらず公務に精励され､その責任感の強さに敬意を表します。どうか一日も早く病が完治されんことを祈念申し上げます。

では、質問をいたします。

１、日米地位協定改定の取り組みについて。

県は、ことしの２月５日から９日までの期間、職員を３名派遣し、ドイツ、イタリアの地位協定の調査をし、その１カ月後には他国地位協定調査・中間報告書としてまとめました。私も他国の地位協定調査を要請した立場として、そのスピーディーな対応に敬意を表します。

そこで伺います。

(1)、ドイツ、イタリア地位協定の調査結果について、要点の御説明をお願いします。

(2)、日米地位協定の課題について、どう認識していますか。

(3)、日米地位協定改定に向けて、今後の取り組みについて御説明をお願いいたします。

次に２点目、児童虐待防止対策について。

先日、東京都目黒区で５歳の児童が親からの虐待で亡くなるという、痛ましい事件がありました。わずか５歳で、しかも、最愛の親から虐待を受けて人生を終わるという余りにも悲しい事件に、多くの国民が言葉を失ったと思います。このような悲惨な事件をなくすために、お互いは努力をしなければいけません。

以下、質問します。

(1)、目黒区での女児虐待死事件をどう捉えるか。

(2)、親による児童虐待の沖縄での実態と対策はどうか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

日米地位協定改定の取り組みについてに関する御質問の中の１の(3)、日米地位協定見直しに向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県においては、昨年９月に日米両政府に対し、地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、ドイツ及びイタリアの現地調査を初めとして他国の地位協定調査を実施しているところであります。今後、調査を進め、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、パンフレット等でわかりやすい形で示すことにより、県の要請内容に対する理解が国内外に広がるよう取り組むとともに、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携していきたいと考えております。また、来月開かれる全国知事会議において、地位協定の見直しについて各知事の理解が得られるよう、直接訴えてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、日米地位協定改定の取り組みについての(1)と(2)、ドイツ、イタリアの調査結果と日米地位協定の課題については関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

ドイツ、イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることや、地域レベルの委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取していることがわかりました。これに対し、日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や、地元自治体が地域の委員会設置を求めても一顧だにされない状況であり、両国とは大きな違いがあります。このような状況においても、日本政府は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と説明しております。

県としましては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えております。その実現のためには、日米地位協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、児童虐待防止対策についての(1)、目黒区の児童虐待死亡事件についてお答えいたします。

ことし３月に東京都で発生した虐待事件につきましては、大変痛ましい事件であったと受けとめております。また、虐待防止対策における関係機関や自治体間での情報共有の重要性についても再認識したところです。本事件の検証はこれから行われると聞いておりますが、今後、事件の詳細や検証の内容が明らかになりましたら、より効果的な対策を検討していく必要があると考えております。このような事件が二度と繰り返されないよう、県としましても取り組んでまいります。

同じく２の(2)、児童虐待の実態と対策についてお答えします。

平成28年度に、本県の児童相談所が処理した児童虐待相談を主たる虐待者の内訳で見ると、実父が一番多く48.4％、次いで実母の41.1％、実父以外の父5.6％の順となっております。本県においては、支援を必要とする家庭や子供を早期に把握し、要保護児童対策地域協議会において、情報の共有並びに必要な支援につなげることにより、児童虐待の未然防止に努めております。また、緊急性があると判断した場合には、警察への情報提供を行いながら、迅速に一時保護を実施するなど、児童の安全を最優先に、適切な対応に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

まず、ドイツ、イタリアの地位協定の調査結果、これを県として、ホームページの中に地位協定ポータルサイトを立ち上げました。その立ち上げたことに対する県内外の反応、あるいはまた、それに対するコメントなどがありましたら御紹介お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

開設しましてから、一般の方やマスコミ関係の方から電話やメール等により、サイトの内容等に関する問い合わせをいただいております。

また、地位協定の国際比較について文献を執筆している東京外国語大学の伊勢崎教授や、ジャーナリストの布施さん等が本サイトの開設に関して、ツイッターに投稿していただくなどの反応があったところでございます。

○金城　　勉君　アクセス数などもありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

サイトの開設日の６月６日から６月12日まで１週間でございますが、そのアクセス数は6832ページビューとなっております。ちなみにこれは担当している基地対策課トップページの約13倍、沖縄県トップページの約２割、23％に相当する数になってございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　非常に県内外のアクセス数も多いし、また関心も高いということがわかると思います。

今回、県がドイツ、イタリアの地位協定の調査をしている中で、県として調査方針を示しておりますけれども、その調査方針の内容と、そしてまたそういう視点を持った理由について説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

日米地位協定というのは、協定本文だけではなく、数多くの合意を含んだ大変大きな法体系になってございます。このため、また原則として議事録が非公開、議事の内容が非公開となっている部分がございます。

このようなことから、今回他国との地位協定の比較におきましては、ある面、事例に即した形できちっと調べていくという形を考えております。米軍に起因する事件・事故、あるいは米軍の訓練による問題等、そのようなものは他国においても類似の事案が発生しているということで、その事案に対する各国の対応、それぞれに関する受け入れ国との国内法令とか、両国間の合意事項などについて確認、調査をすることといたしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　皆さんのこの中間報告、そしてそのダイジェスト版の資料がつくられておりますけれども、この中にも示されているように、一つの方針として、国内法の適用であるとか基地の管理権のあり方、あるいはまた訓練や演習に対しての受け入れ国の関与、そして実際に事件・事故が起こったときの対応の仕方、そういう具体的な方針のもとに調査をされているわけですね。

今、公室長、答弁されましたように、やはり地位協定というのは読んでいてもなかなかわかりづらい難解な法体系になっている。さらにまた二重、三重にいろんな文面以外の背景部分も隠れた部分も多々ある。そういう中で、その条文だけを読んでいてもなかなかわかりづらい。そういう意味で、今回その事例の比較、そうすることによって、この日米地位協定と他国の地位協定との比較がされることによって一般の国民の皆さん方にもわかりやすくなるだろうと、そういう視点は非常に重要だと評価をいたします。

それで、具体的に聞いていきたいと思うんですけれども、例えば、沖縄においても本土復帰後だけでも48件の航空機の墜落事故がありましたけれども、特に目立ったところでは、2004年の沖国大のヘリの墜落事故、あるいはまた16年の安部でのオスプレイの墜落事故、あるいはまたつい最近、去年10月の東村でのヘリの墜落炎上事故等々がありました。そのときの日本、あるいはまた沖縄における捜査のあり方等そういうケースがドイツ、イタリアで起こったときの捜査のあり方、事件の取り扱い方等々の違いについて説明いただけますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　国内、例えば昨年ＣＨ53Ｅが不時着、炎上した事故につきましては、内周規制線、外周規制線ということで、その翌日、知事が現場に行ってもその内周規制線の中には入れないという形のコントロールをされていますが、ドイツの事例で申し上げますと、米軍機墜落事故の際、ドイツ警察、ドイツ軍、米軍、それぞれが駆けつけたようですが、ドイツ軍が現場の安全を保持したというふうに伺っております。それは、ＮＡＴＯの協定でこのように定められているからということです。また、事故現場には規制線が張られていたようですが、ドイツの警察だけではなく、自治体の町長自身も中に入ることができたと伺っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　要するに、その捜査権、警察権ということについて日本の場合にはそういう規制線が張られていて、日本の警察でさえも中に入れない。知事も中に入れない。そういう状況の中で、ドイツの場合にはドイツ軍が主体になってその国内法に基づいて、あるいはまた自治体も参加をしてその対応ができていたということですね。

次に、訓練に対する関与の問題ですけれども、例えばオスプレイが16年の12月に安部に落ちたとき、あるいはまたこのＦ15がつい最近海上で墜落したことがありますけれども、そのときに我々政党も、議会も、その訓練に対しての抗議をいたしました。そして、原因究明がなされるまでは飛行再開は中止してくれ、あるいはまた訓練は中止してくれ、特にオスプレイの場合には防衛大臣も直接米側にその申し入れをしましたけれども、オスプレイの場合には原因究明もなされないままに１週間後には飛行再開、訓練再開、あるいはまた先日のこのＦ15の墜落の場合には、２日後にはもう既に訓練再開ということが行われているんですけれども、これはドイツ、イタリアの場合には、こういうケースの場合にはどういう対応をされていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ドイツ、イタリアにおきましては、訓練そのものについても、それぞれの国の一定の許可であるとか、同意が行われております。

実際の事故の場合の具体的な適用については、そこまで今回確認ができなかったのですが、訓練そのものがそういったドイツ、イタリアのある程度コントロール下にあるということで飛行再開等についてもそういった影響はあるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　次に、沖縄においてはさまざまな訓練がなされているんですけれども、例えばキャンプ・ハンセンや高江などでオスプレイなどが低空飛行訓練などもやったり、あるいはまたハンセンあたりではつり下げ訓練もありましたね。さらにパラシュート降下訓練が嘉手納で――本来は伊江島に移ったはずのものが嘉手納で行われたりというようなことがあったりして、特に低空飛行訓練なんかは日本の航空法が適用されない、適用除外になっているわけですね。こういういわゆる国内法の適用という意味ではドイツ、イタリアではどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ドイツにおきましては、国内法が適用されるということで、米軍機の訓練においても国内法を遵守することになっております。また、イタリアにおきましては、例えばロープウエー切断事故、20名が亡くなるという非常に痛ましい事故があったのですが、そのあと米軍に、低空飛行に関する規定がかなり厳しくなったというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　次に、基地内での環境汚染等の問題について伺いたいんですけれども、例えば、これまでもキャンプ・キンザーや普天間や嘉手納等々で、燃料の流出事故であるとか、土壌汚染であるとか、そういうケースもこれまでに何回もありました。そういうときの現状は、日本の場合、調査に入れてくれと要請しても米軍の許可がなければなかなか入れない。ほどんど調査させてもらえない。長期の期間を置いて跡形もなくなってからどうぞというようなケースもあった。そういうことの今の日本の対応の仕方と、ドイツ、イタリアとの違いはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　例えば、ドイツでありますと、地元自治体の市長、あるいは職員が立ち入りパスを支給されており、事前申し込みなしで基地内に入ることが可能だと伺っております。また、イタリアのほうでは、イタリア軍の司令官が基地の管理権を持っておりますので、そういったことも随時対応できるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　要するに、管理権、基地の管理権と

いうものがあるかないかによって、その基地への立入調査が主体的にできるのか、あるいはまた米軍の許可がなければできないのかという決定的な違いがそこであるわけですね。

15年の９月に、環境補足協定が日本において締結されました。その環境補足協定というのは、これまでの地位協定と変わったところはどういうところですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

環境補足協定では、それまでは運用改善で行われていました、米国の環境管理基準の発出を義務化するとともに、環境事故発生時の立ち入り、あるいは基地返還前の調査のための立ち入りについての規定が盛り込まれております。また、補足協定とあわせて発表されました日米合同委員会合意、環境に関する協力については、例えば、米側からの環境事故の発生についての通報を受け、日本側当局、国や自治体が現地視察を申請することができると、米側は申請に対して全ての妥当な考慮を払い、可能な限り迅速に回答する等の規定が盛り込まれております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それは、環境補足協定ができる前と後では改善されていますか。どういうところが改善されていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　補足協定の締結前は、例えば、それぞれの基地の司令官ごとの対応に差があったりというような事例も聞いております。それが明文化されて、ルール化されたことは前進かと思います。一方で、例えば、普天間基地の文化財調査などのように立ち入りが逆に難しくなったケースもあるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ということで、要するに基地の管理権という視点から見れば、余り変わっていないと。しかも、米軍の裁量に頼らなければならないという内容は変わっていないんですね。むしろ後退した部分も、７カ月前からのそういう返還前調査という意味では逆に後退したところもあるということです。それでやはり、皆さん精力的にそういうふうに調査していただいて、日米地位協定との比較も出していただきました。それは非常に高く評価したいと思います。

それと次は、一昨年悲しい事件が、二十の女性が殺害されるという事件がありまして、その補償の問題でつい最近までいろいろと問題があったんですけれども、ようやく落ちついた状況、見通しが立ったようであります。その軍属について、これも軍属に関する補足協定が去年の１月に締結されましたけれども、その軍属の補足協定はその締結前と後ではどう変わりましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

軍属の補足協定により、軍属の範囲の例えば明確化、米国政府は日米両政府の指示の合同委員会が作成する種別、カテゴリーに従って軍属を認定する。そしてまたコントラクターの被用者の認定基準の作成でありますとか、コントラクターの被用者についての通報、見直しなどが規定されております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　その補足協定締結後もそうですけれども、そういう日本の地位協定の今の規定と、それから、ドイツ、イタリアの軍属の捉え方の違いはありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今回、事前に確認した文献調査等のものが中心ですけれども、ＮＡＴＯの協定では、軍属については直接雇用が中心であるということで、日本よりもかなり狭いような範囲になっているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そうですね。ボン補足協定、ドイツあたりでは軍に雇用された人が、軍人以外の仕事をしている人が軍属であって、日本のこの地位協定の第１条では、勤務する、あるいはまた随伴する、そういう人たちも軍属として位置づけられているものですから、その辺がじゃどこが線引きなのかというところが曖昧になっていて、今回の補償金のトラブルにもつながっているわけですね。ですから、この軍人・軍属、家族の範囲というものは、そのドイツ、イタリアにおいては、軍に雇用されたという明確な線引きがなされている。しかし、日本の場合には、それからさらにはみ出て勤務している、随伴しているというところまで広がっていて、それがいわゆる地位協定の恩恵を受けている。そういうことになっているわけですね。ここ

にも、非常に曖昧さ、あるいはまた、その米国民を守ろうとするその地位協定の不平等さがそこにもあらわれていると言えると思います。

そして、第25条には、日米合同委員会の規定があります。この日米合同委員会というものは先ほど公室長は答弁の中でおっしゃっておりましたけれども、その公開性がなされていないということですけれども、ドイツ、イタリアにおいてはこの協議機関というのは、どういうふうな位置づけになっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　29年度の調査におきましては、米軍の事件・事故あるいは訓練の状況を中心に行いまして、実は25条に基づくところ、いわゆる合同委員会のところは私どもも大変重要だと考えておりますが、29年度の調査では調べられなかったものです。今年度そこはきちっと確認してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そうですね、ここは非常に重要なところですから、綿密に調査をお願いしたいと思います。

それで日米合同委員会でさまざまなこの地位協定にかかわる協議、取り組みというものがなされるわけですけれども、その公開性という意味では、どういう条件になって、情報が管理されるようになっているか、その説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　日米合同委員会の合意事項の公表につきましては、例えば、昭和47年５月15日の日米合同委員会における合意、いわゆる５・15メモですが、県は過去再三公開を求めた後、要請をしたところですが、平成９年３月まで公表されておりませんでした。また、平成８年12月のＳＡＣＯ最終報告において、日米合同委員会合意を一層公表することを追求するというふうに運用改善が行われていますけれども、その後の合同委員会合意に関する公表の実施状況は必ずしも十分ではないと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　日米合同委員会の協議の内容というのは、国会のチェックを受けていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　国会のほうには報告されていない状況です。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　という、事ほどさように、非常に密室性、大事な国の、国同士の取り決めであるにもかかわらず、国会のチェックさえも受けられない、受け付けない。そういう仕組みになっているんですね。ですから、もう本当に秘密、機密が多くて、法体系もどこでどういうふうになっているかさえももうわからなくなっているという、そこにも地位協定改定の困難さがあると言われているんですね。ですから、そういうふうに本当に地位協定というのは大きな課題があると思います。

それで、ドイツ、イタリアの件の調査はやっていただいたんですけれども、このドイツ、イタリアで改定ができて、93年にドイツのボン補足協定の改定ができた、99年にイタリアはその覚書の取り決めで改定ができた。しかし、日本はなぜできないのか。その調査の中で感じたことはありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　日本政府が改定に否定的な理由としまして、利害調整の複雑さや関係者の中に日米地位協定が世界最高水準であるという認識を持った人たちがいること等が有識者から指摘されています。

また、沖縄県としては、米軍専用施設が沖縄に集中していることから、事件や事故が起きても沖縄の問題として扱われ、ドイツ、イタリアのように改定に対する国民的な議論にはなかなか至らないことも一因ではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今、知事公室長の答弁、そのとおりだと思います。

もう一つ、私思うのは、安全保障環境が違うという議論もあるんです。ドイツ、イタリアと日本の場合の安全保障環境が違う。だから、地位協定の見直しも難しい。そういうふうな議論もあるんですけれども、これについてはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ドイツ、イタリアにおきましては、例えばＮＡＴＯ軍という全体のいわゆる双方向的な面があることは承知しております。それにつきまして、日米地位協定がある面どういった形で改定実現に向けて取り組んでいくかについては、引き続き研究していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　余り答弁になっていないんですけれども、その安全保障環境が違うという、不安定な東アジアの状況を指しているわけですけれども、だから私はそういう意味でもそのドイツ、イタリアに加えて、フィリピンも韓国もその地位協定の調査をしてほしいと思っているんです。特に、フィリピンなんかは南沙

諸島問題があります。そういう意味では、この日本が抱える対中国との緊張関係、そしてフィリピンも中国との緊張関係、しかし、フィリピンはこの地位協定について現状どうなのか、日本の地位協定と比べてどうなのか、このことが比較するとわかってくると思うんです。その辺のところはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、今年度の地位協定の調査の国につきましては、ドイツ、イタリアに加えて、例えば韓国でありますとか、フィリピン等、今、文書の収集ですけれども、例えば、イラクでありますとか、情報は今いろいろと集めておりまして、特にアジア地区についてはある程度調べていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　私はそういうものを比較して、事例ごとに比較して、そしてその条文を読まなくても、日米の地位協定と他国の地位協定の違いが一般国民がよくわかるとそういう資料をつくっていただきたい。また、そういう公表をしていただきたい。そして、国民に発信をしていただきたい。それをお願いいたします。

やっぱり、日本人というのはもっと主権国家としてのそういう自覚を持たなきゃいけないと思います。やはり憲法は押しつけ憲法という議論があって、憲法改正の議論が非常にあるんですけれども、もっと重要な地位協定の不平等さについては主権国家としての議論が足りない。そういうことをもっともっと喚起していきたい。また、それを県も努力をしていただきたいと思います。

最後に、ちょっと時間なくなりましたけれども、目黒での女の子のこの虐待死事件、本当に私は胸が痛む思いをしました。その女の子が書いた――もう遺書にもなっちゃっているんですけれども、その文章ありますか、手元に。あったら御紹介いただけますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　目黒の虐待死亡事件に遭った女の子のメモを、報道で公表されていますものを御紹介いたします。

「ママ　もうパパとママにいわれなくても　しっかりとじぶんからきょうよりかもっともっとあしたはできるようにするから　もうおねがいゆるして　ゆるしてください　おねがいします　ほんとうにもうおなじことしません　ゆるして」

もう一つございますけれども、続けますか。

「きのうぜんぜんできてなかったこと　これまでまいにちやってきたことをなおす　これまでどんだけあほみたいにあそんだか　あそぶってあほみたいだから　やめるので　もうぜったいぜったいやらないからね　わかったね　わかったね　ぜったいのぜったいおやくそく　あしたのあさはきょうみたいにやるんじゃなくて　もうあしたはぜったいやるんだぞとおもっていっしょうけんめいやって　パパとママにみせるぞというきもちでやるぞ」というような内容でございます。

○金城　　勉君　ありがとうございます。

本当に身につまされるような、そういう５歳の女の子が書いた文章とも思えない文章です。ぜひ、その対応方お願いします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　おはようございます。

公明党会派、金城泰邦です。

きのうは翁長知事が急遽休みということで、一瞬容体を心配いたしました。本日知事がこうやってお元気に御出席されています。安堵いたしました。しかしながら、命ドゥ宝という言葉もありますように、健康第一でありますので、知事におかれましては決して無理をせず、一日も早く元気を取り戻し回復していただきたいと願いつつ質問に入りたいと思います。

１、教育行政について。

(1)、大学入試改革に対応する取り組みについて。

ア、2021年から大学入試共通テストが導入される。学習指導要領の改訂や今後の大学入試改革に向けた高大接続改革でアクティブラーニングの導入など、教育内容や学習評価はどう変わっていくのか。

(2)、離島高校生の就学支援のあり方について。

ア、八重山商工高校や八重山農林高校の寮費の値上げが問題になっている。入寮生の人数で寮費が一月当たり１万円も上がることが想定される状況は、離島出身者に対し過重な教育費負担を求める結果となっている。沖縄県として離島高校生の就学支援のあり方、とりわけ寮費の値上げ問題についてどういう見解を持っているのか。

２、土木行政について。

(1)、港湾整備のあり方について。

ア、竹富町から要請のあった港の整備における県の対応について。

イ、名護漁港の整備計画について（高速艇の実証実験について）。

ウ、クルーズ船が就航する各港湾でのＱＲコード（電子マネー）決済の導入について。

３、交通網の安全対策及び渋滞緩和策について。

(1)、渋滞緩和策について。

ア、那覇市曙町３丁目21番地付近交差点から港町２丁目１番地付近交差点の間の直進車線をふやし渋滞緩和を図ることについて。

イ、浦添西海岸道路の北向け車線のコンベンション通りにつながる信号機に左折用信号を増設し渋滞緩和を図ることについて。

ウ、浦添市内間パイプラインの神森中学校からつながる東江メガネ前の交差点信号機に北向け右折用信号を増設し渋滞緩和を図ることについて。

エ、2018年４月に暫定的に開通した県道浦添西原線は片側１車線で開通したが、今後の整備計画について伺う。

(2)、安全対策について。

ア、停止線などの道路標示は県警本部が管轄となっているが、全ての要求箇所の工事を手がけるには時間がかかっているのが現状である。しかしながら安全対策は急務であるので、希望する自治体があれば停止線などの道路標示の工事は、自治体の裁量で行うことができないのか伺う。

４、保健医療行政について。

(1)、難聴児への補聴器補助の支援について。

ア、対象者の現状把握と補聴器補助の支援策の現状はどうなっているか。

(2)、医療費適正化のための取り組みについて。

ア、生活保護世帯の医療費におけるジェネリック医薬品の利用状況はどうなっているか。また、今後の推進について課題は何か。

イ、介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分の支給を受けるという、いわゆる償還払いを原則としている。一方、受領委任払い制度は、特定福祉用具購入及び住宅改修の利用者の支払いを初めから１割分あるいは２割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度である。受領委任払い制度の全県的な導入を促進し、介護の重症化を予防することで医療費抑制を図れると考えるが県の見解を伺う。

(3)、重度心身障害者医療費助成について。

ア、重度心身障害者の医療費助成については、従来の立てかえ払いから、今年度以降は自動償還払いになった。とてもよい取り組みではあると思うが、対象となる医療機関が制限されていると伺っている。なぜ対象となる医療機関が絞られるのか説明を求めるとともに、医療機関の対象を拡充すべきではないか伺う。

(4)、骨髄バンクドナー助成制度の導入について。

ア、平成30年度事業で那覇市が骨髄バンクドナー助成制度をスタートした。昨年度、県は各自治体に骨髄ドナー助成制度の意向調査を実施したが、実施する自治体に対し県の助成はいまだ行われていない。新たに助成制度の導入をする自治体に対しては、県も一緒になって助成を実施していただきたいが見解を伺う。

５、防災行政について。

(1)、東日本大震災を契機に、福祉避難所の重要性が改めて認識されるようになった。南海トラフを震源とする巨大地震については、今後50年以内の発生率が90％程度になると想定されており、沖縄県においても対岸の火事ではない。特に支援が必要な高齢者や障害者などを想定した福祉避難所は、早急な体制整備が必要であると考える。福祉避難所の整備状況について伺う。

(2)、各自治体や地域で取り組んでいる自主防災組織の設置率や個別支援計画の作成状況について。

(3)、今年度の新たな取り組みとして始まる、災害時要支援者の支援に取り組みＤＷＡＴおきなわの考え方について。

(4)、聴覚・言語機能等に障害があり、音声（肉声）による119番通報が困難な人が自分の携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し、簡単な操作で素早く119番通報ができるＮＥＴ119緊急通報システムの導入を検討することについて。

６、環境行政について。

(1)、自治体から生ずるごみ問題の解消について。

ア、名護市のごみ処理問題が深刻である。特に嘉陽区の最終処分場では従前のごみ焼却委託先での機械の故障により、ごみ焼却ができず、一時的な措置として持ち込まれた大量の可燃ごみのせいで、近隣の住民や農家などに悪臭や農作物被害を及ぼしており、名護市も頭を抱えている状況である。県の廃棄物処理事業などを活用し名護市のごみ処理の問題を解消できないか伺いたい。

(2)、犬・猫殺処分ゼロを目指す取り組みについて。

ア、動物虐待を抑止するための広報をテレビコマーシャルで流せないか。

イ、沖縄県動物愛護センターで行う不妊治療チケットをふやすとともに、土日の業務にも広げられないか。

ウ、公園内にカメラを設置し、犬・猫の放置や虐待等を予防することについて。

エ、兵庫県が取り組んでいるアニマルポリス・ホットラインを沖縄県でも設置できないか。

以上、御答弁よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

環境行政についてに関する御質問の中の６の(2)のア、動物虐待を抑止するための広報についてお答えをいたします。

沖縄県では、動物愛護管理推進計画を策定し、動物愛護にも命ドゥ宝が実現できる社会に向けた取り組みを進めております。動物虐待につきましては、県内でも事案が発生しており憂慮すべき状況と受けとめております。そのため沖縄県では、動物の遺棄や虐待の防止を図るため、平成29年度から一生うちの子プロジェクトを展開し、リーフレットを各戸へ配布するとともに、テレビやラジオ等を活用し、普及啓発を行っております。今後ともさらなる普及啓発に努め、動物の遺棄・虐待のない、人と動物が共生できる社会を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の教育行政についての御質問で(1)のア、大学入試改革に対応する取り組みについてお答えいたします。

平成30年３月に告示された学習指導要領では、新しい時代に求められる資質・能力として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力、人間性等」の３つの柱が示されており、これらの資質・能力を育成するために、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの実現に向けた授業改善が求められております。大学入学者選抜改革においても、新しい時代に求められる資質・能力を多面的・総合的に評価する入試に転換し、平成32年度から大学入学共通テストが開始される予定となっております。

県教育委員会では、大学入学共通テスト導入に向けて各種研修会を実施しており、平成30年度からは、教員のプロジェクトチームを立ち上げ、単元開発・研究授業・評価問題作成による授業改善に取り組んでおります。

次に同じく１の(2)のア、八重山商工高校及び八重山農林高校の寮費についての御質問にお答えいたします。

現在、八重山商工高校の学寮においては、定員32名に対して、八重山農林高校の改築中の寮の生徒を含め28名が入寮しており、これまでと同等の寮費で運営を行っております。両校においては、学寮の安定的な運営のためにも、入寮生の確保等に取り組んでいくこととしております。

県教育委員会としても、寮費について適切な対応が図れるよう、学校側と連携をしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、土木行政についての御質問の中の(1)ア、竹富町からの港湾整備の要請についてお答えいたします。

竹富町からの要請は、仲間港の駐車場及びトイレの整備となっております。駐車場については、地元の要望を踏まえ、これまで旅客ターミナル周辺に加えて南側と北側に合計230台程度を整備しております。一方、その利用状況は旅客ターミナル周辺の駐車場に集中し利用の偏りが見られることから、適正利用について地元と十分調整していきたいと考えております。また、トイレについては前年度実施した増設工事の入札が不調となったことから、今年度は増設工事と改修工事を一括で発注し、早期整備に努めていきたいと考えております。

次に３、交通網の安全対策及び渋滞緩和策についての御質問の中の(1)のア、曙交差点付近の交通渋滞緩和についてお答えいたします。

ことし３月に臨港道路浦添線及び国道58号浦添北道路が開通し、曙交差点付近に交通渋滞が発生していることは認識しております。那覇港管理組合によると周辺の渋滞対策として、交通量調査や右折車線を設置するなど対策を行っているとのことであります。平成31年の夏には大型商業施設も開業することから、那覇港管理組合では、今後とも、関係機関と連携しながら交通混雑の緩和に努めていきたいとのことであります。

同じく３の(1)のエ、県道浦添西原線の整備計画についてお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の平成29年度末の進捗率は、事業費ベースで約91％となっており、去る３月に暫定２車線で供用を開始しております。現在、補償物件等の調整及び移設工事を進めており、平成30年代前半の完成供用に向け整備を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、土木行政についての御質問の中の(1)イ、名護漁港における高速艇の

就航などを見据えた海上交通拠点としての整備にお答えいたします。

名護漁港は北部圏域最大の水産物産地市場を有し圏域内の漁獲物が集約するなど、水産物の流通拠点として重要な役割を果たしております。このため、県ではこれまでに必要な漁港施設の整備を推進してまいりました。名護漁港における高速艇の就航等、海上交通拠点としての整備については、漁業活動への影響に配慮しつつ、当該漁港における需要等を把握した上で、関係部局や名護市等と連携し、可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、土木行政についての御質問の中の(1)のウ、クルーズ船が就航する各港湾でのＱＲコード決済についてにお答えします。

沖縄県においては、近年中国や台湾などからのクルーズ船の寄港が増加し、平成29年のクルーズ船による外国人観光客数は、約89万人となっております。これらクルーズ乗客の滞在中の消費を促すためには、クルーズ乗客が訪れる場所等において、ＱＲコード決済を含めたキャッシュレス環境の充実を図ることが重要と考えております。県では、ことし３月に県内事業者等を対象としたキャッシュレス導入のメリット等を紹介するキャッシュレスセミナーを開催したところであり、今後クルーズ船ターミナルが整備されるに当たっては、県としても、店舗等のキャッシュレス化を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　３、交通網の安全対策及び渋滞緩和策に関する御質問の中で、(1)イの浦添西海岸道路の左折用信号機の設置についてお答えをいたします。

御質問の信号機につきましては、本年３月に開通した浦添北道路が国道58号宜野湾バイパスとつながる宇地泊ＩＣ交差点に設置された信号機のことと承知をしております。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置状況等を考慮した上で設置の必要性を判断することとしておりますが、県警察におきましては、こうした検討の結果、宜野湾バイパス向けの車線に左折矢印信号機を設置することを既に決定をし、入札に向けた公告を行うなど、現在所要の手続を進めているところでございます。

次に同じく３、交通網の安全対策及び渋滞緩和策に関する御質問のうち、(1)ウの浦添市内間パイプラインの東江メガネ前の北向き右折用信号機の設置についてお答えをいたします。

御質問の信号機につきましては、浦添市内間の県道251号線パイプライン通りと浦添市道宮城大平線、通称神森線との交差点に設置された信号機のことと承知をしております。市道宮城大平線につきましては、現時点では完全開通には至っておりませんが、今後国道330号バイパスに取りつけされるものと承知をしておりまして、取りつけ後は市道の交通量のみならず、周辺道路の交通の流れが大幅に変化をする可能性がございます。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置状況等を考慮した上で設置の必要性を判断することとしておりまして、御質問の箇所における右折矢印信号機の設置についても、引き続きこうした観点から検討してまいりたいと考えております。

それから、同じく３、交通網の安全対策及び渋滞緩和対策に関する御質問のうち(2)ア、自治体の裁量による道路標示の工事についてお答えをいたします。

交通規制に係る道路標示につきましては、道路交通法等の関係法令に基づき、都道府県公安委員会が設置・管理することとされております。このようにされている理由は、交通規制につきましては地域の交通実態を一元的に把握した上で、国道や市町村道などが入り組む道路ネットワークが最適に機能するように、全体を見渡して総合的に考慮し、実施をすることが必要と考えられることによるものであります。したがいまして、停止線等の道路標示の工事につきましても、管理の一環として県公安委員会の責任において一元的に対応すべきものと認識をしております。

なお、停止線等の道路標示の補修に時間がかかっているのではないかという御指摘につきましては、道路管理者である自治体と情報を共有するなどして補修を必要とする箇所を的確に把握するとともに、必要な予算の確保に努め、効率的かつ迅速な対応に努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、保健医療行政についての御質問の中の(1)のア、難聴児に対

する補聴器補助についてお答えいたします。

県では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、市町村が補聴器購入費用を助成した場合に、その費用に対して補助する事業を平成27年度から実施しております。補助の実績としましては、平成29年度は、17市町村に対して計132万円の交付を行い、対象者は67人、計118台となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、難聴児の支援に取り組んでまいります。

同じく４の(2)のア、生活保護受給者のジェネリック医薬品利用状況についてお答えいたします。

沖縄県における生活保護受給者のジェネリック医薬品の使用割合は、平成29年６月審査分で84.2％となっており、全国の使用割合72.2％と比較し高くなっております。今般の生活保護法の改正により、医師が医学的見地からジェネリック医薬品の使用を可能と認める場合には、その医薬品の使用を原則とすることとされており、ジェネリック医薬品の使用割合は今後さらに高まるものと考えております。一方、生活保護受給者の中には、ジェネリック医薬品の使用に同意が得られない場合もあり、今後は当該受給者の理解を求めつつ、医療機関とも連携し、さらなる使用促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく４の(2)のイ、福祉用具購入等での受領委任払いの促進についてお答えいたします。

平成30年４月現在、介護保険での福祉用具購入や住宅改修における受領委任払いは、県内41市町村中、福祉用具購入は34市町村、住宅改修は37市町村で実施されております。受領委任払いについては、費用のうち自己負担額のみを支払うため、立てかえの必要がなく、利用者の負担の軽減になることから、未実施の市町村に対し導入を促していきたいと考えております。

同じく４の(3)のア、重度心身障害者医療費助成事業における自動償還の取り組みについてお答えいたします。

県では、重度心身障害者医療費助成事業の実施主体である市町村の意向等を踏まえ、平成30年８月から、市町村窓口での受給申請が不要となる自動償還方式が導入されるよう取り組んでいるところであります。対象となる医療機関については、特に制限を設けておりませんが、一部の医療機関でシステム対応等の事情により、導入できない場合があるものと聞いております。

県としましては、市町村や国保連合会など関係機関と連携し、引き続き自動償還方式の導入拡大に向けて取り組んでまいります。

５、防災行政についての(1)、福祉避難所の整備状況についてお答えいたします。

福祉避難所は、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児などの配慮を要する方が安心して避難生活を送れるよう、耐震性や避難スペースの確保など、一定の要件を満たした施設が指定されており、市町村において早急な整備を図る必要があると考えています。本県では、平成30年４月１日現在、20市町村において149施設が指定されております。

同じく５の(2)のイ、個別支援計画の作成状況についてお答えいたします。

個別支援計画は、避難行動要支援者名簿に登載されている方一人一人について、避難経路や避難先、支援者などを記載するものであり、本県では、平成30年４月１日現在、一部作成済みの市町村を含め、17市町村において策定されております。

同じく５の(3)、ＤＷＡＴおきなわの考え方についてお答えいたします。

災害により避難生活を余儀なくされた被災者については、避難生活の長期化による二次被害が大きな課題となっております。被災者が安全に避難生活を送るためには、福祉相談や避難所の生活環境の向上のための助言、適切な移送支援など、福祉の観点から避難者をサポートする体制を県内に整備する必要があります。また、島嶼県である本県では、大規模災害の発生に際し、他県からの救援に時間を要することが想定されます。このため、県では、福祉専門職による沖縄県災害派遣福祉チームＤＷＡＴおきなわの発足に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　答弁の途中ではありますが、時間の都合もありますので金城泰邦君の質問及び質疑に対する残りの答弁は、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の金城泰邦君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　４の保健医療行政についての御質問の中の(4)のア、骨髄ドナー助成制度についての御質問にお答えします。

日本骨髄バンクの資料によりますと、ドナーの休業補償を目的とした骨髄ドナー助成制度を導入している

市町村は、平成30年４月25日現在、全国で364団体となっており、県内でも、那覇市が４月から助成制度を開始しております。

県としましては、他県の実施状況及び導入による効果等を検証しながら、引き続き制度導入の可否について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　５、防災行政についての(2)のア、自主防災組織率についてお答えします。

沖縄県内の自主防災組織率は、平成29年４月１日現在25.1％であり、平成23年度の8.9％と比較して16.2ポイント増加しているものの、全国平均の81.7％に比べ、著しく低い状況であります。県は地域防災力向上のため、自主防災組織の果たす役割は大きいと考えており、地域防災リーダー育成研修等を実施することで、自主防災育成の主体である市町村の取り組みを支援してまいります。

同じく５の(4)、ＮＥＴ119緊急通報システムの導入検討についてお答えします。

ＮＥＴ119緊急通報システムは、会話に不自由な聴覚･言語障害者のためのシステムとして､国が全国の消防本部での導入を促進しているところです。平成29年度における消防本部の導入に係る調査結果によると、県内消防本部での導入事例はありませんが、那覇市消防局では指令システムの更新に合わせ、平成31年度から導入を予定していると聞いております。平成30年度からは、市町村に対する地方交付税措置が講じられることとされており、県としましてもその導入を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６の環境行政についての御質問の中の(1)のア、名護市のごみ処理問題についてお答えします。

名護市が廃棄物の処理を委託している中部北環境施設組合で、故障による受け入れ制限が行われたため、昨年８月以降、名護市は市の処分場に廃プラスチック類を保管しておりました。その後､平成30年３月19日には、中部北環境施設組合での処理が再開しております。また、名護市は保管物の処理を促進するため、浦添市、本部町今帰仁村清掃施設組合等でも処理を委託しており、本年12月ごろまでに終了する予定と聞いております。なお、県は同処分場の現地調査を行い、悪臭やハエ等の発生がないことを確認しております。

県としましては、今後とも状況を注視し、必要な指導、助言を行っていきたいと考えております。

同じ６の(2)のイ、動物愛護管理センターで行う不妊治療についてお答えします。

動物愛護管理センターでは、現在、同センターの要領に基づき譲渡する犬・猫のほか、飼い主のいない猫への不妊去勢手術を行っております。不妊治療の件数や実施日の拡充につきましては、施設の管理体制や人員の確保などを検討の上、慎重に判断する必要があると考えております。

同じく６の(2)のウ、犬・猫の放置や虐待等の防止についてお答えします。

動物の遺棄や虐待は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁じられており、県では警察や市町村等の関係機関と連携し、防止に関する周知啓発に努めております。

御提案の公園内のカメラの設置につきましては、公園管理者とも意見交換を行うとともに、施設管理者による設置を働きかけていきたいと考えております。

同じく６の(2)のエ、アニマルポリス・ホットラインの本県での設置についてお答えします。

アニマルポリス・ホットラインにつきましては、兵庫県警において、動物虐待事案等専用相談電話として設置され、市民からの相談に応じている事例があると承知しております。動物虐待につきましては、本県でも各警察署における通報への対応や警察等の関係機関との連携による事案への対応を行っております。ホットラインの設置につきましては、他県の活動状況を収集し、今年度に改定する予定の動物愛護管理推進計画の中で関係機関の意見も踏まえて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　御答弁いただきましてありがとうございました。

何点か再質問、要望させていただきたいと思います。

順不同でありますが、６番の環境行政からなんですが、名護市のほうでごみの問題が深刻であったと。先ほど部長の答弁ではにおいとかもないということであったんですが、季節によってはあるいは風向きによってはにおいもするんだよという声を地域の方から聞いておりまして、やっぱり早急な対応が必要だと思っています。今、これまでためていた分を４カ所に配分して焼却しているということでございますが、こ

れもやっぱり名護市としての焼却場がまだそういった火力が弱いというか炉が小さいというか、そういったことでなかなかそういう自前でできないという状況があるかと思うんです。今後そういったことを県の今の廃棄物処理事業なので、ごみ処理取り組んでおりますから、そこに合わせて２分の１補助の取り組みの中にそういったものも一緒にできないかお伺いしたいのですが。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

名護市の焼却施設につきましては、昭和53年に設置をしているところでございますけれども、その際地域住民等の話し合いの中で廃プラスチック類は燃やさないというような約束をしておりまして、市では最終処分場で埋立処分をしていたというふうな状況でございます。

現在は中部北環境施設組合、それから浦添市、本部町今帰仁村清掃施設組合等々で委託処理を行っているところでございます。県のほうの補助の制度としましては、施設に対する補助につきましては、国と連携をしながら市町村の整備を進めてきておりますけれども、この廃棄物自体の処理に対する補助というのはなかなか今のところ検討ができないというところであります。その中でございますけれども、この４つの施設での処理を促進していきたいというふうに考えておりますので、県も中に入って連携をしながら焼却施設の促進について、県として一緒に指導、助言等行いながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　大体ごみの分別というのは県内どこでも５分別前後が多いのかなと思っておりまして、そういった中でも名護市においては今16分別ということで、極端に分別の量が多いんです。そういったことも市民の中では大変負担に思っておりますし、そういった16分別を解消するために、名護市も今後新しい市長がごみ焼却場つくっていくという計画があるようです。それまでの間、市民の負担をどう軽減するかということにおきまして、今そういったビニールごみであったり、非常に手間がかかっているところのごみを先に運搬するに当たって、廃棄物と同様に処理するところで県のほうもまた御協力いただければ、16あるいは12とか10とかに当面の間減らすことができるんじゃないかなと思っております。そこも合わせてまた御指導いただきながら協力していただけないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　名護市は現在県内でも分別が徹底されているというか、16分別やって、非常にいい取り組みではあると考えております。リサイクルを促進するという観点で分別は必要だということで考えておりますので、その処理についてきっちり市町村と連携をとりながらやっていかなきゃいけないと考えております。市町村の処理計画も含めて、今後県からどうやって関与していけるかということからも検討しながら、しっかり名護市と連携をとって対策を講じていきたいなというふうに感じております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ありがとうございます。

ぜひ名護市とも連携をとっていただいて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと知事も御答弁いただきました殺処分ゼロの中で、広報ということが大事かと思っています。我が会派の糸洲県議からも質問の中にありましたように、この野犬・野猫の問題もありますように、やっぱり飼い主が捨てるということをいかになくしていくかということを周知することが大事だと思っていまして、テレビコマーシャルが一番周知には効果的だなと私思っているんですが、そのテレビコマーシャルの取り組みについても御説明いただけますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

現在、遺棄・虐待含めてですけれども、中心的には遺棄の防止を図る観点から、一生うちの子プロジェクトを昨年度から実施しておりまして、その一環でテレビコマーシャル等々でも現在行っているところでございますけれども、さらなる強化といいますか、本数といいますか、その辺の増について検討していきたいなというふうに考えております。また内容につきましても、今後改良するところは改良して、県民にわかりやすい広報ができるように改良、改善していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　皆さんがつくっているリーフレット、非常にボランティアの方々からも好評でありまして、これ非常にいいなと思っています。こういったものもテレビコマーシャルでやるといいなと思っているんですが、私今まで一度もテレビコマーシャルを目にしたことがなくて、寝ている時間にやっているんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

ゴールデンタイムで行うということは一応やっていて、私は何回か見たことがあるんですが、今後そういうのがふえるような形での強化といいますか、その辺のところも取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　やっているんだったらぜひ効果的にやって、時間等も工夫してやっていただきたいと思います。回数等も含めて、よろしくお願いいたします。

アニマルポリスなんですが、私も直接兵庫県へ視察に行ってきました、会派として。向こうで聞いたのは、やはり環境部局の行政と警察がそういった通報に対して一緒に出向いて対応しているということで、非常に行政としての取り組みとしては助かっているということがあったんですね。沖縄県でも行政と警察の連携というものがそういった通報に対して対応できるといいのかなと思っているんですけれども、そういった取り組みは現在あるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在も事案が発生することによって、事案にもよりますけれども、県警それから市町村関係者と現場を見たり、会議を開いたりという形でやっております。先ほど知事のほうからも事案が発生しているということでございますので、27年度からの虐待の件数というのがだんだんふえてきているという状況がございます。27年度は３件、28年度は５件、29年度は10件という形で今ふえてきておりまして、やっぱり憂慮すべき問題だということです。やっぱり虐待をすることによって次はまた人体へのという形での推移も考えられますので、水際で早目にこういうところは対処したいということで考えております。この一生うちの子プロジェクトのパンフレットの中でも、後ろでも警察と連携をとっているということで110番という形でやっておりますので、こういったのも各戸に配りながら広報に努めていって、周知を図ってまいりたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　この動物虐待で大事だと思ったのが、兵庫県で聞いた話では、なぜアニマルポリスをやったのかと、一本の独自のものをつくったのかというと、兵庫県で起きた子供たちの殺人事件がありました。それを受けて犯人は人をあやめる前に小動物を殺していたということがあったということがわかったと。それを受けて兵庫県としては、そういった小動物を殺したりするようなところからその虐待の原因につながっていったんだという認識を持って、人への危害が及ばないように未然で防ぐという考えを持って取り組んでいるそうですので、そういった理解を沖縄県としても持っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

質問を変えます。

１番目の大学入試についてなんですが、今、2021年からの改革に向けて対応しないといけない状況であります。沖縄県の課題の一つはやっぱり大学進学率がよくなったとはいえ、いまだに全国最下位の状況だということもあるというふうに皆様の報告に出ております。そういったことからしますと、改革によって子供たちの学力が立ちおくれないような準備がちゃんとできているかということで、ちょっと教育関係に携わっている方からの不安の声もあったものですから、今回そういうふうに聞いたんです。そういった準備が立ち上がっているという認識でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今年度からプロジェクトチームを立ち上げまして、大学入試改革に向けて単元開発でありましたり、研究授業を行ってその授業改善を行っていこうということで取り組んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ頑張って大学進学率を高める取り組みをやっていただきたいと思います。

あと寮の問題でありました。やっぱり適切な対応が必要だと、学校側と連携が必要だと思っています。今回の件は急に１万円の値上げがぱっと発表されたことで父兄もかなり心配していたということであったんです。ですので、今後そういったものが起きそうな場合は、やっぱり事前にちゃんと地元の方々としっかりと話し合うということも必要だと思うんです。その辺は大丈夫ですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

今回の件、基本的に学寮の運営については校長が定めるということにはなっておりますけれども、今回のような大幅な値上げとか、保護者の負担に関する重要な事項等につきましては、県教育委員会としましても、学校と調整協議を行って必要な助言・指導等を行ってまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　クーラーも設置したりなど環境整備が向上しているという中でのいろんな経費の部分というのは、説明すべきは説明すべきだと思いますので、丁寧にやっていただきたいと思います。

土木行政についてでありますが、今西海岸道路が開通しまして、本当に交通の便がよくなったと、中南部圏域の人口集中は県内全域の83％に及んでいるということが皆さんの調査からも出ております。そこからしますと、今ボトルネックとなっている一つは曙町の３丁目21番地付近で南向けが一本しかないという、朝の通勤時間、非常に不便を来しているんですよ。そこはどうにかならないんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　当該道路部分でございますが、臨港道路ということで、那覇港管理組合の管理になっております。那覇港管理組合のほうでその渋滞対策についての検討をいろいろと行っているところでございますが、その部分については拡幅整備についての計画が今のところないということで、その他いろいろな信号の時間の問題ですとか、そういったことでどうにかさばけないかということも含めて検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　那覇港管理組合という御答弁がありましたが、そこは連携をとっていただいて、せっかくの西海岸道路開通で利便性が高まったわけですから、より効果が上がるようにやっていただきたいと思います。

あとコンベンション通りにつながる信号機をやっていただけるということで、これも北向けの渋滞解消には非常に効果的だと思っております。内間のパイプラインの東江メガネ前については、バイパス側の道が開通したら設置が進むのかなというふうに私は認識しているんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

先ほど私が申し上げた趣旨は、現在のところは市道の宮城大平線が完全開通には至っておりませんが、今後バイパスに取りつけされる予定だというふうに聞いておりまして、そうした場合には、その市道の交通量であるとか、あるいは周辺道路の交通の流れが変化をする可能性があると。ですので、その状況を見て、先ほど申し上げましたような観点から、信号機の設置について検討を引き続きしていきたいということを申し上げさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　続きまして、浦添西原線でありますが、平成30年前半を目標に整備中ということで、実はその西海岸臨港道路浦添線や北道路と接する部分、交差点の角にヤードで県が使っている部分があるかと思うんですが、浦添市としてはそこをカーミージの海浜公園的な形で駐車場を整備して使いたいというような計画もあるんですね。ですので、早くそのヤードが返ってくると駐車場が整備できるというのがありまして、できるだけ早目な引き渡しができればと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

平成30年代前半と申しましたのは、キャンプ・キンザーの沖縄電力の鉄塔ですとか郵便センターですとか、そういった米軍基地に絡む若干の問題がありまして、30年代前半と申し上げましたけれども、カーミージ側の部分についてはもっと早く整備が完了するものだと思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ありがとうございます。

早目の整備をお願いいたします。

安全対策についてですが、先ほど県警本部長もおっしゃいましたように、必要な予算の確保が大事であると思っております。要望も多いと思います。予算についてはやっぱり財務所管の総務部長が所管だと思うんですが、こういった安全対策の予算はしっかりと確保してほしいと思うんですが、部長いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

予算につきましては、いわゆる事業の熟度であったりとか優先順位であったりとか、また緊急度であったりとか、そういったものをしっかり関係部局と連携しながら取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　続きましてジェネリック医薬品ですが、先ほど県内の利用率はほぼ生活保護の方でも84％以上が利用しているということで、全国より高い比率で使っていることがよくわかりました。課題としては、やっぱり新薬でないと落ちつかないという人もいると思います。私もいろんな方にお会いする中で、やっぱり精神的な疾患を持っている方が眠剤を欲しいと、でもこの薬でないと自分は眠れないんだということをもう信じて疑わない方々に対しては、説得するのはなかなか大変だと思うんですよ。そういったことは丁寧にやっていただいて進める方法が必要だと思いますが、そういう形でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるとおり、生活保護受給者の中でも、どうしてもその薬でないといけないという御意向もあったりしますので、ただ、ジェネリックの使用については丁寧に説明して同意を得るような努力をしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　現場に即して対応いただきたいと思います。

あとＤＷＡＴの取り組みですが、やっぱり大事なのは在宅で重度の方にどう対応するかということも大事になるんです。そういった意味では、医療チームとしてのＤＭＡＴですか、そういった分野との連携も必要だと思いますが、それは検討できそうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　ＤＷＡＴにつきましては、福祉の分野で災害に対応するというようなチームでございます。これからの立ち上げでございますので、医療のほうとも連携できますように検討したいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　一通り御答弁ありがとうございました。

以上で一般質問終わります。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　こんにちは。

社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

２月から八重山選出の県議が私一人になって、寂しさとそして重責を日々感じているんですけれども、きょうは八重山ブルーのミンサーウエアを着て、八重山の声、そして思いを一般質問に込めていきたいと思います。

よろしくお願いします。

１、離島振興について。

(1)、県と粟国村と第一航空の間で運航赤字分の補助金額をめぐる条件が折り合わず沖縄撤退を決めたが、那覇―粟国間の運航を初め石垣―波照間、石垣―多良間など離島に住む県民生活の足である航空路線運休の長期化が懸念されるが、県の見解を伺います。

(2)、県は、離島住民の航空機の利用に一定額を補助する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用を保留する措置を決めたが、事業の概要と実績について伺います。

(3)、石垣市議会を初め、石垣市、竹富町、与那国町の各商工会等から同事業の適用継続を強く求める要請がある。石垣―那覇の航空路線は、既存の航空会社２社の運賃設定が格安航空会社の新規就航後も現状の運賃設定をしているため価格競争状態とはいえず、県が適用保留とした航空会社の公正かつ自由な競争が制限されるからという理由には当たらない。また、新規就航も２往復のみであることから新幹線水準での利便性が著しく低下すると主張しているが、同事業の適用条件と県の見解を伺います。

(4)、格安航空会社は、便数が少なく利便性に欠けるため、石垣島の経済・文化交流並びに児童生徒のスポーツ派遣等は、既存の航空会社を活用することが多くなり、今回の適用保留は住民にとって大きな金銭負担となる。今後の離島住民の交通コスト負担軽減について、石垣市、竹富町、与那国町とも協議・連携していかなければならないと思うが、県の見解を伺います。

(5)、現在、八重山地域の離島の港内に畜産飼料等で使用する木製・プラスチック製パレットが数多く滞留し、港内の管理及びパレットの処理をめぐって各島々で喫緊の課題となっている。現状を把握・調査し、各関係機関と連携した取り組みをしなければならないと思うが県の見解を伺います。

(6)は取り下げます。

２、農林水産業振興について。

(1)、県産水産物の出荷・流通目において鮮度保持等に課題の取り組みとして、昨年度から輸出水産物を一元集荷し、鮮度管理した上で安定供給するための実証実験の成果と水産物出荷のリーファーコンテナ等の冷蔵施設の整備の取り組み状況について伺います。

(2)、沖縄21世紀農林水産業振興計画で、農林水産戦略品目とは、「農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目」と規定しているが、「期待できる」基準とは何か。認定に至るまでの経過・取り組みについて伺います。また、戦略品目拠点産地に認定された場合のメリットについて伺います。

(3)、農林水産物流通条件不利性解消事業は、農林水産物（戦略品目）の輸送コスト軽減をすることによって、生産拡大や冷蔵施設等の設備投資、販路拡大につなげ経営基盤の強化を図ることが目的となっています。各戦略品目・各拠点産地に認定されると一定量の生産物を安定的に生産出荷するため生産拡大や経営基盤の強化に生産者は取り組むが、販路拡大は関係機関や行政機関との連携が重要である。認定後の取り組み等について伺います。

３、新県立八重山病院について。

２度の開院延長の末に、晴れて10月１日に開院予定

となっている新県立八重山病院ですが、いろいろ問題が山積しています。

(1)、進捗状況について伺います。

(2)、薬局と医療機関の独立性をめぐる規制が平成28年10月１日から一部緩和され、医療機関の敷地内に薬局を開設することができました。そこで、新県立八重山病院を利用する高齢者、交通弱者、体の不自由な患者さんの利便性を考慮した病院敷地内での薬局の設置について、去る３月22日の文教厚生委員会で、患者の利便性を高める観点を重要視して検討していきたいと答弁しましたが、その後の取り組みと病院敷地内での薬局の設置について県の見解を伺います。

(3)、石垣市の旧石垣空港跡地利用の都市計画整備事業がなかなか進まない状況があり、病院周辺の土地の購入ができず、コンビニなどの商業施設のみならず、新病院前にも門前薬局が設置できない状況で、現在、新病院に一番近い門前薬局まで250メートルの距離を要しています。新病院周辺の土地区画整理事業の進捗状況と新病院周辺の下水道等のインフラ整備の見通しについて伺います。また、新病院周辺の保険薬局が開設可能となるのはいつごろか伺います。

(4)、面分業薬局と点分業薬局の違いと、メリット・デメリットは何か。また厚労省は、2016年からかかりつけ薬局を推奨しているが課題は何か伺います。

(5)、敷地内保険薬局の設置については、厚労省通知の一部が改正され、患者の利便性に配慮する観点から、規制の一部が緩和されたが、厚労省や薬剤師が推進する、かかりつけ薬局・薬剤師に逆行することになるのではないかという意見もあるが、県の見解を伺います。

(6)、敷地内保険薬局設置について、八重山地区薬剤師会や地元の関係団体等からどのような意見があったのか伺います。また、八重山地域の薬剤師の人数と状況について伺います。

(7)、離島から受診や通院する患者の利便性を考慮すると、病院周辺の土地区画整理が完了し、保険薬局が設置できるようになるまでの期間は、敷地内薬局を設置せざるを得ないと思うが、県の見解を伺います。また、敷地内保険薬局の設置を進める場合の制度と手続等について伺います。

(8)、病院出入り口前の道路にまだ信号機の設置が決まらないが、進捗状況について伺います。

(9)、現在、小離島からの急患搬送の際に使用している石垣市消防本部横のヘリポートが、石垣市の新庁舎建設後に使用できなくなる可能性が出てきました。そうなると新石垣空港にしか着陸できなくなり、救急患者の八重山病院への収容が遅くなり、救われる命も救われないことになりかねず、離島のさらに離島がゆえの地域格差であり、そのような人命に直結するような地域格差はあってはならないことである。八重山圏域の急患搬送や災害時に、島外からの応援や救難物資の援助に時間がかかる離島という不利な立地条件に対して、災害拠点病院である新八重山病院横の旧石垣空港跡地に大型ヘリが離発着できる防災拠点大型ヘリポートを建設することで、有事の際に有用となると見込まれる。それに関して、防災危機管理の観点からどう考えるのか県の見解を伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えをいたします。

農林水産業振興についてに関する御質問の中の２の(1)、水産物の販路拡大に向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、県産水産物の販路拡大を図るため、地方創生推進交付金を活用し、輸送技術の確立に向けた実証試験や一元集荷による安定供給のための体制構築等に取り組んでいるところであります。これらの取り組みにより、鮮度管理した水産物を安定供給できる一定の成果が得られ、沖縄美ら海まぐろを初めとする県産水産物の国内外における知名度向上や流通量増加等が図られております。

沖縄県としましては、引き続き、県産水産物の海外、県外市場への販路拡大を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、離島振興についての(1)、離島航空路線の確保に向けた取り組みについてお答えいたします。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって非常に重要な交通手段であります。このため、県では那覇から粟国、石垣から波照間、多良間を結ぶ航空路線に就航可能な航空会社の確保に向け、関係機関と連携して取り組むこととしております。また、航空会社や関係市町村で構成する沖縄県離島航空路線確保維持協議会において、小規模離島の航空路線の持続的な運航のための方策等について、具体的に検討していきたいと考えております。

同じく１の(2)、沖縄離島住民等交通コスト負担軽

減事業の概要と実績についてお答えいたします。

県では、離島住民の定住条件を整備するため、離島住民の交通コストの負担軽減を図り、船賃を約３割から約７割、航空運賃を約４割低減しております。同事業の平成29年度の実績は、航路において利用件数が約65万6000件で、負担軽減額が約３億1000万円、航空路において利用件数が約48万3000件で負担軽減額が約19億7000万円となっております。

同じく１の(3)、交通コスト負担軽減事業の適用条件についての御質問にお答えいたします。

県では、離島住民の負担軽減を図る同事業の実施に当たり、当日購入可能な運賃が競争状態になく、かつ新幹線並み運賃を上回っていることを適用条件としてまいりました。那覇―石垣路線については、本年７月１日から新たに低運賃の航空会社が就航し、事業の適用条件を満たさなくなることから、適用保留の通知を行ったところであります。しかし、ＬＣＣの離島路線への参入という事業環境の変化に対応し、政策目的に沿った事業実施を図るため、適用条件の見直しが必要と考えております。

県としては、新幹線並みの運賃の実現という政策目的をできる限り安定的に継続できるよう、現在、関係機関との調整、法的な検証を含め検討を進めているところであります。

同じく１の(4)、交通コスト負担軽減事業における関係市町村との連携についてお答えいたします。

同事業では、関係市町村との連携のもと、離島住民の交通コストの負担軽減を図っており、竹富町や久米島町においては、県の施策に加えて、町独自の負担軽減施策を実施し、同事業の効果を高める取り組みがなされております。

県としましては、石垣市、竹富町、与那国町と引き続き連携し、離島住民等の交通コストの負担軽減のため取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、離島振興についての御質問の中の(5)、離島港湾内の放置パレット対策についてお答えいたします。

離島港湾内における放置パレット等については、港湾管理を権限移譲している市町村において、これまで撤去などの対策を行っておりますが、解決には至っておりません。

県としては、引き続き、市町村や関係者と連携し、撤去命令や注意喚起など、解決に向けて取り組んでまいります。

次に３、新県立八重山病院についての御質問の中の(3)のアの(ｱ)、旧石垣空港跡地における土地区画整理事業の進捗状況についてお答えいたします。

旧空港跡地土地区画整理事業については、石垣市が事業化に向け、環境影響評価や都市計画決定等の手続を進めております。

県としては、石垣市と連携し、事業化に向けて、適切な対応と必要な予算の確保に取り組んでまいります。

同じく３の(3)アの(ｲ)、下水道整備の見通しについてお答えいたします。

石垣市によると、新県立八重山病院周辺は、平成29年度に石垣市下水道事業の全体計画区域に位置づけられておりますが、整備時期については未定とのことであります。そのため同区域の汚水処理については、当面の間、浄化槽で処理することとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、農林水産業振興についての御質問の中の(2)、戦略品目と拠点産地の認定についてお答えいたします。

県では、一定の市場規模を有する品目で生産・出荷体制が確立され、県産ブランドとして全国的な販路拡大が見込まれる品目を戦略品目として位置づけております。戦略品目の拠点産地として認定後は、技術指導や各種事業の導入のほか、制度資金の対象となる等積極的な支援を行っております。

県としましては、高品質で安全・安心な農林水産物を定時・定量・定品質で供給する拠点産地の形成を図り、おきなわブランドの確立に努めてまいります。

次に同じく(3)、拠点産地認定後の農林水産物の販路拡大についてお答えいたします。

県では、県産農林水産物の流通・販売に係る各種施策により、県外及び国外への販路拡大を推進しております。具体的な取り組みとしては、１、県外量販店・飲食店での沖縄フェアやバイヤー招聘等のプロモーション活動、２、香港や台湾を初めとするアジア市場でのテストマーケティングや商談会の実施などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き、市町村、ＪＡなどの関係機関と連携し、県産農林水産物の販路拡大を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　それでは、次呂久議員の御質問３、新県立八重山病院についての中の、新県立八重山病院整備事業の進捗状況についての御質問にお答えします。

新県立八重山病院整備事業については、５月末現在、工事の進捗率が98.8％で、１階から５階までの内外装の仕上げ工事と外構工事を実施しております。新県立八重山病院の竣工日は、今月28日を予定しており、開院日は、ことし10月１日としております。

病院事業局としましては、引き続き工事の進捗管理に努めてまいります。

次に３(2)、新県立八重山病院の敷地内保険薬局についての御質問にお答えします。３の(2)、３の(3)のイ、３の(6)のア、３の(7)は関連しますので一括してお答えいたします。

ことし10月１日に開院する新県立八重山病院については、その建設する場所に隣接する地域において、石垣市が土地区画整理事業を実施する予定となっており、当該地域に保険薬局を開設できる時期が早くても平成34年度以降となる見込みとなっております。そのため、地元の関係団体等と意見交換を行ったところ、患者の利便性に配慮して敷地内保険薬局を設置してほしいと多数の意見がありました。病院事業局としては、意見交換等を踏まえ、新八重山病院に隣接する地域に保険薬局が開設されるまでの間、八重山地域の実情や患者の利便性に配慮する観点から、同病院の敷地内に保険薬局の設置を認める方向で手続を進めてまいります。保険薬局の設置に係る手続については、県立八重山病院において、公募の手続、行政財産の使用の許可手続を行った後、保険薬局事業者において、設置工事、保健所の許可手続、厚生労働省の指定手続が必要となります。

病院事業局としましては、可能な限り早い時期に保険薬局を開設し、患者の利便性を確保できるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、新県立八重山病院についての御質問の中の(4)、面分業薬局と点分業薬局の違い及びかかりつけ薬局の課題についてお答えします。

面分業薬局は、さまざまな医療機関から処方箋を受け付ける薬局で、メリットは、患者の服薬情報の一元的・継続的管理が可能となり、薬物療法の安全性・有効性の向上、医療費の適正化などが考えられます。また、デメリットとしましては、特殊な医薬品等については、受け取りまでの時間がかかることなどが挙げられます。他方、点分業薬局は、特定の医療機関から処方箋を受け付ける門前薬局のことで、メリットは、特殊な医薬品についても薬局に在庫が有ること、デメリットは、多剤・重複投薬の問題、医療費の増加などが考えられます。また、かかりつけ薬局の課題としましては、医療機関などとの連携体制の構築や県民への周知が進んでいないことなどがあると考えております。

次に(5)の保険薬局に対する規制緩和についての御質問にお答えします。

厚生労働省は、患者のための薬局ビジョンにおいて、患者が地域のかかりつけ薬局で薬を受け取ることにより、多剤・重複投薬の防止及び残薬解消が可能となり、薬物療法の安全性・有効性が向上し医療費の適正化にもつながるとしております。

本県としましても、薬物療法の安全性・有効性の向上及び医療費の適正化を図る観点から、患者のための薬局ビジョンの実現に向け、かかりつけ薬局の機能強化のための取り組みを進めていきたいと考えております。

次に(6)のイ、八重山地域の薬剤師数についての御質問にお答えします。

平成28年12月31日時点の八重山医療圏における薬剤師数は、60名となっており、その内訳は、薬局が42名、医療施設が16名、衛生行政が１名、無職１名となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　３、新県立八重山病院に関する御質問のうち(8)、病院出入り口前道路の信号機設置に関する進捗状況についてお答えをいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況のほか、他の対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断しております。

御質問の箇所につきましても、地元住民からの御要望があることは承知をしておりますが、他の要望箇所と同様、先ほど申し上げたような観点から、信号機の設置の必要性について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　3、新県立八重山病院についての(9)、旧石垣空港跡地への防災拠点大型ヘリポート建設についてお答えします。

現在の石垣市ヘリポートは、海上保安本部ヘリコプター等による石垣島を拠点とした先島地域の救急搬送体制を確立するため、国庫による基金を活用した平成25年度事業として、県から石垣市へ交付した補助金により整備されています。

県としては、防災危機管理の観点から、石垣市と第11管区海上保安本部、県立八重山病院等関係機関との意見調整を図り、救急搬送体制維持に必要なヘリポート整備が円滑に行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　再質問を行います。

まず離島振興についてなんですけれども、平成14年度に第一航空に対しまして、国と県が機体購入費約19億6000万円補助している件で、去る３月９日の総務企画委員会で、県内の離島航空路に使用しない場合、機体の残存価格に応じて返還を求める措置が必要になると県のほうから説明があったんですけれども、この場合、今回どのような措置になるのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

さきに御説明申し上げたとおり、使われなければ返還ということになるわけですが、そのような状況にできるだけならないように、この機材を活用して業務サービスが開始できるような方法を今鋭意検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ちなみに、この機体購入費約19億6000万補助というのは、この機体というのは１機でしょうか、２機でしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　購入機数は２機でありまして、購入価格は、正確には22億円、県補助このうち５億円でございます。１機当たり11億円ということでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　次に、この離島住民等交通コスト負担軽減で、これ要望なんですけれども、やはり石垣―那覇間、この７月からピーク期に入ります。これまでは、この補助で当日乗っても片道１万1050円、これが6350円の補助がなくなって、片道１万7400円になるわけです。往復で３万4800円。これやはり私たち離島に住む住民にとっては、とても大きな負担となりますので、先ほど答弁の中でもあったんですけれども、今後この事業の政策目的も含めて、またこの適用条件の見直しも含めてということで、どうしたら継続できるかというのをやはり行政のほうでもしっかりと考えて取り組んでいただきたいと。またあわせて、石垣市、竹富町、与那国町の行政ともしっかりと連携していただきたいなというふうに思います。

５番目に、離島の港内の木製・プラスチック製のパレット滞留の件なんですけれども、知事、副知事とあと担当の上原土建部長のほうには渡してあるんですけれども、これ本当にこういう現状で、各離島の港、物すごく木製パレットというのがそのまま放置されているんですね。（資料を掲示）　これは、実はこの中央卸売市場の市場内で、同じようにこういう木製パレットの滞留があったと。これは、これまで経緯はそれぞれあったと思うんですけれども、やはり県もしっかり入って、この産廃、廃棄物のこの意識啓発の取り組みとか、またこの市場関係者との意見交換等を実施して、今この現在約３万枚、600トン程度のリサイクル不可能な木製パレットを緊急的に処分する費用というのを負担して処分するというふうなことをお聞きしているんですけれども、各離島においても、私は費用は全部行政側が出すということは、それはもちろんないと思っています。ただしっかり、この中央卸売市場のように、行政もそしてまたそこに住んでいる住民の皆さんも、そしてこの事業者、また生産者、畜産生産者とか、そういう方たちもきちっとどういうふうにしていくかというのを話し合う協議の場というのは必要だと思うんですね。これについて、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

荷役パレットの権利としましては、基本的に船会社、船社と荷主の双方に帰属するものだというふうに考えております。現在の状況は、確かに港湾機能の妨げにもなりますので、早急に改善が必要であるというふうに考えております。中央卸売市場の例も承知しておりますので、費用負担につきまして、しっかりと話し合いをしながら、継続して解決できるように話し合いの場を持ちながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　観光立県掲げている我が沖縄県で

すので、ぜひこの港を、島の入り口ですのでしっかりと、景観も含めてやはりありますので、ぜひ対応のほう急いでお願いしたいと思います。

次に、新県立八重山病院についてなんですけれども、６月20日からこの敷地内薬局の公募型プロポーザルのことについて掲載されているんですけれども、この参加要件とか整備の条件、また運営等について、もう少しちょっと具体的に内容のほうを説明していただけますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先日、敷地内薬局の業者に関して、八重山病院から発表があったと思います。

事業局としては、基本的に入札といいますか、公募に関しては、基本的には貸し付け等になりますので５年以内の開院であることがまず一つの条件でございます。

それから公募になりますが、基本的には県内の企業、あるいは県外の企業も含めてとなりますが、しかしながら、沖縄県に薬局とか事業所がある実績のある会社といいますか、企業になると思います。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　先ほどこの新病院開院が10月１日ということだったんですけれども、この敷地内薬局の開設、この10月１日に間に合うのか。今現在公募しているんですけれども、応募等がない場合、また開設が間に合わない場合というようなときの対応というのはどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　先ほど申しましたように、薬局に関しては、まだ公募の状況でございます。開院は10月１日でありますが、現在、これまでいろんな委員会とか要望者など、その敷地内薬局に関しては、どういうふうにしたほうがよいか、いろいろディスカッションがございました。それによりまして、多少薬局のオープンに関してはおくれているのが事実でございます。公募、それから業者の選定、それから工事というふうになります。今病院の関係者の話によりますと、恐らく11月１日ごろではないかなと。少なくとも一月程度はおくれるのではないかというふうな予想をしています。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　特に、離島からの患者さん、離島ターミナルのほうからこの新病院まで、恐らくタクシーか、また公共交通、路線バスを使っていくと思うんですけれども。その場合のやはり費用負担、大体どれくらいかかるとか、距離とか、あとまた最寄りのバスどれぐらいあるとかというのは把握しておりますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　八重山は離島が多くて、多くの方が石垣港のターミナルから来られることがございます。現在の八重山病院の距離は約２キロメートルなんですが、新八重山病院に関しては3.8キロ離れております。したがいまして、離島からの患者さんは、バスあるいはタクシーというふうな交通手段で来られるということになると思いますが、バス料金に関しては、片道およそ180円、それからタクシーに関しては、片道910円ぐらいではないかというふうに見られています。

石垣港から一番近いかかりつけ薬局というのは400メートルもありますので、どうしてもそういった交通手段を用いて病院に来られると。そういう意味においては、敷地内に薬局を開設する、周辺の区画整理ができるまでは一時的にではありますが、開設することが八重山の県民の利便性にとっては大変よいのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今局長がおっしゃったように、距離のほうもやはり遠くなっているわけなんです。交通弱者、また高齢者、傷病者も含めてなんですけれども、やはり患者の利便性が一番じゃないかなというふうに思っております。今回、地域のこういう関係団体のほうとも意見交換されたということなんですけれども、この患者の利便性を高めるという観点、そしてこの周辺の土地区画整理の状況、そしてやはり何といっても地元の声。一番に患者の利便性が大切であり、期間限定で設置することについてはいたし方がないと。これは八重山病院を初め、八重山保健所、石垣市、そして八重山地区薬剤師会、八重山の医療を守る郡民の会といった地元の関係団体が要望して、この敷地内薬局については理解できるというふうに言っているわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、ヘリポートの件についてなんですけれども、現在の離島患者搬送業務の体制と状況についてどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　ヘリポートの利用についてお答えします。

八重山は御存じのように、洋上とか離島からの緊急の患者さんが来ますけれども、基本的にはもし要請が

あった場合には、八重山病院の医師が今の石垣空港まで行って海上保安庁のヘリで現地まで行って、現在の消防署の近くにある、新八重山病院の近くにあるヘリポートに着陸して患者さんを病院に運ぶと、そういうふうな格好になっております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この八重山病院、やはり八重山圏域の医療のかなめなんです。今新石垣空港に行って、そこからヘリが出て、今また消防のところにおりてということで、病院に搬送する。これが今のうちにしっかりと用地確保しなければ、この病院の近くに用地確保しないと、やはり区画事業で新しい高い建物がどんどん建ってくると。そこにヘリが着陸できないという状況が出てくるんですね。ですので、今のうちにしっかりと石垣市、また与那国町、竹富町といった自治体とも協議をして、この災害防災の観点からも、大型ヘリがおりられるようなヘリポート建設をぜひ協議していただきたいなと思うんですけれども、今後取り組みとして再度ちょっと見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましては、防災危機管理の観点から、石垣市、そして第11管区海上保安本部、県立八重山病院など関係機関との意見調整を図り、救急搬送体制維持に必要なヘリポートの整備が円滑に行えるよう支援していきたいと思っています。また、国が平成29年３月に、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインの中で、都道府県に対しまして、広域防災拠点確保の必要性を提言しております。広域防災拠点は、ヘリコプターを含め、大規模な支援部隊の集結場所、そして支援物資の集積場所となるほか、災害医療活動の拠点となるなど、被災地の近くで支援を行うための防災拠点となります。

県では、海抜の高さや交通アクセスに優位性のある県内運動公園数カ所を候補地として、現在所在市町村と協定締結に向け調整中であり、引き続き広域防災拠点確保を目指して作業を進めてまいります。大型ヘリポートにつきましては、広域防災拠点の中で適切な施設を確保していきたいと考えております。

○次呂久　成崇君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　皆さん、こんにちは。

会派おきなわの上原であります。

一般質問を通告に従って行います。

１、沖縄戦没者遺骨収集について。

太平洋戦争末期、沖縄に上陸した米軍と日本軍との組織的な戦争が終結した慰霊の日に、ことしも最後の激戦地となった糸満市の平和祈念公園で沖縄全戦没者追悼式が開かれました。私も遺族行進団の一人として参加させていただきました。改めてこの場をおかりいたしまして戦場に倒れたみたま、戦禍に遭われて亡くなられたみたまに対し、謹んで哀悼の誠をささげます。

さて、沖縄戦は日本軍が本土防衛の時間稼ぎのため、持久戦を展開し、日米の軍人と民間人約20万人が犠牲になりました。嵐のような砲爆撃や住民の集団自決など、ありったけの地獄を集めたと表現された沖縄戦の惨劇を教訓に、不戦の誓いと恒久平和のため努力し続けなければなりません。

さて、沖縄戦は終わっていないとの声をよく耳にします。それはいまだに不発弾の脅威により県民の生活が脅かされていること、また戦没者の遺骨収集が終わっていないことに起因するものと考えます。そのような中、平成28年に戦没者遺骨収集推進法が制定されました。この機を逃すことなく、沖縄戦で命を落とし、いまだ土の中にある御遺骨をいち早く収骨することが必要であります。

その点を踏まえて質問をいたします。

(1)、本県の遺骨収集に係る情報集積及び国との情報の連携について。

(2)、県の持つ情報を国に提供して、実際の遺骨収集までの過程はどのようになっているのか。

(3)、遺骨収集実施に向けた優先順位の設定基準はどうあるか伺います。

２、泊魚市場移転の進捗状況について。

(1)、県は生産市場を糸満漁港、消費市場として泊地区漁港との考え方とします。泊地区漁業団体との合意に向けた協議が進められているとのことですが、その状況について伺います。

(2)、泊市場・漁港の整備についての取り組みと今後のスケジュールについて伺います。

(3)、高度衛生管理型荷さばき施設などと漁港漁場整備計画との整合性確保について、２月定例会代表質問で答弁をいただきました。高度な衛生管理に対応した施設の一体的整備による市場、流通機能の強化を図るという目標と合致するとしています。

そこで伺います。

ア、高度衛生管理型荷さばき施設整備の今年度の事業の取り組みについて伺います。

イ、生産市場整備計画のスケジュールについて伺います。

実は昨日糸満市議会本会議が最終日でありまして、意見書が県知事、県議会宛てに出されております。これは糸満市新市場の整備に係る予算措置と早期実現の意見書であります。ぜひ県議会を初め県知事とも、そしてきょう答弁をいただく農林水産部長におかれましては、ぜひ供用開始の年度の答弁があれば幸いだと思っております。

３、モノレール延伸プロポーザルについて。

県企画部は、総合交通体系基本計画に係る検討業務に、沖縄都市モノレールの延伸等に向けての公募型プロポーザル手続を開始したとあるが、そこでお伺いをします。

(1)、沖縄都市モノレール（ゆいレール）から延伸等の可能性調査の公募型プロポーザルでの５案程度のルート企画提案受け付けとなっているが、起点はどの駅からどこの位置までを想定されたルートになっているのか伺います。

(2)、モノレールは道路空間を利用したシステムであるが、これから新しい道路を建設することも含めた５案程度のルートと理解してよいか。

(3)、既存の空港から首里駅間での積み残し問題の対応についても十分対応できていない中で、浦西駅までを来年度供用開始した場合の新たな積み残し問題が生じる可能性がある。運用システムの対応・改善についてどのように考えているのか伺います。

４、パーキングパーミット制度の導入について。

(1)、障害者等用駐車場を難病患者、妊婦の方が気兼ねなく利用できるようにするため、障害者等用駐車場への難病者等の利用制度導入について、平成29年２月定例会・私の代表質問、平成29年６月定例会・我が会派の新垣光栄議員の代表質問に対し、当時の金城弘昌子ども生活福祉部長は、県として「市町村や関係機関等と連携を図りながら、本制度の導入に向け取り組んでまいります。」と答弁しておりますが､その後の県としての取り組み状況、進展状況はどのようになっているか伺います。

５、水資源の活用と保全について。

沖縄渇水対策連絡協議会が節水喚起として2009年以来９年ぶりに開かれ、県民に節水の呼びかけを始めた。雨待ち、ダムに依存する県の水事情の施策で観光立県をうたう沖縄県として雨水等、多様な水資源の活用保全対策に取り組む中長期的な計画が重要と思っておりますが、そこで伺います。

(1)、再生水の利活用の状況と今後の取り組みについて。

(2)、観光振興策の中に過去取り組まれたとする中水道に対する県の考え方について伺います。

以上質問を終わり、質問席より再質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原正次議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄戦没者遺骨収集についてに関する御質問の中の１の(1)、遺骨収集に係る情報集積及び国との連携についてお答えをいたします。

沖縄県はさきの大戦において、一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦の場となり、二十数万人余のとうとい命を失いました。戦後73年の月日が流れましたが、今なおその傷跡は癒えることがありません。いまだ収骨がかなっていない戦没者の遺骨収集については、国の責任において行われるものでありますが、沖縄県としましては、戦没者遺骨に関する情報の一元化を図り、国と連携して、遺骨収集の加速化に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、沖縄戦没者遺骨収集についての(2)と(3)、遺骨収集までの過程及び優先順位についてお答えいたします。１の(2)と１の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

戦没者の遺骨収集について県は、戦争体験者、地域住民等の証言や市町村史等の史実に基づき、確度の高い未収骨情報が得られた場合には国に情報提供等を行っているところです。その情報を踏まえ、埋没壕等の重機等を使用する必要のある遺骨収集については国が、地表部分で見つかった遺骨収集については、国の委託を受け県が行っているところであります。

次に４の(1)、パーキングパーミット制度の導入についてお答えします。

県では、パーキングパーミット制度の導入について、平成29年10月に障害当事者団体との意見交換を行ったところであります。また、国においては、パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会における協議結果の取りまとめを行っているところであります。

県としましては、国の施策動向を注視するとともに、引き続き市町村及び障害当事者団体等関係機関と連携しながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、泊魚市場移転の進捗状況についての御質問の中の(1)、漁業団体との協議状況についてお答えいたします。

県では、糸満漁港における新市場の整備に向けて、関係団体との協議を重ねているところであります。計画を推進するためには、関係者の合意形成を図る必要がありますが、泊の生産団体の合意が得られていない状況にあります。そのため、平成30年２月５日及び５月14日に泊漁港再開発推進委員会と泊漁港及び泊魚市場の再整備について意見交換会を開催いたしました。

県としましては、引き続き、泊漁港再開発推進委員会等と意見交換を継続しながら、合意形成に努めてまいります。

次に同じく(2)、泊漁港再整備に向けた状況についてお答えいたします。

県は、泊の生産団体等で構成される泊漁港再開発推進委員会から、平成29年11月16日付で泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情書を受けております。この陳情に関し県は、30年２月５日及び５月14日に泊漁港再開発推進委員会との意見交換会を開催し、陳情内容について、相手方の趣旨を伺うとともに、県の考えについて説明してきたところです。

県としましては、泊漁港及び糸満漁港の機能分担を行うことにより、共存共栄が図られるものと考えております。今後とも、泊漁港における魅力ある消費地市場の整備、また糸満漁港における産地市場の整備に向け、関係団体との協議を継続してまいります。

次に同じく(3)のア、新市場整備に向けた取り組みについてお答えいたします。２の(3)アと２の(3)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけております。そのため、今年度は行政と市場関係団体及び有識者で構成するワーキングチームにおいて、高度衛生管理型荷さばき施設や市場関連施設の整備に向けた検討を進める計画であります。

県としましては、糸満漁港における新市場整備の事業化に向け、関係団体との協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制を早期に確立するとともに、水産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、モノレール延伸プロポーザルについての(1)と(2)、延伸等可能性調査におけるルートについての御質問、３の(1)と(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県民の自動車保有台数の増加や入域観光客数の急激な増加等、本県の陸上交通を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、今後、さらなる交通渋滞等の発生も予想されます。このため、県としては、多様な交通手段について幅広く検討を行う必要があると考えており、都市交通であるゆいレールの延伸の可能性等についても、今年度から調査してまいりたいと考えております。この調査は、延伸の可能性のある方面及び延伸する場合の課題等の把握を目的としており、人口分布や道路交通量、用地確保等を踏まえ、複数のルート案を用いて幅広い視点で検討してまいります。

次に５、水資源の活用と保全についての(2)のイ、中水道に対する県の考え方についてお答えいたします。

沖縄県では、平成23年に改定した沖縄県水資源有効利用推進方針において、雨水、再生水等の中水道の有効利用の推進を図ることとしております。具体的な取り組みといたしましては、雨水利用の方法、雨水利用の事例等を紹介したリーフレットや手引書を作成し、市町村及び県民等に対する情報提供を行うとともに、県ホームページにおいて、雨水利用による経費削減効果を掲載し、雨水利用の促進を図っております。今後とも、雨水の利活用を推進し、水資源の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、モノレール延伸プロポーザルについての御質問の中の(3)、モノレールの混雑対策についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社においては、乗客の混雑対策として増便によるダイヤ改正を行っております。今後も需要に合わせて輸送力強化に取り組むとのことであります。また、県においてはモノレール需要予測調査を予定しており、これをもとに同株式会社と連携して輸送力強化について検討していきたいと考えております。

次に５、水資源の活用と保全についての御質問の中の(1)、再生水利活用の状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

県では、那覇市と協同で再生水供給事業を実施して

おり、那覇新都心地区や那覇空港周辺地区などの商業施設や公共施設に再生水を供給しております。平成29年度末における供給施設数は62施設、１日の平均供給量は1059立方メートルで、計画供給量の約78％となっております。今後の取り組みについては、関係機関との情報交換を通して、新たな供給先の利用促進を図りたいと考えております。

同じく５の(2)のア、中水道としての再生水の活用についてお答えいたします。

中水道の１つである再生水は、都市部に安定して存在する下水処理水を高度処理し、新たな水資源として観光施設や大型商業施設のトイレ用水などに利用されております。今後とも再生水の安定的供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　答弁ありがとうございました。

順次、再質問をさせていただきます。

まず１番、先ほど知事からも答弁いただきました。(1)、(2)、(3)の答弁をいただきました。遺骨収集に関してなかなか進まない状況があるというマスコミ等を含めて、周りからもいろんなお話を聞いております。そういった状況で今回取り上げた次第なんですけれども、2016年４月に施行された戦没者遺骨収集推進法とはどのようなものと理解しておりますか。御答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平成28年４月に施行されました戦没者遺骨収集推進法は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的としてつくられております。戦没者遺骨収集の推進に関して国の責務を明確にするとともに、戦没者遺骨収集に関し基本となる事項等が定められていると認識しております。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　部長ありがとうございます。

法制化されたのはすごく大きなことなんですけれども、今部長からの答弁で国の責務として位置づけたというお話がなかったんですけれども、その部分が一番推進法において大事ではないのかなと思っておりますが、部長として、国の責務の位置づけという部分に関しての部長の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　戦没者遺骨収集につきましては、厚生労働省の設置の法律においても国の責務とされているところではございますが、今回のこの推進法におきましても国の責務が明確にされたということで理解しております。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　ありがとうございます。

続きまして、推進法では数年にわたり集中的に遺骨収集を行うとされておりますが、具体的にその期間があると思っておりますので、それに関して答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回の制定されました法律では、集中実施期間として平成28年度から36年度までの９年間を集中的に取り組む期間と定めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　平成28年度から36年度ですね、わかりました。

県の遺骨収集の取り組みの県で実施した施策について、その進捗等を確認する平成28年度総括表を見ました。その中で戦後処理問題の解決、沖縄戦戦没者の遺骨収集に関する成果指標に毎年県の目標として100柱程度と記載されておりますが、平成28年度の実績として22柱なんですね。29年度がまだ私把握していないんですけれども、29年度の遺骨収集の数を教えてください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　戦没者の遺骨収集数につきましては、平成28年が29柱、29年が９柱というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　28年度が29柱で、平成29年度、昨年度がほんの９柱なんですね。ちょっとびっくりしておりますけれども、なぜこれが県の指標目標としている100柱としているんですけれども、進まない状況はどういった要因がありますか。答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　戦後70年以上が経過しているということも大きな要因でございますが、戦争体験者など関係者の高齢化が進む中で、未収骨情報がなかなか得られにくくなっているという状況もございます。

また県としましては、そういう中であっても、一柱でも多くの戦没者遺骨収集ができるようにということで、遺骨収集情報センターへの未収骨情報の一元化なども図っているところでございます。ボランティアなどへの活動支援も行っているところでございまして、

努力はしているというところを御理解いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　未収骨情報等も情報を拾っていくというお話なんですけれども、今質問しますのがちょっと個別事案になりますが、平成27年の新聞の連載記事「消えた家族」、副題が「激戦地・糸満の傷痕」で、糸満市の山城壕の状況を示す記事があります。一部ありますので読ませていただきます。「本島南部の地上戦が激しくなる1945年の梅雨時。米軍の砲弾が直撃して落盤し、入り口をふさがれた壕の中からは、助けを求める悲痛な声が漏れていたという。」、「区民の話では、戸主の男性は防衛隊に召集され戦死。妻や幼子ら６人が山城壕で生き埋めになったようだ。唯一、無事だった娘は落盤時にたまたま壕の外にいて、80代半ばの今は本島中部で暮らす。」、国は少なくとも1975年に20日、76年に10日ほどの遺骨収集を実施した。周辺は土質がやわらかいために作業の支柱が沈下し、２次災害の危険性などを考慮し作業を断念した。その際、大腿骨と骨片が発見され壕に人がいたという証拠を裏づけた。

これ、一部読ませていただきました。この記事にありますように、国も遺骨収集の必要性を認めた事実がありますが、実際現場も入っているんですね。そのときの資料も私、預かっております。現場も確認いたしました。その1975年からもう40年以上たって、まだ遺骨が埋まっている状況で、当時の重機械と比べて技術、いろんなことを考えたら今の状況はどうしても県として国にしっかりそのような状況を今遺族のおばあちゃんが生きているうちにどうにか家族にこの遺骨を返してやりたいという、その思いが地域の方もありますし、その状況に関して県はどのような考えを持っておりますか。それとまた、国とこの情報に関して協議をなさったことがありますか、お伺いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃる山城壕につきましては、以前に国も遺骨の収集のために手がけたこともあるようですけれども、落盤等の危険性があるということで途中で中止になっている状況がございました。しかしながら、やはり一柱でも多く収集しなければならないということもございまして、県としましては、ことし５月に山城壕の現地確認を行って今の状況を国に報告を行っているところでございます。

県としましても、できるだけ収骨をして、御遺族のもとにお返ししたいというのが考えではございますので、国と連携して国に報告したところでございますので、この後の対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　県が調査をして国に情報を提供したということですね、ありがとうございます。２月定例会の委員会の中でもこのお話はさせていただきました。平和援護課の処理方針の中にも遺骨の確実性のある情報に対してはしっかり取り組んでいるという処理方針もうたっていますので、ぜひおばあちゃんが生きている間に国も集中的にやるという推進法、これは国の責務としてやるという推進法をうたっていますので、ぜひ早目に国との協議を進めていただきたいと思っております。

次に、改めてまた国によるＤＮＡ鑑定の集団申請の呼びかけに取り込む沖縄戦遺骨収集ボランティア・ガマフヤーの具志堅代表は、ＤＮＡ鑑定を十分な実施体制に整えてほしいとする陳情を求めたとあります。県の取り組み方についてお伺いをいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定につきましては、平成15年度より国によって実施されているところでございます。平成29年７月から国は、県内10地域で見つかった遺骨のＤＮＡ鑑定について受け付けを開始しているところでございます。

県としましては、県内の広報活動とそれから県内在住の方からの申請を受け付け、国に進達を行っているところでございまして、平成30年５月末現在で148件を進達いたしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　２日ほど前になりますか、ＮＨＫのテレビ放送をたまたま見る機会がありまして、これも戦争当時に自分のお兄さんを亡くしたということで、私が生きている間にＤＮＡ鑑定をと90になる高齢者のおばあちゃんのお話も実際にありました。国の責務としてやると言っておりながら、なかなか厚生労働省はこういった実際予算とかが全然足りない状況があったり、沖縄戦の遺骨はＤＮＡ鑑定の結果が出るまで何度も何度もやっていくようなことをしないと結果が出ないという状況がある、相当難しい状況があると聞いております。この大学においても年間400件くらいのあと残しになっている状況があって、年間六十、七十ぐらいしかできないということがあって、大学の先生のほうが申しわけないと言っていることがありましたけれども、これは国のほうがしっかりこのような対応をしておけば、まだまだ遺骨のＤＮＡ鑑定が進むと

思っております。アメリカ、韓国においてもしっかりとした形で人員確保してＤＮＡ鑑定をやっているというお話がありますので、県もぜひ今ガマフヤーの具志堅代表がこういった要請を国に行っておりますので、しっかり県も連携をとって取り組んでいただきたいと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

所見を述べます。

６月23日の沖縄全戦没者追悼式は、国策で犠牲となられた全てのみたまを慰霊し、感動的な鎮魂の式典でした。沖縄県遺族会会長は、新基地は許さないと述べ、大きな拍手が起きました。知事の平和宣言と平和の詩「生きる」の作者、中学３年生の発表後にも万雷の拍手が起こりました。戦力という愚かな力で得られる平和などないとも述べました。中学生に、しっかりと平和の心が引き継がれていることに、多くの県民は未来への希望を感じたことでしょう。戦争の犠牲に対し、遺族として、県民として、今の時代、今をどう生きるのか、このテーマに進むべき道を示したすばらしい追悼式でした。

知事が力強く読み上げた平和宣言の内容と同時に、知事が職務に頑張る姿は、多くの県民に勇気と希望を与えたと思います。翁長知事の平和宣言と安倍総理大臣の挨拶に大きな違いがありました。米朝首脳会談に触れた知事と、触れなかった総理のことです。知事は、平和の激動を捉え、万国津梁の精神に立って、アジアの国々と平和的共存共栄に活路を見出し、アジアの発展と世界の平和実現で国際社会に貢献すると宣言しました。平和の激動は、核実験場やミサイル発射場を廃棄した北朝鮮、韓国・ロシアの首脳会談では、朝鮮半島縦断鉄道とシベリア鉄道の連結や、ロシアから朝鮮半島を縦断する天然ガスのパイプライン敷設を協力するなどの内容で共同声明が発表されました。北東アジアの５カ国が平和構築と経済協力が前進しているときに、平和の新しい波に乗り切れない安倍政権の外交破綻は明らかです。安倍総理は、20年以上前に決めた辺野古新基地建設を宣言しました。どこまでも半端ない思考停止と、永久的に基地との共存を県民に押しつける、みたまの不安を高める軍事基地強化政策に県民の怒りは高まるばかりです。「「辺野古に新基地を造らせない」という私の決意は県民とともにあり、これからもみじんも揺らぐことはありません」と宣言した知事。未来を担う子や孫のために、平和で誇りある豊かな沖縄を築く知事の決意に多くの県民は応えてくれることを確信しています。

私も平和宣言の精神に立ち、県民とともに進む決意を述べ、質問に入ります。

質問１、好調な県経済を県民所得向上、正規雇用拡大など質の改善につなげる立場から質問します。

入域観光客が世界的な観光地、ハワイを超えたことが注目を集めました。観光客の満足度が高く、リピーターも多い沖縄観光ですが、滞在日数をふやし、観光産業で働く労働者の雇用環境の改善など課題の解決も進める必要があると考えます。

(1)、今年度の経済見通し及び入域観光客誘客数の目標（国内・海外）とその目標を達成するための取り組みを伺います。

(2)、教育旅行推進化事業に取り組み、2016年度から17年度にかけ、順調に海外からの教育旅行がふえていると報道されましたが、学生のうちに沖縄に来て、県内の学校との交流を契機として継続的に沖縄を訪れることにつながるだけに期待して注目しています。海外からの修学旅行受け入れの実績と課題、今後の取り組みを伺います。

(3)、沖縄空手振興ビジョンロードマップの策定の取り組み及び沖縄空手国際大会について準備状況を伺います。

(4)、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの役割、期待される効果や目標を伺います。

(5)、５年前との比較で、企業誘致や雇用者数、雇用環境の推移を伺います。

(6)、少人数学級に伴う教師の増員、保育所や学童保育所増設、特養など福祉施設整備などに伴う雇用拡大など日本共産党県議団は求めてきました。沖縄県の果たしてきた実績、今後の雇用拡大政策の方針を伺います。

(7)、沖縄は基地がなければ暮らしが成り立たないかのような基地押しつけのフェイク情報は看過できません。基地を返還して目覚ましく発展してきた那覇市金城や天久新都心、北谷町ハンビータウン、ライカムなど基地こそ沖縄経済発展の阻害要因であることを県民は実感しています。沖縄振興予算の推移と沖縄県民の納める国税徴収額の推移、直近では振興予算以上に国税を県民は納めているのではないか伺います。

質問２、中小業者の経営環境及び労働者の賃金向上

や雇用環境の改善を目指し、公契約条例制定を日本共産党県議団は求めてきました。全国的にも早い公契約条例の制定となったことを評価します。同時に、条例制定の目的を達成することが重要です。条例実施に向けた取り組み状況を伺います。

質問３、自立経済確立のため重要な農業分野の取り組みについて。

(1)、農林水産業の産出額の推移（平成23年から平成28年まで）を伺います。

(2)、農畜水産の技術開発の成果と課題を伺います。

(3)、技術研究や営農指導に伴う職員の増員が必要でないか伺います。

(4)、新規就農者の支援事業の成果及び農家の所得や平均年齢、労働力確保等の推移を伺います。

(5)、食料自給率の推移と目標接近へ、地産地消推進、６次産業育成など強化すべきと思いますがどうか伺います。

(6)、米国が脱退したＴＰＰ11は、食料・経済主権を放棄し国民生活全般に悪影響を及ぼします。国内の農業や地場産業、地域経済、消費者を守る関税を撤廃し、規制を緩和したらどうなるのか、影響ははかり知れません。国民の理解も進まない中、国民の合意なしに関連法案の強行は許されません。ＴＰＰ11の農業分野の合意内容及び沖縄県内での影響及び今後の対策を伺います。

質問４、戦後73年、県民の４人に１人の命が奪われた沖縄戦、戦後27年に及ぶ米軍施政下、統治下で虐げられた歴史を経て現在があります。今日の沖縄を築いてきた先人たちの努力を理解することが、誇りある豊かな沖縄を目指す21世紀ビジョン推進にとって、沖縄の歴史を学ぶことは、沖縄のアイデンティティー継承・発展にとっても重要と考え質問します。

(1)、戦後73年、復帰46年、復帰後世代の職員の比率、この間の推移を伺います。

(2)、昨年、県職員研修で、沖縄戦や苛酷な米軍統治下の時代を学び、次代に継承する取り組みを充実することを求めました。県職員の果たす役割が大きいとの観点で求めましたが、どのような取り組み状況か伺います。

(3)、慰霊の日を中心に、県内各地で慰霊祭やさまざまな取り組みが行われています。関係者の努力に感謝申し上げます。戦争体験者、証言ができる語り部も少なくなり、平和のとうとさへの認識を継承する意識的な努力が必要な時代になりました。教師に対する、沖縄戦を学び、児童生徒への継承を図る取り組みを伺います。

(4)、戦時避難壕など戦争遺跡保存及び活用状況を伺います。

質問５、大震災への備え、減災、危機管理について。

去る６月18日、大阪北部地震が起き、家屋や電気、水道、ガスなどライフラインが破壊され、多くの死傷者が出ています。登校中の小学生が学校のブロック塀倒壊でとうとい命が奪われてしまいました。被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。多大な被害をみずからに引き寄せ、県民の命と財産を守る対策に生かさなければなりません。

大規模震災の発生の危険性が専門家から警告されております。沖縄の活断層や大地震の際の影響調査や啓発、避難所運営などの計画、海外観光客や研修滞在者などへの周知の対応について現状と課題を伺います。

質問６、世界のウチナーンチュネットワーク構築について。

(1)、世界のウチナーンチュネットワークの継承・発展を目指す活動拠点、施設整備の仮称・検討委員会設置を提言してきましたが、検討状況を伺います。

(2)、拠点整備の必要性など、国際交流団体、移民や、しまくとぅば研究者、海外県人会からどのような意見が寄せられているのか伺います。

(3)、６月18日移民の日に、民間団体パンアメリカン連合会がイベントを長年実施しています。移民の歴史を学ぶこととネットワーク発展の機会でもあり、沖縄県の主体的取り組みが必要と思うがどうか伺います。

質問７、国会の会期延長が強行されました。刑法で禁じる賭博を合法化するカジノ法案を成立させるための会期延長は許せません。国民の７割は反対しています。ギャンブル依存症の疑いのある人が320万人とも言われている日本で、依存症や多重債務者を拡大することは必至です。そもそも人のお金を巻き上げて、人を不幸にする賭博に経済効果などあり得ません。日米首脳会談の日に、米国カジノ企業のトップ３人が同席し、カジノ面積が拡大され、貸し付けも可能になるなど、まさにアメリカカジノ企業によるカジノ企業のためのカジノ事業法案です。

(1)、人の不幸で収益を上げるのがカジノではないか。沖縄観光の魅力と相入れず有害ではないか。沖縄に持ち込むことは拒否すべきですが見解を伺います。

(2)、パチンコ・スロットや公営ギャンブルが県民生活へ悪影響を及ぼしています。ギャンブル依存症や多重債務との関連など実態を伺います。復帰時と現在のパチンコ店数、台数の比較、全国との比較を伺います。

８、米軍基地問題について。

(1)、高江ヘリ炎上の土壌を米軍が持ち去り保管しています。放射能測定など調査について現状を伺います。

(2)、オスプレイの噴射熱で火災発生の海外報道があります。高江など訓練の実態、自然環境への影響も調査し、訓練を中止させるべきではないか伺います。

(3)、高江着陸帯整備費総額、辺野古新基地建設費、左記事業の警備費等、予定価格と落札率を伺います。

(4)、米軍人・軍属の犯行による、損害賠償請求件数や支払い状況及び日米負担額など地位協定上の問題、アメリカ政府が支払わずに、実質的には日本政府が負担しているのかどうか。うるま市女性殺害・損害賠償など、政治的配慮で事態が進展しているとも聞くが、米軍基地あるがゆえの事件・事故、犯罪被害者の沖縄県民に損害賠償を行うことは当然で、全ての被害者に等しく対応させるべきではないか。県民の人権、尊厳を守る立場から見解を伺います。

９、地域環境整備について。

(1)、県道11号線の拡幅工事の促進を求めてきましたが、進捗状況を伺います。

(2)、同上事業における根差部入り口の信号機設置の要請にどう対応するのか伺います。

(3)、豊見城市地内の急傾斜地崩壊対策事業の継続箇所の進捗状況を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えをいたします。

好調な県経済の見通し及び入域観光客数の目標と取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県の経済は、観光需要や個人消費の増大、一括交付金など各種施策の効果により、平成24年以来、22期連続で拡大しております。今年度の経済見通しについては、観光客のさらなる増加に加え、個人消費や民間設備投資が好調さを維持すると見込んでおり、県内総生産は引き続き拡大基調で推移するものと考えております。また、平成30年度の入域観光客数は、国内客700万人、外国客300万人の計1000万人を目標としており、その実現に向け、沖縄観光ブランドBe.Okinawaを積極的に発信するとともに、効果的な誘客プロモーションの展開や受け入れ体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、好調な県経済を県民所得向上、正規雇用拡大など質の改善につなげることについての御質問の中の(2)、海外からの修学旅行の受け入れ実績と課題及び取り組みについてにお答えいたします。

海外からの修学旅行は、近年の状況では、平成28年度に24団体662人が、平成29年度には39団体1565人と大幅に増加しております。一方､課題としましては、県内の学校との交流ニーズへの対応や海外における沖縄の修学旅行地としての認知度が低いことなどが挙げられます。そのため、県では、学校間交流のマッチングを行う窓口を沖縄観光コンベンションビューロー内に設置し、日程や交流内容の調整及び交流当日の同行などに対応しております。また、海外における教育旅行セミナーの開催や学校関係者の招聘ツアーなどを行い、沖縄の認知度向上に取り組んでいるところであります。

同じく１の(3)、沖縄空手振興ビジョンロードマップ（仮称）の策定及び沖縄空手国際大会についての御質問にお答えいたします。

ロードマップの策定については、前年度に引き続き、空手関係者を初めとする関係団体等で構成する委員会と、保存・継承、普及・啓発、振興・発展の各専門部会に、新たに次世代空手家による部会を加え、幅広い視点から検討することとしており、来年３月の策定に向けて、現在、委員会等の設置準備を進めているところであります。また、沖縄空手の将来にわたっての振興を図ること等を目的に、８月１日から第１回沖縄空手国際大会を開催いたします。大会には、50の国と地域から、競技大会に約1200人、空手セミナーに延べ約2300人の申し込みがあり、現在は、受け入れ体制の整備等、大会運営の最終確認を行っているところです。

次に６、世界のウチナーンチュネットワーク構築についての(1)と(2)は関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

活動拠点施設につきましては、これまで新聞紙上等で有識者からさまざまな意見が出ていることから、県では国際交流団体や有識者から聞き取りを行っているところです。そこで出た意見の中には、海外県系人が帰省時に県民と交流できる場所や移民の歴史を学べる資料館の設置を望む声がありました。しかしながら、いずれも常設の施設を新たに整備することは、財政面や費用対効果等の課題があることから、既存施設活用の可能性も含め慎重に検討すべきものと考えておりま

す。なお、交流団体等が現在具体的な要望書を提出する準備を進めていると聞いており、その際には、関係団体と意見交換を行い、さらに検討してまいりたいと考えております。

同じく６の(3)、移民の日に沖縄県が主体的に取り組むことについての御質問にお答えいたします。

国は、日系の第１回契約移民を乗せた笠戸丸がブラジルのサントス港に到着した日である６月18日を海外移住の日と定めています。県では、毎年６月18日の週に県庁１階の県民ホールにおいて、海外移民に関する啓発を図るためのパネル展を実施しております。また、毎年この日に、沖縄パンアメリカン連合会が主催する移民の日交流会には、県幹部が出席し、関係団体や県系子弟留学生等とともに、県系移民の歴史や功績等を再確認しております。

県としましては、今後ともパネル展示を継続して実施していくとともに、各学校への出前講座の実施などを通して、海外移住の日を含めた県系移民に関する啓発を行っていきたいと考えております。

次に７、カジノについての御質問の中の(1)、カジノ導入における県の見解についてにお答えいたします。

沖縄県では、統合リゾートの導入可能性について、これまで調査・研究を行った経緯がありますが、ギャンブル依存問題のみならず、青少年への悪影響や独自の歴史や文化、自然を初めとする本県の観光資源を損ねかねないこと等から総合的に判断した結果、本県への導入に関する検討は行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、好調な県経済を県民所得向上、正規雇用拡大など質の改善につなげることについての(4)、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの役割、効果及び目標についてにお答えいたします。

沖縄ＩＴイノベーション戦略センターは、先進的なテクノロジーやノウハウを収集し、本県の主要産業とＩＴとの連携による新事業創出やＩＴ活用人材の育成支援等の役割を担う産業支援機関です。今後は、同センターが司令塔となって、本県産業全体の生産性や国際競争力を高める効果を期待するとともに、県民所得の向上を目標として、官民一体となった事業活動を推進してまいります。

次に同じく１の(5)、５年前と比較した企業誘致や雇用者数等についてにお答えいたします。

県では、知事のトップセールス等による企業誘致や、各種産業振興施策の実施及び雇用対策等に取り組んでまいりました。主な取り組みに係る最新のデータと平成25年度を比較すると、誘致した製造業等は、国際物流特区那覇地区及びうるま地区への立地企業が84社となり29社の増加、誘致した情報通信関連産業は427社となり126社の増加、その結果、沖縄県全体の年平均の雇用者数は57万7000人となり４万5000人の増加、正規雇用者数は34万5000人となり２万8000人の増加となるなど、雇用環境は着実に改善されております。

次に２、公契約条例についての(1)、条例制定後の取り組みについてにお答えいたします。

公契約条例については、平成30年４月１日に沖縄県の契約に関する条例として施行したところです。今年度は、外部有識者で構成される沖縄県契約審議会の意見を聞きながら、基本理念に沿って県が取り組むべき具体的な施策を県の取り組み方針として取りまとめ、公表することとしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の好調な県経済を県民所得向上、正規雇用拡大など質の改善につなげることについての御質問の中の(6)のア、少人数学級に伴う教師の増員についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生から５年生までと中学校１年生で35人学級を実施しており、平成30年度からは、小学校６年生でも35人学級を実施しております。少人数学級の実施に伴う教員の増員数については、372人となっており、前年度から37人増加しております。また、平成30年度の本務教員数は、前年度から105人増加して7537人、教員定数に占める本務教員の割合は、84.8％を見込んでおります。

県教育委員会としては、引き続き全国平均の正規率の達成に努めてまいります。

次に、４の沖縄の歴史を学ぶことについての御質問の中の(3)、教師に対する取り組みについてお答えいたします。

戦後73年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。そのため県教育委員会では、平和学習に関する教材を提供するポータルサイトの開設や初任者研修において、戦跡めぐり等に加えて新たに研究授業を取り入れるなど、平和教育に関する研修の充実に努めております。研修に参加した初任者から

は、「暗いガマの中で命を落とした人の気持ちを伝えていく使命が教員にはあると実感した。」、「命の重さをひしひしと感じ、この想いを忘れずに平和教育を続けていこうと思った。」などの感想が報告されています。今後とも、児童生徒が沖縄戦の実相や教訓を正しく継承できるよう、教職員の資質向上を図り、平和教育のより一層の充実に努めてまいります。

次に同じく４の(4)、戦争遺跡の保存及び活用状況についての御質問にお答えいたします。

戦後73年が経過し、年々戦争体験者が減少する中、戦争遺跡の保存及び活用は、沖縄の歴史を学ぶ上で重要であると認識しております。戦争遺跡の保存方法としては、文化財への指定があり、現在、11の市町村において18カ所の戦争遺跡が指定を受けています。活用の事例としては、南風原町の沖縄陸軍病院南風原壕群や読谷村のチビチリガマなどで、平和ガイドによる解説を受けたり、壕の中で暗闇を追体験するなど、児童生徒や一般向けの平和教育が行われております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、好調な県経済を県民所得向上、正規雇用の拡大など質の改善につなげることについての御質問の中の(6)のイ、保育所等整備に伴う雇用の実績等についてお答えいたします。

保育士及び放課後児童支援員等については、平成27年度から28年度までの２年間の施設整備により、保育士約1900人、放課後児童支援員等約530人の雇用を図ったところであります。今後、保育士については、約1600人の雇用拡大を図るとともに、放課後児童支援員等についても雇用拡大を図ってまいります。介護職員等については、平成27年度から29年度までの３年間で、特別養護老人ホーム等の整備により、推計で約320人の雇用を図ったところであります。今後、平成32年度までの３年間の施設整備により、約750人の雇用を見込んでおり、引き続き雇用拡大を図ってまいります。

次に７、カジノについての御質問の中の(2)のア(ｲ)、多重債務の実態についてお答えいたします。

多重債務については、消費生活センター等で相談を受け付けております。平成28年度の相談件数は835件となっており、減少傾向にあります。多重債務に陥る要因はさまざまでありますので、パチンコ、スロットや公営ギャンブルが関連したかについては明確ではございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、好調な県経済を県民所得向上、正規雇用拡大など質の改善につなげることについての御質問の中の(7)、沖縄振興予算と国税徴収額の推移についてお答えします。

国税庁のホームページによりますと、沖縄国税局の徴収決定額は、平成26年度が3171億円、平成27年度が3508億円、平成28年度が3602億円となっております。沖縄振興予算の額は、平成26年度が3501億円、平成27年度が3340億円、平成28年度が3350億円となっております。

次に４、沖縄の歴史を学ぶことについての御質問の中の(1)、復帰後生まれの県職員の比率についてお答えします。

平成20年４月１日時点の復帰後に生まれた職員の割合は33.0％でしたが、５年後の平成25年４月１日時点では51.0％、平成30年４月１日現在では66.4％となっています。

同じく(2)、職員研修での沖縄戦等の継承についてお答えします。

沖縄県では、現在、新採用職員研修で本県の歴史と文化等に対する理解を含め、幅広い教養を培うとともに、郷土愛のある職員の育成に資する研修を実施しております。具体的には、平和祈念資料館学芸員による沖縄戦の講話と常設展示の視察により、沖縄戦以後の歴史を学んでおります。また、沖縄の歴史と文化及び基地問題の背景を学ぶ取り組みを行っているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、自立経済確立のため重要な農業分野の取り組みについての御質問の中の(1)、農林漁業産出額の推移についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。その結果、農業産出額は、平成23年の800億円から225億円増加し、28年は1025億円、林業産出額は11億円から４億円増加の15億円、漁業産出額は147億円から48億円増加の195億円となっております。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいりま

す。

同じく(2)、技術開発の成果と課題についてお答えいたします。

農林水産業の振興を図るためには、研究機関による技術開発が重要であります。最近の研究成果としましては、県全域を普及対象としたサトウキビ品種ＲＫ97-14、パイン新品種サンドルチェ、ニガウリ新品種てぃだみどりなどの品種開発、世界初のニガウリ全ゲノムの解読、わい性サヤインゲンの節間伸長処理栽培技術の確立、アグー豚の遺伝能力を評価するＤＮＡチップの開発、ヤイトハタの水なし輸送技術の開発などがあります。課題としましては、多様化する消費者ニーズに対応した品種開発や新規品目の導入、気候温暖化に対応した技術開発などがあり、これらの試験研究に取り組んでいるところであります。

次に同じく(3)、研究員と普及指導員の増員についてお答えいたします。

県の職員定数は、総務部所管の沖縄県定員管理基本方針などに基づき定められており、農林水産部の研究員は、平成26年度の125名から30年度は117名に、普及指導員は26年度の112名から30年度は105名となっております。なお、農林水産部の研究員等の配置については、事務事業の必要性などを考慮し、適切に行っております。

同じく(4)、新規就農者の支援事業の成果等についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名育成することを目標に、一括交付金等を活用した農業施設・機械等の整備及び資金の交付などの事業を実施しております。その結果、平成24年から29年までの６年間で2049人が新たに就農し、うち1274人が45歳未満の青年農業者となっております。農家所得につきましては、平成28年には243万円と増加しましたが、農業就業人口は、65歳以上の層が54％を占めており、今後も若年層の確保が必要な状況にあります。また、農業労働力の確保につきましては、アジア・太平洋地域から、これまでに延べ259名の技能実習生を受け入れております。

同じく(5)、地産地消推進と６次産業化の取り組みについてお答えいたします。

県では、地産地消を推進するため、沖縄県地産地消推進計画を策定し、関係機関と連携しながら各種事業を実施しております。具体的には、１、地産地消に取り組むホテル、飲食店等を「おきなわ食材の店」の店として登録・支援、２、ホームページにおいて島野菜の効能や効果、利用方法の情報発信などを実施しております。また、６次産業化の推進については、相談窓口となるサポートセンターの設置に加え、１、新商品開発や販路開拓等に対する助成、２、加工施設や直売施設等の整備に対する助成などを実施しております。

県としましては、引き続き、市町村・関係団体等と連携し、地産地消や６次産業化の推進に取り組んでまいります。

同じく(6)、ＴＰＰ11の影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ11の主な合意内容としては、牛肉、豚肉の関税削減や砂糖の高糖度の原料糖に限り関税を無税にするなどとなっております。これらの内容により、本県農林水産業に長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため、県では、平成29年度補正予算、30年度当初予算において、ＴＰＰ対策予算を措置したところです。また、国においては、総合的なＴＰＰ等関連政策大綱を改定し、糖価調整制度の拡充や肉用牛・豚の経営安定対策等に取り組むこととしております。

県としましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　５、大震災への備え、減災、危機管理についての御質問の中の(1)、大震災への備えの現状と課題についてお答えします。

県は、平成25年度に実施した沖縄県地震被害想定調査に基づき、本県の陸地部４断層及び周辺海域で発生するおそれがある20の想定地震を設定し、各地震の最大震度及び津波の被害想定について公表しております。避難所については、市町村地域防災計画の中で、避難所開設及び運営方法を確立しております。海外観光客等への対策については、県地域防災計画の中で、要配慮者対策計画を策定し、外国人への支援として、沖縄防災情報ポータル・ハイサイ！防災でーびるで４カ国語による災害情報の提供を行うほか、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携し、外国人への相談及び語学ボランティアの派遣等に取り組んでおります。

次に８、米軍基地問題についての御質問の中の(2)のア、オスプレイの訓練の実態調査と訓練中止についてお答えします。

先月報道のあった、オスプレイがイギリス・ウェールズ中部で訓練中に大規模な山火事が発生したことについては、情報収集に努めているところです。防衛省

の資料によると、オスプレイの排気により火災が発生する可能性は極めて低いとのことでありますが、過去に、北米でも火災が発生した事例もあり、県民の不安は一向に払拭されておりません。高江における訓練については、東村からの情報によると、オスプレイやヘリが訓練場上空の旋回や離発着訓練を行っているとのことであります。

オスプレイについては、建白書の精神に基づき、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

同じく８の(3)、高江及び辺野古の事業費についてお答えします。

高江及び辺野古の事業費について、沖縄防衛局に確認したところ、辺野古については、予算上の整理や事業が複数年度にまたがっているため、それぞれの事業で予算額をまとめておらず、回答は困難であるとのことです。高江分については、平成28年７月以降の事業費は平成29年８月31日までの金額として、工事費31億円、警備費63億円の合計94億円となっているとの回答がありました。なお、予定価格及び落札率については、沖縄防衛局のホームページにおいて公表されておりますが、個別の契約ごとに設定、公表されており、この場で全てをお答えすることは差し控えさせていただきます。

同じく８の(4)、米軍人・軍属の犯行による損害賠償請求件数等についてお答えします。

沖縄防衛局によると、平成24年度から平成28年度までの過去５カ年間における公務上の事件・事故に関する損害賠償請求件数は545件、支払い件数は514件、支払い額は約２億円で、米側のみが責任を有する場合は25％を日本側、75％を米側が負担し、日本側及び米側が責任を有する場合は、双方が50％ずつ負担しております。また、公務外の事件・事故に関する損害賠償請求件数は55件、支払い件数は53件、支払い額は約2200万円で、米側が全額を負担しております。

県としては、被害者等への迅速かつ十分な補償を図るためには、日米両政府の法的責任で損害を補塡する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　カジノについての御質問の中の(2)のアの(ｱ)、ギャンブル依存症の実態についての御質問にお答えします。

国の国内のギャンブル等依存に関する疫学調査において、過去１年以内のギャンブル等の経験から依存が疑われた者の割合は、成人の0.8％と推計され、生涯においてギャンブル等依存が疑われる状態になった者の割合は、成人の3.6％と推計されております。この結果をもとに、本県のギャンブル等依存が疑われる成人の人数を推計しますと、過去１年以内の場合は8800人、生涯において疑われる状態になった者は、３万9800人となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　７、カジノについての御質問のうち(2)イのパチンコ店数、台数の比較の御質問についてお答えをいたします。

本県におけるパチンコ店の数につきましては、復帰時の統計資料がないため現在の許可営業所数との比較はできませんが、平成25年に81軒であったパチンコ店、いわゆるスロットマシンを設置した営業所を含むものですが、このパチンコ店等の営業所数は、若干の増減を経て、平成29年の末現在で82軒と１軒増加をしております。また、本県のパチンコ遊技機とスロットマシンの台数につきましては、平成25年末の３万1011台から若干の増減を経て、平成29年末の３万1556台と545台増加をしております。

次に、全国との比較でありますが、人口10万人当たりのパチンコ等の許可営業所数と遊技機の台数について見てみますと、本県の許可営業所数は約5.7軒、遊技機の台数は2187台であります。全国平均は許可営業所数が約8.4軒、遊技機の台数は3502台でありますので、全国平均よりも許可営業所数及び遊技機台数ともに少なくなっております。

次に９、地域環境整備に関する御質問のうち(2)の県道11号線根差部入り口への信号機設置要望への対応についてお答えをいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況のほか、他の対策による事故抑止の可否なども考慮した上で設置の必要性を判断しています。

御質問の箇所につきましては、道路管理者において、道路形状の計画や調整などが現在も進められているものと承知をしておりまして、信号機の設置の御要望につきましては、その結果等も踏まえ、先ほど申し上げたような観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　８の米軍基地問題についての御質問の中の(1)、米軍が保管している土壌の放射能測定等調査についてお答えします。

高江米軍ヘリ炎上事故の際に米軍が現場から撤去した土壌については、沖縄防衛局から、キャンプ・キンザー内の倉庫で適切に保管されていると聞いております。当該土壌に含まれている可能性のあるストロンチウム90が放出する放射線の飛距離は最大で約10メートル程度と短く、コンクリート等で容易に遮蔽されること等から、当該汚染土壌による影響は極めて小さいと考えられます。

しかしながら、県としましては、当該土壌の保管状況を確認する必要があると考えており、米軍に対し、基地内への立ち入りを求めているところであります。

同じく８の(2)のイ、オスプレイの噴射熱による自然環境への影響についてお答えします。

オスプレイの排気熱による自然環境への影響については、高温排気による火災、周辺の森林の乾燥化、乾燥化に伴う動植物への影響等が懸念されます。沖縄防衛局は、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設整備事業において、環境保全措置の効果を検証するため、林内での温湿度測定や貴重な動植物種の生息・生育状況等の事後調査を実施しております。

県としましては、沖縄防衛局から提出される事後調査報告書を適切に審査するとともに、現地調査を行い、オスプレイ等による影響について、必要な環境保全措置を求めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　９、地域環境整備についての御質問の中の(1)、県道11号線の工事の進捗状況についてお答えいたします。

県道11号線は、豊見城市真玉橋から高安までの延長約2.7キロメートル区間を豊見城中央線街路事業として幅員30メートル、４車線で整備を行っております。平成29年度末の進捗率は、約81％となっており、平成30年代前半の供用を目指して取り組んでいるところであります。なお、平成29年９月には、真玉橋南交差点から嘉数入り口交差点付近までの約400メートルの区間で４車線の供用を開始したところであります。

県としては、引き続き早期供用に向けて整備を推進していくこととしております。

同じく９の(3)、豊見城市内の急傾斜地崩壊対策事業の進捗についてお答えいたします。

豊見城市の真玉橋急傾斜地崩壊対策事業については、施工承諾が得られた区域の対策工事を終えて、平成29年度に事業完了しております。当該区域内の未施工箇所については、地権者の同意が得られ次第、事業再開を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも回答ありがとうございました。

まず、好調な経済の状況、実態を伝えていただきました。今後の見通し、税収にもかかわるわけですが、自主財源を強化していくという観点に立てば、県税の今後の推移等々が調査されているのであれば伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

ちょっと今、具体的な数字、手元に持ち合わせていませんが、経済好調でございまして、平成29年度の税収決算でいきますと、1200億を超えるようなことになっておりまして、順調な推移で伸びているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　順を追って行きますが、世界から沖縄空手の国際大会に多くの方が来られるかと思いますが、海外からあるいはウチナーンチュの比率等々がわかるのであれば確認しておきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　空手国際大会の参加者でございます。競技大会とセミナーに分かれておりまして、競技大会におきましては、海外から568名、それから県外から193名、県内から464名の参加を見込んでおります。

それから、同時に行われますセミナーに関しましては、海外から1849人、それから県外から351名、それから県内から132名、トータルで45の国と地域から延べ2332名が来られることになっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　あと、農業の分野で大分好調だという中で、成果の中で注目すべき点がありまして、品種登録数や特許出願数を今度は普及に移す技術が大幅に確立されてふえていくという状況にあるようです。その内容や効果等々について説明を受けたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

まず、普及に移す技術の件数ですけれども、平成25年が農業、畜産、林業、水産合わせて53件でしたけれども、平成29年は農業のほうで46、畜産で４、林業が11、水産が７、合計68ということで堅実に試験・研究での成果があらわれております。

まず、普及に移す技術とは何かということで説明したいと思いますけれども、まず普及に移す技術については、農林水産業の振興に効果が期待される試験研究機関などで開発された技術を広く活用するために取りまとめたものであります。具体的な事例といたしましては、先ほどちょっと紹介いたしましたけれども、サトウキビであればＲＫ97－14、これについては沖縄全域で普及が期待される品種として平成26年に普及に移す技術として評価してあります。それと、パイナップルの新品種サンドルチェについては、果汁糖度が19度を超える高糖性の食味が中晩柑の品種であります。これについては、平成26年に普及に移す技術ということでやっております。その他ニガウリの新品種てぃだみどり、あるいはニガウリの全ゲノム解読など、一定の技術の成果をこういう形で現場のほうにおろしているような技術を今取りまとめて普及に移す技術として取りまとめているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございます。

大震災が大阪で起こっていますし、対策としてやっぱり重要な観点だと。とりわけ注目を集めたのが、登下校中に起こった際にブロック塀が倒壊するのではないかというような観点も含めて、県内のそういった意味では一斉に安全対策という形では取り組む状況なのか、取り組んでいるのかどうか確認したいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問は大阪の地震の観点からだと思いますが、学校関係のブロック塀等を含む施設の安全性については、現在、各学校等に通知をしまして点検を行うということで進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　しっかり対応をお願いしたいと思います。

あと沖縄戦の継承について、ちょうど慰霊の日を前後して取り組まれておりまして、テレビでやっていたのが教師のアンケートをとったところ、平和教育に関する、教えるという点では不安を抱えた状況が報道されておりました。先ほどの方針としては、充実していくという流れにあるようですが、実際そういったアンケートをとられて、具体的にそれを先生方の不安をやっぱり解消しつつ、平和教育を進めるという点ではどういうふうになっているのか確認しておきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平和教育の課題といいますのは、やはり戦後73年が経過をして、戦争体験の風化ということが叫ばれている中で、先生方がいかに沖縄戦の実相というか、その辺の教訓を子供たちに伝えていけるかというところでございます。答弁でも申し上げましたが、そのためにポータルサイトを設けたりそういうことなんですが、要するに実体験として研修の中でフィールドを経験したり、さまざまな研修をして、子供たちに伝えていくわけなんですが、やはり課題としては、実体験を伴っていないというところがありますので、その辺をいかにして先生方の伝える中身の質というか、その辺を高めていくかというのが非常に課題があると思っております。引き続きその辺はいろんな工夫をしながら努めていく必要があろうかと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　頑張っていただきたいと思います。

最後になりますが、基地問題をめぐって、報道によりますと、国会で総理はＦ15墜落で飛行停止を求めたと。それで２日しかとめ切れなかったというところにも恥ずかしい実態がありますが、実際に停止を求めたということは事実でしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　防衛大臣の会見等におきまして、飛行停止を求めたことはなかったものというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　時間もありませんので質問という

よりも、平気でうそを言うということが国会でも明らかになったように、沖縄県に向き合うという今の総理の姿勢は本当に私たちは許せない。平和宣言で知事が述べられましたが、その平和宣言実現のために県民はともに団結して頑張っていくであろうと、そこに確信を持っているということを述べまして、知事のまた健康状態も気になりますが、ぜひ先頭に立って頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それでは知事、私で最後ですので、午前中からお疲れのところですが、おつき合いをいただきたいと思います。

それではまず、北部訓練場の件から伺ってまいります。

この北部訓練場の返還実施計画、それに際して県が要求をした環境の意見、これはどのようなものだったでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えをします。

県は、北部訓練場跡地に係る返還実施計画の策定の際に、沖縄防衛局に対しまして、米軍基地内は国内一般地域と比べて化学物質の利用に特殊性があることから、土壌汚染調査に際しては当該土地の使用履歴に関する情報を十分に収集し、その結果から想定される物質を跡地利用推進法に規定されている物質にとらわれず、幅広く土壌汚染概況調査の実施の対象とするように意見を述べているところであります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それで実際、防衛局の対応、そのような意見に対してどのような結果でしたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

防衛局は、調査において土壌汚染などが確認された場合には、関係法令などに定める方法によりまして、関係機関と調整の上適切に対応するというふうに回答をしておりますけれども、県が求めた有害物質に関する調査は実施されておりません。いわゆる幅広く跡地利用推進法に規定されている物質にとらわれずといっておりますけれども、そのような有害物質に関する調査は行われてないということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　その結果、今発覚した廃棄物、それから有害物質、有毒性物質の発覚ということにつながっているわけですね。そもそも4000ヘクタールもあるような広大な訓練場跡地、その支障除去を１年足らずで切り上げるということ自体もいかがなものかと思いますが、県が指摘するようなその蓋然性の高い物質、こういったことの指摘される中での調査が行われないというような状況です。この事後対応どうなりますか。国は今、有毒物質の指摘も受けながらですが、さらに踏み込んでその発覚された場所も含めて調査をしようとする姿勢がありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　確認ですけれども､廃棄物とかが出たところのものというふうに理解してよいでしょうか。

○仲村　未央さん　蓋然性の高い有毒物質の調査。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局におきまして、蓋然性の高い道路、またはその周辺の調査でございますけれども、県が求めるような有害物質の調査につきましては行っていないということの状況でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今後行っていく姿勢は見られますかということをお尋ねしています。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局につきましては、跡地利用推進法で定めた三法、いわゆる土壌汚染対策法、ダイオキシン特措法、水質汚濁防止法に基づく調査項目につきましては行うというふうな考えでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　つまりしないということではありますが、次、比謝川のほう、ＰＦＯＳの件、企業局長にお尋ねをいたします。

これまで米軍とこの件が発覚して以来、何回くらい協議を行ってきたでしょうか。国ともあわせてお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　ＰＦＯＳ事案につきましては、どのような協力解決ができるかということで情報交換や意見交換を通じて科学的知見、あるいは相互の信頼関係のもとで継続的に調整を行うという目的で嘉手納基地第18施設群、それから沖縄防衛局、そして企業局の３者の担当者で連絡会議を行っておりまして、これまで３回実施をしたというところでございま

す。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　その中で県としては、立入調査の必要性等を感じて要求されているのか。されているとすれば、その件に関する米軍の姿勢というのはどのようなものでしょうか。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　立入調査につきましては、文書による要請、それから直接防衛局を通した要請、それから米軍に直接立入調査を要請しておりますが、基地内の立入調査は認めないというような回答があったところでございます。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　文献等では過去の使用履歴、これについては米軍は明らかにしているのか、しているとすれば過去にＰＦＯＳを惹起させるような泡消化剤等の使用履歴というのはどの程度明らかになっているのでしょうか。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　企業局のほうから回答を求めた内容でございます。米国からの回答内容でございますが、1994年以降ＰＦＯＳ含有水成膜、泡消化剤が使用された可能性のある火災が４件あったと。また、2001年以降設備のふぐあいとか、あるいは操作ミス等で意図的でない泡消化薬剤の放出案件が９件ありまして、そのうちＰＦＯＳを含む可能性があるのが５件というような回答がありました。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　ところでこのほどの報道によると、情報公開請求等でその2016、17年、２年弱の間に有害物質が95件、嘉手納基地をめぐって流出をしていたというような報道があったと思います。これに限らず、その情報公開請求等に基づく県があるいは企業局がまだ認識をしていない、あるいは確認がとれないような情報等も出てきているかと思いますが、こういった情報、これは非常に周辺環境に重大な影響をもたらしかねないそういった情報ですが、これについての確認、これは主体的にどのようになされていく状況でしょうか。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　嘉手納基地内で発生する事故は、基地内にある例えば嘉手納井戸群あるいは基地に隣接する、流れる比謝川などへの水質を汚染させるおそれがあると、そういうことで企業局では、取水河川あるいは浄水場において、24時間の水質監視体制の確立、それから平成23年度からは嘉手納基地を原因とする比謝川及び長田川への水質汚染事故が発生した場合には、嘉手納基地のほうから企業局へ直接連絡する体制を構築しているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　もちろんそれは出口としては非常に大事ですが、実際には過去の履歴も含めてどのようにそれを把握していくかというのは非常に課題が現実的に横たわっているのかなという感じがいたしておりますが、実際このＰＦＯＳをめぐって県企業局がこれまでにＰＦＯＳの件を受けて支出しなければならなかった、なければ支出しなかったであろうと思われる企業局の負担というのはどの程度に上っていますでしょうか。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。
　企業局が平成28年度に緊急対策として実施をいたしました粒状活性炭取りかえ費用が約１億7000万、それから嘉手納基地周辺地下水調査業務委託調査業務で約2600万、おおむね約２億円となっております。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　この２億円の負担については、企業局としてこの間どのように国に対して要求をしていくのか、検討されてきていると思いますが、実際には政府の対応というのはどうですか。これは企業会計に当然つけ回す、あるいはひいては県民負担になるようなことがあってはならないというふうに思いますけれども、この負担のありようについての政府の対応についてお尋ねいたします。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。
　防衛局からはどのような補償が可能か検討していきたいというふうに、企業局の要請に対して回答がございまして、これまでいろいろと協議を重ねてまいりました。沖縄防衛局では、現在何らかの対応を行う方向で調整しているということを聞いております。
　企業局といたしましては、引き続き費用補償について、沖縄防衛局と協議をしていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　ぜひ、早急な対応をさらに要求していかなければいけないという状況かと思っております。
　続けます。
　続きましてごみ問題ですが、米軍のごみ、これ混合ごみとして排出をされていますが、そもそも米軍のごみをどう処理されるべきかというところで、非常に立

ち往生している､こういう状況があろうかと思います。

まず、その前に米軍の環境管理基準、手前で持っていますのでそのどのような対応がしかるべきなのかというところを探るためにも、まず、ＪＥＧＳというのが米軍の環境管理基準としてありますが、これはＪＥＧＳそのものは一体どういう取り扱いのものでしょうか。ＪＥＧＳについてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）につきましては、在日米軍施設において米軍が遵守すべき環境基準及び管理の実務で、在日米軍司令官が策定したものであります。2000年９月11日の日米政府の共同発表によりますと、環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関係法令のうち、より厳しい基準を選択するとの基本的考えのもとで策定される日本環境管理基準に従って行われる。その結果、在日米軍の環境基準は一般的に日本の関係法令上の基準を満たし、または上回るものとなるというふうな内容となっております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そのＪＥＧＳに規定される廃棄物、これに対する米軍の姿勢、取り扱いというか、特にリサイクル等について米軍はどのようにその基準を持っていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えいたします。

ＪＥＧＳにおきましては、第７章で廃棄物についての規定がされております。その中では、「軍施設は、固形廃棄物の廃棄量を減らすために、固形廃棄物管理計画を策定及び実施する。この計画は、リサイクル、堆肥化､廃棄物最小限化活動を含み得る。」というふうに規定をされているところであります。現在このような固形廃棄物管理計画につきまして、沖縄防衛局に対して提供を依頼しているところであります。この計画の内容を確認した上で、分別のあるかないかというところと、ＪＥＧＳとの整合性について判断をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今、説明をされたＪＥＧＳの範囲においてもリサイクル、資源、廃棄物の最小限化という達成は、分別なくしては行われないというのはこれはもう常識だと思います。分別あってこその最小限化ということになるでしょうから、これは米軍みずからも何らかの基準を持っているはずと。このことについては繰り返し地位協定に基づく日米合同委員会、その中に規定をされている環境文化委員会、これは地域社会に関係する環境問題について、常設として取り扱うということでその機関が設置されています。ここにその課題をしっかりと提起して、今県内の島嶼県における分別に対する理解、そして最小限化に対する協力というのは、徹底してルートを通じて上げていかなければならない課題だというふうに思っておりますが、その取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

米軍は分別も含めまして収集運搬、それから処分を民間の許可業者に委託をしているというところでございます。分別をしないということは、直ちに不適正とまでは言えないと考えておりますけれども、米軍において分別することにより減量化、リサイクルにつながることから、県におきましては、ことし３月下旬に沖縄防衛局及び米軍に対しまして、分別の必要性を説明したところでございます。また、これまでも米軍によるごみの分別実施につきまして、日米合同委員会の下の環境文化委員会で取り上げて協議していただくように、環境省のほうへ働きかけていきたいなというふうに思っておりまして、今後、環境省のほうにも取り上げていただけるように申し入れ等を行っていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　これ非常に課題が地域も含めて逼迫をしている中ですので、引き続き委員会等で追っていきたいと思います。

それから、嘉手納の騒音、これは繰り返しの訴訟等でも違法というのは確定をしてきているほどのありさまです。そういう中でその嘉手納の騒音の実態というのは、むしろ悪化をしているということが繰り返しこの議場でも答弁をいただいている中ですが、いま一度その騒音の悪化の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県が関係市町村と連携をして嘉手納飛行場周辺で実施しております平成29年度の航空機騒音測定結果、速報値でございますけれども、それによりますと、嘉手納飛行場周辺の21測定局のうち８局で環境基準を超過しており、前年度の６局に比べて２局増加をしております。さらに１日当たりの騒音発生回数も21測定局中20の測定局で超過をし

ており、周辺住民への生活環境に影響を及ぼしている状況にあると考えております。さらに夜間騒音による健康被害が懸念されております。

県におきましては、睡眠妨害の指標として夜間の等価騒音レベルなどのデータを継続して集積するとともに、国に対しまして、航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した環境基準の設定等を今要望しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ところで公室長お尋ねしますが、この違法騒音、判決が幾度か確定をしています。それで損害賠償も支払い、これも地位協定上の規定があって米軍の負担分というのがあるはずですが、実際の負担内訳と支払いについてはどのような取り決めがあり、実態はどうなってきているでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○仲村　未央さん　要は、地位協定の18条に基づく公務の補償に関しては、本来75％を米軍が負担すべきだということで判決が確定したら75％本来払うはずですが、実際には100％日本側が米軍側も含めての負担を肩がわりしてきているというような状況です。そういったことも含めて、要はこの一連の環境問題でどうしても取り上げざるを得ないのは、米軍に対する原状回復の義務、それから管理権、これは自治体の立ち入りも含めて、ことごとくそれを排除し続けていることで環境に対する抑止が働かない。そういった構造があるということをこれは皆さんも含め指摘をしてきているはずですね。

先ほど知事は、この間も当事者、日本政府としての責任能力については、たびたび知事の言葉からもそういった発言が出ますけれども、先ほどもあったように、例えば墜落が起きてもそれに対して飛行停止の要求すらしない。あるいは原因が究明されなくて飛行再開してもそのことについては触れない、騒音規制措置が働かなくても何も言わない。こういった状況が繰り返されるということは、まさにこういった環境の規制が働かない構造がそのまま地位協定にあるわけです。きのうの国会での総理の答弁、総理自身が当然これは飛行停止を主権国家としては要求するべきであろうと思って、本人もそのように思って答弁をしたんでしょう。ところがそれもしていないことをみずから逆に皮肉にもしていないことをしたというふうに、明らかにしていないことを誤認してしたというふうに答弁をしてしまったということ自体が、本当に主権国家としての体を欠いているというふうに言わざるを得ません。

それで知事あるいは副知事にお尋ねをいたしますが、この間、地位協定の調査も含め海外にまで出向かれてきたと。今回は、米軍は沖縄では抗議すら自治体の抗議すら受けつけないと。ところが、海外では自治体そのものが交渉や協議の場に入る機関が常設的に設定をされているというのが皆さんの中間報告ですよね。これに対して今、米軍内のガイドラインの規定の中で米軍が抗議を受けないということがあるのか。あるいは今言うような調査をした上での踏み込んだ自治体の関与というのが、この管理権をめぐってどのように発揮されるべき、そしてどのように取り組みが皆さんの中で進めていこうとされるのか、そこをあえてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今仲村議員からもありましたように、やはりドイツ、イタリア現地調査もいたしまして、一番の問題は国内法の適用が明記されていないと。ドイツ、イタリアではそれがしっかり明記されておりまして、自国の主権を確立させて米軍をコントロールしているというところがございます。

今、るる環境汚染の問題ですとか、騒音問題等ありましたけれども、これはひとえに地位協定の第３条にかかわることだと考えております。第３条のほうで、まず条文比較のほうで話しますと、第３条で日本のほうですが、日米地位協定で米軍に排他的管理権を認めまして、日本側による施設・区域内の立入権の規定がないということでございます。一方で、ドイツのほうにおきましては、ドイツ連邦地方自治体の立入権が明記されまして、緊急の場合や危険が差し迫っている場合は、事前通告なしでの立入権も認められているということ。イタリアも同様でございます。そういったことで、例えばいざ何か環境汚染などがあれば、墜落等があった場合には、環境調査というのはドイツの場合にはドイツ法に基づいてドイツが行って、費用はもう米側が払うんだということがしっかりございまして、それは町長からもしっかり私ども聞いたところです。それから騒音の問題ですけれども、騒音軽減委員会というのがドイツのほうでもございまして、例えば米軍基地司令官ですとか周辺自治体の首長などをメンバーとする騒音軽減委員会が設置されておりまして、航空機の離発着回数などが詳細に報告されていると。また、別のシュパングダーレム基地においても騒音苦情受付機関を設置しておりまして、規則の違反を調べる

部署も存在するという説明もあったところでございます。事ほどさように、国内法の適用が明記されているか否かでその主権国家としてドイツを例にしますと、しっかりと米側に駐留軍に対して物が申せる実態というのが明らかになったというふうに考えているところです。そういったことも踏まえまして、沖縄県では昨年９月に出しました第３条関係でも国内法の明記ですとか、るる環境汚染物質等についての規制措置などについても明記するよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ぜひ調査のその先のまた課題、見えてきた上での対応を引き続き取り組んでいきたいとは思っています。

それでは次に進みますが、北部訓練場、この返還を求めることについての課題です。

まず現行の訓練場内にあるダム、この使用形態というのは管理状況、今いかに地位協定で規定され運用されているのでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

北部訓練場内にあります福地ダム及び新川ダムにつきましては、日米地位協定第２条第４項ｂの施設・区域として、主としてダム管理者である国が管理運営をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　訓練の状況。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　過去には米軍が福地ダムにおいてゴムボートを使用した訓練などを行っていたとの記録がございますが、現在米軍が両ダムをどのように使用しているかは明らかになっておりません。

県としましては、両ダムの共同使用の解除につきましても関係機関と協議していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　訓練の形態もそれからダムの使用状況、これ共同使用中ですのでその実態については明らかではないというところですね。

それから同じく訓練場内の環境状況について伺いますが、ヘリパッドの建設、これについては東村議会が抗議をし、撤去を求めるというところまで今至っておりますけれども、県のヘリパッドの建設時に当たっての措置要求、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設整備事業におきましては、オスプレイを対象とした環境影響評価が実施されておりません。また、オスプレイによる騒音、低周波音等による高江集落の生活環境への影響、オスプレイの高温排気による火災、周辺の森林の乾燥化等の影響が懸念されることから、県におきましては、平成25年10月及び平成26年９月の環境保全措置要求において、オスプレイを対象とした実機調査の実施を求めたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　実機調査はされましたか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局は、平成26年度に提出がありました事後調査報告書におきましては、環境影響評価で実施する事後調査において、供用後の騒音調査や動植物及び生態系に係る調査により、環境の保全について適正な配慮ができるものと考えているというふうな理由から、いまだ実機調査を行っておりません。

県としましては、引き続き実機調査の実施を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そもそも北部訓練場については、米軍みずからも自然管理計画等でその自然の価値については評価をしているはずですが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

米軍は自然資源、それから文化資源統合管理計画というのを策定しておりまして、その中で北部訓練場内の希少種などの生息していることを調査して確認しているものと考えられますけれども、その運用実態というものにつきましては、県では把握できておりません。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　同じく国においてもこの地域、当該地域を世界自然遺産に登録をしていこうというような取り組みの中にありますが、政府みずからはこの資源の価値をどのように評価をしているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局は自然環境の保全に最大限配慮をするために、自主的な判断により沖縄県環境影響評価条例に準じた手続を実施しております。環境影響評価時に実施した調査では、北部訓練場内で貴重動植物4183種を確認し、そのうちノグチゲラ等の貴重な動植物262種を確認しております。これらのことから沖縄防衛局は、北部訓練場内の貴重な動植物が数多く生息生育する貴重な自然環境を有している地域であるということにつきましては、認識して

いるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　つまり米軍も防衛局、政府もみずからその資源の価値を理解しながら、一方ではそのオスプレイの訓練による破壊をやめないわけですね。ここはどのように両立をできる問題だと思われるのか。両立し得ないということが現実に起きていて、先ほどのダムの一時使用状況も含めて、こちら側が知るよしもないような環境にまだ置かれているわけですね。これについては各専門家から、当然にそれは返還を求めるべきであるという指摘もある。その上で、もう一つは共同管理、これは米軍も資源管理計画においてみずから義務を負って、国外の施設といえど、そこを対象にして固有種、希少種を守れというみずからに義務を課しているわけですよ。その立場に立つならば、沖縄側地元自治体と、あるいは政府と米軍との共同管理という形も含めて、その自然環境については配慮すべきという取り組みの必要があると思いますけれども、その取り組みについては、どのように県としては対応していかれますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後５時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　北部訓練場につきましては、今回のＩＵＣＮの評価の報告書の中でも推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能していて、景観の連続性や重要種の生息に貢献しているというふうに記載されておりまして、国におきましては、今回の自然遺産の取り組みについては、特段の影響はなかったというふうにして理解はしております。

県といたしましては、北部訓練場についても自然環境豊かな重要な地域であると認識しておりますので、引き続き訓練場内の自然環境の保全について注視するとともに、訓練による影響がこの遺産の妨げになると判断された場合には、国それから在沖米軍に対して影響の回避をするような要請をするなど、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　世界自然遺産に登録をしようという熱が感じられないんですね。県の環境への姿勢そのものが問われている部分もあるんですよね。そこはやっぱりこれだけの広大な米軍基地を抱えながらの難しい地域ですから、ぜひもうちょっと踏み込んでその対応を積極的にとっていただきたい。

そして、私過去のペイント弾事件とか水にかかわる事件をいろいろ見ていると、驚いたことに、驚いたことにというかびっくり――翁長知事が那覇市長時代にそのペイント弾事件があって、そのときに知事が市長名でブッシュ大統領宛てに要請書を出したということを覚えていらっしゃいますでしょうか。少し紹介しますと、「翁長雄志那覇市長はブッシュ大統領あてに要望書を郵送した。飲料水が汚染される可能性が常態的に存在することは私達の身体、生命の安全が常に脅かされているということであり、到底受け入れられないとし、米国民の生活や米国内の自然環境に対する配慮と同じような思いをもって対処していただきたい。」ということを当時市長時代にブッシュ大統領にお手紙を出されたというようなところが目にとまりました。こういう中にあって、今一時使用の状態はなおも続いているわけですよね。死活的に県民の水としての福地ダムの存在というのは大きなはずですが、その供給エリア、供給量いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

本島北部にある福地ダム、ほか４ダムは平成29年度の実績で沖縄県企業局全取水量の約53％を占める貴重な水源となっております。そして、企業局が現在給水対象としています24市町村のうち19の市町村に供給しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　圧倒的に福地ダムは構造的にも全ダムとつながって、下流のほうから全部そこに集約されてくる。そしてこれは訓練場の今へりにあるわけですから、その一時使用の解除というのは、つまり返還というのは、非常に企業局長の立場からも当然に求めていく立場ではないかと。それから同じように当局のほうにもそれはダムの今の位置づけからしても、あるいは当該場所にしてもこの一時使用は当然に解除されてしかるべき。湖面で私たちの飲料水、その命の水がどう扱われているかわからない。訓練がどのような状態にあるかわからないという状態を放置することは許されないはずなんですね。その一時使用の解除についてどのように認識をされているか、両方にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

○企業局長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、企業局としては、やはり安全で安心な水を県民に供給していくというためには、水源地のこの環境についてはできるだけ良好に保てることが望ましいと考えております。そういうことで、福地ダム及び新川

ダムの共同使用の解除については、水道水の安全性を確保する観点から、関係機関と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましては、まず現在の使用状況を確認することが必要であると考えております。情報収集を行っているところでございますが、米軍による使用実態を把握した上で、企業局など関係機関と引き続き対応を協議していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　済みません、ちょっと時間の制約上少し飛ばしますが、４点目の首里城公園、海洋博公園の移管についてお尋ねをいたします。

国の許可によって同じく管理をしてきたＵＲ、これについては無償での提供ということでしたが、このたび交渉の中で県の使用についても無償ということの可能性は追求しなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

現在、国有財産使用料を支払うような形で今話を進めております。ただし、現在国と締結した実施協定では、県が新たな運営維持管理者に対して指定管理料を払うべき事態を生じる場合等については、国に対して使用料の減額を申し出ることができ、国は当該申し出について使用料の減額の必要性を認める場合には、使用料を減額することができると定められております。このように使用料の減額について、協定の中で盛り込んだということでございますので、県は国有財産使用料を含めた形でも入場料収入等で管理費を賄うことができると考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　答弁の中では、美ら海水族館については県が改修の全てを、そして首里城については、大規模については国、通常は県ということで分かれましたが、その判断の根拠は何ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

首里城正殿等の大規模修繕につきましては、施設の所有者である国において行うこととしておりますが、水族館につきましては入場料等の収入によりまして、県が指定管理者に行わせることとしております。

県としましては、入場料等の収入によりまして水族館については大規模修繕を含めた施設の管理費を賄うことができると考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　国に対する使用料、これ公正妥当なということで規定されていますけれども、そのもとになる収入と経費については言えないというのがこの間の県の答弁ですけれども、言えない中で私たちはこれが適正な、公正妥当な使用料であるかどうかを議会でどのように論じればいいのでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

国有財産使用料につきましては、国において関係法令等に基づきまして算定されるということでございます。また、繰り返しになりますけれども、両施設の収支に関する情報は、現管理者の経営に関する情報であることや、法人間の契約に係る事項が含まれることから公表されておりません。そのため、県では、現管理者へ秘密保持を誓約した上で当該情報を得て両施設の収益性や管理のあり方等を検討してきたところでございます。そのため、両施設の収支に関する情報をお示しすることはできませんが、県としては、入場料等の収入により施設の管理費用を賄うことができるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　済みません。あと２秒で申しわけないですが、関連の質問で普天間の作業部会が来月あるということで報道がなされましたが、その対応についてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

報道にありました普天間飛行場負担軽減推進作業部会につきましては、現在政府との間で日程や議題の詳細を調整中でございます。

○仲村　未央さん　わかりました。

済みません。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時11分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月27日

平成30年第４回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成30年６月27日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

平成30年６月27日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第13号議案　訴えの提起について
乙第14号議案　仲裁について
乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
乙第19号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（45名）

議　長	新　里　米　吉　君	6　番	宮　城　一　郎　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	7　番	大　城　憲　幸　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	8　番	金　城　泰　邦　君
2　番	玉　城　武　光　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
3　番	親　川　　敬　君	10　番	新　垣　　新　君
4　番	新　垣　光　栄　君	11　番	座　波　　一　君
5　番	次呂久　成　崇　君	12　番	比　嘉　瑞　己　君

13番	西銘純恵さん	30番	崎山嗣幸君
14番	平良昭一君	31番	金城勉君
15番	上原正次君	33番	具志堅透君
16番	当山勝利君	34番	島袋大君
17番	亀濱玲子さん	35番	中川京貴君
18番	當間盛夫君	36番	座喜味一幸君
19番	上原章君	38番	新垣清涼君
20番	山川典二君	39番	瑞慶覧功君
21番	花城大輔君	41番	狩俣信子さん
22番	又吉清義君	42番	比嘉京子さん
23番	末松文信君	43番	大城一馬君
25番	渡久地修君	45番	糸洲朝則君
26番	玉城満君	46番	照屋守之君
27番	仲村未央さん	47番	仲田弘毅君
28番	照屋大河君	48番	翁長政俊君
29番	仲宗根悟君		

欠席議員（1名）

37番　嘉陽宗儀君

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公男君
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きま　す。

日程に入ります前に報告いたします。

６月８日から21日までに受理いたしました請願３件及び陳情12件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第１号議案から乙第19号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　おはようございます。

社民・社大・結連合の当山勝利です。

それでは一般質問を行います。

１番、米軍基地問題について。

(1)番、辺野古新基地について伺います。

大浦湾側の水深30メートル付近の地盤が非常に軟弱であることが判明し、専門家の意見では地盤改良における設計変更が必要であるとの指摘がありますが所見を伺います。

Ｎ３護岸工事において県は留意事項違反と国に対して指摘をしましたが、国は同護岸を完成させました。所見と対応について伺います。また、国はＮ３護岸を含む３つの護岸で囲まれる海域の土砂投入手続に入ったようですが、Ｎ３護岸近くに移植対象となり得るサンゴの存在が確認されています。県の対応について伺います。

Ｋ４護岸近くの藻場が損傷し、それを国も認めていますが原因は何か。また、護岸内の海草藻場を移植する必要があると思われますが県の対応について伺います。

ジュゴン保護対策事業報告書に、「ジュゴンは、紛れもなく絶滅に瀕している状況にある。多くの希少生物同様、沖縄のジュゴン個体群を保全することは、サンゴ礁や干潟の保全に向けた取り組みと同様、海草藻場生態系の保全上重要な課題の一つである。」と指摘しています。辺野古でのボーリング調査後からジュゴンのはみ跡が観察されておらず、ジュゴンの生息に影響を与えていることは明白です。県の今後の取り組みについて伺います。

オ、サンゴは産卵や高水温時期に移植すると死ぬ危険性が高いと専門家は指摘しています。しかし国はその時期での移植を強行しようとしており、移植するまでの間、保護対策をとるとしています。そこで産卵や水温が高い時期の移植に問題はないのか。また国の保護対策に科学的根拠はあるのか。県の見解と対応について伺います。

(2)、2017年10月11日、東村の牧草地に米軍大型ヘリコプターＣＨ53が緊急着陸し炎上しました。その後に米軍が現場から持ち去った土壌をキャンプ・キンザーに保管しているようですが、県の対応について伺います。

(3)、民間の調査でキャンプ・キンザーの排水溝から有害物質のＤＤＴ類やクロルデン類が検出されています。これまで、同基地の周辺に生息している生物からも有害物質が検出されており、今後返還が予定されている基地内汚染への不安が高まっています。県の対応について伺います。

(4)、那覇軍港の浦添移設は、県民の負担軽減となり得るのか伺います。また、民港、リゾート、民間地の近くに軍港が移設されることで経済活動を阻害すると思われますが所見を伺います。

２番、アジア経済戦略構想について。

(1)、アジア経済戦略構想の４つの柱を力強く推進し、沖縄県経済を向上させるには、県外企業の誘致と同時に県内企業の企業力の底上げが必要であると思いますが取り組みについて伺います。

(2)、アジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点の形成について。

那覇港長期構想策定がおくれていますが、沖縄県の物流拠点形成への影響について伺います。

臨空・臨港型産業の集積について、現状の取り組みと今後の見通し、さらに沖縄県の優位性について伺います。また、輸送費の発生でコスト高となり商品の競争力を低下させる可能性があるが対応について伺います。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区（旧自由貿易地域）の施設にどのようなふぐあいがあり、どのような支障を来しているのか伺います。

(3)、国際情報通信拠点スマートハブの形成について。

沖縄県の目指すＩＴ産業のさらなる高度化について伺います。

ＩＴ産業の高度化は国内外の注目を集めており、ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータを分析するデータサイエンティストなど、今後必要とされる人材を確保することが難しくなることが予想されていますが、県の対応について伺います。

(4)、新たなものづくり産業の推進について。

製造業県内発注促進事業について伺います。

ＡＩ、ＩｏＴなどの第４次産業と製造業との連携は

今後さらに重要となりますが、取り組みについて伺います。

バイオ産業の推進において沖縄県の優位性は何か、また将来性について伺います。

(5)、地域ブランドにおいて広く認知してもらう、活用する、守るなどの取り組みが必要と思われますが、沖縄観光ブランドBe.Okinawaにおいての取り組みについて伺います。

３番、教育行政について。

(1)、2017年度の現役高校生の国公立大学の進学者数は過去２番目に多く、年々増加しています。現場の声をヒアリングされていると思いますが、前年度の傾向と今後の対策について伺います。

(2)、高等教育を受ける機会の創出・環境整備などに係る調査で、大学等の進学についてどのようなことが明らかになったのか伺います。また、その調査結果に対し教育委員会はどのように対応していくのか伺います。

(3)、ことしの３月にスポーツ庁より運動部活動のあり方に関するガイドラインが示されました。県の対応と市町村や各学校の取り組むべきこと、タイムスケジュールについて伺います。また、私立学校への対応についても伺います。

４、農林水産行政について。

(1)、県水産海洋技術センターが遊漁者による採捕量の調査を行い、全体の量の約13％を占めていることがわかりました。海洋資源保護の観点から遊漁者に対するルールづくりや啓発活動など県の取り組みについて伺います。

(2)、沖縄県の漁獲量は６年連続で増加していますが、県内漁業就業者の数は減少し、さらに高齢化しています。若い漁業就業者の育成は急務であり、県としても事業を展開しているようではありますが、目標と見通しについて伺います。

(3)、2016年沖縄県の農業総産出額は前年に比べ増加し、特に離島の産出額増加が大きいようですが、その要因について伺います。

５、土木行政について。

(1)、港川道路の完成時期について伺います。

(2)、浦添北道路、臨港道路浦添線の開通により、国道58号の交通量が減少しているようですが、臨港道路浦添線から浦添北道路へ北上する場合、２車線から１車線となりボトルネックとなっています。浦添北道路の早期全線開通が望ましいのですが、県の国への働きかけについて伺います。

(3)、沖縄都市モノレール延長の開通おくれについて伺います。

(4)、南大東空港の夜間照明整備事業の進捗状況について伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

当山勝利議員の御質問にお答えをいたします。

アジア経済戦略構想についてに関する御質問の中の２のＩＴ産業のさらなる高度化とその人材確保についてお答えをいたします。２の(3)アと２の(3)イは関連しますので一括してお答えをいたします。

ＩＴ産業のさらなる高度化に向けては、ＡＩやＩｏＴなどの先端技術への対応が必要と考えており、本年７月より本格稼働する一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを司令塔に、先端技術に対応した新サービス創出支援等に取り組んでまいります。また、高度な人材の育成・確保については、現在実施している、首都圏で活躍する高度ＩＴ人材のＵ・Ｉターンを促進する事業等に加え、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを活用した先端技術講習やベンチャー企業支援等に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア、軟弱地盤と設計概要変更申請についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提供を受けた資料で、大浦湾側のＣ１からＣ３護岸計画箇所付近において、非常に緩い、やわらかい堆積物が層厚40メートルと厚く堆積していることが記述されております。

県としては、地質調査の結果、地盤改良工を追加する場合には、設計概要の変更になる可能性があると考えております。

同じく１の(1)のイ、Ｎ３護岸の完成と移設対象サンゴについてお答えいたします。

護岸の設置によりサンゴ類の生息環境への悪影響が懸念されることから、県は工事を停止して協議を行うよう求めたところであります。埋立予定海域内において長径１メートルを超えるサンゴ群体が存在した場合には、埋立前に移築すべきと考えております。

県としては、報道された大型サンゴの存在について､沖縄防衛局に照会したいと考えております。また、

沖縄防衛局に対し、現地の状況を確認するため、県の立入調査を認めるよう求めていきたいと考えております。

同じく１の(1)のウ、藻場の損傷と移植についてお答えいたします。

第15回環境監視等委員会の議事録で報道されている藻場の損傷について、委員から護岸工事で使用している汚濁防止枠付近の海草が損傷し、白いラインが確認できるとの見解が示されております。また、護岸内は被度の高い海草藻場の分布域であることから、県としては、当該海草藻類の利用を求めていきたいと考えております。

同じく１の(1)のエ、ジュゴンへの影響についてお答えいたします。

第15回環境監視等委員会の資料によると、平成26年８月以降は、嘉陽海域ではジュゴンのはみ跡が確認されておりますが、辺野古海域大浦湾西部でははみ跡が確認されておりません。県は、環境保全図書に基づき、海草藻場及びジュゴンに関する環境保全措置の効果を検討し、必要な措置を講ずるよう求めてまいります。

次に２、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(2)のア、那覇港の長期構想策定についてお答えいたします。

那覇港管理組合が設置する那覇港長期構想検討委員会において、浦添埠頭は、地域振興のための臨空・臨港型産業集積拠点及び一体的に機能する流通拠点の展開を図る地域として検討されております。同管理組合によると、整備がおくれると浦添埠頭地区の目標の実現に影響が生じるとのことであります。

次に５、土木行政についての御質問の中の(1)、港川道路の完成時期についてお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の平成29年度末の進捗率は、事業費ベースで約91％となっており、去る３月に暫定２車線で供用を開始しております。現在、補償物件等の調整及び移設工事を進めており、平成30年代前半の完成供用に向け整備を行っているところであります。

同じく５の(2)、浦添北道路の整備要請についてお答えいたします。

国において整備が進められている沖縄西海岸道路の浦添北道路が暫定２車線、臨港道路浦添線が４車線で、平成30年３月に供用を開始しております。

県としては、浦添北道路二期線の早期事業化について、平成27年度から関係市町村と連携し、要請を行っているところであります。

同じく５の(3)、モノレール延長事業の開業についてお答えいたします。

沖縄都市モノレール延長整備事業については、平成31年春の開業を目指して進めてまいりましたが、用地取得の難航や工事の不調・不落の影響により、当初予定していた工程どおりに進めることが困難な状況となっておりました。このため、県と沖縄都市モノレール株式会社で工期の圧縮に努めてきたところであり、その結果、開業時期については、平成31年夏ごろの予定となっております。

同じく５の(4)、南大東空港の夜間照明整備事業についてお答えいたします。

本事業は、南大東空港における夜間急患搬送の安全性向上のために、航空灯火を整備するものであります。電源局舎整備工事は、これまで不調・不落により契約に至っておりませんでしたが、今月中には契約できる見込みとなっております。今年度中に電源局舎を完成させ、平成31年度に灯火などの設置工事を行い、国の検査などの手続を経て、平成32年度前半に供用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)オ、オキナワハマサンゴに係る特別採捕許可申請への対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局から平成30年３月20日付で提出された、オキナワハマサンゴ１群体に関する特別採捕許可申請については、申請内容の妥当性等を判断する必要から、５月18日付文書により、当該サンゴにおける食害対策等に関して説明を求めたところであります。その後、沖縄防衛局から、５月28日開催の第15回環境監視等委員会において指導・助言を受けた回答書が６月６日付で県に提出されております。なお、当該委員会の中では、沖縄防衛局から、高水温期における当該サンゴの保護対策が示されております。

県としましては、現在、当該回答書と、そのもととなった委員会での議論を参考としながら、本件申請内容について審査を行っているところであり、今後も、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

次に４、農林水産行政についての御質問の中の(1)、遊漁に関する調査、ルールづくりについてお答えいたします。

県水産海洋技術センターは、平成27年度に県内に

おいて、遊漁による水産資源の採捕量を調査しました。その結果、遊漁による採捕量は、海面漁業全体の約13％、沿岸性の漁獲対象種の約40％に相当すると推定されております。沿岸性の漁獲対象種は、資源の減少が懸念されている種類も多いことから、県では、資源管理に向け、沖縄海区漁業調整委員会指示に基づく、アカジンとマクブの体長制限等の公的ルールの拡充や、漁業者による自主的な管理の取り組みを推進しております。

県としましては、これらの取り組みについて、遊漁に対しても周知しているところであり、今後は遊漁も対象とした公的なルールづくりに取り組んでまいります。

同じく(2)、若い漁業者育成の目標と見通しについてお答えいたします。

県では、新規漁業就業者の定着率向上と若年層の漁業就業者の確保・育成を目的として、一括交付金を活用した未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業において、新規漁業就業者に対し、漁具等の漁業経費の一部支援を実施しております。平成27年度から29年度までの３年間で、77人の新規漁業就業者を支援しており、このうち76人が30年５月現在も漁業を継続しております。

県としましては、33年の漁業就業者数3790人を目標に、今後も当該事業の推進等により、漁業就業者の育成に努めてまいります。

同じく(3)、離島における農業産出額増加の要因についてお答えいたします。

本県離島の平成28年の農業産出額は484億円で、前年より21％の増加となっており、本県農業産出額の約47％を占めております。主な増加要因としては、離島における主要品目であるサトウキビの生産量が増加したことや肉用牛子牛の価格が好調だったこと等が挙げられます。

県としましては、引き続き、各種施策を実施し、離島農業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、米軍基地問題についての御質問のうち(2)、キャンプ・キンザーへの立ち入りについてお答えします。

県では、沖縄防衛局からキャンプ・キンザーに米軍が東村高江で掘り起こした土が保管されているとの連絡を受け、平成30年３月27日、キャンプ・キンザーへの立ち入りを申請しましたが、沖縄防衛局を通じて、今回の件で立ち入りは認められない旨の回答がありました。そのため、今回の立入申請が沖縄防衛局による東村高江の現場の土壌調査で有害物質であるベンゼンが検出されたことを踏まえたものであることなど、立入理由を丁寧に説明した上で、４月20日に改めて立ち入りを申請しましたが、現時点で回答は得られておりません。

県としては、浦添市とも連携し、引き続き立ち入りを求めてまいります。

同じく１の(4)、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、那覇港湾施設の移設に関して、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認され、コースタルリゾート地区や民港に支障がないように検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(3)、キャンプ・キンザー周辺の有害物質についてお答えします。

県では、昭和50年代前半からキャンプ・キンザー周辺海域の環境調査を継続して実施しており、近年は当時問題となった有害物質については、低い値を示しているため、新たな汚染が発生している可能性は低いものと考えられます。しかしながら、今後の返還の際には、土地の改変が大規模に行われ、過去に殺虫剤として使用されたＤＤＴ類などが環境中に放出されるおそれがあることから、県としましては、国内法令で基準値のない有害物質についても、調査、対策を行うよう国に対して求めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、アジア経済戦略構想についての(1)、県内企業の企業力向上に向けた取り組みについてにお答えいたします。

アジア経済戦略構想の実現のためには、県外企業の誘致とあわせ、県内企業の高度化が重要であると考えております。構想関連の取り組みにおいては、臨空・臨港型産業の集積などを推進するとともに、県内事業

者の海外展開支援やものづくり企業の基盤技術強化に取り組んでおり、また、誘致企業と県内企業の連携やＡＩ等の情報通信技術とさまざまな産業の連携を促進するとともに、各産業における専門的な人材育成などに取り組んでおります。

県としては、今後も、既存産業の成長を促進し、県経済の発展を推進してまいりたいと考えております。

次に同じく２の(2)のイ、臨空・臨港型産業の集積に向けた取り組み等についてにお答えいたします。

県では、国内外で企業誘致セミナー等を開催し、アジアの中心に位置する地理的優位性を生かした沖縄国際物流ハブの活用や、輸送費に対する支援並びに経済特区制度による税制上の優遇措置等のメリットをＰＲし、臨空・臨港型産業の集積に取り組んでおります。

県としましては、半導体や電子部品製造関連企業等の高い技術力を持った高付加価値型の企業を誘致することとしており、今後も競争力のある企業の立地を推進したいと考えております。

同じく２の(2)のウ、国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設の状況についてにお答えいたします。

同地区の１・２号棟は、供用開始から30年が経過し、老朽化が著しく、特に外装やその支持部材の劣化が進んでおります。また近年、物流施設に求められるこん包・加工・冷凍用等の流通型施設には対応しておらず、施設機能自体が企業ニーズを満たしていない状況にあります。

県としましては、これらの課題解決に向け、那覇地区の施設機能強化に取り組んでまいります。

続きまして同じく２の(4)のア、製造業県内発注促進事業についてにお答えいたします。

本事業では、誘致企業と県内企業及び県内企業間の連携による製造業の高度化を図ることを目的に、平成28年度から専門コーディネーターを配置し、企業の情報収集や取引マッチングを実施しております。本年度からは、県内企業37社の得意技術等が記載された「沖縄の製造業ガイドブック」も活用しながら、県内企業単独では対応できていない事案に対し、企業間連携による新製品や装置の開発に関する試作支援を実施しております。

同じく２の(4)のイ、ＡＩやＩｏＴなどの製造業との連携についてにお答えいたします。

県では、平成29年５月に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後、拡大が見込まれるＩｏＴ等の技術を利活用した製品開発を促進していくという新たな方針を掲げております。昨年度は、沖縄県工業連合会が主催するＡＩ・ＩｏＴ活用ものづくりセミナーに連携し、県内企業への啓発を行っております。今後は、製造業や各種産業と沖縄ＩＴイノベーション戦略センターとの連携を図り、生産性の向上や高度化へ向けたＡＩ、ＩｏＴ技術の利活用の促進や技術者の人材育成に取り組んでまいります。

同じく２の(4)のウ、バイオ産業の沖縄県の優位性、将来性についてにお答えいたします。

本県は、成長著しいアジアの中心に位置し、主要都市へ４時間以内にアクセスできることや、24時間態勢で対応可能な国際物流ハブ機能などの優位性を有しております。バイオ関連産業は、付加価値が極めて高く、今後、本県の優位性を生かし、再生医療を初めとするバイオ関連企業を集積することで、県経済の発展に大きく寄与する将来性のある分野として期待しております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(5)、Be.Okinawaの取り組みについてにお答えいたします。

県では、沖縄の優位性を生かし、国内外の観光地との差別化を図るため、平成24年度から海外向けに、平成28年度からは国内外統一ブランドとしてBe.Okinawaを旅行博やメディア、ウエブ等を通じて発信してきました。

県としましては、今後ともBe.Okinawaで表現する沖縄の世界観や提供価値を広く発信し、沖縄観光のブランドの認知度向上を図り、リピーター層の安定的な確保や新たな顧客層の開拓につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問で(1)、国公立大学の進学者数等についてお答えいたします。

県内高校生の国公立大学合格者数は、平成14年度に初めて1000名を超え、平成28年度には1666名で過去最高となりました。その要因としましては、各学校で生徒の実態に応じた系統的な進路指導の充実が図られたことや、県教育委員会において、指導力向上を図る教員研修や高校生を県外大学へ派遣する生徒支援プログラム等を計画的に行ったことなどが挙げられます。今後とも、大学等進学率の改善を図るため、生徒の支援や教師の指導力向上に努めてまいります。

次に同じく３の(2)のイ、高等教育に係る調査結果への対応についての御質問にお答えいたします。

平成29年度に実施した高等教育を受ける機会の創出・環境整備等に係る調査においては、今後の取り組みの方向性として経済的支援、学力の向上などの４点が示されました。

県教育委員会としましては、本調査の結果を踏まえ、今後とも、進学のための経済的支援に取り組むとともに、生徒の高い学習意欲を継続できる効果的な学びの機会を提供し、生徒の学力や進学意欲の向上に努めてまいります。

次に同じく３の(3)のア、運動部活動のあり方に関するガイドラインへの対応についての御質問にお答えいたします。

平成30年３月スポーツ庁から、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されたところであります。県は、国のガイドラインにのっとり、活動時間及び休養日の設定、その他適切な取り組みに関する運動部活動の在り方に関する方針を策定することとなっております。市町村教育委員会においても、国のガイドラインや県の方針を踏まえ、設置する学校に係る運動部活動の方針を策定することとなっております。また、各学校においても、学校の運動部活動に係る活動方針を策定することとなっております。

県教育委員会では、有識者や各関係団体等の関係者を構成員とする策定委員会を設置し、今年度９月末をめどに、県の方針を策定する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、教育行政についての(2)のア、高等教育に係る調査の結果についての御質問にお答えいたします。

平成29年度に実施した高等教育を受ける機会の創出・環境整備等に係る調査では、高校３年生及びその保護者等各2600人に対するアンケートや、県内経済界や県内外の有識者に対する意見聴取を行い、高等教育を受ける機会の創出等に係る手法を検討しました。調査の結果、県内の高校生の多くが県外進学を希望していることや、高校生が学びたいとする分野が多岐にわたっていること等が明らかになりました。調査結果をもとに、報告書では、今後の取り組みの方向性を経済的支援、学力の向上、進学意欲の向上、受け皿の拡大の４点に整理した上で、県内の現状を踏まえたきめ細かな対応がまず必要であると示されたところです。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、教育行政についての御質問の中の(3)のイ、運動部活動のガイドラインに係る私立学校の対応についてお答えします。

国のガイドラインにおいては、私立学校は、県が策定する運動部活動のあり方に関する方針を参考に、運動部活動の方針を策定することとされております。現在、教育庁が当該方針の策定に向けて取り組んでいるところであり、私立学校においては、この方針を参考に運動部活動の方針を策定していくことになります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　御答弁ありがとうございました。

順次再質問させていただきたいと思います。

辺野古新基地関連についての地盤、軟弱地盤に関してお伺いします。

変更の可能性があればということですけれども、まだ国のほうは、そこら辺の断層の部分も含めて、調査されている、まだ明らかになっていない部分もあるのじゃないかなと思っています。Ｃ１からＣ３だけじゃなくて、その立体的な調査というのがまだ国のほうで行われているんじゃないかなと。まだそこら辺の情報が開示されていないのではないかということがあるのですが、そこら辺どうなっていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

護岸の設計の事前協議がまだなされていない部分がございますし、地質調査の結果も全てお示しいただいていないというふうに思っております。ですから、地質調査の結果も含めて、沖縄防衛局のほうに求めていきたいと考えておりますし、また、護岸の実施設計の協議の中で、それはまた示されるものだということも考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そうですよね。まだきちんと全部明らかになっていない、つまびらかになっていない部分があると思います。当然辺野古の新基地というのは、辺野古側だけじゃなくて大浦湾側も全て含めてできて基地ですから、そこら辺に重大な何らかが、こういう軟弱地盤みたいな、また断層もありますけれども、そういう考慮しなければならないものがあるというので

あれば、国はまず工事を一旦とめて、県の協議に応じるべきだという、その県の主張は正しいと私は思っておりますので、ぜひ強く求めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

Ｎ３の近くのサンゴなんですけれども、国会の答弁の中でもサンゴの存在を認めているんですよね。新聞のほうでも報道がありました。そうすると、県のほうとしては、立入調査を求めるということになると思います。先ほどもそういう、立入調査を求めるというふうになっていますけれども、これはもうすぐにでもやられるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

今答弁でも申し上げましたが、大型サンゴの存在とあと立入調査につきましても、今照会の準備を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　国会のほうでは、移植対象にならないんだというような答弁もあったようなんですけれども、それはきちんと立ち入りも県のほうでやって、本当にそうなっているのかどうかというのはぜひ調査していただきたいと思います。よろしくお願いします。

Ｋ４護岸の藻場の損傷についてなんですけれども、先ほども第15回環境監視等委員会の議事録の中を答弁いただいたんですけれども、その損傷、ただこの第15回の委員会の議事録を読んでも、資料を全く示さないで委員に意見を求めているんですよ。これは委員会としてのあり方どうなのかなと私はとっても疑問に思っています。きちんとした損傷があるならば、そういう証拠を出して、その上で委員に意見を求めるというのが本来の姿ではないかなと思って、これは仕事のあり方としては、私はとてもいかがなものかと思っていますが、その土砂投入がされる場所は被度の高い、75％以上、50％以上の海草藻場があります。国は、具体的に移植するというようなことは全く考えておりませんし、国会の中でもそういう議論はされても、国は全く取り合わないような状況なんですけれども、そこが消失するということに対して、当然として、次にもありますジュゴンの成育環境をきちんとさせるという意味においても、まずなくす分に関してはきちんとふやすということが必要ではないかと思うんですが、そこら辺どうお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

埋立土砂の入る部分でございますが、県が以前工事の実施前に、海藻類の移植の実施について沖縄防衛局に照会をしております。沖縄防衛局からは、工事の実施前に移植を行うよう求めることは、環境保全図書の記載内容の変更を求めていることに等しいとの認識が示されております。

しかしながら、県としましては、被度の高い海草藻場の分布区域でありますので、その海草藻類の利用を求めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そこがなくなるんですよね。しっかりそこら辺は、国のほうにも対応していただいて、できないのであればそこは土砂投入させないような、そういうことにでもしていただきたいと思っております。

そして、ちょっと飛びますけれども、サンゴの産卵時期や高水温時期に移植する件に関してちょっとお伺いしたいんですけれども、県は、４月９日に護岸工事による潮流変化などによって、移植が実施されていないサンゴ類の生息環境の影響が強く懸念されているとして、工事停止の通知を出されていると思います。国は、その水の濁りや流況や水温等の影響シミュレーションで影響がないことをあらかじめ確認しているので護岸工事は進めますということで進めているんですね。つまり県の申し出は却下しているんですね。しかし今度は、国は護岸工事を進めておきながら、今度は移植予定のオキナワハマサンゴ付近の流況が変化し水温が上がるとして、保護対策をとろうとし、移植しようとしているわけです。そもそも一番最後、４月９日で県の工事停止を申し入れているのに、生息環境が維持されるとして影響がないとして断っておきながら、護岸工事を進めたことが起因して水温が上がり、そして夏場に移植しなければいけないというようなことをしているんですね。国の対応というのは、本当にいかがなものかと思っています。影響がないから大丈夫、今度は影響が出てくるからこうしますという、場当たり的な対応について、副知事、謝花副知事になるのかな、どう思いでしょうか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　当山議員の御質問にお答えします。

県は、そもそも事前協議に応じて工事をとめるようにというような話をかねてからしてきているわけでございます。そういった中において、護岸工事を強行し

て、今議員からもございましたけれども、さまざまな場面でいろいろ対応が変化しているということでございますが、県としましては、まずは県が定めた留意事項に基づいて、まずは工事を一旦停止して、県との協議を行う。これをまずしていただくことが重要だというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ強く、そういういろいろ出てきていますので、求めてきていただきたいと思います。

あとキャンプ・キンザーに、大型ヘリコプターが不時着して炎上したところの土壌を入れて、県が求めているのに対して､米軍は立ち入り拒否したんですよね。これ何か理由がありましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　米側からの回答については、立ち入りは認められないという回答だけでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　じゃもうどういう理由というのも全くなしで認められないと。じゃ県としては、それをクリアすべき条件がない状況で立ち入り申し入れをしているような状況だと思うんですが、とにかく最近米軍のこの沖縄に対する対応というのが余りにもひどいというか、県議会で全会一致したＦ15の墜落機、これも面会拒否している状況がありますよね。だから、本当に今米軍は、私たちに対して本当によき隣人になっていないというのが現状だと思っておりますので、ぜひキャンプ・キンザーのほうにも確認して、まだ返答をもらっていないんだというような情報もあります。ということは、それよりも上のほうでとめているということですので、ぜひ上へ上へというふうなことで県も申し入れていただきたいと思います。

次、移ります。

新たなものづくりの中で……、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○当山　勝利君　新たなものづくりの製造業県内発注促進事業なんですけれども、この県内企業の連携とマッチングということで、これはいい取り組みで、産業振興公社にコーディネーターを置いて、足しげく企業を回って情報を得ているというようなこと、また横の連携をされているというのは伺っております。ただ、県内でもなかなかできない連携があると思うんですね。どうしても県外に持っていかなきゃいけないという場合があると思いますが、そういう場合どのように対応されるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

当初予定しているものは、誘致してきた企業と県内企業とのマッチング、それからまた当然県内企業同士のマッチングというふうな想定をしておりました。それでも足りないというようなお話でございますけれども、そういう場合は、そういう新たな展示会、工業関係の展示会がそれぞれいろいろございます。そこら辺に出展していただきまして、自分らに合う企業を探すようなマッチングも図れる事業もございます。そういうことで対応しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　自分、大阪のＭＯＢＩＯさんのほうに昨年度行かせてもらって、ＭＯＢＩＯです、東大阪市の。あちらのほうは400社ぐらい集まっているんです､企業が集積されている。だから､あちらの話だと､企業さんであれ何であれ、そこに参加してもらえればジョイントしますよと。だから、400社が一気にバックにつくような感じになるんですよ、連携ができるような形になるんです。ぜひ県のほうも、そういう県外との、集積しているところの連携、一つには東大阪市のＭＯＢＩＯもあると思いますので、そういうところの連携も考えていただきたいなと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○当山　勝利君　運動部活動のあり方に関するガイドラインなんですけれども、ある特定のスポーツを得意とする中学校や高校がある場合に、どうしても長時間の練習が必要だというような意見が出てくると思いますが、現段階でも容易に予想されますよね。そういうふうなものに対してどう対応されていくんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そのガイドラインの策定のための検討委員会、有識者もいますし、その関係団体という中にはスポーツ関係者も入ってまいります。どうしても、例えば指定校とか、強化指定校というところとの関係とか、その辺のもろもろの調整がいろいろと出てまいるかと思います。今具体的にどういうふうなまとめ方をするかというのはこれからなんですけれども、強化指定校との調整というか、その辺との部分がかなり調整が困難なところが出てくるかと思いま

す。ただそれは承知しておりますけれども、このガイドラインという形を何らかの形でとにかくまとめて適切な運動部活動という形で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　県としても優秀なスポーツを育成するということは目標としているところなんですが、そういう中にあって、国公立の学校でこういうガイドラインをしいて、優秀な生徒を育成するというのはもう限界に来ていると思うんですよ。なので、ガイドラインにもありますけれども、体育協会とか民間のスポーツクラブとか、私的なコーチの活用も見据えてやりなさいよと言っているわけですから、積極的にまず県のほうもそこら辺、どこにどういうものがあるかというのも調査していただいて､学校側に情報提供するとか、学校側に検討してもらうとか、そういうことも必要だと思いますので、ぜひそういうことでやっていただきたいと思います。

以上です。

終わります。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　あんまりウチナーウチナーってウチナーのことばかりしゃべっていると、ＣＩＡに調べられますよ皆さん。気をつけてください。

ことしエイサー会館というものが沖縄市ミュージックタウンのほうにできました。私もオープニングに行ってきたんですけれども、このエイサーの歴史、いろんな先輩の皆さんに話を聞くんですけれども、ムカシェーカンヤタン　メーヤカンヤタンとかという話なんですけれども、照屋林助さんに話を伺ったら、昔はアッパリニンブチャーだから、念仏踊りだから、ウークイのときしか太鼓はたたかなかったというんですね。理由があるみたいです。何でかというと、太鼓をたたくというのは、この魂をどうぞグソーまで行ってくださいと。行かせるための、はっとさせるための太鼓である。最近は、ウンケーから太鼓をたたくものだから、御先祖が本当に来ているかどうかわからんという話をしていました。

エイサーの歴史も変わって、だんだんだんだん青年会エイサーになってくると、創作エイサーも加わってきて、僕は最初に、今や生きていたら多分110歳ぐらいのおばあちゃんでしたけれども、結婚式のときにエイサーの余興が出たときにこのおばあちゃんびっくりしていたんです。僕のところに文句を言いにきているんです。あんたたち結婚式にエイサーやるってあるねと。もう今常識になっていますよね、完全に。だからそういう意味では、ウチナーの文化は非常に大切ではあるんだけれども一つ一つ分析していってやらないと、変なところで違った歴史になってしまわないかなと。

最近沖縄市のほうでも困っているのは、青年団が公民館の近くでエイサーの練習をしていると隣から、移住された方でしょうね。太鼓のボリュームを絞ってもらえませんかねと。太鼓って絞れないんです、基本的に。だから本当にドアを閉めて中で汗水垂らして、人に迷惑をかけちゃいけないというそういう練習をしているところもたくさんあります。それと道ジュネーってあるんですけれども、道ジュネーは昔は混雑させるというのが、車をお持ちの皆さんも楽しんでいたんですけれども、今混雑しているというのをワジワジーしてそのまま110番する人もいるんです。110番して、エー　チャーガラシェーと言う人がふえてきているのも何か心配だなという気はしております。

質問しましょう。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、県民投票について知事の見解を伺う。

(2)、知事就任４年間における知事公約の評価について伺う。

２、総務、企画部関連について。

(1)、平成31年度沖縄振興予算の取り組みについて伺う。

(2)、平成31年度沖縄振興税制の取り組みについて伺う。

(3)、新たな一国二制度の取り組みについて伺う。

(4)、那覇空港の民営化について伺う。

(5)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、進捗について伺う。

イ、政府との調整について伺う。

ウ、費用便益比について伺う。

３、商工労働部関連について。

(1)、沖縄駐留軍離職者対策センターの県の対応について伺う。

４、文化観光スポーツ部関連について。

(1)、しまくとぅば保存、継承の取り組みについて伺う。

(2)、沖縄文化の日制定について伺う。

(3)、平成15年以降の文化振興予算の推移について伺う。

(4)、組踊300年に向けた県の取り組みについて伺う。

(5)、フィルムオフィスについて伺う。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城満議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、県民投票に対する見解についてお答えいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。また、県民投票については、県民が主体となって議論がなされることが重要であると考えております。政府が辺野古新基地建設を強行する中で、米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、今回の県民投票は意義があるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１の(2)、知事公約の評価についての御質問にお答えいたします。

知事公約については、その実現に向けて、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から取り組んでいるところです。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想を推進し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などを強化するとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。生活充実については、子供の貧困問題の解消に向けて、基金を設置して取り組んでいるほか、離島地域の活性化なども積極的に推進しております。平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に取り組んでおります。このような取り組みにより、平成29年度の入域観光客数は約958万人となり、５年連続で過去最高を更新しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の売上高は4200億円、農業産出額は1000億円を達成するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は、平成29年度が3.6％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録するなど、県政運営の成果は着実に上がっているものと考えております。

次に２の(2)、平成31年度税制改正に向けた取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県には、４つの法律に基づく13の沖縄振興税制があり、このうち沖縄振興特別措置法に基づく６つの制度が平成30年度末に、復帰特別措置法に基づく酒税の特例措置が平成31年５月14日に措置期限を迎えます。これらの税制は、本県の産業振興を促進するものとして重要な役割を果たしていることから、本年末の平成31年度税制改正大綱の決定に向けて、３年間の延長を要望するとともに、より活用しやすい制度となるよう、適用要件の緩和などもあわせて求めてまいりたいと考えております。

次に同じく２の(3)、一国二制度の取り組みについてに関する御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、企業誘致や投資の促進等を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区・地域制度が設けられております。同制度においては、10年間40％の所得控除や４年間の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、ほかに例のない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開してまいりたいと考えております。

同じく２の(4)、那覇空港の民営化に関する御質問にお答えいたします。

国においては、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の運営を民間に委託する取り組みを進めております。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内７空港で手続が進められています。

県といたしましては、このような他空港の状況を注視するとともに、県内経済界等とも連携しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について、調査検討してまいりたいと考えております。

次に同じく２の(5)のア、鉄軌道導入の進捗についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年度から沖縄鉄軌道の計画案づくりに取り組み、ことし５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、県としての考え方を取りまとめました。次の計画段階においては、具体的なルートや駅位置、交通システムなどを決めることになりますが、そのためには、整備スキームや整備主体等が決定される必要があります。その後、事業実施の可否が判断され、概略計画や各種法手続を経て着工となります。

県としましては、早期の計画段階への移行について、国に働きかけてまいりたいと考えております。

２の(5)のイ、鉄軌道導入に係る政府との調整についての御質問にお答えいたします。

県では、平成30年４月24日に、骨太の方針に沖縄鉄軌道の導入に向けた取り組みの記述が盛り込まれるよう、政府等に要請を行ったところです。今回、鉄軌道については、骨太の方針には明記されませんでしたが、今後とも、鉄軌道導入に向けた機運醸成を図り、早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。

同じく２の(5)ウ、費用便益比についての御質問にお答えいたします。

費用便益比は、事業実施可否の判断を行う指標の一つとして用いられるものであり、県は、鉄軌道の構想段階における計画案づくりにおいて、参考値として示したところです。この結果、費用便益比は、国のマニュアルに基づき、国債利回りを４％と設定して試算した場合は、事業化の基準となる１を下回る結果となりますが、近年の実績を踏まえ1.5％と設定して試算した場合には、１を上回る可能性があることが確認されました。

県としては、鉄軌道導入による移動時間の定時性向上による効果など、構想段階において考慮されていない便益項目に関する調査を実施し、評価の精度を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、総務、企画部関連についての御質問の中の(1)、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

平成31年度は、沖縄振興計画の総仕上げに向けて取り組みを加速させる重要な時期と捉えております。このため、沖縄振興予算の確保に向け、市町村や関係団体等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、商工労働部関連についての(1)、駐留軍離職者対策センターに対する県の対応についてにお答えいたします。

県では、沖縄駐留軍離職者対策センターの相談体制の強化を図るため、相談支援に関する経費等について補助を行っております。また、 同センターが現在入居している県立駐留軍従業員等健康福祉センターの老朽化に伴い、移転先の確保が課題となっていることから、県としましても、同センターに対し移転先に関する情報提供等を行っているところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、文化観光スポーツ部関連についての御質問の中の(1)、しまくとぅばの保存・継承の取り組みについてにお答えいたします。

県では、しまくとぅばの普及・継承を推進するため、県民大会や語やびら大会の開催、民間団体等の活動に対する支援、普及功労者の表彰、民話データベースの作成などを実施しているほか、関係機関等においても、講演会やシンポジウムが開催されております。また、しまくとぅば普及の中核的機能を担うしまくとぅば普及センターにおいて、地域住民や学校の子供たちを対象とした講座を実施しているところであり、昨年度は延べ3086名が受講しております。

県としては、今後も同センターを中心とした民間団体との連携による実効性のある普及活動を展開してまいります。

同じく４の(2)、沖縄文化の日制定についての御質問にお答えいたします。

国は、国民の祝日に関する法律第２条において、自由と平和を愛し、文化をすすめることを目的とし、11月３日を文化の日と定めております。県では文化の日にあわせて、県立博物館・美術館の常設展を無料開放し、県民が沖縄文化やすぐれた芸術作品に触れる機会の創出に努めているところであり、他の文化施設においても、同様な取り組みを行っていると聞いております。

沖縄文化の日制定については、その意義や目的、効果など、さまざまな検討事項が想定されることから、今後研究してまいりたいと考えております。

同じく４の(3)、文化振興予算の推移についての御質問にお答えいたします。

文化振興課の平成15年度当初予算は約19億6100万円となっており、県立博物館・美術館など教育庁の一部事業が移管され、文化観光スポーツ部が新しく創設された平成23年度の当初予算は、約28億4800万円となっております。平成24年度以降は、沖縄振興特別推進交付金で実施するしまくとぅば普及継承事業や文化観光戦略推進事業などの主要事業に係る予算を計上してきており、今年度の当初予算は約28億4700万円となっております。

同じく４の(4)、組踊上演300周年記念事業についての御質問にお答えいたします。

来年の2019年は、組踊が首里城で初めて上演されて300年の節目となります。このことから、昨年11月に国の重要無形文化財の保持者団体である伝統組踊保存会等から、記念事業を実施するよう県に要請がありました。県では、組踊が沖縄の伝統芸能を集約した総合芸術と称されることや、ユネスコの無形文化遺産となっていること等を踏まえ、関係者へ呼びかけ、去る５月に15団体で構成される組踊上演300周年記念事業実行委員会を立ち上げ、今後の取り組み等について協議しました。

県としましては、県内外で組踊のすばらしさが広く認識される記念事業となるよう、関係団体と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

同じく４の(5)、フィルムオフィスについての御質問にお答えいたします。

沖縄フィルムオフィスは、映画・ドラマ等のロケ誘致活動やロケ撮影支援を行い、映像作品を通じて沖縄への観光誘客を図ることを目的に、平成15年４月に沖縄観光コンベンションビューロー内に設立されました。沖縄フィルムオフィスは、沖縄ロケに関する問い合わせ対応、国内外映画祭へのブース出展等の業務を行っており、県としては、今後とも映像を通して国内外に沖縄の露出を高めることにより、沖縄の認知度の向上や観光誘客につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　まず県民投票でございますけれども、実は前回1996年の、ちょっと調べてみたんです。当時の県民投票は地位協定の改定、基地の整理縮小ということで行われましたけれども、調べたら89.9％が賛成、8.54％が反対、投票率が59.53とかなり盛り上がっているんです。当時は、大田知事で橋本首相、この県民投票の結果を見て橋本首相がやはり沖縄に寄り添っていろいろそれに向けた――改定はそこまで今進んではいませんけれども、整理縮小という一つの流れをつくったのかという意味では、この県民投票はかなり効果があったんではないかなと。ただ反省しないといけないのは、前回基地の整理縮小を賛成する人ばかりが集まっていろいろやっていたんですよ、講演会とかしながら。県民投票に行きましょうとかそういういろんなイベントがありまして、それに反対する、基地はあったほうがいいという人をどうにかここに集めて、賛成も反対も一緒になって県民投票を考えようじゃないかというのが、僕は今回の県民投票で絶対に必要なことだと思うのですが、県民投票になりますと所管はどちらになるのでしょうか。どちらになる、総務。お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄もそうですが、これまでに他の地方公共団体で実施されたいわゆる住民投票ですけれども、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。また県民投票は県民が主体となって議論がなされることが重要であると考えております。政府が辺野古新基地建設を強行する中で、米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、県民投票は意義があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひその辺野古の埋め立て反対の人たちばかりが集まって、反対のための県民投票と言われないようにするためには、やはり県も積極的にかかわって、どんどん容認の皆さんもぜひ参加してくださいというようなそういう流れを今後、もちろん県もかかわってくるわけです。今署名活動もしているわけですから、県もかかわってくるわけでその辺のところはしっかり押さえたほうがいいのかと。前回県が主体にいろいろ動いたと思いますけれども、そのときはちょっと偏っていたのかなと。賛成するための県民投票という感じでなかなかそこに足を向ける人がいなかったということがあるので、どっちにしろ県が積極的にかかわらないといけないことなんで、ひとつその辺は頭に入れておいていただきたいなと思っております。

次、税制の取り組みということで新たな一国二制度の取り組みについて伺うというのは、僕はどういうことを言っているかといいますと、沖縄特別措置法でやはり高率補助を受けているのは社会インフラというか、10分の８、10分の９の国庫補助金があるのは大体ハードが主で、特別措置法の中に医療、福祉、教育というのがほとんど入っていないんです。全国一律、その流れはいまだに。沖縄は貧困率30％というふうに、所得も低い。そんな中で全国一律の、特別措置法が人のインフラとしてされていないということなんです。その辺は県が努力して、やっぱり医療、福祉、教育の中に新たな沖縄だけのシステムづくりというものに取り組まないといけないんじゃないかなと僕思うんですけれども、その辺どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

確かに高率補助は、社会基盤整備を促すものとして始まったものでありますが、今現在は一括交付金のソフト分、これがございまして、これにつきましても沖縄ならではの制度でございますが、特に市町村等においては､国の制度とのデマケといいますか､区分けの区分する必要がございますけれども、沖縄特有の政策課題には全て対応することができるような仕組みとなっております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　一括交付金だとやはりいつまで一括交付金が続くかわからんということがあるんで、人のインフラというのがほとんど手つかずの状態だったんではないかなという気はしております。なぜそういうことを言うかというと、地方自治体の自主財源をかなりこっちに例えば国保なんかに繰り入れしないといけないという、今本当に厳しい状況が続いているわけですよね。それは沖縄の戦後の事情、そして復帰前、復帰後、特別措置として人のインフラももう少しここで国がしていたら本当に今みたいなことになっていたのかどうかという。だからいまだに貧困率30％、これをどうにか下げていくためには、人のインフラを沖縄バージョンを絶対県は積極的に市町村と組んで、こういう流れをつくりましょうねなんていう、そういう仕組みづくりをぜひやってもらいたいと思うんです。どうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　御指摘の点は、そのとおりだと思います。ですから沖縄固有の政策課題に子供の貧困でありますとか、ほかの本土とは同列に論じられない政策課題につきまして対応できるような制度をつくって求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　次、離対センターの件ですけれども、これもともとは、アスベストの対策であるとか首切りがすごくたくさんの皆さんが離職したときに対応するためのセンターということで、きっかけはそれから始まったと思うのですが、本来なら県が主体となってやらないといけない事業の一つだと思うんです。それを今全駐労のほうで請け負ってという形でやはりアスベストの件にしろ、整理縮小という方針ですから基地の整理縮小になるとどうしてもそこで勤めている人たちが離職し、そして転職したりするわけです。そのマッチングをやっぱりこの人たちが今やっているわけで、これも県の仕事の一つだと思うんです。だから主体となってやはりやるべきではないかと思うんですが、部長どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　渉外業務といいますか、基地関係の話につきましては、平成十何年ですか、国のほうに移管されてございますけれども、ただ整理縮小に関する離職に関しましては国のほうが面倒を見るという離職者退職法がございますので、それで手厚くもてなされているとは思います。ただし、アスベスト関係の被害が長期化するものですから、そのことに関してはなかなか証拠提出は難しいだろうということで我々は補助をしているという状況で今支援しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　今老朽化で移転をせざるを得ないという状況の中で、今後やはりもう少し県も寄り添っていただいて、じっくり話し合っていただいて、次の施設をどうするかという相談までぜひ乗っていただきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

次ですが、しまくとぅばの保存と継承についてですけれども、やはり今文字としては、しまくとぅばを県は保存し継承しようとしているなという流れは見えるんです。ところがいろんな先輩の指摘は何かといいますと、今度は発声、発声というか音。音はこれだけの地域、これだけの島の中にたくさんのしまくとぅばがあるわけでしょう。これどういうふうにして残そうとしていますか、今。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるように文字といいますか、それぞれの地域の言葉を副読本という形で県民に、子供たちを含め若い人たちを含め、広めようという取り組みをしておりますけれども、音に関しまして今専門部会で協議をしていく中で検討していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これ、早目にやったほうがいいです。もう教える人もちょっと発音が違っているんじゃないかというぐらい、これだけ昔の言葉を早目に再生させていかないと、今ＡＩの社会だからＡＩで十分対応できると思うのですよ。その辺のところまで一応やって継承していこうという。これは絶対財産ですから、しまくとぅばというのは沖縄の。だから、ぜひこの音声の残し方に関しては、専門部会で今やられているかもしれませんけれども、地域地域でもう全部違いますから。これがちょっと気になっているなと思っております。文字として残すのは結構だけど、やっぱり

音声として残していくことのほうが僕は大事だなという感じがしておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、組踊300年。

組踊300年は、ぜひこれは沖縄が世界に発信するぐらいのイベントにしてほしいなと思うんです。玉城朝薫が組踊を首里城で上演して300年、これが一番いい機会です。そして県に移管するわけでしょう、首里城公園も。だからぜひ県が積極的に予算も組んで、全世界にアピールできるように、そしてついでに300年を記念に世界ツアーをできるぐらいにやっぱり盛り上げていく。これなぜかといいますと、意外と僕らはウチナーンチュとしてウチナーンチュはもう見なれて足元をあんまり、「慶良間ミーユシガ　マチゲーミーラン」になってしまって、組踊って簡単に思っているんだけれども、いつでも見られるやとか、ンカシカラ　ンチョーンドーとかという程度しかないんですけれども、ニューヨークで上映したときに、ある演出家がそれを見て何て言ったと思いますか。世界一スローな踊りということで大絶賛しているんです。だから世界いろんなところで見方が違っている。これは沖縄の絶対財産だなと思いました。だからユネスコもいいんですけれども、実際実戦部隊をいろんなところに送っていくということも一つ必要なことかなと思っていますので、これは要望しておきます。

続いてフィルムオフィスの件ですが、このフィルムオフィス、四、五年前の体制と今の体制とどう違っていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　フィルムオフィスは先ほど本答弁でも申し上げましたけれども、平成15年４月にコンベンションビューローに設置しておりまして、まだその体制は継続しております。フィルムオフィス自体はです。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これはだんだんだんだん僕はちょっとこの体制が弱まってきてはいないかなと危惧しているんです。なぜかというと四、五年前にすごい本数を沖縄で撮られましたよね、映画とかＣＭであるとか、たくさん撮られた。そのときのフィルムオフィス、いろんな情報がどんどんどんどん入ってきたんだけれども、今コンテンツ予算が少なくなったのが理由なのか、なかなか沖縄がかつてほどのロケ地となっていない感があるんです。それはどうですか、データとして。ここ５年間、例えばかつてはかなりの映画であるとかテレビであるとかＣＭであるとか、沖縄で撮られたんだけれども、最近ちょっと少なくなったような気がするんです。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　数は今すぐ手元に出てこないんですけれども、たしか予算の関係も含めまして支援作品は若干減る傾向にございます。それは何かと申しますと、これまで支援した中で必ずしもヒットしないといいますか、そういった費用対効果を考えることとか、それから事業が単年度事業でございますので、撮影中に天候、気候で１年でおさまらないということで事業を断念した等もございますので、そういったことを含めますと、我々としては作品の制作そのものに支援するよりもむしろキーパーソン、監督とかそういう人を招聘して、そこでそのまま沖縄をロケ地として撮影するきっかけとしていただくとか、映画の終わった後にいわゆるフィルムツーリズムという形でロケ地を訪れる観光客をふやしていくとか、そういった形で沖縄にロケを誘致しようという姿勢は変わらないんですけれども、その支援のあり方をいろいろと若干軌道修正しているところがございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　わかりましたけれども、今費用対効果という話があったけれども、プロ野球でも10回打席に立って３回打ったら３割プレーヤーでしょう。だからそれを３本予算出したからといって１本しか当たらなかったというのは、これは３割３分３厘なんですよ。このソフトコンテンツが何がすごいかというと、すごい波及があるんです、100倍とか200倍とか。例えばナビーの恋を覚えていますか。ナビーの恋だけで沖縄というところがどれだけ宣伝になったか。琉球の風が沖縄ということでどれだけ宣伝になったか。そういう一本一本当たらないから予算を削るなんていうそういう発想じゃなくて、どんどんどんどん可能性がある限り、どんどん積極的につくっていくべきだと思います。だから、文化事業というのは目に見えないもので、例えば空気商売ですからやっている人たちは。そういう意味では、例えば建物つくって、はいこっちにできましたというのとちょっと違うかもしれないけれども、かなり無駄な予算を使わなければ達成できないということも結構あるということを、文化の中にも感じていただきたいなと思っております。これは要望で

すから。

以上です。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　皆様、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、少し所見を述べさせていただきます。

沖縄の６月は、沖縄戦で犠牲になられた方々を思い各地で追悼式が持たれる月でもあります。去る23日の慰霊の日は、地元宮古島市の全戦没者追悼式に座喜味議員と一緒に参加をさせていただきました。その中で中学生が作文を朗読いたしましたけれども、祖母から祖母の兄、姉が不発弾の犠牲になって亡くなった――戦後すぐ亡くなったということで、戦後も不発弾による事故で命を失うことがあるということにこの中学生が衝撃を受けて作文を書き、そして多くの命を奪った戦争、彼女は、残りかすという言葉で表現をしておりましたけれども、不発弾で犠牲になって命を奪われた祖母の兄弟の悲しみは消えない、戦争はまだ終わっていませんというふうに訴えました。そして翌日、知事の沖縄全戦没者追悼式の平和宣言を読ませていただきました。繰り返し読ませていただきました。まさに戦後沖縄の抱える基地問題を正面からしっかりと取り上げて平和を希求する沖縄の心をよりどころとして、辺野古に新基地をつくらせないという決意、県民とともにあるということ、揺らぐことはないという知事の言葉は多くの県民が勇気をいただいたというふうに思います。私自身もまた基地のない穏やかな島を願って、平和な島づくりに向かっていきたいというふうに改めて強い思いをいたしました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

１点目です。沖縄県の水需給についてであります。

(1)、先月末から、座間味村で夜間断水の話が６月１日報道されました。現在は好転をしてそれは全体のダムの水量も上がってきているということではありますけれども、夏場を迎えるに当たり、観光客を多く迎える島々を抱えている沖縄県において、この課題は厳しく捉えなければならないというふうに考えています。現在の水需給の状況についてお伺いいたします。

(2)、これまで､沖縄県長期水需給計画（平成22年から32年まで）がつくられておりますけれども、その中でも渇水年ということが指摘されました。これは特に宮古島なんかはそうです。地下水の島でこれは不足するというのが予想されている需給計画となっております。21世紀ビジョン離島振興計画、その中においても良質な水源の確保が難しいという島々の抱える沖縄の状況をうたっています。離島を含む課題について、県の見通し、課題をどのように捉えているか。そしてこの見通しをどう考えているかをお伺いいたします。

(3)、次期沖縄県長期水需給計画策定に向けて調査が始まっていると思いますが、県民の水がめである本島のダム一帯の保全が重要であります。先日も仲村議員が取り上げておりました。あわせて、唯一地下水に生活用水を頼る島にあっては､特に宮古島にあっては、水源流域の保全、水源涵養林の保全は不可欠であります。水源流域一帯、これは緑のダムとも言われておりますというふうに長期計画にはうたわれておりますけれども、沖縄県だからこそ、緑のダムというふうにあの北部の一帯、そして地下水に頼る島々の水源涵養林の一帯を緑のダムと位置づけて保全や造林事業等を強化することが求められているというふうに思っています。県の見解を伺います。

２点目です。沖縄21世紀ビジョン離島振興計画改定について伺います。

(1)、知事は、さきの議会で､「離島の力が沖縄の持続的発展につながっていく」とのお考えを示されました。成果指標の約６割が改善されたというふうにさきの議会で知事は答弁されておりましたけれども、住みよく魅力ある島づくり計画の改定・見直しについての概要、それと当局の力点と考えているところは何かということをお伺いいたします。

(2)、離島の交通･生活コストの低減策として、沖縄本島と離島間の格差をなくすためにガソリン・生活必需品の指標の見直しをされました。その実施内容について伺います。

３点目です。宮古島への陸上自衛隊基地建設について伺います。

(1)、千代田地区で強行されている陸上自衛隊地対空・地対艦誘導弾部隊駐屯地建設――通称ミサイル基地ですけれども――は造成工事に当たり沖縄防衛局は環境調査を実施し、平成29年、去年の10月に完了しているはずです。報告書は平成30年３月31日までに完成するというふうにさきの議会までずっと当局は答弁し続けています。しかしながら、その結果が手元に届いていません。何度も何度も要求していますけれども、届いていません。それはどうなったかお聞きします。

まずア、報告書について、県は確認されたか伺います。

イ、その現況調査の結果を踏まえ、貴重植物の移植、移動能力の低い貴重動物の移動を行うとのことでしたが、状況について確認されたか伺います。

ウ、さきの議会では、当局は、貴重な動植物の消失や景観、赤土等の流出による環境への影響が懸念されると答弁されておりましたけれども、現場は確認されたのか。現状をどのように認識しているのかお伺いをいたします。

(2)、城辺保良地区の鉱山における自衛隊の弾薬庫建設についてお伺いいたします。

ア、防衛省は、陸上自衛隊の弾薬庫建設を城辺保良地区の鉱山に計画をし、住民説明会を行いました。県は、現場の把握はされているかを伺いたいと思います。

イ、防衛省は、去る１月、国会議員同席のもとでの防衛省交渉で、宮古島の市民団体からの質問に対し、面積については約20ヘクタール、その程度だと回答しておりますけれども、その後の地元説明会ではこれを答えていません。曖昧にしてはっきりはしないというふうに言っております。それについて県はどのように把握しているのか。そして改正する環境影響評価条例との関係と対応についてお伺いをいたします。

ウ、防衛省は、弾薬庫の貯蔵量の規模や数量については、自衛隊の性質上言えないとこの間何度聞いても答えてくれません。しかしながら自衛隊は自衛隊法の中でその距離があります。集落が何世帯以上だったらどれぐらい離さなければいけないとちゃんとうたわれています。それが把握できなければ安全かどうかすらわからない。何ができようとしているかすらわからないということになるわけです。県は、防衛省にその内容の確認を行う必要があるのではないか伺います。

続いて、保健医療行政についてお伺いいします。

(1)、先月、沖縄ハンセン病回復者の会から知事へ要望書が提出されました。知事はゆうな協会の会長でもありますけれども、このことについての知事の御見解、そして主な課題についてどのように受けとめていらっしゃるのか、対応についてお伺いしたいと思います。

(2)、離島患者等支援事業について、対象自治体への周知、渡航費・宿泊費患者支援の拡充の取り組みについて状況をお伺いしたいと思います。

(3)、県内の子宮頸がんワクチン予防接種に係る副反応被害の訴えの実態、これは何度かこれまでも聞かせていただいておりますけれども、現在の状況そして支援の状況についてお伺いをいたします。

続いて５点目です。多良間村の振興についてお伺いいたします。

(1)、多良間村の離島航路の確保について、多良間―宮古間の航路安定化事業としての船舶確保事業が進捗していると思いますが、その進捗状況をお伺いいたします。

(2)、多良間村は、県内でも唯一、第１次産業の就農従事者が45.5％と最も高いところであります。県の平均が5.4％。これに比べると特に農業従事者が多い地域であります。そして現在地下ダムの調査が、これがうまくいかなかったということで、水なし農業からの脱却を地上で挑戦するという、今多良間村はそれに取り組んでいるところでございますけれども、これから県はどのようにこの課題について対応していくのか伺います。

続いて教育行政についてお伺いいたします。

(1)、伊良部高校存続への課題について。

県立高等学校編成整備計画においては、宮古高校との統合について、実施時期を平成31年度から33年度と定めております。ただし書きに、架橋等による影響等により定員を満たした場合は計画を再検討とうたわれております。先日、伊良部高校において平成31年度の新入生募集の打ち切りについて、地域関係者と意見交換を行っています。この間の取り組みについて、そして課題をどう捉えているかについてお伺いをいたします。

続いて平和行政・不発弾処理について伺います。

(1)、沖縄戦の記憶を継承する「戦世の記憶」平和発信強化事業の取り組み状況について伺います。加えて、戦争体験者の多言語証言文事業の拡充についてお聞きしたいと思います。

(2)、県内の不発弾処理の実態、処理の状況と今後の見通しについて伺います。これについては、「沖縄県史　各論編６」の中でも沖縄戦を不発弾というテーマを置いて記述したというぐらい沖縄県にとって大きな、重たい課題であります。これについて県がどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

最後になります。

我が会派の代表質問との関連につきまして１点だけ、崎山嗣幸議員の質問に関連して伺います。

ＴＰＰの課題について先日の答弁で長期的にさまざまな影響が予想される。しかしながら予算の確保はしているところと答えています。どういうことを想定して、どういう影響を想定しているのか。またどういうことにＴＰＰへの対応として予算措置をされているかお答えいただきたいと思います。

以上、質問にお答えいただいて再質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョン離島振興計画についてに関する御質問の中の、住みよく魅力ある島づくり計画の改定についてお答えをいたします。

沖縄県では、平成29年度に住みよく魅力ある島づくり計画を改定いたしました。改定の内容としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定版等の内容や離島市町村からの意見を反映したほか、中間地点における施策評価において重要性を増した課題とされた、１、子育て支援の充実、２、地方創生の推進、３、離島観光の推進、４、人材の確保の４項目に対応する取り組みを強化することとしております。

沖縄県としましては、引き続き最重要施策である離島振興を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、沖縄県の水需給についての御質問の中の(1)、水需給の状況についての御質問にお答えします。

沖縄本島内及び一部の離島におけるダムの貯水率は、昨年７月以降の小雨の影響により、平年に比べ低い状況が続いておりましたが、６月中旬以降にまとまった降雨があったことにより、貯水率が回復しておりますので、現時点で、県民生活に直接影響を及ぼすことはないと考えております。

次に、４の保健医療行政についての御質問の中の(1)、ハンセン病回復者の会の要望についてお答えします。

回復者の会からは、医療・介護等、回復者が安心して受診できる体制の整備、相談支援体制の整備、啓発事業の強化、後遺症である末梢神経麻痺等を考慮した介護認定制度の国への働きかけ及び療養所の将来構想への取り組みなどの要望がありました。

県としましては、回復者の会と十分な意見交換を行い、要望について真摯に検討していきたいと考えております。また、課題となっております後遺症に起因する足底潰瘍の治療につきましては、いかにすれば回復者が身近な医療機関で受診できるようになれるのか、検討していきたいと考えております。

次に、(2)の離島患者等支援事業についての御質問にお答えします。

平成29年度、同事業では、13市町村において、延べ2121人の患者及びその付添人に対し、交通費や宿泊費689万4000円の補助を行っております。県は、これまで、本事業の周知と活用を促進するため、平成28年10月と平成30年２月に対象となる18市町村に対して事業説明会を開催し、助成対象の拡大、助成額及び助成回数の拡充を求めてきたところであります。

県としましては、引き続き、対象となる市町村に対し、制度の拡充を働きかけていきたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン副反応被害についての御質問にお答えいたします。

平成22年度から29年度までの間、県内で３万7513人が子宮頸がん予防ワクチンを接種しておりますが、そのうち30人から副反応の報告があり、その中の10名に慢性的な疼痛など重篤な症状が認められております。また、14人が予防接種法及び医薬品医療機器総合機構法の救済制度に申請し、５人が承認されております。さらに、県では、離島在住の副反応者が、沖縄本島で治療する場合の経済的負担を軽減するための支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　答弁の途中ではありますが、時間の都合もありますので亀濱玲子さんの質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の亀濱玲子さんの質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、沖縄県の水需給についての御質問の中の(2)、離島における水源確保の課題についてにお答えいたします。

沖縄県では、平成22年２月に策定した沖縄県長期水需給計画において、目標年度を平成30年度とした水需給予測を行っており、沖縄本島以外の生活用水に関し、１日最大給水量が不足する結果となっています。離島が抱える水資源や上水道に係る多くの課題に対応するため、水道広域化を含め、施設の更新や可搬型海水淡水化装置の貸与など、水道用水を安定的に確保するための施策に取り組んでおります。今年度新たに策定する長期水需給計画の予測結果に基づき、水需要に適切に対応していきたいと考えております。

次に２の(2)、石油製品及び生活必需品の価格差の指標見直しについての御質問にお答えいたします。

県が実施している石油製品輸送等補助事業においては、油種ごとに１リットル当たりの本島・離島間の価格差を指標としておりましたが、計画見直しに伴い、

住民の実感が反映できる指標として、ガソリンの本島価格を100とした場合の指数に変更したところであります。また、離島食品・日用品輸送費等補助事業については、平成24年度から実施している離島と平成28年度から追加された離島それぞれについて指標を設定したところであります。

次に５の(1)、多良間―宮古間の船舶確保状況についての御質問にお答えいたします。

県は、離島住民の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路を対象として、船舶の建造または購入費に対して補助する事業を行っております。当該事業については、国、県、関係市町村及び航路事業者で構成する協議会において決定した沖縄県離島航路船舶更新支援計画に基づき事業を実施しております。多良間航路につきましては、当該計画に基づき、平成32年度及び平成33年度の２カ年で新たな船舶を建造する予定となっており、今年度、船舶の仕様・規模などについて検討を行うため、船舶建造検討委員会を設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、沖縄県の水需給についての御質問の中の(3)、宮古島の水源流域の保全、造林事業などの評価についてお答えいたします。

森林は、木材生産等経済機能のほか、水源涵養機能、山地災害防止機能、地球温暖化防止機能などの多面的機能を有しております。県では、健全な森林の維持増進により、これらの機能を高度に発揮させるため、市町村等への補助事業により造林事業を実施しております。宮古島においては、大野山林を中心に、過去10年間で75ヘクタールの造林を実施してきました。

県としましては、今後とも、継続的な事業の実施に取り組んでいきたいと考えております。

次に５、多良間村の振興についての御質問の中の(2)、多良間村の農業用水の確保についてお答えいたします。

多良間村の農業用水の確保については、平成18年度から国により農業用水源開発の調査が行われております。平成29年度の国の調査において、これまで課題であった権利関係の整理、適正な施設計画、具体的な営農計画等の見通しが得られたことから、県では、30年５月に国営地区調査の申請書を国に提出したところであります。

県としましては、多良間村の農業用水の安定的な確保を図るため、引き続き、国、村及び関係機関と連携を図りながら、農業用水源開発の事業化に向け推進してまいります。

次に８、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、ＴＰＰ11の影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ11が発効した場合に想定される影響としては、本県の主要品目であるサトウキビや畜産などについて、安価な輸入品の増加による県産品価格の下落や糖価調整制度の安定運用への支障などが想定されます。そのため、県では、平成29年度補正及び30年度当初予算において、１、農業用水源の開発・かんがい施設の整備等を行い、農業経営の安定等を図る水利施設整備事業、２、農業生産基盤整備を行い、所得向上を図る中山間地域所得向上支援事業、３、肉用牛飼養頭数の増加を図るため、牛舎整備等を行う沖縄県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業などを実施しております。

県としましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、宮古島への陸上自衛隊基地建設についての御質問の中の(1)のア、宮古島駐屯地の現場確認と貴重動植物の移動・移植等についてお答えします。３の(1)のアから３(1)のウまでは関連しますので一括してお答えします。

県では、旧千代田カントリー地区で実施されている宮古島敷地造成工事の現地調査を去る６月12日に実施しております。貴重植物については、６種を移植しており、そのうち、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオキナワソケイの１種が119個体から113個体に減少していた以外、枯死した種はありませんでした。また、本事業では、事業区域のほぼ中央にある拝所を含めた保全区域を設けており、移動能力の低い貴重動物種のミヤコヒキガエル等はその保全区域に移動したと聞いております。赤土等流出防止対策については、小堤工、ろ過沈殿池、浸透池等の対策が適切に実施されていることを確認しております。県では、報告書の確認はできておりませんが、引き続き報告書の提出を求めるとともに、今後も当該事業現場の立入調査を行うなどして、必要な指導を行っていく考えであります。

同じく３の(2)のイ、環境影響評価条例との関係と対応についてお答えします。

保良地区における自衛隊の弾薬庫建設計画については、具体的な事業内容等が明らかになっていないため対象事業に該当するか不明でありますが、県としましては、今後とも沖縄防衛局に対して条例の改正内容について周知してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 3、宮古島への陸上自衛隊基地建設についての御質問のうち3の(2)のア、宮古島における自衛隊弾薬庫等の候補地についてお答えします。

県は、平成29年11月に担当職員を宮古島市の旧千代田カントリークラブ地区の確認のため派遣した際に、同年9月に報道のあった保良鉱山周辺も確認しております。自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に7、平和行政・不発弾処理についての御質問のうち(2)、磁気探査状況と処理状況、不発弾処理の見通しについてお答えします。

さきの大戦において県内に生じた不発弾は、約1万トンと推定され、復帰前の約6000トンを含め、平成29年度末までに8000トンが処理され、現時点においても2000トン弱の不発弾があると推定しています。不発弾の探査については、県の行う不発弾探査事業等により残存する不発弾が年々減少する一方、不発弾の埋没情報は年々減少しており、近年ほとんどないことから、全ての不発弾処理には長期的な取り組みが必要となっております。

県としては、引き続き不発弾問題の解決に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 3、宮古島への陸上自衛隊基地建設についての(2)のウ、弾薬庫の内容を確認する必要についてにお答えします。

防衛省に確認したところ、弾薬庫の貯蔵量の規模や数量については、自衛隊部隊の能力が推察されることとなるため具体的に示すことはできないが、火薬類取締法は遵守するとのことでありました。同取締法によると、自衛隊が設置する火薬庫については、自衛隊法施行令により経済産業大臣の承認を得ることとなっております。自衛隊の火薬庫の申請について、経済産業省に確認したところ、関係法令に基づいて審査を行うとのことでありました。このことから、県としては、経済産業省の審査において適切な保安距離が確保されるものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 6の教育行政についての中の(1)、伊良部高校についての御質問にお答えいたします。

伊良部高校は、伊良部島の人口減少に伴い入学生の減少が続いたことから、県立高等学校編成整備計画で生徒数が回復しなければ宮古高校へ統合することとしております。これまで、伊良部高校の活性化を図るため、連携型中高一貫校の実施や生き生き活性化事業による支援、学校及び地域との意見交換などを行ってまいりました。しかしながら、平成26年から入学生が20人程度とさらに減少し、進路希望に応じた選択科目や体育の授業、学校行事、部活動が制限されるなど学校教育に支障が生じております。その後も生徒の減少傾向がとまらず、平成30年度は入学生が7人と激減したことから、伊良部地域の全中学生と保護者に対し、進路に関するアンケートを実施したところであります。その結果、伊良部高校希望者が各学年1人または2人と少数であることが判明しました。地域からは、伊良部高校がなくなると島の活性化はできなくなるなどの声もありましたが、生徒の教育環境を第一に考え、同校について、平成31年度入学生から募集停止せざるを得ない状況であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） 7、平和行政・不発弾処理についての御質問の中の(1)、「戦世の記憶」平和発信強化事業についてお答えします。

「戦世の記憶」平和発信強化事業は、平成28年度から30年度までの3年間の事業であり、本年度は、これまでに作成した70名分の戦争体験者の多言語化証言映像を平和祈念資料館及びインターネットで公開するとともに、川崎市と大阪市で成果報告展を開催する予定であります。

県としましては、本事業において作成した多言語化証言映像を活用し、沖縄戦の記憶の継承と平和を希求する沖縄の心の発信について、取り組みの充実を図っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　お願いをいたします。

今お答えいただきました平和行政について、ぜひこれは要望といいますか検討していただきたい。今の強化事業が平成28年度から30年度までというふうになっておりますけれども、本当に体験者が語り部がだんだん少なくなっていくという厳しい状況にあります。これは平和資料館だけではなくて、例えばひめゆり資料館であったり、沖縄愛楽園あるいは宮古南静園も戦争被害があった場所なんです。そういった沖縄県下の戦争被害のあったところの聞き取りをもっと違う形で事業として継続していけるような検討をしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　戦争体験の記録につきましては、これまでもこの事業だけでなくてもほかのものでもいろいろやってきたところではございますが、体験者が少なくなってくるところでございますので、この事業は30年度で終わりですけれども、次の事業が何か検討できるか研究してみたいと思います。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　今本当に時間との闘いなんだと思うのです。ハンセン病と戦争というのは、ようやく沖縄県史が取り上げてくださいましたので、そういった視点からでもいろんな戦争と例えば慰安婦であったり、戦争と朝鮮人軍婦であったりそういった取り組みができると思いますのでぜひよろしくお願いをいたします。

あと順次再質問させていただきます。

沖縄21世紀ビジョンの離島振興計画の中で、離島の交通生活コストの低減というものについて、知事はこれまで本当に離島の力が沖縄の持続的な発展につながっていくという地域の格差、離島の格差については殊のほか関心を寄せていただいています。これは本当に多良間にも１泊で行かれたりとかそういったことで感じることはできるわけですけれども、先日も出ていました石垣―那覇間の航空運賃の件がずっと深刻な問題となっておりますけれども、これを急ぎ県は一日も早く解決に向けて取り組むべきと思いますが知事いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　亀濱議員の再質問にお答えします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業ということで、那覇―石垣路線につきましても先日来ずっと調整をしておりました。各方面との調整ができましたので、７月１日以降も適用保留とせず事業を継続するということとしておりますので、今御報告をしておきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

石垣―那覇間は、航空運賃も高いですので、これが本当に離島の格差として皆さんの生活を圧迫するということがあってはならないと思っておりましたので、これが継続するということに関しては努力していただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

続いて同じ離島なんですけれども、多良間のことです。多良間の船舶確保事業について、検討委員会を立ち上げるというふうにおっしゃっておりますけれども、これは具体的にいつごろ立ち上げてそれで予算はどのようになりますでしょうか。予算の概要、大枠を教えていただけたら、どういう枠組みでこの事業は取り組んでいくかということを教えていただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

船舶建造検討委員会は、事業者が設置して県、市町村関係者を交えて船舶の適正な規模であるとか仕様、建造時期、建造後の収支について検討するものでございますが、今まだ検討している段階でございまして、急ぎ設置したいと考えております。価格等につきましては、昨今の物資価格が上がっているというような問題もございますが、県としてはこの事業の目的である船舶を建造して安定的に航路が運航できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひ多良間村と連携をとって規模を聞きながらやっていただきたいと思います。

続いて同じ多良間村なんですけれども、本当に水なし農業からの脱却という大きなテーマを掲げて取り組もうとしているわけです。今国に申請をしたところというふうに部長にお答えいただきましたけれども、具体的にどのようなスケジュールを県のほうは考えているのかというのを今現在でお考えの計画をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国のほうでは、国営多良間地区の調査状況について平成27年度までやってきておりました。平成18年から23年度までの可能性調査、それと24年、27年から事業化に向けての設計の調査をさせていただきました。実際、調査をやったところ淡水レンズからの取水量がちょっと少なかったというようなことと事業費が大きい。いろんな関係がありまして、平成28年度から30年度まで再度地域整備方向検討調査を行い、今回事業費の抑制や畑かん営農の効果の増大等含めていろいろと検討したところ、事業化の見通しが得られたということですので、それに対して知事のほうから今回申請したというような状況になっております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ぜひこれも多良間村、地下ダムがもう無理となったときに本当にどうしたらいいだろうというような状況からここに至っていますので、ぜひ大きく前進させていただきたいと思います。

続いて保健医療行政なのですけれども、離島患者の支援ですけれども、これをぜひ県の要綱を介護保険に適用するというような要綱を見直していただきたい、これを検討していただきたい。そうじゃなければがんの患者さんたちは、介護保険適用すると非常に厳しいものがあります。それを部長はよく御存じだと思うのですが、それの要綱を見直して、市町村が必要と認める場合、あるいは主治医が必要と認める場合は、同行支援を認めるという形でいかがでしょうか。検討していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　議員の質問は、要するに患者本人だけじゃなくて付添人、それも一人じゃなくて付添人の幅を広げてほしいというような趣旨だと理解しておりますけれども、現在そういう広げる方向で見直しの手続を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一点、ハンセン病回復者との協議会の場をぜひ持っていただきたい。これについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この協議会は､回復者と県の協議会なのか、それと県以外の団体等も加えるのかどうか、こういったことも回復者の方の意見を聞きながら、十分その辺を詰めてできるだけ早く開催できるようにしたいというふうに考えております。

○亀濱　玲子さん　議長。

○議長（新里米吉君）　時間です。

○亀濱　玲子さん　済みません。ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○比嘉　瑞己君　日本共産党の比嘉瑞己です。

一般質問を行います。

辺野古新基地建設問題について伺います。

(1)つ、沖縄防衛局がＫ９護岸を石材陸揚げ用の桟橋として使用しているのは、当初の設計図書とは全く異なるものであり、重大な留意事項違反です。県の対応を問うものです。

(2)つ、Ｋ９護岸に陸揚げされている石材は、本部港から海上運搬されています。環境保全図書では石材の運搬方法についてどのように記載がされているでしょうか。沖縄防衛局が変更申請もせずに石材を海上運搬しているのは重大な留意事項違反だと思いますがいかがでしょう。

(3)つ目に、違法な石材運搬のために本部港を使用することは許されません。県の対応を問います。

２つ目に、希少サンゴの保護について。

(1)つ、サンゴの繁殖時期や産卵時期、水温が高い時期に移植することは、サンゴの生態に悪影響を及ぼすものであり、辺野古新基地建設工事は直ちに中止をすべきです。見解を問います。

(2)つ、沖縄県が検討している希少野生動物保護条例に希少サンゴも対象とし、国指定特別天然記念物指定を目指すべきだと思います。見解を問います。

３つ目に、絶滅危惧種ジュゴン保護について伺います。

沖縄防衛局は県民の民意を無視して工事を強行していますが、埋立承認の際に沖縄県が課した留意事項は守られておらず、特にジュゴンに関しては環境保全を実施されず、絶滅危惧種ジュゴンに重大な影響を及ぼしております。

(1)つ、環境影響評価図書には、ジュゴンの生息範囲の変化が見られたときには、工事の関連性を検討し対策を行うと明記されていますが、沖縄防衛局が実施した対策は何でしょうか。その効果性について沖縄県はどう評価していますか。

(2)つ、埋立承認の際の留意事項として設置された

環境監視等委員会は、副委員長が疑念を示して辞任しました。県として同委員会の役割や機能について検証をすべきだと思います。沖縄県の環境監視等委員会への評価についての見解を問うものです。

４つ目に、キャンプ・シュワブ前の抗議行動への過剰警備についてです。

沖縄県警による抗議行動へのビデオカメラの撮影、機動隊員による強制排除、炎天下に装甲車の排気ガスを吸わせながら長時間も拘束することは、日本国憲法の保障する個人の権利及び自由への干渉です。県公安委員会と沖縄県警は違法な過剰警備を直ちにやめるべきです。見解を問います。

５つ目、米軍機等の騒音被害について伺います。

(1)つ、防衛局が実施している騒音測定結果について県の見解を問います。

(2)つ、沖縄県が実施している普天間基地周辺の低周波測定結果を問います。

(3)つ、普天間基地や嘉手納基地周辺だけでなく、多くの市町村で航空機騒音の被害が拡大しております。那覇市や浦添市などでの米軍機や自衛隊機の騒音被害について実態を問います。

(4)つ、イタリア・ドイツにおける駐留米軍機の騒音対策について、日米地位協定との違いは何でしょうか。地元の声を反映させる仕組みが必要だと考えますが、見解を問います。

６つ目に、離島周遊高速船導入についてです。

離島住民の利便性向上や観光振興のために、那覇を起点に本島と近隣離島を結ぶ高速船を導入すべきと考えます。関係離島自治体へのアンケートや事業化に向けた課題研究調査について、県の見解を問います。

７つ目に、離島の歯科医療について伺います。

現在渡名喜村・粟国村の歯科診療所が休診中です。県として歯科医師・歯科衛生士の派遣・確保を支援すべきです。対応策を問います。

８つ目に、新県立図書館の開館記念企画について伺います。県立図書館が所蔵する沖縄に関する貴重資料についての概要を伺います。新しい県立図書館がさらなる文化創造の発信地となるような企画展や常設展示が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

残りの時間は再質問をいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　比嘉瑞己議員の御質問にお答えをいたします。

米軍機等の騒音被害についてに関する御質問の中の５の(4)、イタリア・ドイツの騒音対策についてお答えをいたします。

ドイツでは、騒音軽減委員会が設置され、米軍が地元自治体からの意見などを聴取しているほか、夜間の飛行制限についても、例外に該当する事由を限定列挙するなど実効性のある対策が講じられております。イタリアでは､地域委員会が地元自治体の意見を聴取し、飛行コースの変更に米軍が応じるなどの対応をしております。

沖縄県としては、日本においても、地元自治体の意見を反映させる地域委員会の設置や、実効性のある騒音規制措置を講じることが必要であると考えており、引き続き日米両政府に対してその実現を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(1)、Ｋ９護岸の桟橋利用についてお答えいたします。

Ｋ９護岸を利用した海上搬入については、環境保全図書で予測されておらず、環境保全図書を変更して実施する場合に該当すると考えられることから、県は、沖縄防衛局に対し、承認の際に付した留意事項４に基づき、変更承認が必要と繰り返し求めているところであります。

同じく１の(2)、環境保全図書の石材運搬方法についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書では、海上運搬される石材は、海上施工される海上ヤード及びケーソン式護岸の基礎捨て石のみと明示されております。

県としては、Ｋ９護岸を使用して海上運搬を実施する場合には、運搬方法の変更についても変更承認が必要と指摘しているところであります。

同じく１の(3)、本部港の使用許可についてお答えいたします。

本部港の岸壁や荷さばき地の使用許可については、県条例に基づき、本部町に権限移譲しており、使用許可の判断は町の権限において行うものであります。なお、港湾施設使用の許可については、港湾関係法令上、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除き許可することが適当とされ、他法令の手続との整合性などを理由に不許可にすることは、港湾法で禁止する不平等取扱に抵触することとなります。本部町においても、港湾関係法令等に基づき、処理されるも

のと考えております。

次に３、絶滅危惧種ジュゴン保護についての御質問の中の(1)、ジュゴンの保護対策についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、ジュゴンに係る環境保全措置として、海上工事は日の出１時間程度後から、日の入り１時間程度前の間に作業を行うこと、及びジュゴン監視・警戒システムの運用などについては、着工時から実施していると回答しております。また、これまでの航空機によるジュゴンの確認状況の推移は、個体Ａ及び個体Ｂは継続して確認されておりますが、個体Ｃは平成27年７月以降確認されていないことが報告されており、懸念されているところであります。

県としては、ジュゴンに関する環境保全措置の効果も踏まえた検討と必要な措置を講ずるよう求めてまいります。

同じく３の(2)、環境監視等委員会への評価についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会は、承認の際に付した留意事項に基づき、環境保全対策等の詳細検討及び対策等の実施に当たって助言を得るために設置されたものと理解しております。県は、環境監視等委員会でどのような議論があり、沖縄防衛局がどのような指導・助言を受けて、環境保全措置等を検討したのか、当該措置等について、随時、詳細資料を要求しているところであります。引き続き、環境監視等委員会からの助言内容については、確認してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、希少サンゴの保護についての御質問の中の(1)、サンゴの移植時期などについてお答えします。

サンゴ移植に対する沖縄県の基本的見解等をまとめた沖縄県サンゴ移植マニュアルでは、移植時期は水温の高い時期や繁殖の時期を避けるべきとされていることなどから、１年のうち、秋季が適しているとされております。

県としましては、移植に際し、サンゴを含む生態系に悪影響を及ぼすことがないよう、自然環境に十分に配慮すべきであると考えております。

同じく２の(3)のア、県条例による希少サンゴの保護についてお答えします。

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、多くの希少種や固有種が生息・生育しております。そのため、県では、種の保存法による規制が及ばない希少種の保護を図ることを目的として、希少野生動植物保護条例の制定を検討しているところです。同条例における希少サンゴの取り扱いについては、条例制定後、学識経験者等で構成する検討委員会において種の選定作業の中で検討が行われるものと考えております。

次に５、米軍機等の騒音被害についての御質問の中の(1)、沖縄防衛局騒音測定結果についてお答えします。

沖縄防衛局による嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における平成29年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では、基地内２地点を含む全14地点で、前年度と比較して騒音発生回数が増加しております。また、普天間飛行場周辺では４地点中全ての地点で騒音発生回数が減少しているものの、深夜・早朝の騒音発生回数は４地点中３地点で増加しております。なお、県が関係市町村と連携し実施しております、航空機騒音測定結果でも同様の結果が得られており、嘉手納飛行場周辺では騒音発生回数の増加、普天間飛行場周辺では深夜・早朝の騒音発生回数が増加しているものと認識しております。

同じく５の(2)、普天間飛行場周辺の低周波音測定結果についてお答えします。

県では、普天間飛行場周辺の航空機騒音測定局４局において、平成27年度に低周波音自動測定機能を整備し、さらに、機種判別を行うため平成28年度に映像収録機能を追加整備し、低周波音の測定を実施しております。平成29年４月から８月までの低周波音の評価に用いるG特性音圧レベルの測定結果では、ＭＶ22オスプレイ及び回転翼機は、固定翼機と比べて高い傾向が確認されております。

同じく５の(3)、那覇市や浦添市等の騒音被害についてお答えします。

県では、関係市町村と連携し、普天間飛行場及び那覇空港周辺において、航空機騒音の常時監視測定を実施しております。平成29年度の測定結果速報値によりますと、普天間飛行場周辺浦添市内３測定局において、Ｌｄｅｎが最も高かったのが当山局の52デシベル、１日当たりの騒音発生回数が多かったのが牧港局の13.8回となっております。また、那覇空港周辺那覇市内２測定局については、軍用機民間機識別装置を有しており、軍用機のみでは、Ｌｄｅｎが最も高かったのが具志局の53デシベル、１日当たりの騒音発生回数29.6回となっております。

県としましては、航空機騒音による住民への影響の

把握は重要なことであると考えており、引き続き関係市町村と連携し航空機騒音の推移を注視してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の希少サンゴの保護についての御質問で(3)のイ、希少サンゴの天然記念物指定についてお答えいたします。

国の天然記念物は、国が定めた指定基準に基づき、文化庁において指定されます。指定に当たっては、希少性の高さだけでなく、広く県民または国民に知られていることや、象徴的な存在であることなどが重要となります。例えば、地域のシンボルとして古くから地元で大切に守られてきた国指定天然記念物、名護のひんぷんガジュマルなどがこれに当たります。希少サンゴについては、必ずしも地域や日本の自然を象徴するものとして広く認知されているとは言えないことから、文化財指定は厳しいものと考えております。

次に、８の新県立図書館の開館記念企画についての(1)、貴重資料等についてお答えいたします。

図書館が所蔵する貴重資料には、東恩納寬惇を初めとする個人名を冠した７つの特殊文庫や、その他古地図、掛け軸、自筆原稿などがあります。貴重資料の中には国の重要文化財に指定された琉球国之図などもあります。新県立図書館では、これら貴重資料を液晶ディスプレイにより電子映像で紹介する予定であります。また、新館の開館記念企画展としては、所蔵する貴重資料などの展示を行うこととしておりますが、詳細については、現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　４(1)のア、キャンプ・シュワブ周辺における警備のあり方についての御質問にお答えをいたします。

県警察といたしましては、抗議行動が適法に行われている限り関与するものではありませんが、キャンプ・シュワブの周辺では、抗議参加者による道路上の座り込み、工事車両等の前への飛び出し、立ち塞がりなどの危険かつ違法な行為が行われている実態がございます。これによって、関係者の生命、身体に危険が及んでいるほか、交通渋滞が発生するなど、一般住民の生活にも大きな支障が出ております。県警察では、このような状況を踏まえまして抗議行動等の過程で法律に違反する行為を認めた場合には、抗議参加者らを含む関係者の安全の確保、抗議参加者と工事関係者の間のトラブル、事件・事故の防止、一般交通の安全と円滑の確保、住民生活に対する支障の回避等の観点から違法な状態を解消することとしておりまして、抗議参加者らに対しまして、再三の警告を行った上で、安全な場所に移動していただくとともに、工事車両の入出域が終了するなど、関係者の安全と交通の円滑が確保するまでの間、警察車両等で設けた安全な場所にとどめるなどの必要な措置を講じているところでございます。

以上のとおり、県警察としては、法律に違反する違法な行為に対して、法令に基づいて適切に対応しているものでありまして、過剰警備との御指摘は当たらないものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　知念公男君登壇〕

○公安委員会委員（知念公男君）　質問要旨４の(1)のイ、キャンプ・シュワブ周辺における警備のあり方についての御質問にお答えいたします。

公安委員会としましては、キャンプ・シュワブ周辺における抗議活動の状況及び警察の対応について、公安委員会定例会等の場で必要に応じて報告を受けております。また、抗議参加者による道路上での座り込みや工事車両等の前への飛び出し、立ち塞がりといった危険かつ違法な抗議行動が行われている状況も把握しております。また、公安委員会として、現に法律に違反する行為が行われ、関係者の生命・身体に危険が生じるなどの実態がある以上、警察はその責務達成のため適切な措置を講じる必要があると考えておりますが、その際には公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障の双方を全うすること、そして違法行為に対しては行為の態様、悪質性等に応じ指導、警告、制止、検挙等の中から適切な方法を選択し、法と証拠に基づいて冷静に対処すること、また、抗議参加者の飛び出しを制止したり移動したりする際には、関係者の安全に最大限配慮することなどの方針で対応するよう、警察本部長に指示しているところであります。公安委員会は、法律により県警察を管理するとされており、個々の具体的な警察活動について直接の指揮監督を行うものではありませんが、先ほどの県警本部長から説明のあった対応は、我々公安委員会の管理運営の方針に沿って行われた適切な措置であると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　６の(1)、離島周遊高速船導入についての御質問にお答えいたします。

沖縄本島と近隣離島を結ぶ航路は、人や生活物資を輸送する重要なライフラインであることから、県としては、離島住民の定住条件を整備するため、国や関係市町村と協調して離島航路の維持・確保に努めているところであります。沖縄本島と近隣離島を周遊する高速船につきましては、観光需要を基本として取り組まれることが望ましい事業であると考えておりますが、離島住民の需要も把握しながら、国や観光部局を初めとする関係部署とも連携し、事業実施の可能性について検討を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、離島の歯科医療についての御質問、渡名喜村及び粟国村の歯科診療所についての御質問にお答えします。

渡名喜村立歯科診療所は平成26年９月に、粟国村の歯科診療所は平成27年11月にそれぞれ休止しておりますが、県としましては、歯科医師をあっせんするドクターバンクを活用して、歯科医師の確保を図るべく、現在、両村と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それでは、今の米軍機の騒音被害について伺います。

詳しい報告ありがとうございました。

今の最初の答弁では、普天間、嘉手納基地の騒音被害の激化がわかりましたが、ほかにも防衛局は騒音調査を実施しております。東村、伊江村、宜野座村、金武町の実態はどうでしょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

沖縄防衛局は、平成26年度から東村、伊江村、宜野座村及び金武町において騒音測定を実施しております。その平成27年度と比較しますと、東村の高江区牛道では、騒音発生回数が平成26年度1474回から平成29年度は5840回と増加しております。特に夜間の騒音発生回数につきましては、平成26年度194回から平成29年度は1344回と大幅に増加をしております。宜野座村につきましては、宜野座村城原区で測定をしておりますが、平成26年度5034回から平成29年度8280回に、夜間騒音では平成26年度1232回から平成29年度2452回へ増加をしております。金武町におきましては、金武土地改良区事務所で測定をしておりまして、平成26年度3777回から平成29年度8084回に増加をし、夜間につきましては、平成26年度614回から平成29年度1907回と増加をしております。また、伊江村につきましては、伊江村西崎区で騒音を測定しておりまして、騒音発生回数が平成26年度5741回から平成29年度2557回に減少しておりますが、これにつきましては、伊江島補助飛行場での滑走路の改修工事が行われていることによるものと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　全県で負担が増大しております。

次に、県が行っている低周波の調査について聞きます。

低周波についてですが、オスプレイなどの低周波、人や環境に与える影響は明らかになっているでしょうか。国の低周波音の環境基準や規程基準というのはあるのかどうか。また、こうして県が独自で調査をしているわけですが、この調査結果をしっかりと国に示して政府に抜本的対策を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　オスプレイにつきましては、回転翼機と同じでございますけれども、固定翼機に比べて低周波音が高いという傾向があるということでございます。また、基準に申しますと、環境省では固定発生源からの低周波音による物的苦情に関する参照値というのを示しておりますが、移動発生源である航空機などによる低周波については、基準等が設定されておりません。このようなことから、県では航空機による低周波の物的影響を科学的に把握することを目的として、平成28年度から普天間飛行場の周辺において実測調査を実施しております。また、平成29年度は機種別の低周波の周波数解析を実施しており、固定翼機と比較してＭＶ22オスプレイ及び回転翼機が20ヘルツ付近で高い傾向にありました。県では、これらの調査で得られた知見を国に情報提供するとともに、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握、健康影響評価及び環境基準等の設定について求めているとこ

ろでございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　このオスプレイやＣＨ53は普天間基地周辺だけでなく全県で飛び回っています。今県は独自の調査として普天間基地周辺だけをやっておりますが、これ対象を広げるべきだと思います。どうでしょう。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　オスプレイ等の訓練に伴う低周波音及び航空機騒音に係る実態調査につきましては、着陸帯や飛行場を米軍へ提供する国の責任において実施し、その結果を公表すべきだというふうに考えております。しかしながら、県としましては、航空機騒音による住民への影響の把握は重要なことであると考えておりまして、昨年度可搬型の航空機騒音低周波自動測定機を１機整備し、今年度も１機追加整備することとしております。今後は地元自治体と連携をして、この可搬型の測定機を活用した測定を検討するとともに、得られました測定結果を蓄積して、国に対して航空機騒音に係る環境基準の設定等について強く求めてまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　部長、頑張ってください。
それでは、絶滅危惧種のジュゴンの保護について伺います。
このほど、米ジュゴン訴訟の中で、アメリカ国防総省の報告書が明らかになっています。そこには沖縄防衛局が行った環境アセスの準備書について、ジュゴンに関する内容は科学的調査が欠けている、ジュゴンへの悪影響を正確に決定することは不可能、ほとんど価値がない。このようにアメリカ国防総省が指摘をしております。実際にその指摘を反映するように、2014年辺野古先の建設予定地では、ジュゴンのはみ跡が70本以上も確認されています。また、ジュゴンの個体Ｃが行方不明になるなど、政府の環境アセスでは確認や予測がされなかった事態が起きています。
土木建築部に伺いますが、政府の第８回環境監視等委員会では、この行方不明となっているジュゴンの個体Ｃについて検証があったそうですが、その議論の内容と土木建築部としての評価について伺います。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。
第８回環境監視等委員会での個体Ｃの検証内容と土木建築部としてのそれについての評価についてお答えいたします。
第８回環境監視等委員会の議事録によりますと、ジュゴンは生後１年で親離れすることなどが指摘され、個体Ｃが平成27年７月以降確認されていないことに関し、現時点で科学的に見て明確なことを言える段階ではないとされており、船との衝突などでない限りは影響の判断は困難との認識が示されております。また、委員により、工事の周辺海域を音響調査、あるいは目視によってジュゴンがいるかどうか入念に確認することが助言されております。
土木建築部としましては、環境監視等委員会の指導及び助言内容を確認して、沖縄防衛局に対し、ジュゴンに関する環境保全措置の効果も踏まえた検討と必要な措置を講ずるよう求めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　ジュゴンが船に引っかかって死なない限り、工事の影響とは認識しない。この程度の議論が政府の環境監視等委員会の議論の中身です。これで本当に環境保全が担保できるんでしょうか。一方で、沖縄県は、県として環境影響評価審査会を持っております。
環境部長に伺いますが、この県の環境影響評価審査会の役割はそもそも何でしょうか。そして、その第７回委員会で元帝京科学大学教授の粕谷俊雄先生が防衛局の事後調査についての検証を行っています。どういった評価だったでしょうか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
沖縄県環境評価審査会は、沖縄県環境影響評価条例第51条に基づきまして、知事の諮問に応じ環境影響評価、事後調査等に関する技術的な事項を調査審議させるために設置をされております。また、条例の施行規則では、審査会は調査のために必要があると認める場合は、専門的知識を有する者に対し会議に出席を求め、意見または説明を聞くことができるというような規定をしていることから、平成29年度第７回審査会におきまして、ジュゴンの専門家である元帝京科学大学教授の粕谷先生の意見を聴取しております。粕谷先生からは、沖縄防衛局がジュゴンへの影響について、環境影響評価書に示した環境保全措置を実施することにより、環境影響を低減できるなどと評価していることに対して、不適当な調査方法、得られたデータの解釈の妥当性に関する疑問、不完全な解析、あるいは調査データの質の疑問などが払拭できず、事後調査報告書の結論は早計であると判断すると御意見をいただいたところでございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この手元に粕谷先生のまとめた文書があります。部長が今おっしゃったのは結論の部分で、まさにそのように書かれています。その結論に至るまでは、本当に防衛局の調査がいかにずさんであるか、非科学的であるかということをしっかりと書いてあるんです。公正中立な立場で先生は臨むと書いてあって、それでもとてもとても科学的とは言えないということがたくさん指摘されています。まさにアメリカ国防総省の報告書と同じような指摘だと思います。このジュゴン研究の第一人者である粕谷先生の発言は非常に重要です。政府の環境監視等委員会の見解や分析とは全く異なるものです。沖縄県の環境影響評価審査会は辺野古新基地建設工事に関する影響についてその答申はいつまとめますか。そして、沖縄県は県としてその答申の評価をまとめると思いますが、いつですか。急ぐべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境影響評価審査会は、事後調査報告の審査に係る知事からの諮問を受けまして、これまで１回の現地調査、３回の審議を重ねており、現在専門家からの多岐にわたる指摘事項を含め答申をまとめているという段階でございます。

県としましては、審査会から答申を受け、速やかに沖縄防衛局に対して環境保全措置要求を提出できるように取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　急ぐべきです。沖縄防衛局は８月17日に土砂を投入する計画です。護岸がつながり海が囲い込まれ、土砂が入れられるとあの海草藻場が消失してしまいます。環境保全図書においては、海草藻場に影響がある場合には専門家等の指導・助言を得て移植などの保全措置をとることが示されています。防衛局が最初に土砂投入を計画しているのは、Ｎ３、Ｎ５、Ｋ４護岸で囲む海域です。その海域について土砂投入による海草藻場への影響と対策について、環境監視等委員会では議論されましたか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

環境監視等委員会の議事録等では、土砂投入予定海域の海草藻場の影響と対策について、環境監視等委員会で議論されたことは確認されておりません。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　とんでもない話ですよ。沖縄の中でも最も保全が必要とされている地域です。議論すらされていない。

知事公室長にお聞きします。

埋立承認時の環境保全図書では、海草藻場の移植は工事前に実施するとしております。しかし政府は、今になって工事が終わった後に行えばいい、こうした見解を示しています。常識的にも科学的にもでたらめです。この大事な問題について、環境監視等委員会では議論はありましたか。沖縄県として、環境監視等委員会の議論の進め方、防衛局の対策についてどう評価しているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

環境監視等委員会は、沖縄防衛局の策定した環境保全対策等について助言を与えるものであり、環境保全対策等を策定する責任は沖縄防衛局にあります。

県としては、沖縄防衛局が策定した環境保全対策等を検証し、環境保全措置などについて看過できない事態となれば、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○比嘉　瑞己君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

環境監視等委員会の議事録では、海草藻場の移植に関して委員から助言されていることは確認できますが、移植時期について議論されていることは確認できませんでした。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　謝花副知事にお聞きします。

この重大なことが何にも政府の環境監視等委員会では議論をされておりません。環境監視等委員会の委員３人が既に辞職しております。辞職した１人で副委員長を務めていた東清二琉大名誉教授は、新聞社の取材に対してこう述べています。委員会では大事なことは調査せず判こだけで実施している委員会だ。何の意味もない。とにかく軍事基地をつくることありきというのが嫌だった。こうして理由を語っています。仲井眞前知事が埋立承認の際に留意事項として設置され、環境保全を担保するはずの環境監視等委員会がその役割を果たしておりません。沖縄県として、同委員会が機能しているのかどうか検証すべきではありませんか。検証してきたのであれば、どのような評価を県はしているのか。もしまだであれば、早急に検証を始めるべきです。環境監視等委員会が機能していないのであれ

ば、これは埋立承認撤回に値する問題だと思いますが、副知事の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず今議員が御指摘のように、環境監視等委員会というのは環境保全措置がしっかりとられているかどうか留意事項に付した上で設置されたものだと思います。ですから、環境監視等委員会の方々の意見というのは、議論というのは極めて重要だと思います。そういったものをベースにして、沖縄防衛局のほうで環境保全措置がとられるということですので、議員の御指摘は私もごもっともな御意見だと思っています。

県といたしましても、環境監視等委員会の議論の動向、当初はその議事録等もなかなか入手できなかったものですから、強く申し入れを行って議事概要ですとか議事録等を入手しまして、先ほど土建部長等が答えているような形で検証を常に行っているところです。我々環境監視等委員会の議事内容もしっかり確認もしながら、ただそれだけをもってしっかりと環境保全措置をとられるというようなことは判断できないということがありますので、県独自にまた専門の委員の方々の話も聞いた上で、しっかりと県としてさらにまた意見も申し入れると。行政指導も行うとそういったことで今対応しているところでございます。そういったことを積み重ねているところですけれども、さまざま行っている中で、国がそういった行政指導にも十分対応できないというような事態になれば、県としても看過できないという事態になれば、翁長知事はちゅうちょすることなく撤回するというふうに発言しておりますけれども、県としても厳正に対応する必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ、委員会、確認だけではだめなんです。やはり検証しないといけない。これはしっかりとやるべきだと思います。

続いて、本部港の使用の問題について伺います。

これまで沖縄県は防衛局に対してＫ９護岸を使用した石材の海上運搬はだめだと行政指導を重ねてきました。しかし、その石材はどこから運ばれてくるのか。本部港から船に積まれＫ９護岸へと海上運搬されています。違法な工事に加担するような本部港の使用は認めてはいけないと思います。

質問いたしますが、沖縄県の港湾管理条例第６条の２、そこには港湾内での港湾運送事業を行う者は、知事に届け出が必要と定めております。本部港で石材を船に積んでいる事業者は条例６条の２に定める事業届け出は行っていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

沖縄県港湾管理条例第６条の２は、港湾施設内で営業する者を把握するために定めたものであります。営業する者を把握することで港湾で提供できる役務の内容を港湾利用の便に供することが可能となり、また港湾管理上も必要な情報であります。一方、同条例の第７条では、港湾施設を使用する場合、知事の許可を受けなければならないとしております。第７条に基づく使用許可を受けた者が第６条の２に規定する事業を行う場合、港湾管理者は港湾施設内で営業する者を把握することが可能となることから、第６条の２に基づく届け出は不要としております。なお、本部港で石材を荷役している事業者は第７条に基づき使用許可を受けていることから、第６条の２に基づく届け出は行っておりません。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　条例第７条の使用許可を得れば、第６条の届け出は要らない。その理由は今部長がいろいろ述べましたけれども、そうした説明、県の条例や規約あるいは港湾法のどこにも書いてありません。部長の説明した法的根拠を教えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

沖縄県港湾管理条例、沖縄県が定めているものでございます。沖縄県港湾管理条例の第６条の２の届け出は、港湾施設内で利用できる役務の内容や事業者を把握するためのものであります。また、同条例の第７条に基づく使用許可を受けた者が第６条の２に規定する事業を行う場合は、使用許可申請書により第６条の２の届け出の目的が達成されることから、届け出は不要としているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　全くちょっとかみ合いませんので、これはまた引き続きやりたいと思います。

もう一つ聞きます。

沖縄県の港湾管理条例の第13条には、公益上やむを得ない理由が生じたときには、知事は港湾の使用許可を取り消すことができると定められています。これまで土木建築部は、留意事項違反を重ねる沖縄防衛局に対して行政指導を何度も行っております。それでも、行政指導に従わず工事をとめない。このことは条例13条で定める公益上やむを得ない理由に当たるのではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

荷さばき地の使用許可は、沖縄県港湾管理条例第31条に基づき本部町に権限移譲しており、当該許可に係る事業者への指導、同条例第13条に基づく使用許可の取り消し、使用の制限、使用場所の変更、施設物の撤去またはその他必要な措置を命ずることは本部町の権限で行われるものであります。なお、港湾法第13条の２項は、港湾施設の適正な利用等を確保する観点から、港湾管理者が何人にも対しても施設の利用、その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならないとしております。本部町において港湾関係法令等に基づき、処理されるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　知事公室長に伺います。

確かに本部港は本部町に権限移譲されています。しかし、これは県が管理する県の港です。本部町に指導することはできるはずです。違法な工事に加担するような本部港の使用は、私は認めてはいけないと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄防衛局が、埋立承認に付した留意事項に違反したまま工事を進めているという問題は、公有水面埋立法に関する問題であります。県は、公有水面埋立法に基づく承認後の後発的な事情として、埋立承認に付した留意事項や環境保全措置に係る問題点など、さまざまな観点から撤回事由を検討しているところであります。一方、本部港の港湾施設の使用許可については、港湾関係法令にのっとって判断されるべきものであると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　一方で行政指導していて、一方でそれを見て見ぬふりするのはよくないと思います。この議論は引き続きやりたいと思います。

続いて、県警の過剰警備について伺います。

先ほどの答弁の中でもビデオカメラの撮影については答弁がなかったと思います。この抗議行動参加者へのビデオカメラ撮影について聞きますが、抗議行動参加者へのビデオ撮影の目的は何ですか。その撮影した録画の映像はどの期間まで保有し、どの範囲まで活用しているのでしょうか。また、撮影された本人から開示請求があれば応じますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　再質問にお答えをいたします。

大前提として先ほど申し上げたとおり、キャンプ・シュワブ周辺では違法な行為が行われております。それに対処するために必要な活動を警察として行っているわけですが、県警察としては、捜査上必要な場合にカメラ撮影を行うことがあります。この撮影の目的は、犯罪の客観的な事実を疎明する捜査資料として活用することを目的として行っております。

そして、お尋ねは保管についてでありましたけれども、この保管の期間につきましては個別の事案ごとに捜査の必要性に基づき判断をしておりまして、犯罪捜査規範に規定する捜査資料として適切に保管管理を行うとともに、保管の必要がなくなった際には廃棄をすることとしております。

それから開示請求があった場合どうするかということなんですが、仮定の質問についてはお答えを差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　個人情報ですよ。肖像権の問題もあります。これ必ず開示すべきだと思います。

公安委員にお尋ねします。

今の答弁でもわかるように、この録画したビデオ、警察が必要だと思えば警察の裁量でいつまでも保存されてしまいます。これは特定秘密保護法や共謀罪が施行された今、本当に市民、県民にとっては恐ろしいことですよ。憲法で保障された基本的人権の問題にも引っかかると思います。このビデオカメラの撮影は、公安委員会としてはやめさせるべきではありませんか。いかがですか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　ちょっと公安委員会からの答弁の前に……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。答弁をします。

○警察本部長（筒井洋樹君）　御説明をさせていただきたいと思いますが、本人の同意がない撮影で違法じゃないかというお話なんですけれども、捜査の目的でその対象者をカメラで撮影するということは、最高裁判所の判例においても捜査目的を達成するため必要な範囲においてかつ相当な方法によって行われる限り、捜査活動として適法とされているというふうに承知をしておりまして、先ほど議員が御指摘されたことについては当たらないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今の答弁重要ですので、続きは絶対陳情審査の中でやりますので継続します。

公安委員の皆さんに指摘します。

公安委員の役割は、おっしゃったように警察の民主的運営と政治的中立性を守らせる立場です。このビデオカメラの問題深刻ですよ。議論してください。

続いて教育長にお伺いします。

希少サンゴの保護について伺います。

先ほど私は、国の特別天然記念物指定を目指すべきだと質問いたしました。答弁では、国には基準があって学術的にすぐれているだけでなく、広く知られていたり象徴的なものである、文化的な側面が必要だということでした。去る３月に沖縄県が主催して、また日本自然保護協会が共催した辺野古・大浦湾シンポジウムが開催され、多くの県民が関心を持って参加をいたしました。私も参加をしたんですが、そのシンポジウムでは辺野古や大浦湾のサンゴが学術的にも貴重なだけでなく、サンゴの広がるイノーが海の畑とも呼ばれて、長い歴史の中で人々の生活とともにあったこと、ニライカナイの信仰を支えるなど、沖縄の文化を育んできたとこのように高く評価をされていました。教育委員会としても、こうしたサンゴの文化的側面を調査研究して特別天然記念物の指定を目指すべきだと思います。

再度答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　文化財指定の場合は、希少で生物学的に重要というだけではなく、そういう文化的な側面といいますか、地域のシンボルとして県民や国民の皆さんが認識をして親しんできたことが大切であるということで、その点は御理解をいただきたいと思います。この点に関しまして、同じサンゴで三重県で事例があるというのも伺っているところでありますけれども、その内容がちょっと、詳細が把握していない部分がございますので、その辺また指定時の考え方などをまた確認してみたいと思っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　しっかり調査していただきたいと思います。

最後に、県立図書館の事業について伺います。

県立図書館、たくさんすぐれた文庫があります。先ほど東恩納寬惇先生のお話ありましたが、私が大変注目しているのが、詩人の山之口貘の文庫です。県が誇る詩人だと思いますが、その貘さんの資料の貴重性について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　山之口貘文庫は県立図書館の100周年を記念しまして、2010年に新設した特殊文庫でございます。那覇市出身の詩人である山之口貘の直筆原稿約7500枚が寄贈されております。直筆原稿が収蔵できることも貴重ですけれども、そのほかにも推敲原稿であったり執筆過程が確認できるという点でも大変貴重な資料となっております。そういうことで新館の開館記念の企画展につきましては、山之口文庫も含めて貴重な資料について県民の皆様に見ていただけるよう検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆さん、こんにちは。

会派おきなわ、親川です。

一般質問入る前に、少しだけ。この間の米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する抗議決議、意見書の手交を行ってまいりましたけれども、そのやりとりの状況を議場で少し報告させていただきたいと思っています。

一番問題にしたいのは、この抗議先を第18航空団司令官も予定していました。ところが、県民の代表である議員の抗議も受け付けないという、こういう対応がありました。その理由が、メモがあります。在日米軍のガイドラインによると、抗議・陳情を提出する第一の窓口は、適切な日本政府機関となり、沖縄では沖縄防衛局となりますと。だから受けませんと。これが今回の第18航空団司令官からの断る理由です。このガイドライン、我々は一緒に抗議・手交をした委員の中から、防衛局長そして全権大使に確認をしました。我々も初めてなんですね、この在日米軍のガイドラインによると、抗議決議は受けませんよと。一義的に受けませんよと言われたのは初めてですけれども、大使、局長、どうですか、このガイドラインを認知していますか、認識していますかと委員が尋ねました。そうすると、両方から、お二人から、そういうガイドラインは認知していませんと、承知していませんと、こういうことが沖縄では行われている。そういうさなかに、安倍総理は、米軍Ｆ15墜落で中止の申し入れをしたんだと、だから２日間とまったんだと。この報道がありました。ところが、防衛省は、中止申し入れをしていませんと、こういうやりとりがありました。さきの23日の慰霊の日に、翁長知事は20年前に決めた辺野古を今世界情勢が変わる中で、まだそれを淡々とやっていくことについては疑問があるんだという勇気ある発言をして、県民から拍手喝采がありました。ところが、総理は、帰ったすぐ25日には、そういう沖縄県民

に寄り添うどころか、やってもいないことを正々堂々と国会で述べる。こういう安倍政権のやり方を我々は断じて許せないし、抗議をしていきたいと思っています。

そこで、一般質問に入りたいと思います。

１、翁長県政運営の成果について。

(1)、農業産出額の増加状況を伺う。

(2)、県民総生産と県民所得の成長状況を伺う。

(3)、完全失業率の改善状況を伺う。

２、他国地位協定調査について。

(1)、ドイツにおける主な改定内容と経緯を伺う。

(2)、イタリアにおける主な改定内容と経緯を伺う。

(3)、調査を踏まえて日米地位協定が改定されていないことについて見解を伺う。

３、鉄軌道について。

(1)、構想段階における想定するシステムを伺います。

(2)、計画段階におけるルート及び構造の検討事項を伺う。

４、ジュゴン保護対策事業の結果について。

(1)、生息状況調査の成果を伺う。

(2)、ジュゴンの保護方策の方向性を伺う。

５、ヤギ生産について。

(1)、ヤギ肉需要高まりの要因を伺う。

(2)、これまでの取り組み内容・成果、そして見えてきた課題を伺う。

(3)、そしてその課題解決に向けた事業計画を伺う。

６、タイワンハブ対策について。

(1)、生息状況を伺う。

(2)、有効な対策方法を伺う。

(3)、市町村との連携を伺う。

７、北部圏域における基幹病院について。

(1)、基本的枠組みに関する合意形成の進捗状況を伺う。

以上、一般質問として、１次質問として、２次質問は答弁を伺ってからさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　親川敬議員の御質問にお答えをいたします。

翁長県政運営の成果についてに関する御質問の中の１の(3)、完全失業率の改善状況についてお答えをいたします。

沖縄県の雇用情勢については、好調な観光需要の増加等による県内景気の拡大に加え、産業振興や企業誘致などに取り組んだ結果、年平均の完全失業率は平成25年の5.7％から平成29年の3.8％と着実に改善しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、翁長県政運営の成果についての御質問の中の(1)、農業産出額の増加についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。その結果、本県の農業産出額は、平成24年以降５年連続で増加しており、28年は1025億円となっております。これらは、24年度から一括交付金等を活用した生産対策や流通コスト低減対策など、生産農家と関係機関が一体となった取り組みの成果であると考えております。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に５、ヤギ生産についての御質問の中の(1)、ヤギ肉需要高まりの要因についてお答えいたします。

ヤギ肉の県内需要は、平成29年度の県内生産量約64トンと海外からの県内への輸入量約108トンを合わせた約172トンと推測されます。ヤギ肉需要の高まりとして、１、低脂質・高たんぱくなヘルシー食材としての評価、２、観光客等による消費拡大、３、ヤギ肉文化のある海外留学生の増加など幾つかの要因が挙げられます。

県としましては、今後もヤギの生産拡大対策に取り組み、消費者からのヤギ肉需要に応えてまいります。

次に同じく(2)、ヤギのこれまでの取り組み内容・成果、課題解決に向けた計画についてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、これまでヤギの増頭、改良、飼養管理技術の確立及びヤギ肉の消費拡大などに取り組んでおります。その成果として、飼養頭数の増加、経営技術指標や繁殖管理などのマニュアル作成、肉専用ボア種の導入による育種改良の推進などが挙げられます。課題としては、ヤギ肉量のさらなる増加が求められております。そのため、平成30年度から体型調査による大型のヤギの保留と導入支援を実施しております。また、生産農家の改良意識や飼養管理技術の向上を図るため、ヤギ品評会を開催しているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、ヤギ

の生産振興に努めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 企画部長。
〔企画部長　川満誠一君登壇〕
○企画部長（川満誠一君） １の(2)、翁長県政下の県内総生産と１人当たり県民所得についてお答えいたします。
沖縄県の経済は、翁長知事在任中の全ての期間で拡大を続けております。また、日銀の業況判断ＤＩも全期間でプラスとなっており、全国と比べても好調に推移しております。こうした中、平成27年度の名目県内総生産は４兆1416億円となり、平成26年度と比べて1863億円、4.7％の増加となっております。また、平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円となり、平成26年度と比べ７万8000円、3.7％の増加となっております。
県としては、今後も観光分野を中心に経済情勢は好調を維持すると見込んでおり、県内総生産及び１人当たり県民所得も順調に伸びていくものと考えております。
次に３、鉄軌道についての御質問の中の(1)、構想段階で想定するシステムについての御質問にお答えいたします。
県では、平成26年度から沖縄鉄軌道の計画案づくりに取り組み、ことし５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定し、県としての考えを取りまとめました。本計画書においては、那覇と北部圏域の中心都市である名護との間の約70キロを１時間で結ぶためには、最高速度が時速100キロ以上の専用軌道を有するシステムが求められ、輸送力としては小型鉄道程度が必要としております。具体的には、小型鉄道、モノレール、専用軌道を有するＬＲＴ等を想定しております。
同じく３の(2)、計画段階における検討事項についてお答えいたします。
沖縄鉄軌道の構想段階における計画書においては、鉄軌道導入に当たり必要となる計画段階での検討事項について取りまとめております。この中で、具体的なルート及び構造は、速達性の確保、ライフサイクルコストの低減、地盤・地形を踏まえた施工性、地震や津波、土砂災害等への対応などについて、構想段階で示された留意事項を踏まえつつ、現場の状況等を確認の上、幅広い視点で検討を行う必要があるとしております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 知事公室長。
〔知事公室長　池田竹州君登壇〕
○知事公室長（池田竹州君） ２、他国地位協定調査についての御質問のうち(1)、ドイツにおける改定についてお答えします。
ドイツでは、1988年に駐留軍の航空機による大きな事故が相次ぎ、多くの死傷者が出たことによって、補足協定の改定を求める国民世論が高まり、1990年の東西ドイツ統一後、このような世論を背景にドイツ政府は駐留各国に対し、ボン補足協定の改定を申し入れました。改定交渉に臨んだドイツ代表団には、連邦政府だけではなく、州の代表者も参加しています。交渉の結果、1993年にボン補足協定は大幅に改定され、米軍による施設・区域の使用や訓練・演習に対するドイツ国内法の適用が明記されるなど、ドイツ主権の強化が実現しております。
同じく２の(2)、イタリアにおける改定についてお答えします。
イタリアでは、1995年に了解覚書が締結され、その中のモデル実務取極において、米軍への国内法の適用や基地はイタリア軍司令官のもとに置かれることなどが明記されました。しかし、1998年に米軍機によるロープウエー切断により20人の死者が出る大きな事故発生をきっかけとして、イタリア国内で反米軍感情が高まったことを背景に、両国は、米軍機の訓練飛行に関する規制強化を協議しました。この結果、1999年にイタリアにおける米軍機の飛行は、訓練の許可制度や低空飛行高度などについて、大幅に規制強化されました。
同じく２の(3)、日米地位協定の改定についてお答えします。
日本政府は、米軍及び在日米軍施設・区域をめぐるさまざまな問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しております。
県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えており、今後も日米両政府に対して粘り強く求めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 環境部長。
〔環境部長　大浜浩志君登壇〕
○環境部長（大浜浩志君） ４、ジュゴン保護対策事業の結果についての御質問の中の(1)、生息状況調査の成果についてお答えします。

ジュゴンは、日本国内では沖縄周辺海域のみに生息しており、国指定天然記念物に指定されるとともに、国や本県のレッドデータで絶滅危惧ＩＡ類に位置づけられるなど、貴重な生物であります。ジュゴンの生息状況については実態が不明な点も多いことから、県では、平成28年度から29年度にかけて沖縄島周辺海域を対象としたジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業ではジュゴンの生息調査を４海域で実施し、うち１海域４地点でジュゴンのはみ跡を確認しております。今回の調査で、これまで知見の乏しい５メートル以上の水深に発達する藻場においてもはみ跡が確認されたことから、浅瀬の藻場だけでなく、深場の藻場についてもジュゴンが利用していることが明らかになっております。また、これら調査結果や既存の目撃情報などをもとに、有識者から成る検討委員会の意見を踏まえ、ジュゴンの餌場として主要な海域として、古宇利・屋我地海域や大浦湾周辺海域など７海域を選定したところです。

同じく４の(2)、ジュゴン保護方策についてお答えします。

ジュゴンの保護方策に係る基本的な考え方としては、平成29年度ジュゴン保護対策事業報告書において、１、ジュゴンの餌場となる主要海域の環境保全、２、分布域などの生態解明に関する調査研究の推進、３、混獲対策の推進が示されております。今年度以降、ジュゴンの餌場として主要な７海域において深場などでの調査を実施し、ジュゴンの餌場を的確に把握した上で、主要海域の環境保全などについて検討してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、６のタイワンハブ対策についての御質問の中の(1)、生息状況についてお答えします。

タイワンハブの生息状況は、沖縄県衛生環境研究所の調査において、平成８年に沖縄本島の名護市で定着が確認されて以降、現在、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村でも生息が確認されております。

次に、(2)の有効な対策方法についての御質問にお答えします。

県は、タイワンハブの対策として、平成29年度より危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、タイワンハブが多く生息する名護市喜瀬から恩納村名嘉真地区の重点地区を拡散防止フェンスで囲み、ハブ捕獲器を300台設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験を行っています。同実証試験がタイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、他の地域にも展開したいと考えております。

次に、(3)、市町村との連携についての御質問にお答えします。

県は、毎年度、市町村ハブ対策事業担当課長会議及びハブ等講習会を開催し、県内のハブ咬症被害発生状況や市町村におけるハブ対策状況について情報交換を行うなど、本県におけるタイワンハブ駆除対策が効果的に推進されるよう市町村と連携を図っているところであります。

次に、７の北部圏域における基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院につきましては、これまで３回協議会を開催し、統合に当たって整理すべき課題に関する県の考え方について、北部地区医師会病院及び北部12市町村へ説明を行い、それに対する意見を聴取したところであります。その中で、北部地区医師会病院及び北部12市町村からは、経営形態についても議論する必要があるとの意見がありましたので、次回協議会において、医師及び医療従事者の確保、経営の自由度及び効率性、雇用に与える影響など経営形態ごとのメリット・デメリットを整理した上で、議論することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川敬君の再質問は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き親川敬君の再質問を行います。

親川　敬君。

○親川　　敬君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○親川　　敬君　御答弁ありがとうございました。

それでは、順序を逆から行きたいと思います。

まず６番のタイワンハブの件からですけれども、先ほど部長から答弁いただきました。有効な対策を探るためにモデル事業を実施してくださるということでした。その期限をまずいつからいつまでのモデル事業なのか、そこをまずお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

今行っている事業は、29年度から33年までを予定しております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　次に、この市町村との連携の件なんですけれども、先ほどこのモデル事業をやって、その成果を生かしていくというお話がありました。まずその成果を生かす前に、現状どれぐらいのタイワンハブが捕獲されているか、全県での数を把握されていらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

平成19年から統計があります。28年までの実績を見ますと、全体で１万622匹捕獲しております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　28年度は何匹ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　28年度は1934匹になります。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ちょっと年度は違うんですけれども、名護、29年度500匹超えているそうです。その中で、やっぱり早目にこのモデル事業を市町村でも展開できるように、一日も早い取り組みが必要だと思います。その辺はぜひとも市町村と連携しながら、早い取り組みを進めていただきたい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○親川　　敬君　次、ヤギのことについてお伺いします。

部長の手元に山羊経営技術指標というのがありますか。お持ちですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○親川　　敬君　それじゃ私の手元にありますので、それに基づいて、部長の確認ができている数字があれば、またそれで答えていただきたいんですけれども、平成30年３月に出した山羊経営技術指標では、ヤギ農家の所得目標とする300万円のためには、常時飼育の頭数が148頭必要だというふうになっています。そして、その餌のためには、青草など含めると年間約37.9トン、そしてその草を刈るたびにといいますか、草地面積としては約900坪が必要だというふうに経営指標の中ではなっています。ヤギはこれまでは皆さんのモデル事業にもありますけれども、自家消費で主にやられていたんだろうと思います。私は、これからはこれを流通に持っていく、やっぱり産業として起こしていくためには、今述べたような頭数だとか、飼育していくためには、農家の経営安定のためには、餌の確保が重要な課題になるんだろうと思います。それに向けて、機械化だとか、草地面積拡大のための支援とか必要だと思いますけれども、その辺どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、在来のヤギについては、生体というか体重が50キロ平均ということがあります。その中で、やっぱり増体するということでボア種を今入れておりますけれども、そういう中で、一定の経営でやっていくということの中で、飼料がどうしても必要だということになります。その中で、県においては、草地の造成などにより、自給飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営を総合的に推進する事業といたしまして、畜産担い手育成総合整備事業などを実施しております。また、牧草などのその収穫機械の導入につきましては、畜産クラスター協議会を設立した地域において、計画の認定を受けることによって支援が受けられるということですので、この辺については、基盤整備等については、支援をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　もちろん今のお話は、やっぱりヤギに対してもそういう基盤整備事業はやっていくんだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　畜産担い手育成総合整備事業等については、公共事業ですので、地域のほうとのやりとり、草地の確保とか、そういったクラスター事業については、協議会の設立が必要ですので、その辺含めて地域のほうでまとめていくというようなことが必要かと思います。事業のメニューとしてはありますので、その辺はまた事業化に向けて関係機関のほうと調整できたらというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ぜひこのヤギの分野にも、そういう

事業を拡大させていただきたいと思っています。

次、ジュゴンのところ行きます。ジュゴンの保護対策のところです。

海域の選定をやったという説明がありました。そのジュゴンの保全上重要な海域の選定に当たっての条件はどういう条件で選定をしたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほどジュゴンの餌場となる主要な海域を７カ所選定したということでお答えさせていただきました。それにつきましては、これまでのジュゴンの生息調査の結果、それから平成12年度以降の目撃情報、それから海草藻場の分布状況等をもとに、有識者からの意見などを踏まえまして、７海域を選定しております。具体的には、知念志喜屋海域、与那城平安座海域、勝連半島周辺海域、大浦湾周辺海域、安田伊部海域、古宇利屋我地海域、備瀬新里海域の７海域となっております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そこで、このジュゴンの保護対策の方向性のことなんですけれども、今この報告書の中にも、不発弾の処理の関係でジュゴンにどういう影響を与えるのかということの調査も必要だというような書きぶりがあります。そして、それと保護に当たっての保護区の設置のことについても記述があります。そこで、やっぱりこの保護区の設置に当たっては、条例化も必要なのかなと思っていますけれども、その辺の見解いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　平成29年度のジュゴンの保護対策事業報告書におきまして、ジュゴンの保護方策の一つとしまして、保護区の設置について示されているところでございます。

県では、30年度以降もジュゴンの餌場としても主要な７海域において、引き続き調査を実施し、調査の結果等をもとに有識者の意見も踏まえまして、あらゆる保護の方策について検討してまいりたいと考えておりまして、まだ条例の制定というところまでには至っていないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　海中不発弾処理の影響については、どういうふうな理解をされているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　海中での不発弾爆破処理でございますけれども、ジュゴンはもとより海域の生物、音に敏感な海洋生物にとりまして、直接的な脅威でありまして、爆破音等による影響が懸念されているというところでございます。そのため、海中の爆破の際のジュゴンの存在確認やジュゴン発見時の危険水域外への移動の確認をして作業を行うなどの配慮が必要と考えられることから、県では、関係機関に対しまして、ジュゴンの餌場となる主要海域に係る情報を提供し、注意を喚起しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ありがとうございました。

次は、地位協定のことについて行きます。

まず調査を踏まえた上での日米地位協定のことについてなんですけれども、その中で日本政府の対応というんですか、日本政府の考え方の中で、国際法上駐留軍に対する日本政府の考え方はどういうふうに示されているでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

日本政府は、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取り決めがない限り、接受国の法令は適用されないという立場をとっておりますが、今回、調査を行ったドイツ、イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで、自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることがわかりました。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　やっぱり、私は日米地位協定の改定が行われない、運用改善で切り抜けていくという態度がそこにも基本的にあるんだろうと思います。そこは、国際法上接受国の法令が適用されないというのは、これはもう昔の話で、今はどこの国でもそういう自国の自主権確立のためには、自主独立の国として立脚するためには、この国際法上の問題はやっぱり国内法の適用が当たり前だというのが世界の流れだろうと思います。そのことに対する見解はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましても、駐留軍に対する受け入れ国の国内法適用については大変重要なテーマであると認識しております。引き続き、今年度他国の状況も踏まえ、調査を継続して改善に向けて働きかけるような取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そこで、この改定に向けた全国的な動き、あるいは沖縄県からのアクションが今後求められてくるんだろうと思いますけれども、その辺のことについて御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　昨年度に引き続き、今年度も他国の地位協定調査の実施を予定しております。例えば、昨年度行えなかった地位協定の第25条、日米合同委員会の問題であるとか、そこら辺も踏まえなるべく早い段階でわかりやすくまとめまして、それを広く国民のほうに知らせるような形でやっていければと考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そこで、全国の皆さんに理解をしていただくと。やっぱり改定が必要だということを理解していただくためには、私は沖縄の現状だとかというのも知らせていただく、ほかの県との違いというのも、他国との違いというのも必要だと思います。これ知らせていくことが。

それで一つ提案です。

ここは農林水産部長がもしかしたら御案内かもしれませんけれども、ゴーヤーという名称、これはどういうきっかけで全国にゴーヤーと呼ばれるようになったか、その辺知見がありますか。ちゅらさんという朝のドラマがありましたけれども、その辺のかかりで何か御意見ありますか。ゴーヤーという名称が広がったきっかけ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　個人的な意向もあるかと思いますけれども、ちゅらさんというドラマもありましたけれども、それ以前から沖縄については全国に先駆けて、沖縄らしいゴーヤーという名称をＰＲしながら販促をかけてきました。たまたま連続ドラマのほうで小浜島のちゅらさんというので、ゴーヤーのあれが出てきたかと思うんですけれども、幸い沖縄のゴーヤーのほうに評判がよくて、その辺でのＰＲで、今統計も含めてゴーヤーというふうに沖縄独特の名称が全国に広がったのかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　提案というのは、やっぱりこういうフィルムを通じた――先ほど我が会派の玉城満議員からもありました。フィルムを通じて、やっぱりそこはいきなりばんと地位協定改善必要だよというよりも、ソフトにそういう全国的にやっぱり地位協定はこういう状況になっていてまずいんじゃないのということをＰＲするためにはフィルムが必要だと思います。その辺は、これもう提案ですから、ぜひその全国に沖縄の状況を知らせていくときには、その辺のこともぜひ観を入れていただきたいと思います。

それでは１番行きます。

沖縄県知事の県政運営のことについてなんですけれども、沖縄振興計画が残り３年を迎える、31年度、来年の話ですけれども、振興計画の総仕上げに向けて重要な時期と位置づけた取り組みがもう既に始まっているようです。これまでの成果を踏まえて、さらに充実させるために課題となっていることについて、幾つか議論を深めていきたいと思います。

これも一つの見方なんですけれども、内閣府が提供している地域経済分析システム――ＲＥＳＡＳという統計分析があるようですけれども、そこの統計によると、沖縄の経済、よく言われる地域経済循環率、これはまだ沖縄の場合は81.5％、県民所得、沖縄県よりは高いんですけれども類似と言われている鳥取が循環率84.7％、長崎が84.8％、宮崎が88.4％、熊本が88.5％となっています。そこもこれからの沖縄経済をもっともっと強いものにしていくためには、やっぱりこういう経済の循環率というのも重要だろうと思っています。

その中で、きょうは農業だけ一つ取り上げます。この循環率の中で、第１次産業が今、第１次産業、第２次産業、第３次産業とありますけれども、この統計によると、１人当たりの第１次産業の付加価値額は、１人当たり221万だそうです。これは、全国では16位です。県民所得は全国の７割しかないと言われている中で、やっぱり農業だけは、低いからどうのこうのというんじゃなくて、統計上の数字で見ていただきたいんですけれども、農業はあるところ先進を切っていると、沖縄県の場合には。全国で16位ということは、やっぱり先進切っているんだろうと思います。他の産業に比べたら。

そこで、もっとこの農業がすぐれているということを見ますと、これはもしかしたら旅行観光の経済波及効果のところで農業がどれぐらいあるかどうかというのは、部長、数字捉えていらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○親川　　敬君　これも農産物がこの27年度だけの限りでいうと、236億円波及効果があったようです。そういうふうに、農業というのは、やっぱり目に見えているように思います。ですから、ここで申し上げたいのは、品目別にできれば食料自給率がどれぐらいなのかということも把握すべきだろうと思いますけれども、その辺についての部長の見解をお聞きします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国のほうで自給率自体については統計やってもらっ

ているんですけれども、基本的には、振興する中で品目別の自給率は大事だというふうには認識しております。ただ、その中で国のほうの統計で我々も今統計活用させてもらっているんですけれども、都道府県別の自給率の中で品目別が出されておりませんので、我々のほうとしては国の動向の中で自給率を高めつつ、また自給率の向上の中で、例えば米なり、サトウキビなり、この辺についてはしっかり自給率の向上に努めていきたいというふうに思っておりますので、この辺の中については生産量、産出額、それと33年の目標設定に基づいて、45％に基づいて、自給率の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　次、県民所得の関係で言いますけれども、県民所得が低い理由に、一番よく挙げられるのが労働生産性の低さと言われています。これについての何か改善策、あるいはどういう御認識をお持ちでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

平成26年度の県民経済計算をもとに、全国と比較いたしましたところ、沖縄県は46位、鳥取県に次いで残念ながら低うございます。全国平均の74％の水準ということでございまして、産業別の労働生産性を全国と平均してみましたら、これも残念ながら全てちょっと低くなっております。沖縄県の産業構造の特徴である観光関連産業が非常に重要なわけですが、こちらのほうの、ここの生産性を改善するということが非常に重要ではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　そこはきちっと分析をして、強化をしていただきたいと思います。

あと失業率の件でお伺いします。

この件で、これからももっともっと失業率を低くしていくためには、有効求人と有効求職のミスマッチが起きている分野があるんだろうと思いますけれども、その辺の状況を把握できたらお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　一部には1.0以上の求人倍率が出てございますけれども、業種別に見ると、それぞれミスマッチがございます。特にコールセンターとか、それから飲食店業、建設土木、それから介護とかそれぞれ出てきます。そのミスマッチをいかに整合させていくかということが今後の対策となると思いますので、我々としてもそこら辺のほうに力を入れたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　今御答弁いただきましたけれども、やっぱりサービス産業とか専門的職業のところがミスマッチが多いように統計上出ています。そこら辺も仕事のつくり方の工夫も必要だろうと思います。ぜひそこは頑張っていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　知事、病気の根治に向かっている姿、全力で頑張っている知事の揺るぎない姿に県民は大きく励まされています。私たちもしっかりと支えていきたいと思います。

それでは質問します。

今、朝鮮半島の平和への劇的な動きに沖縄県として主体的にどうかかわっていくのかが問われています。南北、米朝首脳会談及び宣言は、これまでの敵対関係から平和構築への新たな時代が来たことを示しています。沖縄の進路や対応も大きく変化しなければならないと思いますが、見解と今後の方針を伺います。

沖縄の米軍基地形成過程の中での朝鮮戦争との関係はどうだったのか。米朝の敵対関係の終結、非核化へと大きく動き出した情勢のもとで、米軍が主張していた沖縄への駐留根拠はなくなったのではないか。

辺野古新基地建設の必要性も失われてきているのではないか。埋立承認撤回の理由になるのではないか。

さきの戦争で日本本土防衛の捨て石とされ多くの県民の命が奪われ、銃剣とブルドーザーで土地を奪われ米軍基地が建設され、朝鮮戦争、ベトナム戦争の出撃拠点とされ、今なお米軍基地あるがゆえに苦しめられている沖縄県の知事として、今回の歴史的な会談と宣言を、沖縄の米軍基地の大幅縮小、一刻も早く米軍基地がなくなるように、北東アジア、アジアを非核・平和の地域にする好機として努力するよう訴える書簡を６カ国協議参加国やアジア諸国の首脳に送るべきではないか。

２点目に、世界遺産登録取り下げについて。

米軍北部訓練場の存在が大きな阻害要因だと思うが見解を伺います。

バッファゾーンとは何か。バッファゾーンに含まれる北部訓練場での訓練、騒音は貴重な動植物に悪影響を与えるなど世界遺産と両立しないのではないか。世界遺産登録及び沖縄の自然を保護する立場から北部訓練場の返還を求めるべきです。

３、沖縄カリブ構想について、その構想と可能性について伺います。

４、沖縄の未来を展望した場合、米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であることは、ますます明らかになっています。経済発展、観光発展の分野から見ても、未来永劫、米軍基地の拠点としての役割を担い続ける道ではなく、基地のない沖縄、アジアの平和のかけ橋、交流、経済の拠点を目指すべき歴史的転換の時代になっていると思いますが見解を伺います。

５点目、辺野古新基地建設問題について。

辺野古新基地建設によって国立高専、久辺小学校、久辺中学校が、またきょう民家71戸が米国基準の高さ制限に触れることが明らかになりました。子供たちの命と安全を脅かす新基地建設は絶対に認められないと県教育委員会と教育界とも毅然とした対処が必要ではないか。また、これを長い間隠し続けていた防衛局は許せません。撤回の理由になるのではないか。

前知事が許可していた辺野古の岩礁破砕許可が2017年３月31日に切れました。工事を続行するには翁長県知事から再度許可を得る必要がありましたが、政府と防衛局は突如、知事の許可は不要とのこれまでの政府見解を180度翻し工事を強行しています。県の見解を伺います。

政府見解が180度変わる過程で、許可期限が切れる３週間前の３月８日に、総理官邸で総理と防衛省、農水省等の関係者が会談し、その直後に防衛省と水産庁のやりとりがあり、許可不要との手のひらを返す見解が導き出されていますが、その事実経過について伺います。

６、日米地位協定改定と日米合同委員会について。

ドイツ、イタリアと比べて従属的である日米地位協定の改定を国内世論に訴えていく県の取り組みについて。

日米合同委員会の議事録と会議の公開、対等・平等を求める声は県議会与野党も一致していると認識していますが、県としても毅然とした対応が求められていると思いますが見解を伺います。

７、県民所得向上と雇用問題について。

県民所得向上の目標と具体的な施策展開について伺います。

有効求人倍率も改善されてきましたが、非正規雇用はいまだに全国一となっています。伸び始めている県経済を正規雇用の拡大に結びつけることが大事です。福祉、教育、経済を含めた総合的な対策が必要ですが、各部局を網羅して知事を先頭にした正規雇用拡大対策本部を立ち上げるべきではないでしょうか。

８、沖縄振興予算について。

沖縄振興予算が減額され、その中から国直轄事業分を真っ先に確保し、残りの額を県と市町村で割り振りなさいという手法は、県や市町村の計画をも狂わせ、国と県、市町村との信頼関係を国が損なっていると思うが県の見解を伺います。

県が要望していた沖縄振興予算のあり方とはどのようなものだったのか。

次年度の沖縄振興予算のあり方についての県の対応を伺います。

９、首里城及び美ら海水族館の県への管理移管に伴って、観光施設としてだけでなく、地元の人たちや次代を担う子供たちが沖縄の文化と歴史に誇りと親しみを持てるような利用のあり方も検討すべきです。

県内の65歳以上の高齢者と小中学校の教育見学は無料にすべきです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

首里城及び美ら海水族館の県への管理移管についてに関する御質問の中の９の(1)、利用のあり方についてお答えいたします。

現在、首里城公園において、新春のうたげなど数多くのイベントが実施されており、多くの方々に足を運んでいただいております。また、県内の小中学校を対象とした出張講座や、県立芸術大学と連携した沖縄の歴史文化を学ぶ一般向けの講座などが実施されております。県が管理の許可を受けた後においても、沖縄の歴史文化に関する普及啓発について、指定管理者と連携しながら、新たに取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、朝鮮半島の平和への劇的な動きについての御質問の中の(1)と(4)、南北首脳会談及び米朝首脳会談について１の(1)と１の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

悲惨な地上戦を体験した沖縄県としては、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、朝鮮半島の完全非核化を確認・約束した板門店宣言及び米朝首脳会談における合意文書が、東アジアの平和構築につながることを期待するものであります。県では、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖

縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っており、引き続き平和を希求する沖縄の心を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、朝鮮半島の平和への劇的な動きについての御質問の中の(2)、米軍基地の形成過程と朝鮮情勢の影響についてお答えします。

激しい沖縄戦の末、沖縄を占領した米軍は、軍用地として必要な土地を強制的に確保して、基地の建設を進めました。その後、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は沖縄に大規模な軍事基地の建設を開始し、戦後27年間に及ぶ米軍統治下における民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。在沖米軍基地への影響については、現段階では明らかではありませんが、県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

同じく１の(3)、辺野古新基地建設の必要性と撤回理由についてお答えします。

米朝首脳会談の辺野古新基地建設問題への影響については、現段階では明らかではありませんが、県としましては、今後の両国の具体的な協議等が進み、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであり、御指摘の点につきましても、撤回の根拠となり得るか検討してまいりたいと考えております。

次に５、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(1)のイ、高さ制限の問題と撤回についてお答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。御指摘の点につきましても、撤回の根拠となり得るか検討してまいりたいと考えております。

同じく５の(3)、岩礁破砕等許可が不要とされた経緯についてお答えします。

まず平成29年３月８日、安倍総理大臣が当時の首相補佐官、水産庁長官、法務省訟務局長及び防衛省整備計画局長と面会したことについては、新聞報道で承知しております。その２日後の平成29年３月10日に、防衛省整備計画局長から水産庁長官宛てに、漁業権の一部放棄がなされた区域内における岩礁破砕等許可の必要性について照会がなされ、その４日後の同月14日、水産庁長官から、許可を受ける必要はないと解される旨の回答がなされたところです。あわせて、この照会及び回答の内容について、平成29年３月14日付で水産庁長官から沖縄県知事宛てに通知がなされております。

次に６、日米地位協定改定と日米合同委員会についての御質問の中の(1)、日米地位協定の改定についてお答えします。

県におきましては、日米地位協定の問題点をさらに明確化するため、他国地位協定調査を実施しております。３月には、中間報告書を公表したほか、今月６日には、他国の地位協定の条文や法令、その日本語訳等をまとめた地位協定ポータルサイトを開設しました。また、来月の全国知事会議において、地位協定の見直しについて共通の理解が得られるよう、働きかけていきたいと考えております。さらに今後、日米地位協定の問題点をパンフレットでわかりやすい形で示すこと等により理解を広げ、抜本的な見直しの実現につなげていきたいと考えております。

同じく６の(2)、日米合同委員会と合意事項等の公開についてお答えします。

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体に大きな影響を与えるものであります。

県としては、平成29年９月に行った日米地位協定の見直しに関する要請の中で、同協定第25条について、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること、また、基地の運用に関して基地が所在する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特別委員会の設置を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の世界遺産登録取り下げについての御質問の中の(1)、北部訓練場が審査に与えた影響に係る見解についてお答えします。

今回の世界自然遺産登録に係るＩＵＣＮの評価報告書では、北部訓練場については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると記載されており、国において

は、審査に特段の影響はなかったものと考えているとのことであります。しかしながら、県としましては、北部訓練場についても自然環境豊かな重要な地域であると認識していることから、引き続き訓練場内の自然環境の状況について注視するとともに、訓練等による影響が遺産登録の妨げになると判断された場合は、国や在沖米軍に対して、影響を回避するよう要請するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく２の(2)、バッファーゾーンと北部訓練場での訓練等による影響、返還を求めることについてにお答えします。

ユネスコによると、バッファーゾーンとは、開発等の影響が直接、推薦地に及ばないよう法令等により保護担保されている緩衝地帯のことであると定義されております。ＩＵＣＮの評価報告書の中では、北部訓練場については、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要種の生息に貢献していると記載されておりますが、米軍航空機の運用や騒音等については記載されておりません。しかしながら、県としましては、希少生物種の中には音に敏感な生物種もいることから、ヤンバル地域における野生生物に対する騒音等影響実態調査を実施しており、その調査の結果、訓練等による影響が遺産登録の妨げになると判断された場合、国や在沖米軍に対して、影響を回避するよう要請するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、沖縄カリブ構想についての御質問の中の(1)、東洋のカリブ構想の可能性についてにお答えいたします。

沖縄県は、平成28年度に実施したクルーズに係る調査結果を踏まえ、ことし３月に、今後の新たなクルーズの戦略となる東洋のカリブ構想を策定したところであります。同構想では、沖縄のクルーズにおける国内外の環境変化や、地理的ポテンシャルを生かすとともに、沖縄の自然、独特の歴史文化、異なる魅力を持つ離島の観光資源を最大限に活用し、東アジアにおけるクルーズ拠点を目指すこととしております。

県としましては、同構想を国内外に広く発信することにより、沖縄の認知度の向上が図られるとともに、さらなる寄港を促し、将来、沖縄が世界のクルーズデスティネーションとしての地位の確立につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４の(1)、基地のない沖縄の経済発展等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還が進めば、さらなる沖縄の経済発展等が期待できると考えております。

県といたしましては、引き続き、産業の振興や魅力ある都市空間の形成など、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、沖縄の一層の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に７の(1)、県民所得の向上についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、社会経済展望値として、平成33年度の１人当たり県民所得を271万円としております。平成27年度の１人当たり県民所得は約217万円となっており、基本計画が始まる前年度の平成23年度と比べて約15万円、7.5％増加しております。

県としては、県民所得の向上を図るため、比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、さらに、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進するなど、産業全体の生産性を高めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の辺野古新基地建設問題についての御質問で(1)のア、高さ制限超過についてお答えいたします。

久辺小学校、久辺中学校等が米国防総省の統一施設基準の高さ制限を超過しているとの新聞報道等があることは承知しております。これについては、現在、知事部局において、国に対し事実関係等を照会しているところであり、県教育委員会としましては、知事部局及び名護市等と連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(2)、これまでの政府

見解を翻し工事を強行していることについてお答えいたします。

沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設工事に当たり、平成29年３月14日付水産庁文書を根拠として、新たな岩礁破砕等許可を受ける必要はない旨を県に通知し、海上工事を行っております。しかしながら、当該水産庁見解は、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性を欠くものであり、県としては水産庁見解を採用できないとしております。

県としましては、沖縄防衛局が当該海域における岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則第39条に規定されている岩礁破砕等許可を受ける必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７、県民所得向上と雇用問題についての(2)、正規雇用拡大を図るための対策についてにお答えいたします。

県としましては、正規雇用の拡大など雇用の質の向上は、県民所得の向上にもつながるものと認識しております。県においては、関係団体や関係部局を構成員とする沖縄県雇用対策推進協議会幹事会において、雇用の質の向上に関するさまざまな課題や取り組みについて情報共有を図り、その上部組織である知事を会長とする沖縄県雇用対策推進協議会において、その対応状況や成果などを報告し、関係機関が連携して取り組むこととしております。

県としましては、これらの取り組みを通じて正規雇用の拡大を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　８、沖縄振興予算についての御質問の中の８(1)及び(2)、平成30年度沖縄振興予算に係る要望と評価については関連いたしますので一括してお答えします。

平成30年度沖縄振興予算においては、総額3400億円を上回る額の概算要求や沖縄の自主性を最大限尊重する沖縄振興特別措置法の趣旨に沿った沖縄振興一括交付金の従前の水準への回復などを要望したところであります。しかしながら、関係各位の御尽力にもかかわらず、総額として前年度を下回っていることや、増額を求めていた沖縄振興一括交付金について、県及び市町村の切実な要望が反映されなかったことは、極めて残念であります。

同じく８(3)、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

平成31年度は、沖縄振興計画の総仕上げに向け、取り組みを加速させる重要な年と捉えており、那覇空港第２滑走路増設整備を初めとした国直轄事業の所要額の確保に加え、沖縄の自主性を発揮させる沖縄振興一括交付金や地方向け補助金の増額を図り、それぞれの効果が最大限となるよう国と県及び市町村が連携する必要があります。このため、沖縄振興予算の確保に向け、市町村や関係団体等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　９、首里城及び美ら海水族館の県への管理移管についての御質問の中の(2)、県内の高齢者と教育見学に係る入場料の減免についてお答えいたします。

現在、両施設において、高齢者に対する入場料の減免は実施されておりませんが、児童生徒が学校行事で入場する場合、一般料金を約２割引きした料金が適用されております。また、首里城では、管理運営者により、県内の小中学校を対象とした郷土歴史文化学習事業が無料で実施されております。県が管理の許可を受けた後においても、さまざまな方に御利用いただけるような入場料の設定について、指定管理者と連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　まず１について再質問したいと思います。

知事は慰霊の日の宣言で、アジア及び朝鮮半島の緊張緩和の流れに言及しました。去年まではなかった新しい変化がこの宣言にあらわれています。私は、今普天間基地の閉鎖撤去、沖縄の米軍基地の大幅な整理縮小を実現させる復帰後４回目の機会だと思っています。この機会をぜひ翁長知事先頭に、県も県民も主体的に実現させるためにどうすればいいかというのをぜひ考えていただきたいと思っています。

その立場から再質問します。事前に過去の答弁や関係資料などは確認していてくださいと通知してありますのでよろしくお願いします。

今私は、復帰後４回目の基地の整理縮小の大事な機

会と言いました。それでは１回目から３回目はどうだったのかと言えば、私は１回目は沖縄が日本に復帰したときだったと思います。米国はそのとき、県民の復帰運動の高まりによって、このままでは沖縄の基地は維持できないと、沖縄の基地を本国に統合する、そして普天間基地撤去を検討したというんです。ところが日本政府が出ていかないでくれと引きとめていたと。これがオーストラリア発の公文書で明らかになりました。この件について県の認識を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

御質問のあった報道につきましてですが、本土復帰後、米国防総省が沖縄の米海兵隊基地を米本国に統合する案を検討しており、日本政府がこの海兵隊撤退の動きを引きとめたとの報道であったというふうに承知しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　このことは新聞でも報道されて、物すごい衝撃を与えました。

２回目の機会が、95年の少女暴行事件のときだったと思います。県民の怒りの前に、このままでは沖縄から追い出されるかもしれないと、アメリカは普天間基地の撤去と海兵隊の撤退を検討したと。しかし、ここでまた日本政府が出ていかないでくれと引きとめたと。これは当時のモンデール大使が回顧録で明らかにし、そして新聞のインタビューにも応じて明らかにしたんです。これについてはどういう見解をお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米元副大統領で、クリントン政権下で駐日米大使を務めましたボルター・モンデール氏が平成７年当時、米軍普天間飛行場の返還交渉で日本側が在沖米海兵隊の駐留継続を望んでいたと述べていたことがわかったと、報道あるいは回顧録等で明らかになっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　そして３回目の普天間基地の撤去、そして大幅な基地の整理縮小の機会がつい最近です。私は2013年、建白書を求める県民の大きな闘いだったと思います。2013年、知事覚えていると思いますが、１月28日に建白書を提出しました。提出したのが１月28日です。その直後に出された防衛省の内部文書です。米国の安全保障政策、日米同盟というものの13ページに、しかしながら普天間飛行場の移設及びオスプレイの沖縄配備ともに依然として沖縄県から理解が得られていない。万が一の事故の際には、全基地撤去運動につながりかねない状況だという危機感がこの防衛省の内部文書にあらわれているのです。ですから、そのとき日米両政府は沖縄から追い出される、大変なことになると。大変危機感を抱いたのですが、しかしそのとき、年末に前の知事が埋め立てを承認する印鑑を押してその機会が失われたと。３回目の機会が私は失われたと思っているのですが、それについて県はどう思っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成25年の１月に全市町村長、全市町村議長による建白書が政府に提出されました。同年３月、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書が県に提出され、同年12月、県は埋立承認申請について承認しました。その１年後、平成26年12月、翁長知事が当選し、平成27年10月、埋立承認を取り消しました。知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ多くの県民の負託を受けております。沖縄県は辺野古に新基地はつくらせないということを引き続き県政運営の柱に、公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は、このように復帰後から今日まで基地の大幅な整理縮小の大きな機会が３回あったと思うんです。それを潰されてしまった。しかし諦める必要はありません、今４回目だと私は思っています。その理由の１つは、辺野古に絶対基地はつくらせないというこの揺るぎない決意を持って県政運営の柱にやっているという翁長知事を先頭にした県民の闘いがあります。２つ目が､情勢の劇的な変化だと思います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　まず、復帰後の情勢を振り返ってみると、沖縄が日本に復帰したとき世界には10の軍事同盟が存在していました。それが復帰して以降今日まで、東南アジア条約機構、1977年に解体、中央条約機構、イランが入っていたが1979年解体、中ソ友好同盟、1980年失効、アンザス条約、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、これが1985年にニュージーランドが非核政策を打ち出して機能停止。ワルシャワ条約機構が91年に解体、中南米の米州相互援助機構、19カ国が加盟していましたが、2004年にメキシコが脱退して機能停止しています。現在残っているのはＮＡＴＯと日米安保、米韓安保そして米豪安保の

４つになっています。これを地図にするとこういうふうに（資料を掲示） 赤い色が同盟ですが、これが急速に減っていっているというのが今の世界の軍事同盟の状況だと思うのですが、それについて認識をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

今、議員が地図で示していただいた状況については、県のほうでも確認しているところでございます。

○渡久地　修君 休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君 世界的には、軍事同盟が大幅に少なくなっている。東南アジア地域ではどうかというと、1976年にＡＳＥＡＮを中心として軍事同盟によらない平和友好条約で平和を守ろうということで領土主権、相互尊重、内政不干渉、紛争の平和的手段による解決、武力による威嚇または行使の放棄を原則にした東南アジア友好協力条約というものが成立しました。そしてこれはその後、日本、韓国、ロシア、北朝鮮、アメリカ、ＥＵなども参加が広がって28カ国に広がっているのです。このような東南アジアでの動きについて県は認識していますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

東南アジア友好協力条約は、東南アジア地域における平和友好及び協力の促進を目的として1976年、当時のＡＳＥＡＮ加盟国の間で発行されています。条約の基本原則は、議員から先ほどありましたけれども、意見の相違または紛争の平和的手段による解決、武力による威嚇または武力の行使の放棄などを定めてございます。条約の加入条件につきましては、東南アジア以外の国につきまして、東南アジアの全ての国の同意を得る必要があり、私どもが確認した限りでは、2018年２月時点の加盟国は34カ国というふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 さらに2011年11月19日には、インドネシアのバリで開かれた第６回東アジア首脳会議というものが開かれまして、そこではＡＳＥＡＮ加盟国、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ロシア、アメリカ、これらの首脳が先ほど言ったような内政不干渉、武力による威嚇、その他への武力行使の放棄、相違や紛争の平和的解決というバリ宣言を採択して、ここに宣言文ありますけれども、これについて承知していますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

2011年11月19日におきまして、国連憲章の目的や諸原則、東南アジアにおける友好協力条約及びその他の確立された国際法の諸原則に関するコミットメントを再確認するなどした互恵関係に向けた原則に関する東アジア首脳会議の宣言が採択されたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 このように知事、東南アジア、東アジアでは平和への動きが物すごく加速しているのです。そして最後に残っていた北朝鮮でも劇的な敵対関係から平和の動きが進展してきたというのが今日だと思います。それで南北首脳による板門店宣言が出されましたが、その中身について聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

平成30年４月27日に、文在寅大統領と金正恩国務委員長との間で南北首脳会談が開催され、朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言文が発出されております。板門店宣言については、年内における休戦協定の平和協定への転換、南北米中４者の会談の開催の推進、完全な非核化を通じて核のない朝鮮半島の実現などの内容となっております。またその後、平成30年５月26日も両首脳による会談が開催されており、５月27日の文在寅大統領の記者会見によると、板門店宣言の履行及び米朝首脳会談の開催について会談を行ったとしております。

○議長（新里米吉君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 その後、米朝首脳会談が行われて宣言が出されましたが、その中身はどのようなものですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君） お答えします。

去る６月12日にシンガポールにおいて米朝首脳会談が開催されており、会談後に両首脳は合意文書に署名しております。合意文書の内容については、１、平和と反映に向けた新たな米朝関係の構築、２、朝鮮半島における永続的で安定的な平和体制の構築、３、板門店宣言を再確認し、朝鮮半島の安全な非核化、４、朝鮮戦争中の捕虜や行方不明の兵士の遺骨の回収への取り組み及び身元が判明したものについての返還について一致したとしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　このような南北そして米朝の首脳の宣言が紹介されましたけれども、ことし２月に翁長知事がワシントンに行ってシンポジウムをやりましたけれども、そのときに、ペリー元国防長官がこの朝鮮半島の動きが普天間基地に与える影響について発言していると思いますが、普天間基地について発言している部分を紹介してください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
普天間基地の撤去の可能性のところですが、米朝首脳会談が完全な成功をおさめ北朝鮮の脅威がなくなれば、普天間飛行場に駐留している部隊について、その存在理由がなくなり得ると発言されております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　普天間基地の駐留の根拠がなくなるということを言っているわけです。
そして次に、この同じシンポジウムで朝鮮半島の動きが沖縄の全米軍基地に与える影響についても言及していると思いますが､それについて紹介してください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
北朝鮮の危険性を取り除くことができたなら、沖縄に米軍を配備する合理的理由がなくなると発言されております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　沖縄の全米軍基地の撤去につながっていくだろうと、こういう未来の見通しを立てることが大事だということを発言しているわけです。これは知事が行ってやったシンポジウムの大きな成果だと思います。
そこでこの問題の最後に知事にお尋ねしますけれども、知事、私は今この世界の動き、そして東南アジアの動き、朝鮮半島での平和の動きについてるる述べましたけれども、これは知事も私は共有できるものだと思います。今、私たちに課せられているのは、この動きをどうやって沖縄の基地問題の解決に結びつけていくかということだと思うのです。それに逆行するように、だから抑止力が必要だ、基地を強化しないといけないと防衛大臣が発言したりしていますけれども、私はとんでもない。そういう意味で理論的に沖縄のもう辺野古は要らない、普天間基地も撤去、米軍基地も要らない方向に行くのだよということをしっかりとまとめて県民に示していくということはとても大事だと思うんです。だから、先ほど部長から答弁があったように、見守りますとか、期待しておきますということではだめなんです。だからしっかりと自分たちで主体的に、この情勢をしっかりまとめていくということが大事だと思います、これが１点目。もう一点目、そのことをしっかりとまとめて、私は関係国にしっかりとした知事の書簡なり手紙なりを送るべきだと思うんですけれども、これはぜひできましたら知事からお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　渡久地議員の御質問にお答えをいたします。
今定例会といいますか、地位協定を含めいろんな形で御議論があって大変今までにない日米安保体制、あるいはまた国防というようなことにも認識が広がってきたのかなという感じがいたします。
私も振り返ってみますと、今いろいろ米軍基地の問題にかかわってきたモンデール副大統領とも１時間話をし、銃剣とブルドーザーで米軍が接収をしたと、あの実情を私はよく知っていると。アメリカが責任を持ってこれは縮小させるべきだという大変率直な意見もお聞きしましたし、ペリー国防長官の件につきましては、先ほど来紹介をされているような形で、いわゆる北朝鮮の問題がなくなれば沖縄の基地も必要ではなかったと。それからもう一つは､本来なら沖縄でなくてもよかったんだけれども、やはり日本政府が沖縄がよろしいというところで少しジョセフ・ナイさんとか、いろいろ意見交換があったんですがやはり前県政が承認をしたというのは、大変大きなインパクトで、沖縄がオーケーするんだったらいいのではないかというような話も聞かされております。
ですから、今回の定例会でいろいろ話がありますが、あんまり詳しくいろいろ言うと長くなりますので、私は一言で申し上げますと沖縄の今の日米安保体制の状況は、憲法の上に日米地位協定があって国会の上に日米合同委員会があると。その中でいわゆる日米安保体制が維持されている。そういったようなものが国民には見えてこない。民主的に物事を決めているように見えますけれども、やはり私が一つ一つ沖縄の基地のいろんな事件・事故などを言っても日本政府に当事者能力を感じられない。感じられないという中で国会も特に騒ぐわけでもないし、いろんな問題があります。ですからそういう中でのこれからのあり方についての中で、一番日本が固まってしまっているなと。戦後レジームからの脱却とか大変ダイナミックな話があったんですけれども、いわゆる米朝会談、あるいはまた中国、ロシアがいろんな形でかかわってくる。そういったようなものの中でどこが一番動いていないか

というと、日本という国が全く動いていないような感じがして、そうすると沖縄の負担軽減とか誠心誠意という話を含めて、今の日本の国のあり方というものが私たち沖縄から見ても、周辺国を見ると何か動きそうな感じしますけれども、日本国を見ると何も動きようがないというような状況の中で、これはいかがなものかと思っております。ただ、今北朝鮮とアメリカはいろいろ二転三転していますので、しっかりと見定めるわけにはいきませんが、ただ間違いなく緊張緩和に動いていることが、きのう、きょうの新聞などでも北朝鮮が有利だとか、アメリカが有利だとかいろんな言い方をしますけれども、それでも間違いなく緊張緩和に動いている。そこで日本がどういう動きをしようとしているかが全く見えない。その中にいる私ども70％の米軍の専用施設を持っているこの沖縄県が、どのようにこういった今までの固定観念から脱してしっかり対応していくかという。まさしくある意味では、一番重要な時期だなというふうに思っていますので、その辺のことをベースにしながら物事に当たっていきたいなとそういうふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事の決意、本当にぜひその立場で頑張っていただきたい。

知事、大変ですけれども、私は沖縄県は主体的に関係各国にいろいろと手紙を送ったり意見を言う資格というのはあると思うんですよ、権利と。何でかというと基地をこれだけ集中させられて、私たちは苦しめられているわけですから、その県の知事として、今の考えも含めてこれからの望むべき沖縄も含めて、しっかりとまとめてこれまでも国連人権委員会でも訴えて、アメリカでも訴えて、シンポジウムもやってきましたけれども、ぜひ書簡なり手紙などにまとめて私は関係各国に知事の思いを、沖縄県民の思いをぜひ発送してほしいと思うのですけれども、ぜひ再度この件についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　国内でもなかなかそういった日本国のことは、日本の国民全体で守ってもらいたいというのもなかなか浸透しないんです。いわゆる当事者意識は国民にもなかなかない。そういう中でおっしゃるように関係する各国、いわゆるそういうところというのは大変その辺のところ敏感だというふうに思っています。ロシアとの一昨年、何となく北方領土の問題は解決しそうだったけれども、何で解決しなかったかというと日米地位協定で、返したら日米地位協定には日本の領土にはどこにも基地を置ける。望むだけ置けると書いてありますから、ロシアからすると返したら大変なことになると、そこに米軍基地が来たらいかんという。あの緊張感は世界各国のほうにあると思いますので、今おっしゃるようなものはやっぱり沖縄の立場ということからしますと、それぞれのいろんなことを凝縮しながら沖縄の思いとアジアの安定と世界の安定というようなことについて、自治体としてのことも踏まえながらしっかりと対応していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　どうもありがとうございます。

私は復帰から46年、これまで３回沖縄の海兵隊撤退、基地の大幅整理縮小の機会が３回あったと指摘しました。今回４回目。これが県民の大きな運動の高まり、そして何よりも翁長知事が揺るぎない決意で頑張っている。そして今回の朝鮮半島の平和の動き、これをしっかりと生かしていく。そのためには主体的に我々が取り組んでいくという立場で知事にも臨んでいただきたいと指摘して終わります。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時46分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年６月28日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　８　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成30年６月28日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第8号

平成30年６月28日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）
第３　乙第20号議案（知事説明、質疑）
第４　陳情第60号及び第70号から第75号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　乙第１号議案から乙第19号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
　乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
　乙第９号議案　工事請負契約について
　乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第13号議案　訴えの提起について
　乙第14号議案　仲裁について
　乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
　乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
　乙第19号議案　専決処分の承認について
日程第３　乙第20号議案
　乙第20号議案　沖縄県監査委員の選任について
日程第４　陳情第60号及び第70号から第75号までの付託の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	1　番	瀬　長　美佐雄　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	2　番	玉　城　武　光　君

3 番	親川　敬 君	25 番	渡久地　修 君
4 番	新垣光栄 君	26 番	玉城　満 君
5 番	次呂久成崇 君	27 番	仲村未央 さん
6 番	宮城一郎 君	28 番	照屋大河 君
7 番	大城憲幸 君	29 番	仲宗根　悟 君
8 番	金城泰邦 君	30 番	崎山嗣幸 君
9 番	西銘啓史郎 君	31 番	金城　勉 君
10 番	新垣　新 君	33 番	具志堅　透 君
11 番	座波　一 君	34 番	島袋　大 君
12 番	比嘉瑞己 君	35 番	中川京貴 君
13 番	西銘純恵 さん	36 番	座喜味一幸 君
14 番	平良昭一 君	37 番	嘉陽宗儀 君
15 番	上原正次 君	38 番	新垣清涼 君
16 番	当山勝利 君	39 番	瑞慶覧　功 君
17 番	亀濱玲子 さん	41 番	狩俣信子 さん
18 番	當間盛夫 君	42 番	比嘉京子 さん
19 番	上原　章 君	43 番	大城一馬 君
20 番	山川典二 君	45 番	糸洲朝則 君
21 番	花城大輔 君	46 番	照屋守之 君
22 番	又吉清義 君	47 番	仲田弘毅 君
23 番	末松文信 君	48 番	翁長政俊 君

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志 君	企業局長	金城　武 君
副知事	富川盛武 君	病院事業局長	我那覇　仁 君
副知事	謝花喜一郎 君	会計管理者	伊川秀樹 君
政策調整監	吉田勝廣 君	知事公室 秘書防災統括監	前原正人 君
知事公室長	池田竹州 君		
総務部長	金城弘昌 君	総務部 財政統括監	宮城　力 君
企画部長	川満誠一 君		
環境部長	大浜浩志 君	教育長	平敷昭人 君
子ども生活 福祉部長	大城玲子 さん	公安委員会委員	知念公男 君
		警察本部長	筒井洋樹 君
保健医療部長	砂川　靖 君	労働委員会 事務局長	金良多恵子 さん
農林水産部長	島尻勝広 君		
商工労働部長	屋比久盛敏 君	人事委員会 事務局長	池田克紀 君
文化観光 スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君		
		代表監査委員	當間秀史 君
土木建築部長	上原国定 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則 君	課長補佐	佐久田　隆 君
次長	勝連盛博 君	主査	嘉陽　孝 君
議事課長	平良　潤 君	主査	宮城　亮 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として公安委員会委員知念公男君の出席を求めました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長池田克紀君及び労働委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い質問を行いたいと思いますが、その前に１点だけ、議会事務局を含めお願いしたいことがあります。

25日の議会、順延になりました。そのときにこの議場に傍聴に来ていた方々、またテレビを見ていた方々が、全く状況がわからず、私の知人も２時間近くこの議場で待ったということがありました。できましたら、今後のことを含めて、こういう場合にはきっちり議場での説明なり、また、テレビでの説明の仕方、この辺についてきっちり対応をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入りたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、県民投票と撤回についての知事の見解の中の、県民投票の意義についてですが、まずその前に、今署名活動が行われているようであります。新聞によるとまだ３割ぐらいしか集まっていないとのことですが、県として今後の手続、事務手続を含めて最短でいつごろ県民投票ができると考えているのか御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票につきましては、先月５月23日、条例制定請求者に対し、条例制定代表者証明書を公布し、県民投票の署名が始まっております。署名期間は告示の日から２カ月以内ということで、７月23日までが署名期間となります。法定数以上、有権者総数の50分の１以上が集まった場合には、署名期間終了後10日以内に署名をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明のため、各市町村選挙管理委員会へ署名簿を提出します。その後、市町村選挙管理委員会は20日以内に審査を行い、署名の有効、無効を決定し、その終了した日の翌日から７日間、関係人の縦覧に供するというような形です。

このような法的な手続が署名開始から約３カ月はかかるものと考えております。ですから、その後10日以内、いわゆる公告縦覧後、条例制定請求書を知事に提出すると。その後知事は請求を受理した日から20日以内に議会を招集する形になります。その議会に県民投票条例を付議すると。

今現在出されている県民投票条例案では、条例公布後６カ月以内に県民投票が実施される旨定められていますので、実際いつ投票するかについては条例制定後の議論になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　条例案というのは誰が作成するというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回、５月１日に県民投票条例の制定を請求する代表者の方が条例案を携えまして、今県民投票の署名活動を行っております。その条例案というのも、今はもう示されております。いわゆる署名活動に際してこの条例案に基づく署名活動を行っているような形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは、今、署名活動に添付されているのかよく見ていませんけれども、その条例案がそのまま議会に提出されるという理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　知事は意見を付すことはできますが、いわゆる条例案について修正する権限はございませんので、そのまま出される形になろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは、条例案をほとんど見ない県民がその条例に対して意見を言うこともできず、議会では一部修正できるにしても、もうそれが原

案となるという理解でよろしいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　今、議員のおっしゃられたとおり、請求代表者の条例案が基本、議会に提出されるものかと思います。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　ちょっと法的なあれはよくわかりませんけれども、非常に不信感というか、何かそういう形でいいのだろうかと。例えば署名が今まだ7000筆しか集まっていない中で、その署名した人がイコールもうこの条例案に賛成していると。例えば、ほかの残りの九十何万人の県民は、ほとんど条例案の中身も知らずに、我々議会で議論をするということがどこまで修正できるかもわかりませんし、まだ原案を私も見ていませんけれども、そういった形で進むというのが非常に何か違和感を感じるんですが、過去の中でもそういう形にしかなっていないんでしょうか。
　例えば、他府県でもいいですよ。そういった条例を制定するときに、署名に添付されたものがそのまま議会に上がってくるという事例が普通なのかどうかです。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　他県では、住民投票、市町村の投票が過去行われていますが、基本的に条例案に基づく署名活動が行われるものと理解しております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　この場で余り議論してもあれだと思いますので、次に進めさせていただきます。
　承認撤回を行う際の判断理由と時期については、知事は何度も御説明いただいているんで、ちょっと違った角度から質問をしたいと思います。
　８月11日に県民大会が開かれるというふうに新聞に出ていました。2002年、知事が那覇市長２周年のときの、この「創造への挑戦」という本が手元にあります。私も読ませてもらいました。1995年の10月21日の県民大会で、知事は玉城義和議員――お亡くなりになりましたが――行動に感動したとありますが、知事、そのときのこと覚えていらしたら説明お願いします。10月21日の県民大会で、知事が当時市長時代ですけれども。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。
　20年超えますので、今お聞きしたことと、どういうことかということで聞いたということで、パーフェクトに整合性がとれていないものも含めた話になろうかと思います。
　あのときの県民大会は、ある意味で自民党側から私のほうが事務局長的な立場で出ていって、そしていわゆる革新のほうからは玉城義和さんが事務局長として出て、２人でいろいろそのときの嘉数知賢さんが議長として会長といいますか、そういう形でやっておりましたが、そのもとで事務的なものを含めてやっておりました。今おっしゃるようなものが私のものに書かれていたというようなことは、何だったかと言いますと、ちょうど大変ある意味で言葉遣いが正しいかどうかわかりませんが、集会所で過激な行動をとられる方々がおられたものですから、それについて玉城義和議員がしっかりと指摘をし、これは県民全体の集まりだから、皆さん方がこのように大騒ぎをすると、これは県民の心が一つにならないというようなことを私よりも先に玉城議員が話をされておりました。それをそばで見ながら、ああこれからの沖縄の運動というものはそういった意味ではある意味で私は腹八分、腹六分と言っているんですが、みんなそれぞれ考え方あるけれども、一つの目標に向かってこういう交通整理をするのを玉城先輩がやったようなことも見ながら、そのことを多分書いたというふうに思っています。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　まさしくそのとおり知事、書かれています。最近の県民大会、何回か開かれていますが、私は残念ながら一度も出たことはないんですけれども、最近の県民大会を見て、知事はどのように感じますか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　そういったことも含めて、時代背景も冷戦構造が終わったりとか、あるいはまた政権交代もあったりとか、いろんな流れの中で私もいろいろ思うところがありまして、今の立場にいるわけでありますけれども、県民大会等々見ましても、やはりそれぞれある意味では政党、会派、あるいはいろんな団体、考え方やっぱり大変よく言えば厳しい視点で物事を見る方が多いんですが、やはりみんなでまとまろうというような意味では、大変それぞれが腹八分、腹六分でまとまりをつくろうつくろうという努力をしながら、今、県民大会が開催されているのかなというふうには思っています。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　テレビ報道等によると、のぼりを持った方々が、特に県外からも多く参加されているやに聞いております。ですから、玉城義和議員がおっしゃったような県民大会ではなくなりつつあるのかなと、私個人的には思います。そのよしあしは別としま

して、いずれにしてもそういう知事が感動した大会がだんだんだんだん変わってきているんじゃないかというふうに思います。

これは私の個人の見解として述べておきますが、その中で知事、もう一つこの中に県民投票についても知事がコメントをしているんですが、どういうコメントをしたか覚えていましたら――覚えてないですか。（資料を掲示） 県民投票については、知事はこう語っています。投票率が60％を割ったことでもわかるとおり、多くの県民が踏み絵を強要されているような気分になりまして、結果的に、県民投票がせっかく狭まっていた保守と革新の境を広げてしまったと私は感じておりました。保守と革新という形で追われていったのがあの状況でありますというふうに述べています。

ですから、知事は県民投票について、承認撤回には左右されないというふうにされましたけれども、県民投票をどのように今考えていらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 冒頭で、時代背景が冷戦構造から変わってきたというような話もしたわけでありますが、ある意味では県民投票についてのあのときの考え方、やはり玉城先輩等々県民あるいはまた各政党会派、みんなで心を一つにしてやっていこうというようなものがあった中で県民投票というものが出てまいりました。それは恐らく閉塞状況になっているものを何とか打破したいというもの等、いろいろ考え方もあったかと思いますけれども、やはりそういったこと等があの時点においては、やはり賛成、反対というようなものがまだ実るような部分があったのかどうか、あるいはまたそれの一つ一つの設問について、この文章が正しかったかどうか等々含めて、あの時点における私の考え方は今議員がおっしゃったようなものを持っていた部分もございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 知事は、承認撤回をする判断は、県民投票の時期やその結果に縛られないというふうにおっしゃっています。結果に縛られない県民投票に意味があるのかどうか、しかも５億円近くをかけてやる県民投票に本当に意義があるのかどうか、疑問を呈しておきます。

それと、知事、これは私からの要望なんですけれども、公有水面埋立法の承認取り消しを取り消しました。今回、承認撤回を撤回することがないように、恐らく知事の支持者からは非常に不安があると思います。知事、前回私も申し上げましたが、今、知事に求められているものは法的な観点からの判断ではなくて、もう何が何でも行うという強い決断と実行であると私は思っております。恐らく知事の支持者全てそう思っていると思います。私はあえて、そういうふうに提言をさせてもらいますが、決断と実行が知事に今求められているということを申し上げておきます。

次の質問に入ります。

離島における課題の整理と解決に向けての(1)アの(ｱ)、那覇―石垣線の適用保留について。

きのうの答弁で適用をするというふうになりました。この経緯を説明お願いします。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（川満誠一君） お答えいたします。

まず、石垣―那覇路線につきましては、ことしの３月13日に格安航空会社、いわゆるＬＣＣのバニラエア株式会社が７月１日から就航するということが発表されました。沖縄県は、交通コスト軽減事業を実施するに当たって、公正取引委員会等と調整して、一番最初に始めたときには、競争状態であるとか、価格の状態であるとか条件にしておりましたが、その適用条件が、ＬＣＣが参入することを成立時には想定していなかったものですから、形式的に適用した場合には保留せざるを得ないと。これは問題なしと思っておらなかったのですけれども、この適用条件を見て保留せざるを得ないと判断して、５月14日に関係市町及び関係航空会社に通知をいたしました。しかし、この間もどうすれば政策目的が実現できるのかということは、検討を続けておったところであります。６月に入りまして、石垣市等々から要請もございまして、ただ、この間もすぐにできるということは申し上げられなかったのは、先ほど申し上げましたような独禁法の趣旨でありますとか、公取の見解とか、それから関係各所との調整がまだ未了だったからであります。

昨日知事から継続をすると申し上げることになりましたのは、おとといの６月26日の夕方ごろに、全体の詰めが調ったということがございましたので、きのうの再質問の機会に表明させていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君 先ほど独禁法に抵触するおそれがあったので適用保留したとありましたね。きょうの新聞には、改めて公取に確認をすると、独禁法に抵触しないことを確認できたとありますが、当初は独禁法に抵触するという判断があったわけですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（川満誠一君） もう少し申し上げますと、独禁法そのものという独禁法の目的、自由な競争を阻

害しないであるとかいう目的がございますが、これに関連しまして、公正取引委員会から平成６年に行政指導に関する独占禁止法上の考え方という通知が行政機関になされております。この中で法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により、公正かつ自由な競争が制限され、または阻害されることのないよう十分留意する必要があるとのことでございまして、この形をとってやってきておったわけですが、サービスが同等の各社において、一方に、値段が高いほうに補助金を出してやるということは、自由な価格形成を阻害するおそれがあるのではないかという懸念から、このような条件を立てていったところであります。ただ、ＬＣＣの場合は固定価格ではなくて、日ごと、便ごとに価格が変動するということでありますとか、サービスと価格との間に通常のといいますか、フルサービスキャリアの航空会社とは競合しないところが多うございますので、これを整理して趣旨に反しないというような考えに至ったものであります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　結果的には、地元の方々の声を、要望を反映させて適用したことは非常に評価をしたいと思います。ただ、この判断の仕方、タイミング、まずは最初にＬＣＣが就航すると通告があったのは多分３月だと思います。それから、運賃もそのときにはもう発表になっているわけですよね。ですから、そのときに考えられることは早目に地元にも航空会社にも説明をして、早目早目の対応をしておけばいろんなことは早目に解決できたと思うんですね。

私見ていて非常に感じるのは、今回の訂正でまた各航空会社は運賃の登録なり、また払い戻しなり、いろんな作業が発生すると思うわけです。ですから、県の判断ひとつで単に新聞でこれまた適用戻しますということだけではなくて、その裏で航空会社や自治体や、最終的には利用するお客様が非常に不便をこうむるわけですから、不便というか手続を、煩雑な。それも含めて今後のいろんな判断をするときには迅速かつ正確に状況を判断していただいて、対応していただきたいと思います。

それともう一つ、これは決定したのが６月26日の夕方ということですから、残念ではありますが、地元出身の次呂久議員が質問したときにはこの答弁なかったですよね。本当は地元の答弁のときに間に合うように、ぜひ与党として配慮してあげてください。

以上です。

ちょっと休憩します。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　㈠のほうで、離島住民割引の利用者数、負担額について御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

離島住民等交通コスト負担軽減事業の直近３年間の予算と実績について申し上げます。平成29年度における予算は約23億2000万円で、実績を申し上げますと、航路につきまして、利用件数が約65万6000件、負担軽減額が約３億1000万円でございます。航空路につきましては、利用件数が約48万3000件で、負担軽減額が約19億7000万円となっております。同様に、平成28年度について申し上げますと、予算は約21億1000万円、航路において利用件数が約65万5000件で、負担軽減額が約３億1000万円、航空路において利用件数が約43万6000件、負担軽減額が約17億5000万円となっております。平成27年度は、予算が約18億7000万円、実績は、航路の利用件数が約59万2000件、負担軽減額が約２億9000万円、航空路におきまして利用件数約38万5000件、負担軽減額約15億2000万円となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件も何度も一般質問含め委員会でも話をしているんですけれども、地元の方々の声というのは多分企画部は把握していると思います。島民割引はもちろん、地元に住んでいるときは対象ですけれども、では仕事で住民票を移して那覇に住んだ場合は、島民割引は対象にならないという理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　住まわれている住民の方が対象でございますので、そのようなことになっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　やはり離島に住む方々のいろんなハンディを考えた場合に、私もいろんな方々から聞く声は、例えば、那覇に住んでいてもお盆や正月に帰るときに、これ何度も言っていますけれども、もう５人で帰ったら10万以上かかるとか、そういうことを考えると、僕は、島民割引というものをある程度、例えば、那覇に住んでいるけど本籍が島にある方々を島民割引の対象にして、そのかわり回数を制限するとかいう方法を県として僕は検討してもいいんではないかなという気がします。変に交流人口に対する割引を出す

よりも、そういう方々が島に帰りやすい環境をつくってあげるということは、ある意味島が、住むことはないにしてもきっちり自分の生まれた島に帰って、地元の方々またはおじいちゃん、おばあちゃんとどんどん交流ができるということは非常に大事だと思います。ぜひ、その辺についても一度ゆっくり議論したいと思いますので、御検討お願いしたいと思います。

続いてイのほう、情報通信基盤（超高速ブロードバンド）の整備について、今の現状と今後について御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄県では、平成28年度から平成32年度にかけまして、離島及び本島北部の15市町村を対象といたしまして、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施しております。平成29年度までに10市町村、平成30年度には新たに石垣市、久米島町及び渡嘉敷村の３市町村の整備に着手しております。31年度以降は、大宜味村及び東村の整備を実施する予定としております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　済みません。私、今ずっと海底ケーブルのことをちょっとあれしたつもりだったんですけれども、海底ケーブル、今、南大東まで行っていますけれども、これいつ開通したんでしたっけ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　南大東への海底ケーブルは、平成23年度に開通しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　南大東と北大東の間は、どのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　両村間の、南北大東間は、無線によってつながっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　先日、南大東の村長、北大東の村長、それから議員の方々、地元の方々といろんな意見交換してまいりました。その中で、やはり北と南が無線でということで、停電があったりするといろんな影響が出ると。これは、私は本島はもうほとんどループ化もできていて、この間、与那国のループ化も含めて式典もありましたけれども、特に北・南の方々は、いろんな意味での情報の格差が少しずつ是正されてきてはいるものの、やはり有事のときに、例えば、停電したり何かあったときに、そういった情報が遮断されるということは私はあってはならないと思います。ぜひこの辺については、もちろん工事の費用の問題やいろんな課題はあるにせよ、離島をとにかく知事も何度もおっしゃるように、そういったことの観点からぜひ離島のハンディをなくす、逆に離島に有利な状況を与えるくらいの気持ちで対応してもらいたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　続いて、島あっちぃ事業についての事業概略と実績についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

離島観光・交流促進事業、いわゆる島あっちぃ事業と呼んでいるものでございますが、この事業は沖縄県民の離島に対する理解促進や離島の住民の皆様との交流促進による離島地域の活性化とともに、受け入れ離島における観光産業の振興を図るということを目的としております。平成28年度は、自己負担率２割という仕組みで2894名、平成29年度は、自己負担率３割に上げさせていただきまして、3391名の方に行っていただきました。この事業によりまして、体験プログラムの開発でありますとか、既存のプログラムの改善、それから受け入れ団体の組織化、連携体制の構築など、さまざまな面でよい影響があらわれてきているものと思います。一方、昨年度の課題としては、実施時期にちょっと偏りが生じてしまったために、ミスマッチが若干見られたことから、今後は募集時期等について工夫をして、平準化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ことし４月にＪＡＴＡ（日本旅行業協会沖縄支部）から本事業についての指摘があったと聞いていますが、その内容について御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

この事業を実施するに際して、チラシとかパンフ

レットとかで、旅行業法に必ずしもそぐわない表記が、あるいは注意を欠いたと思われる表記があったという指摘があったと聞いております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　４点ほど多分指摘されているんですが、あえて読み上げませんけれども、私は、問題だと思うのは、法律を遵守すべき行政が旅行業法に違反するようなことをするということは非常に大きな問題だと思います。

実は、この１回目から私は既に指摘をさせてもらいましたけれども、10万円のツアー費用の８割、８万円県が負担して、２割で参加すると。このこと自体が本当に適正なのかどうか。幾らモニターツアーとはいえ、やはりこういったものは今後の課題を多く残すと思いますので、今年度で事業終了だとは聞いていますが、それにかわる先ほどいったように離島の方々への支援事業に回すであるとかそういったことも含めて提言をしておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　続いて３番、児童相談所についてでありますが、(1)の県内の児童相談所の数、職員の数、ケースワーカーの数等について御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　本県には浦添市以南の市町村を管轄する中央児童相談所と、それから宜野湾市以北を管轄するコザ児童相談所、２つがございます。また、平成19年の４月から中央児童相談所の八重山分室、それから29年の４月に同じく中央児童相談所の宮古分室を設置して、離島における虐待対応の体制を強化したところでございます。

児童相談所の職員数につきましては、平成30年度が正職員が89名、その他非常勤職員が77名配置しております。そのうちケースワーカーは47名で児童相談業務に従事しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(2)番、児童虐待相談の実態と防止対策についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　平成28年度に本県の児童相談所が処理した児童虐待相談件数は713件で、過去最多となっております。人件費を含む児童相談所の運営費につきましては、職員体制強化のために年々増加傾向にありますけれども、平成30年度予算の総額は約６億2300万円となっております。

お尋ねの児童虐待防止に係る事業費としましては、職員研修の実施、それから虐待防止の周知・啓発活動に要する経費としまして、それも年々増加しているところでございますけれども、今年度の当初予算では約8800万円となっているところです。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(3)番、警察との連携についてア、現状についてとイ、今後についてをまとめて御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　本県では、平成19年の１月に、当時の福祉保健部と警察本部生活安全部との間で、児童虐待に関する情報を共有して、緊密に連携することを目的とした協定書を締結いたしております。児童相談所から警察へ情報提供を行う際に、本協定書で定めた14項目の具体的な判断基準に基づきまして、迅速かつ的確に情報の共有を図っているところでございます。その上で、双方が連携して取り組むためには、情報提供に当たって事案への対応方針をどのように共有するかが課題と考えているところでありまして、児童虐待事案に対しまして、児童相談所と警察がそれぞれの役割に応じて適切に対応できるように、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　実は、東京都の事件の後、私も中央児童相談所に行ってまいりました。所長といろんな話をしながら現場の24時間の電話の部屋も見せてもらったり、いろんなものを見せてもらいました。

私が感じたことは、実は、平成27年に起こった宮古島での虐待死亡事故の検死報告書というのも読ませてもらいましたけれども、東京と共通しているなと思うのは引っ越した後の連絡、これがやはり警察も含めてこの最後の死亡事故につながっているわけです。ですから、県警やまた行政、いろんな形でこの児童相談所にかかわるいろんな組織が本当に連携をしないと、守れる命も守れなくなるのではないかということを大変危惧しております。所長との話の中でも、人員はふえてはいるものの非常に厳しい体制であるということも聞きましたので、これももうぜひ各市町村の協力が必要ですが、中央でいえば21市町村見ているんですか、コザで20、どっちかが20だと思うんですけれども、要は県内の市町村の半分を見ているわけですから、そこ

の市町村にもそういった体制はあるにしても、１回半年から１年ぐらいの出向をするとか、とにかく現場を知ってもらってまた市町村に帰ってもらうような仕組みをぜひ構築できれば、もちろん定数の問題等あるとは聞いていますけれども、とにかくいろんなことを含めて未然に防げる問題を後で後悔しないように体制をしっかり構築していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　４番、沖縄県国際交流・人材育成財団について設立経緯、その役割について伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団ですが、これは昭和28年に設立された琉球育英会を継承した沖縄県人材育成財団と、もう一つは沖縄県国際交流財団がありまして、それが平成12年に統合しまして、平成25年にさらに法律の改正等もありまして公益財団法人の認定を受けて、現在に至っているということであります。当財団ですけれども、沖縄県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図るということを目的としておりまして、奨学金の貸与でありますとか、国際交流に関する事業などを行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて、在沖米軍施設・区域内大学の実態について。

ア、基地内学校の数について御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　基地内大学の数ですが、これは公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が推薦の窓口となっておりますけれども、平成30年度の沖縄米軍施設・区域内大学は、メリーランド大学及びトロイ大学大学院の合計２校となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そちらでの就学者の実績人数、学校別にお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これ29年度ですけれども、国際交流・人材育成財団の推薦による就学者につきましては、ブリッジプログラム受講者も含めまして、メリーランド大学へ48名、トロイ大学大学院へ２名、合計50名となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今までの累計の就学者の数は、把握されてますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは昭和62年から平成29年までの累計でありますけれども、大学もいろいろ変遷はしてきておりますけれども、これまでの基地内大学で1494人が就学しております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私も財団に行っていろんな話を聞いてまいりました。まだ基地内の大学は視察できていませんけれども、私、申し上げたいことは、沖縄県の学生で海外に留学している方々多分いっぱいいると思います。経労委で視察行ったときも、シドニーでしたけれども、沖縄から来た留学生に会いました。物価が高い、家賃が高いのでシェアハウスをしているとか、非常に苦労されているのを目の当たりにすると、やはり基地のあることのよしあしは別としても、やはり一番身近に留学できる場所だと僕は思っているんです。ですから、この制度なり仕組みをうまく活用して、海外に行かなくても一番身近な留学ができるということに視点を当てれば、ぜひこれはきっちり県民にもＰＲしてほしいですし、こういったことを積極的にといったらあれかもしれませんが、そういう場を広げるような活動もするべきではないかなと気がしていましたので、一度私もまず基地内に一回見にいって、私自身も留学してみたいなという気がありますので、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

続いて５番に行きます。

小中学校、高校のトイレの洋式化についてですが(1)、洋式化率について御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

平成29年４月１日現在ですが、公立小中学校及び県立高等学校の洋式トイレの割合は、別々に申し上げますと、小学校で58.1％、中学校で53.8％、高等学校で56.6％となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　特別支援学校はどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

特別支援学校の洋式化率は、90.5％になっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(2)番、市町村別の洋式化率で、市町村の一番洋式化率の高い市町村、それから低い市町村、お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

県の小中学校における洋式トイレの割合が高い市町村、名護市及び大宜味村が100％となっております。一番高いところで……

○西銘　啓史郎君　低いほうも。

○教育長（平敷昭人君）　低いほうもですね。低い市町村ですが、那覇市が29.3％というふうになっています。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　実は私もこの数字を聞いてびっくりしたんですが、那覇市がもっと高いと思ったんです。クーラーの普及率は那覇市は全県的に見ても、小中学校で98％ぐらい高いんですけれども。何を申し上げたいかというと、この学校は避難所としての指定をされていますよね。ですから私が思うに、例えば実際に私の母校にも行ってみました。トイレを見させてもらいましたけれども、和式が多いことは決して僕は全面否定はしませんけれども、高齢者の方々が避難で来たときに、和式のトイレで本当に用を足せるのかどうかとか、または、小学校の低学年の子供たちは和式で入れるのかどうか、これも含めて非常に洋式化率というのは、単純に学校の生徒のためだけではなくて、避難場所としての意味も含めて私は洋式化を図るべきだと思うんですが、その予算とまたその進捗についての考え方、教育長としてどう考えているか御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育委員会としましては、洋式化率の低い市町村に対しましては、市町村の担当者への説明会等におきまして、トイレ改修事業等の国庫補助事業の活用を促しているところでございます。那覇市では、31年度に洋式化を50％、37年度に完了するということを現在目標にしているようでございますが、いずれにしましても、トイレ環境の改善につきましては、改築等の建物を新たに整備する際に洋式化を図っているというのが実情、かなりの部分であります。

学校におけるトイレの整備については、教育・生活の場としての環境向上を図る観点からも重要であると認識しておりますので、また学校施設は議員がおっしゃったように地域を含む多くの方々が利用するということもありますので、配慮もしまして、和式・洋式の設置比率も十分検討していく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その場合の予算、文科省の予算なのか、一括交付金なのか、ハードというものも何か聞こえてきましたが、予算の財源についてはどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　財源としましては、ハード交付金のほうと従来型の補助金、２通りございます。それは、新増築だったり、危険建物改築だったり、それによって財源が変わりますけれども、いずれのほうもトイレの整備には使えると思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私も教育委員会の担当の方にいろいろ話を聞きましたけれども、学校の建てかえのときに合わせてトイレを改修する、つくり直すというのは理解するんですけれども、建てかえなんていうのはもう何年、何年と１年に何十校もできないですよね。となると、トイレの改修がどんどんおくれていくわけですから、それであれば予算のとり方、予算の執行の仕方にもよりますけれども、早目にこの洋式化を進めることで、先ほど言ったように避難所としての活用もできますから、それについてはぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

続いて６番、外国人留学生の実績、実情と就労状況について、(1)の県内の日本語学校の数と生徒数について伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず法務省が日本語教育機関ということで告示をし

ておりますが、県内には13校ございます。ただし、在籍する生徒数については公表がされていないところでございます。ただ、その13校のうち、県のほうで認可している専修学校、各種学校ございまして、それ４校がございます。この４校については、学校に聞き取りを行いましたところ、平成30年６月15日時点でございますが、生徒数は合計320人となっております。また、文部科学省が別途独自で公表している日本語教育機関に関する調査結果ございますが、それで回答のありました県内８校の回答がございましたが、留学生数は、平成29年11月１日現在でございますが、合計で1145人となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この日本語学校の管轄というか、監督官庁というのはどちらになるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　法務省になるのかなと思っておりまして、法務省のほうで、いわゆる在留資格、留学が付与される学生を受け入れることが可能な日本語教育機関ということで法務省が告示をしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　日本語学校を卒業した生徒さんたちの進路については把握されていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　そこまでは把握できておりません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　じゃ(2)番に行きましょう。

留学生の就労実態、週28時間の制限についてというところで、県として今どのようにそれを捉えているとか、改定をする意思があるのかどうかについてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　留学生の資格外労働時間を28時間から36時間に拡大することにつきましては、九州でいきますと、九州７県１政令都市でそういう国家戦略特区に係る共同提案をなされていると聞いてはおりますけれども、本県におきましては、国家戦略特区が指定されていますので、うちも委員となっております九州地域戦略会議において、同内容を国に要請を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私が最初聞いた話によると、沖縄を除く７県が先に要望をして沖縄県はそれに乗らなかったというふうに聞こえてくるんですね。最終的には、29年６月に九州、今御説明あった地域戦略会議として要請はしているようですけれども。

私が申し上げたいことは、まず留学生の方々の卒業後、もちろん専門学校に行って資格を取ったり、それから就職をする生徒さんもいると思います。先ほど来、県のほうでは有効求人倍率が上がって失業率が改善されたということで、県政のこの運営を評価する声もありますけれども、実態はもう雇用のミスマッチで労働力不足です。それを外国人労働に全てを求めているわけじゃありませんけれども、私としてはやはりこの外国人の方々を単なるマンパワーではなくて、今回政府の骨太の方針にもこれ書かれました――６月15日付ですけれども――その中でもしっかり外国人の労働について、国としても「新たな外国人材の受入れ」という中で、特に４番目のほうですけれども(3)かな、要は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすけれども、外国人の人権が守られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいくとあるわけですね。ですから沖縄もこれからどんどん外国人が入ってくる中で、もちろん法的な規制も必要かもしれませんけれども、この共生できる社会づくりというのは必要だと思います。ぜひ、これは陳情が上がっているようですので、また後ほど議論をしたいと思いますが、ぜひこの外国人の労働者についてもきっちり体制がとれるような仕組みを議論していきたいと思います。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　おはようございます。

沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

一般質問を行います。

私は、この６月定例会の開会日に知事が帽子をかぶられて痩せ細った姿で席に着かれている。それを拝見して大変忍びがたい気持ちでいっぱいでありました。知事におかれましてはしっかりと御静養され、一日も早く元気な姿で復帰されますことを願っております。

質問に入ります。

その前に通告の順番を変更したいと思いますのでよろしくお願いします。

６の代表質問との関連を３番目にいたしまして、以下順次繰り下げますのでよろしくお願いします。

それでは１、北部地域医療の現状について。

(1)、県立北部病院について。

ア、規模及び決算状況と今後の見通しについて。

イ、医師及び看護師等の充足率と今後の見通しについて。

ウ、北部地区医師会病院との連携について。

エ、病院施設の建てかえ時期について。

(2)、北部地区医師会病院について。

ア、規模及び決算状況と今後の見通しについて。

イ、負債残高と今後の見通しについて。

ウ、医師及び看護師等の充足率と今後の見通しについて。

(3)、北部医療圏域から他圏域への医療流出について。

ア、流出状況について。

イ、流出に伴う経済的、精神的負担について、見解を伺う。

ウ、流出防止対策について。

(4)、北部基幹病院の建設計画の進捗状況について。

ア、地元市町村及び北部地区医師会等との合意形成について。

イ、各市町村の財政負担について、見解を伺います。

２、県立高等学校教育について。

(1)、通学に要する交通費の支援について。

ア、北部地域における各高等学校へのバス通学の生徒数と割合について。

イ、長距離バス通学に伴う交通費の負担（月額）について。例えば、名護高校に通う場合、本部町とか辺土名からどのくらいかかっているのかということであります。

(2)、中高一貫校、各学校のその後の評価について。

３、我が党の代表質問との関連について。

(1)、島袋大議員の代表質問の６、県内社会資本の整備についての(2)、北部地域の道路整備に関連いたしまして。

ア、県のハード事業のうち、本庁直轄及び各支庁分も含めて北部、中部、南部、宮古及び八重山圏域、それぞれ配分されている予算額について、過去３年間の推移を伺います。

イ、上記予算額について、各圏域の人口比率及び面積比率を伺います。

エ、名護市安和の与那川の改修工事及び安和小学校前の橋のかけかえ工事も長い間工事がストップしておりますけれども、その理由と見通しについて伺います。

(2)、同じく(4)、(5)、水源確保に関連いたしまして。

ア、水がめと言われている北部やんばるの各ダム及び河川等の水源から取水している水量と他の水源、いわゆる海水淡水化水を含む水量との割合について伺います。

イ、海水淡水化水と一般水、１トン当たりの生産コストについて伺います。

ウ、福地ダムから県浄水場までの導水トンネルの整備経緯と課題について伺います。

エ、倉敷ダムの機能について伺います。

オ、名護市域への工業用水の利用が旺盛になっているようですが、その調査と供給体制について伺います。

４、米軍普天間飛行場の移設に関連いたしまして。

(1)、移設先埋立工事の進捗状況について。

(2)、埋立工事に伴うサンゴの保全措置について。

ア、保全措置が必要なサンゴの種類と数量について。

イ、保全措置に伴う移植作業について、事業者より環境監視等委員会の指導・助言を踏まえ、提出されたサンゴの特別採捕許可申請に対する県の対応について。

ウ、対応のおくれによって、サンゴが食害、あるいは死滅するようなことはないか伺います。

エ、平良港整備に伴うサンゴの特別採捕の許可状況はどうなっておりますか伺います。

オ、国道331号、名護市汀間海岸の防波堤の工事が進まない理由を伺います。

５、名護市における新漁業組合の設立に関して。

(1)、認可申請の状況について。これはこれまでも何名かの質問がありましたので、答弁はよろしいです。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

北部地域医療の現状についてに関する御質問の中の１の(4)のア、北部基幹病院の整備に関する合意形成についてお答えをいたします。

北部圏域の医療提供体制を考えた場合、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備する必要があると考えております。基幹病院の整備に当たっては、さまざまな課題について関係者間で認識の一致を図る必要がありますが、県としましては、平成30年度内に合意形成を図るべく鋭意協議を行っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　それでは末松議員の御質問１、北部地域医療の現状についての中の、県

立北部病院の規模及び決算状況と今後の見通しについての御質問にお答えします。

県立北部病院は、現在、許可病床数327床で運営しております。診療科については、ことし４月に新たに開設した形成外科を含め、27診療科を標榜しております。また、平成29年度の県立北部病院の収支の状況は、病院事業収益が約64億1021万円に対し、病院事業費用は約68億387万円であり、純損益にして約３億9366万円の赤字となっております。

今後の見通しとしましては、北部地域における基幹病院構想の動向に注視しつつ、医師を初めとする職員の確保等の課題の解決に取り組み、経営の好転に努めてまいりたいと考えております。

続きまして(1)のイ、今後の見通しについての御質問にお答えします。

県立北部病院の平成30年５月１日時点において、医師42名及び看護師268名、薬剤師等のコメディカルが65名従事しており、充足率は医師が89％、看護師が99％、薬剤師等のコメディカルが96％となっております。医師の確保については、県内外の大学病院等への医師派遣要請やホームページ等での募集広告による確保に努め、看護師及び薬剤師等のコメディカルの確保については、県内外の大学等の就職説明会への参加等による確保に努めているところです。

続きまして(1)のウ、北部地区医師会病院との連携についての御質問にお答えします。

県立北部病院と北部地区医師会病院では、北部医療圏における外科医療の提供に対応できるよう、連携を図ることとしています。具体的には、県立北部病院の外科医師の不足を補うため、北部地区医師会病院の協力により、同病院外科の指導医を派遣してもらうことになっております。両病院の業務提携の成果が統合に向けた画期的な第一歩になると期待されることから、他の診療科においても両病院の協力連携体制を確立していきたいと考えております。

続きまして(1)のエ、県立北部病院の建てかえ時期についての御質問にお答えします。

病院事業局においては、現在、県立北部病院の建てかえに係る計画はありません。同病院の建物や設備については、平成３年の建築から27年が経過しており、病院事業局としましては、病院運営に支障が生じないよう、定期的に建物設備の修繕工事等を行っているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　北部地域医療の現状についての御質問の中の(2)のア、北部地区医師会病院の規模及び決算状況についてお答えします。

北部地区医師会病院は、平成30年５月末現在、236病床、19診療科目、職員数648名、急性期と回復期、健診機能をあわせ持つ地域医療支援病院となっております。平成29年度の決算は、約１億円の黒字となっており、平成30年度も平成29年度を上回る黒字を予測しているとのことであります。

次に(2)のイ、北部地区医師会病院の負債についての御質問にお答えします。

北部地区医師会病院の長期借入金残高につきましては、平成29年度末時点で約25億2000万円となっております。同病院は、毎年約１億5000万円ずつ返済する計画を策定しており、今後とも計画どおり返済していくことは可能であるとのことであります。

次に(2)のウ、医師及び看護師の充足率と今後の見通しについてお答えします。

北部地区医師会病院によりますと、医師は、目標の56人に対し38人、充足率68％となっており、今後の見通しとしては、研修医の確保、在職医師の高齢化等も含め厳しい状況とのことであります。また、看護師は目標の278人に対し259人、充足率93％となっており、今後の見通しとしては回復傾向にあるとのことであります。

次に(3)、流出状況、流出に伴う負担及び流出防止対策についてお答えします。１の(3)のアから１の(3)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

平成25年の北部医療圏域における他圏域への患者の流出は１日当たり225人で、北部圏域の１日当たり患者数1115人の約20％となっております。流出先は、中部圏域に116人、南部圏域に109人となっております。患者の流出は、家族の都合など患者の選択によるものもありますが、診療制限などにより患者が流出する状況については、北部圏域の住民にとって経済的・精神的負担を生じさせるものであると認識しております。また、患者の流出を防止するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、北部圏域に400床規模の新たな基幹病院を整備する必要があると考えております。

次に(4)のイ、市町村の財政負担についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の整備は、単なる県立病院の建てかえではなく、２つの病院を統合し整備するものであること、過去に北部12市町村でも、北部振興事業を活用

し、北部地区医師会附属病院を整備した事例があること、他県で県と市町村が折半し病院を整備した事例があること、法律上も受益の限度において市町村に負担を求めることが認められていることなどを勘案し、北部12市町村には、市町村の一般財源による負担がない形で、北部基幹病院の整備費の一部を負担していただきたい旨、県の考え方を説明してきたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の県立高等学校教育についての御質問で(1)のア、北部地域のバス通学者の割合等についてお答えいたします。

名護市以北の県立高等学校６校において調査したところ217名がバス通学をしており、在籍者に占める割合は8.9％となっております。内訳としましては、辺土名高等学校が９名で7.4％、北山高等学校が50名で16.8％、本部高等学校が５名で3.2％、名護高等学校が50名で5.6％、北部農林高等学校が78名で15.4％、名護商工高等学校が25名で5.4％となっております。

次に同じく２の(1)イで、バス通学に伴う交通費の負担についてお答えいたします。

現在、長距離通学を行っている生徒の交通費の負担については、名護市内の高校に在籍する生徒で最も高額となっている事例で申し上げますと、国頭村から通学している生徒で３カ月通学定期券で試算いたしますと、月額約２万5760円となります。また、本部町からの通学の試算では月額約１万9490円、今帰仁村からの通学の試算では月額約２万2230円となっております。

次に同じく２の(2)で、中高一貫教育校の評価についての御質問にお答えいたします。

県立中高一貫教育校では、良好な人間関係のもと、明るく前向きに日々の教育活動に取り組んでおります。具体的には、朝の読書、基礎学力トレーニング、少人数授業等により確かな学力の向上に努めております。また、学校行事でも中学校単独行事に加え、学園祭、球技大会、芸術鑑賞会、長距離ウオーキングなど、中・高合同行事が実施されております。さらに、一部の部活動や生徒会活動でも中学・高校合同での交流が図られており、生徒たちは高校生のよい影響を受けながら、充実した学校生活を送っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、米軍普天間飛行場の移設についての御質問の中の(1)、普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工の着手後18カ月目に当たる時期には、23の護岸に着手する予定と考えられます。一方、現在、着手が確認できる護岸はＫ１、Ｋ２、Ｋ３、Ｋ４、Ｋ９、中仕切り護岸Ｎ５及びＮ３の７護岸であります。

同じく３の(2)のア、保全対策が必要なサンゴの種類と数量についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、小型サンゴ類については総被度が５％以上で0.2ヘクタール以上の規模を持つ分布域にある、長径10センチメートル以上のサンゴ類を対象とし、大型サンゴ類については単独であっても、長径が１メートルを超える群体を移植・移築の対象としております。対象とする小型サンゴ類は、キクメイシ属、ハマサンゴ属、アナサンゴ属など16科60属、７万4304群体、大型サンゴ類は、ハマサンゴ属23群体を確認したとしています。また、レッドリストサンゴも移植対象となっており、現在10群体が確認されております。そのほかに、ショウガサンゴ等も移植対象としています。

同じく３の(2)のオ、国道331号の護岸整備についてお答えいたします。

国道331号における護岸整備については、平成27年度から工事を進めておりますが、平成29年度にコスト縮減・環境負荷低減を目的として、新工法を活用した設計の見直しを行っております。今後、地元説明や諸手続を踏まえ、引き続き護岸整備を進めてまいります。

次に５、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、社会資本整備における過去３年間の圏域別の予算額の推移についてお答えいたします。

土木建築部が発注する公共工事について、北部圏域の平成28年度、29年度、30年度の予算はそれぞれおおむね43億円、55億円、45億円で推移しております。同じく、中部圏域についてはそれぞれ、240億円、248億円、217億円となっております。南部圏域はそれぞれ、159億円、202億円、255億円となっており、中南部圏域は、モノレール事業を含むことから予算が突出しております。また、宮古圏域はそれぞれ、15億円、14億円、13億円となっております。八重山圏域はそれぞれ、51億円、38億円、34億円となっております。

同じく５の(1)のイ、各圏域別の社会資本整備予算の人口比率及び面積比率についてお答えいたします。

平成30年度工事予算における人口比率について、1000人当たりの概算値は、北部圏域と中部圏域は

3500万円、南部圏域4400万円、宮古圏域2500万円、八重山圏域6300万円となっております。同じく面積比率について、１平方キロメートル当たりの概算値は、北部圏域500万円、中部圏域7700万円、南部圏域7200万円、宮古圏域と八重山圏域は600万円となっております。

同じく５の(1)のウの(ｱ)、安和与那川砂防事業の進捗状況についてお答えいたします。

安和与那川砂防事業については、平成18年度に事業着手し、現在、用地買収が完了した箇所について鋭意工事を進めているところであります。整備に当たり、一部、地権者同意や文化財発掘調査等に時間を要しておりますが、今後、地元名護市の協力を得ながら、事業を推進していきたいと考えております。

同じく５の(1)のウの(ｲ)、安和小学校前の橋梁かけかえ工事についてお答えいたします。

安和小学校前の橋梁かけかえについては、平成28年度から橋梁本体工事に着手しており、今年度、舗装工事及び仮橋撤去を行って、完了の予定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、米軍普天間飛行場の移設についての御質問の中の(2)イ(ｱ)、沖縄防衛局から提出された造礁サンゴ類の特別採捕許可への対応についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る造礁サンゴ類の移植に関する特別採捕許可申請については、レッドリスト掲載サンゴとして、平成30年３月20日及び４月５日にオキナワハマサンゴ９群体に係る３件の申請と、４月17日にヒメサンゴ１群体に係る１件の申請がなされております。また、４月24日にはＮ２護岸付近に生息する小型サンゴ約830群体及びショウガサンゴ１群体の申請と、大型サンゴ22群体の申請の２件が提出され、さらに６月19日にＫ８護岸付近に生息する小型サンゴ約３万8760群体に係る申請がなされました。これら７件の許可申請については、現在審査を継続しており、引き続き、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

同じく(2)ウ、特別採捕許可申請の審査中にサンゴの食害や死滅が発生する可能性についてお答えいたします。

特別採捕許可申請については、申請内容の必要性や妥当性などを審査して、許可の可否を判断しております。そのため、個別具体的な説明要求が必要な場合もあり、審査期間が長期化することもあり得ると認識しております。サンゴは天然海域に生息していることから、食害生物の発生や気象状況などによっては、サンゴが食害を受け、また死滅する可能性も否定できないものと理解しております。造礁サンゴ類の特別採捕許可は、一律採捕が禁止されている行為の解除という法的性質があることから、今後とも、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿った、厳正かつ適切な審査に努めてまいります。

同じく(2)エ、平良港整備に伴うサンゴの特別採捕許可申請についてお答えいたします。

平成30年５月21日に、沖縄総合事務局平良港湾事務所から、平良港湾内における臨港道路築造工事に伴う造礁サンゴ類450群体の移植試験に係る特別採捕許可申請が提出されております。申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断できないと認められたことから、同事務所に対して、６月15日に文書で説明を求めたところであります。本件申請については、同事務所からの回答内容も含めて審査を行い、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)のア、北部の水源とその他の水源の取水量、取水割合についてお答えをいたします。

平成29年度の企業局の総取水量は、約１億6272万3000立方メートルで、１日平均取水量は44万5800立方メートルでした。その内訳は、金武町以北の北部地域のダム及び河川からの取水量が１日平均35万6800立方メートル、取水割合は80.0％となっており、海水淡水化施設を含むその他の水源からの取水量が１日平均８万9100立方メートル、取水割合は20.0％となっております。

次に(2)のイ、海水淡水化水と一般水のコストについてお答えをいたします。

平成29年度決算において１立方メートル当たりのコストで比較しますと、全体の給水原価は約99円、海水淡水化施設が約315円となっており、216円高くなっております。

次に(2)のウ、導水路トンネルの改築状況等についてお答えをいたします。

福地ダムから久志浄水場までの東系列導水路トンネルは、昭和51年に建設されてから40年以上が経過し

ており、これまでの内部調査等から導水路内部の老朽化が確認されています。今後も安定した取水を行うために、トンネル内部の改築を行う計画となっております。トンネル改築事業は、平成26年度から平成36年度までを計画しており、これまでにトンネル内部へ資機材等を搬入するトンネル横坑を２カ所、管理用道路を２カ所、トンネル内部の改築工事を一部実施しており、平成29年度末の進捗状況は約９％となっております。平成30年度は引き続きトンネル横坑及びトンネル内部の改築工事を実施する計画となっています。

次に(2)のエ、倉敷ダムの機能についてお答えをいたします。

倉敷ダムは、比謝川水系与那原川の上流部に位置する多目的ダムであり、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水開発を目的として建設され、平成８年度より供用を開始しております。倉敷ダムにおける水道用水としては、与那原川の既得水道用水に加え、沖縄本島北部の与那川、我部祖河川、満名川及び西屋部川の４河川から豊水時に取水した河川水を倉敷ダムに貯留、安定化することにより、１日当たり５万600立方メートルの水利権を取得しております。

次に(2)のオ、名護市域への工業用水供給についてお答えいたします。

企業局では、毎年受水企業に対するアンケート調査を実施し、使用水量の見込み等の情報収集を行い、需要予測を行っています。また、需要開拓に向けて、商工労働部や給水対象市町村との情報交換や企業の個別訪問等を行っており、名護市域への工業用水の需要把握にも努めております。名護西海岸地区への供給については、平成30年３月末現在において計画給水量１日当たり4100立方メートルに対して契約給水量１日当たり1906立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　御答弁ありがとうございました。

それでは、２次質問を行います。

まず北部地域医療の現状についてであります。これ我が党の具志堅透議員からもありましたけれども、やっぱり北部地域の医療について、ソフト面については外科、眼科、そして産婦人科、救急、脳神経外科、腎臓内科、消化器内科及び周産期治療などで、これ医師不足そしてまた看護師不足も慢性化しておりまして、一部の診療が閉鎖されていると、こういう状況にあります。また、ハード面においても建物、施設設備が老朽化して、建てかえの時期だと聞いております。それから、このＣＴであったりマンモグラフィー、電子カルテ、医療事務会計システムなど、医療機器の更新もできない状態にあるということであります。そういったことで、若手医師のスキルアップの対応ができていないとこういう状況にあって、やっぱり県立北部病院については医療機関としての体をなしていないと、こういうような状況であります。そのため、北部地域の皆さんは地元の医療が受けられずに、やむを得ず他地域へ行って受けなければならないとこういう状況であります。これについては去る４月に自由民主党の武見敬三参議院議員が北部地域の医療実情を視察された際に、発展途上国でもこのような状況にはないというようなコメントがあったようであります。

そこで伺いますけれども、北部の医療体制は待ったなしの劣悪な状況と言わざるを得ません。北部基幹病院の整備計画もさることながら、今の医療体制を何とかしていただきたい。住んでいる地域で子供を産み育てることができない。そして、専門的な医師にも診てもらえない。健康の維持増進が図られない。このような状況を知事はどのように認識されて、どうしようと考えておられるのか、ソフト・ハードの予算措置を含めてその対応策について伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　ただいまの質問にお答えします。

議員の御指摘は厳しく受けとめております。就任後私は謝花副知事と現場の北部病院に行ってまいりまして、院長それから周りの研修医の皆さんから御意見を聞きました。

私は過去37年間、県立病院に勤務してまいりました。その中では医師の不足、看護師の不足、それから医療機器の不足も多々ありました。先日、現場ではその中でも現場の皆様、地域住民それから環境の整備を要望しながら一生懸命頑張っていることを目にしました。したがいまして、私としましては今後もこの人員確保ということをまず第一に上げ、頑張っていきたいと思います。

現在の北部病院の医療機能に関しましては、御指摘のように外科の定員不足、産婦人科の定員不足、それから内科系の定員不足、多々不十分な面があります。何といっても医師確保が第一の問題であり、それが経営の収支にかかわることです。

私、局長としましては県内外、特に本土の医学部、それから附属病院に直接足を運びまして、医師確保のためにいろいろ相談しに行きたいと思っています。それから、昨年度に保健医療部から委託されたこれは県

の人材確保のための推進員の方がいますが、その方は私の旧来の知人でございます。それの関係もありまして、今後とも外科あるいはその他の科に関してもいろいろ確保のために頑張ろうと思っております。

それから、医療機器に関しましては、ことしは１億800万の予算を確保しています。どういった機器を購入するかは現場の医師に任せているのでありますが、ことしはＰＡＣＳと言って、画像を情報提供する仕組み、それから眼圧計とかＢＥＴとかそういうのでなるべく医師の医療に十分対応できるような努力をしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　この間いろいろ議論してきているように、やっぱり北部の医療これでいいのかと聞いているわけですよ。だから、基幹病院を整備することもさることながらその間どうするのと。今おっしゃるようなことでは何の解決もなりませんよ。これまでと同じような回答ですから、もう一度。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　特に外科の医師不足は今大きな問題だと思います。定員７に対して３名ということであります。

先日、北部地区医師会病院とそれから北部病院とその現状をどうするか、何とか協力できないかという協議会が持たれました。６月15日に相互の協力をしましょうということで、協定書を結んでおります。その内容にいたしましては、北部地区医師会病院の指導医が北部病院に週２回来ていろいろ指導すると。それから北部病院の若い研修医が北部地区医師会病院に行きまして、症例をこなしスキルアップをしていくと、そういうことで相互の連携といいますか、今始まったばかりでございます。今後そういった協力体制を他科にも波及させて、今以上の医療提供ができるようになればと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事、さっきも申し上げましたように、地元にいて子供を産み育てる環境がない。そのふさわしい先生にも診てもらえない。こういった状況というのは、知事どのように認識されておりますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

北部圏域、ざっくり申し上げて１年間で1000人の子供が生まれるというふうに理解しております。２つの民間のクリニックがございまして、そこで700名取り上げられていると、県立北部病院で200名。100名が中南部に流出しているだろうというふうになっております。流出する原因は何といってもその医師不足にあります。県立北部で３名しかいないものですから、ハイリスク、余計リスクが高くなる患者というのはどうしても中南部に送らないといけない。それを防ぐためにはどうしても産婦人科医体制をもっと厚くする必要がある。少なくともあと２人ふやして５名ぐらいに持っていく必要がある。早目にそういった対策をとることが大切だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いずれにいたしましても、この北部の今の医療の現状というのは、このまま放置しておくわけにはいかないだろうと私たちは思っておりますけれども、ぜひ知事におかれましても、このことについてしっかりと対策を立てていただきたいと思っております。もう一度知事のほうから御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今定例会でもほかの議員の方から今の北部の基幹病院について等々御質問がありました。やっぱり医師の確保、看護師含め難しいものがたくさんありますけれども、これを充実させる中で北部の医療体制の拡充を図るということも大切でありますが、何で医師が来ないかということを含めますと、これはやはり北部全体のそれ以外の経済も福祉も教育もというような充実した北部振興、こういったものがベースにないとなかなか先生方も子供を連れてくるとかそういったこと等が簡単でないというような部分もそういった議論の中でお聞きをすることがあります。ですから、今一生懸命離島も含めて医師の確保、全力投球でやって、産婦人科なども充実したと思ったらまたおやめになられたりして、なかなか継続性という意味で厳しいところもありますが、琉球大学の地域医療の卒業生などもそういった形でこれから出てくるというもののつなぎの中で、そしてまたキャリアを積めるようなそういった病院の体制と、それからさっき一番最初に申し上げました、北部全体の魅力あふれる状況を総合的につくり上げることが、私はそれのバックアップ体制という意味でも大きいのではないかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは次に県立高等学校について。

このバス路線図ですけれども、辺土名高校とそれから北山高校、本部高校それに北部農林、名護高校、名護商工があって、そしてまた、宜野座高校を含めると県立の高校が７校あって、それに国立高専が１校ありま

す。そういったことで、北部の場合は遠隔地の通学となるのが多いわけです。今説明がありましたように、通学にかかる費用も私が調べたところによりますと、月額３万から５万。年間にすると30万から50万という多額の経費がかかっているとこういうことであります。割引制度もあるようでありますけれども、そういう中で、一般家庭の中でこれだけの費用というのは大変過重負担になっているというふうに思います。

そこで、交通費について何とか支援措置がないかというようなことでありますけれども、この支援制度を創設することについて教育長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　支援制度というお話でございますが、現在県教育委員会では、低所得世帯の高校生を対象にした奨学のための給付金事業、これ既存の国庫が３分の１で県費が３分の２、今30年度で事業費総額で13億5000万ほどでございます。これは通学費も含めた教育費の負担軽減ということになっておりますが、基本的にはその中で対応いただいているということでありまして、また国に対しては、支援強化のために給付額の増額でありますとか、補助率の引き上げ等の要望をしているところでございます。ただ、今年度から知事部局におきまして、沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業というのが開始をされています。当事業では児童扶養手当でありますとか、母子父子家庭等の医療費助成受給世帯の高校生を対象としたバス通学への一部助成支援なんですけれども、教育委員会としては、そういう実証事業の実施状況も踏まえながら、バス通学費の負担軽減については、知事部局とも意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　今、教育長から説明がありましたように、今年度からスタートするひとり親家庭に対する支援措置があるというわけですけれども、これはこの制度を一般の高校生にも拡充することについて御検討いただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　全体という話ですので、これについてはやはり今の実証事業の結果も踏まえながら、全体的なものというのはどうあるべきか、財政支援的なもの、全高校生にどうするべきか。それに伴っていろんな影響も出てくるかと思いますので、慎重に検討していく必要があろうかと思います。いずれにしても知事部局と意見交換をさせていただきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　よろしくお願いします。

それでは、３番目の我が党の代表質問との関連で、先ほど部長からもありましたように、モノレールの建設費に多く充当されていて、北部・やんばるの予算がかなり薄くなっているというような声が聞こえます。

そこで、これまで議論してきたように、知事もさっきおっしゃっていましたけれども、北部地域における基幹インフラ、いわゆる医療、福祉、教育及び産業経済振興、こういったことの定住条件の整備がおくれていて、人口が流出しているとこういう状況であります。そういう状況はなぜかといろいろ考えてみると、やっぱり知事がおっしゃっている、県土の均衡ある発展ということにはほど遠い感じがします。そういう中で、北部地域の振興のおくれについてはやっぱり県の振興政策が偏重しているんではないかと、あるいは一極集中になっているんではないかというようなことが考えられます。そういった意味で、ぜひ今後やんばる地域においても、重点配分していただけるようにお願いしたいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

北部圏域に重点配分というお話でございますが、やはり社会資本整備と公共事業におきましては、必要な整備計画を立てながらその必要額を計上していくということでございまして、北部圏域もこれまでいろいろ整備をしてきている中で、ある程度の施設整備はできているのかなと思っております。ただ、まだ御要望等たくさんありますので、それに一つ一つ応えながら事業化をしていくことに取り組みながら必要額を計上していくということで、特に他の圏域と比較しながら重点配分ということではなくて、必要な事業をしっかり実施していけるように所要額の計上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　部長、さっき言われたように県全体で見るとやっぱり人口もさることながら、面積にすると36％が北部圏域になっているんですよ。そういったことで、インフラを整備するのにかなり費用がかかるということでありますけれども、しかし、さっきも言ったように、工事が始まっても遅々として進まない、予算が重点的につけられてないという状況は現実にあるわけですよ。こういうことをしっかりとフォローしてもらいたいということであります。もう一度答弁してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　お答えをいたします。
若干おくれる事業というのがありますが、それはやはり用地買収であったり、その他もろもろ法的手続含めましておくれる場合がございますが、予算が特に所要額が計上できなくてかなりおくれているという事態というのは、それほど発生していないというふうに考えております。円滑に事業ができるように今後とも用地買収等しっかり努めていきたいと思っております。
中南部が突出しているというお話をしましたけれども、これは現在モノレール、今年度までの事業でございますが、来年31年の夏に延長事業の開業を予定しております。それで所要額を計上している関係で中南部が特に突出したような形になってございますが、それぞれの地域で必要な事業というのは積極的にやる意思を持って我々は予算を計上しております。この辺、用地買収等、地元の市町村とも連携しながらしっかり取り組みながら事業を円滑に進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○末松　文信君　議長、休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時48分休憩
午前11時48分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
末松文信君。
○末松　文信君　部長、今の話はこれ間違いだよ。私は土木事務所に行って聞いてきました。そして、滞っているところを地主も会ってきました。予算がつかないから用地交渉も行けないわけですよ。だからそういうことを言われたら困るので、用地交渉というのは一番難しいわけだから、ぜひしっかりやっていただくようにお願いしておきます。
それから、普天間飛行場の件について、去る６月23日の新聞報道によれば、台風によってヒメサンゴが流出して見えなくなったと、こういう報道がありましたけれども、けさは３メートル移動して見つかったとこういう話であります。私がさっき聞いたのは、そういう申請を受けながら７カ月も時間経過している中でも許可しない、移植の許可をしない。それで、台風が来ることはわかっている。そういう状況の中で、許可しない。７カ月も放置している。こういうことについてどう考えているかと聞いているわけですよ。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
今回去る６月22日に沖縄防衛局担当者のほうから特別採捕許可申請書のヒメサンゴが土日、朝のモニタリングにおいてこれまで生息した場所に存在していないことが確認されたということで、口頭とプレスリリースのほうで情報を受けたところであります。その後、今議員がおっしゃったように、沖縄防衛局より生息場所周辺で探索が行われて26日のほうで、もとの生息場所から３メートルほど離れた場所において、ヒメサンゴの付着が、れきのほうで発見されてその生存が確認されたとの報告を受けております。
県のほうとしては、審査については基本的には規則等に沿って厳正かつ適切に審査している途中ですので、こちらについては引き続き審査をやっていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　今まさに見つかったから農林水産部長の首がつながったんですよ。私はこれ質問を書いてあったけど、見つかったからかえたんですよ。そういったことで、もう審査するのはよくわかりますよ。いつ許可出すの。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　今後とも造礁サンゴ類の特別採捕許可申請につきましては、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って厳正かつ適切に審査してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　毎回同じ答弁で部長も大変だなと思いますが、ぜひ――知事もこういうふうに言っていますよ。環境保全などについて看過できない事態となれば私はちゅうちょすることなく撤回する、こうおっしゃっている。しかし県自体が保全措置を放棄している。この実態をどう見るんですか。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。
まず、環境保全図書には、工事の事業実施前にいわゆる移植を行うということが当初書かれていたわけでございます。県はサンゴ類の移植を初めとした環境保全措置などについて、沖縄防衛局に対して、留意事項を遵守し工事を停止して沖縄県の事前協議に応じるよう常々行政指導を行ってきているところでございます。
○議長（新里米吉君）　もう時間です。総時間が終わっています。
○末松　文信君　だからさっき言ったでしょう。答弁が長過ぎて……
○議長（新里米吉君）　時間が過ぎていますから、答弁中にもう時間過ぎていますので。
○末松　文信君　それでは最後に、いや……
○議長（新里米吉君）　この質問は答弁できませんの

で、時間過ぎていますから。

○末松　文信君　質問はしません。質問はしませんが、知事におかれてはぜひ引き続き静養に力を入れていただいて、一日も早い復帰をお願いしたいとこういうふうに思っています。

以上です。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

花城大輔君。

○花城　大輔君　失礼いたします。

沖縄・自民党、花城大輔です。

まず先日行われた沖縄全戦没者慰霊祭において、翁長知事、本当にお疲れさまでした。私の周りにも、あのときの知事の姿を見て胸が熱くなったという人は少なくはありません。私も同じような思いであります。しかしながら、平和宣言については、いろいろと意見を聞いています。特に、平和宣言の中の文言が特定の人物を喜ばせるためだけにつくられたのではないかという、そういう声があります。ある新聞には、政治ショーというふうにやゆされておりました。知事がそのようなコメントを発信して拍手が起こる。そして、宣言が終わったときには指笛まで鳴るんですよ。私は、あれは――ことしで４年目になりますけれども、異常だと思います。県は反省すべきだと思います。特定の人物を喜ばせるような内容になっていること、そもそも慰霊の日に式典をすることの意味合いに戻って企画をするべきだというふうに思っています。加えて、来賓に対する失礼も一緒です。来賓にやじが飛ぶ。これについても、私は主催者責任だというふうに思っております。しっかり反省をして、心穏やかに過ごせる式典をつくっていただきたい、そのようなことを述べさせていただいて質問に入ります。

まず総務部長に伺います。

今定例会における知事の本会議対応について、４つの提案がなされております。これ全国的に前例のあるものなのかどうかお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時18分休憩

午後１時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

全国的にということでしたけれども、ちょっと全国の状況は把握しておりませんが、これまでの沖縄県議会の知事の欠席の状況等を、これまでの状況を勘案いたしまして４項目の情報を出したところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これ異例であるとは思うんですよね。それで６月５日に行われた議会運営委員会で、部長はどのような説明をなされましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議会運営委員会で、まず今回６月定例会において、知事の本会議の対応についてということで、基本的には、知事におかれては、６月定例会、原則として出席予定であると。ただ今現在、治療もしているということもありまして、それで長時間の連続しての議会対応が難しい可能性があるということで――あくまで予定――ございますので、特に本会議の対応については、４つの事項を配慮いただきたいということで、述べさせて御了解を得たところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　特に説明はなかったというふうなことでありますけれども、やはりまず最初の文章で、主治医から公務をふやすように言われているというふうに１番に置いておきながら、この答弁台まで歩けない可能性もある。または、自席で起立することさえ難しいような状況が起こり得るかもしれない。そのようなところ、いま一度説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　少し小まめに御説明をさせていただきたいと思います。

まず知事の治療の状況、４月の手術後の状況で、いわゆる回復に向けたリハビリ、または治療等を行っていますということでやっていますけれども、長時間連続しての議会に対応することが難しい可能性がありますと、繰り返していますが。あわせて、治療を担当している医師からも、公務は徐々にふやすようにという指示があるということで御説明いたしました。そのため、今定例会の会期中の本会議対応については、４つの点に御配慮いただきたいということで、１つ目が自席から答弁することについて、また、体調によっては着席したまま答弁することについて。それと２点目としまして、体調によっては、本会議の途中離・退席をする場合があることについて、また、離・退席時には副知事対応とする場合があることについて。３点目としまして、体調によっては、その日の本会議を欠席し、副

知事対応とする場合があることについて。また４点目については、本会議中、帽子を着用することについてという４点について、御配慮を賜りますようにということでお願いしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この質問をつくっているときは、自席で答弁するぐらいの体調、答弁台まで行けないような状況であれば、私は知事はこの場所にいるべきではないというふうに考えていました。ただ火曜日からの知事の姿を見ていながら、だんだん元気になっているような気もします。その上で、一政治家が自己責任と自己判断で決意したことは尊重するんではないかというような考え方にも変わっておりますので、引き続き御自愛いただきながら、頑張っていただきたいなというふうに思っています。

それで、この件の流れで、島袋大議員の代表質問に関連して少し確認をさせていただきたいと思います。

例えば、知事がここに着席しているときは、部長答弁、副知事答弁は全部知事の答弁だというふうなことだと思いますけれども、知事がいないときも同じ扱いなのかどうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時22分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

本会議のほう、出席は説明員ということで出席しておりますので、答弁については知事とも調整しておりますので、そのような取り扱いでということです。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これ職務代理者を置くべきではないかという質問に関連しているわけですけれども、この震災が起こったときにでもこの職務代理者は必要ないというふうな答弁でありました。その場合、知事が不在な場合に、もし何かがあったときの、いわゆるインシデントコマンダー、最高責任者、震災に当たる責任者、これは誰がつくんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時23分休憩

午後１時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

地震などに備え、沖縄県では、危機管理監を置き、知事公室長がその職を担っております。あわせて、知事公室の防災危機管理課が事務局となり、両副知事を含め、各部局でそれぞれしっかりと対応するよう危機管理体制を構築しております。また、平成19年に仲井眞前知事が軽い脳梗塞で議会に出席できなかったときも、職務代理者を置かずに対応したところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今ちょっと間があったのは心配ではあります。知事が不在になる可能性が高い状況において、この最高責任者は誰かというふうな答弁に時間がかかる状況が今県にはあるというふうに理解をしていますけれども、過去にも震災が起こって、時の総理がイデオロギーに邪魔されて判断がおくれたと。それで助かる命が助けられなかったというような過去もあるわけですよ。この知事がいないときだからこそ、その辺の対応をあらゆる方向から想定してやるべきだというふうに思っております。できれば、このような心配がないように、しっかりとしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

知事の公約の実現性についてであります。

知事、または副知事、公室長から新基地は絶対につくらせないという言葉を聞くたびに、私には非常にむなしく聞こえています。知事が就任して、工事はどんどん進んでいるわけですよ。最初は隊舎の工事を県が許可しました。そして、生コンプラントの工事を気づかないふりをしてもうでき上がっています。ひょっとしたら、今２つ目つくられていないですかね。そして護岸が整備されて、海が、埋める面積のところが形づくられたと。この状況において、なお新基地はつくらせないと言っている。このことを説明していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県のほうでは、留意事項に基づき事前協議等を行うよう、再三沖縄防衛局に対して要求しているところです。また、サンゴの移植等についても、環境保全図書にあるとおり、工事の着手前に行うようこれも指導しているところですが、国のほうはそれに従わずに工事を進めているという状況にございます。それらの状況を総合的に勘案しながら、今対応を検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そういうことではなくて、今工事が進んでいますよという話をしているんですよ。県は、県民の血税を使って何度も裁判を起こして、おくらせることには成功しているのかもしれません。ただその

中でも、ずっと工事が進んでいって、８月には土砂が搬入されるわけです。その状態を見ながら、基地は絶対つくらせませんと言っているこの意味を教えてくださいと言っているんです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　知事は、辺野古に新基地はつくらせないということで公約を掲げ、知事に就任されております。その公約に従ってさまざまな対応をとるということが今我々がやっていることでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この議会の中でもいろんな言葉が出てきましたよ。反対しながらつくらせる、前回の議会ではやるやる詐偽という言葉が出ました。今、この県が一生懸命抵抗していながらも、工事をとめるためにはいかんともしがたい状態が今も続いているということなんですね。

それで次の質問なんですけれども、そのために一番有効なのが撤回なのではないかと言われているわけであります。それでこの撤回も、当初すごい威勢のいい形で撤回しますと言っていたものを今は看過できない状態が起こればちゅうちょなく撤回しますというふうに言い方変わっているんですよ。これも説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、今慎重に検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　検討している間に工事は進んでいますよということを再三言っているわけですけれども、この看過できない状態が起こればというこの前提の文言、この看過できない状況とは具体的にどのような状況を指していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

環境保全措置などについて看過できない事態とは、例えば留意事項違反の工事により環境への影響が生じるおそれのある場合のように、公有水面埋立法４条１項１号や２号に規定する要件を事後的に満たさなくなった状態などがこれに当たるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　よくわからないんですけれども、今現在、看過できない状況は起こっていないという理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今現在、法的な観点からの検討を行っているところであり、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　もう一回聞きます。今現在、看過できない状況は起こっていない、そういう理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになって恐縮ですが、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　余りにも無理があるんだというふうに理解をしておきます。

それと、これも我が党の島袋大議員の質問、国が法的手続に問題がなければ撤回しないのかという質問に対して、謝花副知事がこう答えています。埋立承認における留意事項の件、それで事前協議に応じないまま工事が行われていることが問題で、行政指導を行っているということでした。この事由で撤回することができるんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来の御質問にも関連するわけですが、今現在は、いわゆる我々としては留意事項違反だと思っております。そういった中において、やはり我々としましても、法律による行政の原理のもと、しっかり留意事項を遵守して工事を停止して事前協議に応じるよう求めているわけですけれども、それを今沖縄防衛局は、まだそれをなかなか聞き入れずに工事を行っているところです。このような状態、どこまで放置できるかということですけれども、我々先ほども申し上げました法律による行政の原理のもと、その状態を放置することができないという事態になればあらゆる状況も想定しますけれども、厳正に対応することになるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　公室長の答弁より、今の謝花副知事の答弁がわかりやすいです。今現在、看過できない事態は起こっていないというような、そのような答弁でした。

これ与党からもありましたけれども、環境監視等委員会が機能していない、これも撤回に値するのではないかとか、本部港の使用許可、いろいろな問題がある

わけです。この辺はどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　この件についても､私のほうで昨日答弁いたしましたのでお答えします。

環境監視等委員会は、この県からの留意事項に基づいて置いたものでございます。ある意味、環境保全措置を担保するためにそういった機能を果たしてもらうということを期待して行ったわけでございます。そういった中において、昨日来の御質問の中で十分機能していないのではないかという御質問があったということです。私のほうからは、やはり県としても環境監視等委員会の意見、それをしっかり確認するとともに、そういった環境監視等委員のそれぞれの見解について、県としてもまた専門家の意見を聞いてしっかり対応するということです。

今議員の御質問は、いわゆる撤回の事由になるのではないかということですけれども、これもしっかりと検討を重ねた上で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　何度も同じことを言うようですけれども、知事は基地は絶対つくらせないと言って選挙に勝ってきたわけです。この間、ずっと努力はしてきたかもしれませんけれども、工事がどんどん進んできている。そして、ひょっとしたら、今できないんではないかと思っているかもしれない。そして、その状態でありながら、ずっとずっと同じことを県民に言い続けて、その気にさせて、いつ動いてくれるかというのを裏切り続けてきたわけです。それで公約の成果を口にする今の状況があるわけです。私この状態が非常に理解できないというふうに申し上げて次の質問に移りたいと思います。

新たな10年間の沖縄振興計画についてとありますけれども、新沖縄戦略というそうですね。ちょっと個人的な話になりますけれども、昨年大相撲沖縄場所でお会いした際に、海洋資源開発のお話をされていました。これがしっかりと明文化されて、これから先に進めようという計画が今あることを非常にうれしく思っております。本日後ろのほうに少し力を置いて質問しようというふうに変更したので、次また議論させていただければというふうに思っています。

ちょっと順番変えます。

３番の沖縄県伝統工芸産業振興について。

これまず(1)、条例について、その目的について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄県伝統工芸産業振興条例は、伝統工芸産業の振興を図るとともに、伝統工芸製品の品質維持及び改善を行い、地域の振興及び伝統工芸品の価値を高めることを目的として昭和48年に制定しております。同条例では、伝統工芸製品の製造業者は県が行う検査を受けることと定めており、本検査により、消費者に対する信頼性の向上、類似品との差別化が図られることで本県の伝統工芸産業振興に寄与しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私の聞いたところによると、県内の伝統工芸産業の中で、織物に従事しているところが20事業者登録されていると。そしてその事業所に品質も守っていただくために条例があって、その中の特に第４条、製造業者は規則に定める伝統工芸製品についてこの条例の定めるところにより、県が行う検査を受けなければならないとあります。そして、その検査を受けるために、各事業所に検査員を配置して、そして検査を受けるスペースを県が借りて実施をしているというふうに聞いておりました。この検査員と検査スペースの配置状況、今どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　現在、離島を含む県内９カ所の検査所がございます。検査員は、県知事が任命した10名で行っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　本島内で設置されていないところ、これはどこになりますか。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　検査を受ける品目の中で検査所が設置されていないのは、知花花織の産地でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ほかの市町村の設置が終わった後、沖縄市は何年間設置されていない状況が続いていて、その理由は何になりますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　条例施行後、沖縄市には設置されておりませんけれども、知花花織は首里の織物検査所で一緒に検査されております。当初は件数が少なかったということもございまして、首里花

織の検査所で同時に行っていたという状況でございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　今検査が少ないのが理由で設置されていないという話だったと思いますけれども、今この事業所の中で、知花花織は多分真ん中ぐらいのところに来ていると思います。それでもなお放置されていたわけです。担当の方からお話を伺うと、ずっと口頭でお願いをしてきましたと。でも一向に対応してくれないと。ひょっとしたら、申し送りがされていないんじゃないかという話まで出たわけです。それで昨年、ものづくり振興課に沖縄市から進達願が出て、沖縄市の桑江市長から翁長知事宛てに進達願が出たわけです。そこで初めて問題が明るみになったんですけれども、予算がないという断り方をしたらしいんです、予算がないと。ずっと放置されていながら、予算がないという放置をされてきた。そして、しかも私が聞き取りをすると、私たちは沖縄市が深刻な状況に置かれているとは思っていませんでしたと言ったんですよ。これどういうことですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほども申しましたけれども、件数が少なかったという状況がそのまま続いていたというような認識があったと思います。そういう意味合いで、そのまま継続していたんじゃないかなというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　本当に無関心のまま放置されて、検査のたびに人も使って車も使って２時間以上かけて那覇まで行く。これをずっと続けてきたわけです。県はそのことを何とも思っていなかったわけです。これ今後どうしますか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当初よりは検査件数が倍以上になってございますので、新たに検査場を設けることに関しましては、関係機関と調整を図りながら検討させていただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　検討させていただきたいで納得すると思いますか。検討しますという答弁で納得すると思いますか。ほかのところは、もうあって、この検査が受けやすくなって、条例を守りやすくなっているんです。ずっと放置されて、今さら検討しますで納得するとは、僕は思えないです。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　今すぐにできるというふうに回答はしたいんですけれども、やっぱり予算面が伴うものですから、それとの調整を図りながら検討したいということでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　これちなみに１事業所に検査員とこの間借りするスペースを借りることに対してどのぐらいの予算が必要なんですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　間借りと言いますよりも、賃貸物件を借りまして、検査場を、それから検査員が１人ということでございますと、約160から170万ほどかかるんじゃないかと見積もっております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　商工労働部の担当副知事はどなたになりますか。もう少し踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　なるべく我々も設置する方向で財政当局に強く当たりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　市町村の間で不平等が起こらないように、ぜひしっかりしていただきたいというふうに思います。
　続いて４番の沖縄県の産業廃棄物の処理状況についての質問に入ります。
　昨年とことしの２月と、この問題続けて質問してまいりました。そして、４月には、地域を騒がせていた米軍のごみ問題が沖縄市の速やかな対応によって全て完了したというふうに報告を受けております。しかしながら、相変わらず処分することができずに困っている業者が減っていないというふうな情報も入ってくるんです。これ今の状況、どう確認されていますか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。
　昨年11月に不法投棄を行った廃棄物処理業者の許可を取り消した後に、選別処理を行う業者や木くずの燃料化を行う業者など、さまざまな処理業者が受け入れ量をふやして対応しているところでございます。３月から４月までの間は、やはり年度末、年度の初めということで、多くの廃棄物が出されたということもありまして、一部の処理業者におきましては、ごみの受け入れの制限、それから一部停止ということが行われていた状況がございました。ですけれども、５月以降はそのような状況が緩和されつつあるというふうにして、業者から聞き取りしております。しかし、こう言

いながらも選別処理によるコストの増加、それから県外で処理するための海上輸送費のコストが生じているという状況がございますので、県におきましては、一括交付金を活用して、コスト増の激変緩和をするために補助金を行って、スムーズな処理を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今の答弁は、３月までは多かったけどその後落ちついているというような言い方なんでしょうね。しかし、県は本当に知らないのか、知っているのに知らないふりをしているのか、私疑問を持っています。今受け入れはふえているというふうにおっしゃっていましたけれども、受け入れを断っているケースが多いというような話も多くあります。ちょうど先週、ある業者から環境整備課に連絡があったはずです。受け入れてくれる業者がない、どうしたらいいかって。そのことは聞いていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

以前は毎日そういう問い合わせがあったということでございますけれども、最近では週に二、三件はそういうような電話が入っているというところでございます。その対応としましては、県のほうの一覧表を紹介したり、ホームページ上での処理業者を紹介したりというふうなところで対応はしているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　少なくなっているからいいんじゃないかというような感じにも聞こえますけれども、この事業者にとっては本当に深刻な問題なんです。例えば、先週環境整備課に連絡した業者は、産業廃棄物組合を頼ってくれというふうに言われた。結局たらい回しにされて、どこもないからまた環境整備課に戻ってきたということなんです。しかも、県内の業者に県の職員から電話があって、環境整備課にもう電話させないでくれとまで言っているわけです。これ本当に他人事のように思えてならないです。そもそもの原因は、この事業者が法律違反をしたことから始まりますよ。でも今回は沖縄県のごみ問題の混乱は、県が引き金を引いたわけです。これで私たちは当事者じゃありませんみたいな態度をとられたら非常に無責任だと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　ここの業者におきましては、不法投棄を行ったということで、法令または基準に基づいて許可を取り消したということでございます。現在、議員おっしゃることは環境整備課のほうへ問い合わせがあるというふうな状況でございますので、この辺はしっかり対応していきたいなと思っておりますので、早期に保健所も通じながら、この辺の処理ができる体制を構築して対応していくということに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ぜひ県が責任をとって、窓口として対応してこの問題をおさめていただきたいというふうに思います。

それと、来月から始まる予定になっているんでしょうか、２つの事業がありますね。県外にごみを処分する。あれも結局一括交付金が県外に流れていくということになると思うんです。本来沖縄の事業所が得ていた利益が県外に流れていく条例、それを活用するよりも、私は今多くの事業所が求めているように、焼却できる施設を早く稼働させる、これが一番いいと思っています。この辺は今どのような状況になっていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　許可の取り消しを受けた業者が焼却炉、それから最終処分場もそうですけれども、新会社のほうへ賃貸して、新会社と協力して処理を進めていくというふうにしておりまして、焼却炉の許可について、現在審査をしているところでございます。専門家からの指摘事項も業者のほうへ伝えまして、業者のほうからの回答を待って、許可・不許可の判断をしていきたいと。７月のなるべく早い時期には判断をしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ぜひ早目に進めていただきたいというふうに思っています。

それと昨年もことしの２月も質問して答弁いただけなかったんですけれども、いわゆるごみ山の処分費用、あれは幾らかかるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども申しましたけれども、取り消した業者と新会社と協力してごみ山等も処理を進めるということで、４月24日の住民説明会の中で業者のほうから住民のほうへ説明をしているところでございます。現在、業者でこの改善計画を策定作業を行っているというところでございますので、業者の策定状況を見ながら、その改善の年、それから改善の

費用等々も含めて、しっかり対応して住民にも説明しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　通常、経営感覚という言葉を使っていいかわかりませんけれども、幾ら費用がかかるのかというのがわかっていないままに、どうやって策定計画がつくれるんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　処理の方法にもいろいろあるというふうに聞いておりますので、事業者の改善計画というのをしっかり事業者のほうで検討をした結果をもって、我々もこれが妥当であるかどうかというのも判断しますけれども、まずは事業者のほうでの改善計画をしっかりしていただいて、その中から処理の方法、費用等も明らかになっていくというふうに我々考えております。現在この改善計画の策定作業を早目に行うようにということで指導をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　期間だけ設けてこの間にやりなさいというやり方は、少々乱暴だと思うんです。しっかりとこの費用が幾らかかるのか、経営計画の中でこの費用をつくれるほどの利益が出るようになっているのかどうか、その辺をしっかりしないとまた同じ問題が起こると思います。なので県には、この問題全体的に責任者としての立場を発揮していただいて、早期に問題の解決を図っていただきたいというふうに思っています。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　次に６番の平成29年度の県内中学校の部活動の加入率について伺います。

加入率は今全国の中でどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

平成29年度における中学生の運動部活動加入率ですが、中学校体育連盟が昨年５月に全・国公私立の中学校を対象に調査したところですけれども、全生徒４万8347名中、２万9153名が加入しておりまして、加入率は60.3％となっております。ちなみに、29年度ですが、沖縄県の60.3％に対して、全国平均が62.7％となっておりまして、差は2.4ポイントほどとなっております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　全国何位になっているかはわからないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　職員の方とはちゃんとやりとりができたと思っておりましたけれども、これ実は今月行われた那覇市議会の中で、沖縄県の中学生の部活動の加入率は全国で最下位ですという答弁があって、しかも３年前に小学校６年生が全国学力テストで最下位を抜け出した。その子供たちが中学３年になってまた最下位になっている。そして部活動の加入率も非常に低いと。これは中学生で何が起こっているのかと。中学生の放課後で何が起こっているのということを調査すべきではないかという声にまで広がっているんです。県としても、実際部活動がやりたいけどできない状況とか、そのようなところをしっかり調べて、数字を市町村ごとにあらわすというふうな作業は必要ではないでしょうか。答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

今の部活動加入率につきましては、どのようなことが影響してそういうふうになっているのかというのは、確かに分析はできておりません。話によれば、例えば貧困が部活動加入率に影響しているのかとか、そういう意見もあるようですが、その相関関係はちょっと把握はされていないところでございます。ただ中学校のこの学力の話は、今確かに全国で平均点を下回っているわけなんですが、少しずつですが着実に上がってきているとは認識しております。ただその中学生は、全国でも一緒なんですが、学習内容が抽象的であったり概念的であったりとか、習得すべき内容がなかなか多様化していると。あとはその思春期特有のいろんな生徒指導上の課題もあるとか、あとそれと小学校とは違って、教科担任制になりますので中学校では、ほかの教科と連動した全校体制の研究という、授

業改善とかそういう視点に弱さが見られるのではないかというふうな意見もありまして、その中学生を取り巻く状況を議員御指摘のような、どのような把握の仕方があるのかは教育委員会の中で検討してみたいと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ぜひ検討して前に進めていただけたらというふうに思います。ちなみに、那覇市議会では、市長みずからがこの調査に意欲を示したというふうに聞いております。知事部局として、これもしっかり部活だけではなくて、放課後の過ごし方全体について、塾に行きたい子が行けているのか、やりたいことがちゃんとやれているのかということも含めて、県としても調査をされて、独自の施策に生かしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　県としましても、子供の貧困解消対策に取り組んでいるところでございまして、小中学生を対象としましたアンケート調査などもやったところでございまして、これもまた定期的に行っていきたいと考えているところです。

先ほどの部活の加入率につきましての関係は、必ずしも関係性がわかっている調査ではございませんけれども、例えば衣類が買えているかとか、食料品に困っていないかという関連した質問もございますので、そういった中で実態が把握できればというふうに考えております。

○花城　大輔君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　質問の前に申し上げます。

翁長知事の病及び治療にお見舞いを申し上げます。同時に私は、知事は病の治療に専念し公務は職務代理者を任命し、県の課題解決に努めるよう要望いたします。県知事にかわる職務代理者の任命はすぐやるべきだと考えております。

私は翁長知事の病状も大変気になるところでありますけれども、同時に今沖縄県政も厳しい状況にあると考えております。普天間、辺野古問題、ＭＩＣＥ施設建設、国の予算減の影響、今年末の税制、さらに平成31年度国の予算の決定などに向けて待ったなし、毎日毎日の決断と実行が求められます。翁長知事が病を抱えたまま、これら難題に取り組むことは県民に不安を与えるおそれがあります。私は多くの県民が知事の病を憂い、県政の状況を心配していると思います。速やかに職務代理者を任命しての県政運営を望みます。

さらに緊急にもう一言申し上げます。

本日の朝刊、トップニュースにびっくりいたしました。「基地を一望　中国客歓声　道の駅かでな人気「世界一の軍事力」間近に興奮」、「本島中部の人気観光地１位」、道の駅かでな50万人から58万人、美ら海水族館と並んで人気観光地の一つ、世界一強い米国の軍事力が身近で、これは嘉手納基地のことであります。私は、今回米軍基地が沖縄観光に貢献していることを改めて認識いたしました。基地は、経済発展の阻害要因と言われておりますけれども、これからは基地は沖縄観光の発展要因であることも言えると考えるわけであります。

以上を申し上げて質問を行いますけれども、１、翁長知事の病気療養と公務については取り下げます。

それでは質問を行います。

１、翁長知事の１期４年間の県政運営について。

(1)、辺野古をつくらせないを柱にした県政運営で、結果として現在、辺野古の工事は進みつくらせている。このことは、翁長知事の公約違反であり、県民の期待を大きく裏切ったと思います。見解を問います。

(2)、辺野古問題の解決が司法・裁判所の判断によってなされる。この道筋を翁長県政がつくった４年間であったと言えます。この責任は非常に大きいと思います。今や民意の動向や政治交渉では辺野古問題の解決にはつながらないと思います。見解を問います。

２、沖縄振興予算の推移について。

(1)、翁長県政で普天間・辺野古問題の解決の道筋もつくれず、大型ＭＩＣＥ施設の建設の財源のめどすらつけず、特に、沖縄の経済振興のかなめとなる国の沖縄振興予算は、平成26年度3501億円から平成30年度3010億円とこの４年間で約500億円の減額であります。今は前県政のおかげで経済は好調でありますけれども、やがて県経済は衰退するおそれがあります。国の振興予算減の責任をどのように感じているか伺います。

３、辺野古問題の解決に向けて。

(1)、今のように撤回ありきで理由を探しての撤回は、辺野古問題の解決にはつながらないと思います。見解を問います。

(2)、県は、最高裁判決で負けて翁長知事は埋立承認取り消しを取り消して、埋め立てを承認し、工事が進められているにもかかわらず、撤回することに違和感があります。見解を問います。

(3)、翁長知事が撤回をすると、国は違法確認訴訟と撤回の執行停止の訴えが想定されます。撤回の執行停止は二、三週間で裁判所の判断がなされると想定をさ

れております。そうなりますと工事は再開されると思います。工事は進み、辺野古問題は解決しないと思いますけれども見解を問います。

(4)、撤回は後に県知事や職員に多額の損害賠償という形で大きな負担になると思います。見解を問います。

(5)、県民投票は、法的な拘束力もなく、辺野古問題の解決につながるか疑問があります。見解と対応を問います。

４、サンゴの特別採捕について。

(1)、辺野古の埋め立てにおけるサンゴ特別採捕の件数と許可の状況について。

(2)、那覇空港第２滑走路埋め立てにおけるサンゴの特別採捕の申請期間、件数及び許可の状況、また、申請から許可に要した平均日数。

(3)、平良港国際クルーズ船拠点整備事業におけるサンゴの特別採捕の申請日と許可について説明を願います。

５、珊瑚舎スコーレへの補助再開について。

このような補助をやめることがどうしても理解できません。この補助は仲井眞県政でスタートをし、県の支援、学びによって人生を取り戻したなどの大きな成果がありました。しかし翁長県政でやめてしまったわけであります。大変残念であります。県議会与野党、マスコミ、珊瑚舎スコーレの関係者、騒ぎになって県は補助を再開するとのことであります。

そこで伺います。

いつから再開をし具体的な金額と財源の説明を願います。

６、我が党の代表質問との関連。

仲田弘毅議員の辺野古問題、辺野古東海岸で新たな漁業組合の設立について、漁業組合の設立は漁業を営んでいく上で大切なことであると考えております。しかし今なぜ名護市辺野古なのか、違和感があります。今辺野古海域では名護市漁協及び漁業者に漁業補償が支払われ、埋立事業が進められております。新たな漁業組合が埋立事業に権利を主張し混乱するおそれがあります。このことを踏まえた設立認可の検討が必要であると思います。見解を問います。

後ほど再質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　照屋守之議員の２、翁長知事の１期４年間の県政運営についての御質問の中の(1)、辺野古に新基地はつくらせないという公約についてお答えします。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。

沖縄県としては、沖縄防衛局に対し、留意事項違反などを繰り返し指摘し、工事を直ちに中止するよう再三にわたり行政指導を行っているところであります。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(2)、辺野古新基地問題の解決についてお答えします。

県は、国地方係争処理委員会の決定にもありましたように、辺野古移設をめぐる一連の問題は協議によって解決すべきものと考えております。政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古新基地建設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

県としましては、今後も引き続き政府に対し、政府との協議の場などさまざまな機会を通して普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に４、辺野古問題の解決に向けての御質問のうち(1)、撤回と辺野古問題の解決についてお答えします。

撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しており、撤回を行えば埋立承認が将来的に無効になります。撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

同じく４の(2)、最高裁判決と撤回との関係についてお答えいたします。

最高裁判決に従い、埋立承認取り消しを取り消したことで、前知事が埋め立てを承認した原点に戻り、その後の行政手続については、埋立承認が適法であることを前提に対応することとなります。しかしながら、このことが今後の変更申請などを必ず承認しなければならないことを意味するものではなく、公有水面埋立法等の関係法令にのっとり適正に審査を行い、それぞれの要件を判断することは当然であると考えております。

同じく４の(3)、撤回後の県の対応についてお答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。また、これとあわせて、撤回を行った場合に想定される国からの執行停止の申し立て等に対する対応についても検討しております。撤回の時期については、法的な観点や日々の国の動き等を想定して検討し、知事の責任において判断することになるものと考えております。

同じく４の(4)、撤回と損害賠償についてお答えします。

国家賠償法では、公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、公共団体がこれを賠償する責に任ずると規定されています。また、国家賠償法において公務員個人が損害賠償責任を負うのは、公務員個人に故意、重過失がある場合に限られております。撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えております。

同じく４の(5)、県民投票に対する見解と対応についてお答えします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その施策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しております。また、県民投票については、県民が主体となって議論がなされることが重要であると考えております。政府が辺野古新基地建設を強行する中で、米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票が実施されれば、県民一人一人が改めてその意思を明確に示すことができるため、今回の県民投票は意義があるものと考えております。県民投票の結果に法的な拘束力はありませんが、結果は尊重されなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、沖縄振興予算の推移についての御質問の中の(1)、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

知事においては、市長会や町村会とともに昨年８月９日から10日にかけて、当時の江﨑内閣府沖縄担当大臣を初めとした関係要路に、沖縄振興予算の3400億円を上回る額の概算要求や一括交付金の従前の水準への回復の必要性などを説明し、知事や市長会、町村会の思いも込めて要請活動を行っております。また、８月16日には菅官房長官、公明党の井上幹事長などに同様の要請を行っております。さらに、概算要求後の11月17日には、概算要求額の満額確保及び沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額の確保について関係要路に要請するなど適宜対応したところであります。平成31年度沖縄振興予算の確保に向け、市町村等と協調しながら、内閣府沖縄担当部局と一層密に連携するとともに、引き続き、知事を先頭に、沖縄担当大臣を初めとした関係要路に対して、県と市町村等の意見や考え方を沖縄の声として丁寧にお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、サンゴの特別採捕についての御質問の中の(1)、サンゴの特別採捕許可の状況についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る造礁サンゴ類の移植に関する特別採捕許可申請については、レッドリスト掲載サンゴとして、平成30年３月20日及び４月５日にオキナワハマサンゴ９群体に係る３件の申請と、４月17日にヒメサンゴ１群体に係る１件の申請がなされております。また、４月24日には、Ｎ２護岸付近に生息する小型サンゴ約830群体及びショウガサンゴ１群体の申請と、大型サンゴ22群体の申請の２件が提出され、さらに、６月19日に、Ｋ８護岸付近に生息する小型サンゴ約３万8760群体に係る申請がなされました。これら７件の許可申請については、現在、審査を継続しており、引き続き、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

同じく(2)、那覇空港滑走路増設工事における特別採捕許可申請への対応についてお答えいたします。

那覇空港滑走路増設工事に係る造礁サンゴ類の移植試験に関する特別採捕許可に関しては、平成25年度及び26年度の２年間で７件の申請がなされ、それぞれ許可されております。これら７件の許可の審査に要した期間は、平均で約５日間であります。

同じく(3)、平良港国際クルーズ拠点整備事業における特別採捕許可申請についてお答えいたします。

平成30年５月21日に、沖縄総合事務局平良港湾事務所から、平良港湾内における臨港道路築造工事に伴う造礁サンゴ類450群体の移植試験に係る特別採捕許可申請が提出されております。申請書及び添付資料を確認したところ、それらの記載内容のみでは許可の可否を判断できないと認められたことから、同事務所に

対して、６月15日に文書で説明を求めたところであります。本件申請については、同事務所からの回答内容も含めて審査を行い、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に対応してまいります。

次に７、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、新漁協の設立許可についてお答えいたします。

名護市東海岸地域において、新たな漁業協同組合を設立する手続が進められております。名護市内で平成30年４月20日に開催された創立総会では、認可申請に必要な定款、事業計画等が議決され、５月９日に設立認可申請書が県に提出されております。

県としましては、水産業協同組合法にのっとり、厳正かつ適切に審査しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の珊瑚舎スコーレへの補助再開についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者について、今月中に補助開始の手続を行い、７月の初めには交付決定ができるよう進めてまいります。今回の支援額については、平成29年度が約400万円となっており、おおむね同程度を予定しております。また、早期の事業開始を目指して、入札残などのある事業から財源を確保したところであります。早期に支援事業を開始することで、事業所に安定した学習の場を確保していただくとともに、支援対象者が安心して支援を受けられるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ありがとうございます。

再質問を行います。

知事の県政運営です。４年前の県知事選挙の結果は翁長知事が36万820票です。私は今回知事がやっている行為は、この36万820票の皆様方の知事に対する公約の期待だと思いますけれども、その期待に沿っていない、反していると思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

知事は辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでいるところです。現在県も、今後有するあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私が聞いているのは、有権者36万820名の方々の期待に背いているというふうに言っておりますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、知事は辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、取り組んでいるところでございます。沖縄防衛局に対しましては、留意事項違反などを繰り返し指摘し工事を直ちに中止するよう再三にわたり行政指導などを行っているところです。

今後も県の有するあらゆる手法を用いまして、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　一方で前知事は、26万1076票とっているんです。前知事に１票を投じた方々は普天間返還のために辺野古やむなしの票だというふうに思っているんです。今知事が反対をしながらつくらせているというのは、前知事に１票を投じた方々の期待に応えている。そう理解していいんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　前知事に投票した方々が全て辺野古に賛成かどうかということはわかりませんけれども、少なくとも先ほど来、公室長が答弁していますように、翁長知事は辺野古に新基地はつくらせないという公約実現に向けて取り組んでいるところでございます。実際確かに護岸については、現在７つですか、護岸はできているところでございますけれども、当初の予定よりはるかに護岸の建設もおくれている状況でございまして、決してまた早期の――どれだけ前知事に投票した方が望んでいるかどうかこれは今の時点でわかりませんけれども、知事は公約の実現に向けて取り組んでいることについては御理解いただければと思っています。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いつの間にか、建設をおくらせるのが公約になったんですか。前知事の26万票の中には、翁長知事が県議時代に辺野古を容認しながら現在は反対しているというその不信感とか、あるいは政治交渉ではなくて裁判闘争で解決をしていること、さらに裁判費用で約１億円もかけられているということに非常に不信感がありますよ。つくらせないといってつくらせている。今や翁長知事は、保守や革新及び無党派層の全ての県民の期待を裏切っていることになりませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続などさまざまなものがございます。またこのような法令に基づく権限のほか、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えております。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　確認したいのですけれども、辺野古問題の解決、もう司法裁判の判断でなされる。このことは共通認識ではありませんか。それ以外の方法がありますか。裁判以外に、解決方法。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましては､国地方係争処理委員会の決定も受けまして、話し合いという形でやりましたが、国のほうが不作為の違法確認訴訟を提起したものでございます。今後とも県としては、ずっと話し合いによる解決が望ましいという係争委の考えは極めて重要であると考えており、引き続き話し合いについて求めていきたいとは考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　係争委の責任にしないでください。県の責任でこれから本当に解決は、司法・裁判所の判断以外にありますかということです。係争委の責任にしないでください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　公有水面埋立法に基づきまして、今さまざまな検討を行っているところでございます。仮に撤回ということになった場合に、それについて国がどのような対応をとるかによるものとは考えますが、現時点ではお答えは差し控えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は、知事がこの辺野古問題の解決に大きな判断ミスをしていると思っているんです。３つあります。１つは、４年前の知事就任直後にすぐ撤回をしなかったこと。２つ目は、裁判所の和解に応じたこと。３つ目は、最高裁の判決がおりた後に知事はみずから埋立承認取り消しを取り消して埋立承認をしたこと。この３つは、最大の判断ミスと思っているんです。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　埋立承認の取り消しについては、その要件を第三者委員会を設置して丁寧に検討を行ったものでございます。また、代執行訴訟との和解につきましては、和解によってきちっと協議もしていく面もございました。訴訟が３本上がっていたということで、和解に従って国も県も訴訟を取り下げたところでございます。その和解の結果、係争委の過程において国あるいは県、和解の中で想定していた結論が出なくて係争委のほうは話し合いというような形はございました。

最高裁の判決を受けて、承認取り消しにつきましては、法に基づく行政という形から取り消したものでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、同じく３番目の辺野古問題の解決ですけれども、先ほど申し上げましたように、県は最高裁判決で負けて、裁判所での和解条項で判決に従い互いに協力して誠実に対応すると約束しました。約束したにもかかわらず、今県が撤回を考えているというのは矛盾しませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

この和解条項につきましては、関与取消訴訟に関するものでございます。それに従いまして県は、それと実際に和解条項と異なる裁判になったものです。本来この和解条項の適用は、私どもは関与取消訴訟には及ばないものと考えております。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　沖縄県と国の和解は、公有水面埋立法に基づく沖縄県知事の判断が争われました代執行訴訟におけるものでございます。和解条項の９項におきましては、是正の指示の取消訴訟判決確定後は直ちに同判決にある判決に従いとあるとおり、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。さきの訴訟については、是正の指示の取り消し訴訟ではなく不作為の違法確認訴訟であり、和解に定めのないものであることから、和解条項が適用される場面ではないものと思っております。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。その確認だけ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩
午後２時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　幾らこれから裁判やっても勝てませんよ、皆さん方は。これは裁判所には通用しませんよ。撤回というのは、最高裁判決、和解条項これに反する行為なんです。最高裁判決に県は従う。和解条項は県は守る。これは県議会で幾らこういうやりとりをしても、皆様方が裁判所で裁判所立ち会いで和解をやっていますから、これは認められないと思いますよ撤回は。いかがですか、大丈夫ですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほど来、最高裁の判決が和解条項の中に含まれるか、前提としているのではないかという趣旨の話だと思いますけれども、そもそも高裁の和解に基づいて県は和解協議に応じました。その際に国地方係争処理委員会というものが間に入るわけですけれども、そのときの和解条項が国地方係争処理委員会の判断を協議しなさいという結論だったわけです。それは高裁が示した和解条項のいずれにも該当しなかったわけです。それで国は、県のほうに対して違法確認の訴訟を起こしたということで、本来高裁が求めていた考えていた和解条項とは別の形で、最高裁の判決につながる流れになったわけです。そういった意味で先ほど来、公室長は和解条項とは関係ないというような答弁をしているところでございます。

一方で県はなぜ承認の取り消し処分を取り消したかといいますと、行政において最高裁の判断に従うのはある意味当然だということで承認の取り消し処分を取り消したわけですけれども、かといってその後のさまざまな手続が何でもかんでも国の判断に基づいてやらないというけないかというとそうではなくて、法律による行政の原理に基づいて個々具体的に判断していると。それが最終的には撤回につながる可能性も否定できないということを県は従来述べているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、県が撤回すると国は違法確認訴訟と撤回の執行停止の訴えが提起をされると思っています。見解はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県は、撤回を行った場合に想定される国からの執行停止の申し立て等に対する対応についても検討しております。執行停止の申し立てがなされた場合には、例えば国の申し立ての内容では失効停止の要件を満たさず執行停止は認められないことを裁判所に主張することなどを検討しております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私はだから違法確認訴訟と撤回の停止が訴えられると思っているんです。それで県の撤回によって国は後々県に損害賠償を請求するおそれがあります。これは執行停止の訴えは、恐らく最高裁の判決も含めて相当県は自分の都合のいいように考えておりますけれども、これは最高裁の判決ですから、一緒に協力してやっていくというその県がそういうふうな状況であるということになれば、撤回の停止は二、三週間では解除されませんかね。そうしたら工事は再開されると思うんですよ。どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　国の措置によって二、三週間かどうかにつきましては、今ちょっとお答えは差し控えたいと思いますが、いずれにしましても、いわゆる執行停止等の申し立てがなされた場合には、県としても執行停止が認められないというような主張を裁判所にきちっと訴えていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　最終的に違法確認訴訟で争われますけれども、ちょっと時間がかかりますが、結局県が負けたら国は県に対して損害賠償の請求があります。今約600億ぐらいの工事が進んでいるのですか。どれくらい工事がとまるかによりますけれども、一月ぐらいとまったとして60億です。50億かもしれませんね。これは国はその分の損害ですから、業者にはお支払いしないといけませんから50億ぐらいの損害賠償が国から県に来る。これだけの大きなお金を県が払うわけありませんから住民訴訟が起こる。それぞれの担当の職員に配分される。となると今ここに20名ぐらいいますね。二、三十億でも県知事が例えば３億、副知事が２億、部長の皆様方が１億にしても21億、30億ぐらいにしかなりませんよ。これだけのものを今の皆様方が、今決裁して責任を負うというそういうふうな事態が起こってきます。識名トンネル、既に終わったものが7000万。当時の土建部長と土木事務所の所長に今降りかかっていて、高裁で今争っているんですかね。そういう事態が必ず起こってきます。ですからそういうことも想定しながら撤回というのを考えないと、撤回をしたらもうおしまいですよ。皆様方、その１億ずつ払う覚悟があれば一緒になって撤回できますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　国家賠償法では、公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは公共団体がこれを賠償する責に任ずると規定されております。また国家賠償法において、公務員個人が損害賠償責任を負うのは、公務員個人に故意、重過失がある場合に限られております。
　撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、識名トンネルで決裁をした土建部長やあるいは土木事務所の所長が今責任を負っているじゃないですか。これは、県民からすると何で皆様方がやったことを県民が背負わないといけないのという話になりますからね。そこは覚悟を決めて対応しないといけませんよという話です。
　次は第２滑走路、先ほどサンゴの件がありますけれども、７件で平均５日間。これだけ短いのに何で辺野古はこれだけ時間がかかっているんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　特別採捕許可の運用に関しては、近年県民等からより透明性のある事務と処分に関する判断等について、より十分な説明責任を果たすことが求められております。そのため事実関係の確認や関連委員会での審議内容、論文など関係資料の精査において従来より時間を要しております。
　県としましては、当該事務の標準処理期間を念頭に置きつつ、今後も沖縄県漁業調整規則の趣旨にのっとって厳正かつ適切に対応してまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　那覇のサンゴと辺野古のサンゴは違うんですか。自然保護、環境保全は一緒じゃないですか。何でこれだけ違うんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しになりますけれども、今回特別採捕の許可に関しては、県民等からより透明な事務と処分に関する判断について説明責任が求められております。その辺について慎重に事実関係等含めて精査しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　このサンゴの移植については、漁業規則の問題ですか。環境保全の問題じゃないですか。環境省の問題じゃないですか。おかしくないですか。環境部長どうですか。おかしくないですか、これ。自然保護、環境保全は漁業規則ですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　漁業規則のほうにのっとって、厳正かつ適切に対応しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　国は環境保全、環境省のその法律の趣旨に基づいてそういう申請を出していると思いますよ。それを県は、漁業規則で扱うんですか、おかしくないですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　特別採捕許可申請については、我々のほうとして沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って厳正かつ適切に対応しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　４月17日の１群体ハマサンゴですか。これは、大体どのくらいのサンゴですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時43分休憩
　　午後２時44分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　６ミリ程度でございます。
○照屋　守之君　６ミリ、６センチじゃないの。ミリ。
○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しますが、６ミリでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ハマサンゴ、私は防衛局にも確認しましたら、１つ６センチから７センチのものが昨年の平成29年10月26日から現在200日までかかって、処理されていないということですけれども、これつくってみたんですけれども、（資料を掲示）　大体６センチこのぐらいですよサンゴ。こういうものが申請して許可されない。あの海にあるものが、これどういうことですか。現場わかっていますか皆さん。このぐらいのサンゴよ。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと確認の意味で答弁させてもらいたいと思います。
　先ほどのサイズについてはヒメサンゴが６ミリ程度でございまして、今議員が示しているものについては、多分オキナワハマサンゴだと……

○照屋　守之君　ハマサンゴでしょう、ごめんごめん。
○農林水産部長（島尻勝広君）　済みません、先ほどはヒメサンゴのサイズでした。今議員がおっしゃるのは、オキナワハマサンゴの部分です。
○照屋　守之君　だからこれは、これだけのものが200日もかけて何で許可されないの。海にある。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時46分休憩
午後２時46分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
少し説明が長くなりますけれども、経緯等を含めて説明させていただきたいと思います。
まずレッドリスト掲載サンゴでありますオキナワハマサンゴに係る特別採捕許可申請の件についてですけれども、当初平成29年10月26日に提出された１群体の許可申請については、２回の説明要求を経て30年２月16日に、当分の間１週間ごとに経過観察を行うことを条件として許可いたしました。その後２月22日に沖縄防衛局から当該サンゴが食害があったとの報告を受け、翌23日に県から当該事象に対して十分慎重にされるべき旨文書を発出したところ、沖縄防衛局から許可期間の満了する２日前の27日付文書により、許可期間の２カ月延長を求める変更許可申請書の提出がなされました。しかしながら変更許可申請の内容からは、その期間設定の妥当性を判断することができなかったため、変更許可申請については不許可といたしたところでございます。これに伴いまして、２月16日付許可は３月１日で自動的に失効することになりましたが、その後３月13日に開催されました第13回環境監視等委員会を経まして３月20日に改めてオキナワハマサンゴ１群体に関する申請がなされたものであります。
以上が今までの経緯でございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　それでいつ許可になるんですかこれ。200日たっていますね。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　現在審査中でございますので、いろんな回答書を踏まえて専門家の意見等も踏まえて鋭意審査をやっているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　標準処理期間は45日でしたね。５倍ですよ。どうなっているんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しになってしまいますけれども、いろんな県民等を含めて専門家のほうもいろんな意見があるということを踏まえまして、各方面から専門性を含めて今審査をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ヒメサンゴ、先ほどの６ミリ。これ１センチありますよ。（資料を掲示）　６ミリのサンゴが海にあるんですよね。防衛局は22日になくして、26日にまた探したんですかね。これが死んでいるサンゴにくっついているんですよね。これ絶滅危惧種、どうするんですか。これだけのサンゴよ、どうする。ちょっとひどすぎませんか。第２滑走路は５日でおろして、辺野古は200日……
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時49分休憩
午後２時50分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　オキナワハマサンゴ、レッドリストサンゴでございますし、沖縄防衛局は、そもそも埋立承認願書の添付図書であります環境保全図書、そこのほうにサンゴ類の移植・移築については事業の実施前に行うというような記載があったわけでございます。ところがそういったものが、当初沖縄防衛局自身もサンゴの移植については、工事の着手までには実施するですとか、環境監視等委員会からも監視委員の方々も着工前に実施する環境保全措置の検討項目としてサンゴの移植を例に挙げていたわけです。ところが結果的には、４月25日に移植の前に事業を実施したということでございます。こういったことで我々は、サンゴの移植を初めとした環境保全措置などについて、防衛局に対して留意事項を厳守して遵守して工事を停止するようにと、沖縄県との事前協議に応じるよう行政指導を行ってきたというところでございます。そういった流れの中でなかなか工事をとめていただかない中で、県は立ち入りもできない中で、専門家の意見も聞く等々で時間を要しているという実情がございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　沖縄県服務規程、服務の原則第３条「職員は、全体の奉仕者として、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない。」、これに反していませんか。第２滑走路は５日でおろす。そのほかはこれだけ200日かかってもめどもつけない。同じ仕事で、服務規程に反していませんか皆さんの仕事は、どうですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほど議員のほうで質問がありましたヒメサンゴの取り扱いの審査状況ですけれども、平成30年４月17日付文書によるヒメサンゴ１群体の申請については、サンゴ類の取り扱いや移植先選定の基準に関して疑義があり、試験研究計画の妥当性が判断できないことから、６月14日付文書により再度監視等委員会からの指導・助言を受け、本件再申請に係る技術的な課題とその取り扱いを明確にした上で、当該計画を再考するよう求めたところであります。引き続き我々のほうとしては、沖縄防衛局から回答がなされた場合に沖縄県漁業調整規則の趣旨にのっとって厳正・適切に審査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　地方公務員法第29条、職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合、これ懲戒の処分、ありますね。これにも反しませんか。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど来島尻部長が答弁していますように、農水部としては、今回の防衛省からの申請に対して漁業調整規則に基づいて厳正に対応しているものと考えております。確かに辺野古新基地建設問題につきましては、県政の最重要課題であること、これは間違いないわけでございますけれども、辺野古問題だからということで恣意的に何かこの事業の審査を行ったというようなことであれば、確かに議員の御指摘の部分も可能性としてはあるかもしれませんけれども、県としてはそういったことはなく、関係法令に基づいて厳正に対応しているということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　辺野古問題じゃないですか、これしかありませんよ。環境部長、環境保全の環境基本法７条、40条、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、１条、２条２項これに反しておりませんか今県がやっているのは。この条例と説明してください、環境保全。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境基本法、種の保存法は今手元にありませんけれども、環境部としましては、レッドリストサンゴにつきましては慎重に配慮を行う必要があるというふうに考えておりまして、現在土建部、環境部とも連携をしながら確認をしているところでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後２時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　種の保存法の目的ですけれども、野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするというふうに書かれていると思います。

○照屋　守之君　県の責務。

○環境部長（大浜浩志君）　県の責務。地方公共団体は、その区域内の自然的、社会的諸条件に応じて絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のため施策を策定し及び実施するように努めるものとするというふうに書いてあります。

○照屋　守之君　やっていますか。このヒメサンゴやっているか。絶滅危惧種やっているか。

○環境部長（大浜浩志君）　現在でございますけれども、施策を策定しというふうにございますので、昨日も答弁させていただきましたけれども、種の保存を補完するような県の希少野生動物種保護条例の策定に向けて今検討はしております。そういうことで今検討を進めているという段階でございます。サンゴにつきましては、環境部としましても、移築の技術、移植の技術等についてサンゴ礁保全事業、サンゴ礁モデル事業等も行って、その辺のところをサンゴ礁の保全のための施策を講じているところでございます。

当該案件につきましては、レッドリストに記載しているオキナワハマサンゴ、ヒメサンゴにつきましては、慎重に扱う必要があるというふうに考えておりまして、最大限の配慮が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　環境基本法の７条と40条お願いし

ます。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境基本法７条でございますけれども、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」、40条、「国及び地方公共団体の協力」でございますけれども、「国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。」というふうに書かれております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　その法律のとおりやっていますか、皆様は。相協力するって協力していますか。法律的にやっていますか、これ。法律に沿って。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境部としましては、環境保全図書に記載された環境保全措置の実施につきましては、適切に実施する必要があるというふうに考えておりまして、土建部、農水部、知事公室とも協力・連携しながら関係法令に基づいて適切に対応していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　私が言っているのは、今農水部がやっている国とやっているやりとりがこの法律にのっとってやっていますかということですよ。協力して本当にやっていますか。やっていないでしょう。法律違反でしょう。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　特別採捕許可に関しましては、沖縄県漁業調整規則に基づいて手続はされているというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　環境基本法にのっとってやっているんですよ国は。ですから皆様方もそれにのっとってやらないと法律の定めに反するようなことをやって、これ絶滅危惧種も含めて今法律違反をしているんですよ。そこにある、ヒメサンゴこれがあるのに、法律ではそういうのをきちっと計画でやらないといけないのに、これがあっても皆様方は何の対応もしていない。法律違反でしょう、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境部としましては、環境保全図書に示されている環境保全措置につきましては適切に行う必要があると考えております。希少種につきましても、その区域の自然的、社会的条件に応じて絶滅のおそれのあるものにつきましては、きっちりこの法に沿うような形で対応できるように、関係部局とも連携しながら関係法令に基づいて適切に対応していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　国際クルーズ平良港、これいつ採捕許可するんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　平良港整備に伴う造礁サンゴ類の特別採捕許可申請につきましては、試験研究目的の詳細、採捕しようとするサンゴの種類の内訳、採捕期間の設定理由などの点が申請書及び添付資料では十分確認できなかったことから、６月15日に説明要求を行ったものであります。なお、平良港湾事務所からは当該説明要求に対して、６月22日に回答書が提出されたところであります。本件の申請については、その回答内容も含め沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って厳正かつ適切に対応してまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　この平良港国際クルーズ拠点整備事業、理解しておりますか。採捕はいつまでにやると言っていますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　平良港湾からの申請については、先ほどの繰り返しになりますけれども、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って適正にかつ厳正に審査するというのが我々の業務ですので、その辺については全体的な事業内容等も理解の上で慎重かつ適切に対応していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　今の状況だと辺野古もこの平良港も知事の任期中はやらないんでしょう皆さん方は。この国際クルーズ拠点整備事業、85億円の事業ですよ。平成32年４月に開港する。14万トンのクルーズ船が入る、3500名。これ全国から６つあるものを沖縄に２つ、本部と、拠点整備にしている。国がやっているんですよ。これ４月30日までにできなければ……
○議長（新里米吉君）　時間です。まとめてください。
○照屋　守之君　32年４月開港できないんですよ。こんな事業ですよ。これを本当にほったらかして……
○議長（新里米吉君）　時間です。
○照屋　守之君　辺野古と抱き合わせて、本当にとめ続けるんですか。
○議長（新里米吉君）　時間です。
○照屋　守之君　知事の任期いっぱいとめるわけ。来

年までとめるわけ。どうするんですか。ひどすぎますよ。

○議長（新里米吉君）　時間をオーバーしています。

○照屋　守之君　おまけ、おまけ。

○議長（新里米吉君）　おまけじゃなくても、答弁できないです。質問残時間の前に総時間がもうとっくに終わっていますから。

○照屋　守之君　県の服務違反ですからね、しっかりやってくださいよ。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは、一般質問を始めます。

知事におかれましては、私も古い友人の一人でありましたが、二度にわたるがんを患って、今公務に専念をされています。正直なところ、私自身は知事におかれては、術後の治療に専念をしてもらって、健康の回復を待たれたほうが御本人のためにはいいのじゃないのかなと、私自身はそう思っています。当然制度として、職務代理者制度がありますから、それを知事が使って、部下たちを信頼し、県政運営をやっていくというのも私は与えられた制度の中での選択ですから、そのほうがいいだろうと思っておりますが、それを踏まえて質問をさせていただきます。

県知事の公務は、激務であることは県民ひとしく承知しているところであります。そういう中で、知事は治療をされながら公務に当たっておられますけれども、退院後県庁に登庁した日数はどれくらいございますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

５月15日の退院から６月議会の開会まで、６月12日までですが、登庁日は８日間になっております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　県庁の業務は多岐にわたって、知事の仕事が激務であることは先ほど言ったとおりなんです。限られたこの執務時間の中で、全てに目を配って、いわゆる知事の職務をやっていけるというふうに自信はございますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　知事の重要な職務としましては、県政運営に関する基本方針の決定や新規事業計画の樹立及びその実施方針の決定、条例案及び予算案等を議会に提出することなどがございます。

４月以降も、知事への報告が必要な案件につきましては、その都度報告を行っており、また、重要な案件について知事の意思決定を得ていることから、適切に対応されているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この答弁のあり方を見てみても、本来ならば知事が答えてしかるべきですよ。部下が答弁に当たること自体、私は知事は大変じゃないのかなと思っているんです。

そこで、知事、入院前と比較して、その時期を100とした場合、どれくらい今、自分としては公務をこなせているというふうに理解されますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、公室長のほうから答えがありましたけれども、例えば今、退院をしてから何日登庁したかというようなものは私が数えるようなものではないものですから、ああ、そうだったのかと、俺結構行ったつもりだが８日間でしたかというようなことにもなります。

それから、毎日の部局長会議を含め、書類という意味での県庁で行われたものは、全部病院で見させていただきました。それから、判断を仰ぐものをその担当、担当が来たときには病院で会ったり、公舎で会ったり、指示を出しております。

ですから、そういう意味では内部的なものは相当レベルは高いんじゃないかと思うんですが、ただやっぱり表敬訪問とか公式日程、外に出ていくというようなこういうようなものは、安室奈美恵さんとか二、三しかありませんでしたから、そういったものは少なくなっておりますけれども、内部的なものは書類に目を通す、そして全ての分野ある意味では把握をしていると思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私がこれ問うのも、２つあるんですよ。

１つは、知事の健康上の問題に気を配っているのが１つ、もう一つは、あなたが執務をする中で、そこにいささかとも揺るぎやそれがあれば、県民生活に直、県政の職務というのは影響してくるわけですよ。そこに、どういう影響が出るか私自身は考えているんです。ですから、そこは御本人が今の答弁では十分やっていけるという判断ですから、そこに私が立ち入ることはございませんけれども、ただ、いずれにしろこれからハードな日程が来ます。年末に向けて予算折衝もあるし、海外への出張もあるかもしれません。そういったことを考えると、やはり健康あっての物種ですから、

十分健康に留意されて、御本人が健康を取り戻してから知事という職務に専念されることがよかろうというふうに私は思っておりますので、そこは答弁は要りません。

次に、埋立承認の撤回についてでありますけれども、知事が必ず行うとする撤回については、土砂搬入を目の前にして重大な局面を迎えているというふうに私は認識をいたしています。

撤回の状況の検討はどう、どこまで進んでおいでになるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

撤回の時期につきましては、法的な観点や日々の国の動き等を想定して検討し、知事の責任において判断することになるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、６月12日の知事の退院してからのコメントですけれども、これ幾つか言われていますが、環境保全や法律違反が看過できない事態となれば、ちゅうちょなく撤回を行うと述べておいでになります。

看過できない事態とは、どういう認識ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

環境保全措置などについて看過できない事態とは、例えば、留意事項違反の工事により環境への影響が生じるおそれがある場合のように、公有水面埋立法４条１項１号や２号に規定する要件を事後的に満たさなくなった状態などがこれに当たるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事が今日まで撤回をやっていないということは、看過できない事態に至っていない、だからやらないんだという、私は認識を持っていますけれども、法律違反や環境保全の問題に看過できないようなことが現場では起きていない、だから知事は撤回できないんだというふうに認識していますから、それでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　留意事項に基づくさまざまな協議がまだ行われていないことなど、今土木建築部のほうからいろいろと行政指導等を行っているところです。そのほかにも、環境保全措置、例えばサンゴの移植に係る問題でありますとか、そういったところについても随時照会等行っておりまして、その辺をトータルで判断していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はそういうことを聞いているわけじゃないんだよ。知事が看過できない状態が来たら即座にやると言っているんだから。今の現状は看過できる状態にあるんですねと聞いているんです。それに対してきちっとした答弁が必要ですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　留意事項に基づく照会につきましては、今週、土建部長から回答が来たところです。今、それを詳細に分析しているところでして、また、それに従って分析が終わりましたら、それで看過できない事態なのか、あるいは再度行政指導するのかきちんと判断していきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これまで４年近い歳月をかけて、あなた方撤回をするということをずっと言ってきたんだよ。今になって土建部長の照会がどうのこうのという状況じゃないですよ、時間軸は。

これは留意事項といって、じゃ留意事項のどこに看過できない、法律に違反した事項があるの。これは並べてください。そういう事項があるんであれば。公室長じゃなければ、副知事答えたらいいじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

翁長議員の御質問、どういった事態になれば看過できないということになって撤回に踏み切るかということですが、この件については、我々本当に日々の国の動きなども全体的な流れを勘案しながらトータルで検討しているところでございます。今、この場で、こういった事態になれば撤回するというようなことは、具体的に申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、少なくとも県が付した留意事項、事前協議ですとか環境保全措置、そういったものについて、今県として行政指導などを繰り返し繰り返し行っているところでございます。そういったことを踏まえた沖縄防衛局の対応などを県はしっかり見きわめた上で、本当にこの部分について法に基づく行政の原理から見逃すことができない、放置できないという事態になれば、県としてしっかり厳正に対応するということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたが今答弁していることは、現場の皆さん方は即、撤回してくれと言っているんです

よ。看過できない状態なんだ、現場は。あなた方は、看過できない状態に至っていない。だから、いろんな留意事項を持って、国に合い議をやっているんだけれども、実態として撤回できるだけの根拠がない。だからやらないと言っているのと同じことなんだよ、今言っているのは。そういうことでいいんですか。私はそう理解しますよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　撤回とは、一度なされた行政行為を事後的に当該事象が放置できないという場合に、将来に向かってその行為を無効とする事項でございます。ですから、この法律による行政の原理の観点から、この撤回というのは本当に慎重にあるべきだと思っております。現場の方々が８月17日の土砂搬入の沖縄防衛局の発表があった以降、大変現場では緊張した緊迫した思いがあるということは承知しておりますけれども、県としましては、そういったことも十分理解しながらも、撤回の要件については本当に慎重に国の流れなどを踏まえて、全体的な流れを勘案しながら検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　８月17日に、国は土砂を入れると言っています。これは、看過できない状態になりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

土砂の投入そのものだけでは、公水法に基づく埋立承認が今現在生きていますので、それだけでは看過できない事態になるかは判断できないかと思います。さまざまな要件、環境保全措置などをきちっとできていないというような指摘もございます。そういったところもトータルで判断する必要があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これではっきりしたことは、土砂投入前には撤回はない。その後、今はどういう状況になっているかといいますと、国が不手際をすることをずっと県は待ち続けているんですよ。法律を犯すこと。知事の在任中まで、国は徹底した法律の管理をしながら、いわゆる瑕疵がないような埋め立ての方法を選択しますよ。皆さんが撤回をするとすれば、留意事項も含めて、要件撤回では撤回ができないんだよ。国はチョンボ起こさぬから。じゃ皆さん方が撤回をやるということになると、これは県民投票による民意を根拠とした撤回しか残っていないんです。それすらも12月まで皆さん方戦略的に待つと言っている。本当にこの状況で撤回ができるんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

ただいま、先ほど公室長のほうから土砂搬入だけではというような話がありましたけれども、県としては確定的なことはまだ決定しているわけではなくして、本当に国の全体的な動きを見ながら考えているところでございます。さまざまな行政指導等、これまで行ってきているところでございます。そういったことを一つ一つ、我々はしっかり見ながら専門家の意見を持つさまざまな方々の御意見もいただきながら、全体的に流れを勘案して、当該、国の動きを見ながらこういった事態を放置できないということが総合的に判断できれば、これはまさしく看過できない事態として、知事はちゅうちょなく撤回を行うということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　皆さん方が撤回をするとずっと言い続けてきた。そして現場で頑張っておいでになる、このいわゆる活動家の皆さん方は、土砂が入ると後戻りができない状況になる。だから、一日も早く撤回をしてくれという要求をずっとやり続けている。これに対して県は、国が法的チョンボを犯すことをずっと待ち続けている。多分これは起きないでしょう、きっと。

そういう中で皆さん方が何を根拠にして撤回をやろうとしているのか。これ万が一にもこういった根拠がないままで撤回をすると、これ玉砕撤回ですよ。法的な根拠がないんだから。こういった撤回を県知事、やるんですか。行政庁の長として。法を度外視した撤回を行うという決意でおいでになるんですか。ここは知事、答えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、現在慎重に検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、先ほど言った答弁、ちょっと答弁していただけませんか。どういう思いでやっているのか、撤回。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

公室長、あるいはまた副知事が予想されるいろんなことについて御説明をさせていただきました。今日までそういった説明というようなものを私どもはいろんな方々と議論をしながら今日まで来ております。この

件につきましては、法律的な意味もさることながら、ちょうど今、国際的に言うと、米朝首脳会談が起きて……

○翁長　政俊君　核心だけを……

○知事（翁長雄志君）　いやいやいや、それを言わないと話が通らないんですよ。いわゆる最大限の圧力とかという言葉も、今日本政府が使わなくなってしまった。そういったようなものが国際情勢というものの流れにもございます。

私が去年のワシントンＤＣに行ったときに、向こうでも撤回だ、県民投票だというような、アメリカにおられる県人会の方もいろいろ意見が分かれておりました。私からすると、これについては私の責任と判断と決断でさせていただきますと、そういうことでありますので、これは、私の４年間の公約の意味合いをしっかり持ちつつ、今の言葉で判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、県が根拠のある、しっかりとした、それも法的裏づけのある根拠に基づいた撤回であれば、それは与えられている権限ですから、やって、私は認められると思います。明確な根拠がないものをあえてやる。感情論とは言わないけれども、運動の一環としてやるということになると、これはもう行政の長の域を超えている。権限の濫用ですよ。そこを言っているんです、私は。それは、行政の長としてとるべき手法ではないと思います。そこは強く指摘をしておきます。

そして、県民投票ですけれども、知事の著書を幾つか読ませてもらいました。「創造への挑戦」や「戦う民意」というのがあります。一番新しく出たのが「戦う民意」です。その中で知事は何と言っているかといいますと、先ほども西銘さんからありました。県民投票は、いわゆるこの多くの県民に踏み絵を踏ますようなものだと。これまで保革が縮まってきたものをあえてこれを分断するようなことだから、私はこれには賛成できないということを言っているんです。しかし、先日の知事の県民投票に対するコメントは、県民投票は評価するということで全く真逆なことを言っているんです。

知事、そこはどうなんですか。知事の考え方が変質したんですか。教えてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　きのうでしたかきょうですか、西銘議員にも著書を根拠に話をさせていただきました。その時代背景というようなものを、そこで説明をさせていただいております。私は文字にしておりますから、私の本も二、三出ておりますから、文字にしておりますので、私自身はその言葉、書いたものにはしっかりと縛られているというふうに思っております。その中にもはっきり書いておりますけれども、時代背景というのがあります、１つは。ですから、玉城義和先輩などと御一緒して、学生さんでありましたけれども、ちょっと変だったので、外に出ていってもらったというようなこともございました。その後、県民投票ということで、保革がある意味では二十数年前ではありますけれども、乗り越える機会が出てきたのかなというのを持ちつつやっているときの県民投票でありました。ですから、私の視点から見ると、まとまりつつあるようなものを県民投票をやることによって、また分かれていくのかなというようなものが認識としてはあったわけです。

それから、御一緒して官邸まで行きました要請行動。あのときには、今度は全く心を一つにして行ったわけですけれども、その後一、二年の間にどたどたと変わって、これは今回は戦後の歴史の中で大きく刻まれるものがあるかなと思ったんですが、それはそれなりのみんな考え方ですので、いわゆる時代背景があるものですから、そういったようなものの中でのあり方、県民投票のあり方、いろいろあると思います。ですから、これを踏まえた上での、その時々の評価というものは若干違ってはまいりますけれども、私の思いはこんなに大きい、0.6％に70.3％というものは、どういう考え方をもってしても、100年でもいいのか、10年でもいいのかというのも全部ひっくるめて、それはいかぬでしょうというのぐらいはまとまっていただかないといかぬという気持ちがあるものですから、その都度その都度の具体的なものには若干違いがありますけれども、心は一つであるということであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　そのころから知事と私の考え方が分かれていったんですよ。そこで違えたと思います。

ただ、そのあと知事は、オール沖縄という組織の中で知事に立ちました。私は、このオール沖縄という原点は、まさにあの県民投票の踏み絵になったんじゃないかと思っているんです。一つにしようと、それがあなたが持っていた理念、理論であって、これを大事にしてきたからオール沖縄という言葉を使ってきたんじゃないですか。あえて、今の時点でこれを県民投票という形であなたがこれを支持するということになるんであれば、変質そのものですよ。もっと自分の言葉に責任を持たんといかぬと思います、私は。どうなん

ですか。私はそう思っているんです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は今、県民投票をやっていくそれぞれの方々は、ある意味で主体的にやっているというふうに思っております。それを知事としてどう思うかというときに、意義があると思いますよという話をさせていただきました。そうしますと、今回の条例等々いろんな団体が出しているようでありますけれども、これは県民一人一人の主体的な判断を出す、その結論はどっちに転んでも尊重するという話でありますから、これはいわゆる初めてのまた視点から県民投票、あれだけ国が強引に進めてくる、頑張ったけれどもおっしゃるように着々と前に進めている。そういった中にこれから私たちもいろんなことをやっていく。そういったようなものの中で、その様子を見ながら、それから心の思いを出しながら、50年後、100年後の子や孫のことも考えながら、今まで一度たりともみずから提供したことのない土地が国有地となって軍事基地に変わっていくと。こういったようなものを踏まえて、一人一人で御判断をいただくと。その結果を尊重するわけですから、必ずあのラインが出てこなければやらないという話ではないというふうに、今出されているいろんな団体のものはあろうかというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　何をしゃべっているのか、私は理解できませんけれども、言葉の遊びですよ。ころころ変質するというふうに私は無節操さをどうも感じます。そこは強く指摘をしておきます。

次に、順番を変えてちょっと質問しますけれども、琉球料理の無形文化財でございますが、私が平成27年の６月にこの質問をいたしました。いわゆる無形文化財の登録に向けて、琉球料理の。教育長、検討し、そこを前向きに考えていくということでしたけれども、どうその結論が出ましたか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　琉球料理の文化財指定についての御質問ですが、琉球料理は、中国や日本の影響を受けつつ、長い年月をかけて成立した独特の食習慣であると、文化的価値を有するものであると認識をしています。県教育委員会では、文化財としての価値を検証するために、平成28年度から地域の豊年祭などで出される行事食についての調査を行っております。個々の料理につきましては、地域の歴史に根差した昔ながらの材料・方法を保存したものが残っている場合、無形の選択文化財に該当する可能性があると考えております。

県教育委員会としましては、他県の事例でありますとか、研究者からの情報収集を行い、研究してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　無形文化財については、私は大変厳しいという認識を皆さん方のヒアリングの中で得ましたけれども、単に無形文化財に相当するいわゆる指定のあり方というのは何かありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほど申しました、記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財というのがございますけれども、選択無形民俗文化財といいまして、これは記録作成の対象を示すための制度でありまして、保持者の認定という形はとらないんですけれども、例えば、ほかの県では、長野県ですと五平餅とか野沢菜漬けとかそういうものでありますとか、滋賀県でありますと湖魚のなれずしとかそういうものがございます。そういうもの等がございまして、琉球料理といった場合は、長い年月をかけて多くの人々の手によって形成されてきた琉球料理全体というのが多様なものであるというのがございますので、そういう範囲とかその辺をどうするかとか、多様な琉球料理の中から際立って重要で典型的な料理というのをどういうふうに選ぶのかとか、そういう辺はいろいろ整理をしていく必要があるということでなかなか厳しいところはございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私が聞いているのは、そういうことじゃなくて、選択無形文化財という方法があると聞いているんですけれども、その指定というのは可能ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時51分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

琉球料理の中で、地域の歴史に根差した昔ながらの材料、方法を保存したものが残っている場合には、無形の選択文化財というものに該当する可能性があると考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いや問題はこれは教育委員会としてやる気があるかという話ですよ。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほど申しました他県の事例でありますとか、研究者の情報収集も行いながら、その選択文化財に該当する可能性があるかどうかも含めて研究してまいりたいと、対応をやっていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　研究・検討ということになると、どうも、３年前もこの質問して同じ答弁もらって皆さん方やらなかったんだよ。だからそこは、きちっと前向きに対応するとか、前向きに進めるとかという答弁はできないものなんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず、琉球料理の具体的な細かい中身を全部把握した上で、それに該当するかどうかのものからまず始めないといけませんので、行事食とか調査はやりましたけれども、そうやって絞り込みができるか、そういうものも含めてしっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは今までやってきているんじゃないの、この３年間。３年間やってきたからどうするんだって聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後３時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

28年度に行ったのは、行事食の関係の調査でございますけれども、今御質問の古くから家庭とかそういうことで行われている多様な琉球料理というものになりますとさらに範囲が広くなりますので、今おっしゃっている琉球料理という概念をどこまで、どういうふうにして定義するかというのがございます。例えば、今具体的に名前は出しにくいんですけれども、その範囲をまず定義をして、それを記録・保存するものをどうするのかということがありますので、行事食に関してはやってまいりましたが、琉球料理というのはさらに細かく調査をする必要があるという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたの答弁聞いていると、要領を得ないんだよ。

いわゆるふるさとの料理をしっかり後世に伝えていくために、無形財産として引き継いでいくというあなたに意思があればこれできるはずなんだよ。他の都道府県でやっているじゃないですか。これを無形文化財という形が厳しいんであれば、選択という形でできるんじゃないですかと聞いているんですよ、何度も。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　選択の無形文化財の指定に向けてしっかり琉球料理のその中身を、定義とかその辺の調査もやって、研究してまいりたい。要するに、それはやらないという意味ではございません。しっかり研究をして進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　どうも教育長のところは、対応がいまいちはっきりしなくて、文化観光スポーツ部、この沖縄食文化創生プロジェクトがございますよね。これでどういう対応をやっておられますか、琉球料理について。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　琉球料理を基盤とした食文化というのは､将来にわたって保存､普及、継承されるべき大切なものであるということをまず前提として理解しているところでございます。これを踏まえまして、平成28年度に今議員のおっしゃる沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画を策定いたしました。実は平成29年度から33年度までの５カ年計画でございます。そういったことを踏まえまして、沖縄の食文化をきちんと次世代に普及、伝統、継承していくのを実践した取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　伝承人制度をあなた方は今招致して、伝承人を今招致しようと思って頑張っておいでになりますけれども、今年度もやられるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　伝承人、次世代に沖縄琉球料理のすばらしさをきちんと伝承していく方々をスペシャリストとして、琉球料理伝承人というのを昨年度認証いたしまして、今年度ももちろんその制度を引き続き実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それと今度伝承人を育てている研究者の先生方がおいでになりますね。この方々の位置づけというのを明確にすべきじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　そういった琉球料理伝承人をきちんと指導する先生方、本当に琉球料理の大家の先生方、すばらしい先生方が大変たくさんいらっしゃいます。さきに琉球料理伝承人という名称で認証づけをいたしましたけれども、そういった方々を指導する、さらに上の立場の方々にきちんと敬意を表しながら、今議員がおっしゃっているような新たな位置づけとか名称とかそういったことを前向きに対応する方向で取り組んでいきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　ぜひ頑張って、そこは琉球料理、郷土料理として残せるように努力をしていただきたいと思っています。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後３時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○翁長　政俊君　次に、海底ケーブルについて、これ電力ですけれども、沖縄県の海底ケーブルに関する鳩間―西表間、県の対応を聞くと、取りかえ工事についてはやらないという決定をされているんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　海底ケーブルの更新につきましては、電力法に基づきまして、事業者が基本的には更新するということがございますので、そこら辺からまず当たるべきかなというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　県が補助金を出してやらない理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当初、昭和62年の前まで沖縄開発庁さんが大分敷設しておりました。そういう意味では、国の事業として敷設してきた後の財産を電力会社が株式になって後それを引き継いでいますので、そこら辺の形が本来なのかなというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　何で新設については一括交付金でやったんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　渡嘉敷島の、本島―渡嘉敷間のことを言っているかと思いますけれども、これは新規だったんですけれども、これはＬＮＧができたことも、本島にありまして、それのクリーンエネルギーの関係上、環境に優しい発電という話と、それから本島に継続することで安定供給ができるというようなことで渡嘉敷までは延ばしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなた方、小規模の離島のいわゆるライフラインの確保という意味においては、電力であれば当然これ電力が一義的に任を負うことになるだろうけれども、これまで敷設してきたものについては国や県が補助金を出してやっているでしょう、現実に。これまでやってきたじゃないの、これ。何で新たな取りかえについてはやらないという結論を出しているんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　まだ結論というあれではございませんけれども、先ほど申しましたように、当初、電力が特殊法人のころに経営が厳しかったということで、沖縄開発庁さんが出てきて敷設をしてございました。それから、現在、株式会社になった沖縄電力さんの経営状況を見ますと、それなりに再投資ができる状況があるのではないかということで、国のほうとも意見調整しながらそこら辺の対応をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　国が本当にそう言っているの。国ができないという話をしているんですか。電力だけでやれという話になっているの。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　電力さんからそういう話を内々に受けたときに、こちらの総合事務局の経済産業部さんともお話をしまして、これをどうするかということの調整を今進めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私が承知している話では、あなた方が総合事務局に持っていったときには、一括交付金が使えない。だから新たなメニューはないかと聞いたら、総合事務局はそのものについての新たなメニューはありませんと。一括交付金を充てるのであれば可能だという認識を持っているんですよ。これまでも一括交付金を使ってやってきたじゃないですか。なぜ、この部分だけやらないという、皆さん方の理屈が立つん

ですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほども申しましたように、渡嘉敷島の新規に関しては、これは先ほど言った理由でやっております。ただ、更新に関しては電力さんもやってございます。ただ、沖縄県としては、更新についてはまだやったことはございません。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　私もこれ、総合事務局じゃなくて、内閣府にも問い合わせてみました。内閣府の見解は、沖縄県が一括交付金をもって、離島の、小規模離島のライフラインを守るということでやるんであれば、予算を交付することはやぶさかではないという認識を持っているんですよ。沖縄県で上げないだけなんですよ。なぜ上げないか。もしかしたら予算に優先順位をつけているんじゃないの。ない袖は振れないというふうに思っているんですか。これは、小規模離島のいわゆる切り捨てですよ、皆さん。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　小規模離島の民政安定のための必要性ということは認識してございます。ただし、そこら辺投資すると減価償却部分というのは次の投資部分に回りますので、それ彼らが更新した部分は、そこの投資部分を確保しているという話がございます。また、現在の沖縄電力の経営状況からしても可能性があるんじゃないかなというところもありますので、そこら辺も含めまして、国がそういう設置義務の許認可、それから料金の決定等を持ってございますので、そこら辺は相談させていただいているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　もうこれで終わりますけれども、電力を動かす、生み出す部分と送電部分とは別なんですよ。送電部分はこの海底ケーブルもその送電部分に入るんですよ。これはもうずっと赤字を抱えているそうですよ、この部分については。だから、ここのインフラを整備するのには、相当莫大な予算がかかるから、国や県がこれまでも補助を、国庫補助をやって、これをやってきたという経緯があるわけですよ。
　ただ、私が察するには、これだけ一括交付金や沖縄振興費が削減されて、そして皆さん方は予算に優先準備をつけんといかぬ。これ、集中と選択というきれいな言葉を使っているんだけれども、実際いわゆる離島のインフラを守るという意味においては、ここに重きを置いて予算をつけていかないと、21世紀ビジョンそのものの意思も大義も立たないじゃないですか。ここはもっとしっかり議論をしてやるという決意はないんですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　21世紀ビジョンのそこに書かれているんですけれども、ただ、事業実施主体は事業者であるということで21世紀ビジョンには書かれてございます。それで、もし沖電さんがどうしても投資できない、そういう経営状況があればということで、我々は、彼らの投資計画それから経営状況等の判断を、資料をいただいて判断をさせてもらいながら、国とも相談しながらということで、今調整をしているというような段階でございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　いずれにしろ、国がそういう感覚を持っていますので、沖縄県から事業が上がってくれば、それの交付についてはやぶさかではないという認識ですから、そこは富川副知事、ちょっと考えてみたらいかがですか。離島の皆さん方のライフラインをしっかりと守っていくというのは、沖縄県のこれだけある離島の生活にかかわることですから、これ三役のうち誰かがしっかりした答弁をお願いしますよ。何で逃げるんだ。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　大切なライフラインでございますので、しっかりと国とも調整してよく検討したいと思います。
○翁長　政俊君　積み残しが幾つかあって、富川さんと私は中間報告を議論したかったんですけれども、やる時間がなくて次に回したいと思います。
　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　知事、どうもお疲れさまでございます。
　どうぞ体、御自愛されて、４年前も我々知事選戦いまして、知事、またことしも選挙というところもありますが、どうぞまたこれからの沖縄県政の発展に御尽力いただきたいなというふうに思っております。
　まず１点目、経済財政運営の改革基本方針2018ということで、せんだって国のほうで決められてきました。その中では人づくり革命ということで、その柱、人を中心にいろいろと幼児教育の無償化、そしてまた高等教育にかけて生涯の教育をしっかりやっていくんだと。その辺は来年10月に、来年の消費税の２兆円をそれに当てるという一方で、財政の健全化もしっかりとやらんといけないということで、この財政の規律も一方で隠れている部分もあるわけですよ、そういった

部分では。緊縮財政。黒字化を2020年までにやろうとしたものが結局５年を先延ばしにしていくというところもありますので、一方であめをやりながら片一方では交付金のいろんな革命だとかやる中からすると、私は次年度の沖縄の振興策含めて、我々の今３割自治だと言われている交付金の改革等含めると大変厳しいものが待っているのかなというふうにも思っております。

そこで、人材投資ということで１点目聞いておりますが、我々維新の会は、幼児教育から大学まで教育は無償化にするべき。これはやっぱり可処分所得を拡大をすることで経済が順調にいくんだと、経済はうまくいくんだという流れの中で、しかし一方では、無駄をなくする中での財政をつくっていくべきだということで、我々は政策を訴えさせてもらっております。

まず１点目なんですが、人材の投資、幼児教育の無償化、高等教育の無料化について、県内の対象者、そしてそれに伴う予算ということがおわかりでしたらお答えください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　私のほうからは幼児教育の無償化についてお答えしたいと思います。

認可保育所等におきます平成28年度の国が定める利用者負担の総額、それから延べ入所児童数の実績をもとにして入所児童数を月平均約４万人と設定しまして、今般の無償化の内容に沿ってあらあらの試算をした場合に、対象者数としては約２万5000人が対象となると見込んでいるところです。それに際しまして、軽減される保育料につきましては、おおむね40億円程度と見込んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県でやっていた分をしっかりとそのことを削減することなく使ってくれというところもあるんですけれども、一方で野村総研、全国で保育施設の利用希望があったのに利用できてない子供たちが全国で約35万名いるということがあるんですけれども、これ沖縄県でもしそういう分で利用したいんだけれども利用できていないというお子さんというのは何名くらい想定されていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員がおっしゃる民間での調査においては、昨日の新聞報道もございましたけれども、県としましては、現在潜在需要も掘り起こしも含めて、保育のニーズを昨年度改めて見直した結果が、昨年度の黄金っ子プランの見直しの状況だと考えておりますので、今現在で潜在需要を見込んでの見直しを計画したというところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　無償化と同時に受け皿をどうするのかということは大事だと思っておりますので、国もそれをしっかりとやってくると。32万人分の受け皿だというお話があったんですが、先ほどの調査のものでは残りまだ27万人分足りないということになってくると、60万人近くの受け皿をやらないといけないという試算も出ているようでございますので、しっかりと県もその辺も踏まえてお願いをしたいなと思っております。

次に、人づくり革命ということですので、幼児教育から無償化、もちろん小学校・中学校は義務教育ですので、そういった無償化はできているという状態があるんですけれども、本当に視点を変えて、小学校、中学校その分で今不登校の推移というものがどうなっているのか御存じでしょうか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

推移、過去３年間程度でよろしいでしょうか。小学校が平成26年が453人、27年が562人、28年が686人、中学校のほうが26年が1589人、27年が1629人、28年が1681人という状況になっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この３カ年の推移を見ると、平成26年で小学校、中学校トータルして2042名、平成28年でトータルすると2367名ということで、300名近くこの小学校、中学校の不登校の生徒さんがふえているということは、理由含めて対策を皆さんどうとられているのですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　不登校につきましては、さまざまな要因があるというふうに考えられております。そういうことで、特に不登校の主な要因としては、小学校におきますと、親もよくわからないと。漠然と体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しないということが主な理由に挙げられております。また、中学校の場合は遊び、非行といいますか、高等学校においても無気力ということが主な要因として挙げられていますけれども、さまざまな要因が絡み合っているということで、一概にどの分が要因というのは必

ずしも明確になっていない部分がございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　それじゃその小学校、中学校も踏まえて、次、高校の中退者、県内と全国比おわかりでしたらお教えください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時15分休憩
午後４時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
中退者ですが、沖縄県、平成26年から申しますと1144人、27年度が936人、28年度が1038人。中退率のほうも申し上げたほうがよろしいでしょうか。26年度が2.2％、27年度が1.8％、28年度が2.1％です。全国を申し上げますと、総数は26年度が５万3391人で中退率は1.5％、27年度が４万9001人で1.4％、28年度が４万7623人で1.4％となっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　全国比に比べても沖縄、中退者、高校のこの中退率の数でも、大体1000名近くの皆さんが年間中退をされるというところも、またせんだってのもので、高校定員の定員内不合格者の数も九州圏内の２倍から６倍あるということがあります。先ほどの小学校、中学校の不登校を含めて、高校の中退者の数を含めたら、私は沖縄も子供貧困のということで一生懸命県全体でやろうとしています。しかし、なかなかそれが数的にうまくいってないし、沖縄の教育状態がどういうふうになっているかとなると、この数字があらわしていると思うんですよ。こういった分が。今度の骨太、国が人づくり革命をやろうというのがあるわけですから、やはり沖縄県も国に見習ってではないけど、国に先んじて沖縄県は子供たちそういったものにしっかりと投資もしながら頑張るんだという決意をちょっといただけませんか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　不登校、中途退学、なぜ貧困計画の指標になっているかといいますと、貧困だから不登校になるというよりは不登校、中途退学になると貧困につながるということが考えられるということで、そういう貧困の原因となる不登校、中途退学をいかに防ぐかと少なくしていくかということが大事だと思っております。
そういう意味で、投資のお話がございましたけれども、今具体的にどのような投資というのはあれなんですが、どのような事業、どのような取り組みを行っていくべきかというのはいろんな実証事業も行われていますし、現在進めている非課税世帯の取り組みもございますけれども、そういうのも踏まえながら、さらに検証しながら改善すべきものは改善してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ありがとうございます。
ここで財源の話になってくるんですけれども、国は歳入改革ということで、新たな税を創設していくと。国際観光旅客税だとか森林環境税の創設をやるんだということがあるんですけれども、我々沖縄県においても、今後の財政見通しも決していい部分じゃないわけですよね、３つの基金を崩しながらやっているわけですから。ここで沖縄県のその新たな税、この歳入改革の中での県の新たな税の対応ということをちょっとお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。
議員の御発言のとおり、国、地方を取り巻く財政事情の中で、特にやはり自主財源の確保をするために、地域の課題に応じて独自の財源を検討することは重要なことというふうに考えています。それで、県では観光振興を目的とする新税の導入に向け、関係部局が連携して検討を進めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　例えば、どういう税が、以前でしたらレンタカー税がとか観光入域税だとかいろいろとあるんですけれども、今、皆さんが検討している新たな税というのは何か例があればお答え願えますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
従前、平成22年度から25年度まで確かに観光に関する税の議論ございました。当時はレンタカー税と宿泊税と入域税ですね。結論といたしましては、宿泊税をめどとするということであったんですけれども、ちょうどいろいろ当時の経済状況が思わしくない状況で、それを実行するのは少しとめましょうということで、今日来ております。今日また改めましてその議論を庁内連絡会議等をつくりまして議論をしているところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　国は、国際観光旅客税ということで約400億の財源をつくろうとしているわけですよね。国が先んじてそのことをやっているわけですから、

我々も観光がリーディングということであれば、本当に知恵を絞って沖縄県のその経済にうまく使えるような部分の新たな税の創出ということをぜひまた頑張ってもらいたいなと思っております。

次に、財政健全化の部分になるというふうにも思っているんですけれども、公的サービスの産業化、ＰＰＰ／ＰＦＩの取り組み加速拡大というのがあるんですけれども、県はその対応どういう形でされていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

公的サービスを行政以外の主体と連携して提供するＰＰＰ――パブリック・プライベート・パートナーシップというわけですが、これらのことにつきましては、このたびの骨太の方針2018においても活用を重点的に推進するという記述が盛り込まれております。沖縄県でも検討を進めておりまして、今後各部局の意向も踏まえながら規程の整備について結論を得たいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今回の質問の中でも那覇空港の民営化等々も出ておりました。各地方では空港を含めて道路、水道、下水道、文教施設、公営住宅、そして横浜とか愛知県においてはＭＩＣＥ施設においても、このＰＰＰ／ＰＦＩを使ってやっていこうというところがあるんです。これはやっぱり民間資金をもっと活用していこうと。その中で財政が今いろんな意味で緊縮財政、いろんなことがあるわけですから、やっぱり民間資金をもっと活用しながら、その自分たちの本来公共でやる部分を担わせようというような流れがあるはずです。沖縄において今、私そのこともやったんですけれども、青果市場、西洲にある青果市場、なかなかこの辺も老朽化して早目に建てかえをしたほうがいいんじゃないかと。沖縄のやっぱりアジア戦略からすると、沖縄の１次産業この青果をやっぱりそこでしっかりとQMをやりながら出せる施設をつくるべきだということでやっているんですけれども、このＰＦＩ、青果卸市場、ＰＦＩを活用してやったほうがいいんじゃないかという提案をさせてもらっているんですけれども、部長どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

いろんな導入整備の仕方があるかと思いますけれども、その辺も含めて今関係者のほうと意見交換し、あるいは先進地調査事例等も含めてあり方については検討チームを設置しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

それでは次、またこの骨太のものでの沖縄振興についてをちょっとお聞かせ願いたいんですが、皆さんが要綱項目６項目挙げております。６項目のもので大型ＭＩＣＥ施設の早期整備、それと６番目の沖縄鉄軌道の導入に向けた取り組み推進、これが入っていないんです。この辺はどうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えをいたします。

県からは大型ＭＩＣＥ施設の早期整備の要請をいたしましたけれども、残念ながら骨太の方針で直接の記載はございませんでした。しかしながら、観光立国の実現に向けてＭＩＣＥの誘致等に取り組むということや、沖縄の振興に向けて観光産業の戦略展開を進めるということは明記をされているところでございます。

県といたしまして、引き続き政府との理解を得ながら、全県的なＭＩＣＥ振興において核となる大型ＭＩＣＥ施設の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　このＭＩＣＥのほうからちょっとお尋ねさせてもらうんですけれども、皆さん、大型ＭＩＣＥをつくるという部分で、これまでにこの一括交付金を使った予算というのは幾らあるんですか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時26分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

ＭＩＣＥに関しましては、平成24年度のあり方調査から25年度の基本構想、それから27年度の民間活力調査、それから28年度のアドバイザリー業務等、何件かＭＩＣＥ交付金を使って実証しておりまして、大体総額でおおむね１億8000万程度使っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、実際そこでやろうとしたときの土地取得も皆さんやろうとしたけど、なかなかこのことも了解得られてないというところもあって、今回

３億5000万の基本設計の分も上げているけど、それも前に進まない。この骨太にも出てないというものを考えると、とにかく副知事、知事でもいいんですけれども、アジア経済戦略構想の中で、この大型ＭＩＣＥは翁長県政としては絶対的に必要だということがあるわけですから、この３億5000万の基本設計ということはしっかりともう県でやって、国に収支だと言われているわけですから、ちゃんと基本設計をやる中で国にこの収支を示していくということが必要になってきていると思うんですけれども、どうでしょうかその辺の決断は。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、沖縄の振興、また沖縄の自立、戦略的発展の取り組みに資するということで、これまでも先ほど文化観光スポーツ部長もございましたけれども、ソフト交付金を活用した事業をやっておりますので、ソフト交付金が活用可能な事業というふうに捉えているところでございます。

ただ、議員の御提案の基本設計だけでも県単でやったらどうかということでございますけれども、その後続きます実施設計、それから整備がございます。ソフト交付金の活用につきまして、いわゆる国の了承を得ないまま基本設計を単独で行った場合は、国の了承を得られていない施設規模等の基本設計として実施設計以降のソフト交付金の活用が認められない可能性があると。また、もしくは基本設計の見直しが求められて、結果として基本設計の手戻りが生じ、予算の無駄が発生するおそれもあるというふうなことの課題もございますので、県としては、まずは今後も基本設計に関するソフト交付金の活用について、引き続き国と協議を続けていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕はこれもう三役の決断が必要だと思うんですよ。500億も600億も県でできるわけないわけですから。しかし、皆さんがもう我々沖縄県としては、この大型ＭＩＣＥ施設は東浜でしかないというような県がその決断をしているんであれば、やはり皆さん基本設計、基本的なものは自分たちでやってちゃんとこの大型ＭＩＣＥ施設をちゃんと取り組んでいくんだと、国の予算で、そういった決断が僕はもう必要だと思いますよ。これずるずるずるずる今度の、先ほども言っていますけれども、骨太にも出てないわけですから、出てないんであれば、皆さんがちゃんと決断をするという時期だと思うんですけれども、これは三役だと思う。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになりますが、まず今現在いわゆる基本設計について、ソフト交付金の活用について内閣府と調整をしていますので、しっかりやっていってソフト交付金活用の可能性がありますので、そこをしっかりやりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　こんなふうにして部長が同じ答弁しても仕方がないわけですよ。やっぱりこれは三役が早目に決断されたほうがいいと思います。どうですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、御承知のように沖縄21世紀ビジョン後期計画の中でも重点政策として入れ込んでございます。今般、大臣のほうから、まだ全体について県からの回答はない旨のプレス発表がありましたが、県としましては、かなり精度の高い収支計画、周辺の事業調査等と重ねておりまして、これを重ねることによってぜひとも基本設計を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひ、自信持って頑張ってやってください。沖縄には必要な部分になっておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、国家戦略特区の活用での外国人留学在留資格緩和に関する提案、これ各専修学校のほうから提案されているんですが、今取り組み状況、進捗状況をちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　外国人留学生の在留資格の緩和等につきましては、沖縄県専修学校各種学校協会から、調理師、製菓衛生師の国家資格を取得した外国人の就労を認める趣旨の規制緩和の要請がございました。沖縄県ではこの件に関しまして、ホテルや飲食店など主な業界団体に対して意見聴取を行ったところ、観光客が急増している状況に対応するため、調理師等の人材確保が必要であるなど要請内容に賛同する意見が多くございました。これらを踏まえ、現在内閣府と事業スキーム等について調整を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今回、外国人の部分で沖縄も特区を見直すと言うとおかしいんですけれども、またしっかりと沖縄の戦略特区の中でのあり方ということで外国人を入れられたんですけれども、この専門学校、やっ

ぱり調理だとかいろんなものに広がっていくと思うんですよね。しっかりと日本の技術を持った人が日本の中で働く。そして、それを持ってまた自国に帰って日本の技術を広めていくということは、大変大事な部分があると思っているんですよ。単純に、その単純労働、農業だとかそういう建設業、単純労働ということでの外国人ではなくて、やはり日本の技術を学ぶ中での外国人の活用というあり方というのは、これは大変沖縄発という形になってくるんですけれども、ぜひまた頑張ってもらいたいんですけれども、決意を述べていただければ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄の経済活動の実際の現実の要請に対応して、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　次、大学院大学の研究教育状況ということをお聞かせ――その前にそれを踏まえながらも、この大学院大学が沖縄県においての地域貢献というのはどういうような形になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県にとって波及効果というような趣旨だと思いますが、ＯＩＳＴ、沖縄科学技術大学院大学は世界最高水準の教育と研究を実施するとされていることから、沖縄県内に国内外から非常に優秀な人材が集まっております。このような人材がグローバルに活動することで、沖縄を拠点とした人的ネットワークが形成されて、人の行き来が活発化されることが期待されます。また、ここから創出される最先端の研究成果を県内の産業利用につなげることも期待されていること等が挙げられます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、この大学院大学で我々もなかなか行く機会がないんですけど、沖縄県の出身の教員だとか、職員の数だとか、学生と言われるのか研究員と言われるのか、その数を御存じですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　大学院大学に現在合計で1043名の教職員、学生等がおります。内訳は教授・准教授職は57名全て県外、うち外国籍は35名であります。研究員が438名で、うち県出身が57名おります。技術員が81名、うち県出身が16名。学生が156名おりまして、県出身は１名。事務職は311名中県出身は122名で、つまり1043名中約19％の196名が県出身ということでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　若干少ないかなというような見方もあるんですけれども、しっかりとまた県の、沖縄県出身の皆さんがそこで働ける能力等々も我々は伸ばしていかないといけないなというふうにも思っております。

それとこの大学院大学やるときに、その子弟の皆さんの小学校の部分ということでアミークス。県はそのことでの、県がお金を出してまでこのアミークスをインターナショナルスクールをつくったんですけれども、このＯＩＳＴの子弟は何名アミークスに行かれているか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ことしの４月現在でＯＩＳＴ周辺の学校に通う関係者の子弟は、31名程度と伺っております。このうちアミークスに12名、恩納村内の小中学校に19名の子弟が通っているということであります。大学院大学によりますと、地域との交流を重視して地元の公立学校に通わせたいという保護者もおられるということを伺っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　恩納村の小学校にもインターナショナルスクール部分での学部をつくってこうやっているというところもありますので、門前町構想とかいろんなものがありましたよ、地域活性化をすると。恩納村、うるま市含めて。そういったものが本当にできているのかということも、県もちゃんとこれからも検証してもらいたいなというふうにも思っております。

英語教育、聞いてもないはずでしょうから、また次回します。英語教育のものは。

県産の酒類、泡盛の振興、今度の振興法にも海外に出すんだというような形でのものがあるんですけれども、この泡盛の対策、そして古酒の郷の状況、ちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　平成20年ごろから泡瀬のほうで古酒の郷をつくるということでございましたけれども、現在平成20年11月までには貯蔵施設１棟、50キロリットルタンクが10本、それから管理棟１棟、それから駐車場が整備されておりまして、現在平成25年12月までには376キロリットルの原酒が貯蔵されている状況でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　泡盛、乾杯条例の陳情が出ているんですが、県はこれどういうような形で取り組まれますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　あす、経労委のほうに付託されていますので、そちらの議論を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　沖縄県でできるものはしっかりと沖縄県でやっていくというところで、ぜひお願いしたいなと思っております。

次に、交通行政について移らせていただきます。

県内路線のバスの状況と今後の対応、今やられている対応等お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

現在沖縄県内では、沖縄本島と離島合わせて約140系統の路線バスが運行されております。このうち運行収入だけでは維持が困難となっている38系統の路線バスにつきまして、国、県、市町村において運行費の補助を行っております。これら路線バスは、非常に重要な日常生活、地域住民、特に高齢者や障害のある方、学生など、いわゆる交通弱者の日常生活を支える足として重要な役割を担っておりますので、県といたしましては、引き続きバス事業者の運行改善を支援しながら、これらの路線バスの確保維持に国、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　バス補助最高４億の赤字みたいな、赤字補塡みたいな使われ方ではなくて、やはりそういった部分に対してのインフラ整備の一つとしてのバス運賃の低減化をやはり県はもうそろそろやるべきだというふうに思うんですが、部長、投資的経費、いろんな道路をつくる、その投資的経費、沖縄県の部分を見ると大体1500億ぐらいあるんです。1500億の５％をそういった公共交通に使うということで75億という形の数字も出てくるんですけれども、大胆にこの５％の公共工事を公共交通のために使うというような施策も持つべきだというふうにも思うんですけれども、どうでしょうかその辺は。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　公共交通の活性化というのは非常に重要だと思いますが、財源等につきましては、財源の調達の由来もございますので一概には申し上げられませんけれども、バス、公共交通を利用する方がふえるような努力は多方面に検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　皆さん、高齢者の部分でバスを使ったらという何か優遇策をお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄県では、バスの利用環境の改善事業としてさまざま取り組んでおりまして、またわった～バス党の取り組みによって、バス利用についても推進しております。今後もこれらの取り組みを続けてまいりたいと。それからあとノンステップバス等も大分導入を進めてきておりまして、利用環境の改善は図られてきていると考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　じゃ視点を変えて、県警本部長、県内の70歳以上の免許保有者の数をちょっとお教えいただけますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

県内の70歳以上の運転免許保有者数につきましては、平成25年末が７万5447人でありましたが、29年末には８万6207人というふうに年々増加をしております。ちなみに本年の４月末現在では、約８万9000人というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　その中で、県内の70歳以上の免許の自主返納の件数、全国的に高齢者の事故が多発しているということで、県内の自主返納件数教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　先ほどと同じ年度の比較で申しますと、平成25年中は1095件でありましたが、平成29年には2836件というふうになっております。ちなみに全国との比較で申し上げますと、全体の免許保有者数に占める自主返納率は3.29％、これが当県の数字でありまして、全高平均3.38％と比べると若干低いですが、ほぼ同じくらいということになります。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この県内の高齢者70歳以上の免許の保有者の数見ても、この公共交通を我々がどうするんだということは大事なものがありますので、しっかりとまたこの部分は取り組んでいきましょう。

次に、那覇空港発着のエアポートシャトルというのがありますが、その部分での県の対応をお教えください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　那覇空港から名護、本部方面に向かう定期運行バスにつきましては、この５月に新規参入したバス事業者を含めまして現在６社が運行しております。運行回数も増加しております。観光客のニーズを捉えて、低運賃や速達性、利便性を強調したサービスを提供するバス事業者もあらわれておりまして、選択肢の拡大によるサービスの向上が図られているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　きょうも新聞に那覇空港の駐車場のことが出ておりました。やはりこの辺は今、これから民間のバス事業者もどういうような形で1000万人を超える観光客の移動をどうしようかということを考えているわけですから、皆さんもやっぱりこの那覇空港でのバスのあり方ということを真剣にまた考えてもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　次に、観光客の落とし物ということで、ことし３月出ていたんですけれども、この状況、対策、本部長、ちょっとお答え願いますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

観光客の増加に伴って、落とし物がふえております。平成29年は16万542件なんですが、これ10年で約６倍までふえております。特に那覇空港を管轄する豊見城警察署が一番多いんですけれども、これだけ扱いがふえているということに伴いまして、昨年の４月に豊見城署の会計課、ここが落とし物を取り扱っているところですが、そこに職員２名を内部のシフトによる増員をいたしまして体制強化を図りました。ただ、拾得物のシステムへの登録だとか、あるいは落とし物をされた方からの問い合わせ、その返還業務などが急増しているために、できるだけ早く返還できるように、職員は早朝出勤だとか休日出勤などを行っておりまして、大変厳しい現状にございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　那覇空港での落とし物の状況というのも全部県警のほうで担っていると思うんですけれども、本来は那覇空港ターミナルビルがやはりしっかりとこの対応等をやるべきだというふうに思っています。この中で、特例施設占有者制度というのがあって、那覇空港もこの制度というよりも、那覇空港も空港ビルディングもしっかりとその対応をしていこうということであれば、指示すれば空港ターミナルもできる。これ羽田とかも全部やっているんですよね。そういった空港に対してのあり方というのを持つべきだと思うんですけれども、部長どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　現在、特例施設占有者の指定につきましては、那覇空港ビルディング株式会社に聞き取りをいたしましたところ、目下のところは適切に対処できているので今後検討したいということでございました。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　久米島の海洋深層水、これは離島振興、久米島の振興にとっては大変大事な分があるというふうに思っておりますので、富川副知事に対して、しっかりとまた国への要請もお願いをしたいなと思っております。

県内の犬・猫殺処分ゼロに向けても、今は県内もいろいろと動いているようでございますので、殺処分ゼロということは、例えばヤンバルで野犬、野猫を含めてそういった部分が殺処分されることなく、やっぱりシェルターをつくるべきだという民間からの指摘もありますので、そういった対応等も県によろしくお願いしたいなと思っております。

以上です。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　一般質問27番目、維新の会の大城です。

さすがに待ちくたびれました。翁長知事、大変お疲れさまでございます。

いつもそうですけれども私の質問は、政治姿勢あるいは、大きな県の方針にかかわるものではありません。具体策にかかわるものですので優秀な部長、局長の皆さんで完結する話だと思いますので知事の出番はないと思いますけれども、しばしおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

まず、農林水産部長、国家戦略特区制度を活用した農業労働力の確保についてであります。

何度か今一般質問でも出ておりましたけれども、離

島を中心に農業労働力の不足については非常に深刻です。これまでは、技術研修の部分で補ってきたわけですけれども、この制度についても私も強くこれまでも提言をして、やっと取り組んで、取り組んだ後はとんとん拍子に進みそうな感じではあるんですけれども、やはり課題あるいは取り組み状況について少し議論を深めて政策に生かせていければと思いますので、まず(1)、労働力不足の現状と同制度のメリットについてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

昨年12月に、県内の農業・畜産業における労働力不足調査を実施したところ、県内市町村の約６割から労働力が不足しているという回答がありました。本事業の活用により、県内の農業現場における人手不足の改善に寄与することが期待されております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これ具体的に人数とかそういうものまでは持っていないですか。それから同制度のメリットについても簡単にお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

特区における外国人の就労可能な作業につきましては、農作業が主である場合について、生産した農畜産物あるいは農畜産物の生産に伴う副産物原料、または材料等を使用する製造、または加工の作業が対象になります。ですから、今までの内容について単純労働ではなくて、実務的な部分等について従事することはできるというようなことだと思います。今回県が実施しましたのは、それに向けての調査を12月に実施しましたけれども、先ほど言いましたように、労働力が全体の市町村の回答の中で６割近くが不足しているという回答でありました。具体的な品目で言いますと、野菜のほうで50％、サトウキビで50％、花卉のほうで44％ということですので、各品目ごとに労働力不足が顕著であるというふうに認識しております。それと季節別にも周年を通して労働力不足があらわれているということですので、その辺も含めてアンケートの中では、具体的に外国人を雇用する要望する経営体のほうが、花卉のほうで67経営体、野菜のほうで23経営体、果樹等で55、合計で153経営体が外国人の雇用を希望しているということですので、その辺の制度の活用が期待されているのかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これは農協さんの調査かな、私が持っている資料では、やっぱり月ごとに変わりますけれども少ないときにでも夏場でも150名ぐらい、あるいは多いときには350名ぐらいの労働力が不足していますよという数字もあるようです。これまでは技能実習で対応してきましたけれども、やっぱりそれでいくと一つの農家にしかいられないというところが、この制度でいくといろんな農家に入ることができるということが簡単な違いだと思います。ということで７月からは、具体的に協議会をつくって進めるというようなスケジュールも前にありましたけれども、(2)に移ります。

国の戦略特区諮問会議での議論が進んでいますけれども、県の外国人労働者受け入れまでのスケジュールについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

農業支援外国人受入事業については、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を、希望する農業経営体に派遣する制度となっております。本県につきましては、６月14日に国が開催いたしました諮問会議におきまして、区域計画の認定を受けたところであります。本事業の実施に向けては、関係機関等で構成する適正受入管理協議会を設置した後、特定機関としての人材派遣を行う企業等に対する事業説明会を開催する予定です。

県としましては、関係機関等と連携し、本事業を円滑に実施するため、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これから取り組みますけれども、とんとん拍子でいけば年明けには受け入れが始まるというようなスケジュールになりますか。その辺、いつごろから始まるのか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　できたら年内も含めて少し早目に事務調整ができたらというふうに思っておりますけれども、これからの設置状況だとか、あるいは具体的に農家のほうからの、例えば具体的に言えば賃金水準だとか、宿泊施設だとか、技能だとか、その辺ももう少し団体のほうとも詰めていきますけれども、今設置状況については秋ぐらいまでをめどにしながら交付決定、その辺ができればなというふうに思っておりますので、年内とか年度内とかその辺については、少しもうちょっと詰めながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その後でやりますけれども、課題も

あるんですけれども、これまでが時間がかかりました。何か歩き始めたら早いようで、国はまた、この特区以外にも新たなチャレンジ特区の話も出てくるし、あるいは来年４月からは新たな在留資格で農業労働者を入れるという話もあるしで、少しそういう中で我々がどうこの制度を活用するかというのは、しっかりと課題の整理が必要だと思いますので、次に進みます。

(3)番、国の働き方改革に伴い製糖工場の人員確保を懸念する声があるが、その対応を含め、外国人労働者受け入れに向けた課題と取り組みについてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど対象の課題については少し説明いたしましたけれども、議員がおっしゃるように製糖工場については、生産から加工、製造ということでは少し内容等が違うというふうな指示も受けております。ですから製糖工場については少しまた詰めながら、対象になるかどうかやっていきたいというふうに思っております。

受け入れ体制の中の課題としましては、言葉だとかコミュニケーションあるいは文化、生活習慣、この辺については沖縄県内でも離島を中心に人手不足が顕著でありますので、その辺も含めてこの辺の文化の違いとか習慣の違い等があるかと思います。さらに住居、食事の環境整備についても一定の受け入れ側のほうの責任があるかと思いますので、その辺については、やはり関係機関のほうと調整しながらやっていきたいというふうに思っております。その辺についても、今後設置いたします適正受入管理協議会において、苦情あるいは相談窓口については、体制を整備していきたいと思っておりますので、この辺も含めて本事業の円滑な実施に向けて、必要な措置は関係機関と連携をとりながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　製糖工場の部分は非常に深刻になると思うのです。働き方改革で今まで２交代制の製糖工場を３交代にしないといけない。猶予期間はあるようですけれども、３交代制になると今ただでさえ沖縄の離島は働き手がいない、人員が不足しているのが、これが３交代制になると非常に厳しいともう既に懸念する声がありますから、こういう制度で製糖工場を対象にしていくというのは、沖縄県としては強く我々は国に申し入れなければいけないと思うんですけれども、そこに絞って部長の考え方をお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

働き方については国のほうで今法律を審議しているところでありますけれども、以前から働き方については去年４月ごろから沖縄における製糖工場については、今２交代から３交代ということで、季節工の部分を含めて非常に厳しい状況は関係機関のほうでは認識共有しております。その中で国のほうで施設の整備等含めて、農林省と含めてこの事業については直の事業でありますけれども、この辺については検討しておりますので、関係機関のほうとも調整しながら、宿泊施設等の整備についてはしっかり対応していきたいというふうに思っています。

季節工の２交代から３交代についての人員確保については、先ほど説明したように今回の外国人受入事業については、先ほど言ったように生産を主にしながら製造ということですので、一般の製糖工場、大方が民間企業等含めての製造企業ですので、その辺が対象になるかどうかは、少し農林省ないしは内閣府のほうと現在調整中でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ぜひ製糖工場はできるような仕組みにお願いしたいなと思います。そしてそれができれば、今技能実習制度は沖縄県も応援して農家も助かっているところですけれども、今はもう菊農家さんにＡさんの農家に行くとそこと雇用契約を結んで１年間そこで頑張らないといけない。だけれどもこの制度になると製糖の時期は、冬場は製糖工場に行く、春先はゴーヤーの出荷農家に行く、そして夏場はマンゴーの農家さんに行く、そして秋口は菊の農家さんに行く、そういうようなことができるわけですよね、特定機関と雇用契約を結んで。だからそういうような仕組み、本当の意味での地域の農業労働力として、地域活性化に資するような仕組みになるようなものを短期間でつくっていただきたいと思います。

それとあわせて問題は特定機関なんですけれども、例えばＪＡさんを中心に候補が挙がっていると思うのですけれども、この特定機関について今どういう構想を持っているのか、どういう動きがあるのかお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　特定機関については、外国人農業支援人材を雇用契約に基づいて受け入れる日本の企業などを想定しております。その特定機関としての基準につきましては、労働派遣法に基づく許可の取得あるいは農業支援外国人受入事業を遂行する経済的基礎や人的体制を有するというふうな一定の基準がありますので、この辺については、関係機関とでき

るだけ円滑に受け入れ機関が特定機関として対応できるようにということで今調整中でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　一番に考えられるのは、ＪＡさんが自分たちで製糖工場の事業もしている、牛の事業もしている、いろんな事業をしていますから、そこが雇用をしていろんなところに外国の方を派遣するというのが一番いいこと。ただそうなると、沖縄県で特定機関が農協さんだけだよという話になると、じゃＪＡ以外の製糖工場はどうするのとか、それ以外の皆さんをどうするのということになりますから、この特定機関についてが派遣事業所であること、プラスの特定機関としてのハードルが非常に高いですから、そこは県外の派遣事業者も興味を示しているようですので、県のほうでしっかり審査をしながら、あるいは最低２つなりは設けられるような形の仕組みにしてほしいなと思うのですけれども、その辺について再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

この事業については、かなり以前から要請等も受けておりますので、できるだけ円滑に措置できるように関係機関とは以前から詰めておりますので、この辺が円滑にできるように措置はしていきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃるように一団体だけではなくて、できたら複数含めて関係機関と調整しながら、受け入れ体制が円滑にできるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

もう一点、技能実習制度との連携です。技能実習制度で沖縄で何年かした人、あるいはほかの県で農業を経験した人、日本語がしゃべれる人が前提になりますので、ただその皆さんが母国に帰って１年間やらないといけないとか、何かいろいろ今その辺の期間は流動的に動くようですので、その推移も見守りながら短期間での作業になりますけれども、ぜひいい制度をつくるようにお願いをいたします。

次は教育委員会、お願いいたします。

教職員の勤務実態と負担軽減についてということで通告していますけれども、世界一忙しいと言われている日本の教員、その中でもこの場でも何度か議論がありましたけれども、全国では病休者、精神疾患者は減少傾向にあるけれども沖縄では増加していますよというような議論も何度かありました。そういう意味では、やはり県立学校の話もありましたけれども、ここでは小中学校に少し視点を絞って議論をしたいんですけれども、まず１点目に(1)、県内小中学校における勤怠管理の現状と今後の取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

まず勤怠管理の現状ですが、県内市町村立小中学校におきましては、ＩＣカードやタイムカード等を利用しまして教職員の出退勤管理を行っている市町村は、平成30年６月現在、試行段階のものも含めて21団体、約半数となっております。

今後の取り組みですが、県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対しまして引き続き、このような先進事例の紹介を行うなど、教職員の勤務時間の適正な管理について必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　大分ふえましたね、この近年、この一、二年で。半分ぐらいがＩＣカードで管理しているということですけれども、これまでも議論がありましたけれども、教職員の仕事というのは、いわゆる脱ゆとりから始まって英語教育、そして今度から始まった道徳の評価と次々と負担がふえているんです。そういう中で、やはり何か教員本人も含めて、私は時間外をやるのが当たり前みたいなそういう学校の雰囲気になっていないかという感じがするんです。そういう意味でまずスタートするのは、まずその管理、何時に出て何時に帰ってというのが――持ち帰りの仕事もあるんでしょうけれども、それを知ることからじゃないと前に進めないんじゃないかということで、ここの部分はしっかり教育長がリーダーシップをとって、各市町村に勧めていただきたいなというのが１点目です。

(2)、県内小中学校における校務支援システムの導入状況と同システムの評価についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

沖縄県における校務支援システムの導入状況でありますけれども、これは文部科学省が実施しております、学校における教育の情報化の実態等に関する調査というものがあります。これによりますと、平成29年３月時点で、小学校で68.8％、中学校で81.2％となっております。

校務支援システムについての評価ということでございますけれども、校務支援システムを導入することによりまして、教職員の業務の効率化でありますとか、

また子供たちと向き合う時間等が増加をして、教育の質の向上が図られるとそういう方向に向かうものと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今の文科省調査はこれ全国ですよね。県内はわかりませんか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時９分休憩

午後５時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○大城　憲幸君　県内ということですけれども、私、済みません、もっと少ないと思っていたものですから。私が聞いているのは宜野湾市が非常に進んでいい成果を上げているということで、このシステムを入れることによって一つのデータで出席簿、成績あるいはよいこのあゆみとか指導要録とかそういうものに反映される。それで、大分事務的な負担が減りますよということで、今度30年度から島尻教育事務所管内全ての市町村で、今入れて進めているというような話があったわけです。そういうようなものをもっとどんどん進めるべきではないかという話でしたので、これについては今は県として支援の仕組みはないと思いますけれども、県としてはこれは高く評価して今後も進めていくという考え方でいいですかお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　校務支援システムについては、先ほども申しましたように教員の業務にかける時間を効率化して、逆に子供たちと向き合う時間とか、そういう教育の質の向上にかける授業準備とか、そういうものにかける時間が事務の軽減効率化によって生み出されるということもありますので、引き続き推進していただくように各市町村教育委員会には働きかけてまいりたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

(3)、南城市が作成した学校業務改善推進計画、同取り組みに対する認識と評価についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

南城市教育委員会のほうで作成いたしました平成30年度学校業務改善推進計画ですけれども、この計画では、平成31年度末までに時間外勤務80時間以上の教職員をゼロとするという具体的な数値目標が設定されております。また、南城市では、管内の全小中学校に校務支援システムを導入しまして、成績処理でありますとか、児童生徒の出席管理を行うこと、また夏季休業中の学校閉庁期間の設定等が盛り込まれる等、積極的に業務改善に取り組まれていると認識しております。

県教育委員会としましては、各地区教職員業務改善推進会議等を通じまして、市町村の優良事例を紹介する等、引き続き、学校現場の業務改善に向けて、市町村教育委員会に対して必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　目を通したと思うのですけれども、28年から取り組んで29年にも業務改善計画をつくって、そしてそれの改定版を30年度にもつくって、そして、また部活のあり方についても小学校、中学校つくってということで議論しているわけです。それで私こういうのは県がリーダーシップをとるべきだと思うのです。市町村でやるのも上等なんですけれども、やっぱり県全体にいい取り組みであれば広げていく。あるいは県全体として、これまでずっと繰り返されてきていた教員の働き方改革について取り組んでいくという姿勢は大事だと思うのですけれども、これまでの議論の中でも市町村への提言等もやってきましたよということですけれども、県が出したのはこの提言ですよね。教育長これは何年に出した提言ですか、わかりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　28年３月ですので、27年度末です。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そう、ここ数年ずっと教員の働く環境というのは、過労死レベルだよという議論をしながら、27年度末に出した提言をもって頑張っていますよという話をしているわけです。だからさっきに戻る、南城市みたいに、もう少し全県的な生の声を吸い上げて具体的に目標を決めて、それから具体的にそのために学校で何をする、地域で何をする、行政は何が支援できる。そういうようなものをやるべきだと思うのです。文科省は今度スクール・サポート・スタッフの配置がありますけれども、あれ等については全国で三千何百名とか、部活動の支援が4000名とかいう数字がありましたけれども、ちなみにあの取り組みはもう進んでいるのですか。現在どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　スクール・サポート・ス

タッフにつきましては、今年度の予算に計上はしているのですが、この配置とか、これ今具体的には……。

ちょっと休憩でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○教育長（平敷昭人君）　失礼しました。

今年度、県の予算は組んでいるのですが、今各市町村のほうで――これは全校に配置できるほどの数はないものですから、三十数名ですので、市町村の補正予算等の準備等も行っている状況だと聞いております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　全体として3000名、4000名って大きいみたいですけれども、各地域に分けると本当にわずかなんですよね。だからあれもきっかけとしてはいいですけれども、やはり県がリーダーシップをとって、さらに厚いものをやらないといけないなと思っております。

最後に、どうもこれまで小中学校は市町村がやるべきものみたいな空気が流れているんじゃないかなという感じがしていまして、長野県の教育長の言葉を紹介させてください。長野県の原山教育長ですけれども、教員の長時間勤務が結果的に教育の質を落として、社会全体のマイナスになることを教員自身も保護者も地域も認識してほしい。それから長野の働き方改革は進めたいということです。だから、長野県だけではなくて、兵庫県、愛知、北海道でも都道府県がリーダーシップをとってやらないとこれは進まないということで、そういう先進事例では具体的な目標を決めてやっていますので、ぜひとも教育長のリーダーシップを期待しますので最後に決意をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　議員御指摘のように教員の働き方改革、国においても教育現場の守備範囲というか、その辺もどこまでやるべきかとか、学校がやるべきもの、そういう地域でできるんじゃないかというものとかそういういろんな仕分けをしている中で、ただそれがどこまでできるかというのはまた課題があろうかと思います。そういった中で、県教育委員会のほうでも業務改善推進委員会等でさまざまな改善案みたいなものを出して示させていただいていますし、学校にも示させていただいていますし、市町村のほうにもそういうものをお示ししているんですけれども、引き続き教育の質の向上のためには先生方によりゆとりを持ってもらう。大変多忙化と言われて、多忙化で働き方改革が一番叫ばれている職場ではありますけれども、引き続き働き方改革に向けてさまざまな情報収集もしながら、市町村にもいろんな提言等も行ってまいりたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　教育というのは、先生方の高い志に支えられている部分も多いものですから、教育現場の中でも少しいろんな意味で考え方が固まってしまっているところがある。だからその辺は、先ほどの長野の教育長の言葉にあるように、その意識を変えるということは一長一短にはできないことですので、ぜひともリーダーシップに期待をいたします。

次に進みます。

３番目に、民泊事業について。

(1)、住宅宿泊事業法の施行に伴う届け出状況と制度周知の取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

６月15日に住宅宿泊事業法が施行されたわけでございますが、そのときの事業の届け出件数は、６月15日の時点で145件というふうになっております。

○大城　憲幸君　145。

○保健医療部長（砂川　靖君）　はい。

我々はこの制度の周知を図るため、県のホームページに制度の概要も掲載しましたし、またマスコミ等を活用した情報の発信等といったことを行ってきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　きのう、おとといでしたか、新聞記事でありましたけれども、国の規制改革委員会でも手続が提出資料等が多過ぎてこれは簡略化しないと簡素化しないといけないじゃないかという議論があったようです。非常にいろんな書類が多いようです。ただ私、南部しか聞いていませんけれども、窓口担当が２人しかいなくて出張でいないとか、あるいは現在は届け出を出しても結果が出るまで一、二カ月待つというような話もあるようなんですけれども、これはちょっと強化すべきじゃないかなと思うのですが、その辺についてどうですか、現場からの声は。

○保健医療部長（砂川　靖君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　法施行と同時に届け

出は多くなるだろうという見込みで、我々としては、５月に非常勤職員を本島の保健所には配置したところでございます。ところで中部のほうは100件超えているような状況で、なかなか厳しい状況がございます。今後の動向も見ながらでございますけれども、過渡期、届け出が多くなる可能性があると思いますので、その辺の状況を見ながら人的対応は考えていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これだけ法律が変わった、スタートした新たな事業ですから、もう少し丁寧に対応するためには、職員の配置ももう一回考えたほうがいいんじゃないかなと、ここは本質ではないですから要望に変えます。

２番、修学旅行等教育民泊についてお願いします。

ア、民泊を利用する学校や生徒数はどう推移しているか伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

教育旅行民泊の受け入れ実績につきましては、県は平成24年から調査を実施しております。平成24年の学校の数は691校、生徒さんの数が10万9893人でございました。その後、毎年増加傾向にございまして、直近の数字では平成28年、学校数が1218校で生徒の数が16万9920人で、ここ４年間で527校、約６万人の増、1.6倍の伸びとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　この前担当課に聞いたときには、平成28年は担当部局では調査はしていなくて農水部がやっている調査で23万2886名というような数字だったかと思うのですけれども、その辺今言う16万9000というのは独自の調査ですか。どこがやった調査ですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　同じ調査でございまして、先ほど申し上げた16万9920名というのは受け入れ生徒数でございまして、議員がおっしゃった23万2886というのは延べ民泊数でございます。

○大城　憲幸君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時23分休憩

午後５時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その辺は後でまた議論しますけれども、農水部のほう、28年度は農林水産部で調査もしているんですけれども、農林水産部の調査については、教育民泊だけではなくて農村の活性化を目指したものだと思うのですけれども、その辺について農林水産部としてこの民泊をどういう事業展開にしていくのか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

まず農家民泊についてですけれども、特色ある農業伝統芸能、食文化などを生かした体験交流プログラムを教育旅行として評価され、多くの修学旅行生を受け入れております。県のほうとしては、平成29年から沖縄の農家民宿一期一会創造事業、一括交付金を活用しながら実施しているところです。本事業につきましては、平成29年から31年度までの事業でありまして、農家民宿を中心に農家の特色ある資源を生かして農村の人々に切れ目なく呼び込むための戦略づくりに向けた調査や、新たな取り組みを試行実施をしているところでございます。ちなみに平成29年度の予算が2049万4000円で、内容としましては、農家民宿の実態調査、あるいは安全・安心をテーマとした地域での取り組みの実証ないしは検討委員会の開催を実施しております。30年度も同じような実施で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　農家民宿のほうは、特に離島なんかを含めて九州でも非常に最近力を入れているんですよ。イタリアあたりの取り組みを参考にして、地域で過疎化していたところがこの農家民泊が盛んになって、人口が回復したというような事例もあるようですから、ことし来年の調査事業をしっかり取り組んで、修学旅行との連携は上等ですので、それ以外の部分も発掘できるようにしっかり取り組んでいただきたいなと思っています。

ただ私がここで言いたいのは、この修学旅行教育民泊とこの民泊がごっちゃになっていないかと。修学旅行の中での教育民泊のあり方が、今後方針がどうなのかというのが気になっていたものですから、続く質問でイです。今後の見通しとあわせて課題と取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

まず修学旅行そのものでございますけれども、大体近年約2500校、約45万人で推移しているところでございます。やはり教育旅行民泊はかなり人気がござい

まして、学校ベースでその実施率、修学旅行の数の中で教育旅行を教育民泊で経験した数が、平成24年の率が28％でした。28年は48％に増加しております。そういった意味で、沖縄は教育旅行民泊できる可能性が今後も非常に高いのかなと思っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　教育旅行民泊は今後私もいい事業だし、伸ばすべきだと思っているんです。ただ課題として、前から言われていますけれども、中学校で大体予算が６万から６万5000ぐらい、高校生で７万前後ぐらいの中で、今エアが大体３万ちょっと占める、バス代はどんどん上がる。そういう中で旅行社も割に合わない仕事だと言っている。そういう中で、ホテル代よりは民泊に２泊、３泊連泊させたら安くなるからみたいな話も漏れ聞こえるわけです。そういう意味で市町村ごとの取り組み、私が担当課に市町村ごとにどれぐらい行っていますかと言ってもなかなか数値が出てこない。全体の細かな分析が出てこないように感じたものですから、ここはしっかり皆さんとして修学旅行のうちの教育民泊がどうなっているのかというのは、もう少ししっかり調べて取り組むべきだなというのは感じたものですから、その辺について思いはあると思いますので再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員もおっしゃるとおり、修学旅行の中で民泊というのは非常に沖縄の可能性を高める一つのよい素材となっておりますので、市町村あるいは観光協会ときちんと連携をしながら、これをもっと伸ばすように取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もう一つ、民泊を受け入れる側のところですけれども、先ほどの住宅宿泊業法にかかわってくるんです。修学旅行の場合、部長は御存じのとおり２年前に予約しているわけです。ところが予約していた民家の皆さんが、保健所に行って手続しようと思うとなかなか手続が複雑で、罰則を受けるよりはもうやめたという声が今多くなっていると聞いているんです。そうするとその民泊実施事業者が100件の予定が、実施しようとしたら20件、30件、闇民泊ですよと言われてしまうというようなことが今懸念されますので、そこは取り締まるほうの向こうと、進めるほうの文化観光スポーツのほうと連携をとるべきだと思います。支援策も考えるべきだと思います。その辺についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　そういった課題を一つ一つ解決するために、沖縄県修学旅行推進協議会という協議会がございまして、その中で教育旅行民泊分科会、この中でいろいろ議論しながら、その沖縄の民泊のもう少し質的向上を図るために教育旅行民泊取扱指針というものを設けました。その中で、受け入れ団体、それからコーディネーター、受け入れ民家それぞれの役割をきちっとしながら沖縄の民泊の質的向上を図っていく。そのためにまた我々としても県においても、関係部局ときちんと連携をしながら、取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その会議があるのは伺っていますけれども、今直近の課題が大きい課題だと私は感じているものですから、再度その辺の取り組みをお願いいたします。

４番目、時間がなくなりましたけれども、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例について(1)、首里城及び美ら海水族館等を管理する者を７月から公募する予定であるがどのような法人・団体を想定しているかをお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

指定管理者についてでございますが、県は、首里城及び沖縄美ら海水族館等について、公園施設としての設置目的に適合して管理を行うことができる十分な資力、信用及び能力を有する者を指定管理者として指定し、管理させることとしております。それぞれの施設について、公募により指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経た上で指定することとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　済みません。時間がなくなりましたので、ここで言いたいのは、首里城及び水族館、県民の財産、誇りですので、それを県が管理するというのは県民の思いだったわけです。ただ見ていると、何かこれまでと変わらないような感じになりそう。だから目的にあるように、やっぱり北部の振興あるいは文化の発信、そこに本当に県民の思いが入るような新たな施策ができるように取り組みをお願いして終わります。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般

質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第１号議案から乙第19号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

――――――――――◆・・◆――――――――――

○議長（新里米吉君）　**日程第３　乙第20号議案**を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

――――――――――――――――――――――――

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平成30年第４回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、同意議案１件であります。

乙第20号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員１人が平成30年６月15日付で辞職したことに伴いその後任を選任するため同意を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第20号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

休憩いたします。

午後５時34分休憩

午後５時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第４　陳情第60号及び第70号から第75号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情７件のうち、陳情第70号から第75号までの６件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第60号については、公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明６月29日から７月５日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月29日から７月５日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時36分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透

平成30年７月６日

平成30年
第　４　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　９　号）

平成30年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成30年７月６日（金曜日）午前10時４分開議

議　事　日　程　第9号

平成30年７月６日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案及び乙第２号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案（文教厚生委員長報告）

第３　乙第７号議案（土木環境委員長報告）

第４　乙第15号議案から乙第19号議案まで（総務企画委員長報告）

第５　乙第20号議案（総務企画委員長報告）

第６　乙第14号議案（経済労働委員長報告）

第７　乙第９号議案から乙第13号議案まで（土木環境委員長報告）

第８　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書

瑞慶覧　功君　　西銘啓史郎君
山川　典二君　　島袋　　大君
大城　一馬君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第５号
瀬長美佐雄君　　嘉陽　宗儀君
金城　　勉君　　大城　憲幸君

第９　地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

狩俣　信子さん　新垣　　新君
末松　文信君　　照屋　守之君
次呂久成崇君　　亀濱　玲子さん
比嘉　京子さん　平良　昭一君　　提出　議員提出議案第６号
西銘　純恵さん　金城　泰邦君
當間　盛夫君

第10　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第７号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

第11　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第８号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

第12　ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第９号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君		
渡久地　修君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第13　2025年国際博覧会の誘致に関する決議

大城　憲幸君	西銘啓史郎君		
新垣　　新君	座波　　一君		
山川　典二君	花城　大輔君		
又吉　清義君	末松　文信君		
具志堅　透君	島袋　　大君	提出	議員提出議案第３号
中川　京貴君	座喜味一幸君		
照屋　守之君	仲田　弘毅君		
翁長　政俊君	金城　泰邦君		
上原　　章君	金城　　勉君		
糸洲　朝則君	當間　盛夫君		

第14　非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書

宮城　一郎君	次呂久成崇君		
当山　勝利君	亀濱　玲子さん		
仲村　未央さん	照屋　大河君		
仲宗根　悟君	崎山　嗣幸君		
狩俣　信子さん	比嘉　京子さん		
大城　一馬君	親川　　敬君		
新垣　光栄君	平良　昭一君	提出	議員提出議案第４号
上原　正次君	玉城　　満君		
新垣　清涼君	瑞慶覧　功君		
赤嶺　　昇君	瀬長美佐雄君		
玉城　武光君	比嘉　瑞己君		
西銘　純恵さん	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君			

第15　陳情第63号（経済労働委員長報告）

第16　請願平成29年第１号、請願第２号、陳情第34号、第36号、第44号の３及び第51号（文教厚生委員長報告）

第17　陳情平成29年第12号の２、同第20号の３、同第64号、陳情第29号、第39号から第41号まで及び第48号の３（土木環境委員長報告）

第18　陳情平成29年第85号、同第86号、陳情第３号から第５号まで、第13号、第37号、第38号及び第71号から第75号まで（米軍基地関係特別委員長報告）

第19　陳情平成29年第125号、陳情第55号及び第60号（公共交通ネットワーク特別委員長報告）

第20　議員派遣の件（平成30年度沖縄県議会議員海外派遣）

第21　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第２　乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案

乙第３号議案　沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第８号議案　沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例

日程第３　乙第７号議案

乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

日程第４　乙第15号議案から乙第19号議案まで

乙第15号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第16号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第17号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第18号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第19号議案　専決処分の承認について

日程第５　乙第20号議案

乙第20号議案　沖縄県監査委員の選任について

日程第６　乙第14号議案

乙第14号議案　仲裁について

日程第７　乙第９号議案から乙第13号議案まで

乙第９号議案　工事請負契約について

乙第10号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第11号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案　訴えの提起について

日程第８　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書

日程第９　地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

日程第10　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書

日程第11　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議

日程第12　ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議

日程第13　2025年国際博覧会の誘致に関する決議

日程第14　非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書

日程第15　陳情第63号

陳情第63号　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限の延長を求める陳情

日程第16　請願平成29年第１号、請願第２号、陳情第34号、第36号、第44号の３及び第51号

請願平成29年第１号　民泊サービスにおける簡易宿泊営業のフロント業務簡便化に関する請願

請願第２号　地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書の提出に関する請願

陳情第34号　夜間中学校に対する支援事業継続に関する陳情

陳情第36号　「ことばの教室」への言語聴覚士配置に関する陳情

陳情第44号の３　平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情第51号　夜間中学校に対する支援事業の継続を求める陳情

日程第17　陳情平成29年第12号の２、同第20号の３、同第64号、陳情第29号、第39号から第41号まで及び第48号の３

陳情平成29年第12号の２　法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情

陳情平成29年第20号の３　石垣市振興に関する陳情
陳情平成29年第64号　南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに関する陳情
陳情第29号　宜野湾港マリーナの施設管理等に関する陳情
陳情第39号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
陳情第40号　北部地域離島における架橋建設の早期実現に関する陳情
陳情第41号　新石垣空港滑走路500メートル延長及び国内線ターミナルビル拡張を求める陳情
陳情第48号の３　単身高齢者が安心して暮らせる社会の実現を求める陳情

日程第18　陳情平成29年第85号、同第86号、陳情第３号から第５号まで、第13号、第37号、第38号及び第71号から第75号まで
陳情平成29年第85号　嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用禁止を求める陳情
陳情平成29年第86号　嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情
陳情第３号　Ｆ35Ａ戦闘機のパネル落下事故に関する陳情
陳情第４号　在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する陳情
陳情第５号　米軍ＣＨ53ヘリコプターの窓落下事故に関する陳情
陳情第13号　米軍ＡＨ１Ｚヘリコプターの不時着に関する陳情
陳情第37号　Ｆ15戦闘機の部品落下事故に関する陳情
陳情第38号　嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情
陳情第71号　Ｆ22戦闘機の暫定配備に関する陳情
陳情第72号　ＣＶ22オスプレイの飛来に関する陳情
陳情第73号　嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用に関する陳情
陳情第74号　Ｆ15戦闘機の墜落事故に関する陳情
陳情第75号　米軍嘉手納基地第18航空団司令官の面会拒否に関する陳情

日程第19　陳情平成29年第125号、陳情第55号及び第60号
陳情平成29年第125号　旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・恒久化に関する陳情
陳情第55号　石垣―那覇航空路線の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用継続を求める陳情
陳情第60号　離島割引運賃の継続適用に関する陳情

日程第20　議員派遣の件（平成30年度沖縄県議会議員海外派遣）

日程第21　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	14　番	平　良　昭　一　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	15　番	上　原　正　次　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	16　番	当　山　勝　利　君
2　番	玉　城　武　光　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
3　番	親　川　　敬　君	18　番	當　間　盛　夫　君
4　番	新　垣　光　栄　君	19　番	上　原　　章　君
5　番	次呂久　成　崇　君	20　番	山　川　典　二　君
6　番	宮　城　一　郎　君	21　番	花　城　大　輔　君
7　番	大　城　憲　幸　君	22　番	又　吉　清　義　君
8　番	金　城　泰　邦　君	23　番	末　松　文　信　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	25　番	渡久地　　修　君
10　番	新　垣　　新　君	26　番	玉　城　　満　君
11　番	座　波　　一　君	27　番	仲　村　未　央　さん
12　番	比　嘉　瑞　己　君	28　番	照　屋　大　河　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	29　番	仲宗根　　悟　君

30番	崎山嗣幸君	39番	瑞慶覧功君
31番	金城勉君	41番	狩俣信子さん
33番	具志堅透君	42番	比嘉京子さん
34番	島袋大君	43番	大城一馬君
35番	中川京貴君	45番	糸洲朝則君
36番	座喜味一幸君	46番	照屋守之君
37番	嘉陽宗儀君	47番	仲田弘毅君
38番	新垣清涼君	48番	翁長政俊君

欠　　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	政務調査課長	前田敦君
次長	勝連盛博君	副参事	奥野英明君
議事課長	平良潤君	主幹	比嘉猛君
課長補佐	佐久田隆君	主幹	新垣勝弘君
主査	嘉陽孝君	主幹	中村守君
主査	宮城亮君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

７月３日、大城憲幸君外19人から、議員提出議案第３号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」の提出がありました。

また、７月４日、宮城一郎君外24人から、議員提出議案第４号「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書」の提出がありました。

また、昨日、瑞慶覧功君外９人から、議員提出議案第５号「沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書」、狩俣信子さん外10人から、議員提出議案第６号「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第７号「名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書」、議員提出議案第８号「名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議」及び議員提出議案第９号「ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、公布の日とするとの説明がありました。

本案に関し、県職員が退職して国や市町村に割愛採用されている状況はどうなっているか、また、割愛採用されている期間が退職手当の計算において不利益とならないかとの質疑がありました。

これに対し、現在、県を退職して国に割愛採用されている県職員は４名、同じく県を退職して市町村に割愛採用されている職員は１名である。また、割愛採用

されている期間によって退職手当の算出に不利益が生じないようにするため、割愛採用されている期間についても退職手当の算出期間として通算するとの答弁がありました。

そのほか、国・県・市町村による人事交流の形態、実績及びメリット・デメリット、沖縄県の人事交流の全国との比較などについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、県たばこ税の課税標準の改正及び県たばこ税の税率等を改定する必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正により紙巻きたばこ１本当たりの税額は幾ら引き上げられるのか、また、この引き上げによって想定する県税の増収見込みは幾らかとの質疑がありました。

これに対し、今回の税率改定により紙巻きたばこ１本当たりの県税分の引き上げ額は１年間で0.07円であり、国、市町村分を合わせたトータルでの１本当たりの税額は、12.24円から13.24円へと引き上げられる。さらに、段階的に３年かけて引き上げられることから最終的には３年間で３円増の15.24円となる。また、今回のたばこ税の引き上げによる増収見込みは、現状の調定本数で試算すると、平成30年度は10月からの適用で5540万円程度、最終的に引き上げが完了して、通年で適用される平成34年度は３億9224万円程度の増収を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、たばこ税の増収分が受動喫煙対策としての財源などに使われるのかなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案及び乙第２号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案及び乙第２号議案の２件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案の条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第３号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に、フィルタリングサービス等の内容に関する説明等が義務づけられたため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、本県におけるフィルタリングの利用率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度の県教育委員会の調査によると、携帯電話等を使用している県立高校生のうち、フィルタリングを利用している者の割合は34％となっており、全国と比較すると低い利用率になっているとの答弁がありました。

次に、事業者等がフィルタリングサービス等の内容に関する説明等を怠った場合における罰則規定は設けているのかとの質疑がありました。

これに対し、罰則規定については特に設けていない

が、県は事業者等の営業所に立入調査できる権限を有していることから、同調査によって条例の規定を遵守しない事業者等が確認できた場合は、事業者等に対して勧告等による指導を行っていくとの答弁がありました。

そのほか、具体的なフィルタリングの方法、フィルタリングの利用率の向上に向けた条例の周知のあり方、コミュニティーサイト等を利用したいじめの状況、有害サイトの利用による被害状況、民法改正に伴う成人年齢の引き下げが条例に与える影響の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県保育士試験等手数料条例の一部を改正する条例」は、国家戦略特別区域法及び同法施行令の一部改正に伴い、国家戦略特別区域地域限定保育士に関する条文が繰り下がったことから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、地域限定保育士は、本県においてのみ保育士の業務に従事することができるのかとの質疑がありました。

これに対し、地域限定保育士は、登録後３年間は当該自治体内のみで保育士の業務に従事することが条件となっているが、４年目以降については全国で働くことができるものとされているとの答弁がありました。

そのほか、保育士試験の手数料の額とその低減の検討、保育士試験の実施のあり方、昨年度の保育士試験の受験者数と合格者数、保育士の登録者数などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、条文が繰り下がったことから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園とはどういったものがあるのか、また、県内における設置状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園としては、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園がある。また、県内では、平成29年４月１日現在で、幼稚園型認定こども園は４施設、保育所型認定こども園が２施設、それぞれ設置されているとの答弁がありました。

そのほか、幼稚園教育要領の見直しの内容などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、医療法施行規則の一部改正に伴い、介護老人保健施設の既存病床数等の算定に係る関係規定の削除、その他所要の改正を行う必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正後に介護老人保健施設の入所定員が減少するなどの影響が生じることはないかとの質疑がありました。

これに対し、介護老人保健施設に係る療養病床の既存病床数の算定基準は、経過措置によりこれまで適用されてこなかったことから、今回の条例改正で患者や医療機関に影響を与えることはないとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県地域医療構想における病床数の位置づけ、介護老人保健施設の現状などについて質疑がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」は、沖縄県立図書館の移転整備に伴い、図書館の設置、図書館が行う業務、使用料及び使用料の免除等に関する規定を定めるため条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新たな県立図書館の運営費についてはどれくらいを見込んでいるのか、また、来館者の目標数はあるかとの質疑がありました。

これに対し、１年間当たりの運営費としては、施設の維持管理費が9000万円、光熱水費等が１億2000万円、窓口業務の委託費が１億1000万円、人件費が２億2000万円の、合計で約５億4000万円を見込んでいる。また、来館者の目標数については、立地状況等を勘案すると、現図書館の約２倍程度の来館者の伸びが期待できることから、年間65万人としているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者制度の検討の有無、施設使用料の算定根拠などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案の条例議案５件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案から乙第６号議案まで及び乙第８号議案の５件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第７号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第７号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第７号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例」については、地方自治法第244条の２の規定に基づき、公の施設の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

条例で定める主な内容は、施設の位置や管理、指定管理者の業務、入場料及び入場料の免除についてであり、施行期日は平成31年２月１日。ただし、附則において指定管理の指定等の準備行為は、公布の日から行うことができるとの説明がありました。

本案に関し、これまで国が管理してきた施設を沖縄県に移管するメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、管理を移管するメリットとして、観光を初めとする県の施策と連携し、一層の利活用を図ることで地域の魅力向上、地域経済の活性化、文化の発展などが期待でき、観光及び地域振興につながるとの答弁がありました。

次に、施設の管理に伴う年間の収入、経費、収益がわかる収支計画は公表できないか、また移管に伴い県の財政負担が生じることはないかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄美ら島財団より得たデータにより、収支をシミュレーションしたところ、県の財政負担はなく入館料で賄えることは検証しているが、秘密保持誓約が必要なデータのため公表はできないとの答弁がありました。

そのほか、首里城関係の実施協定書の内容、移管に伴う使用料金の有無等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第７号議案を採決いたします。

○當間　盛夫君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第４　乙第15号議案から乙第19号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第15号議案から乙第18号議案までの同意議案４件、乙第19号議案の承認議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第15号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員３人のうち１人が平成30年９月28日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員７人のうち２人が平成30年７月31日に任期満了、及び予備委員２人のうち１人が平成30年７月31日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が平成30年７月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員５人のうち１人が平成30年７月14日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、平成30年４月１日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分を行ったため議会の承認を求めるものである。

主な改正の内容は、１点目に、ガス中小事業者に係る法人事業税について、課税方式を収入割額から所得割額等へ見直すこと、２点目に、耐震基準不適合既存住宅の取得後６カ月以内に耐震改修を行った場合、当該住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税を減額すること、３点目に、住宅及び土地に係る不動産取得税の税率を４％から３％に軽減する特例措置について、適用期限を３年延長すること、４点目に、自動車取得税の免税点を15万円から50万円に引き上げる特例措置について、適用期限を１年半延長すること、５点目に、先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車取得税の課税標準の特例措置を拡充すること、６点目に、軽油引取税の課税免除の特例措置について、適用期限を３年延長することとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第15号議案から乙第18号議案までの同意議案４件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。また、乙第19号議案の承認議案１件については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第15号議案から乙第19号議案までの５件の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第15号議案から乙第18号議案までの４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案から乙第18号議案までの４件は、委員長の報告のとおり同意することに決定いた

しました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、乙第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第20号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第20号議案の同意議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員４人のうち、議員選出の委員１人が平成30年６月15日に辞職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第20号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第14号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第14号議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第14号議案「仲裁について」は、水産海洋技術センター取水管復旧工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、沖縄県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するためであるとの説明がありました。

本案に関し、紛争の詳細な経過説明を求める質疑がありました。

これに対し、当該工事は地中をドリルで掘削しながら進める工法をとっていたが、途中で配管が破断し工事を中断した原因について、業者側は不可抗力、県は業者の責任として契約に基づく履行不能の届け出を出すことが合理的と主張しているが、両者の言い分が異なることから建設工事紛争審査会に仲裁を申請するものであるとの答弁がありました。

次に、総事業費、前払い金及び違約金は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度の単年度事業で総事業費は１億6740万円、違約金は1674万円及び前払い金は6696万円であり、これらに伴う利息及び遅延損害金については年2.7％の割合で請求しているとの答弁がありました。

そのほか、工事を中断した時期、水産海洋技術センターの業務への影響の有無と今後の対応方針などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第９号議案から乙第13号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

──────────────────────────

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第13号議案までの議決議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「工事請負契約について」は、本部港岸壁整備工事の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、本部港岸壁整備工事であり、契約金額は16億6752万円、契約の相手方は、ＪＦＥエンジニアリング株式会社、株式会社國場組、有限会社安護建設工業の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、本部港岸壁整備工事とあわせて民間が担当する旅客ターミナルの整備を含めた本部港のクルーズ船受け入れに係る全体像はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、受け入れについては官民連携で行うこととなり、県が岸壁の整備を行いターミナル施設については民間の船会社で整備することになっている。岸壁の整備については、平成30年度はジャケット式桟橋の製作や船の停泊地のしゅんせつ工事等を行い、平成31年度は防舷材の取りかえ及びドルフィン式桟橋の整備をする計画であるとの答弁がありました。

次に、ジャケット式とはどのような工法かとの質疑がありました。

これに対し、現場で基礎となる鋼管くいを打設し、その上に工場でつくった上部工に当たるジャケットをかぶせて固定していく工法であるとの答弁がありました。

そのほか、クルーズ船受け入れ体制の構築に係る所管、総合評価方式の課題、クルーズ船の竣工時期等について質疑がありました。

次に、乙第10号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成30年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線都市モノレール建設工事（てだこ浦西駅Ｈ28）の契約金額13億1636万6640円を1093万2840円増額し、13億2729万9480円に変更するものであり、変更の理由は、塗装工事等の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、駅舎外側の光触媒の塗布工事による効果と耐用年数はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、光触媒を駅舎外側のガラスやアルミ面に吹きつけると雨やほこりなどが付着しても落ちやすいものになり、耐用年数は10年程度であるとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成30年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、市道国際センター線都市モノレール経

塚駅建設工事（建築）の契約金額９億222万1200円を705万1320円増額し、９億927万2520円に変更するものであり、変更の理由は、塗装工事等の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、建物ができているのに工事のために新たに足場を組むのかとの質疑がありました。

これに対し、既存の足場を利用して塗布することになるとの答弁がありました。

次に、沖縄都市モノレール延長部分の供用開始はどれくらいおくれる見込みなのかとの質疑がありました。

これに対し、当初は、平成31年春ごろを予定していたが、供用開始は早くて夏ごろになるとの答弁がありました。

そのほか、モノレール建設事業が与える市町村のハード交付金への影響、モノレール建設に係る県の組織と人員体制等について質疑がありました。

次に、乙第12号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成30年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事（建築）の契約金額８億4005万1000円を3811万6440円増額し、８億7816万7440円に変更するものであり、変更の理由は、塗装工事及び天井下地材の一部変更等に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、督促しても納入に応じない滞納者等に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすること、必要がある場合は上訴し、または和解するものとすることであるとの説明がありました。

本案に関し、家賃滞納の主な発生要因及び長期滞納の防止策についての質疑がありました。

これに対し、家賃滞納発生要因として、失業等による収入減が最も多く、次に借金、病気・事故等によるものであり、長期滞納の防止策としては、短期の滞納者へ分納や生活保護の制度の活用の提案を行っているとの答弁がありました。

次に、滞納者への早い段階での支援が必要だがどのような対応がなされているかとの質疑がありました。

これに対し、短期の滞納者へ分納や生活保護の制度活用の提案を行っており、長期滞納防止に向け早目の対応が重要であると考えているとの答弁がありました。

そのほか、法的措置対象者選定委員会の構成、強制執行を行う際の移転先確認の有無等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第９号議案から乙第13号議案までの議決議案５件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第９号議案から乙第13号議案までの５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案から乙第13号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第８　議員提出議案第５号　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

瑞慶覧　功君。

〔議員提出議案第５号　巻末に掲載〕

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ただいま議題となりました議員提出議案第５号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第５号を朗読いたします。

〔沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第５号「沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第５号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第５号の趣旨を関係要路に要請するため、議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　議員提出議案第６号　地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

狩俣信子さん。

〔議員提出議案第６号　巻末に掲載〕

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　ただいま議題となりました議員提出議案第６号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充について関係要路に要請するためであります。

議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第６号「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第10　議員提出議案第７号　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書、日程第11　議員提出議案第８号　名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議**及び**日程第12　議員提出議案第９号　ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第７号、第８号及び第９号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第７号、同第８号及び同第９号の３件につきまして、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、名護市数久田区の民間地における流弾事故について関係要路に要請するため及びロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言について関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第７号を朗読いたします。

〔名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第８号の抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

次に、議員提出議案第９号を朗読いたします。

〔ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第７号の意見書の宛先で、県内所在関係機関、同第８号の抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事、同第９号の抗議決議の宛先で、第３海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号から第９号までについては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案３件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第７号「名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書」、議員提出議案第８号「名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する抗議決議」及び議員提出議案第９号「ロバート・ネラー米海兵隊総司令官の発言に対する抗議決議」の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号から第９号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第７号から第９号までについては、提案理由説明の際、提出者から県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要

望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第７号から第９号までの趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第13　議員提出議案第３号　2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大城憲幸君。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君　こんにちは。

ただいま議案となりました議員提出議案第３号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、国が開催を目指す2025年国際博覧会の誘致実現に向けた国内機運の醸成など必要な協力を積極的に推進するためであります。

それでは、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔2025年国際博覧会の誘致に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　こんにちは。

日本共産党の比嘉瑞己です。

私は日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」に反対の立場から討論を行います。

私たちは国際博覧会そのものには必ずしも反対の立場ではありません。しかし、大阪府大阪市が誘致しようとしている大阪市夢洲を会場とする国際博覧会は、カジノを中核とする統合型リゾート（ＩＲ）の誘致と一体のものとなっているため反対をするものです。

昨年大阪府や大阪市、関西経済連合会などがまとめた夢洲まちづくり構想では、第１期の計画として、2024年度までのカジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）などの誘致、第２期の計画として大阪万博の会場としての整備、そして第３期は長期滞在型リゾート施設の整備といった構想となっております。

実現に向けては統合型リゾート（ＩＲ）の成否が大きな鍵を握ると構想の中で語っております。このように明記されているように国際博覧会の誘致とカジノを含むＩＲ誘致を一体に進めようとしていることは明白です。

現在国会では、カジノを含む統合型リゾート（ＩＲ）実施法案を自民、公明、維新が衆議院を強行通過させ、延長した国会での成立を狙っております。カジノは刑法が禁じる賭博です。ギャンブル依存症の拡大、多重債務、治安の悪化、子供たちへの悪影響など深刻な社会問題を広げる危険性があります。我が党は、地元の大阪府議会においてもカジノを中核とするＩＲ誘致と一体となった大阪万博の誘致には反対の立場をとっており、我々党県議団としても誘致を推進するわけにはいきません。

よって、議員提出議案第３号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」に反対をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第３号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」を採決いたします。

○照屋　大河君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第14　議員提出議案第４号　非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮城一郎君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第４号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第４号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明について関係要路に要請するためであります。

それでは、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第４号に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま議題となっております議員提出議案第４号「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書」案に対する質疑をさせていただきます。

私はこの意見書の趣旨には賛同する者でございまして、この提出者の皆様方により理解を深める、これまで沖縄県は外務省に対して照会、あるいはまたは米軍に対しても照会はございました。米軍基地関係特別委員会でもそのようなことも含めてさまざまな議論をさせていただきましたけれども、今回議員提案ということでありますから、その提出者のこの非核三原則に対する見解も含めて質疑をさせていただきます。

まず、１点目に伺いたいことは、提出者は２点目に非核三原則の堅持ということを取り上げております。

この提出者は非核三原則を主張し、堅持をしている立場なのか。現在25名の提出者でありますけれども、この全員の皆様方は非核三原則の堅持についてどのような立場かということをまずお伺いをします。

２点目、私は国も県も非核三原則を堅持し、それを守る立場だと考えております。７月３日の軍特の説明では、国は非核三原則を堅持しており、県は政府の責任で日本国への核の持ち込みを拒否することを求める立場であるとのことで、県の非核三原則の見解が曖昧であると考えております。県は、非核三原則を堅持するのか、守るのか、大変重要なことであると考えております。提出者は非核三原則の県の見解をどのように捉えているか伺います。

３点目、非核三原則について県の見解の違いについて。

ことし３月23日の軍特では非核三原則の堅持は国も県も同じと説明し、去る７月３日の軍特では県は核の持ち込みを拒否すべきと説明をしております。なぜ、非核三原則の考え、堅持について変化をしたのか、疑問を持っているわけであります。提案者は県の変化についてどのような見解をお持ちか伺います。

４点目、非核三原則について県は国に堅持するよう求めるばかりで県の主体的な考え、方針が定まっていないのではと考えております。県は核の持ち込みを拒否すべきであるとのことでありますけれども、それで

は非核三原則の核はつくらない、持たないについての言及はございません。県は核はつくらない、持たないについては否定しないとのことから提案者も同様の考えか伺います。

５点目、沖縄県は昨年29年９月10日ＮＨＫの「沖縄と核」が報道された後、９月26日に外務省沖縄事務所に照会をしております。14項目が照会をされ、外務省が回答しておりますけれども、今回の意見書案の要求項目１から３の回答もなされているのではと考えているわけであります。あえて、今回の意見書案で回答を求める根拠をお願いします。

６点目、さらに６月14日付で沖縄県は平成29年９月26日に照会し、11月10日の回答に不服として今度は外務省に対して照会を出しております。今回の外務省への照会は米軍への照会でありますけれども、この内容と今回の提案者の要求項目との関連、これをどのように捉えているか伺います。

７点目、沖縄県は独自の調査をせずマスコミ報道によって国に照会をしている。ということは、国からどのような回答があっても反論できないのではないかと考えます。歴史の検証は県独自の調査をもとに行うことが当然であると考えております。このことがなくては、真相を究明することは不可能であると私は考えております。提案者は県の核問題の対応についてどのように捉えているか伺います。

８点目、今回の核問題について、軍特委員会で現知事との協議や取り組みについて、知事公室長は非核三原則についても県知事の立場、対応を明らかにしておりません。沖縄県は県知事不在、県知事からの指示なしで核問題に取り組んでいるとのことでしょうか。提案者はこのような県の現状についてどのように捉えているか伺います。また、提案者は核問題で県知事とどのような協議を得て今回の意見書の提出になったか、その協議内容についてもお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　照屋守之議員の質疑に答弁したいと思います。

多岐にわたる質疑でしたので、漏れているのがあったらまた御指摘をお願いしたいと思います。

まずその前に、質疑した照屋議員も趣旨に賛同だということをおっしゃいましたので、本当にありがとうございます。できればぜひ全会一致でやっていただきたいと思います。

１番目に、非核三原則を主張し堅持する立場かということですけれども、非核三原則は、国が沖縄返還するときに核兵器は持たず、つくらず、持ち込ませずという国の立場をしっかりと返還のときに佐藤首相も表明をしています。ですから私たちは非核三原則をしっかりと守るべきだという、そういう立場を堅持しています。

ですからこの記書きの２で、「非核三原則を堅持し、沖縄への核兵器の再配備を断固として拒否すること。」ということをやっています。照屋議員は、国も県も非核三原則を堅持し、それを守る立場だということだと考えているということですけれども、県の見解はということだと思いますけれども、県は……。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　先ほど議員から指摘がありました、ことし３月23日当時の謝花公室長が軍特での私の質疑に対して、いわゆる非核三原則を堅持あるいは厳守して核兵器の持ち込みは絶対拒否するということでいいですかという質疑に対して、当時の謝花公室長は、「これが日本政府の現時点においての見解だと思いますので、それを厳守していただきたいと思っています。」ということで答弁していますので、県も非核三原則をぜひ堅持してもらいたいということを答弁しているということです。

そして非核三原則について、県は国に堅持するよう求めるばかりで主体的な方針が定まっていないのではないかということの質疑でありますけれども、核兵器を拒否する、持ち込みを拒否するというのは国が拒否すべきだということですので、その立場だと思います。

それから沖縄県は、去年９月10日のＮＨＫの「沖縄と核」が報道された後、外務省に照会していると、14項目やっていると。今回の意見書案の要求の１から３も回答されているのではないかということですけれども、この９月10日に沖縄県が政府に要求したのは、14項目要求しています。それはＮＨＫで報道された当時の復帰前の核の貯蔵の問題、誤発射の問題などについて質疑して、そして現在のものも質問していますけれども、回答は、政府としては復帰前のものは承知していないということで、復帰前のこのような事故とか事件などについては回答をされていない。そして復帰後のことについても、やっぱりその後いろんな密約がどんどんどんどん明らかになってきているのにもかかわらず、それについて回答がなされていないと思います。

ことしの６月14日付で沖縄県は、外務省を通して米国に照会しているけれども、これとの関係はどうなのかということですけれども、去年ＮＨＫの報道を受けて政府に照会して回答が来た。しかしその後もことしの６月に入って新たにまたアメリカの公文書で、この密約が明らかになってきたわけです。統合参謀本部が沖縄の復帰前のような沖縄に核兵器を置いておくということを求めていたと。それを沖縄を返還したら、非核三原則との関係でどうなるのかということで議論して、結果的には密約につながったということが公文書で明らかになっているわけです。ですからそういったものを県は、国が回答しないものだから米軍にそれを直接聞いてもらえませんかということで、外務省を通して今質問を出しているということの答弁だったと思います。

それから今回の核問題について県知事との協議や取り組みについてどうなのかと、やったのかということですけれども、これはあくまでも県民の不安に対する私たち県議会が取り組むべきものであって、県知事とこれは私たちが議論するものではないと思っています。県議会の自主的な判断で行うべきものだと思います。

そして県知事のことも言っていましたけれども、県知事の立場というのは、今私がここで述べるあれはありませんけれども、ただこれまでの議会答弁などを見てみると、核兵器禁止条約これについて賛成の趣旨の表明もやっていましたし、ヒバクシャ国際署名にも署名したということを表明していたということは申し述べたいと思います。

最後に、私たちが今回出そうとしている意見書案というのは、あくまでも日本政府宛ての意見書であって、日本政府にこれだけ密約があるということがアメリカの公文書などでもどんどん明らかになってきているので、これはしっかりと解明しなさいと。そしてそれを正式に密約は無効にせよというようなことを求めるものでありますから、御理解よろしくお願いします。

もし漏れているものがありましたら、御指摘願いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　御答弁ありがとうございます。

冒頭に申し上げましたように、この意見書案に理解を示したいというそういう思いから質疑をやっております。

先ほど渡久地議員からありましたように、３月の渡久地議員の質問では、確かに明確に知事公室長は国も県も一緒だという形で答弁をしております。ところが７月３日、私が軍特でこの２月議会の国も県も明確だということを言っているということも含めて、現在の知事公室長に確認をさせていただきました。そういたしましたら、先ほどの国も県も一緒だということではなくて、政府は非核三原則を堅持する、県は政府の責任においていかなる場合にも日本国への核の持ち込みを拒否すべきであるという考えでありますという答弁です。これは、非常に先ほどの渡久地議員の説明とは裏腹で、国は非核三原則を守るけれども県は政府の責任において日本国への核の持ち込みを拒否すべきであるというそういう立場だというんです。持たない、つくらせない、持ち込ませない、こういうものも含めての非核三原則全体のものを県としての見解はない。ですから私は、そこに非常にこのような大事な核問題について県の見解がおかしいということを考えているわけでして、ぜひそこは与党の皆様方がもう一度この議会答弁も含めて、これはもう知事でしょうね。知事とその非核三原則の県の見解、そういうことを整理していただきたい、このように考えております。

休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　次に、平成29年９月のＮＨＫの核の報道の件です。

私は軍特委員会では、執行部の説明で納得しましたけれども、その後に基地対策課からその当時の文書を14項目を出してほしいということで文書を取り寄せました。そこには、ＮＨＫ報道「沖縄と核」に関する外務省照会ということで14項目の照会と外務省からの回答がございます。

これ非常に不可解に思ったのは、本来私ども議会、県民の思いを込めてそれぞれ照会するということは議会でままあるわけでありますけれども、県執行部がこの報道の内容によって国に対してそういうふうな照会をする。そこも含めて若干違和感を持っておりましたけれども、例えば復帰前の沖縄にミサイル配備とか、あるいはまた有事の際に沖縄に持ち込むとの日米密約があったのか、あるいはまた沖縄に核兵器は配備されているかというそういう問いかけがございます。それに対して外務省は、御指摘の報道は承知しているということで前置きした上で、さまざまなことについて回答を出しているわけであります。日本に復帰する以前の沖縄における米軍部隊の核兵器の配備等について政府として承知していない。この旨は従来から明らかに

している政府の立場である。一例を挙げれば、沖縄が日本に復帰した後の1974年12月17日の国会において宮澤外務大臣は、返還前の沖縄の基地に核兵器があったかどうかということについては、政府としては正確についに知り得なかったが、核抜き返還を実現したことは明確になっている旨述べている。

さらに有事の際に、再び沖縄に持ち込むとの日米核密約があったとの事実関係がどうだったかという問いかけです。これについてこの文書には、こういうふうな見出しがついています。県としては平成22年６月15日の外務大臣会見、平成22年６月25日付北米地第7321号の回答のとおりと理解しておりますと県はここで書いております。その内容は外務省の回答、仮定の状況についてお答えすることは差し控えますが、菅内閣として非核三原則を堅持する方針に変わりはありません。質問の有事において米側から核兵器を沖縄に持ち込むことについて事前協議があった場合、日本政府は承認するか、非核三原則との整合性。これについては、平成22年６月15日外務大臣会見概要抜粋が記されております。沖縄の核持ち込みに関して佐藤内閣で密約があったのではないかということ、紙は佐藤信二さんの御自宅から出てきたのでとありますが、このことについて日本政府としては、少なくとも今その密約は有効ではないと考えているわけです。そもそも外交当局が全く関与していない首脳同士がサインをしただけであり、しかもそれは政府の中で引き継がれていないということをもってそういう密約はなかったというのが我々の考え方ですが、仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えております。この点についても米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認されているということです。県は、この事実を理解しているということで、照会をして回答を外務省が出しました。外務省の回答は、御理解のとおりで政府の立場に変更はないということです。

ですから私は、この照会についてはもう一つありますけれども、現在沖縄に核兵器は配備されているかの県の問いかけです。

政府としては、現時点において沖縄に核兵器が存在していないことについては、何ら疑いの余地がないと考えている。この旨は、本年10月６日に閣議決定された質問主意書に対する答弁書においても改めて明らかにしているという、こういう回答が来ているわけであります。これ14項目です。

みずから質問をして、私どもはこういう理解をしておりますがということを投げて、外務省もそのとおりでございますというこういう問いかけです。これ沖縄県がやっております。この照会を不服として、さらにもう一回、６月14日に今度は米軍宛てに外務省に対して今照会をしております。この項目もあります。

私は、先ほど申し上げましたように県当局が事実関係を国に対して照会をするというのであれば、県はワシントン事務所も持っているわけですから、独自の調査をしてしかるべき公文書の発見とか、そういう事実に基づいて国が出した回答にしっかり反論ができる。あるいはこれまでの事実と異なるというそういうものを突きつけてこの核問題について対応していかないと、県がせっかくこういう形で質問をして従来どおりの見解でありますというふうな回答をしている。この現状は私は非常に不可解だと思っております。そういうことで県民に納得がいかないから、再度米軍に照会をするこの内容です、中身です。ですから、私は、今回の意見書がそういうふうな回答も含めてそれを補完する県議会の意見書になっているのか、そのことを改めて御説明をお願いをします。

先ほど申し上げました県知事との関連であります。

私は、この問題、大変重要な問題、県政を平和行政を考えていく上で重要な問題でありますから、当然このようなことについては、県知事も関与をして協議しながら進めているということを委員会でぜひ証言してもらいたいという思いがあって、７月３日の軍特委員会でそれを確認したわけであります。私は県知事の対応ということを確認しました。知事公室長は県知事の内容について一切触れない。県知事とどういう協議をやっているか、そういうふうなことも触れない。ですから今起こっていることが外務省に対するＮＨＫの報道番組に対するそういうふうな質問の照会事項も恐らく知事は知らないんじゃないですか。そういうふうな懸念をしているわけであります。

ですから私はぜひ今回の件を県議会が主体的にやる意見書ですから、知事とはそういう協議をしていないということでありますけれども、提案者は与党ですから、与党の立場でこの核問題、今県政の中で取り組んでいる内容、そういうことも含めて執行部を県議会がどうサポートをしていくか。今の知事の対応についてどうサポートをしていくかというそういう連携はどうしても必要だと思うんです。そうした上で沖縄県議会が全会一致で対応していくというふうなことですから、ぜひ県知事ともこの核問題についてしっかり対応していただきたい。そのお願いをしますけれども、その辺についても御見解をお願いします。

先ほど冒頭から申し上げましたように、私は今回の

核問題について意見書を出す、そのことについては賛同したいという思いがございまして、米軍基地関係における今の県の対応、非核三原則の対応、問題、あるいはまた県が今国に対して照会をしているそういうふうなことも含めて照らし合わせて、今質疑を通してお互いの理解を深めていくということをやるために質疑をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　幾つか再質疑がありました。また、ぜひ賛成の立場、深める立場という質疑でしたので、それにお答えしたいと思いますけれども、抜けていたら御指摘願いたいと思います。

先ほども述べましたけれども、今回のこの意見書は、政府宛ての意見書ですので沖縄県の県政の対応とか知事の対応を問う意見書ではありませんので、その辺は御理解願いたいと思います。しかし軍特委員会での質疑などもありましたので、ぜひその辺、私の答えられる範囲で答弁したいと思います。

まず県に非核三原則を県としてもしっかり堅持するようにということを求めるべきだということ、これは問題は核兵器を持ち込ませないというのは一番国の対応、外交だと思いますけれども、やっぱり基地が集中している沖縄県として、しっかりその辺は対応すべきだという議員の指摘は、それは一つの指摘として今後議会でも主張していかれたらいいと思いますし、私たちも軍特委員会で県としてもしっかりこれは拒否をしなさいということを私たちも指摘しているということだけは答弁させていただきたいと思います。

それからＮＨＫの復帰前の記事について、報道だけで県は動いているのかという質疑がありましたけれども、これについても私は県がどういうあれで動いているのかということを、県に成りかわって答弁する立場にはありませんけれども、委員会等のこれまでの質疑を含めてＮＨＫの報道、そしてタイムスが1962年キューバ危機のときに、発射命令が誤って出されていたという記事とか、それからその後の核密約のいろんな公開された文書が出てきて、県民は物すごく不安に思っているわけです。ですからそれについて、私は県がしっかりと外務省なり米軍に問い合わせするのは当然のことだと思います。米軍基地関係特別委員会では、私はそれをぜひやるべきだということを外務省に質問もやるべきだ、米軍にも直接やるべきだということも指摘しましたので、私としてはこれは県は当然の動きではないかなと理解をしております。

それから有事の際、核兵器の持ち込みの問題の話もありましたけれども、非核三原則は堅持をしていると。国は非核三原則が堅持されていて持ち込み通過の際は、事前協議があるから、事前協議がないということはそれがないんだということをずっと答弁していたわけですけれども、先ほども答えましたけれども、いろんな密約の文書がどんどん出てきたわけです。ことしの６月に出されたのが米国務省歴史課の外交文書で、これはたくさんありますけれども、ここでは沖縄の返還協定を協議するときにアメリカの返還最低条件は下記のとおりだと。ａからｆまでありますけれども、ａに「緊急時の核保有権及び核の完全な通過権」、これを求めなさいというのがこれは報道じゃなくてその原本ですけれども、ここで明らかになっています。そして大統領と米軍の参謀本部長らが参加した会議、これは69年11月21日ですけれども、ここで統合参謀本部長と大統領との会談の模様がこれも公開された公文書で明らかになっています。ここで「大統領はホイーラー統合参謀本部議長のほうを向き、統合参謀本部長としての見解を聞いた。ホイーラー統合参謀本部長は核の観点から言うと、現状維持が望ましかったとした上で、現状維持が不可能な場合は、日米合同声明の中で緊急時における核兵器再持ち込みの権利と通過権に関する明確な文言を望んでいたと述べた。ホイーラー統合参謀本部議長は、合同声明にこれらの権利が確保される旨が盛り込まれたことを喜ばしく思うと述べた。」ということがこの公開されたものに書かれているわけです。ですから密約があったということは、もうほぼ明らかになっているんじゃないかなと思います。

最後に、照屋議員から知事もこれは一緒にやるべきだということをおっしゃっていました。それは、知事は県議会でも何度もこの核兵器禁止条約に関しても、ヒバクシャ国際署名にも署名をしたと。核廃絶を願っている、沖縄県はいかなる核実験にも反対の立場を持っているということは答弁しています。そしてこれは先ほども言いましたけれども、県議会として意思をしっかり示すことが大事じゃないかなということですけれども、照屋議員おっしゃるように私はこの県議会で議会の意思が全会一致でこの決議が採択されたならば、それが知事をサポートしていく一番大きな力になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後０時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際申し上げます。

本案に対する討論の通告がありました、瀬長美佐雄君及び照屋守之君から発言通告の撤回がありました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第４号「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立全員であります。

よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号については、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第４号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第15　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第16　請願２件及び陳情４件を議題といたします。

各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました請願２件及び陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております請願２件及び陳情４件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの請願２件及び陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　陳情８件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　土木環境委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕
○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情８件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情８件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情８件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　陳情13件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕
○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました陳情13件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情13件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情13件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第19　陳情３件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　公共交通ネットワーク特別委員長玉城　満君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔公共交通ネットワーク特別委員長　玉城　満君登壇〕
○公共交通ネットワーク特別委員長（玉城　満君）　ただいま議題となりました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第20　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を海外へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第21　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第４回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後０時21分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　　満

会議録署名議員　　具志堅　　透